昭和45年產業連関表 1970 Input-Output Tables

一総合解説編一 Explanatory Report

> 昭和49年1月 January 1974

行政管理庁·経済企画庁経済研究所·通商産業省 農林省·運輸省·労働省·建設省 Government of Japan 行政管理庁,経済企画庁経済研究所,農林省,通商産業省,運輸省,労働省および建設省の7省庁の共同作業として,昭和45年産業連関表の作成に当ってきたが,このたびその作業が完了し、こゝにその計数ならびに計数の推計方法の概要をとりまとめて発表することとした。

経済の発展あるいは構造の把握のため、近時、国民経済計算に関する論議が各方面において活発に行なわれるようになってきているが、産業連関表はその最も重要な勘定の一つであり、今回の45年表が経済計画の策定、経済の分析や予測あるいは企業経営分析の面に広く役立つことを願ってやまない。

こゝに,本書を刊行するにあたり、これまでに種々の御協力を賜った官民の各位に対して謝意を表するとともに、この作業に参画された関係各省庁の職員に対して、その労を謝する次第である。

昭和49年 1月

産業連関部局長会議を代表して 行政管理庁統計主幹 増 淵 亮 夫 昭和45年産業連関表は、行政管理庁、経済企画庁経済研究所、農林省、通商産業省、運輸省、労働省および建設省の共同作業として進めてきたが、その基本的部分がまとまったので公表することとする。

この総合解説編は、45年表の利用者のために表作成の組織と手順、基本となる概念・定義、各部門ごとの推計の方法と基礎資料、結果の簡単な分析、逆行列係数など分析表の求め方、産業連関分析の原理などについて簡単な説明を行なってある。

なお、45年表の計数は、別冊の計数編(1)および計数編(2)に示される。計数編(1)は、総合解説編と同時に発行され、基本分類(541×407部門)の取引表、60×60部門の取引表、投入係数表、逆行列係数表、その他分析表のほか商業マージン表、国内貨物運賃表、輸入表、物量表、雇用表などの付帯表を含んでいる。計数編(2)は、年度末までに発行され、160×160部門表関係の取引表、投入係数表、逆行列係数表、その他分析表のほかいくつかの付帯表を含む予定である。さらに、外国向けに英文解説編を用意する予定であるのであわせてご利用頂ければ幸いである。

質疑の問合せ先

この報告書に関する質疑等については、一般的な事項であれば行政管理庁へ、また、個別の推計方法等についてはそれぞれ の担当省庁へ連絡してください。連絡先および担当部門は下記のとおり

(記)

行政管理庁〔行政管理局統計審查室·TEL581-6361 内線 4246〕

- ① 立案,連絡・調整,公表の総括
- ② 輸出入,事務用品および梱包部門

経済企画庁(経済研究所国民所得部·TEL581-0261内線5732)

- ① 崩信,水道,金融,保険,不動産その他サービス部門
- ② 最終需要部門(輸出入を除く)
- ③ 付加価値部門(雇用者所得を除く)

農 林 省[大臣官房調査課·TEL502-8111 内線 2347]

① 農林水産業および食品工業部門

通商産業省〔調査統計部統計解析課·TEL501-1511 内線 2404〕

- ① 鉱工業,電気,ガス,商業の部門
- ② 電子計算機による製表・分析

連 輸 省[情報管理部情報解析管理官室·TEL580-3111 内線 3552]

① 連輸および輸送機械(自動車等を除く)部門

労 働 省〔統計情報部情報解析課·TEL211-7451 内線 459〕

① 雇用者所得部門

建 設 省〔計画局調査統計課·TEL580-4311 内線 321〕

① 建築および上木部門

TT .		
はしが	.	
第1章 4	5年表からみた日本の経済	9
(1)	国内生産 (2) 中間投入と付加価値 (3) 供給と需要	
(4)		
(6)	最終需要部門別生産誘発 (7) 最終需要部門別輸入誘発	
(8)	最終需要部門別付加価値誘発 (9) 最終需要と生産波及	
(0)	国内総支出,総生産,純生産 (1) 国民所得統計の国内総生産など	
μυ	国門総文山、松生産、桃土産 は 国民が日初に同り国門総土産なる	
付 表		
1	昭和45年産業連関表 生産者価格評価表(13部門)1	4
2	昭和40年産業連関表 (10部門)1	
3	昭和35年産業連関表 (//)	8
4	昭和45年産業連関表 投入係数表(生産者価格,13部門)	0
5	昭和45年産業連関表 逆行列係数表	
	(生産者価格, 1 3 部門(I - A + M̄) - 1)	: 0
6	国 内 生 産	
7	中間投入と粗付加価値2	4
8	供給と需要	
9	最終需要	8
10	The second common control of the second cont	
1.1	最終需要部門と粗付加価値部門	1
1 2	国内総支出,総生産,純生産	2
1 3	国民所得統計による国内総生産	1 3
1 4	国民所得統計による国民総支出と国民総生産ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	3 4
15	産業連関表と国民所得統計の計数	5
16	主要経済指標	6
第2章 4	5年表の作成方法	3 8
第1節	産業連関表作成の沿革 作業組織と任務	3 8
第2節	作業組織と任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
第3節	作成作業の経過	39
第4節	基本要綱の決定まで	4 3
第5節	既存統計の利用と特別調査の実施	13
第6節	国内生産額 投入額 産出額の推計	1 6
第7節	. 調 整 作 業 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 7
第8節		1 7
쓆 a 箭	従来の表との相違点	4 8

第3章 45年表における概念・定義など	
第1節 表の基本的構造	
第2節 部 門 分 類	
第3節 価 格 評 価	
(1) 生産物の価格評価 (2) 取引きの価格評価 (3) 輸入品の価格評価	
第4節 国内生産額	
第5節中間取引	-
第6節	
(1) 家計外消費支出 (2) 民間消費支出 (3) 一般政府消費支出 (4) 国内総固定資本形成	
(5) 在庫純増 (6) 輸出 (7) 特需 (8) 輸入 (9) 関税 (10) 輸入品商品税	
第7節 粗付加価値	
(1) 雇用者所得 (2) 営業余剰 (3) 資本減耗引当 (4) 間接税 (5) 補助金	
第8節 特殊な扱いをする部門	
(1) 商業部門と運輸部門 (2) 帰属計算部門 (3) 仮設部門 (4) 使用者主義と所有者主義	
(5)。 政府活動	
第9節 副産物および屑の扱い	
第10節 輸入の扱い	
第11節 国民所得統計との関係	
第12節 SNA体系との関係	·
(内 生 部 門) 第1節 農林省担当部門	
第2節 通商産業省担当部門	0
第3節 運輸省担当部	19
第4節 建設省担当部門	
第5節 経済企画庁担当部門	1
第 6 節 行政管理庁担当部門	17
(最終需要部門)	
第7節 経済企画庁担当部門	17
第8節 行政管理庁担当部門	19
(粗付加価値部門)	
第9節 労働省担当部門	19
第10節 経済企画庁担当部門	20
"你是你,我们们我们的我们,你只要你的人,我们就是我们,我们就是这个人,我们就会会会会会,我们就是这个人,我们就会	
에서 사람들은 사람들은 사람들이 되었다. 그는 사람들은 사람들이 가장 하는 사람들은 사람들이 하면 하면 맛있다면 지점하다면 가장 그렇게 되었다.	20
第1節 商業マージン表および国内貨物運賃表	90
第2節 輸入表	0.1
第3節 副産物・屑発生および投入表	91:
第4節 雇 用 表	0.7
第5節物量表	

•	and the second second		
第2節	逆行列係数と産	業連関分析	217
(1)	逆行列係数	① (I-A) ⁻¹ Y型 ② (I-A) ⁻¹ (Y-M)型	
		③ (I-A+M)-'Y型 ④ [I-(I-M)A]-'[(I-M)Y+E]型	
		(5) $(I - A^{\alpha})^{-1}$	
(2)	影響力係数と感	応度係数	
第3節	最終需要と生産	, 輸入および付加価値との関係の分析	220
(1)	最終需要と生産	① 生産誘発額 ② 生産誘発係数 ③ 生産誘発依存度	
(2)	最終需要と輸入	① 総合輸入係数 ② 輸入誘発額	
(3)	最終需要と付加	価値 ① 総合付加価値係数 ② 付加価値誘発額	
(4)	$(\mathbf{I} - \mathbf{A} + \mathbf{M})$	⁻¹ Y型における 誘発額等	
		① 誘発額 ② 誘発係数 ③ 依存度 ④ 総合係数	
第4節	経済の予測分析		223
(1)	生産額予測	(2) 最終需要額予測 (3) 価格分析 (4) 産業連関分析の事例	
録			
1 産	業連関表作成作業	関係者名簿	228
2 部	門 分 類		235
(1)	基本部門分類	(2) 統合部門分類	
3 部	門分類の変更点お	sよび変更理由	24 6
4 電-	子計算処理フロー	**	254
6 政	府諸機関の扱い -		262
7 [1	行列」の意味と内	容	270
	第第 (1) (2) (3) (4) 第 (1) 銀 産 部 (1) 部 電 作 政	第1節 投入係数 第2節 逆行列係数 (1) 逆行列係数 (2) 最終係素需需要要とととととという。 (3) 最終終需需要要要とととと、 (4) (1) 経済産額 (4) (4) 経済産額 (5) は、 (6) ないっちる。 (7) ないっちる。 (8) は、 (9) は、 (1) は、 (1) は、 (1) は、 (2) は、 (3) は、 (4) (4) に、 (4) に、 (5) に、 (6) ないっちる。 (6) ないっちる。 (7) は、 (8) は、 (9) は、 (1) は、 (1) は、 (1) は、 (1) は、 (2) は、 (3) は、 (4) は、 (4) は、 (5) が、 (6) ないっちる。 (6) ないっちる。 (7) は、 (8) は、 (9) は、 (1) は、 (1) は、 (1) は、 (1) は、 (2) は、 (3) は、 (4) は、 (4) は、 (5) が、 (6) ないっちる。 (6) ないっちる。 (6) ないっちる。 (6) ないっちる。 (6) ないっちる。 (6) ないっちる。 (7) は、 (8) は、 (9) は、 (9	第1節 投入係数と産業連関分析 (1) 逆行列係数と産業連関分析 (1) 逆行列係数 ① (I-A) ⁻¹ Y型 ② (I-A) ⁻¹ (Y-M)型 ③ (I-A+M) ⁻¹ Y型 ④ (I-(I-M)A) ⁻¹ ((I-M)Y+E)型 ⑤ (I-A ⁻¹) (2) 影響力係数と感応度係数 第3節 炭終需要と生産, 輸入および付加価値との関係の分析 (1) 炭終需要と生産 ① 生産誘発額 ② 生産誘発係数 ② 生産誘発依存度 (2) 炭終需要と特入 ① 総合輸入係数 ② 輸入誘発額 (3) 炭終需要と付加価値 ① 総合付加価値係数 ② 付加価値誘発額 (4) (I-A+M) ⁻¹ Y型における誘発額等 ① 誘発額 ② 誘発係数 ③ 依存度 ④ 総合係数 第4節 経済の予測分析 (1) 生産額予測 (2) 炭終需要額予測 (3) 価格分析 (4) 産業連関分析の事例 録 1 産業連関表作成作業関係者名簿 2 部 門 分 類 (1) 基本部門分類 (2) 統合部門分類 3 部門分類の変更点および変更理由 4 電子計算処理フェーチャート 5 作成過程でまとめられた資料 6 政府諸機関の扱い

第1章 45年表からみた日本の経済

産業連関表を作成する主要な目的は、投入係数や逆行列係数表を利用した産業連関分析による、将来年次の経済構造を産業別生産、財貨・サービスの需要や価格などの面から予測し、それに応じた対策を樹てることにあるが、以下では昭和45年表の計数に基づいたわか国の経済構造の現状分析を簡単に行なうこととする。この説明に当っては付表1~5と、これを整理、分析した付表6~16を用いた。なお、産業連関分析の手法については、第6章産業連関分析の原理を参照されたい。

(1) 国内生産(付表6参照)

昭和45年にわが国の生産活動諸部門が生み出した財貨サービスは、中間投入額を含めて161兆5,177億円(図1参照)で、これは昭和40年の70兆315億円に比べ2.3倍(昭和35年から40年までの伸びは1.89倍)5年間の平均年率にすると18.2%の伸びがみられる。これに対する財貨サービス別の増加寄与率をみれば、製造工業製品49.6%、商業・金融保険・不動産15.5%、建設部門10.5%などがあげられる。

この間に物価(付表16参照)は、卸売物価指数が11.4% 農産物価格指数が31.1%、農業生産資材価格指数が15.7% 消費者物価指数が30.4%、農村生活資材価格指数が27.1% とそれぞれ高い上昇を示しているので、実質でみれば上記生産 額の増加は2.3倍より低い。

国内生産の伸びを財貨サービス別にみれば、この5年間でサービスは2.47倍、建設は2.45倍、商業・金融・保険・不動産は2.43倍と平均を上廻り、製造工業品は2.3倍と平均の水準にあるが、電気・ガス・水道および運輸・通信はともに2.0倍、鉱産品は1.62倍、農林水産品は1.5倍で伸びなやみをみ

せた。(図2参照)

昭和45年の国内生産額全体に占める財貨サービス別生産の割合は、昭和40年に比較して農林水産品、運輸・通信などで若干低くなってはいるが、ほぼ同じ構成を示し、製造工業品49.64%、商業・金融・保険・不動産14.87%、建設10.07%、サービス9.18%、運輸・通信4.61%、農林水産品4.40%、以下、電気・ガス・水道・公務・鉱産品の順になっている。(図3参照)

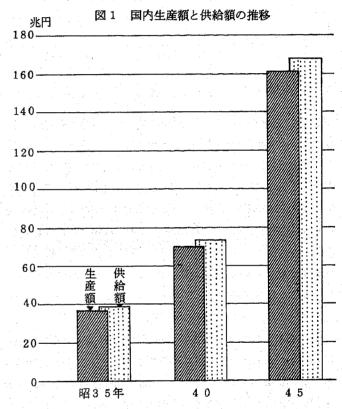
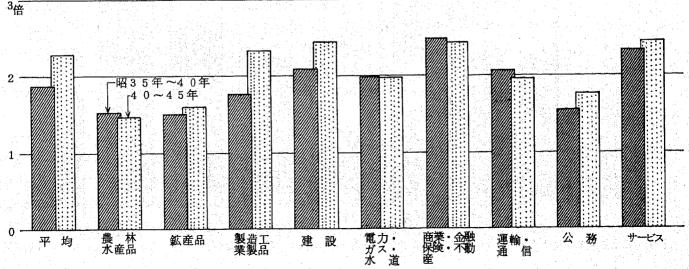
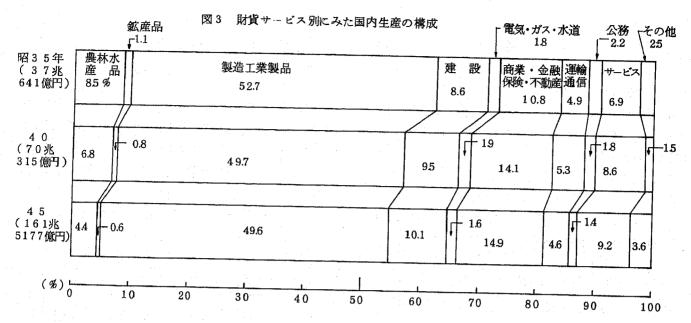


図2 財貨サービス別にみた国内生産の伸び



_ a -



(2) 中間投入と粗付加価値(付表7参照)

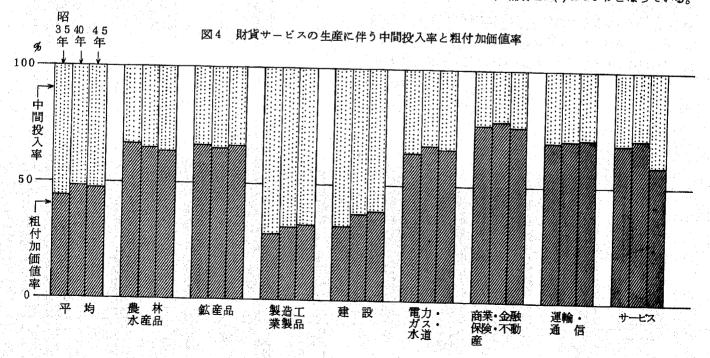
昭和45年の財貨サービス161兆5,977億円の生産のために用いられる原材料費(中間投入額)は85兆5,201億円これを全額から差引いた残り75兆9,976億円は、生産のために支払う雇用者の賃金、資本減耗引当金、間接税、営業余剰などの粗付加価額であった。全体に占める中間投入額の割合、すなわち中間投入率は平均52.95%で、昭和40年の51.76%に比べると、1.19%増加している。これは農林水産品、商業・金融・保険・不動産・、サービスなどの部門の投入率の増加によるものである。

生産活動部門別に中間投入率の高い順にみると、製造工業品67.80%,建設62.21%,サービス40.47%,農林水産

品36.51%, 鉱産品34.14%, 電気・ガス・水道33.51%, 運輸・通信30.20%, 商業・金融・保険・不動産23.83%である。(図4参照)

生産活動全体の平均粗付加価値率は、47.05%で、昭和40年の48.24%に比べると1.19%の減少となっている。この率は、中間投入率とうらはらの関係にあって、中間投入率の低い商業・金融・保険・不動産、運輸・通信などの部門で粗付加価値率が高い値を示している。

粗付加価値を、それを構成する項目ごとに国内生産額全体に対する割合でみると、家計外消費支出は、1.96%、雇用者所得は19.62%、営業余剰は17.09%、資本減耗引当は5.90%、間接税は2.98%、補助金は(-)0.49%となっている。



(3) 供給と需要(付表8参照)

昭和45年の総需要は、169兆7,412億円であった。 国内生産でまかなえない需要は、輸入に依存する。この額は、 8兆2,235億円で, 総需要の4.84%に相当し, 昭和40年 の4.41%に比べて0.43%輸入依存度が高くなっている。輸 入依存度の高い商品をみると、鉱産品70.25%、農林水産品 は19.15%で、製造工業製品は4.08%に過ぎない。鉱産品 の輸入依存度は、昭和35年50.1%、昭和40年59.9%と 各5年の間にほぼ10%づつ増加したことになる。

総需要169兆7,412億円のうち, 輸出額は,8兆5,450 億円(総需要額に対する比率は5.03%)であり、これを控除 した国内需要額は161兆1,962億円(94.97%)であっ た。国内需要のうち、中間需要額は85兆5,201億円 (50.38%)で国内での最終需要額は、75兆6,761億円 (44.58%)となっている。中間需要の割合は財貨サービス 別にみると、鉱産品が97.88%、農林水産品が77.39%、 電気・ガス・水道が67.53%, 製造工業製品が61.10%, 運輸,通信が50.56%という順になっている。

(4) 最終需要(付表9参照)

昭和45年の最終需要額は、84兆2,211億円である。こ の内訳は,家計外消費支出3兆1,638億円(最終需要額合計に対 して3.76%). 民間消費支出37兆7322億円(44.80%) 一般政府消費支出6兆1,626億円(7.32%), 国内総固定 資本形成 2 6 兆 2,5 7 9 億円 (3 1.1 8 %), 在庫純増 2 兆 3, 596億円(2.80%),輸出8兆5,450億円(10.15%) となっている。

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門(付表10参照)

上でみてきた昭和45年の最終需要と粗付加価値を、昭和40 年のそれに対する増加率でみてみよう。最終需要部門計(=粗 付加価値部門計)では2.25倍である。これを最終需要部門の 各項目別にみると民間消費支出は2.09倍,一般政府消費支出 は1.92倍, 国内総固定資本形成は2.69倍, 4.14倍, 輸出は2.49倍, 輸入は2.25倍となってい る。

また,粗付加価値部門では,雇用者所得は2.29倍,営業余剰 は2.32倍,資本減耗引当は2.32倍,間接税は2.13倍,補 助金は3.43倍であった。これを増加寄与率でみると、最終需 要部門では民間消費支出が46.5%, 国内総固定資本形成が 39.1%,一般政府消費支出7.0%,粗付加価値部門では,雇 用者所得 4 2.3 %, 営業余剰 3 7.2 %, 資本減耗引当 1 2.8 % である。

(6) 最終需要部門別生產誘発(付表11参照)

すべての生産活動は、その生み出した財貨サービスが究極的 には消費、資本形成、輸出などの最終需要をまかなうために行 なわれていると考えることができる。このことは、すべての生 産は最終需要によって誘発されていることを示している。昭和 45年の財貨サービスの国内生産額161兆5,177億円は最 終需要各部門によってどれだけづつ誘発されたか、すなわちこ の国内生産額が最終需要各部門にどれだけづつ依存しているか をみてみると、まづ、生産額のうち、66兆8,956億円が民 間消費支出によって誘発されたものであり、これは生産額全体 の41.42%を占めている。次いで国内総固定資本形成が57 兆918億円(35.35%), 輸出が17兆5,134億円 (10.84%), 一般政府消費支出が9兆2,036億円(5.70 %)を誘発したことになる。

次に、これら誘発額の最終需要各部門それ自身の額に対する 比率、すなわち生産誘発係数は、国内総固定資本形成が2.17 倍, 在庫純増が2.12倍, 輸出が2.05倍, 民間消費支出が 1.77倍、一般政府消費支出が1.49倍となっている。(計算 の方法については、産業連関分析の原理の章を参照。)

(7) 最終需要部門別輸入誘発(付表11参照)

輸入は、国内産業の生産活動によっては賄いきれない需要を 満す。したがって、(6)でみたように生産が最終需要によって誘 発されているということになると、結局は輸入も最終需要によ って誘発されていることになる。最終需要部門別輸入誘発額は、 この考え方によって、最終需要部門のうちのどの部門が、輸入 をどれだけづつ誘発したかをみたものである。 45年の輸入額 8兆2,235億円は、民間消費支出部門によって3兆3,545 億円, 国内総固定資本形成部門によって2兆8,582億円…と いう具合に誘発されたことを示している。

次に輸入誘発係数は、部門別の輸入誘発額をそれぞれの部門 の最終需要額によって除して比率をもとめたものであるが、こ の比率によって、最終需要各部門の額が1単位だけ増加した場 合にどれだけづい輸入額が誘発されるかが明らかにされる。

(計算の方法については、産業連関分析の原理の章を参照。)

(8) 最終需要部門別粗付加価値誘発(付表11参照)

粗付加価値は、産業の生産活動によって生みだされる。した がって、その生産活動が最終需要によって誘発されることにな ると、結局は、粗付加価値も最終需要によって誘発されること になる。45年表によれば、産業部門全体が生みだした粗付加 価値額は75兆9,976億円であるが、これは最終需要部門全体の最終需要額84兆2,211億円によって誘発されたことになる。

最終需要部門別粗付加価値誘発額は、こうした考えに立って、 最終需要のうちのどの部門が粗付加価値額をどれだけづつ誘発 したかを見たものであるが、付表11でみるとおり、民間消費 支出部門が31兆4,758億円、国内総固定資本形成部門が 26兆8,629億円、輸出部門が8兆2,404億円……という 具合に誘発したことを示している。

粗付加価値誘発係数は、最終需要部門別粗付加価値誘発額を、 最終需要各部門それ自身の額によって除して比率をもとめたも のである。この比率によって、最終需要各部門の額が1単位だ け増加した場合に、粗付加価値がどれだけ誘発されるかが明ら かにされる。(計算の方法については、産業連関分析の原理の 章を参照。)

(9) 最終需要と生産波及

(60×60部門の逆行列係数[I-(I-M)A] 表参照) 逆行列係数は最終需要1単位が各生活活動に及ぼす波及効果の大きさを示し、感応度係数および影響力係数は、逆行列係数の要素を使用して、したがって波及のメカニズムに則して迂回生産構造のなかではたしている各生産活動の役割を平均的に示している。

昭和45年についてみれば、最終需要1単位が発生した場合にその生産が、他のいづれの部門よりも大きく感応する部門はパルプ・紙2.55、商業2.53、基礎化学薬品2.25、銑鉄・粗鋼1.98などであり、感応度の低い部門は鉄鉱石0.51、煙草0.51、原油・天然ガス0.52などであった。

次に、ある財貨サービスに対する最終需要1単位が他の部門の生産に与える影響力が平均的にみて大きい部門は、鉄鋼一次製品1.46、屠殺・肉・同製品1.46、身廻品1.31、バルブ・紙1.31、化学繊維紡績1.25などであり、影響力の小さい部門は煙草0.62、原油・天然ガス0.76、石炭・亜炭0.88などであった。

(10) 国内総支出、総生産、純生産(付表12参照)

国内総支出は最終需要部門計から家計外消費支出を, 国内総 生産は粗付加価値部門計から同様に家計外消費支出を差引いた ものであるが, 昭和45年のわが国の国内総支出, または国内 総生産の合計額は72兆8,338億円(75兆9,976億円-3兆1,638億円)で, 昭和40年のそれに対し2.31倍であ った。国内総生産の生産活動部門別割合をみると, 製造工業製 品33.89%, 商業・金融・保険・不動産24.16%, サービ ス11.62%, 建設7.86%, 運輸・通信6.83%, 農林水産 品6.16%で, 以下, 公務, 電気・ガス・水道の順になってい る。次に, 国内総生産から資本減耗引当額を差引き, さらにこ れを要素費用表示をした国内純生産は59兆2,869億円であ った。

(11) 国民所得統計の国内総生産など (付表13~15参照)

国民所得統計による昭和45暦年の国内総生産は、72兆5、387億円で、産業連関表のそれは72兆8、338億円であるから、0.41%ほど産業連関表の計数が高めに出ている。総生産および総支出の内訳項目ごとに比較するために、付表14を用意したが、国民所得統計は国民概念で示されているほか、項目ごとの概念・定義のうえでも少しづつ相違がある。これら概念・定義の差については付表15に示されている。

付

表

付 表 1.

生 産 者 価 格 評 価 表

(13部門)

Г									T					.н 1	1 bevi			O HD I 1 7			
														F	=	間	需	要			
						-	٠		01 農 林 水 庶 品	02 紅席山	03 根 26	0.4 ₩ <u>₩</u>	05 世気・ ス・水			i	8 09	3 10 サービス	11	品 概	2 13 也 分類不明
		0 1	蟲	林	,	*	產	AG.	910	38	55848	23	,			0	0	239	5 0) (461
		0 2	鉱		1	産・		цц	3	39	25922	350	160	7	1	0 2	8.	0 17	. 0		443
4	þ	0 3	製		ì	ŧ		ill.	11994	1884	353139	72051	360	1198	5 4	6 931	2 (28816	6150	3483	8232
		0 4	建					段	522	80	1964	226	817	717	7 60	8 62	6 (1321	0		99
		5	覧	泉・	ガ	х ·	水	ď	128	233	10674	773	384	198	7 6	1 96	8 (2227	0	¢	312
		6	能額	金属	4 • 6	検	・不動	É	2131	349	42994	11557	573	1284	19	4 254	4	8362	1766	389	7589
	c	7	不	勸	産	跃	簽	Ħ	50	42	1940	546	168	5984	•	0 60	0 0	1293	0	0	0
投		8	運		输・	通	· 1	Ē	852	224	16055	5501	468	6766		596	9 0	2580	130	140	978
		9	公					*	٥	0	0	C	0)	o (0	0	0	0	0
		.0	+		•			x ,	12	48	9783	3085	377	6296	5	5 94	1 0	5607	0	٥	1065
^		1	**	Ы	i	用		L	171	76	4406	762				321	r o	728	٥	0	0
		2	粗	22				ā	90	0	3752	0				1		1	0	0	2
	1	3	分			不		FI	911	262	17132	2894	697	2370		116	0	6668	341	109	0.
	6	8	小	:			1	-	25973	3275	543610	101144	8806	57241	971	22479	0	60012	8386	4121	19183
粗	6	9	家	† 外	消	費	支担		274	217	11305	4207	256	6969	1,5	2232	1445	3667	0	0	1051
付	7	0	雇	用	者	所	i K		6107	3198	107016	29601	5188	62004	1166	31078	20374	49891	٥	0	1222
	7		営	菜		余	. #		33470	1622	81622	19688	5347	87178	7306	6138	0	21795	0	0	11860
	l						引当		6283	1668	33032	6623	5148	19434	1287	11852	690	8175	٥	0	1122
価	7 :	3	[M]				#	1	729		28556	1340	1634	8488	89	951	0	5015	٥	0	1058
値		4	控(除)		助	36		-1701	-594	-3359	-15	-100	-1104	٥	-290	0	-252	٥	0	-497
	1	5	小				21	1 1	45163	6317	258172	61444	17473	182969	9862	51960	22509	88291	0	o	15816
97	1	3	内		Ŀ		æ		71136	9592	801782	162588	26279	240210	10832	74439	22509	148303	8386	4121	34999
参	_) 	E .	内	彪	生	産		44889	6101	246867	57237	17217	176000	9847	49728	21064	84624	o	o	14765
考	9 8		(B)		來	生力	を 額 用)		39577	4820	188638	49289	10535	149182	8471	37215	20374	71686	o	0	13082

		最	終	幣	要			80	76	77	90	97	参考
68	69	70	71	72	73	74	89	要能	(控除)	(控除)	輸入	国内	99
小計	家計外	民 間 費 出	般政 麻消費	同内総 	右: A K	輸出	小計	ሰ ዝ	輸入	胡桃	合 計	生産額	国内
	油 費	安前	府 消費 支 川	米能放	純増								総支出
68088	371	17636	0	940	50	900	19898	87986	-16381	-469	-16850	71136	2677
31565	O	32	9	0	582	61	685	32250	-21461	-1196	-22657	9592	-21973
510698	7594	132708	4087	94614	21039	65166	325207	835905	-30809	-3314	-34123	801782	283491
13439	0	o	438	148711	0	0	149149	162588	0	٥	o	162588	149149
17748	3	6739	1754	0	0	35	8532	26280	-1	0	-1	26279	8528
91292	2747	120898	3221	17220	1516	4741	150344	241636	-1426	0	-1426	240210	146171
10622	o	o	221	o	٥	79	300	10922	-90	0	-90	10832	210
39669	155	23708	1751	1093	185	11900	38791	78460	-4021	0	-4021	74439	34616
· •	. 0	0	22509	0	0	0	22509	22509	0	0	0	22509	22509
27269	20281	75547	25713	. 0	0	433	121974	149243	-938	~ 3	-940	148303	100752
8148	o	٥	238	0	0	0	238	8386	0	0	0	8386	238
4114	0	0	7	0	0		7	4121	0	0	0	4121	7
F 7:		1.1.1							13.4	. 11			
32549	487	53	1678	0	224	2135	4577	37127	-2127	0	-2127	34999	1962
855201	31638	377322	61626	262579	23596	85450	842211	1697412	-77253	-4982	-82235	1615177	728338

-7910

昭和40年産業連関表 生産者価格評価表(10部門)

付表2

				中		間		需		要	
		農 林 水産業	鉱 業	製造業	建設業	電 気 ガ ス 水 道 業	商業•命 融保険 不動産業	運輸通信業	公 務	サービス 業	分類不明
	農林水産業	5,482	75	36,420	161	-		-	. .	60	967
	鉱 業	9	57	11,051	2,101	971	1	80	_	38	24
中	製 造 業	7,524	902	150,106	29,823	1,358	4,803	5,924	· - ·	7,797	3,548
	建 設 業	264	64	930	60	440	3,069	266	_ `	627	5
間	電 気 ガ ス水 道 業	90	239	5,396	374	204	811	487		1,158	271
投	商業 • 金融保険 不 動 産 業	1,466	339	17,585	4,947	223	5,879	1,346		2,584	1,109
	運輸通信業	666	147	9,050	2,831	334	3,893	3,050	-	1,811	689
入	公 務	-	-	_		-		-	-	-	-
	サービス業	69	48	4,161	508	206	2,392	248	-	2,091	316
	分類 不明	920	220	6,065	879	434	594	143	-	1,223	△ 1
	小 計	16,489	2,091	240,764	41,684	4,169	21,442	11,544	1.52	17,388	6,928
	家計外消費支出	210	203	5,992	2,248	325	4,256	958	881	2,220	2,103
粗	雇 用 者 所 得	3,784	1,839	44,364	14,614	2,009	23,869	15,108	10,295	22,417	-
付	営 業 余 剰	22,984	791	31,475	5,846	2,351	36,456	2,931	1,369	13,359	1,247
מל	資本減 耗引当	3,557	889	13,711	1,461	2,947	8,283	6,316	268	3,641	
価	間 接 稅	699	146	13,491	547	1,324	4,504	523		1,152	161
値	(控除) 補助金	26 0	△ 52	△ 1,663	-	△ 17	△ 52	△ 141		△ 124	2
	小 計	30,975	3,815	107,370	24,717	8,938	77,315	25,695	12,812	42,665	3,514
生	産 額	47,464	5,906	348,134	66,401	13,107	98,758	37,239	12,812	60,053	10,441
叁	国内総生産	30,765	3,612	101,378	22,469	8,613	73,059	24,737	11,931	40,445	1,410
考	国内純生産 (要素費用)	26,768	2,630	75,839	20,460	4,359	60,325	18,039	11,664	35,776	1,247

単位 億円

				- Table 1								
		最	終	需	要							参考
- 51	統計外	民間	一般政	国内総	在庫	± Δ () (.l. 크l	需要	(控除)	(控除)	H-5746	国内
小 計	消 費 支 出	消費 支出	府消費 支 出	固定資 本形成	純増	輸出	小計	合計	輸入	関税	生産額	総支出
43,166	966	10,523	4	522	1,068	744	13,827	56.992	△ 9,255	△ 273	47,464	3,333
14,331	-	148	22	_	204	24	397	14.728	△ 8,339	△ 482	5,906	△ 8,425
211,784	8,960	73,701	2,430	32.043	3,907	28,748	149,790	361.574	△ 11,961	△ 1,479	348.134	127,390
5,725		_	158	60,518	-	, . <u>-</u> ;	60,676	66.401			66,401	60,676
9,029	3	3,860	181		_	36	4,081	13.109	Δ 2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13,107	4,076
,,,,,									.*			
35,478	2,803	53,525	1,257	3,990	374	1,877	63,825	99.303	△ 545	-	98,758	60,477
22,472	269	9,456	980	558	146	2,219	13,629	36.101	1,138	-	37,239	14,498
_		7	12,812	_	_	-	12,812	12.812	_	_	12,812	12,812
10,038	6,395	29,697	13,985	_	_	212	50,290	60.328	△ 272	△ 3	60,053	43,619
10,477	_	_	343		_	454	797	11.274	△ 815	△ 18	10,441	10,441
362,499		180,911	32,172	97,631	5,699	34,314	370,123	732.622	△ 30,052	△ 2,255	700,315	318,420

138,298 118,809 41,073 22,547 \$\times 2,307 337,816 700,315 318,420

257,107

19,396

注1. 四捨五入の関係で、内訳の計は必ずしも合計と一致しない。

昭和35年産業連関表 付表3 生産者価格評価表(10部門)

					中	間	%	Ą	B	-		
		農 林 水産業	鉱業	製造業	建設業	1	商業·金融保険	運 輪 通信業	公 務	サービス	分 類 不 明	小計
	農林 水産業	4,897	120	23,917	259	_	Δ 11	_	·	69	239	29,490
中	鉱 業	11	63	6,002	511	878	4	150	-	66	52	7 ,737
	製造業	4,148	383	88,556	16,555	604	2,384	2,860	_	8,452	3,937	122.,878
30	建設業	156	72	607	32	255	1,189	162		451	4	2,927
間	電気 ガス 水 道 業	62	228	2,859	73	99	306	259	_	568	145	4,599
	商業・金融保 険 不動産業	568	123	7,409	1,831	118	2,810	424	-	1,081	1,220	15,534
投	運輸 通信業	259	101	4,253	1,320	238	1,362	764	_	813	291	10,100
	公 務		_		_	-		_	_	_		
入	サービス 業	51	48	1,661	196	80	755	183	_	1,166	2	4,092
	分類不 明	205	184	5,814	990	146	397	998		448	1	9,182
	小計	10,857	1,321	141,077	21,766	2,369	9,197	5,801	_	8,063	6,589	206,540
	家計外消費支出	70	121	2,327	396	123	2,325	445	481	1,156	1,457	8,851
粗	雇用者所得	2,242	1,638	19,912	4,558	1,133	9,903	6,271	5,301	9,154	-	60,101
付	営業余 剰	16,147	419	19,314	4,472	763	13,348	2,424	1.593	5,379	708	64,567
770	資本減耗引当	2,099	337	4,994	557	1,344	3,410	2,832	928	1,430	-	17,932
価	間接税	481	100	8.032	72	799	1,962	263		410	870	12,989
値	(控除)補助金	△13	۵1	△ 254	-			_	_	_	△ 31	△ 889
	小計	21,026	2,609	54,285	10,049	4,163	30,949	12,236	8,258	17,528	3,004	164,101
4	産 額	81,883	3,930	195, 3 62	31,815	6,532	40,147	18,037	8,258	25,591	9,598	870,641
容	国内 総生産	20,956	2,488	51,968	9,653	4,039	28,624	11,790	7.822	16,372	1,547	156 ,2 60
考	国内 純生産 (要素費用)	18,389	2.053	39,226	9,024	1,896	23,252	8,695	8,894	14,533	708	124,668

単位 億円

		最	終	需		要						* *	5
家計外	民消	間費	一般政府消費	国内総 固定資	在庫	輸出	小計	需要	(控除)	(控除)	生産額	国卢	5
消費支出	支	出	支出	本形成	純増		, Di	合 計	輸入	製税		総支出	В
294	5,	559	10	136	1,002	610	7,611	87,102	△5,670	△49	31,388	1,59	8
		125	17		۵11	9	189	7,876	△3,875	△71	3,980	△3,80	77
4,665	39,	491	1,082	17,179	5,268	12,697	80,381	203,259	△6,984	△ 918	195,362	67,81	19
			64	28,766		59	28.890	81,817	△2		81,815	28,88	38
2	1,	808	86	_	-	50	1,941	6,540	△8	-	6,532	1,98	31
1,024	19,	994	534	1,588	229	1,869	24,733	40,268	△ 12 1	_	40,147	28,58	38
99	4,	861	510	134	70	1,454	7,128	17,228	809	_	118,037	7,8	88
_		. –	8,258	-	_	_	8,253	8,253	_	_	8,253	8,2	53
2,767	12,	722	6,039		-	37	21,565	25,657	△ 59	△7	25,591	18,7	32
_		9	△ 107		219	900	1,022	10,204	△ 558	∠ 58	9,598	4	11
8,851	84	568	16,487	47,799	6,777	17,185	181,662	888,202	△ 16,463	△1,098	870,641	155,2	50

注 四捨五人の関係で内訳の計は必ずしも合計と一致しない。

付 表 4

投 入 係 数 表 (生産者価格、13部門)

				T		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T	1
		0 1	0 2	0.3	0 4	0.5	0.6	0 7
		農林水產品	红 産 品	製造品	雅 波	電気・ガス・水道	府 漢・金 融 保 検・不勘 <i>配</i>	不勤業賃貸料
0 1	最 林 水 産 品	.128057	.003933	.069655	.001456	.000000	•000000	.000000
0 2	红 產 品	.000037	.004033	.032331	.021559	.061161	•000003	.000000
03	製造品	.168600	.196449	.440442	.443192	.137055	,049892	.004231
0 4	NE EX	.007341	.008315	•002449	.001389	.031092	.029877	.056138
0 5	電 気・ガ ス・水 道	•001797	.024291	.013312	.004757	.014609	.008271	.005669
0 6	商業・金融・保険・不動産	.029956	.036422	.053623	.071084	.021809	+053461	.017930
0 7	不動産賃貸料	.000700	.004335	.002420	.003356	.006380	.024911	.000000
8 0	運 輪・通 値	•011975	.023353	.020025	.033832	.017825	.028167	.000543
0 9	公 務	•000000	•000000	.000000	•000000	•000000	•000000	•000000
10	サ − ピ ス	.000173	.005002	.012202	.018974	.014344	.026209	.005103
1 1	事 務 用 品	•002409	.007927	.005495	.004689	.004312	•006538	•000000
1 2	棚 包	.001265	.000033	.004680	.000000	.000000	.001102	•000000
1 3	分 類 不 明	.012808	,027324	.021368	.017803	.026507	.009865	.000000
8 .	4	.365116	.341418	4678002	•622090	.335092	.238295	.089613
9	家計外消費支出	.003854	.022572	•014100	.025873	.009760	.029013	.001346
0	雇用者所得.	.085855	.333441	.133473	.182064	.197432	.258123	.107597
7 1	営 茶 余 剰	+470505	.169044	.101800	.121089	.203457	.362923	.674427
7 2 ·	资本课耗引当	.088328	.173855	•041198	.040734	.195876	•080904	.118779
7 3	間 接 親	•010Z4B	.021567	.035616	.008244	.062178	.035337	.008237
7.4	(控除)補助金	023906	061897	004189	000094	003795	004595	•000000
5	小 計	•634884	.658582	.321998	•377910	.664908	•761705	.910387
7	園 内 生 産 額	1.000000	1.000000	1.000000	1,000000	1.000000	1.000000	1.000000

昭和 45 年産業連関表

付 表 5

逆 行 列 係 数 表 (企產者価格, 13 部門, (I-A+M)-1)

			01 奏 林 水 産 品	62 鉱産品	14 改品 14 改品	04 政	05 電気・ガス・水道	06 第 集·金 融 保 険·不動産	07 不 動 産 賃 貸 料
0 1	農林水	産品	.920719	.008823	•113076	.055118	.020683	•010744	.004073
0 2	紅 産	æ	.003107	.299199	.017913	.015085	.022007	.002060	.001101
0 3	製造	a	.294650	.120316	1.784168	.839414	.315189	.159376	.061087
0 4	推	級	.009769	.004138	.011095	1.010336	.035725	.035160	.057210
0.5	電 気・ガ ス・	水 道	.006784	.009562	.027295	.019648	1.021431	•012694	.007307
0 6	商業・金融・保険	・不動産	.053222	.023090	.122641	•141824	057758	1.071857	.028359
0.7	不動 産 賃	14 H	.002968	.002354	008285	.009906	.009317	.027661	.992963
0.8	選 輪 通	ति	.020275	.011222	.045151	.059982	.030476	.037199	.005090
0 9	△	拐	•000000	•000000	•000000	•000000	•000000	•000000	•000000
1 0	₩ ~ €	7.	.006494	•004423	.028492	•034666	.023042	•033055	.008171
11	14 265 用	49	•004404	.003336	.011525	.011053	.007150	+008468	.000901
1 2	KM	쉗	•002604	.000611	.008633	.004160	.001569	•001944	.000323
1 3	分划不	明	.018768	.011256	•042306	.039695	.035565	•016592	.003179
Я		\$a	1.343765	.498329	2.220580	2.242887	1.579913	1.416808	1.169764
膨	潜力 係	故	.769269	.285280	1.271222	1.283992	.904457	.811084	.669658

08 運 輪・灘 侶	0.9	10 + - ビス	11 本務用品	12 担	13 分類 不明	ъ ра	
•000000	•000000	. 016147	•000000	.000000	e013177	•042155	1
.000378	•000000	.000112	.000000	•000000	.012671	+019543	2
.125097	•000000	•194302	.733311	.845115	.235206	.316187	3
.008403	•000000	•008906	.000000	.000000	.002842	.008320	4
.013010	•000000	.015015	.000000	•000000	.00892B	.010988	5
.034181	•000000	.056382	.210625	•094478	.216843	e056522	6
•008065	•000000	.008716	•000000	•000000	•000000	.006576	7
.080190	•000000	•017396	.015453	.033880	.027950	.024560	8
•000000	•000000	•000000	.000000	+000000	•000000	•000000	9
-012646	•000000	•037807	.000000	•000000	.030424	.016883	10
.004307	•000000	.004908	.000000	.000000	•000000	.005045	11
.000050	•000000	•000008	.000000	•000000	.000057	.002547	12
.015652	•000000	•044961	€040610	•026528	•000000	.020152	13
.301980	•000000	•404659	1.000000	1.000000	-548097	•529478	68
.029983	.064216	•024726	•000000	•000000	.030039	•019588	69
.417491	.905148	.336412	•000000	•000000	.034919	.196168	70
.082453	•000000	.146962	.000000	.000000	.338858	-170894	71
.159211	•030636	.055125	.000000	.000000	•032055	.059010	72
.012773	.000000	.033813	.000000	.000000	.030219	.029760	73
003891	•000000	001699	•000000	•000000	014187	004897	74
•698020	1.000000	•595341	•000000	.000000	.451903	.470522	75
1.000000	1.000000	1.000000	1,000000	1.000000	1.000000	1.000000	97

08 運 輸・通 信	09	10 サ – ピ ス	11 本務用品	12	13 分 東 不 明	行 和	** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
.017286	•000000	•042172	.087107	+098246	+040803	1.418851	.812254	1
.003184	•000000	.004810	.013962	.015666	+008454	.406547	.232737	2
.265688	•000000	.418215	1.364594	1.544015	.457256	7.623968	4.364515	3 :
.012827	.000000	.015740	.016293	•013494	.013616	1.235404	.707235	4
.018546	•000000	.023730	.023734	.025390	.018666	1,214786	.695432	5
.062497	•000000	.104859	.326925	.213735	.252767	2.459535	1.408017	6
010830	.000000	.013137	.012407	.010203	.008324	1.108353	.634502	7
1.036406	.000000	.033714	.058857	•078025	.046697	1.463094	.837582	8
.000000	1.000000	•000000	.000000	•000000	•000000	1.000000	.572473	9
.019906	•000000	1.043555	.029948	.029042	+043956	1.306750	.748079	10
.006637	•000000	+008567	1.010536	+010894	.004892	1.088363	.623058	11
.001387	•000000	+002139	.006864	1.007594	.002528	1.040356	.595576	12
.023327	•000000	•056000	.073802	•063537	.958467	1.342493	.768541	13
1.478520	1.000000	1.766640	3.025030	3.109840	1.856425	22.708500	•000000	68
.846412	•572473	1.011353	1.731747	1.780299	1.062753	.000000	1.746808	69

付表 6 国内生産

	昭				増	加率	
	和	実 額	構成比	5ヶ年間	年 率	増 加 額	増加寄与率
	年	(億円)	(%)	(%)	(%)	(億円)	(%)
1. 農 林 水 産 品	35	3 1,3 8 3	8.4 7		· · · · ·	-	- .
	40	47,464	6.78	151.24	8.6	16,081	4.9
	45	71,136	4.40	1 4 9.8 7	8.4	23,672	2.6
2. 鉱 産 品	35	3,9 3 0	1.06		· –		· -
	40	5,906	0.8 4	150.28	8.5	1,9 7 6	0.6
	45	9,592	0.5 9	162.41	11.0	3,686	0.4
3. 製造工業製品	3 5	195,362	5 2.7 1	_		-	
	40	3 4 8,1 3 4	4 9.7 1	178.20	1 2.2	152,772	4 6.3
	4 5	801,782	4 9.6 4	2 3 0.3 1	18.2	453,648	4 9.6
4.建 設	3 5	31,815	8.5 8		-	-	
	4 0	6 6,4 0 1	9.4 8	208.71	1 5.9	3 4,5 8 6	10.5
	4 5	162,588	1 0.0 7	244.86	1 9.6	96,187	1 0.5
5. 電気・ガス・水道	3 5	6,5 3 2	1.7 6	: <u>-</u> !		-	
	40	13,107	1.87	2 0 0.6 6	1 5.0	6,5 7 5	2.0
	4 5	26,279	1.6 3	200.50	1 4.9	1 3,1 7 2	1.4
6. 商業・金融・	35	4 0,1 4 7	1 0.8 3	_	_		170
保険・不動産	40	98,758	14.10	2 4 5.9 9	1 9.7	5 8,6 1 1	17.8
	45	240,210	1 4.8 7	2 4 3.2 3	1 9.4	141.452	1 5.5
7. 不動產貸賃料	35		en de la companya de				
	40	_	••••	-	-	- 40000	1.2
	4 5	1 0,8 3 2	0.6 7			1 0,8 3 2	1.2
8. 運 輸 · 通 信	35	1 8,0 3 7	4.8 7			10000	5.8
	4 0	37,239	5.3 2	2 0 6.4 6	15.6	19,202	4.1
	4.5	7 4,4 3 9	4.6 1	1 9 9.9 0	1 4.9	37,200	4.1
9. 公 務	3 5	8,253	2.23		-	4,559	1.4
	40	1 2,8 1 2	1.83	155.24	9.2	9,697	1.1
	4 5	2 2,5 0 9	1.3 9	1 7 5.6 9	1 1.9	9,0 9 7	
10.サービス	3 5		6.9 0	-	106	3 4,4 6 2	10.5
	40	6 0,0 5 3	8.58	2 3 4.6 6	1 8.6 2 0.0	8 8,2 5 0	9.6
	4 5	1 4 8,3 0 3	9.18	2 4 6.9 5	20.0	30,230	
11. 事 務 用 品	3 5					_	_
en e	40		-	1		8,3 8 6	0.9
	4 5		0.5 2				
12.梱 包	1						<u> </u>
	4 0		000			4,1 2 1	0.
	4 5		0.26			3,121	†
13.分類不明	1 :		2.5 9		1.7	848	0.
	4 0	• [4] 1. (a) 1. (b) 1. (b) 1. (c)	1.49		27.4	24,558	2.
	4 5		2.17		2 1.4	27,000	-
合 計	35		100.00	1	1 3.6	329,674	100.
	40		100.00	D. E. B.	18.2	914,862	100.
	4.5	1,615,177	1 0 0.0 0	230.64	1 0.2	314,002	1

付表 7. 中間投入と粗付加価値

	昭和	中間	投入	粗付	加価値	家計	外消費支出
	年	億円	%	億円	%	億円	96
1. 農林水産品	35	1 0,3 5 7	3 3.0 0	21,126	67.00	70	0.22
	40	16,489	34.74	3 0,9 7 5	6 5.2 6	210	0.44
	45	2 5,9 7 3	3 6.5 1	4 5,1 6 3	63.49	274	0.3 9
2. 鉱 産 品	35	1,321	3 3.6 1	2,609	6 6.3 9	121	3.08
	40	2,0 9 1	3 5.4 0	3,815	64.60	203	3.4 4
	45	3,2 7 5	3 4.1 4	6,317	6 5.8 6	217	2.26
3. 製造工業製品	35	1 4 1,0 7 7	7 2.2 1	5 4,2 8 5	27.79	2,3 2 7	1.19
	40	2 4 0,7 6 4	6 9.1 6	107,370	3 0.8 4	5,992	1.7 2
	45	5 4 3,6 1 0	67.80	258,172	32.20	11,305	1.4 1
4. 建 物	35	21,766	6 8.4 1	1 0,0 4 9	3 1.5 9	396	1.24
	40	41,684	62.78	2 4,7 1 7	3 7.2 2	2,2 4 8	3.3 9
	45	1 0 1,1 4 4	62.21	6 1,4 4 4	37.79	4,207	2.5 9
5. 電気・ガス・水道	.35	2,3 6 9	3 6.2 7	4,163	6 3.7 3	123	1.8 8
	40	4,1 6 9	31.81	8,938	68.19	325	2.4 8
	45	8,8 0 6	3.3.51	17,473	6 6.4 9	256	0.9 7
6. 商業・金融・	35	9,197	2 2.9 1	3 0,9 4 9	7 7.0 9	2,3 2 5	5.7 9
保険・不動産	40	21,442	21.71	7 7,3 1 5	78.29	4,256	4.31
	45	5 7, 2 4 1	23.83	182,969	7 6.1 7	6,9 6 9	2.9 0
7. 不動 産賃貸料	35	_		, . - .	-	· · · —	_
	40	_	_	_		· . —	
	45	971	8.9 6	9,8 6 2	9 1.0 5	15	0.14
8. 運 輸 · 通 信	35	5,8 0 1	3 2.1 6	1 2,2 3 6	67.84	445	2.4 7
	4 0	11,544	31.00	25,695	69.00	958	2.5 7
	4 5	22,479	30.20	51,960	6 9.8 0	2,232	3.00
9. 公 務	3 5	_		8,253	1 0 0.0 0	431	5.2 2
	4 0	_		12,812	100.00	881	6.88
	4 5	<u> </u>		2 2,5 0 9	100.00	1,4 4 5	6.4 2
10.サ - ビス	3 5	8,063	3 1.5 1	1 7,5 2 8	6 8.4 9	1,156	4.5 2
	4 0	17,388	28.95	4 2,6 6 5	7 1.0 5	2,220	3.70
	4 5	6 0,0 1 2	4 0.4 7	8 8,291	5 9.5 3	3,6 6 7	2.4 7
11.事 務 用 品	3 5						
	4 0			=	_		_
	4 5	8,3 8 6	100.00	_	<u> </u>	_	<u> </u>
12. 梱 包	3 5			1. f		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	4 0				*	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
	4 5	4.1 2 1	100.00		-1		동생님이 보다
13.分 類 不 明	3 5	6.5 8 9	68.69	3,0 0 4	3 1.3 1	1,457	15.19
	40	6,9 2 8	6 6.3 5	3,5 1 4	3 3.6 6	2,103	20.14
	4 5	19,183	5 4.8 1	1 5,8 1 6	4 5.1 9	1,051	3.00
合 計	3 5	206,540	5 5.7 3	164,101	4 4.2 7	8,851	2.39
	4 0	3 6 2,4 9 9	5 1.7 6	337,816	48.24	19,396	2.77
	4.5	8 5 5,2 0 1	5 2.9 5	759,976	47.05	31,638	1.9 6

雇用者	所得	営業	余 剰	資本減	耗引当	間	妾 税	(控除)	補助金
億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
2,242	7.14	1 6,1 4 7	5 1.4 5	2,0 9 9	6.69	481	1.5 3	Δ 13	Δ 0.04
3,7 8 4	7.9 7	22,984	4 8.4 2	3,5 5 7	7.4.9	699	1.4 7	Δ 260	△ 0.55
6,1 0 7	8.5 8	3 3,4 7 0	47.05	6,283	8.83	7 2 9	1.02	△1,701	Δ 2.3 9
1,633	4 1.5 5	419	1 0.6 6	3 3 7	8.58	1.00	2.54	Δ 1	△ 0.03
1,839	3 1.1 4	791	1 3.3 9	889	1 5.0 5	1 4 6	2.4 7	Δ 52	△ 0.88
3,198	3 3.3 4	1,622	1 6.9 1	1,668	1 7.39	207	2.1 6	△ 594	△ 6.19
1 9,9 1 2	1 0.1 9	19,314	9.8 9	4,9 9 4	2.5 6	8,0 3 2	4.11	△ 294	Δ 0.15
4 4,3 6 4	1 2.7 4	3 1,4 7 5	9.04	13,711	3.94	1 3,4 9 1	3.88	△1,663	△ 0.48
107,016	1 3.3 5	8 1,6 2 2	1 0.1 8	3 3,0 3 2	4.1 2	2 8,5 5 6	3.5 6	△3,359	Δ 0.42
4,5 5 3	1 4.3 1	4,472	1 4.0 6	557	1.7 5	7 2	0.23	-	-
1 4,6 1 4	2 2.0 1	5,846	8.8 0	1,4 6 1	2.20	547	0.8 2	-	
2 9,6 0 1	1 8.2 1	19,688	1 2.1 1	6,6 2 3	4.07	1,3 4 0	0.82	Δ 15	Δ 0.01
1,1 3 3	1 7.3 5	763	1 1.6 8	1,3 4 4	2 0.5 8	799	12.23	-	
2,009	1 5.3 3	2,351	1 7.9 4	2,947	22.48	1,3 2 4	10.10	Δ 17	△ 0.13
5,188	1 9.7 4	5,347	2 0.3 5	5,148	1 9.5 9	1,634	6.2 2	Δ 100	△ 0.38
9,9 0 3	24.67	1 3,3 4 8	3 3.2 5	3,4 1 0	8.49	1,9 6 2	4.89	-	, 1 -
23,869	24.17	3 6,4 5 6	3 6.9 1	8,283	8.39	4,5 0 4	4.5 6	△ 52	△ 0.05
62,004	25.81	87,178	3 6.2 9	19,434	8.09	8,4 8 8	3.5 3	△1,104	Δ 0.4 6
_	-			_	_	_		_	_
_	-			_	-			=	-
1,166	1 0.7 6	7,306	6 7.4 5	1,287	1 1.8 8	89	0.8 2		
6,271	34.77	2,4 2 4	1 3.4 4	2,832	1 5.70	263	1.4 6	_	
15,108	4 0.5 7	2,9 3 1	7.8 7	6,3 1 6	1 6.9 6	5 2 3	1.4 0	Δ 141	Δ 0.38
31,078	4 1.7 5	6,138	8.25	11,852	1 5.9 2	951	1.28	Δ 290	Δ 0.3 9
5,3 0 1	6 4.2 3	1,593	1 9.3 0	928	11.24		(_	_
10,295	8 0.3 5	1,3 6 9	1 0.6 9	268	2.09		· -	1 · 1 · 1 · 1	
20,374	9 0.5 1	_		690	3.07		_		
9,154	3 5.7 7	5,3 7 9	2 1.0 2	1,4 3 0	5.5 9	410	1.60	_	
22,417	3 7.3 3	1 3,3 5 9	22.25	3,641	6.0 6	1,152	1.9 2	Δ 124	Δ 0.21
4 9,8 9 1	3 3.6 4	21,795	14.70	8,1 7 5	5.5 1	5,0 1 5	3.3 8	Δ 252	Δ 0.17
_	- .			_			· -	_	<u> </u>
	-		-		-,	-	_		_
_	<u>.</u>	_	-	_	_		_		
_		_		_	-	-	-	_	
	_	_		<u> </u>	-	-	-	_	
1 4 4 7	_		<u> </u>	-	_	-	_	_	
		708	7.38	-	_	870	9.0 7	Δ 31	Δ 0.32
	+	1,247	1 1.9 4			161	1.54	2	0.02
1,222	3.4 9	1 1,8 6 0	3 3.8 9	1,122	3.2 1	1,058	3.0 2	Δ 497	
6 0,1 0 1	16.22	6 4,5 6 7	17.42	17,932	4.8 4	12,989	3.5 0	Δ 339	Δ 0.09
1 3 8,2 9 8	19.75	118,809	1 6.9 7	41,073	5.8 6	2 2,5 4 7	3.22	Δ2,307	Δ 0.33
3 1 6,8 4 6	1 9.6 2	276,023	17.09	9 5,3 1 2	5.90	4 8,0 6 7	2.9 8	△7,910	Δ 0.49

付表 8 供給と需要

	昭	総供給額=	公全		u. + ##	#A 7 / BR:04	立口がなるか。)
	和	林心 伊大林山 有风 ──)		国内	生産額	輸入(段税・	商品税を含む)
	年	億円	%	億円	%	億円	%
•	3 5	37,102	100.00	31,383	8 4.5 9	5,719	15.41
1. 農林水產品	40	5 6,9 9 2	100.00	47,464	8 3.2 8	9,5 2 8	16.72
	45	8 7,9 8 6	100.00	71,136	8 0.8 5	16,850	1 9.1 5
	35	7,876	100.00	3,9 3 0	4 9.9 0	3,9 4 6	5 0.1 0
2. 鉱 産 品	40	1 4,7 2 8	100.00	5,906	4 0.1 0	8,8 2 2	5 9.9 0
	45	3 2,2 5 0	100.00	9,5 9 2	29.74	2 2,6 5 7	7 0.2 5
	35	2 0 3,2 5 9	100.00	195,362	9 6.1 1	7,897	3.8 9
3. 製造工業 製品	40	3 6 1,5 7 4	100.00	3 4 8,1 3 4	9 6.2 8	1 3,4 4 0	3.7 2
	45	8 3 5,9 0 5	100.00	8 0 1,7 8 2	9 5.9 2	34,123	4.08
	35	3 1,8 1 7	100.00	3 1,8 1 5	9 9.9 9	2	0.01
4. 建 設	40	6 6,4 0 1	100.00	6 6,4 0 1	100.00	0	0.00
	45	162,588	100.00	1 6 2,5 8 8	1 0 0.0 0	0	0.00
	3 5	6,5 4 0	10 0. 0 0	6,5 3 2	9 9.8 8	8	0.1 2
5. 電気・ガス・水道	40	1 3,1 0 9	100.00	1 3,1 0 7	9 9.9 8	2	0.02
	45	2 6,2 8 0	100.00	2 6,2 7 9	1 0 0.0 0	1	0.0 0
商業・金融・	3 5	4 0,2 6 8	100.00	4 0,1 4 7	9 9.7 0	121	0.3 0
6. 保険・不動産	40	9 9,3 0 3	100.00	9 8,7 5 8	9 9.4 5	545	0.5 5
NIX I WA	45	241,636	100.00	240,210	9 9.4 1	1,4 2 6	0.5 9
	35	•	_	upo de	· –	. –	_
7. 不動産賃貸料	40		_	*****	_	-	
	4.5	1 0,9 2 2	1 0 0.0 0	1 0,8 3 2	9 9.1 8	90	0.8 2
	35	17,228	1 0 0.0 0	1 8,0 3 7	104.70	Δ 809	△4.70
8. 運 輸 · 通 信	40	3 6,1 0 1	1 0 0.0 0	37,239	1 0 3 . 1 5	Δ1,138	△3.1 5
	45	7 8,4 6 0	1 0 0.0 0	7 4,4 3 9	9 4.8 8	4,021	5.1 2
	35	8,253	1 0 0.0 0	8,253	1 0 0.0 0	0	0
9. 公 務	40	1 2,8 1 2	1 0 0.0 0	1 2,8 1 2	100.00	0	0
The second secon	45	2 2,5 0 9	1 0 0.0 0	2 2,5 0 9	100.00	0	0
	35	2 5,6 5 7	1 0 0.0 0	2 5,5 9 1	9 9.7 4	66	0.26
10.サービス	4 0	6 0,3 2 8	1 0 0.0 0	60,053	9 9.5 4	275	0.4 6
	45	149,243	1 0 0.0 0	1 4 8,3 0 3	9 9.3 7	940	0.63
	35	_	<u></u>	_	1.17	·	· · -
11. 事 務 用 品	40				_	·	<u> </u>
	45	8,3 8 6	1 0 0.0 0	8,3 8 6	1 0 0.0 0	0	0
	35	=					
12. 梱 包	40	-	-	-	- 1		
	45	4,121	100.00	4,121	1 0 0.0 0	0	0
	35	1 0,2 0 4	100.00	9,5 9 3	94.01	611	5.9 9
13.分類 不明	40	1 1,2 7 4	100.00	1 0,0 4 1	9 2.6 1	833	7.39
	45	37,127	1 0 0.0 0	3 4,9 9 9	94.27	2,1 2 7	5.73
	3.5	3 8 8,2 0 2	1 0 0.0 0	3 7 0,6 4 1	9 5.4 8	17,561	4.5 2
合	4 0	7 3 2,6 2 2	1 0 0 0 0	7 0 0,3 1 5	9 5.5 9	3 2,3 0 7	4.4 1
tasan da araba araba	45	1,697,412	1 0 0 0 0	1,6 1 5,1 7 7	9 5.1 6	8 2,2 3 5	4.84

国内制	需要額 「	中間需	要額	最終需要	要額	輸	出額
億円	%	億円	96	億円	%	億円	96
3 6,4 9 2	9 8.3 6	2 9,4 9 0	7 9.4 9	7,001	18.87	610	1.6 4
5 6,249	9 8.7 0	4 3,1 6 6	7 5.7 4	13,083	22.96	744	1.3 0
87,086	9 8.9 8	68,088	7 7.3 9	1 8,9 9 8	21.59	900	1.0 2
7,867	9 9.8 9	7,737	9 8.2 3	131	1.6 6	9	0.1 1
14,704	9 9.8 4	14,331	9 7.3 1	373	2.5 3	24	0.1 6
3 2,1 8 9	9 9.8 1	3 1,5 6 5	9 7.8 8	624	1.9 3	6 1	0.1 9
190,563	9 3.7 5	1 2 2,8 7 8	6 0.4 5	6 8,1 6 3	3 3.3 0	12,697	6.2 5
3 2,8 2 6	92.05	211,784	5 8.5 7	121,042	3 3.4 8	28,748	7.9 5
770,739	9 2.2 0	5 1 0,6 9 8	6 1.1 0	260,041	3 1.1 1	65,166	7.8 (
3 1,7 5 8	9 9.8 2	2,9 2 7	9.2 0	28,831	9 0.6 2	5 9	0.18
66,401	100.00	5,7 2 5	8.6 2	60,676	9 1.3 8	0	(
162,588	1 0 0.0 0	1 3,4 3 9	8.2 7	1 4 9,1 4 9	9 1.7 3	0	(
6,490	9 9.2 4	4,599	7 0.3 3	1,891	28.91	5 0	0.7
13,073	9972	9,029	68.87	4,0 4 4	3 0.8 5	3 6	0.28
26,245		17,748	67.53	8,497	3 2.3 3	3 5	0.1
38,898		15,534	3 8.5 8	23,364	5 8.0 2	1,3 6 9	3.4
97,426	1	3 5,4 7 8	3 5.7 3	61,949	6 2.3 8	1,8 7 7	1.8
236,895		91,292	37.78	145,603	6 0.2 6	4,7 4 1	1.9
230,030	_		-				•
	_	· · · · · · · · · · · ·	_	_		- L	
10,843	9 9.2 8	1 0,6 2 2	9 7.25	221	2.02	7 9	0.7
15,773		10,100	5 8.6 3	5,195	3 2.9 3	1,4 5 4	8.4
3 3,8 8 1	1	22,472	62.25	11,410	31.60	2,219	6.1
6 6,5 6 0		39,669	5 0.5 6	26,891	34.27	11,900	1 5.1
8,253		0	0	8,253	100.00	0	
1 2,8 1 2	1	0	0.	12,812	100.00	0	
22,509	1	0	0	22,509	100.00	0	
25,620		4,092	1 5.9 5	21,5 28	8 3.9 1	3 7	0.1
60,116	. 1	l .	1 6.6 4	5 0,0 7 8	8 3.0 1	212	0.3
148,810		27,269	18.27	121,541	8 1.4 4	433	0.2
			_	_	-		
		_	_	_	_	_	
8,386	100.00	8,148	9 7.1 6	238	2.84	0	
-	_	_		_	_	-	
1.4 1.4 july <u>2</u>	_	_	_	_	 	-	
4,12	1 100.00	4,114	9 9.8 3	7	0.1 7	0	
9,304			89.99	122	1.19	900	8.8
1 0,8 2			9 2.9 3	343	3.0 4	454	4.0
3 4,9 9		!	87.67	2,442	6.5 8	2,1 3 5	5.7
3 7 1,0 1			+			17,185	4.4
6 9 8,3 0					The second of	3 4,3 1 4	4.6
1,6 1 1,9 6	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1	1			5,0

付表 9 最終需要

	昭	最終	需要計	家計外	· 消費支出	民間	民間消費支出		
	和	億円		₩. III		A			
	年	7,611	76	億円	%	億円	73.04		
a de all a str D	35	1 3,8 2 7	100.00	294	3,8 6	5,559			
1. 農林水産品	40		100.00	966	6.9 9	10,523	76.10		
	45	19,898	100.00	371	1.8 6	17,636	8 8.6 3		
- Aut	3.5	139	100.00	_	_	1 2 5	8 9.9 3		
2. 鉱 産 品	40	397	100.00	_		148	37.28		
	45	685	100.00			3 2	1.4.67		
- Afril National Aller Afril 171	35	80,381	100.00	4,665	5.8 0	3 9,4 9 1	4 9.1 3		
3. 製造工業製品	40	149,790	100.00	8,9 6 0	5.9 8	7 3,7 0 1	49.20		
	4.5	3 2 5,2 0 7	100.00	7,594	2.3 4	1 3 2,7 0 8	4 0.8 1		
	3 5	2 8,8 9 0	1 0 0.0 0	_	_	_			
4. 建 設	40	60,676	1 0 0.0 0	·	. -	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	45	149,149	1 0 0.0 0	_	_	<u> </u>			
	35	1,9 4 1	100.00	2	0.10	1,803	92.89		
5. 電気・ガス・水道	40	4,081	1 0 0.0 0	3	0.07	3,8 6 0	94.58		
	45	8,5 3 2	1 0 0.0 0	3	0.04	6,739	78.98		
商業・金融	3 5	24,733	1 0 0.0 0	1,024	4.1 4	19,994	8 0.8 4		
6. 保険・不動産	4 0	63,825	1 0 0.0 0	2,8 0 3	4.39	5 3,5 2 5	8 3.8 6		
	4 5	150,344	1 0 0.0 0	2,7 4 7	1.83	120,898	8 0.4 1		
	35	. · · —	· —	<u> </u>		· _	. —		
7. 不 動産賃貸料	40					<u>-</u>	_		
	4 5	300	1 0 0.0 0	, · · -	<u> </u>	<u> </u>			
	35	7, 1 2 8	1 0 0.0 0	99	1.39	4,861	68.20		
8. 運輸 • 通信	40	1 3,6 2 9	100.00	269	1.9 7	9,456	6 9.3 8		
	45	38,791	1 0 0.0 0	155	0.4 0	23,708	61.12		
	35	8,253	1 0 0.0 0						
9. 公 務	4 0	12,812	1 0 0.0 0	-		ing a strong a c			
	45	22,509	1 0 0.0 0			j, 1 j 1 j 1 j 1 j 1 j 1 j 1 j 1 j 1 j 1			
	35	21,565	1 0 0.0 0	2,7 6 7	12.83	1 2,7 2 2	5 8,9 9		
0.サービス	40	50,290	1 0 0.0 0	6,395	1 2.7 2	29,697	5 9.0 5		
	45	121,974	100.00	20,281	16.63	75,547	6 1.9 4		
	35	· -	_	_		_			
1.事 務 用 品	4.0	<u> </u>				_	_		
	4.5	238	100.00				e ta de e		
	35				-				
2. 梱 包	40	_		_	-	·			
	45	7	1 0 0.0 0	<u> </u>					
	35	1,0 2 2	1 0 0 . 0 0			9	0.88		
3. 分類 不明	40	797	1 0 0.0 0				11 - 12 - 13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	4.5	4,5 7 7	100.00	487	1 0.6 4	5.3	1,1,6		
	35	181,662	1 0 0.0 0	8,851	4.8 7	84,563	4 6.5 5		
스 귎	40	370,123	11.0				4 8.8 8		
合 計	4 U	310,123	1 0 0.0 0	1 9,3 9 6	5.24	180,911	4 0,0 0		

出	輸	純増	在. 庫	形成	定資本	国内総固	消費支出	一般政府
%	億円	96	億円	%	-	億円	%	億円
8.0 1	610	1 3.1 7	1,002	1.79		136	0.1 3	10
5.38	744	7.7 2	1,068	3.78		522	0.03	4
4.5 2	900	0.2 5	50	4.7 2		940	0.00	0
6.47	9	△ 7.91	Δ 11				1 2.2 3	17
6.0 5	24	5 1.3 9	204	_	1.	_	5.5 4	2 2
8.9 1	61	8 4.9 6	582	-			1.3 1	9
1 5.8 0	1 2,6 9 7	6.5 5	5,268	21.37		17,179	1.3 5	1,082
1 9.1 9	2 8,7 4 8	2.6 1	3,9 0 7	21.39		3 2,0 4 3	1.62	2,4 3 0
20.04	65,166	6.4 7	21,039	29.09		9 4,6 1 4	1.26	4,0 8 7
0.2 0	59		-	9 9.5 7		28,766	0.22	6 4
	-	-	_	9 9.7 4		6 0,5 1 8	0.26	158
		-	_	9 9.7 1		148,711	0.29	438
2.5 8	5 0	_		-			4.4 3	86
0.8 8	36	_	5 i			_	4.4 4	181
0.41	35	_		·	1.0		2 0.5 6	1,754
5.5 4	1,369	0.9 3	229	6.4 0		1,583	2.1 6	534
2.9 4	1,877	0.5 9	374	6.25		3,990	1.9 7	1,257
3.1 5	4,7 4 1	1.0 1	1,5 1 6	1 1.4 5		17,220	2.14	3,2 2 1
-		_	_	7 <u></u>				_
agentar ji a		_						
2 6.3 3	79			_			7 3.6 7	221
2 0.4 (1,454	0.9 8	7 0	1.88	1	134	7.15	510
1 6.28	2,2 1 9	1.07	146	4 0.9		558	7.19	980
3 0.6 8	1 1,9 0 0	0.4 8	185	2.8 2		1,093	4.5 1	1,751
, .	<u> </u>		, j	-			100.00	8,253
-	-			·		-	100.00	1 2,8 1 2
			-	_			1 0 0.0 0	22,509
0.1	3 7	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	_			_	28.00	6,039
0.4	212		_	_			27.81	1 3,9 8 5
0.3	4 3 3		_	· 		<u> </u>	2 1.0 8	25,713
a Section 1		_	-			-	-	
	_			· · · · · · · · ·	-	<u> </u>		
							1 0 0.0 0	238
				1 1 1	. 7.5			
	-			412J. 4				
<u> </u>			_	<u> </u>	- -		100.00	7
8 8.0	900	21.43	219		-		Δ10.47	Δ 107
5 6.9	454	- Table 1	_	$\frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} \right) = \frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} \right)^{2}$	-	the state of the s	43.04	343
4 6.6	2,135	4.8 9	224		<u>.</u> [2, 5, 5]	7 t 1	3 6.6 6	1,678
9.4	17,185	3.7 3	6,777	26.31	,		9.08	16,487
9.2	3 4,3 1 4	1.5 4	5,699	26.38	1	*	8,69	3 2,1 7 2
1 0.1	85,450	2.8 0	23,596	3 1.1 8	1		7.3 2	61,626

付表 1 0 最終需要部門と粗付加価値部門

		昭	実額	構成比	増	D n	率
		和	(億円)	(%)	5ヶ年間	增加額	增加寄与率
		年	/ NS/ 1 /		(%)	(億円)	(%)
3.00	この から かいりゅうしょう トッド 水口	35	164,101	1 0 0.0 0	·	-	* · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	そ需要部門計および粗 p価値部門計	40	3 3 7, 8 1 6	1 0 0.0 0	205.86	173,715	1 0 0.0
.1 VI	HM II로 다이 181	45	7 5 9,9 7 6	1 0 0.0 0	2 2 4 . 9 7	4 2 2,1 6 0	1 0 0.0
7		35	8 4,5 6 3	5 1.5 3	-	-	-
	民間消費支出	40	180,911	5 3.5 5	213.94	9 6,3 4 8	5 5.
		45	377,322	4 9.6 5	2 0 8,5 7	196,411	4 6.
		35	16,487	1 0.0 5			•
	一般政府消費支出	40	3 2,1 7 2	9.5 2	195.14	15,685	9.
		45	61,626	8.11	191.55	29,454	7.
		35	5 4,5 7 6	3 3.2 6	_	_	e e e
1	(国内総資本形成)	40	103,330	3 0.5 8	189.33	48,754	28.
支	· bed 1 district Live sed 2	45	286,175	37.66	276.95	182,845	4 3.
		35	47,799	2 9.1 3			
冬	国内総固定資本形	40	97,631	28.90	204.25	4 9,8 3 2	28.
	四门阶间足具本心	45	262,579	3 4.5 5	268.95	164,948	3 9.
兽		35	6,777	4.1 3	208.30	104,540	
	在庫純増	40	l .		8.4 0 9	A 1078	Δ 0.
Ę	15. 净 机 均	45	5,699	1.68	414.04	△ 1,078	4.
		35	23,596	3.10	414.04	17,897	
Ħ	44	ř	17,185	10.47	-	177100	9.
	輪 出	40	3 4,3 1 4	1 0.1 6	199.67	17,129	12
1		45	85,450	11.24	24 9.0 2	51,136	12
1		35	△ 17,561	△ 10.03			
	(控除)輸入	40	Δ 3 2,3 0 7	△ 8.90	△ 182.54	△ 14,746	Δ 8
		45	△ 82,235	△ 10.82	△ 254.54	△ 49,928	Δ 11
		35	8,8 5 1	5.39			
1	家計外消費支出	40	1 9,3 9 6	5.74	219.14	10,545	6
	in the second of	45	31,638	4.16	163.12	1 2,2 4 2	2
		35	60,101	3 6.6 2	_	_	
	雇用者所得	40	138,298	4 0.9 4	230.11	78,197	4.5
		45	3 1 6,8 4 6	41.69	229.10	178,548	4 2
		35	6 4,5 6 7	3 9.3 5		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1	営 業 余 剰	40	118,809	3 5.1 7	184.01	5 4,2 4 2	3 1
j		45	276,023	3 6.3 2	232.32	157,214	37
Q.		35	17,932	1 0.9 3		7	
ti	資本減耗引当	40	4 1,0 7 3	12.16	229.05	23,141	13
İ	A T M M M J =	45	95,312	12.54	23206	5 4,2 3 9	1:
Į		35	1 2,9 8 9	7.9 2	202.00	0 1,000	
1	間接税	40	2 2,5 4 7	6.6 7	173.59	9,5 5 8	
	間接税	1	The second secon	1	•	25,5 2 0	
		45	4 8,0 6 7	6.3 2	213.19	20,020	
	المستد كالم شبارات	35	Δ 339	Δ 0.21			Δ
	(控除)補助金	40	Δ 2,3 0 7	Δ 0.6 8	Δ 680.53	△ 1,968	Δ
>		45	Δ 7,910	△ 1.04	△ 342.87	△ 5,603	Δ
		35	155,250	T.	_	[
3	内 総 生 産	40	3 1 8,4 2 0		205.10	163,170	
. '		45	7 2 8,3 3 8		2 2 8 . 7 4	4 0 9,9 1 8	
豆	内 総 生 産	35	124,668				
		40	257,107		206.23	132,439	
(要素費用表示)	45	592,869		230,59	3 3 5,7 6 2	

付表 1 1 最終需要部門別生産、輸入および粗付加価値誘発

	昭	A	В	B/A	С	C/A	
A Company of the Comp	和	最終需要額	生産誘発額	生產誘発係数	輸入誘発額	輸入誘発係数	依存度
	年	(億円)	(億円)		(億円)		(%)
	35	8,851	16,501	1.8643	814	0.0920	4.4 5
家計外消費支出	40	19,396	3 3,8 5 6	1.7455	1,609	0.0830	4.83
	45	31,638	5 8,2 2 1	1.8399	2,4 1 8	0.0764	3.6 0
	35	8 4,5 6 3	158,104	1.8697	7,583	0.0897	4 2.6 6
民間消費支出	40	180,911	3 1 6,6 4 6	1.7503	15,450	0.0854	4 5.2 1
MINAX	45	377,322	668,956	1.7729	3 3,5 4 5	0.0889	4 1.4 2
	35	16,487	21,576	1.3087	409	0.0 2 4 8	5.8 2
一般政府消費支出	40	3 2,1 7 2	4 2,9 3 1	1.3 3 4 4	915	0.0284	6.1 3
放政州的人文田	45	61,626	92,036	1.4935	2,5 6 5	0.0416	5.7 0
	35	47,799	1 2 0, 0 3 7	2.5113	5,041	0.1055	32.39
国内総固定資本形成	40	97,631	218,383	22368	8,4 1 6	0.0842	3 1.1 8
	45	262,579	570,918	2.1743	28,582	0.1 0 8 9	3 5.3 5
	35	6,777	15,052	2.2211	1,072	0.1582	4.06
在 庫 純 増	40	5,699	10,5 25	1.8468	1,021	0.1792	1.50
14. A. M. A.	45	23,596	4 9,9 1 3	2.1 1 5 3	3,682	0.1560	3.09
	3 5	17,185	3 9,3 7 3	2.2912	2,641	0.1537	1 0.6 2
輸 出	40	3 4,3 1 4	77,974	2.2724	4,895	0.1427	11.13
THU PAGE	45	85,450	175,134	2.0495	11,443	0.1 3 3 9	1 0.8 4
	35	181,662	3 7 0,6 4 4	2.0403	17,561	0.0967	1 0 0 . 0 0
合 計	40	370,123	7 0 0,3 1 5	1.8921	3 2,3 0 7	0.0873	1 0 0 . 0 0
H H	45	8 4 2,2 1 1	1,6 1 5,1 7 7	1.9178	8 2,2 3 5	0.0976	100.00

				A Paragraphy and the American				
Г		昭	D 粗付加	D/A				
		和	価値誘発額	粗付加価値	D1 雇用者所得	D1/A 雇用	D2 営業余剰誘	D2/A 営業余
1		年	(億円)	誘発係数	誘発額(億円)	者所得誘発係数	発額(億円)	剰誘発係数
-		3 5	8,037	0.9 0 8 0		-	-	a ta a va a 🗕
	家計外消費支出	40	17,787	0.9170				- '
	ж п / п д Д —	4.5	27,394	0.8656	11,421	0.3 6 1 0	9,9 5 0	0.3145
-		35	7 6,9 8 0	0.9103	_	-	_	
1	民間消費支出	40	165,461	0.9 1 4 6		-	_	
	A III III A A -	45	3 1 4,7 5 8	0.8342	131,228	0.3478	114,320	0.3030
\vdash	<u> </u>	35	16,078	0.9 7 5 2		_	-	-
	一般政府消費支出	40	31,257	0.9716		_	_	
		45	4 3,3 0 5	0.7027	18,054	0.2930	15,728	0.2552
		3 5	4 2,7 5 8	0.8945	-		_	
	国内総固定資本形成	40	8 9,2 1 5	0.9138		_		_
		4.5	268,629	1.0234	111,996	0.4 2 6 5	97,566	0.3 7 1 6
t		3 5	5,7 0 5	0.8418		-	_	_
	在 庫 純 増	40	4,678	0.8208	-	_	-	-
		45	23,485	0.9953	9,791	0.4149	8,5 3 0	0.3615
ŀ		35	1 4,5 4 4	0.8463	-	-	-	+
1	輸出	4.0	29,417	0.8 5 7 3	-	-		
		4.5	82,404	0.9644	34,356	0.4 0 2 1	29,929	0.3 5 0 3
		3 5	164,101	0.9 0 3 3	-		1 and 1 =	Harris Vario
	合 計	40	3 3 7, 8 1 6	0.9 1 2 7	- I			
1		4.5	759,976	0.9024	3 1 6,8 4 6	0.3762	276,023	0.3 2 7 7

⁽注) 使用した逆行列は(I-A+M)⁻¹型である。

付表12 国内総支出・総生産・純生産

	昭			1		T	
	和	国内	総支出	国内	総生産	国内純生産	(要素費用表示)
	年	億円	%	億円	8	億円	96
	35	1,598	1.0 3	2 0.9 5 6	1 3.5 0	1 8,3 8 9	14.75
1. 農林水産品	4 0	3,333	1.05	3 0.7 6 5	9.6 6	26,768	1 0.4 1
	4 5	2,677	0.3 7	44.889	6.16	3 9,5 7 7	6.68
	3 5	Δ 3,807	△ 2.47	2.488	1.6 0	2,053	1.65
2. 鉱 産 品	40	Δ 8,425	△ 2.65	3.612	1.1 3	2,630	1.0 2
	4 5	△21.973	△ 3.0 2	6.101	0.8 4	4,8 2 0	0.81
	3 5	67,819	4 3.6 8	51,958	3 3.4 7	3 9,2 2 6	3 1.4 6
3. 製造工業製品	40	127,390	4 0. 0 1	101,378	3 1.8 4	7 5,8 3 9	2 9.5 0
	4 5	283,491	38.92	246,867	3 3.8 9	188,638	31.82
	3.5	28,888	18.61	9,653	6.2 2	9,0 2 4	7.24
4. 建 設	4 0	60,676	1 9.0 6	22,469	7.0 6	2 0,4 6 0	7.9 6
	4 5	149,149	20.48	57,237	7.86	4 9,2 8 9	8.3 1
	3 5	1,931	1.24	4,039	2.60	1,896	1.5 2
5. 電気・ガス・水道	40	4,076	1.28	8,613	2.70	4,359	1.70
	45	8,5 2 8	1.1 7	17,217	2.3 6	1 0,5 3 5	1.78
AF V = 1	3.5	23,588	15.19	28,624	18.44	23,252	18.65
商業・金融	4 0	6 0,4 7 7	18.99	73,059	2 2.9 4	6 0,3 2 5	23.46
保険・不動産	4 5	146,171	20.07	176,000	2 4.1 6	149,182	25.16
	35	-:	_	_	_	_	_
7. 不動産賃貸料	40				_		_
	4 5	210	0.03	9,8 4 7	1.3 5	8,471	1.4 3
	3 5	7,838	5.05	11,790	7.5 9	8,695	6.9 7
8. 運輸 · 通信	40	14,498	4.5 5	24,737	7.77	1 8,0 3 9	7.02
to year of the second	4 5	3 4,6 1 6	4.75	4 9,7 2 8	6.83	3 7,2 1 5	6.2 8
	3 5	8,253	5.3 2	7,822	5.04	6,8 9 4	5.5 3
9.公 務	40	1 2,8 1 2	4.0 2	11,931	3.75	1 1,6 6 4	4.5 4
	45	2 2,5 0 9	3.09	21,064	2.8 9	2 0,3 7 4	3.4 4
	3 5	18,732	1 2.0 7	1 6,3 7 2	1 0.5 5	1 4,5 3 3	1 1.6 6
10.サ - ビス	4 0	43,619	1 3.7 0	4 0,4 4 5	1 2.7 0	3 5,7 7 6	1 3.9 1
	4 5	1 0 0,7 5 2	1 3.8 3	84,624	1 1.6 2	7 1,6 8 6	1 2.0 9
	3 5					_	
11.事 務 用 品	4 0	_	-		e de la companya de l	_	
	4 5	238	0.03		_	_	for k is
	3 5		—			_	
12. 梱 包	4 0						1
	45	7	0.0 0	- I			
	3 5	411	0.26	1,547	1.00	708	0.5 7
13.分類 不明	40	1 0,4 4 1	3.28	1,4 1 0	0.4 4	1,247	0.4 9
	45	1,962	0.27	1 4,7 6 5	2.03	13,082	2.2 1
	3.5	155,250	1 0 0.0 0	155,250	1 0 0.0 0	1 2 4,6 6 8	1 0 0.0 0
合 計	40	3 1 8,4 2 0	100.00	3 1 8,4 2 0	1 0 0 . 0 0	257,107	1 0 0.0 0
	4 5	728,338	1 0 0.0 0	7 2 8,3 3 8	1 0 0.0 0	5 9 2,8 6 9	100.00

付表13 国民所得統計による国内総生産

	昭和) the state of the		増	ζ	
	和	実 額	構成比	5ヶ年間	増 加 額	増加寄与率
	暦年	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)
	3 5	21,055	1 2.9	-		<u> </u>
1. 農林水産品	4.0	3 1,6 5 5	9.7	150.34	1 0,6 0 0	6.5
	4 5	47,152	6.5	1 4 8.9 6	1 5,4 9 7	3.9
	3 5	2,7 8 1	1.7	_		-
2. 鉱 産 品	4 0	3,7 2 6	1.1	1 3 3.9 8	945	0.6
	4 5	5,662	0.8	151.96	1,936	0.5
	35	5 1,8 3 5	3 1.9	· . —	_	. —
3. 製造工業製品	4.0	1 0 0,6 6 0	3 0.9	194.19	4 8,8 2 5	2 9.9
	45	25 2,9 18	3 4.9	2 5 1.2 6	152,258	3 8.1
	35	8,6 8 5	5.3	-	-	
4. 建 設	40	2 0,6 8 5	6.3	2 3 8.1 7	1 2,0 0 0	7.3
	45	4 9,688	6.8	240.21	29,003	7.3
	35	3,7 0 1	2.3	<u> </u>	- : : : : <u>-</u> : :	1 1 1 2 1 1 -
5. 電気・ガス・水道	40	7,917	2.4	2 1 3.9 2	4,216	2.6
	4 5	1 3,6 8 1	1.9	172.81	5,764	1.4
** A 5h	3 5	3 9,9 8 1	24.5	_	-	
商業·金融 6.77% 不動産	40	8 4,2 6 5	25.8	210.76	4 4,2 8 4	27.1
6. 保 険 · 不動産	45	196,120	27.0	232.74	111,855	2 8.0
	35	-			_	
7. 不動産賃貸料	40			-		- 1915 di <u>-</u>
	45					
	35	1 3,1 6 4	8.1	_		
8. 運 輸 · 通 信	40	26,336	8.1	200.06	1 3,1 7 2	8.1
31 XII XII XII	4.5	51,755	7.1	1 9 6.5 2	2 5,4 1 9	6.4
	3 5	4,9 0 3	3.0	_	-	
9. 公 務	4 0	1 0,5 6 9	3.2	215.56	5,6 6 6	3.5
	45	21,964	3.0	207.82	11,395	2.9
	3 5	1 6,5 7 3	10.2	_		
10.サービス	40	4 0,2 0 4	1 2.3	2 4 2.5 9	2 3,6 3 1	14.5
	4.5	8 6,4 4 7	1 1.9	215.02	4 6,24 3	11.6
	35	_				
11.事 務 用 品	40					
11. 41 60 70 HH	4 5					i i i i i i i i i i i i i i i i i i i
	3 5		<u></u>	_		
12. 梱 包	4 0					_
1 2. 191	4.5					
	3.5					
13.分類 不明	40					
13. 刀 烟 小 则	45					
	3 5	160679	100.00			
Agrico de Lamboro de Alberta de A Alberta de Alberta de	4 0	162,678	1	2004	160220	100.4
合 計	1 4	3 2 6,0 1 7	100.00	200.41	163,339	
	4 5	7 2 5,3 8 7	1 0 0.0 0	2 2 2.5 0	3 9 9,3 7 0	100.0

付表 1 4 国民所得統計による国民総支出と国民総生産

	昭		MI		加	
	昭和	実 額	構成比	5ヶ年間	増加 額	増加寄与率
	暦年	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)
	35	154,992	100.00	-		
国 民 総 支 出	40	319,555	10000	206.18	164,563	100.0
	45	709,970	100.00	222.17	3 90,4 1 5	100.0
	35	8 8,2 3 0	5 6.9 3			
個人消費支出	40	1 8 0,9 8 0	5 6.6 4	2 0 5.1 2	92,750	5 6.4
	45	3 6 3,3 0 0	5 1.1 7	200.74	182,320	4 6.7
T	3 5	1 3,8 2 0	8.9 2	 -		
政府の財貨サービス経	40	2 9,4 9 0	9.23	2 1 3.3 9	15,670	9.5
常購入	4 5	5 8,2 6 7	8.21	197.58	28,777	7.4
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	3 5	5 2,3 3 6	33.77		_	
国内総資本形成	40	1 0 5,4 2 4	3 2.9 9	201.44	5 3,0 8 8	3 2.3
	4.5	280,562	3 9.5 2	266.13	175,138	4 4.9
	35	4 6,8 2 3	30.21			_
国内総固定資本形成	40	97,667	3 0.5 6	2 0 8.5 9	5 0,8 4 4	3 0.9
	4 5	248,429	34.99	254.36	150,762	38.6
	35	5,5 1 3	3.5 6		_	_
在庫品増加	40	7,7 5 7	2.4 3	140.70	2 2.4 4	1.4
	45	3 2,1 3 4	4.5 3	414.26	24,377	6.2
	35	17,739	1 1.4 5	7 7 8 8 3 -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
輸出と海外からの所得	40	3 5,6 3 0	11.15	200.86	1 7,8 9 1	10.9
	45	8 2,7 2 5	11.65	2 3 2.1 8	47,095	1 2.1
(控除)輸入と海外へ	35	△ 17,133	Δ 11.05			-
の所得	40	△ 31,970	△ 10.00	286.60	△ 14,837	Δ 9.0
אווויכי	45	△ 74,885	△ 10.55	2 3 4.2 4	△ 42,915	Δ 11.0
	3 5	154,992	100.00	<u>-</u>		
国 民 総 生 産	40	319,555	100.00	206.18	164.563	100.0
	45	709,970	100.00	222.17	3 9 0,4 1 5	100.0
	35	1 2 8,1 6 5	8 2.6 9		-	_
国 民 所 得	4.0	255,574	79.98	199.41	1 2 7,4 0 9	7 7.4
	45	5 7 3,8 3 9	8 0.8 3	2 2 4.5 3	3 1 8,26 5	8 1.5
	35	6 4,3 4 5	4 1.5 2			-
雇用者所得	4 0	1 4 3,1 4 5	4 4.8 0	2 2 2 4 6	7 8,8 0 0	47.9
	4.5	3 1 1,4 0 4	4 3.8 6	2 1 7.5 4	168,259	43.1
	35	6 3,8 2 0	4 1.18		_	_
個人業主所得その他	40	112,429	35.18	176.17	4 8,6 0 9	2 9.5
	45	2 6 2,4 3 5	3 6.9 6	2 3 3.4 2	150,006	3 8.4
	35	15,898	1 0.2 6		****	-
資本減耗引当	40	4 0,2 4 2	1 2.5 9	253.13	2 4,3 4 4	1 4.8
	45	9 5,7 1 1	13.48	237.84	5 5,4 6 9	14.2
	35	1 3,6 4 1	8.80			
間接税	40	2 4,3 6 3	7.62	178.60	1 0,7 2 2	6.5
	45	5 3,1 4 7	7.49	2 1 8.1 5	28,784	7.4
(Land) for all and A	35	Δ 525	Δ 0.34			lia da da ta
(控除) 経常補助金	40	Δ 1,8 6 7	Δ 0.58	4 5 5.6 2	Δ 1,342	Δ 0.8
	45	△ 7,692	Δ 1.08	4 1 2.0 0	Δ 5,825	Δ 1.5
	35	Δ 2,187	Δ 1.4 1			_
統計上の不突合	40	1,242	0.39	156.79	3,4 2 9	2.1
	45	△ 5,034	Δ 0.71	5 0 5.3 1	△ 6,276	Δ 1.6

付表15 産業連関表と国民所得統計の計数(昭和45暦年)

(単位:百万円)

					・辛匹・ログロ	
	産業連関表	産業連関表から国民 所得統計への概念差	概念調整後の計数	国民所得 統 計	国内・国民概念 推計資料の違い 等による差	6/3
	1	@	3=1+2	4	5=3-4	
最終需要部門 民間消費支出	37,732,164	○給与住宅の帰属計算の評価差 9924○中古品販売(商薬マージン) 71,983○非営利団体の帰属賃借料 8,383	3	3 6,3 3 0,0 0 0	1,3 3 2,71 1	3.5 4
<u> </u>		○層販売額△ 110,16計 ○ 69,453				
一般政府消費支出	6,1 6 2,63 3	○政府建物の帰属賃借料 301,655①一般失業対策費 81,976○層販売額 2773計 ○ 216,906		5,8 2 6,7 0 0	1 1 9,02 7	200
(国内総資本形成) 国内総固定資本形成	(28,617,480) 26,257,909	□ 一般失業対策費 81,976 □ 取替資産 158,103 □ ⊕船舶・重電機の仕掛品 177,394		(28,056,300) 24,842,900	(427,001) 1,458,214	(1.5 0) 5.5 4
在庫純増	2,3 5 9,5 8 1	⊕中古資産取引105,890計 ⊕ 43205分船舶・重電機の仕掛品177,394	7	3,213,400	△1,031,213	△4 7.26
輸出	8,5 4 5,0 0 7	⊕国外からの要素所得受取⇒その他国内・国民概念による差など 694,607		8,272,500	0	0
(控除)輪 入	△8,223,504	国内・国外業者からの	△7,488,500	△7,488,500	0	0
		輸送・保険サービス 1,199,100 ①国外業者からの輸送・保険サービス 540,900 ①損害保険の帰属計算による差 55,800 ②国外への要素所得支払 508,800 ②その他国内・国民概念による差など 641,404 計 735,004				
付加価値部門 雇用者所得	31,684,587		3 1,6 8 4,5 8 7	3 1,1 4 0,4 0 0	544,187	1.72
営業 余剰	27,602,334	○使用動産・不動産の純賃借料 ○無形資産に対する支払分 297,346	27,304,988	26,243,500	1,061,488	3.76
資本減耗引当	9,531,173	○政府建物の帰属償却費③ 01,655●取替資産3 01,655計 ○ 158,103計 ○ 143,552	_	9,5 7 1,0 00	△ 183379	△1.95
間接税	4,806,696	●関税および輸入品商品税●とん税および有価証券取引税●食管会計黒字498,15835,26622333		5,3 1 4,7 0 0	30 87	006
		計⊕ 511,091				
(控)除)補助。金	△ 791,000	①食管会計赤字 - 黒字 357,600 ②食管会計赤字 382,559 計 ○ 24,959		△ 769,200	△ 3,159	△0.41
国内総生産租付加価値(控除)家計外消費	72,833,790 75,997,634 3163,844		72,928,942	7 2 5 3 8,7 0 0	390,242	0.5 4

付表16. 主要経済指標

	,		,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
項目	35年	4 0	4 4	4 5	4 6	備考
1 生 産 指 数						
(1) 農林水産業(総合)	8 3.4	91.8	101.4	1 0 0.0	97.3	
1) 農 業	7.9.5	89.0	102.3	1 0 0.0	9 5.7	
2) 林 業	1 2 3.9	1 1 8.2	102.2	1 0 0.0	98.2	
3) 水 産 業	7 3.3	87.4	96.0	1 0 0.0	104.4	
(2) 公益・鉱工業(総合)	28.3	48.9	879	100.0	1 02.7)
1) 公 益 事 業	3 4.9	5 7. 1	88.3	1 0 0.0	106.1	付加価値
2) 鉱 業	8 9.9	9 7.1	102.6	1 0 0.0	94.5	ウエイト
3) 製 造 業	27.4	48.1	87.8	1 0 0.0	102.7	
(3) 商業販売額(総合)	2 1.1	4 3.1	83.7	1 0 0.0	1 1 3.4	百貨 45年-
1) 卸 売 業	2 0.4	4 1.5	82.9	1 0 0.0	114.0	店を 100に
2) 小 売 業	26.0	5 3.5	8 9.0	1 0 0.0	109.5	含む 換算
(4) 総合輸送活動(国内)	18.0	34.8	81.3	100.0	109.2)
1) 貨 物	2 0.8	38.2	86.5	1 0 0.0	104.2	4 5年=
2)旅客	1 5.6	3 1.9	7 7.0	1 0 0.0	113.6	100に換算
					*	
2. 生産者出荷指数(総合)	2 9.0	4 9.3	8 8.5	1 0 0.0	103.2	
1)公益事業	3 4.1	5 7.4	88.3	100.0	106.2	
2) 鉱 業	9 3.5	1 0 0.7	104.2	1 0 0.0	94.4	
3) 製 造 業	28.4	48.7	88.4	1 0 0.0	103.2	
3. 生産者製品在庫指数(鉱工業)	24.4	5 2.4	8 5.5	1 0 0.0	1 1 8.3	
1) 鉱 業	7 5.5	78.7	9 8.1	1 0 0.0	114.8	•
2) 製 造 業	24.1	5 2.3	8 5.4	1 0 0.0	118.3	
lago de la lagra que la compania de br>La compania de la co						
4. 製造業原材料在庫指数	5 2.8	6 2.7	8 8.0	1 0 0.0	115.7	
1) 国 産 分	<u></u>	67.0	8 8.0	1 0 0.0	1 1 3.9	
2) 輸 入 分		4 8.4	88.1	1 0 0.0	1 2 3.3	
5. 商業在庫指数(総合)	24.1	5 3.6	8 8.3	1 0 0.0	1 0 8.3	百貨 45年=
1) 卸 売 業	23.7	5 3.9	87.4	1 0 0.0	1 0 8.3	店を 100に
2) 小 売 業	25.3	5 2.9	9 0.4	1 0 0.0	1 08.4	含む 換算
				grander og det er		
6. 家 計 支 出(千円)		Tarina -				(年間一世帯
1) 勤労者世帯						当り支出額)
(人口5万人以上)	3 8 5.1	6 2 2.3	897.1	1,0 1 5.7	1,095.4	× = ** + ** - *
2) 農家家計費 (全国)	※ 368.4	6 5 4.5	1,082.6	1,2 25,2	1,3 6 1.7	※ 調査方法改
						定により他の
7. 政府支出(決算、億円)						年次と継続し
1) 中央政府(一般会計)	1,7 4 3.1	3,7 23.0	6,9 1 7.8	8,1 8 7.7	9,561.1	ない。
2) 地方政府(普通会計)	19,249.0	4 3,6 5 1.0	80,339.0	98,149.0		

項	目		3 5年	4 0	4 4.	4 5	4 6	備	考
8. 新規	規機械受注								
	(総額、億円)	ľ	1,021.7	1,7 0 8.6	3,9 23.5	5,067.4	5,281.8		
1)	外	需	1 0 4.7	4 0 9.6	6 8 9.7	1,2 1 5.7	1,3 3 8.8		
2)	官公	需	1 2 1.3	2524	492.2	4 1 5.1	5 6 2.2		
3)	民	需	7 5 4.0	9 4 5.2	2,5 1 9.0	3,087.6	3,0 2 3.6		
4)	代 理 店								
	(商社を含む)		4 1.6	101.4	2 8 5.5	3 4 9.1	3 5 7. 2		
9. 建约	築着工								
(]	工事費予定額、億円)		8 0 8.9	2,2 5 5.8	5,3 4 0.1	6,6 6 9.7	7,294.2	:	
建	設工事受注(億円)		_	1,4 1 9.3	2,8 3 9.6	3,4 4 1.2	3,1 7 6.7	. "	
			N. A.			·			
	易(商品、億円)				·	1 1 1			
1)	輸出(FOB)	31	1 4,5 9 8.0	3 0,4 2 7. 2	i '	6 9,5 4 4.8			
2)	輸入(")		1 6,1 6 7. 6	2 9,4 0 8.4	5 4,0 8 6.4	67,971.6	7 0,9 6 3.2		
1. 物	価 指 数								
1)	卸 売(総合)	î d	88.0	8 9.8	9 6.5	1 0 0.0	9 9.2		
2)	工業製品生産者(総	合)			96.6	1 0 0.0	9 8.8	4 4 年7	から作
3)			5 1.3	7 6.3	9 7.3	100.0	101.7		
4)		(合)	7 4.6	8 6.4	9 7.0	1 0 0.0	103.4		
5)		(合)	63.1	78,7	9 3.2	1 0 0.0	104.7	※人口	5 万人
6)		1	※ 56.6	76.7	9 2.9	1 0 0.0	106.1	\ 1	以上都
7)			474.5	9 0 7.3	1,031.2	1,255,1	1,4 74.7	昭和	9~ □年=
	料金(東京,クリーニ	ノグ)	1 6 0.7	252.8	292.8	3 2 5.3	386.2] ''	· - -
	en grant the people								de la
12. 労	働							Mg. A.	
(1)	雇用指数					Mark Barrier			
1)			62.2	8 4.8			101.1		
2))	9 3.2	9 8.2	1 0 5.9	1 0 0.0	9 2.5		
(2)								e state of a	
1)			3 1.9	5 2.5	8 5.5	1.0 0.0	1 1 4.5	CPI (か聞)
2)	常用(総合、実質))	5 6.1	6 8.4	92.0	1 0 0.0	1 0 7.9	でデ	王国ノフレー
							Marie Back	5	
	民総生産(市場価格)		1 5,4 9 9.2	3 1,9 5 5.5	6 0,3 0 3.8	7 0,9 9 7.0	7 9,0 4 2.1	単位	
国	民純生産(要素費用))	1 2,8 1 6.5	2 5,5 5 7.4	4 8,0 9 6.0	5 7,3 8 3.9	6 4,1 7 6.3		0億円

第2章 45年表の作成方法

第1節 産業連関表作成の沿革

- (1) 産業連関表は、国民所得勘定、資金循環表、国民貸借対照表および国際収支表とともに、いわゆる国民経済計算の主要な構成部分をなしている。すなわち産業連関表は財貨およびサービスの生産に関するフローの面を対象として、生産と消費の活動を、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握するものであり、経済構造の総体的鳥瞰を与えるものである。戦後急速に整備発展をとげてきた国民所得勘定が付加価値を生産と分配と支出とに大きな関心をそそいでいるのに対し、産業連関表は生産のための中間経費をも加えた生産活動の全体的構造を測定し、これらの生産構造を通して産業相互間の連関構造や、消費、投資、輸出等の最終需要および賃金、利潤等の付加価値面との関連を明らかにすることによって、国の経済計画や産業政策の策定に対し有効な基準を与えるとともに、企業における生産活動のための指針としても有用な用具と見做されている。
- (2) 産業連関表は、わが国においては昭和26年表を皮切りに 近年漸く本格的な推計を行ないうるようになった。すなわち、 わが国における産業連関表の作成は、昭和30年に通産省、 および経済企画庁がそれぞれ昭和26年表を公表したのが最 初のものである。

通産省の表は200部門の大型なものであり、経済企画庁の表は国民経済計算に照応するような9部門の表であった。 これらの表は、それぞれ、異なった目的のもとに別個な概念 規定および推計方法をもって作成されたため、同じ年次を対象にしながらも、計数上に少なからざる相違があった。このため、統計審議会は、これに対し、以後、新しい年次については行政管理庁を調整機関とする統一的な表を作成することが望ましい旨の答申を行なっている。

この趣旨は、昭和30年産業連関表の作成予算が行政管理 庁からの統一的要求となってあらわれ、統一表作成の努力が ようやく実現され、昭和33~34年度にわたり、行政管理 庁、総理府統計局、経済企画庁、農林省、通商産業省、およ び建設省の6省庁の共同作業として統一的な昭和30年産業 連関表の作業が進められることとなり、その結果昭和36年6 月に最終表が公表された。

(3) しかしながら、その後における産業構造の変化や技術革新は目ざましいものがあり、所得倍増計画の検討、また国民所 得統計との関連や部門分類の面においてもなお改善の余地が 多く, 国際比較性の点でも充分ではなかった等のためにも新 しい年次の表が強く要望された。

すなわち、30年表は各省庁の共同作業のもとに作成されたものの国民経済計算の主要な勘定体系である国民所得統計との計数面にかなりのギヤップが見られ、この結果は国民経済計算調査委員会による国民経済計算の諸勘定統合に関する勧告となって現われている。このような背景のもとに35年表作成に関する統一的な予算要求が認められ、以後の産業連関表に関する共同作業体制が確立することとなった。なお、関係省庁は、30年表作成の作業に当った各省庁(ただし、30年表作成において機械による集計製表面を担当した総理府統計局の役割は、35年表作成においては通産省調査統計部製表課が受持つことになった)に運輸省および、労働省を加えた7省庁であり、作業の結果は昭和39年5月に公表された。

産業連関表は,膨大な基礎データーの準備と調整に長い時日を必要とするため,産業構造の激しい変化がみられる場合には,利用上適切でない場合がでてくる。この問題を解決する一つの方法として簡易表の作成が考えられる。昭和38年延長表は,この目的のために昭和35年表と同一様式により作成されている。

- (4) 昭和40年表は、国民経済計算の基準としての体系が確立された昭和35年表に続く第2回目の基本表として作成されたもので、時系列分析への利用面を特に考慮しなければならないので、前回35年表のフレーム、概念について大きな変更は加えられていない。しかし、利用方法の多様化の要請に応ずるため、それぞれの利用目的に応じていろいろな取り扱いができるよう行465部門×列341部門の表が基本計数として提供されている。40年表は昭和44年3月に公表された。昭和44年には、又35年表との時系列比較のために、40年表の概念・定義・推計方法にあわせた昭和35年表、40年価格で評価替えした35年表が作成されている。
- (5) 昭和45年表は、昭和45年5月に作成の方針が決り、表の基本内容を規定する「基本要綱」も昭和46年7月に決定し、共同推計作業が進められた。この表は、基本様式については昭和35年表、40年表とほぼ同一であるが、①SNAの改訂に関連する事項を明らかにする、②情報産業その他最近の産業構造の変化に対応し、これらの分析を可能としながら従来の時系列を損うことのないよう工夫して品目分類を改訂する、③あらたに「固定資本マトリックス」、「雇用マト

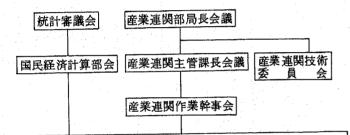
リックス」などの付帯表を作成する、④公表を従来より約1 年早める、などが特徴となっている。

第2節 作業組織と任務

(1) 作業組織

昭和45年産業連関表の作成作業は,35年表および40年表におけると同様行政管理庁,経済企画庁経済研究所,農林省,通商産業省,運輸省,労働省および建設省の7省庁による共同作業として実施した。ただし,これら省庁の所管外の部門,例えば,煙草,酒,金融,保険,郵便などについては,関係機関の協力を得ながら共同作業組織が分担した。

共同作業組織を図示すると次のとおりである。



行政管理庁〔行政管理局統計主幹〕

- ① 立案, 連絡, 調整, 公表の総括
- ② 輸出入,事務用品および梱包部門

経済企画庁経済研究所

- ① 通信, 水道, 金融, 保険, 不動産その他サービス部門
- ② 最終需要部門(輸出入を除く)
- ③ 付加価値部門(雇用者所得を除く)

農林省〔大臣官房〕

① 農林水産業および食品工業部門

通商産業省〔調査統計部〕

- ① 鉱工業, 電気, ガス, 商業の部門
- ② 電子計算機による製表・分析

運輸省〔情報管理部〕

① 運輸および輸送機械(自動車等を除く)部門

労働省〔統計情報部〕

① 雇用者所得部門

建設省[計画局]

① 建築および土木部門

/注: 上記作業分担は、最も基本的な表である生産者価格評価取引表に関するものであり、その他の例えば商業マージン表、国内貨物運賃表、輸入表、雇用表、雇用マトリックス、商品税マトリックス、固定資本マトリックス、産業別商品産出構成表の作成にあたっては、別の分担によっている。

(2) 作業組織の任務

- ① 主として昭和 4 5 年産業連関表および付帯表の作成に関 する事項
- ② その他産業連関表に関するつぎの事項
 - 1) 産業連関表の概念,定義,推計方法等の研究
 - 2) 産業連関分析および利用方法等の研究
 - 3) 産業連関表の時系列比較性の維持
 - 4) 産業連関表に関するデータの整備
 - 5) 産業連関表に関する普及および教育

(3) 各機関の構成と機能

- 産業連関部局長会議 関係省庁の部局長をもって構成する。
 産業連関表に関する基本事項を決定する。
- 2) 産業連関主管課長会議 関係省庁の主管課長をもって構成する。 産業連関表に関する重要事項を決定する。
- 3) 統計審議会国民経済計算部会 統計審議会委員および関係行政機関の職員と学識経 験者からなる専門委員をもって構成する。 産業連関表を,国民経済計算体系の観点から調査審 議を行なう。
- 4) 産業連関技術委員会

学識経験者をもつて構成する。

産業連関部局長会議に対して技術的な助言を行なう。

5) 産業連関作業幹事会

関係省庁の作業担当者の代表をもって構成する。 産業連関表の作成およびこれに関連する事項の連絡 と具体的問題の処理を行なう。

(4) 各機関の構成員 付録の名簿を参照。

第3節 作成作業の経過

(1) 経過の概要

昭和45年表作成作業の概要を年度別に述べれば次のとお りである。

- 1) 昭和45年5月に,45年表作成に関する基本方針が確定してから,46年7月に基本要綱がまとめられるまでに表の形式と種類,部門分類,概念・定義,推計方法等の再検討が行なわれると同時に,国連の新らしい国民経済計算標準方式(新8NA)への対処の仕方等についても検討が行なわれた。
- 2) 4 6年度中は、表の作成に当って必要とする既存統計の 組替集計並びに既存統計ではまかないされない基礎データ の蒐集のための特別調査が実施された。

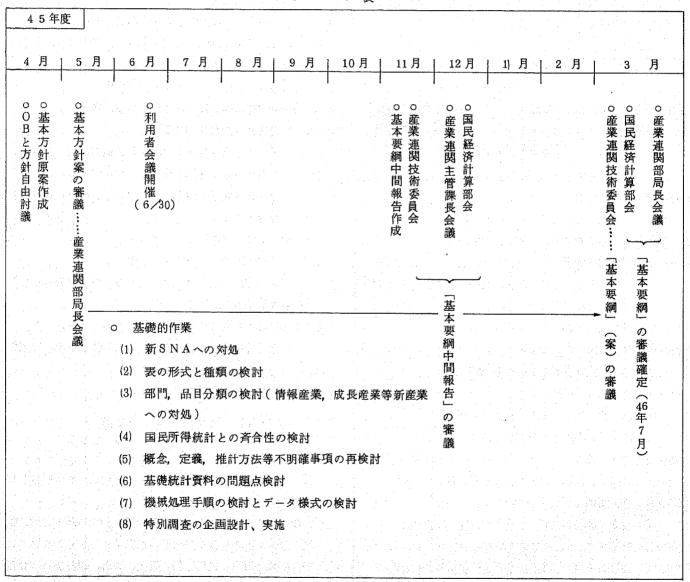
- 3) 47年度初めに、産業連関表作成のための基礎データが そろい、生産額推計、投入額・産出額推計が行なわれ、これらの計数をもとに10次に及ぶ調整会議が持たれた。
- 4) 48年度も計数の調整が行なわれたが、7月5日に、産 業連関表の基礎的部分がまとめられたので利用者の便を考 慮して速報として公表した。

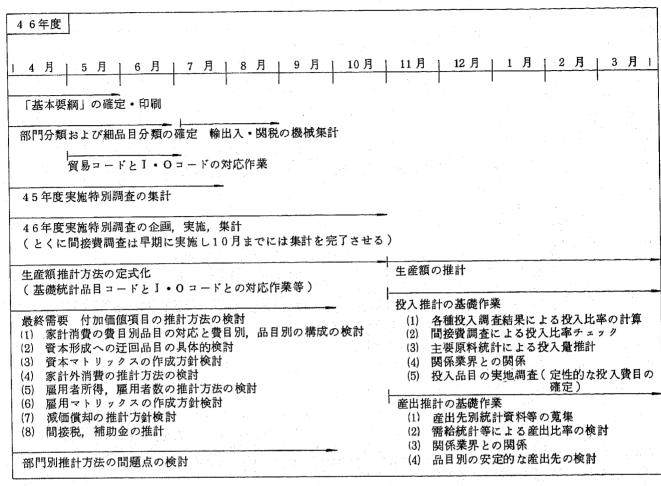
その後、生産者価格評価取引額から輸入部分の分割等の作業を行なったが、それらの過程で取引額に若干の修正が行なわれ今回の公表となったものである。引続き作成作業の行なわれた雇用マトリックス固定資本マトリックスなどの付帯表電子計算機を用いて行なった分析表も同時に公表される。

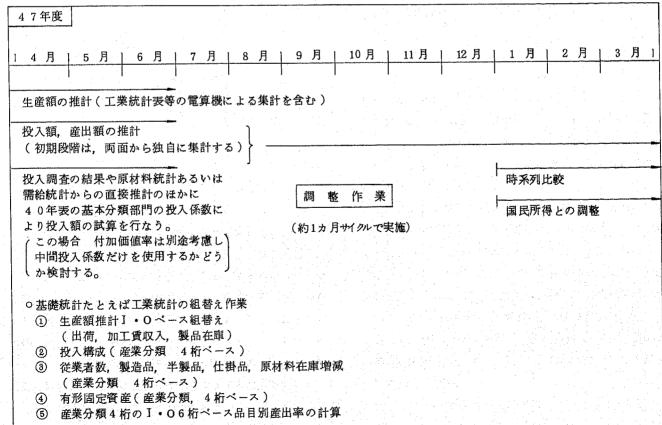
(2) スケジュール表

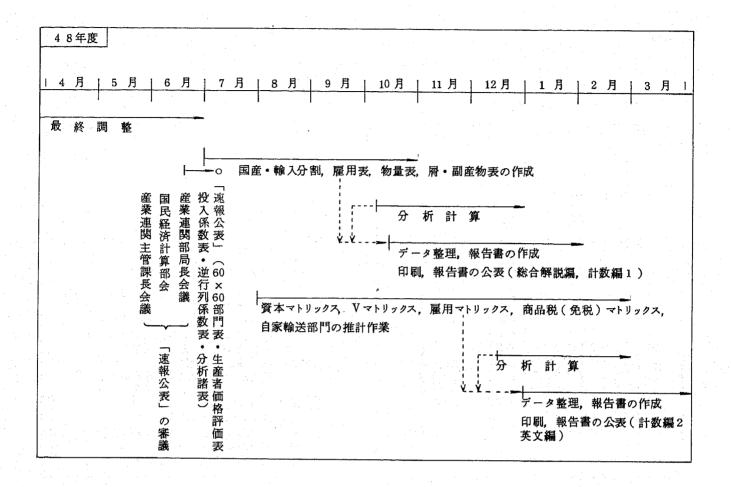
上記を, スケジュール表の形にまとめれば次のとおりである。

スケジュール表









第4節 基本要綱の決定まで

(1) 基本方針の決定

昭和45年産業連関表を35年表,40年表の作成に引続 き作成するとの基本方針は,45年5月11日の作成共同省 庁の部局長会議で決定した。

この基本方針は、さらに表作成に関する組織、スケジュール、表のフレーム、作業内容等についての概要をも定め、その詳細は「基本要綱」で定めることとした。

(2) 利用者の要望聴取

表利用の気運が高まったことを反映して表体系,精度向上 あるいは時系列比較性などについて各界より多くの意見や要 望が寄せられていた。また,国際的にも新SNA(国連の国 民経済計算新体系)による諸勘定体系の統合化が提起される など,昭和45年産業連関表作成に当って検討すべき多くの 問題が山積していた。

そこで、作成機関としては、これらの事情を考慮して45年6月30日学界、産業界、研究機関等の協力を得て、表利用経験者による利用者会議を開催した。会議はあらかじめ出された意見要望事項を中心に活発な討議が行なわれ、表作成に当り貴重な示唆を得ることができた。

(3) 基本要綱の作成

前述のごとく、45年表は「基本要綱」に基づいて作成することとしたため、直ちにその作成のため種々の検討に入った。

この基本要綱の作成に当っては、過去表(35年表,40年表等)の経験に照し、概念、定義、推計方法上不明確である点、表の利用者からの要望点、新SNAの確立等による新らしい問題点などを検討し、概念、定義、取扱い等を確立する必要があった。そこで、約1年間にわたり、産業連関作業幹事会を中心に産業連関技術委員会、国民経済計算部会等必要に応じ逐次開催し、意見を聴きながら検討を重ねた。

45年11月には、「昭和45年産業連関表基本要綱作成作業の中間報告」として、それまでの検討状況を中間的に報告し、広く各界からの意見を求めた。その後46年3月には「昭和45年産業連関表作成基本要綱(産業連関作業幹事会第一次案)」として基本要綱の原案を作成した。これは基本要綱の最終案を作成するまでの検討資料としてまとめたものである。さらに、その後細部にわたる検討を経て46年6月に最終案として「昭和45年産業連関表作成基本要綱」として固め国民経済計算部会の審議を経た後、46年7月22日の産業連関部局長会議において審議の結果「基本要綱」として決定された。

第5節 既存統計の利用と特別調査の実施

(1) 既存統計の組替集計

産業連関表の国内生産額、投入額および産出額の把握のために多くの統計データが必要とされる。

まず、表作成のコントロールトータルとなる国内生産額の 推計には、作物統計、工業統計、生産動態統計、造船造機統 計、建築着工統計等が、また、各産業部門および最終需要部 門(約400部門)の投入内訳額推計には農産物生産費統計, 工業統計, 生産動態統計の原材料統計, 家計調査, 農家経済 調査等が,さらに各産業部門および粗付加価値部門(約550 部門)の産出配分額の推計には,木材,鉄鋼,石油製品等各 種の需給統計,毎月勤労統計,国勢調査等々各省庁が実施す る統計調査がら作成される統計データが利用されるほか、業 務報告からとりまとめられた食管年報、有価証券報告書等の 業務統計および予算決算書等が用いられる。その他、工業会、 協会など各業界団体が作成する資料も有用な情報として利用 される。その個々については、部門別推計方法の章で述べる が、ここでは、電子計算機を用いて行なった部分について触 れる。これは当然のことながら既存統計の各項目にコードが 付され、データがテープ化されているものに限られるが、既 存統計のコードと産業連関表部門分類コードとの対応がし易 いことが前提とされる。今回は、貿易統計および工業統計の 組替集計が行なわれた。

貿易統計については、普通貿易統計(通関統計)および関税統計の細品目(輸出3,879,輸入4,365)を各々産業連関表の基本分類(7桁)に対応させ、それをコンバーターとして、通関および関税統計の45層年結果を電子計算機により組替集計を行なった。結果は、「輸出・輸入および関税の品目別数量・金額表」(B4版,515頁)としてまとめられた。

さらに、製造部門に関する生産額、原材料、在庫、付加価値、固定資本形成等を産業連関表の基本分類ベースで把握するため、45年工業統計調査の結果を電子計算機によって組替集計した。この集計は各種データ毎に7表にわたるが、全国表の推計のためのみならず地域間および地域産業連関表推計のために各通産局および都道府県別にも行なった。

なお、7表にわたる組替データは「昭和45年工業統計の 組替集計結果」(B4版, 13頁)としてとりまとめられた。

(2) 特別調査の実施

上述のような既存資料では欠如する部分がどうしてもでて くるため、各種の特別調査の実施が必要となる。45年表作 成のために実施された特別調査は下記一覧表のとおりである が、各特別調査に共通していえることは、各部門の投入内訳の把握にその重点が置かれるが、限られた予算内で、地域的、

階層別等に偏りのない平均的投入パターンを如何に把握するかに苦心がはらわれた。

昭和45年産業連関表作成のための特別調査一覧

調査		調	查	方	法	等			
機関	調査名	対 象	対象時期	対象の選定	配布取集	法的根拠	概算 経費	報告書	備考
rot subm	NA. 1 a MK DE (daysty group)					1	千円		
圣済.	法人企業間接費調査	「法人企業統計	4 5	産業別に無	メール	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1527	法人企業間接費調査集	
企画	y 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	調査」の調査対	年度	作為抽出		No. 8047		計結果報告	
Ť	.,	象法人	_,	(8000法人)		http://www.co.			· ·
	サービス業投入実態	同上	同上	サービス業	同上		308	710007 1207,000	
100	調査			の業種別に		Na 8033		查集計報告	
				比例抽出					
	MTT SCT See Int. also Ct. II			(1000企業)					
	昭和45年地方公共	地方公共団体	同上	有意 抽出	同上		1210		
	団体財政支出内容調			10都道府				の昭和45年度地方公	
	査			県				共団体財政支出内容調	1.5
				9 市区町	2 4 4			査	
製林	育苗事業投入調査	造林用育苗事業	同上	同 上	1 '	同上	435)	
ì		を含む事業所		(100事業	816.7	No. 7987			
4				所)	100				
	造林事業投入調査	育林事業を営む		有意抽出	面接ま	統計報告	183	> 民有林投入調査結果	
4.5		事業所		(200事業	たは	Na 7988			
	Milkon of Section 1		.: .	所)	メール				
	素材生産事業投入調	素材生産を営む		i	同上	同上	173		
	査	事業所		(70事業		<i>16</i> 77989	A STATE		
				所)					
	農林土木投入調査	国営,都道府県	同上		国・都	同上	326	農業土木投入調査およ	
		営,団体営の土	ya Kwa	(150事業	道府県	No. 7985	i	び農業土木部門投入推	
		地改良法に基づ		所)	営は自			計結果報告	
		く土地改良事業			計団体				
69 J. (24)	Section 1 and California	を営む事業所			営は面	A SHIP	3.5		
	#12 x 12 1 2 1 1 1 4 1				接				
	稚蚕共同飼育事業投	稚蚕共同飼育事	同上	同 上	面接ま	同上	388	Yan maden in the	
	入調査	業を営む事業所		(150事業	たはメ	16 7986			
				所)	ール				
	米麦共同乾燥調整事	米麦の共同乾燥	同上	全 数	面接	同上		農業サービス投入	
	業稼動状況調査	事業を営む事業			7.0	<i>M</i> a 8182		農業リーとへ扱う	
À	米麦共同乾燥調整事	同上	同上	乾燥数量階	自計	同上			
ne de	業投入調査			層別に抽出		No. 8183	SABA		
	と畜場投入調査	と畜施設提供者	同上	有意抽出	自計	同上			
		および荷受業者		(2L)		No. 8241			
	食品工業部門投入調	食品製造を営む	同上	同上	面接ま	同上	496		
	査	事業所		(1,000~	たはメ	No. 8240			
				1500事業	ール				
				所)					
	なる またっ まり 本	为其幼乳 茶 ~ がた ~ 辛			-	hik hakes		Walter IA 2	
	狩猟業投入調査	狩猟業を営む事	同上	同上	同 上		30	狩猟業投入調査	
		業所					3	OTOTION IS NOT IN THE	

調査		調	査	方	法		等				*	
機関	調査名	対 象	対象時期	対象の選定	配取	布集	法的根拠	概算 経費	報	告	書	備考
	合板製造業投入調査	合板製造業を営	同上	同上	同	上	. 	50	_			これらの調
	製材業投入調査	む事業所 製材業を営む事	"	"	,	7		50	<u>-</u>			査は、各々 の業界を通
	養殖業部門投入調査	業所 養殖業を営む事	//		,	,		٠.	養殖勢	集部門投入	調査	して行なった。
	also stip.	業所	1 = AT	有意抽出	面	接		1067	充举-	マージン調	<u>*</u>	この調査は,
通産	商業マージン調査	285品目	45年 12月	有思加山	IEI	汝		1307	ini 240	·	н.	矢野経済研究
省			末班									所へ委託して
		:	A-SOLL.									行なった。
												(業界の協会,
				+ ±								メーカー, 商
			-									社 問屋 小
												売店において
												個別面接によ
		1 m										り取材
	鉱工業投入調査	主要工業製品を	45年	有意抽出	<i>y</i> -	ール	統計報告	935	鉱工	業投入調査	結果表	
		製造する事業所		(1,100			No. 7944					
				事業所)			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	資本マトリックス表	B B K E K E						646	-,			主要品目につ
	作成のための工業製											いて業界を通
	品産業別産出先調査											じて調査
運輸	一般区域貨物自動車	一般区域貨物自	46年	有意抽出		 ル			\		**************************************	1
進輸省	運送事業特別調査	動車運送事業を	1 月	l .								
18	埋 达争未行	営む事業所	1	業所)								
		占む事業が	近の決				統計報告					
			算期を				No. 7917					
			含む過									
			去年									
		10 M 1 1 1 1	間									
	一般小型貨物自動車	一般小型貨物自	同上	同上	同	上	}					
, Sie	運送事業特別調査	動車運送事業を		(100事								
		営む事業所		業所)			Landing.		. - :			
er Kanalas	普通倉庫事業特別調	普通倉庫事業を	同上	同上	同	上	h					
	査	営む事業所		(100事			同上					
				業所)			No. 7915					これらの調査
	冷凍倉庫事業特別調	冷凍倉庫事業を	同上	同上	同	上	IJ The Line	150	運	輸事業特別	調査集	は、各々の美
	查	営む事業所		(100事					計	結果		界を通して行
				業所)								なった。
M. D	有料駐車場特別調査	有料駐車場を営	同上	同上	同	上	同上			Algerica	Palet .	
		む事業所		(54事業			No. 7919)				
				所)							v.) 155	
	鉄道車両工業特別調	鉄道車両製造を	同上	同上	间	上	同上					
	查	営む事業所		(18事業			16.791	3				
1			422.00	所)	- Feb. 2	Minds		The said	11	Sanga, Sagara	A Karina	

調査			調	査	方	法	等	1 1		
機関	調査名	対	象	対象 持期	対象の選定	配布取集	法的根拠	概算 経費	報告書	備考
	自動車整備事業特別 調査	自動車整備を営む事業		同上	同 上 (200事業 所)	同上	同 上 % 7918			
建設省	建築工事実績調査	工事請負業		44~ 45	昭和 45年中 に完成した	メール	統計報告 % 7839	500	非木造建築投入実態調 査結果報告	この調査は, 建設工業経営
		経営研究 会加盟の 大手建設	>	年中	非木造の建 築工事のう ち,規模別,					研究会に委託して行なった。
		業者	<u>ا</u> ا		構造別,種 類別に抽出 した工事					
	昭和45年度公共事	国•地方公		45	(約40件) 有意抽出	メ <i>ール</i>		400	昭和45年度公共事業	この調査は、
	業工事内訳調査	体が行なっ 種公共事業		年度					工事費内訳調査	地方建設局, 北海道開発局, 都道府県, 関
										係市町村の協力を得て行なった。
	土木工事実態投入調 査			同上	同 上	同上	. –	200		7/5

第6節 国内生産額,投入額,産出額の推計

産業連関表作成のための推計作業としては、国内生産額、投入額、産出額の推計のほか、運賃率、商業マージン率の推計、および雇用表、物量表、層・副産物表、雇用マトリックス、商品税マトリックス等々各作業段階における各種の推計に伴うものがあるが、ここでは基本的な推計作業としての生産額、投入額および産出額の推計作業のうち、共通的部分について触れる。詳細については、各部門ごとの推計方法の項を参照されたい。

また,商業マージン表,国内貨物運賃表などの付帯表の推計 作業については、付帯表の章を参照されたい。

1. 生産額の推計

- (1) 基本分類の行部門(7桁)ごとに、そこに含まれる約 5,000品目(10桁)ごとに推計を行なった。
- (2) 推計は、資料の許す限り、品目別に生産数量×単価の方式によって行なったが、サービス等についてはそれぞれの定義・範囲に基づいて生産額を直接把握する方法をとった。
- (3) 製造工業製品の大部分は, 4 5年工業統計調査の組替集 計結果をベースとし, 品目ごとに在庫量, 層・副産物, 加工

賃等を考慮しながら推計された。

- (4) これらの結果は、「部門品目別生産額表」にまとめられた。これは、作業段階で若干の修正を加えられたが、確定値は計数編1に掲載されている。
- 2. 投入額および産出額の推計
- (1) 投入および産出の配分作業
 - 1) 407列部門について、特別調査(原単位調査),工業統計調査の組替集計結果等を用いて、品目別資材投入額を算定した。(投入の分配)
 - 2) 前記の生産額および輸入額に基づいて、約5,000品目 に関してその仕向先別の仕向額を各種需給統計等を用い て算定した。(産出の配分)
 - 3) 従って、これらの結果は、基本分類(541×407部門) の桝目ごとに、投入側、産出側の双方から示されることになる。これら、2種の計数が全く等しければ問題はないが、食違いがある場合は調整が必要となる。この模様は次節で述べる。

第7節 調整作業

産業連関表は投入と産出の2つの面から推計が行なわれるため、それぞれの桝目について2つの違った計数が算出されることになる。この2つの計数を一つの計数にとりまとめる作業が調整作業である。

さらに、40年表の投入パターンをベースとした試算値も計 数調整のための参考とした。すなわち、40年表の投入係数に、 40年と45年の付加価値率の変動を加味した新らしい投入係 数を求め、これに45年の新らしい国内生産額を乗じた投入額 を準備した。これは、その計算方法からみられるように付加価 値率の変動は織り込まれてはいるが、いわゆる技術係数の40 年から45年に至る変化は考慮されておらず全くの参考値とし て準備されたものである。

定れらの計数は、電子計算機によって処理され投入表および 産出表の2種のリストが用意された。投入表リストは②参考値、 ②投入担当者が推計した投入額および②産出担当者が推計した 産出額を投入の形に組替えたものの3本の計数の併記リストで あり、産出表リストは、②参考値を産出の形に組替えたもの、 ③を出担当者が推計した産出額および②投入担当者が推計した 投入額を産出の形に組替えたものの3本の計数を併記したリストである。そして産出担当者は産出表を用い、産出側の資料で は得られなかった桝目の計数を、また投入担当者は、投入表を 用いて、投入側の資料が得にくい桝目の計数に相手方の計数を 検討の上採り入れてそれぞれの計数を補完するとともに、投入 ・産出の両側からの計数が食い違った場合には両側の計数算出 の基礎資料・推計方法を検討し合い、参考値を考慮しながら原 則として資料的に強いと思われる方の計数を採用するか、また は両計数を修正することによって1つの計数にまとめた。

しかし、一般的にいって投入側の推計は原単位という比較的 安定的パラメーターが利用でき、既存資料の利用に制約がある 場合でも、サンプル調査や聞き込み調査でもある程度の精度を もった推計が可能であるということからして、特に産出面の資料の整備されている部門あるいは産出面から生産額を適宜な方法で配分するという方法によらなくては、投入面からの推計が 困難であるという部門を除いては、投入側推計の計数が主導的 な役割を演じた。

このようにして投入側推計の計数と産出側推計の計数の照合・検討・修正という方法により、調整会議終了のつど、データを斉合的に調整し、機械集計によりリストの修正が行なわれた。調整作業期間を通じて11回にわたるリストの修正が行なわれた。すなわち、12次リストが最終計数となった。このうち6次リストまでは運賃・マージン額を暫定的な計数として扱った

段階におけるリスト修正であり、7次リスト以降が運賃•マーシン額を考慮したリストである。

(運賃・マージン額の推計については、付帯表の章を参照。)

また、調整作業の途中段階で、過去の表との時系列比較性お よび国民所得統計との斉合性を考慮した計数の調整も行なった。

第8節 公 表

昭和45年産業連関表は、下記に示すように計数のまとまり の時期に合わせて、4分冊で公表する。

なお、本報告に先立ち、48年7月5日60×60部門表(生産者価格評価表)、それをさらに集約した13×13部門表とこれらに基づく分析諸表が速報として公表された。

公表資料一覧

- 1. 総合解説編(49年1月刊行,)
 - (1) 45年表からみた日本の経済
 - (2) 45年表の作成方法
 - (3) 45年表における概念・定義
 - (4) 45年表における部門別推計方法
 - (5) 付帯表
 - (6) 産業連関分析の原理
- 2. 計数編1(49年1月刊行,)
- (1) 60×60部門表
 - 1) 生產者価格評価表
 - 2) 投入係数表
 - 3) 逆行列係数表
 - $i (J A)^{-1}$
 - $\parallel (I-Ad)^{-1}$
 - $\| [I (I \widehat{M})A]^{-1} \|$
 - 4) 分析諸表
 - | 最終需要部門別生産誘発額,同生産誘発係数,同依存度
 - 〃 輸入誘発額,同輸入誘発係数
 - iii "付加価值誘発額,同付加価值誘発係数
 - iv 影響力係数
 - v 感応度係数
 - 5) 購入者価格評価表
 - 6) 商業マージン表
 - 7) 国内貨物運賃表
 - 8) 輸入表
- (2) 基本表(541×407部門)
 - 1) 生産者価格評価の財貨・サービスの取引額
 - 2) 1)のうち輸入品取引額
 - 3) 1)に付帯する商業マージン額(卸,小売別)
 - 4) 1)に付帯する国内貨物運賃額(8輪送機関別)

- 5) 購入者価格評価の財貨・サービスの取引額
- (3) 付帯表
 - 1) 雇用表
 - 2) 物量表
 - 3) 副産物・屑発生および投入表
- (4) 部門品目別生産額表
- 3. 計数編 2. (49年3月刊行予定)
 - (1) 160×160部門表
 - 1) 生産者価格評価の財貨・サービスの取引額
 - 2) 1)に付帯する商業マージン額(卸,小売別)
 - 3) 1)に付帯する国内貨物運賃額(8輸送機関別)
 - 4) 購入者価格評価の財貨・サービスの取引額
 - 5) 投入係数表
 - 6) 逆行列係数表

 $(I - A)^{-1}$

ii (I - Ad) - i

 $\| (I - (I - \widehat{M}) A)^{-1} \|$

- 7) 分析諸表
 - | 最終需要部門別生産誘発額,同生産誘発係数,同依存度
 - " 1 輸入誘発額,同輸入誘発係数

- iii 最終需要部門別付加価值誘発額,同付加価值誘発係数
- iV 影響力係数
- V 感応度係数
- (2) 付帯表
 - 1) 自家用自動車輸送表 (61×61部門表 生産者価格評価表)
 - 2) 雇用マトリックス(職種別,学歴別)
 - 3) 商品税(免除)マトリックス
 - 4) 固定資本マトリックス
 - 5) 産業別商品産出構成表(V表)
- 6) 分析表(U表……産業別商品投入表)
- 4. 英文解説編(49年2月刊行予定)

第9節 従来の表との相違点

わが国の政府機関が、全国をベースとして作成した産業連関表は、昭和26年、30年、35年、40年および今回の45年に関するものがある。これら、各表の間には、下表にみるとおり部門分類、各部門の概念・定義などについて相違があり、それは30年表と35年表との間で特に大きく、時系列比較は35年表と40年表とで行なう場合が多い。

わが国産業連関表における各種取扱上の相違点

	項 目	昭和26年表	昭和30年表	昭和35年表	昭和40年表	昭和45年表
	1.内生部門の数	行182×列182	行310×列278	行453×列340	行467×列341	行541×列407
部	2.自部門内取引 の取扱い	自部門内取引は すべて計上する	生産額のすべて が自部門内で消	30年表に同じ	30年表に同じ	30年表に同じ
門分		のを原則とする。	間製品について			
類			は自部門内取引 は捨象し, その 他のものについ			
Ø			ては自部門内取 引をも計上する			
原則		371	のを原則とする。		2.5年末17日19	2年末四日
^,	3.副産物および 屑の取扱い	副産物について は原則としてト ランスファー方	26年表に同じ	副産物, 屑の両 方とも原則とし てストーン方式	35年表に同じ	35年表に同じ
		式により、屑については屑部門		によっている。		
		を設けて処理している。				
		生産者実際価格評価	生産者統一価格 評価	生産者実際価格評価	35年表に同じ	35年表に同じ
•	断格 評 価			他に購入者実際価格表もある		

項	B '	昭和26年表	昭和30年表	昭和35年表	昭和40年表	昭和45年表
輸入の耳	又扱 い	競争, 非競争混合輸入	2 6年表に同じ 簡易推計によ る非競争輸入 方式の表もあ る。	競争輸入 他に非競争輸 入方式の表も ある。	35年表に同じ	35年表に同じ
	外消費支 収扱い	内生部門として 取扱っている。	26年表に同じ	外生部門として 取扱っている。	35年表に同じ	35年表に同じ
院等	立学校病 のサービ 取扱い	政府消費支出と して処理している。	家計消費支出と して処理してい る。	政府消費支出として処理している。	35年表に同じ	35年表に同じ
	の取扱い	政府消費支出と して一括計上し ている。	26年表に同じ	内生部門として 公務部門を設け, 公務部門から政 府消費支出に一 括して配分して いる。	35年表に同じ	35年表に同じ
	機関の帰 — ビスの い	金融機関の帰属 サービスは便宜 上, すべて家計 が負担するもの として処理して いる。	26年表に同じ	金融機関の帰属 サービスは, これを預金者が受けるものとし, 産業および家計に配分している。	3 5年表に同じ, ただし, 金融の 交点には配分し なかった。	当座預金者に先づ配分し、残り を、貸付先である産業および家 計の貸付残高に比例して配分。 金融の交点には、配分しない。
5.再輸扱い	出入の取	輸出入額には, 再輸出入をも含 んでいる。	26年表に同じ	再輸出入分は輸 出入額から控除 している。	輸出入額には、 再輸出入分を含む。(再輸出入額の品目別把握は資料上不可能 なため)	再輸出入分のうち品目別把握の できる船舶については輸出入額 から控除。品目が明らかでない ものは輸出および輸入の分類不 明に計上
6.関税	の取扱い	関税は間接税に 含め,一括して 家計に配分して いる。	26年表に同じ	関税は輸入品の 品目別に分割し て表の列部門に マイナス計上し、 輸入品消費部門 が負担する形式	35年表に同じ	3 5年表に同じ

昭和45年表作成に当っても、時系列比較性に注意を払って作業をすすめてきたが、推計結果の精度の改善をはかる必要、結果利用の多様化に対応する必要から、部門分類の細分化および部門の概念・定義取扱方法の若干の変更を行なった。

以下に、従来の表との相違点のうち主なものを掲げ、その他 については第4章の部門別の推計方法における記述にゆづるこ ととする。なお、これらの相違点は、昭和49年度において、 35年表および40年表の固定価格(45年価格)評価を行な うのに先立って、35年表および40年表についても修正が行 なわれる予定である。

1) 表の基本構造

表の基本構造は、昭和35年表および40年表とほぼ同様で生産者価格評価および購入者価格評価による商品×商品の取引表を作成している。国際連合が提唱する新らしい国民経

済計算標準方式(新SNA)による商品と産業のクロス体系については付帯表として産業別商品産出構成表(V表)を作成し、これと商品×商品の表を用いて産業別商品投入構成表(U表)の試算を予定している。

2) 付帯表情報の拡充

従来の付帯表情報としては、①卸・小売別商業マージン表 ②国鉄、・民鉄・道路貨物など8輸送機関別国内貨物運賃表、 ③輸入表、④物量表、⑤雇用表、⑥副産物・屑発生および投 入表および⑦分析諸表があるが、昭和45年表ではさらに、 ⑥雇用マトリックス、⑨商品税マトリックス、⑩固定資本マトリックス、⑪産業別商品産出構成表などを昭和48年度末 までに公表の予定である。

3) 部門分類の拡充

部門分類は、表の国際比較性のうえから、国際標準産業分類(JSJC)に拠っているが、1968年の改訂に対処できるよう、また、最近の国内産業構造の急激な変化、特にサービス産業の伸長、情報、住宅などに関するいわゆるシステム産業の誕生についての産業連関分析が可能なように、30年表および40年表の部門分類との継続性を考えながらそれを分割・細分してある。行部門で約70、列部門で約60の部門が拡充されている。

従来の表の部門分類との変更点および変更理由の詳細は第 3 章第2 節の部門分類の項および付録を参照されたい。

4) 仮設部門(不動産賃貸料,事務用品および梱包部門)の扱い。

不動産賃貸料および事務用品は、各生産活動において共通的にみられる費用で、その費用構成も類似的であり、企業会計処理上も一費用項目として把握されている場合が多く、不動産賃貸料はさらに、産業連関表の作成にあたってとっている使用者主義の考え方の統一をはかるため一つの部門を構成する方が作業上便宜と考えられること、また、梱包は厳密には一つの生産活動単位と考えられることから、これらを一つ一つの部門として扱った。

この扱いに関し、昭和35年および昭和40年表の基本表ではこれらを3つの部門として処理しているが、統合表ではこれらの部門を分解し、部門を構成する財貨サービスを直接投入しているように処理した。いわば仮設部門として扱った。

昭和45年表では、基本表は勿論、統合表においても、これらを3つの部門として残し、分解はしないこととした。これは①波及分析計算上、分解しても分解しなくても、各生産活動への波及は同一結果となる。②分解前の部門自体が一つの大きな情報を与える。③分解作業の繁雑さを考慮したことによるものである。

従って、統合表の段階でこれら3年次の表を比較する場合はこの点に留意する必要がある。とくに生産活動全体からみた粗付加価値率は低く表わされている。

上記の詳細は、第3章第8節の部門分類の項を参照されたい。

5) 飲食店, 旅館, 娯楽業, 病院等で提供される飲食材料費の 扱い

わが国の産業連関表は国際比較性を考慮し、その部門分類は国際標準産業分類(ISIC)にしたがって取扱っている。1968年の改訂以前のISICでは、飲食店はサービス業として格付されていたため、40年表では飲食店の生産額は、仕入飲食材料費を除く粗マージン額で把握し、飲食材料は家計消費および家計外消費部門が直接投入する扱いをとった。

ISICの改訂後は卸・小売業に格付けされたため、45年表では従来のようにサービスだけを提供する活動ではなく、飲食料理品の生産販売活動を行なう部門として把握し、飲食材料費も投入することとした。

以上の扱いの変更によって、45年表の中間投入率が40 年表のそれに比較して若干高められている。

6) 金融の帰属サービスの産出の扱い

金融の帰属サービスの生産額は、受取利子・配当金収入一支払利子として把握されるが、その産出先は昭和35年および40年表では預金者に対してその預金残高に応じて産出する方法をとったが、昭和45年表では預金者と貸付先の双方にそれぞれ当座預金残高または貸付残高に応じて産出することとした。

これは、金融機関の帰属サービスは、本質的には①預金の 流動性を変化させて、より長期の資金として貸付先に供給す ること、②金融機関を経由しない直接金融が一般的でない社 会において、企業に対して融資のルートおよび資金の集中を 確保することにあるとみたことによるものである。

詳細は、第3章第8節の帰属計算の項を参照されたい。

7) 貨物運賃および保険の輸入の扱い

財貨の輸入は c i f 建で評価しているので, それに含まれる貨物運賃(および受取保険料)として表わされる運輸サービス(および保険サービス)の取引は, 独立しては表示されない。

しかし、財貨の輸入に伴う上記のサービスのうち、本邦の 船舶および航空機が自国内から受取る貨物運賃(および保険 料)は、本邦の運輸業者(および保険業者)の生産額に含ま れているから、これと産出額合計との計数パランスをどうす るかが問題となる。この分を運輸業者(および保険業者)の 生産額から控除してしまえば、計数的パランスは容易となる。 しかし、それでは運輸活動の実態に反することになり不合理である。そこで35年および40年表においてはその分を特殊貿易(非要素サービスの取引)の輸入欄にプラスの輸入として計上し、計数バランスを採った。

競争輸入型の産業連 関表 における輸入はすべてマイナスの列ベクトルとして表示されているため、35年および40年表の扱いでは、マイナス表示の中にプラス表示の項目が入って分析利用面、また計数の読取りに際し不都合が生じている。

そこで、45年表においては、これらを特殊貿易の輸出として計上し、分析利用面また計数の読取り難易に対処した。

その理由としては、財貨の輸入はcif 建で評価されているので、たとえ居住者間の取引きであっても、海上等における輸送(および保険)は、国内のサービス活動とはみなさないことによって解決できる。このことは、競争輸入型の表を採るかぎりにおいて、分析利用面ないしは計数の読取り難易等を考慮すればより有効な扱いとして理解される。

これを計数で整理すれば次のようになる。

	· ·	
年次	4 0年表	45年表
扱い	特殊貿易のプラス	特殊貿易の輸出と
部門	の輸入として計上	して計上
7150-000 外洋輸送	271,232	5 8 5,7 2 0
7170-000 航空輸送	1,473	7,9 2 0
6300-200 損害保険	1,7 7 2	2,5 2 0
計	274,477	596,160

8) 固定資本形成の範囲

資本形成の範囲は、40年表では耐用年数1年以上で,単価が1件3万円以上の財貨を基準とし、国民所得統計における範囲を考慮して定めていたが、税法上の規定の変更に伴ない,1件5万円以上の範囲とした。

9) 間接税の範囲

- ① 有価証券取引税は40年表では間接税扱いとしていたが、 45年表では、この税は有価証券譲渡者の所得に課税され る直接税とみて、範囲からはづした。
- ② 石油ガス税は、税法が40年12月に公布されたため、 新らたに含めることとした。
- ③ 自動車取得税は、この税の規定が43年に追加されたため、新らたに含めることとした。
- ④ 下水道料金のうち、各産業が負担する分は、それぞれが

下水道サービスを投入するとした40年表の扱いを,45年表では同額の税外負担を行なったものとみて間接税欄に計上した。

10) 再輸出・再輸入の扱い

(1) 再輸出品は、輸入貨物の逆送分で輸入のとり消し扱いとなり、再輸入品は、輸出貨物の逆もどり分で輸出のとり消しとなり、その分はそれぞれ輸入・輸出から控除せねばならないが、昭和40年表では原資料(日本外国貿易月報)の関係で、品目別の再輸出入額が把握できないため品目別に控除していない。

45年表では、鋼船の再輸入分は輸出の取消しとして控除したが、その他については40年表の扱いと同様である。

11) 船舶貸渡業の扱い

昭和40年表では、「外洋輸送」は外国航路運輸業と船舶貨渡業とを含んでおり、定期用船料は自部門に投入されていた。しかし、定期用船料の大部分は外国航路運輸業相互で行なわれており、外部からの用船も使用者主義によって計上すれば定期用船料はすべて自部門の交点に計上されることになり、あえて生産額を二重に計上する理由がないので45年表においては、その生産額は外国航路運輸業収入と外国からの用船料収入のみとし、国内での用船料収入は含めないこととした。

ところで、外国との定期用船に伴なう用船料(タイムチャーター)の受払は昭和35年表では、要素所得の取引とみなし計上していなかったが、40年表と同様、45年表では運輸サービスの受払とし、外洋輸送の輸出入として計上した。輸入分は、外洋輸送との交点に産出した。

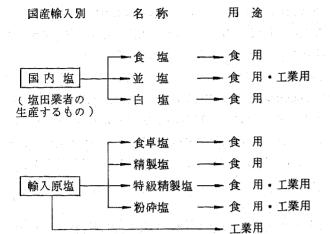
航海用船料(トリップチャーター)については一般に運 賃の受払と考えられており、産業連関表(40年表および 45年表)においても運賃の受払いとして処理している。

12) 食塩部門の範囲

40年表における食塩部門の範囲は、輸入原塩を原料として食卓塩精製塩等を製造する活動と国内塩田業者が一貫 して生産する食塩をもってこの部門の範囲とした。

一方通産省担当部門である原塩部門でも上記食塩を並塩 とともにその範囲にいれている。その結果食塩および並塩 については生産が二重に計上され、食用塩部門では食塩お よび並塩を原塩部門から購入しそれをそのまま食用塩とし て産出をしている。

現行の塩の生産とその主たる用途は



のとおりであり、とくに国内塩田業者が生産する食塩、並塩等は生産された後、それ以上になんら加工されることなく全く同質の塩が食用または工業用に使用されているのが現状である。したがって食塩および並塩等を食用塩の原料生産部門である原塩部門に格付する必要はないので、45年表においては食用塩部門のみに含めた。それ故原塩部門には国産品はなく、輸入原塩のみである。

13) 居住産業併用建築物における居住部分の扱い

40年表までは、居住産業併用建築物における居住部分は 非住宅建築の範囲に含めていたが、45年表では、国民所得 統計との斉合性の問題もあり、居住部分を切離して住宅建築 の範囲に含めることとした。

14) 生命保険サービスの生産額

40年表における生命保険会社(相互,株式)の生産額は,

40年表の生産額={事業費+税金+財産減価償却及び 塡補助損+当期剰余金}

と把握したが、保険会社の経営内容およびSNAでの取扱いを参考として検討の結果、次式によることとした。

O 45年表の生産額(サービス料)={(正味保険料収入)+

(資産運用収益)} - {(正味保険金 +解約返戻金)+(支払準備金純増額+ 責任準備金純増額)+(加入者配当 金+加入者配当準備金純増額)+(86条準備金純増額)}

(事業費)+(内部留保金)

(参考) 是一种是一种人们的一种人们的

SNAにおける生命保険サービス料(生産額)の取扱いに関する考え方は概要次のとおりである。

生産額(サービス料)= 〔受取保険料〕- 〔支払保険金+保険準備金について生じた利息を除く)〕

- 事業費+内部留保金

SNAの生産額と45年表における生産額とは概念上、ほぼ一致するが、SNAでは内部留保金が死差益、費差益、解約差益から生ずるのに対し、45年表では死差益、費差益、解約差益に加えて利差益が含まれ得ることである。

15) 下水道部門の取扱い

35年表では企業会計扱いとし、料金収入額を生産額とし 経費との差額を補助金としたが、40年表では非企業扱いと して、生産額を経費総額とした。しかし、40年表の産出配 分では料金支払者にも産出し、差額分を政府消費に配分した。 45年表では非企業扱いとし、政府の振替支出の原則に従 い、生産額を経費総額とし、全額政府消費に産出する。ただ し、料金の支払者は、税外負担としての間接税を支払ったこ ととした。

16) 廃棄物処埋の範囲

35年表および40年表では、この部門の範囲を民営清掃業のみとしていたが、廃棄物処理活動に占める公営清掃事業のウエイトが大きく、民営清掃事業はその補助的活動を行なっているのが実情であり、45年表では、公営清掃事業を一般政府消費支出」から分離し、この部門の範囲に含めた。

なお、部門名は、従来から清掃業としていたが、この部門には家庭のし尿、じんかいのほか、産業の大形廃棄物収集、 処理が含まれ、しかもそのウエイトが高まっていることから 45年表では廃棄物処理と改めた。

17) 物品賃貸業の扱い

40年表までは、機械など産業の生産設備については、使用者主義の原則により、これら設備に対する経費や利潤相当分を使用産業に直接計上することとしていたが、45年表では、生産設備のうち賃貸を専ら業とするつぎのものについては、使用者主義の原則から除外して、

- (1) 電子計算機・同付属装置賃貸業
- (2) 業務用物品賃貸業
- (3) 貸自動車業

所有者主義によって処理した。従ってこれらの部門から、生産設備の賃貸を受けて生産に使用する産業は、賃貸サービス料を経費として計上した。詳細は、第3章第8節(4)使用者主義と所有者主義の項を参照されたい。

18) 給与住宅の差額家賃の扱い

給与住宅の差額家賃は、35年表および40年では営業余剰に含めていたが、45年表では差額家賃を雇用者に対する現物給与と考え、その額を市中価格マイナス支払家賃でおさえ、このうち、給与住宅を保有する産業が保有のために要する実質コストを公営住宅家賃でおさえ、これと支払家賃との差額を、当該産業の雇用者所得に含めた。なお、市中価格と公営住宅家賃との差は、住宅賃貸料部門の営業余剰に含めることとした。 以上は、SNAにおける扱いと国民所得統計における扱いを相互に検討した結果とられた処置である。

第3章 45年表における概念・定義など

第1節 表の基本的構造

昭和45年産業連関表の基本的構造は、3-1-1表の生産者価格評価表と3-1-2表の購入者価格評価表の2つからなっている。わが国の産業連関表は、特定期間における特定地域の全産業が行なった生産活動を、その生産した財およびサービスの取引きによって表わした商品×商品の表である。

これらの財およびサービスは、産業部門において原材料などの直接経費としてあるいは間接経費として消費されるか、または産業以外の家計、政府などで最終的に消費される。一方産業は、既存の設備のもとで、これらの財およびサービスを用い、労働力を投入して生産活動を行い、新らしい価値を生み出している。これらの事情をひな型によって説明すればつぎのとおり。生産者価格評価表(3-1-1表参照)

表題の「中間需要」欄および表側の「中間投入」欄が,これらの財およびサービスを生産する産業の欄であり,この欄はそれぞれいくつかの部門に分れており,一般にはこれらを産業部門といっている。このように産業連関表では,各産業部門は表頭と,表側に1個づつあわせて2個の欄をもっている。このうち表側にある欄は,その欄の計数が横に並んでいるので一般に「行」といい,表頭にある欄は,その欄の計数が縦に並んでいるので一般に「列」という。

産業部門の列についてみると、そこに縦に並んでいる計数は、 当該部門の生産額を生みだすために必要とする原材料としての 財およびサービスと人件費としての雇用者所得や設備の減価償 却費等であり、さらにほぼ利潤に相当する営業余剰を計上して 生産額と均衡している(一般にこれらの支払い、すなわち購入 をインプット(投入)という。この表が投入産出表と呼ばれる のはこのためである。)

原材料や間接経費として使用した産業の生産物の投入を「中間投入」というが、生産額からこの「中間投入」を控除したものを「粗付加価値」という。「粗付加価値」から「家計外消費 支出」を差引いたものが「付加価値」と定義される。

産業部門の行についてみると、そこに並んでいる計数は、その産業で生産した商品の販売内訳を示しており(一般にこれらの売上げをアウトプット(産出)という。この表が投入産出表と呼ばれるのはこのためである。)、この販売先は「中間需要」欄の各産業と、消費と投資と輸出からなる「最終需要」になっており、その合計は需要額を表わしている。行の計数には、このほか輸入と生産があるがこれはいずれも供給を表わし、この

合計はさきの需要額合計と均衡している。(ただし表では、輸入額を需要額から控除することによって、生産額と均衡させている。)

国民所得統計でいう生産所得および分配所得は大まかにいえば、前述の「付加価値」に相当し、付加価値を産業別にまとめたものが生産所得であり、最終受取者別に表示したものが分配所得であるといえる。

(もちろん国内概念と国民概念など概念上多少の相異があるが、 これらについてはあとで詳述する。)

さて産業部門の行と列の合計は、いずれもその部門の生産額に均衡しており、部門全体の中間需要総額は、中間投入総額と等しいから、最終需要額合計マイナス輸入額合計は租付加価値額合計に一致しており、前述のように「家計外消費支出」を差引いたものは、国民所得統計でいう支出所得といえる。

(関税の扱い等によって国民所得統計との相違があるがあとで 詳述する。)

購入者価格評価表(3-1-2表参照)

購入者価格評価表は、生産者価格評価表が財およびサービスの取引き状況を、生産者の出荷価格で評価したものであるのに対し財およびサービスの需要関係を財の取引きに伴う流通マージン(運賃および商業マージン)を含めた購入者の価格で評価しているため(従って、商業の行は空欄となり、運輸業の行は旅客運賃のみとなる。)需要に対する供給欄は、生産者の出荷価格で評価した生産額および輸入額(関税および輸入品商品税に含む)に財別の商業マージンおよび貨物運賃を加えて均衡させた表である。(供給欄および付加価値欄の下にはこのほか副産物や屑の欄があるが、この点については後述する。)

生産者価格評価表と購入者価格評価表の表形式上の相違は、 細部を別にすれば、上記流通マージンを含めるか否かだけであ るが利用上からみれば相当の相違がある。購入者価格表は原価 構成や消費構成等について取引実態に則して表示しているため、 他の経済指標との比較上便利であるのに対し、一方生産者価格 評価表は、マージン率の相違による評価の相違を排除し、波及 計算上優れているなど、両表にそれぞれの特色がある。

両表を作成するためには、流通マージンのマトリックス表を 作らなければならないなどの困難さもあるが、上記両面の有用 性を重視し、今回も35年表、40年表に引続いて両評価表を 作成した。

以下説明は、とくに購入者価格評価表とことわりのない限り、生産者価格評価表によって行なうこととし、商業マージン表、国

3-1-1表

生産者価格評価表

Γ							中	間	需	要			1	支 彩	Ŕ	需	要	部	門						
					投									最	終	需	要				輸		入		
					지	1	2	3	4	5	6		家	民		国	在	財貨							生
						農	I.	商	運	サ	公	小	計	間	般政府消費	国内総固定資本形	庫	•		財	関	商	<u> </u>	小	
										1		****	外 消	消	府	回定	严	用役	小	貨			小		産
1									輸	۲			費	費	押	資本	純	の		. •		品			
										ス			支	支	支			輪	計	用			計		額
	卢	Ē	出			業	業	業	業	業	務	計	出	出	出	成	増	出		役	税	税		計	
		1	農		業	1	12	0	0	0	-	13	1	31	0	0	2	0	34	-25	-3	-1	-29	5	18
	中	2	I		業	4	26	6	10	- 3		49	0	22	3	21	3	66	115	-58	-5	-1	-64	51	100
	間	3	商		業	. 0	9	1	1	1		12	0	21	0	4	-	8	33	-	-	-	-	33	45.
	投	4	運	輸	業	0	9	1	3	1.1		. 14	1	9	2	0	- 1	18	30	-	-	-	-	30.	44
	入	5	サー	<u>- ح</u>	ス業	1	8	7	. 5	3	-	24	1	16	6	~	-	. 1	24	-3		-	-3	21	45
-		6	公		務	- <u>-</u> .		-			-	-	-	-	10	_	· -		10	_		-		10	10
1		小	* .	-	計	6	64	15	19	8	-	112	3	99	21	25	5	93	246	-86	-8	-2	-96	150	262
	粗	家語	十外	肖費	支出	0	. 1	1	0	1	0	3						16							
Т	付	雇	用:	者月	折 得	3	13	9	4	18	10	57													
ı	ניו מל	営	業	余	剰	9	13	18	13	16	0	69				. 71									
l	価	資本	本減	耗	川当	2	4	2	7	2	0	17													
	値	間		妾	税	0	5	0	1	0	, - -	66			1. 1										
	四	補	, l	助	金	-2	0	0	0	0	-	-2] .												14
		′.	1	. :	計	12	36	30	25	37	10	150													
	生		産		額	18	100	45	44	45	10	262													
-		100						y e			100					-									
	1.1						ļ	g. · ·																	

				投	Į		中	E]	需	要			最	終		需	要		需		供				j	給		供
				入		1 農	2 工	3 商	4 運	5 サ し	6 公	小	家計外	民間消	一般政府	国内総固定資本形	在庫	財貨・用	小	要	生	副産物・層	屑(最終	財貨・用	関	輸入品の	商業マ	国内貨	給
	産	<u>s</u>	出			業	業	業	輸業	ビス業	務	計	消費支出	費支出	般政府消费支 出	定資本形 成	純増	用役の輸 出	計	合計	産額	副産物・屑(中間需要)	終需要)	用役の輸入	税	の商品税	l ジ ン	物運賃	合計
-	1	1	農		業	1	20	0	0	0	-	21	1	52	0	0	2	0	55	76	18	0	0	25	3	1	22	7	76
中	H	2	I		業	5	40	7	13	4	-	69	0	29	3	27	3	77	139	208	100	8	3	58	5	1	23	10	208
間		3	商		業	-	_ :	Wan	_	- '	~	-	-	_	· _	-	-	-	-	-	45	_	-	-	-	-	-45		-
投		4	運	輸	業	: 0	2	1	2	1	-	6	1	3	2		, - ,-	15	21	27	44	-	-	- "	-	- 1	-	-17	27
1		5	サー	- L' >	ス業	1	8	7	5	3	-	24	1	16	6	-	-	1	24	48	45	- '	-	-		-	. -	-	48
		6	公		務	-	_		-				-		10			· -	10	10	10	-		3	-			-	10
_	-	小			計	7	7 0	15	20	8	_	120	3	100	21	27	5	93	249	369	262	8	3	86	8	2	0	0	369
推	,	7 i.,	<u>ተ</u> ቃትክ			0	1	1	0	1	0 10	3 57							 	i . 1									, Selver S
付	۱′	産り営	用者業	余	得剰	3	13 13	9 18	4 13	18 16	0	69							1	l									\$3 2 - 2 - 2
カ	, ['		來 減			2	4	2	7	2	0	17			· ·				i 1	i ·									
佃	ا ۽	間	ŧ	9	税	0	5	0	1	0	· <u>-</u>	6							1	*** 									
催	Ĭ,	補	Ę	力 [。]	金	-2	0	0	0	0	-	-2] !	ĺ									
		小			計	12	36	30	25	37	10	150								 									
		産物	7・雇	発	上額	-1	-6	0	-1	0	0	-8	0	-1	0	-2	0	0	-3	-11									
2	生		産		額	18	100	45	44	45	10	262	3	99	21	25	5	93	24.6	508	<u> </u>				·				

第2節 部門分類

(1) 分類基準

部門分類は、原則として財およびサービスを生産する生産活動単位によって行なう。すなわち、生産活動を部門に分類する単位は、企業や事業所を分類単位として、それぞれの主たる活動によって分類するのではなく、ある企業や事業所が2個以上の生産活動を行っている場合は、これらをそれぞれの部門に分けて分類する方法である。いわば、一種の商品分類ともいうべきものである。したがってある財やサービスが一つの部門として設けられた場合にはそれがたとえ、自家活動であっても、原則的には、その部門の生産活動として計上されなければならない。ただし、実際上では、各種基礎統計資料でもこの部門の把握が不充分であり、ことに出荷統計によって生産額を推計せざるをえない部門については、自家活動は全く含まれないこととなる。このようにいわゆる自家消費品あるいは自家用役の把握

は極めて不統一になるが、基礎資料上商品ベースの原則にのり えない部門は、部門毎にその範囲を明確にし、部門相互間の関 連を明らかにする。

分類の基準は、以上のように商品をベースとしたその生産活動を基礎としたうえ、産業分類との比較および国際比較の両面を考慮し、国際連合の国際標準産業分類(ISIC)に対応できるよう工夫し部門分類を設定している。

本表の基本的部門分類(基本分類)は、内生部門について、列を407部門とし行を541部門とする縦長の部門分類とする。一つの列は行の部門によっては2つ以上の部門に分割されている。

基本分類部門を構成する財およびサービスの分類(細分類) は、いわゆる標準商品分類を基礎としつつ産業連関分析上の観 点から投入係数の類似性や、輸入係数の類似性、最終需要推計 の適応性等を考慮し, かつ基礎統計の品目分類基準の制約等を 考慮して定めている。

この細分類は全産業で生産された財およびサービスを5.000 程度の品目群に区分統合する。ただしこれらの細品目を基準分 類部門に統合する方法は、単純な加算方式であるため、場合に よっては生産額の重複がありうる。この例として、ミシンの頭 部があげられる。ミシンの頭部は別事業所向けに出荷されたも のは生産額として把握されているが、 別事業所においてこれに 脚部その他が付されて成品として出荷されれば、生産額は頭部 を含んだもので把握されることになる。

基本分類はさらに160部門および60部門の統合分類に統 合されるが、160部門分類は、原則として旧ISICの3桁 分類に対応する。ただし60部門は、160部門からの直接統 合関係はなく, ISICの2桁分類にも一致しないわが国産業 連関表の独自の分類である。

昭和4 5年表の部門分類は過去の表のそれとの継続性を保っ ている。しかし① ISIC の1968年の改訂に伴う措置。 ②農林関係 部門の3 5年表および40年表両分類との継続性、③最近の国 内産業構造の急激な変化,特にサービス産業の伸長,情報や住 宅などに関するいわゆるシステム産業の誕生についての産業連 関分析の可能性等々に対処するため、35年表と40年表に共 通した基本分類の一部を変更するが、これらとの継続性を重視 し原則として40年表の部門を細分、独立させる方法をとって いる。この結果、行部門で約70、列部門で約60の部門が拡 充されている。統合分類での変更はない。

40年表の部門分類との変更点および変更の理由は、付録に 示すとおりである。

(2) 分類符号付けの原則

過去の年次の表の部門分類の3桁符号と旧ISISの 3桁(細 分類)符号とは原則として対応している。昭和45年表の部門 分類の変更が前記のように細分,独立によっているため, この 対応関係はなお維持されている。

- 新分類の符号は,従来の5桁(列)および6桁(行)の符号 に 1 桁づつの符号を加えて枝分けを行なった 6 桁および 7 桁符 号となっている。従って、新らしい6桁および7桁段階を統合 すれば、従来の5桁および6桁の符号と原則として一致するこ ととなっている。

(3) 特殊分類

産業連関表で表示される財およびサービスの種類を明らかに するため、次のような特殊分類符号を設け、基本分類の6桁符 号および7桁符号のあとにつけてある。

- 2 屑 投 入 4 副産物投入
- 3、滑、発、生 5 副産物発生

6 商業マージン

7 国内貨物運賃

なお、上記以外のいわゆる成品の取引については特殊分類符 号は省略してある。

第3節 価格評価

(1) 生産物の価格評価

国内生産物は、間接税を含み、補助金を控除したいわゆる生 産者市場出荷価格で評価する。また、生産者出荷価格には、本 社および営業所の経費と利潤相当分を含むいわゆる生産企業の販 売価格に相当し、この中には事業所から出荷したあとの製品の 搬送のための運賃および流通途中の倉庫料は含まれない。

事業所の区域が明確になっていない産業、たとえば林業、漁 業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格 で評価することとし、市場までの運賃は生産コストレして処理 している。

間接税のうち商品の生産段階で課せられる税は 直接の納税 者の部門の生産額に含め、流通段階で課税されるものは商業の 生産額に含める。(ただし,軽油引取税については波及計算上、 同一工程で生産される他の石油製品との関連を考慮し、とくに これを生産段階での課税として計上することとする。)

自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準にし て行なわれる。 すなわち品質の相違を考慮のうえ、 利潤相当分 を含めるが、厳密には生産者の販売経費相当分は除かれる。

半製品・仕掛品の在庫増減額は生産額に含めるが、この評価 は原則として年初と年末の平均価格によって行なった。

(2) 取引の価格評価

産業連関表は、前述のとおり、財貨およびサービスの部門間 取引きを記録する表であるが、その取引きは、各部門の生産品 に共通な評価尺度である金額によって表示される。

本表各部門には、それぞれ固有の物量単位があり、これを用 いて表の産出(行)のバランスをとることは可能であり、また一 部の部門については物量単位、他の部門は金額単位で行バラン スをとることも可能である。このようにして作られた産業連関 表は、連立方程式体系による産業連関分析をさまたげるもので はない。むしろ分析上の観点だけからみれば、価格の変動や、 地域の価格差の影響を排除し、技術を媒介とする生産と投入の 比例関係をより正確に表示するものとみることが出来よう。こ のことは,産業連関分析の理論においても,金額表示の表に円 価値単位の概念を導入して、物量表示の表と理解する点にも示 されている。

このような事情にもかかわらず, 産業連関表の多くが, 金額 表示になっている最大の理由は、表の作成に際し、各部門から の投入額を共通の尺度である金額で評価しないかぎり, 各部門 の列バランスをとりにくいという全く作表上の実際的な理由に よるものである。もちろん金額で評価することの利点は、他の 勘定体系との比較だけを取り出してみても容易に理解すること ができる。

ところで金額で表示する場合でも、表上の取引き関係を具体 的にはどの価格で評価するかという重要な問題が生じる。

すなわち ① 生産者の価格によるか、または購入者の価格によるか、② 統一価格によるか、または実際価格によるか、の問題である。以下それぞれの意味と問題点をあげればつぎのとおりである。

(イ) 生産者価格評価表と購入者価格評価表

すでに両表の基本的様式の相違について述べ、またあとで 商業部門と運輸業部門の特殊的な扱いの項でも述べるが、45 年表では、取引きを生産者の出荷価格で評価する表と、これ に流通マージンを含めた購入者価格によって評価する表の両 表を作成する。

両表を利用する立場からみると、現実的取引きの認識に近い購入者価格評価表は、原価構成の読とりや、他の勘定体系との比較性など多くの利点をもっているが、他方、財貨の流通に伴う流通マージン率は、財貨ごとに異なるだけでなく、同一財貨でも、取引形態その他によって産出先毎に異なる場合が多く、このことが同じ財の同一量の需要に対しても違った波及効果を及ぼすように計算されるなど、波及分析上に大きな歪をもつという点で、欠点がある。

(ロ) 統一価格評価表と実際価格評価表

同一財の同一量の取引きでも、単に流通マージン率の相違だけでなく、生産者の出荷価格そのものが相違する場合も多い。これらは、時間的、地理的な需要状況や取引形態の違い、制度的な違いに起因する。この場合実際の取引き価格で評価した表を実際価格評価表といい、一方同一財貨については実際の取引き価格がどうであれ、生産者の平均的出荷価格に統一して評価した表を統一価格評価表という。

両表についても一長一短があるが、作表では経理面からの 資料が得やすいという意味では実際価格が有利であり、物量 的需給統計等を利用する場合には統一価格の方が有利であろ う。利用上では、購入者価格と生産者価格の場合とほぼ同様 であり、波及計算では統一価格が優れているが、反面実際価 格表は現実の取引きを分析するのに優れている。さらに、統 一価格によれば、諸投入品目の評価差分だけ産業の投入バラ ンスがくずれることになり、この分を調整項目としなければ ならないが、作表上からも、分析上からも問題が残る。

今回は、生産者価格、購入者価格両表を作成するので、前者 (1)については問題はないが、後者(ロ)は、投入推計の困

難性その他を総合的に判断し、実際価格評価によることとした。

ただし、波及分析に利用できるように主要物資については 物量による行バランス表, (物量表は、付帯表の項で詳述す る)を作成することとする。

(3) 輸出入品の価格評価

輸出品の価格は、生産者価格評価表では生産者価格により、 購入者価格評価表ではFOB価格による。したがって貿易統 計より輸出額を推計した場合は、生産者価格表では、個々の 財から国内の流通マージン(運賃と商業マージン)を除かな ければならない。

輸入品の価格は、両表ともCIF価格とする。関税は、輸入欄に並列する関税欄に別途計上される。トン税と特別トン税は特掲されないが、商品毎の輸入価格(CIF)に運賃コストとして含まれる。(輸入の項で詳述する。)

輸入品にかかる国内の商品税は、関税と同時に輸入者が納税することになっており、納税の大部分は商社であるので、これを原則的に扱えば、輸入品の商品税は商業の生産額と間接税に計上されることになるが、国内における生産品の価格が生産者段階での商品税を含んでいるので、これらの品目の輸入品商品税は、これとの比較を考慮し、これらの品目については関税欄と並列して輸入品の商品税欄を設け、輸入品の供給価格をCIF+関税+商品税とする。ただし商業段階で課税される第1種物品税品目については、輸入品物品税を直接商業の生産額に含め、同額を間接税に計上する。

第4節 国内生産額

産業別の国内生産額は、産業連関表を行および列の両面から 統制する極めて重要な数値であり、この数値の精度は、表全体 の精度を決定的に左右する。

生産の範囲は、いわゆる国内生産であり、外国公館、駐留軍政府間国際機関を除き、日本の在外公館を含む自国領域内の生産活動による財およびサービスの全てを含む。したがって外国企業の在日支店、代理店等の活動によるものを含んでいる。

産業部門別の生産額は、部門分類の項で述べたように財およびサービスの細品目別の粗生産額をそのまま基本分類部門ごとに積上げるため、それをさらに積上げた統合分類部門はもちろん、基本分類部門内でも生産額が重複計上される場合がありうる。(この結果産業間の取引きでは、基本分類部門表の場合でも自部門間の取引きがありうる。)

半製品・仕掛品の生産者在庫増減額は生産額に含め, さらに 半製品のままで輸出したものも生産額に計上する。

自家生産自家消費品は、細品目に指定されたものは原則とし

て生産額に計上するが、推計基礎統計のあり方によっては計上 しないこともありうる。すなわち出荷ベースの統計から生産額 を推計する品目では生産額は出荷額+成品の生産者在庫増減額 として捉えているため、自家消費品は一切含まれない。なお家 計における自家生産品は農家における一次産業による一部の加 工品を除き一切、生産額には含めない。

製造小売の生産品は、生産活動分だけを区分して、それぞれ の品目の生産額に計上する。

また、工業製品については、工業統計による出荷額を基礎として生産額を推計する関係で、商社など非製造業事業所からの委託生産分が把握されないことになる。このため、工業統計による加工賃収入総額マイナス委託生産費を求め、これに製品価格と加工賃の平均的な比率を乗じたものを非製造業事業所からの委託生産分としている(詳細は、部門別推計方法の項を参照)サービスの生産額は、売上げ収入額とするが、国公立の学校や病院など、一般政府活動のうち産業に格付けた部門は原則として経費総額を生産額とする。

なお、サービス部門の生産額の推計にあたっては、事業所ベースの産業分類による統計資料を用いていることが多い。これは商品ベースの生産額を推計する一手段として使用するものであり、兼業が明らかに大きい場合等は極力本来の商品ベースに分割して推計するよう努めたが、不完全な部分もある。

以上のほか、商業・運輸・金融(帰属利子),公務等の部門の生産額は、特殊な問題を含んでいるので、「特殊な扱いをする部門」の項で詳述する。

第5節 中間取引

産業連関表の中間取引では、列は費用構成を表わし、行は需要構成を表わすが、個々の桝目は、取引額ではなく消費額であり、かつ経常消費のみであって資本財消費は含まない。すなわち、買取り以後消費部門で原材料として在庫になったものは、生産者の製品在庫、半製品、仕掛品在庫および流通在庫と共に最終需要部門のそれぞれの在庫欄に計上する。また、資本財はどの産業が購入しても産業別には計上せず、最終需要部門の固定資本形成欄に一括計上し、これに見合う産業別のコストとして資本の年間消耗額に相当する減価償却費を計上する。

在庫と固定資本形成について、取引実態と異なったこのような扱いをする最大の理由は, 産業別の投入係数の安定性を確保するための措置である。

しかし、産業別の財別の固定資本投資は生産の一種の関数値であり、これらの取引実態を明らかにすることは極めて重要であるので、45年表では、固定資本取引マトリックスを別途付帯表として作成する。

在庫投費についても同様のことが言えるが,この場合は,生産以外の要因が強く働くことや,実際上でま,産業別・財別の在庫投資把握のための資料上の制約もあるので、産業別在庫マトリックスは作成せず,製品毎の所在別(生産者製品,半製品・仕掛品,流通,原材料)の区分にとどめる。

第6節 最終需要

最終需要部門は、①家計外消費支出、②民間消費支出(家計消費支出と非営利団体消費支出の別)、③一般政府消費支出 (中央政府と地方政府の別)④国内総固定資本形成(民間と政府の別)、⑤在庫純増(生産者製品在庫、半製品、仕掛品在庫流通在庫、原材料在庫、所在不明在庫の別)、⑥輸出(普通貿易、特殊貿易、特需の別)、⑦輸入(普通貿易、特殊貿易、関税、輸入品の商品税の別)の項目からなる。

以下各項目別に定義、範囲、取扱い上の問題点等について述べる。

(1) 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出である。粗付加価値部門の家計外消費支出(行)が各種業部門が支払った経費の額を示しているのに対して、最終需要部門欄(1家計外消費支出(列)は産業が家計外消費支出のために購入した財およびサービスの種類と額を示している。

現行の国民所得統計では、この経費および支出を生産活動に 必要な営業経費、すなわち中間消費とみなし所得および総支出 には含めていないが、産業連関表では、これらは本表営業余剰 の一部を構成し、産業部門から民間消費支出部門に現物で移転 されるものとも考えられるので、この部分を家計外消費支出と して特掲し、国民所得統計での扱いとあわせることができるよ う措置してある。

家計外消費支出の範囲は、福利厚生費(雇用者所得に含むものおよび内生経費に計上されるものを除く)と、交際費、接待費および出張費から実際支払った運賃を除いた分(主として、宿泊費と日当)である。

(2) 民間消費支出

家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体(宗教, 労働,文化,政治,社会福祉等の団体)の財およびサービスに 対する経常的な最終消費支出額から,同種の販売額(中古品と 屑)を控除し,海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さ らに本邦人海外消費を加算したものである。ここでいう経常支 出には,家計の場合は土地、建物以外のものに対する全ての支 払を含み、家計にサービスを提供する非営利団体の場合は、企 業と同様,土地,建物のみでなく,固定資産の購入も含まない。 いずれの場合も在庫として残ったものを含めた財の全てを消費 支出として計上する。

海外現物贈与と海外消費支出についての取扱いについて、個人が外国から贈与されたり、日本人が外国で消費した財およびサービスは、輸入欄に一たん計上し、その需要先である民間消費支出欄に計上する。この項目に含まれる民間非営利団体は、「その他の公共サービス」部門のうち、主として家計にサービスを提供する労働組合、宗教団体、文化団体、政党、社会福祉団体、アマチュアスポーツ団体、社会保険団体などの民間非営利団体である。これらの非営利団体は、産業部門としての「その他の公共サービス」に格付けされ、その活動のための経常経費をその部門で投入し、そこで生産したサービスを一括して民間消費支出部門に産出する形式をとる。したがって、民間消費支出の縦欄における個々の財およびサービスには、民間非営利団体の個々の財およびサービスの消費支出は含まれないことになる。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引である場合とにわけられる、前の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引にともなう商業マージンと運賃のみが計上されるが後者の場合には家計からの販売額はマイナスの民間消費支出とし、それを購入した部門ではその購入額を加算することになる。逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が民間消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

民間消費支出と一般政府消費支出との間には、教育費や医療費などのように、どちらの消費として計上するかの問題がある。昭和45年表では、家計から一般政府に対するすべての支払は、全く政府での振替え支出とみなし、一般政府消費支出に計上して民間消費支出には計上しない。

政府企業および企業特別会計等による企業的活動(国鉄や郵便事業等)は産業部門に格付けられ、一般の産業と同様に扱われる。しかし一般会計等で利用者からその経費の一部として料金や手数料が支払われている場合と印かん証明書の手数料のように産業に格付けされていない場合には、一般政府での支出として計上する。印かん証明等の経費も全て直接一般政府消費支出に計上される。以上のことから国公立の学校や病院の産出先は全て一般政府消費支出とする。この場合実際に料金等を支払った側が産業部門の場合は、支払産業部門において支払額だけ税外負担を行なったものとして間接税に含めて計上するが、家計が支払った場合には全く表上には計上しない。

飲食店,旅館,娯楽業,病院等で飲食物が提供される場合, このための飲食材料費は直接には家計消費に計上せず,全て産 業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費にするものと する。ただし、企業、自衛隊および学校における給食は家計の 直接消費として扱う。この場合学校の給食用政府補助費は教育 の経費に含めない。

また、刑務所の飲食材料は政府消費とし、家計消費には含めない。この場合、この飲食材料費はいったん家計外消費支出に 計上し家計外消費支出を公務に産出し、公務を通じて政府消費 支出に計上する。

(3) 一般政府消費支出

一般政府による財およびサービスの経常購入からなる。一般 政府の範囲は、2・3 の政府企業会計の扱いを除いては現行の 国民所得統計の範囲と一致する。すなわち、中央政府の一般会 計および企業的会計以外の特別会計と地方政府の普通会計およ び企業的会計以外の公益事業会計等からなる。

政府の活動のうち①国公立学校 ②国公立の病院,診療所, ③保険会計の一部,④下水道.⑥廃棄物処理,⑥研究機関(政府)等はそれぞれ該当する産業部門に,また,その他の一般政府活動にかかる粗付加価値部分〔公務員の賃金,政府建物の帰属計算部分,不動産賃貸料の分解後の付加価値部分および政府の家計外消費支出(刑務所の飲食材料費を含む)〕は⑦公務に格付けるので,これらに対する料金支払いの如何にかかわらず,これらの産業部門を通じて全額一般政府の消費に計上する。

当部門に計上される数値は、経常購入額であって消費の額ではない。したがって、在庫になったものを含み、資本財および資本用役は含まない。ただし、直接軍事用に使用される建築物、その他の資本財はいずれも当部門に含める。

最終需要の一般政府消費支出と財およびサービスの輸出入との振替関係については次のとおりとする。一般政府の海外に対する現物移転は一般政府消費支出とせず、財およびサービスの輸出として取扱う。たとえば、船舶の現物賠償は一般政府消費支出でも国内総固定資本形成でもなく、財およびサービスの輸出とする。ただし、防衛支出金による駐留軍への現物移転については、一般政府消費支出とし、財およびサービスの輸出には計上しない。

なお、軍事用として直接用いられる兵舎などを除いた政府所有の建物の帰属賃貸料は当部門に含まれる(道路。その他の公共施設に関するものは計上しない。)が、すでに「特殊的な扱いをする部門」の項で述べたとおり「公務」、「教育」、「医療」等の部門の経費として一たん計上したあと、これらの部門を通じ建物の帰属サービスの購入として当部門に計上される。

なお,基本分類においては,以上で規定した消費を中央政府 と地方政府に分割する。

(4) 国内総固定資本形成

家計,企業,非営利団体,一般政府(直接軍事用を除く)および政府企業(政府関係機関を含む)の行なった土地,建設物,機械、装置など有形固定資産の国内における購入および固定資産の振替からなり(家計については土地および建物のみ),この資産の取得に要した直接費用据付工事,中古資産の取引マージン等直接費用を含める。特許権,のれん代などの無形固定資産は含まない。土地は,購入費全額を計上するのではなく,土地の仲介手数料,土地の造成,改良費のみが計上される。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が5万円以上のものとする。ただし、1品目では5万円に達しない場合でも開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し その後補充的に購入した場合は経常取引とする。これらについて、具体的にどの品目を資本形成として扱うかは、過去の表および国民所得統計との関連を考慮しつつ個々に決定する。

鉄道, 軌道業の線路, 送配電設備. 信号設備や通信業のケーブル設備および電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし, その他の産業の取替工事は建設補修として計上し資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対応する大修理、 大補修は原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品については、船舶と重電機の場合は在庫 に計上し、建設物は工事進渉量を生産額としており、その全て を資本形成とする。

家畜のうち役畜用(牛馬の成畜のみ),繁殖用,種付用,乳用,競走用,羊毛用その他資本用役を提供する家畜については,成長増加による固定資産振替額を資本形成とする。

直接に資本形成とするか、建設を迂回して資本形成とするか については、建設のための財に対する支払いを建設業者が行い 建設の生産額にコストとして含まれているものは建設を迂回し た資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でも その機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設物 に結合しない限り機能を発揮できないものは建設迂回の資本形 成とする。

なお,基本分類では,以上の国内総固定資本形成を政府と民間に分けて計上する。政府の範囲は一般政府と政府企業(特別会計を含む)からなり,国民所得統計の範囲とほぼ一致する。(5) 在庫純増

企業(政府企業を含む)の所有する生産者製品在庫,半製品, 仕掛品在庫,流通在庫,原材料在庫の物量的増減を年間平均価格で評価し計上する。すなわち産業間の取引では経常「消費」額を計上し、在庫はすべて一括当部門に計上する。ただし、家 計, その他の公共サービス部門に格付される民間非営利団体,一般政府の購入した財貨はすべて消費額とし, 在庫とみない。また, 天然資源の発見による埋蔵量の増加額は計上しない。

なお,基本分類では,上記4つの在庫欄のほか,所在不明在庫欄を加えた5つの欄がある。

(6) 輸 出(特需を除く)

この部門は、外国に対する財貨および非要素用役(通信料等) の輸出(現物贈与を含む)からなる。

在外公館,駐留軍,船舶,航空機および海外旅行者については,それぞれの母国に所属させることとする。たとえば,在 日外国公館における生産は日本の国内生産には含まない。また. 海外における日本建設業者の建設活動も日本の国内生産には含めない。外国人旅行者の日本における消費は,輸出として,取 扱う。

駐留軍による本邦からの物資調達等いわゆる特需は,この 部門から切りはなし別部門で扱う。

賃金,利子,配当,海外支店利潤,フイルム賃貸料,著作権,特許権の使用料などの要素所得の取引や金融的な取引は輸出に含めない。たとえば、在日公館や駐留軍に勤務する日本人の給与は、要素用役の取引であるから輸出には含めない。

輸出の評価はFOB価格(詳細は価格評価の項参照)とする。 このため、FOB価格評価時以降に輸出に伴なって、日本の企業 が受取る運賃、損害保険料は、それぞれのサービスの輸出とし て処理するが、外国の企業が受取る輸出の運賃、保険料は当然 表にはあらわれない。このほかこの部門には三国間輸送運賃、 保険料、その他の用役の外国からの受取、外国人旅行者、外交 団などの本邦内消費、船用品、機用品の輸出などが含まれる。

(7) 特 需

日本における外国駐留軍の財貨および非要素用役の購入からなる。通常,特需(駐留軍とその軍人軍属の個人的消費からなる)と呼ばれるものであるが,防衛支出金(いわゆる円ベース特需)にもとづく現物(非要素用役を含む)の支払は一般政府消費支出に計上され,ここには含まれない。

(8) 輸 入

財貨および非要素用役の外国からの輸入からなる。要素用役の取引は除かれ、現物贈与が含まれることは輸出の場合と同様である。外国からの武器等の軍事物資の現物贈与は例外として含めない。

輸入品の評価は、CIF価格とするが、輸出入品の価格評価ですでに略述したとおり、輸入額は「CIF価格+関税+国産品では生産者が納税者である品目の輸入品商品税」となる。これは、競争輸入方式をとる場合、輸入品の価格を国内価格と同一水準にして評価する必要があるからである。とん税および特

別とん税は、運輸業者が沿海内水面輸送施設の使用料に含めて支払っているので、運賃に含まれており、それぞれの輸入品のCIF価格にすでに含まれていることになる。(運輸業者が外国で支払つたとん税あるいは特別とん税は、沿海内水面輸送施設提供業の輸入とする。)また、輸入品をCIF価格で評価し、輸入品に関して日本が受取る運賃および損害保険料はすでに輸入品の価格に含まれているので、この運賃および損害保険料に見合ったそれぞれのサービスは輸出として扱う。国際収支バランスとしてみる場合は、この輸出を落し、輸入合計からこの額を控除することになる。その他の取扱いは輸出と同様である。

(9) 関 税

輸入品にかかる関税のみであり、とん税および特別とん税を含まない。とん税および特別とん税は上記のとおり、外洋輸送業の間接税に計上する。なお、国民所得概念での要素費用表示の所得を市場価格に変換するには、この関税部分と後述の輸入品商品税部分を間接税に加える必要があり、国民総支出は最終需要から関税と輸入品商品税を含まない輸入を控除したものである。

(10) 輸入品商品税

輸入品商品税は、国産品の場合には生産者が納税者である品目の輸入にかかる商品税である。国産品でも商業が納税者である品目(物品税の第1種品目)の輸入品商品税はここには計上せず、これらの税は全額商業の生産と間接税に計上する。

第7節 粗付加価値

粗付加価値は、国内生産部門の生産額(生産者市場価格)から生産のために投入した中間生産物(サービスを含み、購入にあたっての流通マージンを含む市場価格)の額を控除したものであり、①雇用者所得、②営業余剰、③資本消耗引当、④間接税(関税を除く)、⑤経常補助金(控除項目)と先に述べた、⑥家計外消費支出、⑦福利厚生費、⑦交際・接待費、⑦出張の日当と宿泊費、②その他の家計外消費支出)からなる。

以下, 各項目別に定義, 範囲, 取扱い上の問題点等について 述べると次のとおりである。

(1) 雇用者所得

雇用者所得は、雇用者の賃金、俸給のほかに、重役俸給(益金処分による役員賞与を除く)議員歳費、チップなどからなる。 賃金、俸給は常用、日雇を問わず、また、日本人と外国人を問わず、国内生産に従事した雇用者の得る現金給与および現物給与の総額である。

また,雇用者所得は,社会保険料の負担分(雇用者負担分の ほか雇用主負担分も含む)と退職金および退職年金積立金を含 み,所得税は控除前のものとする。

現物給与は、事業所が提供する定期券等の通勤費、職員食堂等の給食費(または給食補助費)および給与住宅の差額家賃(維持・管理コストー入居者の支払家賃)に限定する。その他これに類似したものは福利厚生費とみて家計外消費とするか、内生経費(作業服保安帽等)とする。

臨時雇い、日雇い、パートタイマー等の支払いは雇用者所得に含むが、雇用関係をもたない内職者に対する支払いは、支払 産業の営業余剰に含め、雇用者所得には含めない。

なお、前述の給与住宅の差額家賃に関連して、「市中価格ー 支払家賃」を雇用者所得に含めるとの意見もあるが、各産業の コストバランスを考慮すると「コストー支払家賃」とするのが 適切であると考えた。ただし、住宅賃貸料部門の生産額に含ま れる給与住宅の帰属賃貸料は市中価格をもって評価し、「市中 価格ーコスト」は住宅賃貸料部門の営業余剰に計上した。

(2) 営業余剰

要素費用表示による純付加価値から雇用者所得を控除したものである。

その内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子、使用動産や 不動産の純賃貸料からなる。この場合、営業外収入である受取 利子や受取配当、受取賃貸料は含めないが、これは各部門をい わゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業 に帰属させたためである。

使用動産の純賃貸料を上記のように扱うのは、生産と生産のための資本を結びつけてみようとするいわゆる使用者主義によるためである。ただし、物品賃貸を専ら業とする特定部門の資本については、例外的に所有者主義によっているので、営業余剰はそこで発生することとする。(「特殊な扱いをする部門」の項を参照)

また、支払利子については、所得を発生主義でとらえ、金融 的取引は記録しないことによっている。支払利子に関連して、 金融機関からは、借入額に比例した帰属金融サービスを受けて いることとするため、その分だけ営業余剰が減少することに注、 意すべきである。

(3) 資本減耗引当

資本減耗引当は、減価償却のほか固定資産に関する予知されている陳腐化および偶発損からなる。資本財の範囲は、国内総固定資本形成の項で述べたとおりである。一般道路その他の公共施設については償却を行なわない。

資本減耗引当の部門別の配分に当っては、前述のとおり、原 則として使用者主義によっている。したがって他からの借用資 産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれ る。

ただし、上述のとおり物品賃貸部門の場合は所有者主義によ

るので、使用者は賃貸料を支払い、物品賃貸業ですべての経費 を計上する。

(4) 間接税

間接税の範囲は、食管(補助金の項で説明)の扱いを除いて は現行国民所得統計における間接事業税および税外負担と一致 する。

ただし、このうち関税と国産品では生産者が商品税を支払っている品目の輸入品商品税はこの項に含めず、最終需要欄で控除項目として計上している。

関税と輸入品商品税を除く間接税の産業別配分については、 原則として直接に税を支払った産業に負担させることとする。 したがって、商業が支払った間接税は商業の生産額に含まれる が、例外として軽油引取税は生産者が支払ったものとして扱う (価格評価の項参照)。固定資産税については、不動産賃貸料 の取扱いに対応して、物品賃貸業を除きその不動産を使用する 産業に計上する。また輸入品の商品税は輸入の項で述べたとお り大部分は輸入品商品税欄に計上するが一部は商業の間接税に 計上される。

(5) 補助金

補助金の範囲は、食管分の扱いを除き現行の国民所得統計に おける取扱いと一致する。その部門別配分については 前項の 間接税の取扱いと同様とする。

ただし、食管の赤字は、国内産米麦と輸入米麦による赤字、 黒字に分け、赤字を補助金、黒字分を間接税とし、主として精 米部門に計上し、一部を消費産業別に計上する。

第8節 特殊な扱いをする部門

(1) 商業部門と運輸部門

産業連関表で産業間の取引きをそのまま忠実に示そうとするならば、各産業の生産物の相当大きな部分が商業部門を通ることとなり、かえって産業間取引の実態がわからなくなるおそれがある。

そこでこの混乱をさけるため、特殊な扱いの一つとして、財の取引きは供給部門と消費部門とで直接行なわれこの取引きに商業部門は商業粗マージンだけを付加すると考え、消費部門に商業サービスを提供したものとして扱うこととしている。したがって、商業部門の生産額はこれら粗マージンの合計額である。このことによって、生産者価格評価表では、取引きした財とは別個に商業サービスが提供されたものとし、消費部門の各原材料にかかる商業マージンを商業部門の行に一括計上する。

購入者価格評価表では、個々の財の取引額に商業マージン額を含めて計上するため、商業部門の行はなく、当然各産業部門の商業部門からの投入はない。

運輸業の場合は、商業の場合と異なり、財の買取りを行なわないが、商品の移動に伴ってサービスが付加される事情は商業と変わらないので、商業部門と同様に特殊な扱いをする。

生産者価格評価表と購入者価格評価表の相違は、主として上 記両部門の財取引きに伴なうマージン分を各桝目毎の生産者価 格取引額に加えるかどうかにかかっている。

ただし、両部門とも上記のような財取引きに伴う流通マージン以外に、直接コストとしてのサービスを提供する場合が考えられる。たとえば、生産工程中の運搬活動など、直接に財の取引きに結び付かない運輸サービス等であるが、これらは生産者価格評価表でも購入者価格評価表でも、両部門の行に直接計上される。(これらを便宜コスト的商業、コスト的運賃という。)なお、同一消費部門内での中古品の取引きは、取引きに伴なうマージンのみが計上されるので、このマージン額はいずれもコスト的商業、コスト的運賃の扱いと同様の扱いとする。

(2) 帰属計算部門

預貯金の管理,貸付,融資業務など狭義の金融(金融の帰属利子部門),企業会計を除く政府の建物(公務,教育,医療などの部門),個人所有自己使用の住宅および給与住宅(住宅賃貸料部門)は帰属計算を行なう。

帰属計算方法とは、市場では実際に取引きが行なわれていないが、実質的には効用が発生し、これを享受しているものがある場合、この効用を市場価格で評価して生産額に計上し、この効用を享受している部門の経費ないし消費として計上する方法である。

金融(帰属利子)は、受取利子と支払利子の差額分を金融サービスの生産額とし、これを預金者と貸付者の双方に帰属させる。すなわち金融機関の社会的サービスは、本質的には、

- ① 預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け 先に供給すること。
- ② 直接金融が一般的でない社会において、企業に対して融資のルート並びに資金の集中を確保すること。

の2点とみて、主として貸付け先(資金需要者)に対してサービスを供給しているものとみる。一方、預金者には、小切手等の支払業務に対して、当座預金利子を付けないことによって、手数料相当分のサービスを提供しているものとみる。

したがって産出先は生産額のうち, (平均当座預金残高) ×〔普通預金年間平均利子率(=0)を各部門(家計を含む) の平均当座預金残高で配分し, 残りの額を平均貸付残高によって配分する)

これを記号で示すと.

で表わされる。

企業会計を除く政府の建物の帰属計算分は,減価償却分を使用産業(国公立学校・病院等)と公務(その他の一般政府)に計上する。(内生経費と人件費はすでに経常経費または一般政府消費に計上済みとみられ,政府活動という立場上,純賃貸料=利潤相当分を計上する必要を認めない。)

個人所有自己使用の住宅および給与住宅を市中の粗賃貸料で 評価したものを住宅賃貸料に含めて住宅賃貸料部門の生産額と して計上し、全額民間消費支出に産出する。

(3) 仮設部門

実際には部門として存在しないか、または独立したアクティビティとみられない場合でも、作表技術上の理由から仮りの部門として処理し、事後的にこれらの部門を、投入した産業の直接経費として仮設部門の投入品を分解して投入する場合があるがこれらの部門を仮設部門という。

45年表では40年表と同様「不動産賃貸料」「事務用品」「梱包」を仮設部門とした。45年表では当初さらに自家輸送,自家広告,自家工業用水,自家研究,自家教育,自家廃棄物処理,自家倉庫の7部門を仮設部門として扱うこととしたが,資料の制約によって,自家輸送を除いては推計できなかった。また,「分類不明」および「家計外消費支出」の扱いも一種の仮設部門としての扱いであり,屑も特殊的な意味での仮設部門である。

これらの部門は、一般には例えば「梱包」のように、各産業でその作業が共通的にみられるいわゆる一種の活動単位を構成しているが、通常の概念として取立てて産業部門として計上する必要が認められないものである。しかし各産業部門で共通的にみられる活動であり、企業会計も一本で把握している場合が多く、またどの産業でもその投入構成が類似的とみられることから、これを仮りに部門として捉え、事後的に行列を比例的に分解することにより、直接に各産業における財およびサービスの投入を行なった場合と同様の結果を得ようとするものである。この場合の仮設部門の投入は、経常消費の財およびサービスに限ることとし、要素費用は計上しない。

仮設部門として扱うケースはいくつかに分けられる。梱包や上記自家活動部門のように、アクティビティベースを厳密に適用すれば部門として計上出来るケースや、事務用品や家計外消費支出のように全く作表上の便宜からまとめられるケースなどである。

また,不動産賃貸料のように,使用者主義によって計上する 一つの方法として仮設部門として扱う特殊なケースもある。

なお、分類不明は、概念上は、各部門に属さない活動をここにまとめたものと理解できるが、実際上は行と列の推計誤差の 集積としての調整項目的役割りが強い。したがって実際的には、 この部門の行、列の構成には、なんらの法則性がなく、他の仮 設部門とは区別する必要がある。付言するが、分類不明を概念 どおりに理解すれば、当然その計表は、全てプラスにならなけ ればならないが、調整項目として理解すれば、マイナスの計数 でもプラスの計数でもその意味には差異がないので、作表上の 困難性をも考慮してマイナスの計数もありうるものとする。

なお、仮設部門は、究極的には各産業部門の直接投入として その投入財およびサービスが産業毎に分解されるわけであるが 波及効果の計算では、仮設部門を建てたままで計算しても、各 産業への影響は全く同一結果となることや、分解以前の項目自 体が一つの大きな情報となること、および分解作業自体が極め てはん雑であることなどを考慮し、考え方は別として、今回は 仮設部門の分解作業は行なわない。

(4) 使用者主義と所有者主義

本表では、動産や不動産など生産設備は、原則として使用者主義によることとする。すなわち、設備の所有のいかんや、経費の直接負担者のいかんを問わず、これらの設備使用に伴なう経費(償却費を含む)や利潤相当分など全てを、設備を使用した部門に直接計上する方法である。具体的には、使用した産業が設備について支払った賃貸料相当分だけ減価償却費や維持補修費および純賃貸料(貸したことによる利潤)相当分の営業余剰を直接計上する方法である。

この場合,動産については全く直接に経費等を計上するが,不動産については仮設部門の不動産賃貸料部門の取引きを通じて,最終的に使用産業の直接経費として計上する方法をとる。これらの方法をとる最大の理由は,投入係数の安定性を確保するためである。

ところで、従来これらの賃貸は専ら業として行なわれていた 部分が小さかったとみられるが、最近では、電子計算機など特 定の物件について、専ら賃貸を業とするいわゆる物品賃貸業の ウェイトが高まっている。これらの状況を考慮し、本表では日 本標準産業分類の電子計算機・同付属装置賃貸業、業務用物品 (除く電算機等)賃貸業、貸自動車業、物品賃貸業(その他の 対個人サービス部門に含まれる。)に,規定する活動を専ら業とするものに限って使用者主義の原則から除外し,所有者主義によって扱う。従って,設備の所有に伴なって必要とする経費をこれらの産業部門に計上する。

(5) 政府活動

財貨およびサービスは、通常市場において生産コストをカバーする価格で販売することを目的として生産されるが、財貨およびサービスは、産業の主たる単位である企業の活動によってのみ供給されるのではなく、政府および民間非営利団体の活動によっても供給される。

この場合、政府および民間非営利団体の活動は、大きく(1)性 質上商品と認められる財貨およびサービスを国民に販売することを主たる業務とする活動と、(2)いわゆるその他の財貨サービスを提供する活動とに分けられる。

1) 一般政府の企業的活動

財貨およびサービスを国民に販売することを主たる業務とする政府の活動は、①たとえその価格が全生産コストを完全にカバーしていなくても、企業の事業所の産出物と同じ性格をもつ財貨またはサービスを市場向け(政府の使用を含む)に生産し、かつ生産技術や投入が企業の場合とほぼ同様であり、しかも②財貨およびサービスの供給代価が供給される財貨サービスの量と質に正比例し、③その買入れが購入者の自由意志による場合には、このような活動は商品の生産活動として私企業の生産活動と同一に扱うべきであろう。このケースの活動としては、国公営企業や企業特別会計にみられる諸活動があげられる。

また多くの場合,企業の事業所が提供するような種類の 財貨サービスを政府部門の事業所が,政府自身の用に供す るために生産している場合も,本来の政府活動から分離し, 商品生産活動として扱うべきであろう。このケースとして は印刷局や造幣局などの例があげられる。

さらに政府の公務員住宅の賃貸活動や政府自らが使用する建物の賃貸活動(帰属サービスを含む)等も一般の商品としてのサービス生産活動として扱うべきである。

以上の政府活動はこの産業連関表では一般の商品生産活動と全く同じように扱ういわゆる「企業的活動」とする。 すなわち、生産額を売上げ金額ないし、これに相当する評価額で計り、投入においては一般会計等からの繰入れを補助金に計上し、余剰は黒字、赤字とも計上し、産出先は代価支払先とする。

2) 一般政府の消費活動

政府の活動のうち、その他財貨サービスの提供者として の活動は、その生産のためのコストをカバーするような価 格で市場において販売されないものであるためその性格, コスト構造および資金源において上記の企業的活動とは 相異する。

政府のカテゴリーに属する主体は、自ら生産した財貨サービスの大部分を、一方において最終消費をする主体でもあると考えられる。一般政府の活動とは、もし一般政府自らが供給しなければ便利にかつ経済的に供給されないような社会共通の公共的サービスの供給を行なうこと、ならびに国家を管理し、経済的、社会的政策を行なうことを目的とし、その活動の範囲は、①行政、国防、治安の維持、②保健、教育、文化、レクリェーション、その他の社会サービス、③防火、道路照明、衛生、道路、その他の公共サービス、④経済成長、福祉、技術開発の促進などが含まれる。

新SNAによれば、その他の財貨サービスの供給者としての一般政府の活動は、一たん財貨サービスの供給者として内生部門に計上し、最終消費者としての一般政府において消費するものとして扱うこととしているが、本産業連関表では、従来の経緯もあり、これらの活動は原則として財貨サービスの生産活動とはみなさず、一般政府の消費活動とみなし、経費を最終消費者としての「一般政府消費支出」欄に直接計上することとする。

3) 一般政府の非企業的活動

上記(2)の扱いにも拘らず、その他財貨サービスの提供者としての政府の活動のうち、国の国立学校特別会計、国立病院特別会計、保険特別会計の一部、地方公共団体の病院事業会計、学校事業会計、公共下水道事業会計、清掃事業会計の活動は、例外として、一たん教育、医療、保険業、などの産業部門に格付けることとする、生産額は、その経費をもって測り、その産出先は、受益者による料金の支払の如何に拘らず全額を一般政府とすることによって「一般政府消費支出」の範囲に含める。この場合、料金相当分を、その支払者が税外負担を行なうものとして間接税欄に計上する(ただし、家計の支払分は表上には表われない。)

また上記の一たん産業に格付けたもの以外の,一般政府活動にかかる公務員の賃金や政府の建物の帰属賃貸料,不動産賃貸料の租付加価値部分および家計外消費支出額を一括して「公務」部門の生産額とし,これまた一たん産業部門に計上し,これを最終消費者としての一般政府消費支出欄に産出することとする。

ところで,一般政府には狭義の政府機関のほかにそれと 類似の活動をする特定の社会保障組織および特定の非営 利団体を含む場合がある。

すなわち、わが国の事業団、その他の特殊法人等の一部は、それが家計ないし産業に奉仕する非営利団体ともみることができるが、その態様をみると、完全にまたは主として政府によって資金の供給を受けたり、支配を受けたりしている場合が多く、これらはむしろ政府の手足としての機能を果しているものとみるべきである。

新SNA では、公的機関の資金供給や支配の程度によっ て区分しようとしているが、これらの規定からみると、わ が国での上記団体の多くは一般政府に含まれる要素が大き いとみられる。しかし国民所得統計によれば、事業団やそ の他の特殊法人の活動の多くは、従来からの経過や時系列 比較の問題もあって、一般政府の範囲に含めていない。産 業連関表では従来どのように扱ってきたかはかならずしも 明確ではないが、一般政府の範囲を国民所得統計に合せて いたのである。これらの活動は民間の非営利団体としてそ の他の公共サービス部門に含めていたものと理解される。 しかしこのように理解してもこれらの産出先がどのように扱 われているかに問題が残るので、昭和45年表の作成に当 り、従来の「その他の公共サービス」部門から「社会公共 サービス」部分を分離し、上記の一般政府の手足として機 能している10事業団の活動を格付け、この「社会公共サ ービス」部門の産出先を一般政府消費支出として扱うこと とした。

しかし、これら、10事業団の生産額が小さく、特掲すべき活動部門とする利点が小さいこと、また、これらのうち4事業団については、総理府統計局の「科学技術研究調査」等において研究団体として格付けされており、生産額投入額および産出額把握上の便から、「学術研究機関(民間)」として扱うこととした。残りの6事業団については、政府にサービスを提供するその他公共サービスとし、その産出先は「一般政府消費支出」部門とすることとした。

政府機関等の上記の扱いに関しては、付録「政府諸機関の扱い」を参照されたい。

第9節 副産物および屑の扱い

通常1つの生産活動は、1つの生産物しか生産しないが、1 つの生産活動が2つまたはそれ以上の生産物を生産する場合が ある。この時、その生産活動を1つの生産物で分類してしまう と、その分類の中に他の生産物が入ってしまう。副産物と類似 の言葉に副次生産物、屑という言葉がある。副次生産物とは、 ある事業所で異なる生産活動によりA,B 2つの生産物が生産 されたとき、ウエイトの低い方の生産活動を指すのである。副 産物とはある生産活動の結果異なる生産物を生産した場合にウエイトの低い方の生産物であって、そのウエイトの低い生産物を主産物として生産するアクティビティが別にあるものをいう、屑は、副産物と異なり、これを主産物として生産するアクティビティがないものである。副次生産物は、アクティビティ・ベースでは別の部門の生産物として分割されるので取扱い上問題は起きないが、副産物および屑は、産業連関分析の基本モデルが前提としている結合生産物の非存在の仮定に背くため、その取り扱いが問題となる。これが副産物の取り扱いの問題である。この場合の取り扱いとしては、4つの方法が考えられる。

いま主産物Aを90,副産物Bを10生産する産業があるとする。この場合,

④ インフットでは、副産物Bの生産アクティビティをそのままA産業に格付けし、

アウトプットでの扱いは、

- I 副産物も、直接A部門からその需要部門へアウトブットする(副産物のアウトブットも主産物のアウトブットと同じ行に記載される。)……これを「一括方式」という。
- ii 副産物を一旦B部門に格付けし、(Aの行とBの列の 交点に副産物の生産額を記載し、)B部門からその需要 部門へアウトプットする。この場合A部門にも、B部門 にも副産物の生産額が計上される……これを「トランス ファー方式」という。
- 副産物はAへのBのマイナスのインプットとする。 (Bの行とAの列の交点に副産物の生産額をマイナスで 記載し、副産物BのアウトプットはB部門からその需要 部門へ行なう。)この場合、どちらの生産額にも副産物 の生産額は計上されない……これを「マイナス投入方式 (ストーン方式)」という。
- ⑤ 主産物と副産物の比でその生産のアクティビティ(インプット)を分割し、その分割された副産物のアクティビティを、それを主産物として生産する部門のそれに加える。……これを「分離方式」という。

これらを産業連関表に表示すると、それぞれ次のようになる。

②| 一括方式

	A	В	その他	計
A			100	100
В				0
その他	100			1 0 0
計	100	0	100	200

Ali トランスファー方式

	A	В	その他	計
A		10	90	100
В			10	10
その他	100			100
計	100	10	100	210

Aiii マイナス投入方式

		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	A	В	その他	計
A			90	9 0
В	-10		10	0
その他	100			100
計	90	0	100	190

® 分離方式

		A	В	その他	計
	Α			9 0	9 0
-	В			10	10
	その他	90	1 0		100
	計	9 0	10	100	200

これらの取り扱いの方法を産業連関分析の面から考えてみる

○ | の方法は、副産物の問題を無視することであり、問題の解決とはなっていない。しかし、副産物が余り重要でない場合は便宜的に許されよう。

② || の方法は、Aに対する需要はBの生産に特別の影響は与えないが、Bに対する需要はAの生産を誘発するという歪んだ形となっている。たとえば、26年表(通産省)では、都市ガス部門の副産物であるコークスを、コークス部門へトランスファーした扱いとなっているため、コークスに対する需要が増大すると都市ガスの生産を誘発することになり、経済の実体に反している。

△ 川の方法は、Aに対する需要はBの供給をまし、Bの生産活動を抑制するが、Bの需要はAに波及しない。これは、副産物のBの方が専業によるBより競争力が強い場合には比較的経済の実体を反映しているといえるが、Aへの需要が大きく、Bへの需要が非常に小さいときには、専業部門であるBの生産がマイナスになることがあって不都合な面がある。

®の方法は、 ③ || や、 ◎ || のような奇妙な波及効果は示さないが、もともとアクティビティは分割不可能な完結体であって、たとえ形式的に分割したとしても主産物のアクティビティと副産物のアクティビティは、同一水準で稼働しなければならない。

それにもかかわらず、主産物の需要と副産物の需要の比の如何によって分割されたアクティビティの稼働水準が異なってしまい、この点で非現実的である。いずれにせよ、産業連関分析の基本モデルでは、もともと、結合生産物の非存在、すなわち、1つのアクティビティは1つの生産物しか生産しないものと仮定しているのであるから、この仮定に対応するような理論的に正しい副産物の処理方法はないというべきであろう。

屑についても、副産物と全く同様に考えることができる。 わが国の表では、副産物、屑とも原則として、② || のストーン 方式を採用するが、一部では③ || のトランスファー方式(新聞 の広告の扱い等)や③ | の一括方式(バルブ廃液等)をとるも のもあるが、⑤ の分離方式をとるものはない。

なお、購入者価格評価表における副産物、屑の扱いは、基本 様式でも示したように、個々の取引き桝目では、いちいち「マ イナス」投入は行なわず、発生した副産物、屑を一括して粗付 加価値部門の下に設けた「副産物・屑発生額」部門にマイナス 投入し、同時にもの別の副産物・屑発生額合計を供給額欄に計 上し、行列のバランスをとる方式とする。

第10節 輸入の扱い

輸入の扱いには原則として2つの方式がある。その1つは, 輸入品は国産品と全く同じ財貨であっても,その生産された経 済圏を異にするという理由で国産品と全く別扱いする方法で, これを普通「非競争輸入型」と呼んでいる。これに対し,いま 1つは,同じ財貨であれば,あるいは,同じ部門に分類できれ ば輸入品も国産品も全く同じ扱いにする方法で,これを普通「 競争輸入型」と呼ぶ。

なお,ここでいう競争,非競争とは純粋に方式に与えられた 名称であって,綿花のように国産品がなく,したがって国産品 と競合しない輸入品を非競争輸入品と称し,鉄鋼のように同一 の国産品があってそれと競合する輸入品を競争輸入品と称する のとは,一応別個の概念である。つまり,非競争輸入品を表示 する方法を非競争輸入型と呼び,競争輸入品を表示する方法を 競争輸入型と呼ぶのではない。非競争輸入品を競争輸入型で表 示することも,競争輸入品も非競争輸入型で表示することも. どちらも可能である。

さて、非競争輸入型では、同一財に国産品部門と輸入品部門 という2つの部門を与えて表を作成する③ | 基本型とこの型で 輸入品部門の財貨を区別せず、輸入品一本として表示する③ || 簡略型がある。

A) 非競争輸入型(基本型)

			農	業	エ	業	消	費	投	資	輸	出	輸	入	生產額
国	農	業		6		1 4	. (3 0			-:	2 0			100
産	工	業	נ	5	8	3 5		3 0		60		10			200
輸	農	業		4		6	:	2 0				-	- :	3 0	
入	工	業		5		L 5				1 0			3	0	* .
付	加佃	値	7	7 0		3 0									150
生	産	額	1 (0 0	2 (0 0	1	1 0		70	1 1	3 0	- (0	450

▲ 非競争輸入型(簡略型)

G 11 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77							
	農業	工業	消費	投資	輸出	輸入	生産額
農業	6	14	60		20		100
工業	15	85	30	60	10		200
輸 入	9	21	20	10		-60	
付加価値	70	80					150
生産額	100	200	110	70	3 0	-60	450

競争輸入型では、その行は国産品と輸入品をこみにした総供 給の配分を表わすことになり、そのアウトブット合計はインプ ット合計たる国内生産額を輸入分だけ超過することになる。そ のバランスを合せるために、マイナスの最終需要として輸入を 最終需要部門の一部に入れる。マイナスの需要とは、供給のこ とである。

これを図示すると、Bのようになる。

B 競争輸入型

		~ .					
	農業	工業	消費	投資	輸出	輸入	生産額
農業	10	20	8 0		20	-30	100
工 業	20	100	3 0	70	10	-30	200
付加価値	70	8.0					150
生産額	100	200	110	70	3 0	-60	450

なお、非競争輸入品は、もしそれに1つの独立した部門を与えるならば、それに対応する国産品がない以上、非競争輸入型でも競争輸入型でも全く同じ型になる。本表の基本分類は列部門より行部門の数が多いたて長の分類となっており、縦に相当輸入品部門が作られているが、このうちにはこの完全非競争輸入品部門が含まれている。これが下の競争・非競争型の扱いといわれている。

② 競争·非競争型

	農業	工業	消費	投資	輸出	輸入	生產額
農業	8	16	80		20	-24	100
工 業	19	100	30	70	10	-29	200
完全制度的輸入品	3	4				- 7	
付加価値	70	8.0					150
生産額	100	200	110	70	3 0	-60	450

わが国の表では、生産者価格評価表の基本構造でみるとおり 輸入を競争輸入型で扱っているが、付帯表として輸入品の取引 表を作成するので、生産者価格評価表からこの部分を差引いて、 国産品取引表を作ることができる。国産品および輸入品の両取 引をあわせれば非競争輸入型(基本型)の取引表を準備することができる。

第11節 国民所得統計との関係

(1) 産業連関表と国民所得統計とは国民経済計算体系のなかにあってきわめて密接な関係をもっている。

国民所得統計が産業の生産活動によって新らしく「付加された価値」を観察の対象としており、一方、産業連関表は産業の生産活動そのものを観察の対象にしていて、そこに「付加価値」が生みだされる状況もしめしている。

(2) 極めて大まかに言えば、「粗付加価値」欄が「関税」欄 も合わせて国民所得統計でいう生産国民所得および分配国 民所得に、また「最終需要」欄が「輸入」欄も合わせて支 出国民所得に見合っている。

しかし、このような共通部分についても、両者の理論的 発展の経緯や利用目的の相違から、概念、定義について、 また推計結果についても必ずしも一致していない。

概念,定義上の相違点の詳細については,本章前節の「最終需要」および「粗付加価値」の記述,ならびにこれらの部門についての第4章の記述を参照し,計数からみた相違点については第1章を参照されたい。

- (3) 現在の両者の主な相違点を列記すれば、次のようになる。
 - 1) 産業連関表では、国内概念をとっているが、国民所得 統計では国民概念をとっている。
 - 2) 産業分類について、産業連関表が生産活動単位による 分類を採っているのにたいして、国民所得統計は事業所 単位による分類を採っている。
 - 3) 産業連関表では、家計外消費支出は現物所得あるいは 家計消費支出の性質をもっているものとみられるので、 これを「粗付加価値」欄および「最終需要」欄の1項目

に立てているが、他方この支出は企業にとっては中間経費として取扱われているので、所得に算入していない。
4) 産業連関表では、関税を需要の側にマイナスで計上しているが、国民所得統計ではこれを間接税に含めている。

第12節 SNA体系との関係

(1) SNAにおける産業連関データの概要

国際連合が1968年に改訂したSNA(国民経済計算標準体系, A System of National Accounts)は、国民所得統計, 産業連関表など国民経済計算の全体系を組織的, 斉合的に網羅する膨大な体系となっているが, この中でも産業連関体系を包括的に含んでいることが特色の1つとなっている。体系に含まれる産業連関データは、産業別商品投入構成表(U表)と産業別商品産出構成表(V表)の両表に現われており、この両表を用いて商品と商品,または産業と産業のクロス体系の産業連関表が導かれることとなっている。

SNA の全体系から産業連関データ部分を抜き出してみると関格つぎのとおりである。(詳細は行管資料「国連の新SNAにおける産業連関表の取扱いについて」を参照のこと)

. :		商品	産業	最終需要	
商	品		u	e	q
産	業	v			g
付加	価値		y'		η
		ď	g'	η	•

このデータを産業連関表に関連させてみると、U表が産業連関表の中間投入(または中間需要)に相当し、ダが一次投入。をが最終需要マイナス輸入に相当する。しかし、Uおよびダの列が産業区分であり、一方Uおよびをの行が商品区分となっており、双方が統一されていない点が産業連関表と異なっている。ところでSNA体系ではさらにV表を含んでおり、このV表の情報とU表の情報から、基本的には2つの技術仮定を用いて数学的方法により、商品と商品または産業と産業のクロス体系に転換しようとしている。2つの技術仮定とは、商品技術仮定と産業技術仮定であるが、前者はある商品がどこで生産されようとも同一の投入構造をもつものとする仮定であり、後者は、ある産業はその生産物混合がどんなものであっても同一の投入構造をもつものと仮定することである。

ところで、これらの産業連関データから商品×商品表および 産業×産業表を求めるための数学的手法を略記すれば、以下の とおりである。

(商品技術仮定では)

したがって、産業連関表の投入係数行列をAとすると、この仮定による商品×商品表のAはB C $^{-1}$ であり、産業×産業表のA は C $^{-1}$ B である。

(産業技術仮定では)

ここでも、産業基関表の投入係数係数行列をAとすると、この仮定による商品×商品表のAはBDであり、産業×産業表のAはDBである。

両仮定によるAの計算方法のうち、商品技術仮定では、計算上C行列の逆数が利用されることにとくに注意を換起し、この場合は産業と商品の部門数が等しくなければならないことを指摘している。(数学的手法としては、このほか、商品技術仮定と産業技術仮定との混合方式を提起しているが、ここでは省略する。)

(2) SNA体系への対処

さて、わが国においては、現在、経済企画庁その他において わが国の 国民経済計算体系全般に亘り、SNAにどう対処す るかの研究が行なわれている段階にあるため、さし当っての昭 和45年産業連関表作成方針には、この研究結果を反映させる ことができない。

そこで、産業連関表作成機関としては、SNAに関しては全体系から切離し、産業連関分析に関する事項についてのみ一応の検討を行なった結果、SNAとの関係はつぎのように対処することを決定した。

(結論)

- (1) SNAに対する措置は、わが国における国民経済計算体系 全体の検討結果にもとずき、次回、昭和50年表作成時に抜 本的に検討する。ただし、昭和45年表のために定義等につ いて変更を行なう場合は、将来の発展方向および国民所得統 計との関連を勘案して対処する。
- (2) 昭和45年表は、従来の商品×商品のクロス体系表(A表

- の原表)とし、SNAでいうU表は直接には作らない。 ただし、V表は付帯表として作成する。
- (3) 現在行なわれている国民経済勘定研究委員会(経済企画庁) の検討経過によっては、SNAで提起する数学的手法を逆に 利用し、A表からU表の試算表を作成する。

/商品技術仮定によるA = B C ⁻¹式により,A C = B とし へてU表を試算する。この場合Cの逆数を利用する必要がないので、V 表は必らずしも正方行列である必要はない。また、A表のマイナス投入個所はあらかじめ調整する必要がある。/

- (4) 商品税を除く基本価格評価はとらない。ただし、商品税の 免除マトリックス表は付帯表として作成する。
- (5) 副産物・屑の扱いは、従来どおり原則としてマイナス投入 方式(ストーン方式)をとる。

(理由)

(1) SNAでは、商品とこれを生産する産業の関係を1対1 で対応させることが実態的に無理であるという前提から出 発している。

しかし、産業連関分析体系としてみるかぎり、究極的には産業連関分析で必要と考えられる商品×商品、あるいは産業×産業という同一分類の対応体系を追求しており、この意味では、従来のわが国の商品×商品体系と基本的には目的が一致している。

(2) SNAでは、「販売構造は通常商品別に把握されるのに対し、コスト構造は通常産業別に把握される。商品別のコスト構造を観察することは、一般的に不可能であり、せいぜいその商品を主産物として生産する産業のコスト構造しか把握できず、実際問題として事業所のコスト構造をさらに細かい生産単位にまで配分するためには、多くの仮定を導入しなければならないからである」としている。

しかし、もともとコスト構造は事業所単位によってのみすべてが把握できるのではなく、企業ベースでなければ把握できない部分もあり、事業所ベースで把握する限りすでに仮定が必要になるわけである。むしろ商品ベースの場合には技術関係としての原単位把握の方法等もあるほど、要は各国の統計事情に左右される場合が多いと思われる。

(3) 同一分類のクロス体系を導き出すため、SNAでは「仮定」の問題として、①商品技術仮定 ②産業技術仮定 ③ 両者の混合仮定を用いることとしている。

しかし、これらの仮定はあまりにも機械的であり、U表、 V表のみを利用する限り、U表によるプロダクト・ミック スによる投入構成の枠から脱け出すことができない。

全体系上の関係は別として、産業連関分析上の問題に限 れば、以上の機械的な仮定は、分析上に決定的な欠陥をもたらす。

(4) わが国の統計事情についてみれば、たとえば農産物については、各種の生産費調査があり、工業製品についても生産動態統計調査の原材料消費統計が比較的整備されるなどの特徴があり、また、技術的にも原単位に関する情報が多い。したがってクロス体系として把握する場合は、原材料、燃料、動力等に限れば、むしろ商品ベースとして推計した方が有利な面も多い。

ただ、間接経費については、確かに事業所ベースないし、 企業ベースの把握が容易であるが、この場合でも商品の産業 別産出率で機械的に配分せず、経費種目に適合した個々の配 分規準によって按分調整しており、機械的な仮定によるもの に比べて、実態に則した配分が行なわれるものと思われる。

(5) 以上の事情を総合すれば、従来のわが国での産業連関表体 系は、基本的には変更の必要性は認められない。

ただ、SNAの全体系上の問題点として、どうしてもU表が必要であるとすれば新しくV表を作成し、従来の表による投入係数Aから技術仮定にもとずくSNAの移転手法を逆に利用してU表を求めれば、少くともU表からA表を作成する精度より、より高い精度で実態に近づくことが可能である。

(6) V表の作成は、資料上必らずしも容易ではないが、事業所 として最もプロダクト・ミックスの多い製造業では、工業セ ンサスによって産業の商品別産出率が把握できる。

他の産業についても情報が皆無というわけではないので60 程度の統合部門であれば、あるいは作成可能と思われる。

(7) SNAでは、さらに商品税の扱いとして、基本価格評価方式を提起している。

分析上の観点からみれば、取引価格の評価は、生産者統一価格によることが望ましいことはいうまでもない流通マージン同様SNAでは商品税が需要部門によつて免除されたり、軽減されたりする場合に、これをそのまま表上に表わすことは、波及計算上好ましくない点を指摘し、生産者価格一商品税=基本価格をもって評価すべきであるとしている。(なおSNAでは、統一価格評価については明確には述べていない。また、SNAでも、基本価格は、商品税を産出の生産者価格からは控除しているが、第2次波及過程を考慮して投入品を評価していないという意味では近似的なものであると述べている)

ところで、わが国の表では、資料の制約もあって生産者価格表、購入者価格表とも実際価格評価によることとしており、この意味では、同一商品による価格差がすでに大きく混在しているわけである。この点については、表推計方法上今後とも改訂する見通しがない。

商品税の免除,軽減に関連する部分は,統一価格全体の問題に比べるとその範囲もごく限られており,この部分だけの 措置をとることのメリットは小さい。

また、商品税を除く場合の時系列比較上における大きな影響等を考慮し、従来どおり商品税を含めたもので価格評価することとした。

ただし、実際価格の問題に関連して物量表が作成されているのと同様、商品税の免除に関するマトリックス表を作成し、 表利用者の便を計ることは有用である。

(8) 副産物・屑の扱いについては、SNAでは、商品と産業の クロス体系を考慮していることから、副次生産物と共に非主 生産物として扱っているが、昭和45年表ではU表とV表の 結合の体系をとらないこと。および過去の表との時系列的分 析の観点から原則としてマイナス投入方式(ストーン方式) を踏襲する。

第 4 章 部 門 別 推 計 方 法

この章では、基本分類部門ごとの ①概念・定義および範囲、②推計に用いた基礎統計、③生産額、投入額および産出額の推計 方法および ④問題点などについて記述する。

この章の構成は、全体を大きく内生部門、最終需要部門および粗付加価値部門に区分し、それぞれのなかを各省庁別にまとめて ある。各省庁のなかは、基本分類コードの若い部門の順序になっている。

第 1 節 農林省担当部門

- I 概念, 定義および範囲
- Ⅱ 推計に用いた資料名
- Ⅲ 生産額の推計
- IV 投入推計
- V 産出推計
- VI 昭和40年表との相違点
- VII 留意すべき点

I 概念,定義および範囲

1 農業部門

日本標準産業分類(以下「産業分類」という)で大分類A-農業で規定している生産活動とほぼ一致するが、自家裁培の原料を用いた製造・加工活動と同分類の小分類0149-「その他の施設園芸農業」のうち「しいたけ栽培農業」および同小分類0541-園芸サービス業の生産活動は含まない。

自家栽培の原料を用いた製造・加工活動は製造業へ,しいた け栽培活動は林業にそれぞれ含まれる。

生産物の範囲は上記で規定した活動により生産される財およびサービスの一切であり、稲におけるくず米・稲わら・畜産におけるきゅう肥等の副産物をも含んでいる。

以下、部門別に生産物の範囲を示す。

米(011110):この部門の生産物は玄米およびその副産物(くず米および稲わら)である。

麦類(011120):この部門の生産物は、農林省農林経済局統計情報部「作物統計」(以下「作物統計」と言う)に定める小麦,6条大麦,ビール麦,裸麦等である。

いも類(011210):この部門の生産物は、「作物統計」」に定めるかんしょ, ばれいしょである。

雑穀(011221):この部門の生産物は,「作物統計」に 定めるとうもろこし、そば、あわ等である。

豆類(011222):この部門の生産物は、「作物統計」

に定める大豆、あずき、いんげん豆、らっかせい等である。

野菜(011230):この部門の生産物は、「作物統計」に 定める「野菜」と「その他の野菜」(「作物統計」に記載されていない しゅんぎく、みつば等)および「工芸作物」のにんにく、しょうがである。 にんにく、しょうがは35年表ではその他の工芸作物に含まれてい た。なお、野菜の種子は「その他の非食用耕種作物」に含まれる。

その他非食用耕種作物(011292)この部門の生産物は種苗 (球根類、種子、苗木等)肥料用作物および「作物統計」に定める工 芸作物(食用および繊維用、製紙原料用、薬用を除く)と切花等である。

なお、ここでいう苗木は、主として観賞用、庭木用等である。 農業部門の種苗の投入は40年表と同様に(a)自部門の生産物 を再投入する部門(米,麦類等)(b)種苗を別途推計したその育 成に要した費用(肥料、農薬等)に分割して投入する部門(こんにゃく等)(c)種苗部門から投入する部門(野菜等)の3種に 分けて推計するが、ここでいう種子は前記(c)に該当するものの みである。

果実(011300)この部門における生産物は「作物統計」に定める果実(みかん,りんご,ぶどう,なし,もも,うめ,びわ,かき,くり等)に植物成長分(果樹園の新植および成長分)を加えたものである。

いちご, すいか, メロン, まくわうりはこれには含まれず, 野菜部門に含まれている。

油糧作物(011410)との部門の生産物はなたね,ごま, オリーブ,あまの実およびはぜである。なお,林野副産物とし てのはぜは「特殊林産物」に含まれる。

砂糖原料作物(011420)との部門の生産物はさとうき びおよびてんさいである。

葉たばこ(011431)この部門の生産物は葉たばこ(生産者段階で一次乾燥されるまで)である。

飲料用作物(011432)この部門の生産物は生茶葉およびホップであり(ホップ抽出物およびルプリンは「その他の食品部門」に含まれる。)

茶園の新植および成長増を含む。

製紙原料作物(011440)この部門の生産物は、こうぞ、 みつまた等製紙(和紙)原料となるものをもってその範囲とする。

林野副産物たる野生のこうぞ、みつまたは含まない。

また、みっまたは、生産者段階で若干の加工を加えられたもの(白皮といわれている)がある。これらは全部未加工のもの(黒皮)に換算してある。

薬用作物(011450)この部門の生産物は薬用人参,はっか,除虫菊等,薬用に供されるものをもってその範囲とする。その他の非食用工芸作物(011491)この部門の生産物は「作物統計」に定める工芸作物のうち非食用(別掲を除く)に供されるものをもってその範囲とする。

その他の食用工芸作物(011492)この部門の生産物は 糊料作物(こんにゃく等)および香辛料作物(こしょう等)を もってその範囲とする。ただし、天然「わさび」は「特殊林産 物」とし、この部門には含まない。

敷物原料作物(011510)この部門の生産物はいぐさ、 およびしちとういである。

織物原料作物(011520)この部門の生産物は、あさ、 あま、こうま、ラミーおよびわたである。

酪農(011610)この部門の生産物は、牛乳、子牛の生産、成長肥大分およびきゅう肥である。

養鶏(011620)この部門の生産物は鶏卵(不正常卵を含む),成鶏,肉鶏(廃鶏を含む)および副産物(鶏ふん)である。

養豚(011691)この部門の生産物は肉豚およびその副産物(きゅう肥)である。

肉牛(011692)この部門の生産物は肉牛とその副産物(きゅう肥)である。

その他の畜産(011699)この部門の生産物は馬(軽種馬を含む),やぎ(やぎ乳を含む),うさぎ,ミンク,はちみつ,その他の食用鳥類(うずら等),愛玩用,実験用動物,およびこれらの副産物(きゅう肥)である。

繊維用畜産(011700)この部門の生産物は緬羊,羊毛,

と(鬼)毛およびこれらの副産物(きゅう肥)である。

養蚕(011800)この部門の生産物は繭およびその副産物(出がら繭,繭綿および輸出向け蚕種)である。また,裁桑もこの部門に含まれ,桑園の新植および成長増も含む。

農業サービス(012001・012009)日本標準産業 分類の05農業的サービス業(ただし054園芸サービス業を 除く)をもってこの部門の範囲とした。

2 林 業

産業分類,大分類 B 林業,狩猟業で規定している生産活動であり,山行用,治山用苗木の育成,植栽,立木の保育,保護,素材・薪炭生産,木の実,きのこ類,樹皮等の採集,野生動物の狩猟活動が含まれている。

また、「産業分類」では農業に規定しているしいたけ栽培もこの部門に含まれる。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財一 切であり、以下部門別にその範囲を示す。

育林(021110)この部門の最終生産物は、立木と治山 用苗木であるが、中間生産物である造林用苗木を含めている。

特殊林産物(021120)「農林省統計表」に定める特殊 林産物(くり、くるみ等の樹実、すぎ、ひの木等の樹皮、まっ たけ、しいたけ、たけのこ、うるし等)に竹、竹皮、松根油を 加えたものである。

なお,これらの生産物は販売用,業務用、目家用に分れるが, 統計は販売用,業務用しかなく自家消費分が含まれていない場 合が多い。その中でも特に竹はその額が多いと考えられるので, 前記統計表以外に自家用として別途推計し,これを加えてある。

新炭製造(021200)新,木炭を製造する生産活動をいう。

新は普通薪としば薪でありいづれも自家消費分を含み, 木炭は黒炭, 白炭である。

素材(022000)立木を伐採して主として丸太(そま角, 大割材などを含む)を製造する生産活動をいう。

狩猟業(030000)主として狩猟、わなかけなどによって毛皮用または食用等のための野獣および食用野鳥を捕獲する活動をいい、その範囲は狩猟免許者による鳥獣類捕獲等のうち毛皮用、食用として販売または自家消費されるもので、飼育用鳥獣類および密猟分は含まれない。ただし、都道府県知事の鳥獣捕獲許可により有害鳥獣駆除の目的で捕獲したものを含める。

3 漁業部門

産業分類,大分類 C 漁業,水産養殖業で規定している生産活動とほぼ一致するが、漁家が自家取得物の原材料を用いて製造・加工を行なうものは漁業とせず製造業とする。

生産活動の内容は、海面および内水面において自然繁殖して

いる水産動植物の採捕と生産手段たる漁船内での加工(母船式さけます漁業),および同水面に人工的設備を施し、水産動植物の養殖を行なうものである。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財の 一切であり、以下部門別にその範囲を示す。

沿岸漁業(041010)漁業非使用,無動力および動力 10トン未満の漁船を使用する漁船漁業および採貝,採草,定 置、地びき網漁業をいう。

遠洋沖合漁業(041020)動力10トン以上の漁船を使用する漁業のうち、採貝、採草、定置、地びき網漁業を除いたものである。なお、さけ、ます、かに等の工船加工分を含む。

浅海養殖業(041030)「漁業養殖業生産統計年報」で 定める「浅海養殖業」の範囲とはぼ同じであるが、真珠の中間 生産物である真珠母苗真珠種苗ならびなかきの種苗は含めない。

ただし、上記中間生産物であっても、その輸出分はCTに計上している。

捕鯨業(042000)「漁業養殖業生産統計年報」で定める「捕鯨業」の範囲と同じである。

内水面漁業(043010)「漁業養殖業生産統計年報」で 定める「内水面漁業」の範囲と同じである。

内水面養殖業(043020)「漁業養殖業生産統計年報」で定める「内水面養殖業」の範囲に観賞漁(金魚,色ごい)を含めたものである。

4 食品工業

産業分類,中分類18~19-食料品,たばこ製造業で規定している生産活動より小分類1893-有機質肥料製造業と中分類191-動植物油脂製造業に含まれている原油の生産活動を除いたもの,および小分類2625-塩製造業,同9521-と畜場での屠殺,解体活動と農・漁家で行なう自家原材料による食料品の製造活動である。

なお、原油の生産活動は化学部門に分類される。

生産物の範囲は上記で規定した活動により生産される一切の ものであり、いづれもその副産物を含む。

以下、部門別にその範囲を示す。

屠殺(肉鶏処理を含む)(201100)家畜,家きんを屠殺解体し、枝肉原皮および内蔵等を製造するまでの生産活動をいい、その生産物は枝肉、原皮、屠殺副産物、鶏肉(可食内蔵を含む)肉鶏処理副産物である。なお、肉鶏処理副産物とは、鶏の足、とさか、血液および羽のことであるが、フェザーミール、羽毛および翼、羽軸、羽毛皮は国内産はないものとする。

畜産びん・かん詰(201210)畜産物を主たる原料として保存食品(びん詰・かん詰)を製造する生産活動をいう。

肉加工品(201220)畜肉製品を製造する生産活動をい

い、その生産物はハム、ベーコン、ソーセージである。

ラード(精製)(201230)純製ラードおよび調製ラードを製造する生産活動をいう。

純製ラードとは、精製(脱酸,脱色および脱臭)した豚脂を 急冷しねり合わせてつくられた固形脂,または精製した豚脂か らつくられた固形脂をいう。

調製ラードとは精製した豚脂を主原料とし、これに精製した他の油脂を一部配合した後、急冷し、ねり合わせてつくられた固形脂,または、精製した豚脂を主原料とし、これに精製した他の油脂を一部配合した固形脂をいう。

牛乳・乳製品(202000)飲用牛乳・乳製品を製造する 生産活動をいい、その生産物は飲用牛乳(牛乳,加工乳,乳飲料をいい、農家自給分を含む)粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリームミックスパウダー、(一貫生産のものは含まない)、アイスクリーム、濃厚乳酸飲料および脱脂乳である。

なお、40年表においては、CTにアイスクリームを除くその他の冷菓(たとえばアイスキャンディーなど)は含まれていないが、45年表ではこれらを含めることとする。

農産びん・かん詰(203010)果実および野菜を主たる 原料として保存食品(かん詰・びん詰)を製造する生産活動を いい、その生産物は果実かん詰、野菜かん詰、ジャムかん詰、 その他のかん詰(煮物、飯類、野菜ジュース)ジャムびん詰、 漬物びん詰である。

農産かん詰は大かんもの(18ℓ)と小かんものに区分されているが、大かんもすべて含んでいる。なお、トマトケチャップのかん、びん詰は、調味料に含める。

その他の野菜・果実加工(203090)この部門の生産物は干野菜(切干かんしょ,かんぴょう)冷凍果実,冷凍野菜,カップシャム,農産つくだに,漬物,濃縮シュース(果汁)および干柿である。

水産びん・かん詰(204010)「水産物流通統計年報」 に定める「水産びん・かん詰」の範囲から「船上缶」分を除き、 副産物(魚あら)を加えたものである。

なお,船上缶とは,さけ,ます,かに缶詰のように船上(母船式漁業)で生産されるものであり,遠洋沖合漁業部門に含まれる。

ねり製品(204021)「水産物流通統計年報」で定める「ねり製品」の範囲に、副産物(魚あら)を加えたものである。 水産食品(204022)「水産物流通統計年報」に定める

「水産加工」のうち「広義の陸上加工」に含まれる「節類」ならびに「その他の水産加工品」をいう。なお、漁家の自家原材料による製造、加工品を含む。

冷凍魚貝類(204031)水産物を凍結する生産活動をい

い, その範囲は原則として「水産物流通統計年報」に定める「水産加工」のうち「広義の陸上加工」に含まれる「冷凍品」に副産物(魚あら)を加えたものである。

塩蔵, 乾燥, くん製品(204032)「水産物流通統計年報」で定める「塩蔵品」「素干」「塩干」「煮干」「くん製」に副産物(魚あら)を加えたものである。なお, 漁家の自家原材料による製造・加工品を含む。

精穀(205010)この部門の生産物は精米,精麦(いずれも農家自給分を含む)およびこれらの副産物(米ぬかおよび 麦ぬか)である。

製粉(205020)穀粉を製造する生産活動をいい,その 生産物は小麦粉,ふすま(いづれも農家自給分を含む)そば粉. こんにゃく粉,染色粉,その他の穀粉である。

パン・菓子(206000)この部門の生産物は食パン,菓子パン,学校給食パン,その他のパン,キャラメル,ドロップ,キャンデー,チョコレート,チューインガム,焼菓子,ビスケット,米菓,和生菓子,洋生菓子その他の菓子である。

砂糖(207000)精製糖を製造する生産活動をいい,その生産物は国産原料精製糖(てんさい糖,甘しゃ糖)輸入原料精製糖,含みつ糖および副産物(糖みつおよびビートバルブ)である。

食用油・加工品(209110)植物性油脂(原油)をさらに加工して食用油,サラダオイル,マーガリンなどの精油および調製品を製造する生産活動をいい,その生産物は食用なたね油(からしな油を含む),食用大豆油,マーガリン,ショートニング,やし油,棉実油,ごま油,米糠油である。

わが国における現状では油料原料→原油→食用油・加工品のごとく一貫生産が一般的であり、食用油・加工品と原油とは生産工程が分離独立していない。したがって食用油・加工品と原油部門とを分離することに無理がある。しかし、35年、40年表との接続等の関係もあり、45年表においても両者を分離して部門を設定した。

調味料(209120)この部門の生産物はみそ(農家自給分を含む), しょう油(農家自給分を含む), グルタミン酸 I ソーダ, ソース, マヨネーズ, 食酢, 即席カレー, 純カレー, 食用アミノ酸, トマトケチャップ, 卵白(マヨネーズ副産物) である。

めん類(209130)との部門の生産物は、乾めん、生めん、即席めん、マカロニである。

澱粉(209140)かんしょ, ばれいしょ, 穀物から澱粉を製造する生産活動をいい, その生産物はかんしょ澱粉, ばれいしょ澱粉, 小麦澱粉, コンスターチおよび副産物(澱粉かす)である。

水飴・ぶどう糖(209150) 飴およびぶどう糖を製造する生産活動をいい,その生産物は,水飴,粉飴,ぶどう糖である。

食用塩(209160)この部門の範囲は、輸入原塩を原料 として、食卓塩、精製塩、特級精製塩を製造する活動と、国内 塩田業者が生産する食塩をもってこの部門の範囲とした。

製氷(209170)販売用氷を製造する生産活動をいう。 茶・コーヒー(209180)生茶葉を主原料として荒茶 (農家自給分を含む)または仕上茶を製造する生産活動および コーヒー豆を主原料として破砕コーヒーまたは抽出乾燥コー ヒー(インスタントコーヒー)を製造する生産活動をいい、そ の生産物は緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタント コーヒーである。

その他の食料品(209190)との部門の生産物は「工業統計表、産業編」の(1891)ふくらし粉、イースト、その他の酵母製造業と(1898)こうじ、種こうじ、麦芽製造業と(1899)他に分類されない食料品製造業の生産物からコーヒー(ほうせん粉砕を行ったもの)ホップ、麦芽を除いた品目である。

配合飼料(209200)穀類などを原料として家畜、家きん等の配合飼料を製造する生産活動をいい、その生産物は配合飼料、混合飼料である。

酒類(清酒,合成酒,ビール,添加用アルコール,その他の酒類)清酒部門は清酒,みりん,清酒かす,みりんかすであり、35年表でこの部門に含まれていた白酒,濁酒,はその他の酒類に含まれている。合成酒は合成酒としょうちゅうであり、ビール部門はビール,麦芽根、ビール粕,乾燥酵母ならびに生酵母である。添加用アルコール部門には原料用アルコールが含まれ、その他の酒類部門は果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ、リキュール類、雑酒(前記の白酒,濁酒はここに含まれている)である。

清涼飲料(214000)アルコールを含まない清涼飲料および 嗜好飲料を 製造する生産活動をいい、その生産物はサイダー、ラムネ、炭酸水、コーラ飲料、フレバー系炭酸飲料、タンク詰ソーダ水、ストレートジュース、紙柱ジュース、フルーツシロップ、濃厚ジュース、粉末飲料である。なお、「その他の野菜果実加工」に含まれる果汁は1/5濃縮果汁であって、ここでいう濃厚ジュースとは異なる。

煙草(220000)専売公社のたばこ製造部門の生産活動をすべて含んでいる。すなわち、葉たばこの収納業務から葉たばこの二次乾燥、葉たばこや製造たばこの輸出入業務、葉たばこや製品の保管、輸送ならびに小売店への配送業務、さらには専売公社工場で使用する機械の製造組立の一部まで含んでいる。

5 その他農林魚業関連産業部門

わら加工品(239010)この部門の生産物は畳床, 俵, わらなわ, かますおよびむしろである。なお, 俵, わらなわ, かますおよびむしろには農家自給分を含んでいる。

い製品(239020)この部門の生産物はい表である。

製材(251010)主として丸太(そま角,大割材などを 含む)を原料として板,角材などを製造する生産活動をいうが, 日本標準産業分類でいう床板製造を含み副産物である廃材も含 す。

合板(251020)主として販売用単板(ベニア)の製造と自家製単板または購入した単板(ベニア)からベニア合板(特殊合板を含む)を製造する生産活動をいい、集成材もここに含まれる。

チップ(251030)木材チップを製造する生産活動をい う。

植物原油(312010)圧搾抽出により植物原油を製造する生産活動をいい、副産物である搾油かすを含む。その生産物は大豆原油,なたね原油,やし原油(コプラ原油+パーム核原油),棉実原油(棉実原油+カボック原油),米糠原油,あまに原油,ごま原油,ひまし原油,その他の原油,大豆原油かす、なたね原油かす、その他の原油かすである。

動物原油(312020)家畜の骨,内蔵,脂肉などから油脂を製造する生産活動をいい、その生産物は牛脂,豚脂,その他の動物脂である。

魚油・魚かす(312030)「水産物流通統計年報」で定める「魚油」「粗製肝油および内蔵油」「海獣油」「身かす」「あらかす」「魚粉」「その他の飼肥料」をいう。

Ⅱ 推計に用いた資料名

農業部門

統計情報部:「農家経済調査報告」「物財統計」「農村物価賃金統計」「米生産費」「麦類・工芸作物生産費」「野菜生産費」「果実生産費」「繭生産費」「畜産物生産費」「農林水産業生産指数」「農業総産出額および生産農業所得」「青果物出荷統計」「1970年世界農林業センサス」「鶏卵流通統計調査」「青果物出荷統計」

農林経済局:「農作物共済統計表」「家畜共済統計表」「農 業協同組合統計表」

食料庁:「食糧管理統計年報」

大臣官房調査課:「農業および農家の社会勘定」「食料需給 表」「農業サービス業投入調査結果」

林業部門

統計情報部:「林業生產統計年報」「木材需給報告書」「林

家経済調査報告!「同育林費調査報告」「木材流通構造報告書!

林野庁:「国有林野事業統計書」「国有林野事業特別会計林 野事業勘定,財務諸表」「同種苗,育林,生産,販売,官行造 林,各事業実行総括表」「木材市況月報」「薪炭市况月報」

大臣官房調查課: 「民有林投入調查結果」

通産省:「工業統計表」

中小企業庁: 「中小企業の経営指標! 「同原価指標!

環境庁:「鳥獣関係統計」

不動産研究所:「山元素地および山元立木価格調」

日本合板工業組合連合会:「合板統計」

漁業部門

統計情報部:「漁業経済調査報告」「漁業養殖業生産統計年報」「水産物流通統計年報」

大臣官房調查課:「養殖業部門投入調查結果」「食品工業部 門投入調查結果」

通産省:「工業統計表」

中小企業庁: 「中小企業の原価指標」

食品工業部門

統計情報部:「食肉流通統計」「食鳥流通統計」「牛乳・乳製品に関する統計」「農家生計費統計」

食品流通局:「油糧統計年報」

畜産局:「濃厚飼料統計年報」

大臣官房調查課:「食料需給表」「食品工業部門投入調查結果」

食糧庁:「食糧管理統計年報」

通産省:「工業統計表」

中小企業庁: 「中小企業の経営指標」「同原価指標」

東京都:「東京卸売市場年報」

日本銀行:「物価指数年報」

専売公社:「専売統計年報」

缶詰協会:「缶詰時報」

日本精糖工業会:「砂糖統計年鑑」

Ⅲ 生産額の推計

農林省担当部門の生産額の推計は、原則として生産数量に生産者価格を乗じて求めている。この生産数量には、農林漁家が自家消費を目的として製造されるわら加工品や食料品(みそ、精米等、別表参照)は勿論、自部門の生産に再投入されるもの(例えば米部門での種もみ等)も含んでおり、耕種部門についていえば収穫量に相当するものである。一方、生産者価格は、農産物については農家庭先価格、食料品やわら加工品のような工業製品については工場出荷価格であり、いづれも製品出荷後の支払運賃や支払倉庫料は含まれていない。また、林業や漁業のように生産活動を行う場が、不特定であったり広範囲にわたる場合には生産地市場における価

格を用い、この場合市場手数料は原則として控除しているが、 生産地から市場までの運賃は生産者価格を形成するコストとし て含んでいる。

なお、自家消費された生産物の評価は市中の製品価格を基準 にして推計した。

別表

剖	3門:	名	댐	1	B	自消	費	家分	部	"門:	名	品		目	自消	費	家分
特林	産	殊物	竹		材		林渡		製		粉	小	麦	粉			家
牛乳	乳製	品・	飲	用牛	-判	農		家			٠	同副	産	上物		//	
精		榖	精精	米	· 麦		"		調	味	料	みし	そょう	ゅ		"	
			同副	産	上物		"		茶コ	<u>-</u> ヒ	-	荒		茶		. //	
		-							加加	エ	ら 品	なまわし	す, ら,	かたむ		"	

以下,農・林・漁業および食品工業別に推計の方法の大要を 説明する。

ァ 農業部門

原則として生産数量については農林省統計情報部「作物統計」生産者価格については同「物財統計」を用い、上記資料から推計し難いものについては、同「農業総産出額および生産農業所得」等で公表している数値によっているが、さらに推計困難な品目については省内各原局の業務資料より推計している。なお、統計情報部「農業総産出額および生産農業所得」の農業産出額は、収穫量より、中間生産物(種子、飼料等)を差引きこれに生産者価格を乗じて推計しており、IO表の生産額とは中間生産物の取扱いにちがいがみられる。したがって、この調整を行えば両者の数量、金額はともに一致する。また、農林省官房調査課「農業および農家の社会勘定」における農業産出額は、上記統計情報部の農業産出額を会計年度に組替えたものであることからして計測期間および中間生産物を調整すればIO表の生産額と一致する。

イ 林業部門

林業生産を国営,民営事業に大別し,国営の生産額については林野庁「国有林野事業統計書」等により,民営については,統計情報部「林業生産統計年報」,「木材市況月報」等の各種林業関係統計を用いて推計した。

なお,ここでいう国営とは国有林野事業特別会計による林業 経営のみであり、地方自治体および他省庁等が保有している山 林の経営は民営に含まれている。

ウ 漁業部門

生産額は、統計情報部「漁業養殖業生産統計年報」によって 部門別に推計した。なお、沿岸漁業と遠洋沖合漁業との区分は、 魚種で行なうのは不可能であるので使用される漁船の動力数や 漁法によって行った。

すなわち沿岸漁業は、漁船非使用、定置、地びき網、採貝、 採草および無動力と動力10トン未満の漁船を使用する漁業と し、遠洋沖合漁業は動力10トン以上の漁船を使用する漁業と した。

4 食品工業

生産額は、農林省公表数値および省内各原局業務資料の生産量と価格を利用するとともに国税庁資料、専売公社資料、通産省「工業統計表」等の資料も用いて推計した。なお、同一品目について二種類以上の公表数値がある場合は原則として農林省の数値を優先して採用している。これは、例えば「工業統計表」を利用する場合、同統計表が把握している出荷量は事業所を単位として調査されているので、品目によっては同一製品の同種の他事業所への出荷量も含まれており、このため、同統計表より全国ベースの出荷量を把握すると出荷量が過分に推計されるためである。

Ⅳ 投入推計

投入推計は農林省が公表している各農産物の「生産費調査」, 省内各原局の業務資料, 45年表作成のため農林省官房調査課 が実施した「特別調査」および特別会計,公社等の経理決算書 をもとに品目別投入表を推計し,さらに別途推計した品目別商 業マージン率,運賃率を用いて生産者価格による投入表を作成し,これを もとに省内および他省庁データーとの調整を行ない投入数値を確定した。

以下、部門別に推計方法と調整に際し問題となった主要な点について述べる。

1 農業部門

(1) 推計方法

統計情報部が公表している各農産物の「生産費調査」を中心に、また農林省内各原局の業務資料も参考にして推計した。具体的には、「生産費調査」によって粗収益に対する支出費用別構成比を求め、さらにこの費用を「原単位調査」によって品目別構成比に分割し、これをIO表部門分類に合せた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比をそれぞれの生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計する。つぎに別途推計した品目ごとの商業マージン、運賃率を購入者価格による品目別投入額に乗じて商業、運賃額の投入額を推計し、これを上述の購入者価格による投入額から差引き生産者価格による品目別の投入額を推計した。

なお、粗付加価値額については雇用者所得と資本減耗引当につ

いてのみは「生産費調査」により間接税、補助金については「補助金便覧」や「農業および農家の社会勘定」の数値をもとに推計を行い、生産額から上記費用を差し引いた残差をもって営業余剰とした。

以上のようにして求めた農業各部門の投入額を積み上げた主要資材の農業部門全体の投入額については、「農家経済調査」による全国推計値や「農業および農家の社会勘定」の農業資材購入額と比較調整し確定した。

(2) 調整点

主要資材:農薬、化学肥料、配合飼料については、省内担当局および通産省のデーターを用いそれぞれの農業部門全体における投入額を推計し、これを(1)で作成した名品目別投入の比で按分した。

雇用者所得:「農業および農家の社会勘定」の雇用者所得に 農家以外の事業体の雇用者所得を「70年農林業センサス」および総理 府「事業所統計」より求めこれを加えて農業部門の雇用者所得の総額 とした。

補助金:「補助金便覧」をもとに企画庁が推計した補助金から農業部門の生産物の市場価格の形成に関与するものを取り出 し農業部門内のそれぞれに配分した。

間接税:「社会勘定」の推計値をもとに農業部門の総額を確定しこれを各部門に按分した。

2 林業部門

(1) 推計方法

林業部門の投入額は、国営と民営とに分けて推計した。国営 については、林野庁「国有林野事業特別会計国有林野事業勘定」 の経理関係資料をもとに国有林野事業を育苗、育林、素材生産事 業に分割し、これら事業別に林野庁経理課「経理実行総括表」 によって事業費を費目に細分し、さらに各営林局に依頼して得 た「経理実行総括表」の品目別内訳表を用いて品目に細分した。

これらをIO表作業用分類にしたがい整理統合して品目別投入構成比を求め、これをCTに乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格による投入額から生産者価格への転換は、農業部門と同様である。

民営の投入額については、45年IO表作成のために農林省官房調査課が実施した特別調査「民有林投入調査」と林野庁各課の業務資料をもとに推計した。

(2) 調整点

雇用者所得:国有林野事業で支払った支払賃金総額と労働者が総理府「事業所統計」をもとに推計した民有林野事業に従事する雇用者に平均賃金を乗じたもの、および「林業センサス」から得た林家の支払賃金総額の3者を合計し、これを林業部門の雇用者所得の総額とした。

3. 漁業部間(本学学記書の11月)との2年を11日の12日と11日

(1) 推計方法

統計情報部「漁業経済調査報告」等を用い,漁業収入に対する支出費目構成(雇用労賃,漁船費,油費等)を求め,費目の品目の構成への細分は同報告作成の際使用した業務資料を用いて行った。この品目別構成比をIO表作業分類にしたがい整理統合して品目別投入構成比を求め、これをCTに乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格による投入額から生産者価格による投入額への転換は農業部門と同様な方法である。営業余剰は,上記報告書の漁業収入から漁業支出を差別いて、その額とした。

(2) 調整点

雇用者所得:労働省が雇用者数に平均賃金を乗じて推計したものをもって漁業部門の雇用者所得の総額とした。

補助金・間接税:企画庁の推計値をもとに各部門に按分した。 4 食品工業部門

(1) 推計方法

省内各原局業務資料, 45年IO表作成のために農林省官房 調査課が実施した「特別調査」および「工業統計表(通産省)」 をもとに他部門の投入額推計と同様な方法で行った。

(2) 調整点

主要原材料:食品工業部門の主要原材料は食用農産物であり、 これらについての調整は農林省「食料需給表」や省内各原局が 作成している品目別の需給表をもとに、食品加工向けの数量を 把握し、これに生産者価格を乗じて投入金額を確定した。

雇用者所得:労働省が部門別雇用者数に平均賃金を乗じて推計した雇用者所得と農林省の投入推計データーとを比較検討し、 労働省推計値に近ずける方向で各数値を調整した。

営業余剰:省内各原局業務資料および45年10表作成のために農林省官房調査課が実施した「特別調査」からの推計値は、「工業統計表(通産省)」と比較して低めであるので、「工業統計表(通産省)」の数値へ近ずけるよう調整した。

V產出推計

産出額の推計はつぎのような手順で行なった。すなわち、生産額に輸入を加え輸出を控除し、さらに在庫純増を加えて国内総供給額を推計し、次に中間需要(内生部門向け)の産出額を決定し、差額を在庫及び輸出を除く最終需要部門へ産出した。

品目ごとの各部門への産出額の推計は「食料需給表」「木材需給表」 および省内各原局の需給資料等により需要の内駅が明確なものについて は、これに価格を乗じて求めた。ただし、価格は産出先によって大巾に 異なる場合があるので、それぞれ産出先に対応した価格を用いた。産出 推計資料のない品目については、原則として産出先部門の投入推計値を 用いたが、産出先部門の投入推計値の合計額が供給額を上回る場合は産 出先部門の投入推計値の構成比率で供給額を再配分し、産出した。

1 農業部門

食用農産物については,「食料需給表」,各原局業務資料をもとに製品歩どまり等を考慮して,品目ごとの需要先別産出量を求め,これに価格を乗じて産出額を推計した。その際,国産品については内生部門向け(加工食品原材料)と外生部門(直接消費)向けとに大別して価格差を設けた。輸入品はすべてCIF価格によった。また輸出を除く最終需要部門への産出は総供給額から加工食品部門産出額を差引くことによって求め、これの家計,家計外,飲食店等への分割は企画庁のデーターをもとに行った。

非食用農産物については,通産省の「工業製品原材料統計」 等によって推計した。

2 林業部門

苗木の育林部門へ、立木の素材部門へ、チップのパルプ部門へのごとく産出先が明確なものは、そのままそれぞれの部門へ全供給額を産出した。

新炭、素材、製材、合板等については「木材需給報告書」、 および林野庁業務資料をもとに主要産出先別に産出額を確定し、 残差は産出先部門の投入推計値をもとに推計した。

3 漁業部門

生鮮・魚貝類,海草類,その他工業用原材料とに大別して産出額の推計を行った。生鮮・魚貝類は,養殖用種苗,活魚餌料,水産食品向けを投入部門の推計値を用いて確定し,残りを飲食店,家計向け等とした。海草類は糊料,アルギン酸ソーダ等の生産量に製品歩どまりを用いて原薬の産出量を推計し、残りを水産食品用,家計用等に配分した。その他工業用原材料は,殼細工用品のごとく産出先が明確なものは全額を該当部門に仕向け,鯨油等は「油糧統計年報」等の資料によって産出先と金額を推計した。

4 食品工業

糟糠類,食品工業原材料用,飲食店・家計向け等に大別して推計した。糟糠類の産出額は,配合飼料と農業部門の投入推計値を用いた。食品工業原材料は仕向先が明確なものについては,製品生産量に歩留りを考慮し,そうでないものは,産出先部門の投入推計値を用いて産出額を決定した。

飲食店・家計等については、残余をもって産出額とした。

Ⅵ 昭和40年表との相違点

昭和45年産業連関表農林省担当部門の概念,定義,およびその取扱い等については,作業用部門分類の改訂以外は基本的に40年表と同様である。しかし,細部に亘っては部門の範囲の若干の拡大とか,農林省担当部門以外の部門の概念の変更等により、農林省担当部門からの投入産出の扱いを変更した点も

あるので、これらの点についてとくに農林省担当部門と関連の 深い部門についてのみ以下述べる。

1 農林省担当部門

(1) 農業サービス部門のうち獣医業の取扱い

農業サービスに含まれる獣医業の範囲は、40年表においては産業動物を対象に農業へサービスを提供するものに限定したが、45年表ではこの範囲を拡大し愛玩動物を対象にしてサービスを提供するいわゆる犬猫病院等の活動も獣医業の範囲に含めた。

(2) 農業生産にかかわる共同利用施設の取り扱い

ライスセンター,カントリーエレベーター,稚蚕共同飼育所,青果物共同選果場等の活動は,40年表においても概念上は農業サービス部門に含まれていたものであるが推計資料等の不備により推計不可能なところであった。しかし,45年表では特別調査の実施またその他の資料も整備されてきたのでこれを使って新たに推計し附加した。

(3) 航空防除の取扱い

米部門等における害虫駆除を目的とした航空機による共同防 除に要する経費の取り扱いは、従来その経費を大別して農薬と 航空機チャーター料とに分割し、それぞれ米部門等が直接投入 していた。

しかし、45年表においては航空防除そのものを農業サービス部門に格付することとした。その結果、農薬、航空機チャーター料は農業サービス部門の経費とし、米部門はこれらの経費からなるサービスを一括投入するようになった。

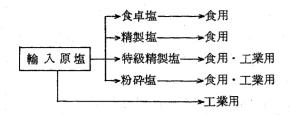
(4) 食用塩の取り扱い

国産輸入別

4 0年表における食塩部門の範囲は、輸入原塩を原料として 食卓塩、精製塩等を製造する活動と国内塩田業者が一貫して生 産する食塩等をもってこの部門の範囲とした。(下図参照)

一方, 通産省担当部門である原塩部門でも上記食塩を並塩ととともにその範囲に入れている。その結果, 食塩および並塩については生産が二重に計上されることになり, このため40年表では食用塩部門が食塩および並塩を原塩部門から購入しそれをそのまま食用塩として産出をした。

名称



しかし、国内塩田業者が生産する食塩、並塩等は生産された 後、それ以上になんら加工されることなく全く同質の塩が食用 または工業用に使用されているのが現状であり、このことから して食塩および並塩等を食用塩の原料生産部門である原塩部門 に格付けする必要はない。したがって45年表においてはこれ ら食用塩、並塩等の国内塩については食用塩部門のみに含める ことにした。この結果、原塩部門には国産品はなくなり、輸入 原塩のみとなった。

2 他省庁担当部門と関連するもの

(1) 飲食店サービスの概念変更にかかわるもの

4 0年表における遊興飲食店,飲食店,旅館等の生産活動の 範囲は、ここで消費される食料品、たばこ,飲料等の仕入原材料を除いた遊興サービス、料理加工サービス、宿泊サービスの みを提供するものとした。したがってこれら仕入原材料の I O 表上での取り扱いは、家計又は家計外部がそれぞれの生産部門から直接購入し、サービスのみを遊興飲食店、飲食店、旅館等より購入するようになっていた。

45年表では、これらサービス部門の活動を遊興接待サービス、宿泊サービス等と食料品、飲料とを併せて提供するものとした。その結果、45年表における仕入原材料を生産する部門(食品、農業部門)のこれらの産出は直接家計または家計外部門に産出することなく、サービス部門に産出するようになった。

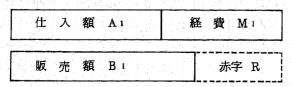
Ⅵ 留意すべき点

1 食糧管理特別会計の赤字について

食管赤字は、食糧庁が主として米、麦を生産者より買上げ (輸入も含む)それらを維持、管理し需要者に販売する過程で 生ずるものであるが、その内容を勘定別にみると一様でない。 これを昭和45年度についてみると国内産食糧勘定では赤字、 輸入食糧勘定では、黒字を生じているが、一般的に言われてい る食管赤字は、これらを相殺したものである。

いま,国内米管理勘定と輸入麦管理勘定を例にとって図示すればおおむね次の通りである。

国内米



注:販売額(B1)=消費者購入額(C)-搗精賃(T1) -精米流通マージン(m)

 十分額A2
 経費 M2

 販売額B2
 黒字K

一般会計からの繰入は相殺された赤字(上図で言えばR-K)にほぼ見合った額が繰入れられる。

この繰入額を補助金として連関表に表示する場合には二つの方法が考えられる。その一つは食管そのものが商業活動を行っていることから補助金を全額商業部門に格付けする方法である。この場合を上図を例にとって示せば以下の通りである。食管の商業マージン額は,販売額-仕入額= $(B_1 + B_2)$ - $(A_1 + A_2)$ であり,補助金は,繰入額=R-Kとならなければならない。

もう一つの方法は、食糧庁を通じて米、麦を購入する部門 (精米、製粉部門等)に補助金を配分する方法であり、40年表ではこの方法を採用している。この場合、食管の商業マージンは食管経営費=M1+M2であり、相殺された赤字を販売量または販売額等の比でそれぞれの部門に配分することには問題がある。いま、上図の例をとり、国内米はすべて精米部門に、輸入麦はすべて製粉部門に販売されたとして精米部門と製粉部門の投入表を作成してみると

精米部門

生産額=消費者購入額-精米流通マージン

 $C - m = A_1 + M_1 + T_1 - R$

となり、補助金として計上すべき値はRでないと投入表はバランスしなくなる。

製粉部門

生産額=原料購入額+食管経費+製粉経費(T2)+K

となりKを間接税として表示しないとバランスしなくなる。 したがって40年表では食管赤字を補助金として各部門に配 分するにあたっては相殺された赤字分のみを配分するのではな く、食管勘定別に赤字、黒字を算出し、赤字を補助金、黒字を 間接税として表示し、それぞれの部門に配分した。45年表に おいても(食管赤字を商業部門の補助金として格付けせず) 前記と同様な方法で取扱った。

2 輸入製品たばこの取扱いについて

製造たばこ部門は、資料等の関係から他部門のようなアクティビティベースにはよらず、その製品の保管、配達輸送、原料の交錯輸送また輸入たばこの購入販売等の活動をも含んだ企業ベース

の部門として取扱っている。輸入製造たばこについては、その 価格形成が C I F + 販売経費 + 専売納付金 + 消費税 + 小売店 マーシンとなっていることからもわかるように、専売公社は商業活動のみを行っているといえるが、これらの活動は、たばこの定義および範囲の項で示したように製造たばこ部門の範囲に含めている。これは、国民所得統計が輸入製造たばこにかかわる納付金および消費税を間接税としていることから、これとの斉合性を保っためである。計数上の処理としては、製造たばこ部門が輸入たばこを C I F 価格で投入し、これに販売経費と納付金および消費税とを加えたものを生産額として表示した。

3 野菜 果実等の減耗量の取り扱い

生産物の流通過程で生ずる滅耗は、大小の差こそあればすべてのものに存在し、穀類、豆類では約 $2\sim3\%$ 、野菜、果物では $10\sim16\%$ 、とくに、食品工業部門の氷等に至っては50%もあるといわれている。

4 0年表作成においては、物量表を作成した部門の品目が減耗量の少ないものであったので、これを分類不明に計上してバランスをとった。

しかし、不明確な数量をあたかも産出した如く扱うのは厳密に言えば正しくなく、農林省で作成している「食料需給表」ではその産出部門に減耗部門を設け、正確な物量表を作成している。担し、このように物量バランスをとったとしても、IO表において金額表示する場合には、減耗量の評価あるいはどのように表示するか(例えば減耗等の危険負担は商業部門が含んでいると思われるので、その分だけ商業マージンを少なくし、他に別掲するなど考えられる)に問題がある。

以上のようなことから、45年表作成における滅耗の取扱いは40年表と同様の方法で行った。

4 資本財たる大動物の取り扱い

I O表では、資本形成部門に産出する資本財の範囲は耐用年数1年以上で単価が1件につき5万円以上としており、農林省

아내는 그는 그리다 하는 걸 한 것이 나를 받아 있는 나무도를 만난다. 나는

担当の畜産部門でこれに該当する品目は乳牛, 馬およびめん羊等である。

一方、資本財のくず(廃乳牛、廃馬)は、競合部門へネガティブ・インプットし、競合部門は資本形成部門との交点でネガティブ・インブット額をマイナス表示して表のバランスを取っている。廃乳牛、廃馬については資本財生産部門と競合部門が同部門なので下に示すごとく結果的に相殺されるが 450×550部門表では資本形成部門でそれぞれプラスとマイナスで計上される。

資本形成額=大動物の頭数増および成長肥大額-と殺部門産 出額(とくを除く)

5 立木の生産量について

立木のCT推計にあたっては、原則的には、1年間の全成長量をもってすべきであるが、45年表作成に当っては35、40年と同様にその1年の伐採量をもって当てた。これは下記の理由による。

- ① 成長量について信頼できる統計がない。
- ② 数量としては推計可能であっても、これを価額評価するうえで現在のところ定説がない。
- ③ わが国の天然林は国際的観点からは純然たる天然林とはいえないにしても、天然林の成長量を含めることについては問題がある。
 - 6 農林漁家の自家生産物を原料とした製造.加工活動について

農林漁家では自家の生産物を用いて食料品、わら加工品等の生産活動を行なっている。日本標準産業分類では、これらの活動をそれぞれ農林漁業活動と規定しているが、I O表では、製造された品目が、自給されるか販売されるかを問わず、それぞれの該当部門に格付けする。ただし、量的に少ないものはこれを除外した。農林省担当部門におけるこれら自給分がある部門は生産額推計の食品工業部門の項に表示してある。

第2節 通商産業省担当部門

I 作業体制および担当部門

Ⅱ 石炭・亜炭および石炭製品部門

Ⅲ 原油・天然ガスおよび石油製品部門

IV 金属·非金属鉱物, 非鉄金属·同製品部門

V繊維部門

VI 履物,皮革·同製品部門

VII 木製品, 家具部門

VII 紙・パルプ部門

IX 印刷·出版部門

X ゴム製品部門

XI 化学工業製品部門

XII 窯業·土石製品部門

XIII 鉄 鋼 部 門

XIV 金属製品部門

XV 機 械 部 門

XVI その他の製造業部門

XVII電力、都市ガス部門

XVIII 商業部門

I 作業体制および担当部門

1. 省内の作業体制

通産省では、産業連関表の作成作業を推進するために、調査 統計部に「産業関連表作成委員会」が設置され、委員会の下部 機構として表の作成作業を直接担当する幹事会が設けられてい る。(昭和37年6月 産業連関表作成委員会規定を作成。昭 和39年4月 規定の一部を改正)

委員会は、部長を委員長とし、各課長、管理官111名で構成され、①産業連関表の作成に関する基本方針に関すること。②産業連関表作成作業の推進に関することをつかさどる。

幹事会は、調査統計部長の任命する幹事によって構成され、幹事は委員の指示をうけて担当部門の作業を行なう。

委員会の庶務は、統計解析課が担当する。

なお, 通産省担当部門のうち, 電力および都市ガス部門については資源エネルギー庁公益事業部の協力を得ている。

2. 担当部門

昭和45年産業連関表における通産省の担当部門数は、列部門407のうち242部門、行部門541のうち331部門である。担当した部門は下記のとおりである。

(1) 鉱 業

- (2) 製造業のうち、つぎの各部門を除く全部
 - 1) エチルアルコール部門を除く食料品部門
 - 2) わら加工品およびい製品部門
 - 3)製材,合板,およびチップの各部門
 - 4) 植物原油、動物原油および魚油・魚粕の各部門
 - 5) 履物修理, 家具修理, 金物修理, 自動車修理, 二, 三輪 車修理および時計修理の各部門
- (3) 電力・都市ガス
- (4) 卸売·小売

なお,表の作成に関連する電子計算機による製表および分析 計算は当省で担当した。

Ⅱ 石炭・亜炭および石炭製品部門

石炭・亜炭部門

- 1. 概念定義および範囲
 - (i) 45年表における定義範囲等

石炭鉱業は石炭と亜炭からなっている。

石炭の産出については、炭質により原料炭(国産・輸入), 一般炭、無煙炭(国産・輸入)の各炭種に分類し、亜炭に ついては炭質の区分はなく一本でまとめた。

これは主として生産動態統計調査の調査方法から発生し

た分類で, 無煙炭はせん石を含めた。

2. 推計資料

3. 推計方法

(i) 生産額推計

石炭鉱業の生産数量,生産金額の推計にあたって基礎的 資料となるのは,生産動態統計調査(以下生動という。) と本邦鉱業の趨勢(以下趨勢という。)の二つである。

生動では、石炭の4炭種および亜炭について生産事業所の全部を対象とし、その生産数量、労務状況、主要資材投入状況、電力消費等について毎月調査が行なわれ、この結果は、石炭統計月報ならびに石炭・コークス統計年報として公表されている。

趨勢は,年1回の調査(対象は生動と同じ)で生産数量,原材料,労務のほか企業体調査も加え原価要素費用等,金額面からの調査が詳細に行なわれている。

生産額の推計方法としては、生産数量に全国平均山元出 荷単価を乗ずる建前をとった。

数量は、生動4炭種については、石炭・コークス統計年報に公表された45暦年の数量をそのまま採用し、単価は、 趣勢の各炭種における全国平均単価によっている。

なお、生動と趨勢の間では、炭種区分、定義等は統一されているので問題はなく、また趨勢の価格は、各事業所から炭種別に報告されたものを局別に集計し、局別炭種別の段階で、別途石炭部で行なっている価格調査の結果とも十分照合、検討されているので、山元出荷価格としては、最も精度の高いものと考えられる。

(ii) 投入推計

石炭鉱業の投入は石炭と亜炭のみに区分される。石炭の中を原料炭、一般炭、無煙炭に投入を分けることは、不可能であり、また、機械的に分けても意味がないと思われる。推計方法としては、物量の明確なもの(資料等)については、生動の数字(経常用)を基本とし、それ以外のものは趨勢で、さらにいずれでもない部分を石炭部の合理化諸資料、企画庁の間接費調査等によった。もちろんその他各資料の組合せによる推計も行なった。

これら諸資料から得られる品目の中には、分類が大きく、また、内容から見て直ちに、I・O分類に使えないものもあるので、これを組替え、細分あるいは、統合する必要がある。また、これら資料の消費数量が、当該品目の需給バ

ランスから見て著しく均衡を欠いたような場合,生産者側の要望などからして,再調査の上,一部を分類不明の中から補充したり,他の品目に振り替えるなどして基本数量に変更を加えた。

価格は、C.T表の単価によることを原則とした。

間接費の投入推計にあっては経済企画庁の間接費調査をそのまま採用した。

資本減耗引当の推計は,趨勢の減価償却費をとっている。 勤労所得については,生動で毎月詳細に調査が行なわれて おり,事業所分については問題はなく,退職金,法定福利費, 本社関係費等は労働省と調整の上決定した。

営業余剰の推計は趨勢及び大手財務諸表のトン当り営業利益を 参考にした。

亜炭についての投入推計は、生動から得られている部分はわずかであり、資料もほとんどないので、大部分は趨勢によっている。方法としては石炭の場合と同じである。

(iii) 産出の推計

石炭需要部門の燃料ならびに原料としての石炭消費量は、大枠については推計される。

推計資料としては、石炭等需給動態統計調査に基ずいて毎月 調査されている産業別荷渡実績、在庫実績、大口消費工場石炭 消費量、同貯炭量などがあり、また、生動で燃料消費として石 炭消費量を調査している業種については、その数量を参考とし た。

(1) 推計方法

石炭等需給動態調査の大口消費工場として、その業種の大部分 を調査されているものおよび鉄鋼のように原材料の消費量として 明確な数量のでている業種もあるので、これらを比較検討し、最 も精度の高いと思われるものを採用した。もっとも主要業種にお いては、個々の数量にはわずかな差しかみられない。

前記主要業種以外の業種の推計は、炭種別、産業別荷渡実績から 年間消費量を推計した。

(2) Ⅰ. 〇分類への組替えおよび細分

これら資料から得られた数量を,全面的に組分しI.O分類に 組替え細分する必要がある。

第一に需給動態調査の分類で個々の一業種に包括されている内容にしたがって、I.Oの各セクターに分割移動を行なった。

たとえば、需要動態調査のその他製造業は、I.O分類では、 煙草、繊維(衣服、身辺雑貨)、皮革、木製品、印刷出版等々に わたり、その他製造業に残るのは、ごく一部に過ぎない。

これら細分, 組替えは, 合同調整作業の席上, 各担当者の持寄 り資料によって行なわれ, 工業統計表が大いに活用されている。

産出推計数量が、産出側需要統計の結果から算出した推計数量

と,投入側購入燃料費(石炭費)から算出した数量とが大き く食い違いを見せ調整が難行した。

石炭の場合, 購入者価格と生産者価格との差は, 業種別に も, 購入形態によっても大きく開いたが, 石炭部, 業界等の 資料を参考に購入者価格を生産者価格(C.T価格)に戻した。 なお, 亜炭については, 石炭ほど資料はないが、生動で産

業別荷渡量が調査されており、過程は石炭と同じようなものであるから省略する。

(3) 在庫増減の推計

在庫増減の推計については, 生動ならびに需給動態調査で 推計を行なっている。

製品在庫については、生動で全生産事業所の在庫を炭種別に毎月調査しているのでそのまま計上し、流通在庫については、需給動態で調査している積出港および市場在庫の増減を計上した。この場合市場在庫分に未調査の販売業者(年間取扱い量1,000トン以下)の在庫増減が計上されないが、その規模、性格から見て在庫数量も小さいので変動ゼロとした。

原材料在庫は、需給動態の大口消費工場の在庫増減を計上 しているが、市場在庫同様未調査の小口消費工場(年間消費 量5,000トン以下)の在庫増減に若干の問題があるが、工場 規模、在庫能力から見て変動はないものとした。

石炭製品部門

1. 概念・定義及び範囲

石炭製品は、石炭乾留製品と煉炭・豆炭に大別される。石炭 乾留製品には、コークス、石炭ガス、石炭ガスを冷却する過程 で得られる粗コールタール、コールタールと石炭ガスより直接 抽出される粗ベンゾールが含まれ、45年表の品目分類は、「 コークス」及び石炭ガス、コールタール、粗ベンゾールを「そ の他の石炭乾留製品」としてまとめ2品目に分類した。なお、 コークスには、高乾、低乾(コーライト)を問わず石炭を乾留 して得られるものはすべて含むが、石油コークス、ピッチコー クスは含まない。

都市ガス工場においては、石炭乾留の主目的は、石炭ガスを 得ることにあって、コークスは副産物と考えられるのに対し、 製鉄、専業の工場においては、乾留の主目的は、自家使用、あ るいは販売するコークスを生産することにある。

練炭・豆炭の品目は、ピッチ練炭、一般練炭・豆炭の2品目 に分類した。

2. 推計資料

石炭・コークス統計年報,工業統計表,化学統計年報,総合 エネルギー統計年報,鉄鋼統計年報,ガス事業統計年報 … ……以上通商産業省

3. 推計方法

(1) 生產額推計

生産額の推計にあたっては、生産数量×全国平均単価を建 前とした。

コークスについては、製鉄、専業のそれぞれの業態についての生産数量、および単価を算定して各業態の生産金額を算出し、それらを統合してコークスの全体の生産金額とした。

生産数量は高乾分については、生動で、業態別に調査しているので、製鉄、専業のうち業態の生産数量は、これにより 算出した。

なお, 低乾分については, 工業統計表の結果をそのまま採 用した。

価格は、高乾分については、生動で調査していないので、 日銀卸売物価、工業統計表を一応の目安としてコークスの品 種別の単価を算定し、各業態の品種別ごとに生産数量を乗じ て、品種別の生産額を推計、それを統合して、各業態の平均 単価を算出した。

低乾分については,工業統計表の出荷金額を出荷数量で除 して平均価格を算出した。

石炭ガスについては、生産工場において熱源としてかなり の部分が自家消費され、発生量出荷価格不明確な点が多いが 製鉄工場分については、鉄鋼統計年報に発生量がが掲載され ており、また価格は業界資料を採用した。

製鉄以外の高乾工場分については、投入炭量が明確である ので炭量にトン当りガス発生量を乗じて、発生量とし、単価 は、工業統計表における燃料ガスの単価を採用した。

低乾ガスについては、微量なので除外した。

コールタール, 粗ベンゾール生産数量は, いずれも生動化 学統計年報によって得られる。

価格は, 同年報による製品出荷単価から主原料としての価格成を推計し求めた。

煉炭・豆炭の生産数量は家庭用を主とした一般用の煉炭・ 豆炭については、林野庁調査による生産数量を、ピッチ煉炭 は日本ピッチ煉炭協会調査によった。

価格は、日本煉炭工業会及び2、3の生産業者の原価計算 によりトン当り推定単価を算定した。

(ji) 投入推計

(1) 石炭乾留製品の投入推計については,さきに「鉱工業投入調査」によって「製鉄化学」部門及び「専業」部門の4 社を抽出調査し、投入構成比率を一応の目安としてC・T に乗じ配分した。

石炭乾留製品のうち大半を占めるものはコークス生産部 門であり、この装入原料については生動調査で各業態とも 把握しており、原料炭、無煙炭、一般炭、石油コークス、 ピッチ・コークス等についてはその消費量をそのまま採用 した。

価格(単価)は、国内炭にあっては「趨勢」、輸入炭は「通関統計」より算出した。石油コークス、ピッチコークスは「工業統計」を参照した。

間接費については、石炭製品として配分されたものを乾留製品と煉炭・豆炭にC・Tの割合で細分し、産出側担当者と検討・調整した。

勤労所得については、生動で毎月、調査が行なわれており、事業所分については問題はなかったが、本社関係についてのみ労働省側と調整の上決定した。

資本減耗引当については、日本銀行調査「経営分析」資料ならびに工業統計表の減価償却額を参考にして、推計を行なった。

その他不確定部分については, 産出側からの配分を基礎 に充足した。

(2) 煉炭・豆炭の投入推計については, 日本煉炭工業会ならびにピッチ煉炭懇談会より提出された原価計算書による原材料, 間接材料, 労務費, 減価償却費の構成比率を参考にして算出した。

原材料については、物量算出が可能であるので、数量に C.T表単価を乗じて金額を算出した。

間接費については、企画庁の間接費調査の資料により、算出した。

勤労所得については、上記の原価計算書により推計し算出したが、労働省側の勤労所得額とかなりの相違がみられたので、労働省側の勤労所得額を採用した。営業余剰、資本減耗引当については、工業統計表資料を参考にして、算定した。

その他不確定分については、産出側よりの配分によった。

(iii) 産出の推計

(1) 乾留製品の産出推計は、コークスとそれ以外の石炭ガス、コールタール、粗ベンゾールをその他の乾留製品として2 部門にわけて産出推計を行なった。

コークスの産出推計資料としては、石炭等需給動態統計 調査にもとずいて毎月調査されているコークス産業別消費 者向販売量および大口消費工場消費量、同在庫量等があり、 また、生動原材料統計で、コークスの消費量を調査してい る業種については、その数量を参考にした。

また、都市ガス部門の副産物として産出した数量、および都市ガス部門で自家消費した数量、金額は、都市ガス担当側によって、「ガス事業統計調査」資料によって算出さ

れたものであるので、そのままマイナス投入分として計上した。 (4) 推 計 方 法

コークス販売月報として生動で調査されている17業 種について45年の産業別荷渡量を求めて一応各業種の 年間消費量とした。

他方大口消費工場として、その業種の大部分を把握されているものおよび原材料としてコークス消費量を調査している鉄鋼ならびに、主要化学工業の業種もあるので、これらを比較検討し、そのうち最も精度の高いものを採用した。なお、これらの資料から算出した数量を、I.O分類に細分するため、合同調整作業の席上、各担当者との協議の上、個々の業種の内容にしたがってI.Oの各セクターに分割、組替えを行なった。

(ロ) 在庫増減の推計

在庫増減については、生動ならびに需給動態調査の資料に基ずいて算出した。

製品在庫については、生動で全生産事業所の在庫を調査しているので、その数量によって在庫の増減を算出し、計上した。流通在庫については、需給動態調査による販売業者の在庫数量から算出した。ただし、この調査は年間取扱い量500トン以上の販売業者を対象としているので、それ以外の販売業者の在庫分については計上されていないが、その規模からみて在庫数量は微々たるものと思われるので、在庫増減はないものとした。

原材料在庫は、需給動態調査による大口消費工場の在庫により増減を行ない計上した。

この調査は年間消費量500トン以上の消費工場を対象としているので、それ以下のものについては把握されていない。したがって、上記の販売業者の産業別荷渡しの調査資料からみて特に把握率の低い業種である銑鉄、鋳物非鉄金属、金属諸機械製造業等については、これらの業種向け荷渡量から勘案して、在庫増減を行なった。

(2) 「その他の乾留製品」の産出資料としては、生動の化学統計調査、鉄鋼統計調査の資料を参考にした。

「その他の乾留製品」には、石炭ガス、コールタール、粗ベンゾールが含まれるが、それらの製品の大部分は、自工場ならびに同一企業の他工場の精製部門で消費されるので、産出先は、ほぼ限定されている。

したがって石炭ガスは、生動の鉄鋼統計調査によるコークス炉ガスの鉄鋼部門における消費量をそのまま鉄鋼部門への産出量として計上し、コークス製造用に消費されたものは、石炭乾留部門への産出量として計上した。

また、その他の乾留部門から、一部都市ガスへ石炭ガス

を供給しているものについては、公益事業部の「ガス事業統計年報」に掲載されている石炭ガス購入数量をもってそのまま、都市ガス部門への産出量とした。その他のものは自家消費とみなし、石炭乾留製品部門への産出量とした。

粗ベンゾールについては、石炭乾留部門で生産した数量に、都市ガス部門から投入されたものを加えて、全量タール製品部門への産出量とした。また、コールタールについても同様に、「化学統計年報」に掲載されているコールタールの蒸留量をもってタールの製品部門への産出量とした。

その他若干の数量は建設補修、漁網用等に産出計上した。

(3) 煉炭・豆炭

煉炭・豆炭のうち、ピッチ煉炭については、その大部分が 国鉄に納入されるので、全量、国鉄部門への産出量とみな した。

一般の煉炭・豆炭については、日本煉炭工業会の資料により、その生産量の80%が家庭用に消費されていることが明らかにされているので、その残りの20%程度の数量を、その他の各セクターへ配分した。

産出額については、各セクターの産出数量に平均単価を乗 じて算出した。

在庫の増減の推計については、製品在庫は工業統計表の資料により増減を算出し、流通在庫は、商業統計表の資料により推計し、在庫増減の計数を計上した。

Ⅲ 原油・天然ガスおよび石油製品 部門(含舗装材料)

1. 概念・定義および範囲

(1) 45年表における定義範囲等

原油・天然ガスおよび石油製品部門については、40年表の分類を踏襲した。ただし舗装材料部門については、40年表では漏れていたので45年では新規部門として追加した。

2. 推 計 資 料

資料名 年次 出 本邦 鉱業の すう勢 昭和45年 通産省調査統計部 石油統計 年報 " 工 業 統 計 表 物価指数年報 日本銀行統計局 主要企業経営分析 自動車数統計表 陸運統計要覧昭和46年版 " 帝国石油有価証券報告書 帝国石油株式会社 45年 4 5 年上期 わが国企業の経営分析 通産省企業局 鉱工業投入調査結果 45年 通産省調査統計部 電力調査統計月報 4 5 年実績集計表

通産省公益事業局

3. 推 計 方 法

(i) 生產額推計

(1) 原油

原油の生産量には通常天然揮発油が含まれているため, これを両者に分け原油については「本邦鉱業のすう勢」調査による生産量・生産金額により生産量単位当り生産金額を採用,天然揮発油は生産量を生産動態統計,単価は大手会社有価証券報告書内容の主要製品販売価格表により算出した。

(2) 天然ガス

天然ガスは品質別に湿性および乾性の生ガスと, これを加工した圧縮ガスおよび液化ガスに分かれるが, これら品種別生産量は生産動態統計調査によった。

単価は「本邦鉱業のすう勢」調査によった。

(3) 石油製品

石油製品は、原油処理によって各油種が同時に生産されるいわゆる連産品でその得率は原油の品質および精製装置のいかんにより異なり、また融通品種振替等の取扱いが多く、各製品別の原価を明確に算出することが困難で、この面の資料は全く乏しい。したがって45年表C.Tの推計に際しては種々検討の結果、石油業法による平均精製業者販売コストをまかなう全油種平均価格(燃料油)を前提とした自動車用揮発油およびC重油の標準価格を基本として石油種別に価格評価を行ない決定した。

なお, 生産量および各製品の在庫増減は生産動態統計によったが, その他の半製品, 仕掛品は工業統計表によった。

(4) 舗装材料

生産額の推計は工業統計の数値を採用した。

(45年出荷額+半製品仕掛品在庫+45年年末在庫金額 -44年末在庫金額)

(Ⅱ) 投入推計

投入の推計に際しては,石油製品についてはI-O特別調査の「鉱工業投入調査」を実施したので主としてこれによった。

原油・天然ガスについては, 「本邦鉱業のすう勢」調査な らびに大手会社有価証券報告書を基礎とした。

(1) 原油および天然ガス

(イ) 原材料および燃料動力費

「本邦鉱業のすう勢」調査による資材使用額内訳なら びに燃料動力使用額(購入者価格)を用いた。

四間接費

間接費については、経済企画庁資料の法人企業間接費

調査によったが、結果表が鉱業に包括され原油・天然ガスの分割配分に疑問がもたれたので、企業ベースであるが大手有価証券報告書を基礎として生産金額ウェィトにより分割を行ない、企画庁資料とチェックの上投入を行なった。

(ハ) 粗付加価値部門は、「本邦鉱業のすう勢」調査による 生産金額の構成、また同調査の企業経営を分析の上有価 証券報告書等を参考として推計を行なった。

(2) 石油製品

石油製品の投入の推計については, I. O特別調査の「鉱工業投入調査」を鉱山局を通じ任意調査を依頼し、また,原材料は物量表示の必要性から原油の国産・輸入品および副資材を「石油統計年報」の原油・原料油処理ならびに資材統計を用い生産者価格に換算の上対応させた。なお,発生副産物として回収硫黄をマイナスの投入を行ない硫黄セクターの競合副産物として産出した。

関接税については、上記経営分析調査結果のうち、参考 事項諸税支払額から関接税を抽出し、経済企画庁調査と対 応の上計上した。

なお、間接税のうち揮発油税および軽油取引税については石油部門に計上したが、その他の石油製品に含まれる液化石油ガスの取引税は直接の支払者たる商業 I - O分類「611000 卸売」に計上されている。

(3) 舗装材料

投入については I - O作業用の工業センサス 4 桁(産業) と I - O 6 桁の対応表による原材料使用額および付加価値 額表により、なお、原材料の細分割については、主要企業へ の開込によって補ない付加価値、間接費に関しては疑問も あったが経済企画庁資料の法人企業間接費調査にたよらざ るを得なかった。

雇用者所得については工業センサスを基礎に一部本社役職員分および退職積立金を勘案の上労働省と調整して投入を行なった。

(iii) 產 出 推 計

(1) 原油および天然ガス

原油については、物量表示の関係から主として「石油統計年報」を、また都市ガスおよび電力部門の生だき用、アンモニア部門の製造原料用はそれぞれの原材料統計によった。

天然ガスは、「石油統計年報」の天然ガス県別、産業別 出荷を主体とし、それぞれ投入側の原材料燃料統計を有す るものについては、対応の上調整産出した。

(2) 石油製品

石油製品は「石油統計年報」集録の石油製品需要動態統計規則に基く、各製造業者、輸入業者、販売業者による産業別販売実績(日本標準産業分類)を主体とし揮発油(自動車用)については同統計の用途別と目される揮発油品種別明細(石油製品製造業者、輸入業者主要19社)ならびに運輸省資料により一応の産出表を作成した。

これに対し、各省庁の原材料、燃料統計資料、また I - O 表作成のための特別調査を実施したものを含めて、全ては熱源・動力源として異質のエネルギー源を、または燃料油として統合した調査内容を有し、僅かに重油(A·B·C の規格別なし)のみが抽出される程度で、品種別、油種別の分割の判断については相当の困難があった。

なお,45年産業連関表部門分類に自家用自動車輸送部門が特掲されたため,第5次総合調整会議までは揮発油および軽油についてはすべて自家輸送部門に産出したが,各部門での自家用自動車用燃料とそれ以外の原材料および動力用燃料に分割するのが困難のため,第6次総合調整会議より40年と同様な推計方法により各産業部門に改めて再配分した。

また、輸入分石油製品の産出先については、主として多量消費部門に配分した。

以下油種別にみると

(イ) 揮 発 油(自動車用)

上記揮発油品種別明細と運輸省自動車数統計表および 自動車輸送統計自動車燃料消費量の推移を基本としてそ れぞれの業種の保有車種別と走行キロを勘案の上産出を 行なった。

しかし、運輸省を除く各投入側の資料はいずれも本社 費または原価の経費、その他諸掛費としてそれぞれ異なった部門に一括計上されており、自動車用揮発油の普遍 性からも、各投入側への配分は相当の困難を要した。 また、家計消費支出ならびに商業、卸、小売部門への産 出は、保有車種、台数、走行キロ数の問題、営業経費と 家計消費支出との相関性から実態の把握は難かしく適確 性には欠けている。

(口) 灯 油

灯油についても、用途的には全く異るものの、問題点 については揮発油と全く共通している。

- ① 暖厨房用として普遍的である。
- ② 営業用として営業経費に計上されるものと家計消費 支出との関係
- ③ 工業用と目される茶灯油の判別
- ④ 原価または本社費中の経費の一部として一括されて

いることなど。

(ハ) 軽油および重油

軽油および重油は上記油種と異なり原価構成中のウエイトの高いものについては、各投入側は比較的資料を蒐集しており、また生産動態統計においても原材料燃料動力統計の指定品目とされているものが多かった。

しかしながら、重油については、I-O行部門に分類されているA・B・Cの規格別に金額または物量表示で投入されているものは皆無に等しく、これら投入側に対し実態を調査の上調整配分は困難であった。また、I-O定義上自家発電を有するセクターの費用は自家発電(511020)部門のC・Tに計上される関係上自家発電の形態の判別、燃料品種の問題等がA・B・Cの規格別の外に一層の複雑性を加えた。

(二) その他の石油製品

その他の石油製品には潤滑油, アスファルト, グリースパラフィン, 液化石油ガス, 石油コークス, 廃油, 半製品仕掛品が包括されている。

このうち、潤滑油は石油需給動態統計の潤滑油産業別販売実績を基本とし、さらに機械部門への産出は同統計のモーター油、マシン油、ディーゼルエンジン油、ギャー油等の品種別販売明細により検討した。また、グリースパラフィン、アスファルトは各々の業界資料により得た需要パターンにより配分した。

液化石油ガスは

- ① 家庭および業務用暖厨房として都市ガスを上廻る普及率を示していること。
- ② 都市ガス自体の液化石油ガスの利用増加。
- ③ 経済性のうち自動車燃料の増加
- ④ 工業用燃料として熱源を液化石油ガスに転換する事業所の増加など揮発油および灯油の産出の困難性を上廻る複雑さに引きかえ、明確な資料は石油需給動態統計の製造業者、輸入業者、販売業者報告の用途別販売のみで、投入側から資料を提出したものは皆無で調整に当っては資料、情報蒐集に困難な面が少なくなかった。

(水) 舗装材料

産出については、この部門(品目)の特性から大半が 建設部門向なので輸出、在庫の数値を差引いた額を建設 に産出した。なお、建設部門内の配分については建設省 側で行なった。

Ⅳ 金属•非金属鉱物,非鉄金属•同製品

金属および非金属鉱物部門

1. 概念, 定義および範囲

部門分類については、ほぼ40年表の分類を踏襲した。ただ、硫酸焼鉱は40年表では、物量表作成品目として行部門で特掲されていたが、45年表では物量表作成品目としてのウエイトが小さいことからこの部門を削除した。

定義範囲については、金属鉱物(121000~122030), その他の非鉄金属鉱物(122090),,非金属鉱物(140010 140030, 199010, 199020),その他の非金属鉱物 (199090)のいずれも40年表と変わっていない。

2. 推 計 資 料

資 料 名	年	次		出	所
本邦鉱業のすう勢	昭和4	5年		通 産 調査統計	省
非鉄金属製品統計年報	"			"	
非鉄金属等需給統計年報	"			"	
工業統計表	"			· · // //	
鉄鋼統計年報	#/			, "	
窯業統計年報	. "				
建材統計年報	,"			" //:	
化学統計年報	· // //				
電力調査統計月報45年実統	遺集計	表		通 産 公益事業	省局
わが国企業の経営分析				通産	為
物価指数年報	昭和4	5年		百本銀	篇
主要企業経営分析	昭和4	5年上期			
	" "			" "	
生コンクリート工業実態調	<i>"</i> 査書	下期		″ コンクリ- 5団 体連ィ	
生コンクリート工業実態調 ガス事業統計年報		下期	事業者	″ コンクリ- f団体連る 瓦 斯 協	会
		下期	事業者日 本	団体連合	会会会
ガス事業統計年報	昭和4	下期	事業者日 本日 本	団体連合 瓦 斯 協 砕 石 協	会会会会
ガス事業統計年報 日本砕石協会 1 5 年誌	昭和4	下期	事業者日 本日 本	话 中連行 瓦斯 協	会会会会

質付り 通産省化学工業局 窯 業 建 材 課

3. 生産額推計

生産額の推計にあたっては、40年表と同様に原則として、生産数量に生産者単価を乗ずる方法を採った。

基礎資料は、生産数量については、「本邦鉱業のすう勢」、「非鉄金属製品統計年報」を用い、単価(年間平均単価)については「本邦鉱業のすう勢」調査結果および生産動態統計調査による単価を用い同調査にないものについては、工業統計表の

出荷単価により、さらにこれらの調査結果で資料の得られない ものの品目については、業界資料、その他の方法により推計した。

(i) 金属鉱物

生産数量は「本邦鉱業のすう勢」調査結果を用い、精鉱中含有量で表わした品目は銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、アンチモン鉱、水銀鉱、その他の鉱物は精鉱量で表わした。(本邦鉱業のすう勢45年68頁)

(||) 非金属鉱物

非金属鉱物についても原則として「本邦鉱業のすう勢」調 香結果(45年 70頁)による生産者単価を用いた。

なお, 「本邦鉱業のすう勢」で調査していない砂利, 石材 (140020)および他に分類されない非金属鉱物(19909 0)は別途推計した。

(1) 砂利, 石材

通産省化学工業局窯業建材課で調査した、「昭和44年度砂利採取業務状況報告書」昭和46年2月、「中小企業近代化促進法に基づく砕石業の実態調査」昭和46年6月、ならびに同鉱山局鉱政課において採石法施行規則により45年度に調査した「採石法施行実態資料」46年4月17日、「採石事業の概要」46年4月17日を併用の上推計を行なった。

採石の生産量については、同報告書と採石法施行実態資料と一部重復するので、これらの調整を行なった。

砂利の生産量については、上記報告書のカバレージまた 45年の伸び率等の問題もあり、一方で経済企画庁経済研究所国民所得部が生産国民所得推計のため昭和26年以降 44年までについて詳細な推計を行なっており、45年についても国民所得部推計の結果をそのまま採用することにした。

- a) 砂利の生産数量については直接生産量を把握する統計がないので、日本砂利協会で採用している方法にならい 部門別セメント使用量を基礎として推計した。すなわち、部門別セメント使用量×セメント1屯当り砂利使用量=砂利生産量として産出した。
 - イ) 部門別セメント使用量はセメント協会の調査資料に よる。
 - ロ)セメント1 屯当り砂利使用量は建設省計画局労務資 材調査室算定のもの。
- b) 砂利生産金額は a) で求めた生産数量と以下によって 求めた単価を乗じて算出した。
- イ)砂利地域別単価は「建設物価」による月別単価を総 合して求めたものである。

石材は、上記実態資料の岩石別ならびに製品別生産 量から切り石、割り石を抽出した。

単価については、同じく前記「採石事業の概念」鉱 山石炭局鉱業課、46年4月17日の一般石材年間売 上高1,500億円、生産量7,000万配によった。

(jjj) 他に分類されない非金属鉱物

生産数量は,採石法施行規則による調査「採石法施行資料」の岩石別生産数量のうち該当品目を抽出した。

4. 投入の推計

(i) 金属および非金属鉱物(砂利,石材を除く)

資料としては「本邦鉱業のすう勢」を主として用いた。 「本邦鉱業のすう勢」調査は原料、資材、燃料、動力およびその他の主要原価構成費目について業種別もしくは鉱種別、品目別に調査されており鉱山部門の投入の大部分はカバーされた。また、石灰石については、I-〇特別調査「鉱工業投入調査」を実施した。

(1) 資材および燃料動力費

「本邦鉱業のすう勢」調査の業種別資材使用額内訳および燃料電力使用額(いずれも数量,金額表示)を品目別の資材費計の比率により分割しI-Oセクターに対応させ,原則として商業マージン額および運賃額を控除,生産者価格に評価変えを行ない投入した。

ただし、木材(抗木その他)、セメント、鉄鋼材、鋳 鉄管、その他の一部(建設用金属製品)は一括して建設 補修部門からの投入とした。

(2) 間接費および粗付加価値関係

間接費については、経済企画庁法人企業間接費調査によったが、この調査の結果は産業大分類26分類に統合されこのI-O分類セクターへの対応分割は投入側にまかされたが、品目により福利費、交際費、旅費、電信・電話、郵便、消耗品費等は勤労所得の比率、修繕費、動産・不動産賃貸料、その他対事業所サービス、損害保険料等は減価償却の比率を用い又鉱工業投入調査を実施した石灰石については投入調査を合わせ利用し、生産金額ウエイトによる比率を極力さけた。

粗付加価値関係では、資本減耗引当、間接税(企画庁資料による)を除き、「本邦鉱業のすう勢」調査を基本として投入を行なったが、このうち特に問題となったのは労働省推計による当部門の勤労所得と「本邦鉱業のすう勢」を資料とした通産省と相当の差異が認められた。

この点については、労働省推計が生産品目別に組替えが なされているとはいえ、事業所ベースを基盤として含有金 属量等により付加価値部門を振り分け計算されていること によるが、一方「本邦鉱業のすう勢」調査で、一部本社役職員分、又は退職積立金等の仕分けの異なることも考えられた。また、すう勢調査では硫化鉱を生産金額の構成等において金属鉱物として取り扱っているのに対し、I — O 分類ではその他の非金属鉱物として分類されていることも原因があろう。

(ji) 砂利・石材

砂利・石材は通産省化学工業局において昭和44年12 月現在で調査した「中小企業近代化促進法に基ずく砕石業の 実態調査集計表」による販売原価の構成を基本として投入推 計を行なったが、I-O表での自家運送費の取扱いの点から 動力燃料油費、労務費、減価償却費等の費目別支出割合は上 記報告書内容とは若干異なっている。

5. 産出の推計

(1) 金属および非金属鉱物(砂利・石材を除く)

(1) 金属鉱物

この部門の主要鉱物については「本邦鉱業のすう勢」調査および生産動態統計の原材料受払等資料は完備しており全く問題はなかったが、その他の非鉄金属鉱物(122090)は各種の品目が多く含まれていることから投入側の資料を優先、検討の上産出を行なった。

なお、硫酸焼鉱は硫酸部門(311120)で発生副産物としてマイナス投入したものを鉄鉱石(国産)(121001) 部門に含め産出した。

(2) 非金属部門

石灰石および硫黄については、投入側または産出側に比較的資料を有しているが、窯業原料鉱物(140030)、その他の非金属鉱物(199090)には、それぞれ各種の品目が多く含まれており、信頼に足る資料が乏しいため、出来得る限り、用途別需要状況資料を蒐集したが、結果としては6桁全体としてのバランスを取らざるを得なかった。

(ii) 砂利·石材

砂利・石材の産出については明確な資料がなく通産省化学工業局調査(昭和46年2月)の砂利採取業務状況報告書集計表およびセメント協会調べによる暦年,年度別セメント使用部門別販売量(輸出を除く)に建設省計画局労働資材調査室が算定したセメント1屯当りの骨材使用原単位係数(日本砂利協会が昭和41年度以降に使用しているもの)を乗じる方法を参考にし、I-O定義上直接建設省担当部門に産出するほか,セメント製品又は生コンクリート部門迂回については関係担当者と調整の上産出を行なった。

非鉄金属・同製品部門

1. 概念, 定義および範囲

45年表の部門分類は40年表と同一であるが、定義、範囲 については、40年表に比べ若干ながら明確化された。

すなわち、非鉄金属地金(342110~342132)、アルミニウム(342141)の部門を構成する品目は40年表と変りないが、その他の非鉄金属地金(342190)で酸化ランタン、酸化ウラン、酸化ゲルマニウム、酸化カドミウムが「鉱山製錬所別生産統計年報」により、追加された。そのほか、伸銅品(342200)、アルミニウム圧延品(342300)が指定統計月報の調査票の改正にともなって形状別に細分された。また、その他の非鉄金属一次品(342990)は工業統計調査の品目分類の改正にともなって40年表に比べ細分化された。

なお, 電線ケーブル(370350)は40年表と変わっていない。

2. 推計資料

資料 名	年 次	出所
本邦鉱業のすう勢	昭和45年	通產省調查統計部
非鉄金属製品統計年報	: //	//
非鉄金属等需給統計年報	· //	
工業統計表	"	"
窯業統計年報	//	"
建材統計年報	"	<i>"</i>
機械統計年報	" "	"
化学統計年報	"	" // " * +: /h
化学統計年報 電力調査統計月報 4 5 年実績第		通産省
		通産省
電力調査統計月報 4 5 年実績第	制表	通公通企 日 名 日 名 日 名 日 名 日 名 日 名 日 名 日 日 日 日 日
電力調査統計月報45年実績集 わが国企業の経営分析	を計表 4 5年上・下期	通 産業 省局省局
電力調査統計月報 4 5 年実績集 わが国企業の経営分析 物価指数年報	製計表 4 5年上・下期 昭和4 5年	通公通企日統益業本計業等級
電力調査統計月報 4 5 年実績 わが国企業の経営分析 物価指数年報 主要企業経営分析	製計表 4 5年上・下期 昭和4 5年 4 5年上・下期	通公通企日統 業 銀 / / / / / / / / / / / / / / / / / /
電力調査統計月報 4 5 年実績集 わが国企業の経営分析 物価指数年報 主要企業経営分析 自動車統計表	制表45年上・下期昭和45年45年上・下期昭和45年	通公通企日統 選 本計 " 輪 業 銀

(i) 非鉄金属地金

電気銅(342111)~その他の非鉄金属地金(342190) (アルミニウム342140を除く) については生産数量および 単価(年間平均単価)に「本邦鉱業のすう勢」(45年72頁) による。

アルミニウムは(342140)は、非鉄金属製品統計年報 32頁 アルミニウム出荷金額/年間出荷実績 を平均 単価として生産量に乗じ作成した。

(ii) 非鉄金属製品

伸銅品(342200),アルミ圧延(342300)。 電線ケー

ブル(370350)は非鉄金属製品年報により出荷金額を前掲のアルミニウムと同じ手法により推計,非鉄金属一次製品に については,主として非鉄金属製品年報を幹に出荷金額単価 については工業統計表を参考に生産額を推計した。

4. 投入の推計

投入額推計の基礎資料としては,「本邦鉱業のすう勢」,「 生産動態統計」,「非鉄金属等需給統計」「鉱工業投入調査」等 を用いて第1次推計を行ない,産出側と調整のうえ投入額を決 定した。

(1) 非鉄金属地金

この部門の投入推計資料は「本邦鉱業のすう勢」調査(アルミニウムを除く)による生産金額の構成,資材使用額内訳品目別原料消費ならびに原料受払,燃料電力使用額,在籍労務者の給与および生産動態統計による原材料統計,非鉄金属等需給動態統計による用途別消費統計等と,いわゆる直接費関係は豊富な資料を有し、種々照合検討の上推計を行なった。

関接費については、企画庁間接費調査が非鉄金属一本に統合されているので大枠として参考程度とし、有価証券報告書ならびに日本銀行主要企業経営分析等を併用し推計を行なった。

また、アルミニウムについては他の非鉄金属地金と異なり アクティビティベースに適合することもあって、I-O特別 調査「鉱工業投入調査」を実施したが、原材料等直接費については、物量表示の関係もあり、生動調査資料等と照合の上 推計を行なった。

再生地金はすう勢調査の対象品目外のため、各々の再生地 金用の原材料については非鉄金属等需給統計調査によったほか、新地金の投入比率により推計した。

(ii) 非金属製品部門

伸銅品,アルミニウム圧延品および電線ケーブルについては,生産動態統計ならびに非鉄金属等需給動態統計等に原材料に関する資料,また,外部的には各業界の財務諸妻分析表等もあるが,比較的アクティビティベースに適合する業種なので,I-O表作成のための基礎調査「鉱工業投入調査」を実施した。

調査方法は,大中小企業別,地域別を勘案したサンプル調査で,原材料等の直接費は生産動態統計等の資料と照合の上調整を行ない,粗付加価値部門は国民所得との関連性から各省庁担当者と調整の上若干の修正を行なった。また,間接費は出来得る限り企画庁間接費調査のI-O分類セクターに対応分割を行なった。

その他非鉄金属一次製品については,原材料を非鉄金属製品統計および非鉄金属等需給統計の用途別消費統計により投

入を行ない, 不明確なものについては, 鉱山局または業界資料によった。

粗付加価値部門は工業センサスの比率を主体に伸銅製品, アルミニウム圧延製品等類似産業の投入係数を参考にして投 入した。

なお、屑の投入は地金については「本邦鉱業のすう勢」調 査の二次原料、受払、加工品については非鉄金属等需給統計 によった。

5. 産出の推計

(i) 非鉄金属部門

(1) 非鉄金属地金

産出基礎資料として,非鉄金属等需給統計調査により 当調査対象品目について産業別消費実績表の作成を行な い,さらに同需給動態統計調査の用途別消費実績により 産出した。

なお、金地金については「本邦鉱業のすう勢」調査に よる「金地金用途別消費」によった。

問題点としてメッキ用に消費される各種地金はメッキ を要するもの、または要するであろうと思われる各品目 の最終品別に産出したことで原単位等について推定し難 くこの面からの産出については信憑性に欠けるものがあ る。

(2) 非鉄金属製品部門

伸銅品およびアルミニウム圧延の産出については,基本的に生産動態統計調査の「非鉄金属製品統計年報」により形状別,産業部門別販売金額表を作成し,さらに産業部門別の包括内容によりI—〇セクターに対応の上産出を行なった。なお,産出のウエィトが高くI—〇分類コード下位3桁分類を数多く持つ家庭用金属製品(3502—100),その他の金属製品(3502—490)については原料の投入構造の変化はあまりないとの考え方から工業統計表(38年表)原材料,燃料編の指定原材料,燃料の品目別産業,細分類別消費額表の消費割合を参考に別途調整の上産出を行なった。

電線,ケーブルについても生産動態統計により一応品種別,産業部門別出荷金額表を作成したが,そのうち電線の一部を機械部門へ産出した以外は,電線,ケーブルとも I - 0 定義上から建設部門を迂回資本形成となることから建設担当部門の各セクターへ産出を行なった。

その他の非鉄金属一次製品は、雑多な品目が数多く含まれているが、そのうち鉛製品の鉛管、板、活字合金、 亜鉛板および銀製品等については非鉄金属等需給動態統計調査によるそれぞれの原材料の用途別消費量から抽出。 分類の上産出を行ない、また産出不明確な品目については 投入側の原価構成比率の原材料費を考慮の上金額を提示、 協議の上産出を行なった。

(3) 非鉄金属屑

非鉄金属屑については、各セクターの屑の発生額を行セクター(非鉄金属屑342150)との交点にマイナス計上するいわゆるストーン方式をとったが、各セクターの発生屑のチエックは非鉄金属等需給動態統計調査の発生量ー消費量=発生屑をもってI-O品目に対応の上行なった。

価格評価については、上記年報の「非鉄金属の価格」表の年間中央値から運賃また商業マージンを考慮したものを推計しこの資料によらないものについては、地金価格を参考に別途推計したものを用いた。また、国内固定資本形式からの発生額は一応上記調査の国内層回収量より評価のうえ、産出側と合議のうえ決定した。

V 繊維部門(化学繊維,合成繊維部門 を含む)

〔紡績〕

- 1. 概念, 定義及び範囲
- (i) 45年における定義範囲

綿花, 羊毛, 麻類および化学繊維(合成繊維を含む)の短 繊維を原料として紡績糸を生産する活動範囲とする。

製造工程中に発生する屑副産物は生産額に含めず,落綿は織物原料作物,毛屑は羊毛に,スフ屑はスフ部門へ合成繊維屑は合成繊維部門,副産蛹は漁油,漁粕の各部門に競合させる。

(11) 35年表,40年表との相違点

40年表では製糸部門の副産蛹が主産物として取り扱ったが、45年表ではこれを副産物扱いとした。また、毛紡績の羊毛トップ(輸出分)については、40年表では漏れていたが、45年表での概念定義をふまえて計上した。

2. 推計資料

繊維統計年報,工業統計表,鉱工業投入調査結果表,蚕糸年報,法人企業間接費調査集計結果表,関税統計表,主要企業経営分析

- 3. 推計方法
- (i) 生産額推計
 - (1) 生産数量については、生産動態統計が比較的完備されている。ので、これを採用した。

単価については、生動の出荷金額単価を全面的に使用したいが、品種が細分化されていないので、産業連関表品目分類と一致しないために、使用することができないので、チェック材料として使用し、また市場価格は代表品目だけな

ので、品種の複雑な繊維の平均単価を市場格価より推計することは不可能である。したがって 4 5 年においては毛紡部門(純,そ紡毛糸)のみ生動の出荷単価を使用したが、他は全面的に工業センサス単価を採用した。

(2) 屑については綿紡,毛紡部門で発生した落綿,毛屑については工業センサスの出荷額を採用した。一方スフ紡,合成繊維紡で発生したスフ屑,合成繊維屑については生動の発生量に単価を乗じて推計した。

(ii) 投入推計

(1) 生動の紡績糸月報では原材料の投入量は紡績一本で調査 しており、業種別(綿糸、毛糸、スフ糸……) に見合 う投入高は不明なのでつぎのような推計を行なった。

まず、純糸分について歩留計算をおこない、つぎに混紡用原材料については、混紡率調査により歩留計算をおこなって投入高を計算した。また、単価は輸入原料分については輸入単価を、国産原料分については部門品目別生産額(C.T)の単価を乗じて推計した。

(2) 石炭、石油製品

生動統計では消費量がないため産出側より業種別にOutputされた金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比率 で按分した。

(3) 電力消費

生動統計では消費量がないため、工業センサス組替リストの電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力消費額と調整を行った。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出きれた間接経費を下記の要領によって行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目…… 福利厚生費, 交際費, 旅費, 通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目…… **修繕費**. 動産不 動産賃借料, 保険料
- (ハ) C. Tの比率で配分した項目…… 広告宣伝費, 調 査及びデータ処理サービス業への支払, 情報提供業への 支払い等

(iii) 産出推計

紡績糸については、大部分繊維部門内部で消費されるので 生産動態統計を基礎資料とした in-put金額をそのまま使用 しその後で調整した。その他生産資材用についても in-put 側の金 額をそのまま使用した。輸入分については関税統計を使用した。

〔織 物(染色部門を含む)〕

- 1. 概念, 定義及び範囲
- (1) 45年における定義範囲

紡績糸及び長繊維を原料として織物を生産する活動範囲とする。

染色整理部門は日本標準産業分類の中分類染色整理業の活動とする。

2. 推計資料

繊維統計年報,工業統計表,鉱工業投入調査結果表,法人企 業間接費調查集計結果表. 関税統計年報. 主要企業経営分析

3. 推計方法

(i) 牛産額推計

(1) 織物の生産量については、生産動態統計が比較的完備さ れているので、これを採用した。

単価については、生動の出荷金額単価を全面的に使用した いが、品種が細分化されていないので、産業連関表品目分 類と一致しないために使用することが出来ないので、チエ ック材料として使用した。したがって、45年においても 工業センサスの出荷単価を使用した。なお、細巾織物部門 については生産動態統計ではカバレッジの点に問題がある ので工業センサスを採用した。

(2) 染色整理については一部には原反を購入するものもあるが、大部 分は賃加工業者なので、機械染色整理については生産動態の染色整 理加工賃額を採用し、糸染及び手加工業者の加工賃額については工 業センサスの加工賃収入額を採用した。

(ii) 投入推計

- (1) 織物の場合、原糸はトンで重量なのに対し、生産は平方 メートルで面積なので、この換算率がまず問題となる。 これがため当該生産品には当該原糸のみ(たとえば綿織物 には綿糸、人絹織物には人絹糸)として処理して原材料費 の C . Tに対する比率(工業センサスの投入構造比率より 算出したもの)や原料糸の産出の状况等により勘案して推計した。
- (2) 細巾織物の場合は、生産動態統計より原糸投入量に部門 品目別生産額(C.T)単価を乗じて品種別に投入額を算 出し構成比率(%)を求めた。一方工業センサスより原材料投 入比率(運賃・マージンを除く)に細巾織物の生産額を乗 じて原糸投入総額を算出し、これに前記で述べた品目別構 成比で割振った数値を原糸の投入額とした。
- (3) 染色整理については、生動統計調査で染料と一部薬品の 消費量を調査しているのでこれを採用した。しかしながら 調査品目が代表的な品目を計上しているため対象外の品目 が相当数あり、また、手捺染、糸染等の消費量も資料がた。 いため一応化学部門からの産出された染料の金額と合算し 染料の金額とし、その他の薬品については化学部門より産 出された額をそのまま採用した。

(4) 石炭・石油製品

生動統計では消費量がないため産出側より業種別にOut -put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比 (j) 45年における定義範囲

率で按分した。

(5) 電力消費

生動統計では消費量がないため、工業センサス組替リス トの電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力 消費額と調整を行なった。

(6) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によっ て行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目……福利厚生費、交際 費. 旅費. 通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目……修繕費, 動産不動 産賃借料. 保険料
- い) C. Tの比率で配分した項目……広告宣伝費,調査 及びデータ処理サービス業への支払、情報提供業への支 払い等

(iii) 産出推計

- (1) 織物関係の産出先は、大部分家計と輸出と繊維部門であ り、その他は比較的少量の生産資材、家計外消費、事務用 品用である。
 - (イ) このうち衣服,身廻品,民生用繊維既製品,その他の 繊維製既製品への産出はそれぞれ投入側の数値を、生産 資材用はそれぞれ 産出先の統計あるいは 妥当な 推定金 額を使用した。
 - (ロ) 輸出については、関税統計の実績より運賃・マージン を差引した額を採用した。
 - (ハ) 家計外消費, 事務用品については産出先の調査した金 額を使用した。
 - (二) 輸入品の製紙用エンドレスフェルトについては全部パ ルプ部門に産出した。
 - (ホ) 織フェルトについては在庫および輸出を差引いた金額 を紙パルプ部品に産出した。
- (2) 細巾織物

業界調査の製品別原糸消費比率を製品の生産比率に読み かえ、これを45年の生動生産量で一部手直して用途先お よび金額を推定して産出した。

(3) 染色整理

染色整理の生産金額は加工賃収入であり全て繊維の部門 に産出される。

産出先は整理品種名によりそれぞれ紡績、織物、二次製品 部門に産出した。

〔メリヤス製品〕

- 1. 概念,定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類メリヤス製造業の活動とする。 自部門消費は中間製品とみなし計上しない。生産額は、輸出 用については関税統計の数値(運賃、マージンを除く)、 工業用はゴム製履物部門で消費されるメリヤス生地の数値と する。

2. 推計資料

繊維統計年報,工業統計表,鉱工業投入調査結果表,法人企業間接費調査集計結果表,関稅統計表,主要企業経営分析

3. 推計方法

(i) 生産額推計

メリヤス製品は生動統計(メリヤス月報)より工業センサスの方がカバレージが高いので、センサスの数値を採用した。 生産額 = 45年出荷額 + 45年末在庫額 + 45年末半製品仕掛品額 + 45年末半製品仕掛品額 — 44年末半製品仕掛品額 輸出用メリヤス生地については関税統計輸出額を運賃・マージン額(運賃・マージン率表により算出)を差引して求めた。 工業用メリヤス生地については化学統計のゴム製品の副資材 消費量の繊維製品を織物生地とメリヤス生地とに配分し、そのメリヤス生地の数量にセンサスの丸編綿メリヤス生地の単 価を乗じて推計した。

(ii) 投入推計

(1) 生産動態統計より原糸投入量に部門品目別生産額(C.T)の単価を乗じて品種別に投入額を算出し構成比率(%)を求めた。一方工業センサスより原材料投入比率(運賃・マージンを除く)にメリヤス製品の生産額を乗じて原糸投入総額を算出し、これに前記で述べた品目別構成費で割振った数値を原糸の投入額とした。

(2) 石炭, 石油製品

生動統計では消費量がないため産出側より業種別にOut ~put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比率で按分した。

(3) 電力消費

生動統計では消費量がないため工業センサス組替リスト の電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力消 費額と調整を行なった。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目……福利厚生費, 交際費, 旅費, 通信費
 - (ロ) 減価償却費の比で配分した項目……修繕費, 動産不動 産賃借料, 保険料
 - (ハ) C. Tの比率で配分した項目……広告宣伝費,調査

及びデータ処理サービス業への支払, 情報提供業への支払 い等

(5) 資本減耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却額を採用し、企画庁より産出された業種別減価償却費額と調整を行なった。

(iii) 産出推計

輸出メリヤス生地は輸出に、工業メリヤス生地はゴム製履 物部門にそれぞれ金額を産出した。

製品は投入側で自発的に投入したもののほかはすべて家計消費部門に産出した。

〔ロープ・漁網〕

1. 概念、定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類網製造業の活動とし,漁具糸を範囲に含めるが,漁網以外の網地は除き,その他の繊維製既製品部門へ含める。

2. 推計資料

繊維統計年報,工業統計表,鉱工業投入調查結果表,蚕糸年報,法人企業間接費調查集計結果表,関税統計表,主要企業経営分析

3. 推計方法

(1) 生産額推計

ロープ・漁網の生産は生動統計より工業センサスの方がカ バレージが高いのでセンサスの数値を採用した。また,漁具 糸の生産については45年では生動の調査対象品目より除外 されているので,工業センサスのその他の綿ねん糸(漁具糸) の全額を生産額とした。

生 産額 = 45年出荷額 + 45年末在庫額 - 44年末在庫額 + 45年末半製品仕掛品額 - 44年半製品仕掛品額

(11) 投入推計

- (1) 生産動態統計で調査している生動の原材料消費量を使用した。
- (2) 石炭・石油製品

生動統計では消費量がないため産出側より業種別にOut -put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比率で按分した。

(3) 電力消費

生動統計では消費量がないため,工業センサス組替リストの電力消費額を採用し,公益事業局より産出された電力消費額と調整を行った。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行った。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目…… 福利厚生費. 交際費,旅費,通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目…… 修繕費. 動産 不動産賃借料, 保険料
- (ハ) C. Tの比率で配分した項目……… 広告宣伝費. 調査及びデータ処理サービス業への支払、情報提供業へ の支払い等
- (5) 資本減耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却額を採 用し企画庁より産出された業種別減価償却費額と調整を行 なった。

(||) 産出推計

ロープ・漁網の産出については、産出先きに妥当な規定数 値のあるものについては全面的にこれを採用した。

ロープについては国鉄、梱包部門で投入した数値を採用した。 また、漁網および漁具糸については水産部門で投入した金額 を採用した。一方資本形成部門の産出については生産額の30 %を資本財として産出した。

〔製綿・じゅうたん〕

- 1. 概念, 定義および範囲
- (i) 45年における定義範囲

日本標準産業分類の細分類製綿業, じゅうたん, その他の 繊維製敷物製造業の活動とし、古綿打直し、リノリウム製造、 竹, とう製敷物, 花むしろ製造業の活動は範囲より除く。

2. 推計資料

繊維統計年報,工業統計表,鉱工業投入調査結果表,法人企 (i) 45年における定義範囲 業間接費調查集計結果表, 関税統計表, 主要企業経営分析

- 3. 推計方法
- (i) 生産額推計

生動統計で調査をしているが、把握率が低いので工業セン サスの数値を採用した。

生産額-45年出荷額+45年末在庫額-44年末在庫額 + 4 5 年半製品仕掛品額 - 4 4 年半製品仕掛品額

(ii) 投入推計

- (1) 製綿については、生動統計製綿・ふとん月報の原料 投入高を使用し、これを産出側と調整を行なって決定した。
- (2) じゅうたんについては、生動統計敷物・フェルト月 報の原糸および基布の投入高を使用し、これを産出側と調 整を行なって決定した。
- (3) 石炭・石油製品

生動統計では消費量がないため産出側より業種別に Out -put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比 率で按分した。

(4) 電力消費

生動統計では消費量がないため、工業センサス組替リス トの電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力 消費額と調整を行なった。

(5) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によっ て行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目…… 福利厚生費, 交際費. 旅費. 通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目…… 修繕費. 動産 不動産賃借料. 保険料
- (ハ) C. Tの比率で配分した項目……… 広告宜伝費。 調査及びデータ処理サービス業への支払、情報提供業 への支払等
- (6) 資本減耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却費額を 採用し、企画庁より産出された業種別減価償却費額と調整 を行なった。

(iii) 産出推計

- (1) 製綿については民生用繊維既製品の投入金額を使用し。 残りを家計消費に産出した。
- (2) じゅうたんについては一部建設部門で投入した額を採用 し、輸出の残りを資本形成部門に産出した。

〔その他の繊維製品〕

- 1. 概念定義および範囲

日本標準産業分類の細分類その他の繊維品、上塗又は防水 した織物、解除糸及び他に分類されないその他の繊維工業 製品リノリウム製造業の活動範囲とする。

2. 推計資料

工業統計表, 法人企業間接費調查集計結果表, 中小企業原価 指標

- 3. 推計方法
- (i) 生産推計

生産動態統計調査の非対象品目なので工業センサス45年 表の数値を採用し生産額の推計は下記の算出方法によった。 生産額=製造品出荷額+45年末製品在庫額-44年末製 品在 庫額 + 45年末半製品仕掛品額-44年半製品仕掛 品額

- (||) 投入推計
- (1) 企画庁の間接費調査結果から各投入品目の構成比を求め これに基づき大枠を作成したが、あまりにも大枠過ぎたの で、工業センサスの投入構造比率とを併用し、それぞれの

比率で投入した。

(2) 石炭・石油製品

生動統計では消費量がないため、産出側より業種別に Out-put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費 の比率で按分した。

(3) 電力消費

生動統計では消費量がないため工業センサス組替リスト の電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力消 費額と調整を行なった。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目········· 福利厚生費, 交際費,旅費,通信費
- (ロ) 減価償却費の比率で配分した項目……修繕費, 動産 不動産賃借料、保険料
- (ハ) C. Tの比率で配分した項目・・・・・・・ 広告宣伝費, 調査及びデータ処理サービス業への支払,情報提供業へ の支払い等

(5) 資本滅耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却費額を 採用し、企画庁より産出された業種別減価償却費額と調整 を行なった。

(iii) 産出推計

産出については、産出先に統計あるいは妥当な推定数値の あるものについては全面的にその金額を採用した。

リノリウムは全額を建設部門に産出した。また、解除糸については、ナイロンの古靴下をほどいた糸とみてこれを全額メリヤス製品部門に産出した。

〔衣 服〕

1. 概念, 定義及び範囲

(i) 45年における定義範囲

日本標準産業分類の中分類外衣製造,中衣・下着製造,帽子製造,その他の衣服製造,麦わらパナマ類帽子製造・衣服製造 小売業の活動とし,ゴム引,ビニール合羽製造,毛皮製衣服 身のまわり品製造業の活動を除く。

(jj) 3 5 年表 4 0 年表との相違点

4 0年表では衣服身廻品部門として一括していたが、4 5 年表では表の利用を配慮して衣服部門と身廻部門とに分割した。

2. 推計資料

繊維統計年報,工業統計表,鉱工業投入調査結果表,法人企業間接費調査集計結果表,関税統計表,中小企業原価指標,商

業統計表

3. 推計方法

(1) 生産額推計

衣服部門は下請生産が多く,中でも商業部門(商社,製造 間屋)よりの下請が多いのが特徴的である。

センサスでは下請生産分は出荷額に計上されず加工賃収入額に計上されている。これが同業種(衣服部門)内事業所からら委託を受けたものであれば、一端加工賃収入額に計上されても、その生産された製品はいずれも同業種内の事業所に返還されセンサスの出荷額に計上され得る訳である。しかし、他部門から委託を受けたものは他部門の出荷額に計上されるが、衣服の出荷額から完全に脱落することになる。したがって、この脱落分を生産額に加えないと生産額は過少となる。ここでの推計では、センサスに計上してある委託加工費をすべて同業種内の事業所に下請生産のために支払われた委託加工費とみなし、加工賃収入額から委託加工費を差引した額を他部門から受取った加工賃収入額とした。

この部門から受取った加工賃収入額を生産額(製品価格) に換算し、その結果をC.Tに加えた。

生産額=(製造品出荷額)+(加工賃収入額一委託加工費 ×5)+(45年末製品在庫額-44年製品在庫額)+(45年半製品仕掛品額-44年末半製品仕掛品)+(製造 小売分)

(ii) 投入推計

(1) 生産動態統計より原反投入量に部門品目別生産額(C.T)の単価を乗じ品種別に投入額を算出し構成比例を求めた。一方工業センサスより原材料投入比率(運貨・マージンを除く)に衣服部門の生産額を乗じて原料投入総額を算出し、これより縫糸、ボタン、ファスナーの投入金額を差引した残りを品目別構成比で割り振った数値を原反の投入額とした。

(2) 石炭・石油製品

生動統計では消費量がないため、産出側より業種別に Out-put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費 の比率で按分した。

(3) 電力消費

生動統計では消費量がないため、工業センサス組替リストの電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力消費額と調整を行った。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によっ て行った。

(イ) 勤労所得の比率で配分した項目…… 福利厚生費,

交際費, 旅費, 通信費

- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目…… 修繕費 動産 不動産賃借料. 保険料
- (ハ) C. Tの比で配分した項目……… 広告宣伝費, 調査及びデータ処理サービス業への支払、情報提供業へ の支払等

(11) 産出推計

産業用と家計費消費用とを品種でもって明確に区分し産出 した、輸出を除き産業用として制服(警官・鉄道職員・自衛 隊・車掌), 事務服, 作業帽とした。

各産業へは労働省調査の雇用者数に画一的に一定金額を乗 じて産出し、産業用以外の衣服は輸出, 家計外消費以外は家 計消費に産出した。

〔身 廻 品〕

- 1. 概念,定義及び範囲
- (j) 45年における定義範囲

日本標準産業分類の細分類毛皮製衣服製造、かわ製手袋製 造、洋がさ・同部分品製造、和がさ・同部分品製造、衣服用 革ベルト製造業の活動とし、ゴム引・ビニール合羽製造業の 活動を含む。

- (ji) 35年表, 40年との相違点
 - 4 0年表では、衣服身廻品部門として一括していたが、
 - 4 5 年表では表の利用を配慮して身廻品部門と衣服部門とに 分割した。
 - 2. 推計資料

鉱工業投入調査結果表,工業統計表,法人企業間接費調査集 計結果表, 関税統計表, 中小企業原価指標, 商業統計表

- 3. 推計方法
- (i) 生産額推計

生産動態統計調査の非対象品目なので工業センサスの数値 を採用し、生産額の推計方法は衣服部門と同じ方法によった。

- (ii) 投入推計
 - (1) 工業センサス4桁分類の原材料使用額より運賃・マージ ン額(主要原材料品目の率を乗じた額)を差し引いた数値 を原材料投入額(皮製身廻品, 傘及び部品・ゴム引ビニ ール合羽)とした。
 - (2) 石炭, 石油製品

生動統計では消費量がないため産出側より業種別に Out -put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比 率で按分した。

(3) 電力消費

生動統計では消費量がないため、工業センサス組替リス トの電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力 (2) 石炭、石油製品

消費額と調整を行なった。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって て行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目…… 福利厚生費, 交際費, 旅費, 通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目…… 修繕費. 動産 不動産賃借料
- (ハ) C. Tの比率で配分した項目…… 広告宣伝費 調査及びデータ処理サービス業への支払、情報提供業へ の支払等
- (5) 資本減耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却費額を 採用し、企画庁より産出された産業別減価償却費額と調整 を行なった。

(iii) 産出推計

産業用と家計消費とを品種でもって明確に区分し産出した。 輸出を除き産業用として作業用皮手袋、ゴム引ビニール合羽 とし、各産業へは労働省調査の雇用者数比率で配分し、産業 用以外の身廻品は輸出、家計外消費以外は家計消費に産出し た。なお、洋がさの部分品は自部門消費として産出した。

[民生用繊維既製品]

- 1. 概念,定義及び範囲
- (i) 45年における定義節囲

日本標準産業分類の細分類その他の繊維製品製造業のうち 寝具製造, 蚊や製造, 他に分類されない繊維製品製造及び製 造小売業の活動とする。

2. 推計資料

工業統計表, 商業統計表, 法人企業間接費調查集計結果 表,中小企業原価指標

- 3. 推計方法
- (i) 生產額推計
 - (イ) 生産動態統計調査の非対象品目なので工業センサスの数 値を採用し、生産額の推計方法は衣服部門と同じ方法によ った。
- (ji) 投入推計
- (1) 工業センサス4桁分類の原材料使用額より運賃・マージ ン額(主要原材料品目の率を乗じた額)を差引いた数値を 原材料投入額とした。

例えば蚊やの場合には上記より求めた総原材料(原反) 投入額を合成繊維織物(40%), 麻織物(50%), 綿織物 (10%)として推計した。

生動統計では消費量がないため産出側より業種別にOut -put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比率で按分した。

(3) 電力消費

生動統計では消費量がないため工業センサス組替リスト の電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力消 費額と調整を行った。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目········· 福利厚生費, 交際費,旅費,通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目…… 修繕費, 動産 不動産賃借料, 保険料
- (ハ) C・Tの比率で配分した項目・・・・・・ 広告宣伝費, 調査及びデータ処理サービス業への支払, 情報提供業へ の支払等

(5) 資本減耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却費額を 採用し、企画庁より産出された産業別減価償却費額と調整 を行なった。

(iii) 産出推計

産出先に統計あるいは妥当な推定数字のあるものについては全面的にその金額を採用した。寝具、蚊や、他に分類されない繊維製品はほとんど家計で消費されるので国鉄、旅館等で使用される金額の残りを家計消費に産出した。

〔その他の繊維製既製品〕

1. 概念, 定義及び範囲

(i) 45年における定義範囲

日本標準産業分類の小分類レース,繊維雑品製造業の活動とし、フェルト、不織布製造、帆布製造、繊維製袋製造、網地(漁網以外のもの)、刺しゅう製造業の活動範囲とする。レース、繊維雑品製造業のうち、細巾織物業は範囲より除外し、細巾織物部門に格付する。

2. 推計資料

鉱工業投入調査結果表,工業統計表,法人企業間接費調査集 計結果表,関税統計表,中小企業原価指標

3. 推計方法

(1) 生產額推計

レース,フェルト生地品目を除いては工業センサスの非対象品目なので全面的にセンサスの数値を採用し,生産額の推計方法は衣服部門と同じ方法によった。

(ii) 投入推計

- (1) レース,組ひも用の主原材料は生動統計より原糸投入量に部門品目別生産額(C・T)の単価を乗じて品種別に投入額を算出し構成比率(%)を求めた。一方センサスより原材料使用投入比率(運賃・マージンを除く)。
- (2) 帆布製品もレース組ひも用と同様な方法で原材料額を推計し、それをさらに綿織物、合成繊維織物、麻織物と品種別に分割した。分割方法は帆布製品のC.T比率によった。
- (3) 繊維製袋もレース組ひも用と同様な方法で原材料額を推計し、これを繊維製袋のC. T比率でまず麻織物とその他に分割し、その他の織物をさらに綿織物、合成繊維織物に分割して推計した。
- (4) プレスフェルト生地及び不織布については生動統計の原 材料並に単価を乗じて算出した。

(5) 石炭・石油製品

生動統計では消費量がないため産出側より業種別にOut -put された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比率で按分した。

(6) 電力消費

生動統計では消費量がないため、工業センサス組替リストの電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力消費額と調整を行った。

(7) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目……福利厚生費, 交際費,旅費,通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目······ 修繕費, 動産 不動産賃借料, 保険料
- (ハ) C. Tの比率で配分した項目……… 広告宣伝費, 調査及びデータ処理サービス業への支払, 情報提供業へ の支払等

(8) 資本減耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却費額を 採用し、企画庁より産出された産業別減価償却費額と調整 を行なった。

(iii) 産出推計

- (1) レース生地については衣服,家計消費,民生用繊維既製品,輸出にそれぞれ産出した。
- (2) 組ひもについては輸出以外は細巾織物と同様に協会資料により用途先と数量を推定し、衣服、メリヤス製品、事務用品、履物(靴ひも)へ産出した。
- (3) 網地については玩具, スポーツ用と家計消費部門へ産出した。

- (4) 帆布製品については、運輸、建設部門に極力産出した。
- (5) 繊維製袋については、農業、商業、肥料部門へ産出した。
- (6) 使用範囲が広すぎて産出側,投入側ともに推定すらできないので,輸出をのぞいては板ガラス,研磨材,自動車(内装用)に産出した。

〔人絹糸・スフ〕

- 1. 概念, 定義及び範囲
- (1) 45年における定義範囲

日本標準産業分類細分類 ビスコース, キュプラ, アセテーート長繊維糸及び短繊維製造業の活動範囲とする。

2. 推計資料

繊維統計年報,工業統計表,法人企業間接費調査集計結果表,主要企業経営分析,関税統計表,レーヨンハンドブック

3. 推計方法

(i) 生産額推計

生産動態統計が比較的に完備されているので、数量についてはこれを採用した。

単価については工業センサス出荷単価および日銀卸売単価 生動統計の販売金額単価を参考にしてその中から採用した。

(ii) 投入推計

- (1) 主原材料については、その大部分の投入数量を生動 統計調査で把握しているので、これを利用することにした。 その他の薬品については化学部門より産出された数値をレ ーヨンハンドブックの原単位の比率で按分した。
- (2) 石炭・石油製品

生産動態統計調査では石炭と重油消費量を調査しているのでこれを使用し、その他の石油製品については業種別に 産出された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比率 で按分した。

(3) 電力消費

買電と自家発電については生動統計で調査している ので、この消費を採用し電力部門と調整を行なって決定し た。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目········· 福利厚生費, 交際費,旅費,通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目…… 修繕費, 動産 不動産賃借料, 保険料
 - (ハ) C. Tの比率で配分した項目……… 広告宣伝費, 調査及びデータ処理サービス業への支払,情報提供業へ の支払等

(5) 資本滅耗引当(滅価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却費額を 採用し、企画庁より産出された産業別減価償却費額と調整 を行なった。

(iii) 産出推計

長繊維糸及び短繊維(スフ綿)については大部分輸出を 除いては繊維内部門で消費されるので、投入側の金額をその まま採用した。

〔 合成繊維〕

- 1 概念, 定義及び範囲
- (1) 45年における定義範囲

日本標準産業分類の中分類合成繊維製造業の活動範囲とする。

2. 推計資料

繊維統計年報,工業統計表,法人企業間接費調査集計結果表,主要企業経営分析,関税統計,レーヨンハンドブック

- 3. 推計方法
- (i) 生産額推計

生産動態統計が比較的に完備されているので, 数量についてはこれを採用した。

単価については工業センサスの出荷単価および生動販売単価 を採用した。

- (ii) 投入推計
 - (1) 主原材料については、その大部分の投入数量を生動 統計調査で把握してるので、これを利用することにした。 その他の薬品については化学部門より産出された数値をレ ーヨンハンドブックの原単価の比率で按分した。
 - (2) 石炭・石油製品

生産動態統計調査では石炭と重油消費量を調査しているのでこれを使用し、その他の石油製品については業種別に 産出された金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比率 で按分した。

(3) 電力消費

買電と自家発電については生動統計で調査している のでこの消費を採用し電力部門と調整を行なって決定した。

(4) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行なった。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目・・・・・・ 福利厚生費, 交際費, 旅費, 通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目…… 修繕費, 動産 不動産賃借料, 保険料
- (ハ) C. Tの比率で配分した項目・・・・・・・ 広告宣伝費, 調査及びデータ処理サービス業への支払、情報提供業へ

の支払等

(5) 資本減耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの減価償却費額を 採用し、企画庁より産出された産業別減価償却費額と調整 を行なった。

(iii) 産出推計

長繊維糸及び短 繊維 については大部分輸出を除いては繊維部門内で消費されるので、投入側の金額をそのまま採用した。

Ⅵ 履物,皮革•同製品部門

〔履物(木製, 革製, その他の履物)〕

- 1. 概念, 定義及び範囲
- (1) 45年における定義範囲
 - (1) 木製履物

日本標準産業分類の細分類げた類, 木製サンダル台および完成品, 木製はきもの塗装業及び製造小売の活動範囲とする。

(2) 革製履物

日本標準産業分類の細分類かわぐつ, サンダル(かわ製), スリッパ(かわ製), ぞうり製造業(かわ製)及び製造 小売の活動範囲とする。

(3) その他の履物

日本標準産業分類の細分類,他に分類されない衣服,繊維製身廻品製造業のうち繊維製くつ製造,繊維製スリッパ製造、繊維製ぞうり及び付属品製造業の活動とする。

繊維製履物の部分品,取り付具および付属品の生産額は 工業統計表(品目編)では判明しない。しかし、実態としては,当該品目は輸出されているので、この分を関税統計の 数値(運賃・マージンを除く)をもって生産額とする。

2. 推計資料

雑貨統計年報,工業統計表,法人企業間接費調査集計結果 表,中小企業原価指標,商業センサス

- 3. 推計方法
- (1) 生産額推計
 - (1) 木製履物

生産動態統計調査においては、非対象品目なので45年 工業統計表の数値を採用し、生産額の推計は下記の算 出方法によった。

生産額=(製造品出荷額)+(45年末製造品在庫額-44年末製造品在庫額)+(45年末半製品仕掛品額-44年末半製品仕掛品額)+(製造小売分)

(2) 革製履物

生産動態統計調査はカバレージが低いので 4 5 年工業センサスの数値を採用した。生産額の推計方法は木製履物部門と同じである。

(3) その他の履物

生産動態統計調査においては非対象品目なので45年工業統計表の数値を採用した。生産額の推計方法によって行なった。

生産額 = (製造品出荷額) + (45年末製造品在庫額 — 44年末製造品在庫額) + (45年末半製品仕掛品額 — 44年末半製品仕掛品額) + (繊維製部品取付具輸出分)

(ii) 投入推計

(1) 木製履物

主原材料については工業統計表の4桁分類の原材料使用比率(運賃・マージンを除く)を求め、木製履物の生産額に乗じて原材料額を推計した。さらにこれを木材、繊維製花緒、サンダル台等に割り振った。

(2) 革製履物

生産動態統計年報を使用して主原材料を求め, また鉱工 業投入調査結果の数値を参考にして投入額を決めた。

(3) その他の履物

主原材料については工業統計表の4桁分類の原材料使用 比率(運賃・マージンを除く)を求め、その他の履物の生産 額に乗じて原材料額を推計した。さらにこれをフェルト、 織物、麻しん等に割り振った。

(4) 石炭・石油製品

生動統計では消費量がないため、産出側より業種別にOut-putされた金額を工業センサスの投入構造の燃料費の比率で按分した。

(5) 電力消費

生動統計では消費量がないため、工業センサス組替リストの電力消費額を採用し、公益事業局より産出された電力消費額と調整を行った。

(6) 間接経費

経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行った。

- (イ) 勤労所得の比率で配分した項目·········· 福利厚生費, 交際費,旅費,通信費
- (ロ) 減価償却費の比で配分した項目······· 修繕費, 動産 不動産賃借料。保険料
- (ハ) C. Tの比率で配分した項目……… 広告宣伝費, 調査及びデータ処理サービス業への支払, 情報提供業へ の支払い等

(7) 資本減耗引当(減価償却費)

工業センサスの4桁分類の組替リストの滅価償却費額を

採用し、企画庁より産出された業種別減価償却費額と調整を行った。

(iii) 産出推計

(1) 木製履物

旅館,浴場部門については投入側の数値を採用し,残り を家計消費に産出した。

(2) 革製履物

保安用の靴の配分については,作業用靴を必要とする 産業の雇用者数で配分し,甲,くつ底,かかと等の付属 材料は一部修理用を除いて自部門投入し,残りを家計消費部門に産出した。

(3) その他の履物

木製履物部門に花緒,旅館にスリッパ(フェルトおよび 繊維製)の一部を産出し,残りを家計消費部門に産出した。 〔皮革・同製品〕

- 1. 概念, 定義及び範囲
- (j) 45年表における定義範囲
 - (1) 製革·毛皮部門

日本標準産業分類の中分類 なめし皮・同製品・毛皮製造業のうち,小分類なめし皮製造業,工業用かわ製品製造業,毛皮製造業の活動を範囲とした。主な製品には製革品,工業用革ベルトがある。

(2) 革製品部門

日本標準産業分類の中分類 なめし皮・同製品・毛皮製造業のうち、小分類かばん製造業、袋物製造業、その他のなめし皮製品製造業の活動を範囲とし、この中分類の小分類かわ製はきもの用材料・同付属品製造業、かわ製はきもの製造業、かわ製手袋製造業は範囲より除き2410-20 革製履物・2430-20 身廻品の範囲とした。

2. 推計資料

資 料 名	年	次	出	所
工業統計表	昭和4	5年	通省調査	産業省 統計部
雜貨統計年報(皮革編)	"			"
商業統計表				"
鉱工業投入調査結果表	"			"
法人企業間接調査集計結果表				企画庁
原皮生産に関する統計資料				生 調査部
中小企業原価指標		enife v		企業庁
0 ##=1-#->4	1			

- 3. 推計方法
- (1) 生産額推計
 - (1) 工業統計表を利用して、下記の算式により推計した。生産額=製造品出荷額+製造品年末年初在庫増減額+半製品仕掛品年末年初在庫増減額

- (2) 商業統計表を利用して、製造小売の販売額を生産額とした。
- (3) 生産動態統計(雑貨統計年報)を利用して,下記の式により,推計した。

生產額=生產数量×平均出荷単価

(ii) 投入推計

当部門は資料不足のため,主原材料の投入推計を,鉱工業投入調査,工業センサス組替リストなどで大枠を設定した。 付加価値部門は,経済企画庁,労働省等の推計を通産内部で配分して投入した。

- (iii) 産出推計
 - (1) 製革·毛皮部門

工業用皮ベルトは,機械部門へまとめて産出して,機械内部での配分は,相手方担当者に一任した。

サドルは、自転車部門へ産出した。その他は、投入側よりの要求に応じて配分した。

(2) 革製品部門

袋物, かばんは主として家計へ産出し, その他は, 投入側よりの要求に応じて配分した。

₩ 木製品,家具部門

- 1. 概念, 定義及び範囲
- (1) 45年表における定義範囲
 - (1) その他の木製品(列部門)部門

日本標準産業分類の小分類造作材,合板,建築用組立材料製造のうち合板を除いたもの,木製容器製造,その他の木製品製造業(木製はきものを除く)の活動とし,漆器製造,コルク加工基礎資材,鏡縁額縁製造,コルク製品製造業の活動範囲を含めた。

主な製品には、造作材、建築用木製組立材料、屋根板、経木、木毛、たるおけ材、床板、竹製かご、折箱、木箱、たる、おけ、木製台所用品、はし、木型、漆器製品、コルク栓、鏡縁額縁などがある。

(2) 木製家具 • 建具材部門

日本標準産業分類の細分類家具製造(金属製,漆器製を除く)に属する品目群のうち,木製家具(事務所用・家庭用),建具製造,及び製造小売の活動を範囲とした。主な製品には,木製机,いす,テーブル,木製建具などがある。

(3) その他の木製家具

(2)以外の家具製造, 宗教用具製造, その他の家具, 装備品製造業の活動を範囲とした。

主な製品には、竹・とう・ 杷柳製家具、ミシンテーブル、ラ

ジオテレビ枠,マットレス,宗教用具,びょうぶ,衣桁,すだれ、ついたてなどがある。

(4) 金属製家具

日本標準産業分類の中分類家具・装備品製造業の細分類 金属製家具製造業の活動と,中分類金属製品の細分類金庫 製造業の活動を範囲とした。

主な製品には、金属製机、テーブル、いす、組スプリング、 窓用扉用日よけ、金庫などがある。

(||) 40年表との相違点

概念,定義に基本的な相違はないが,住宅関連製品について,40年部門を細分,分割したものもある。

時系列は分割したものを合計すれば一致する。以下に分割したものを列記する。

4 0 年表部門名 その他の木製品 (行部門のみ) 本製品 (除別掲) 木製品 (除別掲) 木製家 具 ・木製家具, 建具材 その他の木製家具

(||) 基本要綱との相違点

当初行部門2520-020木製品(除別掲)の範囲とした「 床板」を他部門の0220-010,0220-020の素材の範囲 に移した。このことによってC・Tを変更した。

2. 推計資料

資 料 名 年 次 出 所 雜貨統計年報(日用品編) 昭和45年 工業統計表 商業統計表 鉱工業投入調査結果表 中小企業原価指標 中小企業省 日本貿易月表 1970年12月 大 蔵 省 法人企業間接調查集計結果表 昭和45年 経済企画庁 3. 推計方法

(i) 生產額推計

- (1) 工業統計表を利用した方法は、下記の算式によった。生産額=製造品出荷額+製造品年末在庫額一製造品年初 在庫額+半製品仕掛品在庫増減額
- (2) 商業統計表を利用したものは、製造小売の販売額を生産額とした。
- (3) 生産動態統計を利用したものは、下記の算式によった。 生産額-生産数量×平均出荷単位、この方法は金属製家 具の生動把握分について行った。

(4) 部門別門題点

その他の木製家具(2600-19)において生産額の推計をする際に、工業統計表によるその他の家具・装備品の品目群は、木製と金属製との製品が混合しているため、推計上全体の40%を木製とし、60%を金属製家具とした。

(ii) 投入推計

- (1) 当部門は資料不足のために主原材料の投入は、工業センサスを利用し内生部門の大枠を設定した。
- (2) 電力消費額は、工業センサス組替リストの額を採用し、公益事業局より産出された額と調整した。
- (3) 間接経費は、経済企画庁より産出されたものを、下記の 要領で各部門に配分した。
 - (イ) 勤労所得の比率で配分 …… 福利厚生費, 交際費, 旅 費, 通信費
 - (ロ) 減価償却費の比率で配分・・・・ 修繕費, 動産不動産賃貸 料, 保険料
 - (ハ) C・Tの比率で配分・・・・・・ 広告宣伝費, 調査及びデータ処理サービス業への支払, 情報提供業への支払等
- (4) 雇用者所得は、労働省、工業センサス、鉱工業投入調査 により大枠の比率がつかめたが、実態は三者三様のデータ となっており、結局最終的には、労働者推計値を採用した。これは労働省との調整がつかなかったためで、必ずしも妥当性があるものとは、C・Tに対する比率などから、いえなかった。このため、内生部門で、各投入部門での調整をした。

(||) 產出推計

(1) 建築用木製品部門

この部門は、比較的産出先が大枠ではっきりしているため、C・Tから最終需要項目を差引き残りを、建設部門を一括して産出し、建設部門内での、各産出先は、建設省に一任した。

(2) その他の木製家具部門 大部分を電気音響機器, ラジオテレビ受信機部門へ, キャビネット用として産出した。

(3) 上記以外のもの

はっきりした資料が得られないこともあって、投入側からの要求に応じて産出し、残ったものを家計に向けた。

Ⅷ 紙・パルプ部門(繊維板を含む)

〔紙・パルプ(繊維板を除き、セロファンを含む)〕

- 1. 概念, 定義及び範囲
- (1) 45年表における定義範囲
 - (1) 溶解パルプ(2711-10)

日本標準産業分類の細分類溶解パルプ製造業の活動とする。生産工程中に発生するパルプ廃液を副産物として取り扱わず40年通り主産物とし生産額に計上する。

(2) 製紙パルプ (2711-20)

日本標準産業分類の細分類製紙パルプ製造業の活動とし わらパルプ, 竹パルプ, 粕パルプ製造の活動を範囲に含む。 生産工程中に発生するパルプ廃液を副産物として取り扱わ ず, 40年通り主産物とし生産額に計上する。

(3) 洋紙・和紙(2712-10)

日本標準産業分類の小分類洋紙、機械すき和紙製造、手す き和紙製造業の活動とし、大蔵省印刷局が行なう紙幣用和 紙の牛産活動を範囲に含む。

なお、40年表においては、洋紙および和紙はそれぞれ 独立の部門としていたが、基礎統計としての生産動態統計 の改訂によりこれらは紙製造業一本で把握することとなっ たので部門を統合した。

(4) 板 紙(2712-20) 日本標準産業分類の細分類板紙製造業の活動とする。

(5) 加工紙(2720-10)

日本標準産業分類の小分類加工紙製造業の活動とするが. アスファルト塗工紙は除き防腐加工品部品の範囲に含める。 なお、40年表まではラミネート紙の範囲が明確でなか ったが、43年の工業統計調査産業分類の改訂が行なわれ て、ラミネート紙が塗工紙に分類されたので、食品・タバコ 等の包装用としてラミネート紙(紙とアルミ箔等)を使用 する場合はすべて加工紙部門からの投入とすることとする。 また合成樹脂とセロファンのラミネートは合成樹脂製品とする。

(6) 紙製容器(2720-20)

日本標準産業分類の小分類紙製容器製造業の活動とする。 なお、生産工程中一貫して個装(箱)を生産している場合. 原材料投入の取扱いが不明確であった。業界によれば、日 本では一貫して個装を生産している事業所はなくすべて原 材料として容器(紙箱)を購入していることになる。した がって、原材料は当然容器を投入することとした。

また、大形紙袋を個装(重包装)として使用する部門も この扱いをとることとした。

(7) 紙製品(272-30)

日本標準産業分類の小分類紙製品製造・その他のパルプ 紙・紙加工品製造業の活動とするがセロファン製造及び織 維板製造業は除く。

(8) セロファン(3119-40)

日本標準産業分類の細分類セロファン製造業の活動とする。

2. 推計資料

推計資料をまとめると下記の通りである。

資 料 名

資料出所

紙・パルプ統計年報

通産省繊維雜貨統計調查室

紙・流通統計年報

鉱工業投入調査結果表

関税 統計表

大蔵省 関 税 局 紙幣用和紙 "印刷局

"

"

法人企業間接費調查集計結果表 経済企画庁

板紙連合会資料

機械抄和紙同業会資料

3. 推計方法

(1) 生産額推計

原則として生動統計で調査している品目については、生産 数量を採用した。しかし、生動では金額調査をしていないの で個々の品目については工業センサス単価を採用し、一部業 界調べによる生産額を使用した。

(1) 生産数量……生動調査の数量を使用した品目 製紙パルプ, 新聞巻取紙, ロール紙, その他包装紙, 薄 葉紙、外装用ライナー、マニラボール、色板紙、建材原紙 その他板紙 セロファン

(2) 単 価

(1)の品目については工業センサスの単価を使用

(3) 生産額(工業センサスによるもの)

溶解パルプ、洋紙、板紙のうち(1)以外の紙、加工紙、紙 製品。

なお、生産額の推計算出はつぎのとおりである。

製造品出荷額+製造品在庫の増減(45年末-44年末) +半製品,仕掛品の在庫の増減(45年末-44年末)

(4) その他

セロファンは生動調査の数量、出荷単価を使用した。 紙幣用和紙は大蔵省印刷局特別会計の数値を採用した。

(ii) 投入推計

主原材料は生動統計で調査しているので、その品目の消費 量を使用した。

主原材料以外の副資材、間接費、粗付加価値は、工業統計 表、鉱工業投入調査等によって試算値としたが、調整段階で 産出側より各セクターごとに配分された額はそのまま採用し 産業別一括で配分された額(主として間接経費および雇用者 所得を除く付加価値部門)は部門別生産額へ比率や40年表 における係数を参考にして各セクターに配分した。

なお、雇用者所得の推計は、当初生動統計調査で把握して いる部門以外は工業センサス数値で推計した結果をもって労 働省と調整した。

産出側数値は、紙、パルプ部門の大枠でみても過大とみら れたが、最終調整段階では紙・パルプ部門の大枠で受け入れ これをセクター毎に配分した。

(iii) 産出額推計

溶解パルプ、製紙パルプの産出は、紙・パルプ統計年報で 需要部門別に把握されており、洋紙は紙流通統計調査、板紙、 セロファンは業界資料によって産業別の大枠が把握されてい るのでこれを基礎にして産出した。

紙袋容器は生産額の大部分が段ボール箱で、これは主として 投入側資料による農林食品部門へ産出したほかは梱包部門へ 産出した。ただし、農林食品部門への産出に関しては、梱包 部門から重複して産出しないよう関係者と調整した。紙製品 の産出資料はきわめて少ないが、本部門は事務用、学用及 び日用紙製品などと分類されているので、用途に応じ投入側 と調整しながら産出した。

〔繊維板〕

1. 概念, 定義及び範囲

パーチクルボード、硬質繊維板、半硬質繊維板、軟質繊維板、 などの生産活動をいい、日本標準産業分類2224パーティクル ボード製造、2492繊維板製造に該当する。

2. 推計資料

資 料 名 資料出所 建材統計年報 通産省調査統計部 工業統計表 産業編 " 品目編 用地用水編 40年產業連関表部門別報告書 商業マージン調査 鉱工業統計調査 経済企画経済研究 法人企業間接費調查集計結果 日本貿易月報 大蔵省税関部 主要企業経営分析 日本銀行統計 局 上場会社総覧 東京証券 取引所 硬質繊維板工業会資料

3. 生産額推計

(1) 推計資料

生産額推計にあたっては、主として生産動態統計調査(以下「生動」という。)を用いた。

(ii) 推計方法

(1) 生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、 品目別生産額を積上げ部門別生産額を推計した。

生産額=生産数量×(出荷金額÷出荷数量)

(2) なお, 部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス(日本標準産業分類細分類別)から下記算式により推計した。 半製品・仕掛品の増減額=45年末半製品・仕掛品額ー 44年末半製品・仕掛品額

4. 投入額推計

投入額推計であたっては、第1段階としてセンサスから主要 原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現 金給与総額、減価償却額、内国消費税額などそれぞれの大枠に ついて把握し、第2段階として生産技術者資料および別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行ない、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお, 各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのと おりである。

(i) 原材料・燃料および動力

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費 量を調整しているので、えれぞれ生産者価格によって投入額 推計を行ない、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは、関係業界 資料を参考にして細分推計した。

(ii) 間接経費および付加価値部門

当初は,鉱工業投入調査,法人企業間接費調査集計結果報告により各部門別に投入したが,最終的には産出側(経済企画庁)と調整して投入した。

5. 産出額推計

繊維板の産出は、パーテクルポード、硬質繊維板については 業界資料で需要部門別内訳がある。しかし、この分類は、I-O 分類に対してはあらいので大枠として把握し投入側と調整して 産出した。半硬質繊維板、軟質繊維板については、上記需要部 門内訳を参考にして産出枠を設定し、投入側と検討のうえ産出した。

IX 印刷 · 出版部門

1. 概念, 定義及び範囲

(i) 定義範囲

印刷,出版部門には,新聞,印刷,出版の3部門が含まれる。新聞の定義は日刊及び非日刊新聞紙のほかに新聞広告収入料が含まれる。印刷部門は主として印刷(とっ板,平版,おう版等)と印刷に伴なうサービス(写真製版、文選・植字,銅板,木版等)ならびに大蔵省印刷局の活動からなる。なお,製本,印刷物加工(折たたみ,ミシン掛け,のり付,裁断,はく押し等)は一般には印刷活動の工程中の活動とみられるので把握しない。また,一般印刷の加工賃収入分は,ほとんど同業者からの委託とみなして削除する。ただし特殊印刷物の加工賃収入については、ほとんど需要者からの直接需要分とみなして生産額に加えた。

出版部門は、主として書籍、教科書、辞典、パンフレット、 雑誌、定期刊行物の活動とし、ほかに広告収入を含む。

(ii) 40年表との相違点

40年表では、新聞とその他の印刷、出版の2部門で構成されていたが、45年表では表の利用を配慮して、その他の印刷出版部門(2800-90)を印刷(2800-91)と出版部門(2800-92) に分割した。

2. 推計資料

工業統計表通 産 省大蔵省印刷局資料大 蔵 省鉱工業投入調査通 産 省中小企業の原価指標中小企業庁出版協会出版協会商業マージン調査通 産 省

雇用者調査 新聞協会資料

3. 推計方法

(1) 生産額推計

新聞, 印刷, 出版の生産額は工業統計表によった。その算式は下記のとおりである。

生産額=45年製造品出荷額+(45年末製造品在庫額-44年末製造品在庫額)+広告料収入額+半製品仕掛品の 年初・年末増減額

労 働 省

なお、印刷部門は上記算式に(特殊印刷物の加工賃×2) を加算した。

(ii) 投入額推計

印刷,出版部門の投入推計に関する基礎資料はきわめてとばしいのでつ「ぎの方法によった。すなわち基本的には工業統計表によって原材料費,燃料電力及び付加価値部門の大枠が得られる。また、鉱工業投入調査によって費目別内訳が得られ、そのほか、40年パターンを参考にし、これらを総合して試算値とした。

調整作業段階において主原材料の紙、印刷インキ業については 産出側と検討のうえ投入額を決定し、また、間接経費、付加価値部門については産出側からの大枠としての数値を生産額、雇用者数などを勘案して部門別に配分した。

(iii) 産出額推計

(1) 新聞の産出は、その大部分は家計消費向けであるが、その はか各産業、政府部門などもかなりの購読量がある。産出 に際しては、日刊紙と非日刊紙別にそれぞれ家計消費向けと 家計消費以外向けとの大枠を設定し、家計消費向けの数値を 整理して、残りを事業所統計の事業所数、従業者数を勘案し て産業別に配分した。

なお、広告料収入は金額を営業広告部門に産出した。

(2) 印 刷

印刷の産出については、各産業の生産工程において印刷を直接必要とするもの及び印刷物を扱うことが主体の事務的産業などに限って産出することとし、他は一括して事務用品部門に産出することとした。 産出方法は推計資料がきわめて少ないためにまず40年の産出構成を参考にした。

しかし、40年表は印刷と出版が部門総合されているため に、この振り分けを行って試算値とし、調整作業段階で投 入側と検討して産出した。

(3) 出版

出版については前述のように試算値を作成したが、調整 作業段階で、まず家計消費、政府消費、教育部門等大口需 要部門への産出をかため、その残余を内生部門へ産出する こととした。

各産業部門への配分は主として雇用者数(労働省調査)を ウエィトにして配分した。

X ゴム製品部門

1. 概念, 定義及び範囲

昭和 4 5 年表におけるゴム製品部門の定義。範囲はつぎのとおりである。

3000-10 ゴム製品

タイヤ、チューブ、ゴムベルト、ゴムホース。工業用ゴム製品、ゴム引布、その他のゴム製品、再生ゴム、練生地などの生産活動をいい、日本標準産業分類28ゴム製品製造のうち、282ゴム製、プラスチック製はきもの同付属品製造を除いたものに該当する。

3000-20 ゴム製はきもの

ゴム製はきもの、プラスチック製はきもの、くつ底、その他はきもの用品の生産活動をいい、日本標準産業分類282ゴム製、プラスチック製はきもの、同付属品製造に該当する。

資料出所

2. 推計資料

資 料 名

(i) 共通資料

A 11			
ゴム製品統計年報	en e	通産省調査統計部	
工業統計表 産業編	$= \left\{ \begin{array}{ll} 1 & 1 \\ 1 & 2 \\ \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{ll} 1 \\ 2 \\ \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{ll} 1 \\ 1 \\ \end{array} \right\}$		
″ 品目編		er en	
〃 用地用水	編	"	
4 0 年產業連関表部門	別報告書	Same William State	
商業マージン調査		·	
鉱工業投入調査			
法人企業間接費調査集	計結果	経済企画庁経済研究所	f
日本貿易月表		大蔵省税関部	
主要企業経営分析		日本銀行統計局	
上場会社総覧		東京証券取引所	

(ji) 部門別資料

I -O部門番 号	部門名	資料番号	資 料 名	資料出所
3000-10	ゴム製品		機械統計年報	通産省調査統計部
		2	日本ゴム工業会資料	
		3	日本自動車タイヤ協会資料	
3000-20	ゴム 製 はきもの	4	日本自転車タイヤ工業会資料	
		5	日本ゴム工業会資料	
		6	日本ゴム履物協会	

3. 生產額推計

(i) 推計資料

各部門別の生産額推計にあたっては、主として生産動態統計調査(以下「生動」という。)および工業統計調査(以下「センサス」という。)結果を用いた。なお、生動の指定調査品目でないもの、指定調査品目であるが調査の範囲を限定しているものおよび、センサスで特掲品目となっていないものについては関係団体の調査資料を用いた。

(ii) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を推計した。

(1) 生動で調査している品目(ただし調査の範囲を限定しているものを除く。) については原則として生動の調査結果を用い、下記算式により推計した。

生産額=生産数量×(出荷金額÷出荷数量)

(2) 生動で調査していない品目および生動の指定調査品目であるが調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額(下記算式による。)を採用した。

生産額=45年製造品出荷額+(45年末製造品在庫額 -44年末製造品在庫額)

(3) なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス(日本標準産業分類細分類別)から下記算式により推計した。 半製品・仕掛品の増減額=45年末半製品・仕掛品額ー 44年末半製品・仕掛品額

(iii) 部門別生産額推計

- (1) 主として、生動を資料とした。
 - (イ) ゴム製品統計年報

3000-10 ゴム製品

ただし、ゴム製品の生動は調査の範囲を従業者5人以上の事業所を対象としているため、つぎのような小零細企業製品については、裾切りによる脱洩があるため、センサスを用いた。

※ 3000190300工業用ゴム製品。3000190570再生 投入した。

タイヤ、3000190700 練生地

3000-20 ゴム製はきもの

ただし、ゴム製はきものの生動は調査の範囲を従業者 5人以上の事業所を対象としているため、つぎのような 小零細企業製品については、裾切りによる脱洩があるの で、センサスを用いた。

※ 3000200200 プラスチック製はきもの、3000200 300くつ底、その他のはきもの用品。

4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額 燃料使用額,購入電力使用額,委託生産額,付加価値額,現金給与総額,減価償却額,内国消費税額などそれぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料および別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち,原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのと おりである。

(i) 原材料, 燃料および動力

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費 量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額 推計を行ないほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは化学工業原 単位、化学工業プロセスフローシートなどによって投入内訳比 率および関係業界資料を参考にして細分推計した。

(ii) 電力, ガス

公益事業局より配分された投入額と、生動の電力使用量と を勘案しつつ決定した。

(iii) 間接経費

当初は、鉱工業投入調査、法人企業間接費調査集計結果報告により各部門別に投入したが、最終的には産出側(経済企画庁)の総額を各部門別に配分した。

(1) 上水道, 工業用水

経済企画庁から産出のあった総額を, 40年I-O表の各部門別投入パターンにより配分した。

(2) 広 告

経済企画庁から産出のあった総額から①3191-00 医薬品,3192-20化粧品・はみがき(「日本の広告費(株:電通)」のうち業種別広告費による)の投入額を控除,②他の部門については基礎製品部門グループ,最終製品部門グループに大別し、最終製品部門グループに配分比率を大きくし、各グループごとに部門別生産額比率により細配分投入した。

(3) 金

経済企画庁から各部門別に産出のあった計数をそのまま 採用した。

- (4) 機械修繕費,不動産賃貸料,電算機賃貸料 経済企画庁から産出のあった総額を各部門別に投入した 滅価償却額比率で配分投入した。
- (5) 交通費 通信費 事務用品 経済企画庁から産出のあった総額を各部門別に投入した 雇用者所得額比率で配分投入した。
- (6) 事業所サービス 経済企画庁から産出のあった総額を各部門別生産額比率 により配分投入した。

(V) 付加価値

(1) 旅費 交際費 福利厚生費 経済企画庁から産出のあった総額を各部門に産額比率に 雇用者所得額比率で配分投入した。

(2) 雇用者所得

主として生動の労務統計、センサスの資料を基礎に各部 門別に投入したが、労働省から提示の「部門別就業者数, 雇用者数および現金給与総額」とを勘案し調整投入した。

(3) 資本減耗引当金

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済 企画庁の各部門別産出額と調整投入した。

(4) 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投 入したが、経済企画庁の各部門別産出額をそのまま採用し た。

(5) 営業余剰

鉱工業投入調査および上場会社総覧の損益計算などを基 礎資料として推計投入した。

5. 産出額推計

ゴム製品の生産、出荷は「生動」でその大部分が用途分類で 把握されている。例えば、タイヤ・チューブは、自動車用(車 種別) 航空機用、自転車用、運搬車用に分類され、ゴム引布 は衣料用、雑貨用、空気もの用などの分類で把握されている。 しかし、これらの分類は1-0表の作表分類に比べるとかなり あらいので、業界の産業別出荷資料などを参考にして産出作業 を行なった。

また、在庫部門の産出額は、つぎのように推計した。

(1) 生産者製品在庫増減額

下記(1) (2)により算出した品目別生産者製品在庫額増減額 を部門別に組替え積上げ推計した。

製品在庫增減額=(45年末製品在庫量-44年末製品在 庫量)×(45年出荷額÷45年出荷量)

(2) 生動で調査していない品目は、センサスを採用しつぎの 算式によった。

製品在庫增減額=45年末製品在庫額-44年末製品在庫額

(ji) 半製品. 仕掛品在庫増減額

センサスの日本標準産業分類 4 桁別の半製品, 仕掛品在庫 増減額をつぎの算出により計算し、I-O分類に組替えた。 半製品·仕掛品在庫增減額=45年末半製品·仕掛品在庫 額-44年末半製品・仕掛品在庫額

(iii) 流涌在庫增減額

商業紡計調査の商品分類別流通在庫増減額をI一〇分類別 (部門別)生産額比率により配分した。

- (IV) 原材料在庫增減額
 - (1) 部門内の品目が全部生動で調査されている部門について は、つぎの算式により推計し積上げ計算した。

原材料在庫增減額一(45年末原材料在庫額一44年末 原材料在庫額)×(当該原材料品目に対応する45年出 荷額:45年出荷量)

(2) 上記(1)以外の部門については、センサスの日本標準産業 分類4桁別の原材料在庫増減額をつぎの算式により計算し, I-O分類に組替えた。

原材料在庫增減額-45年末原材料在庫額-44年末原 材料在庫額

XI 化学工業製品部門

1. 概念・定義および範囲

昭和45年表における化学工業部門の定義範囲はつぎのとお りである。ただし、2110-40 エチルアルコール、3920-30 写真感光材料はそれぞれ食料品部門、機械部門に格付されるが 報告書作成の段階では便宜上本部門で記述する。

3110-10 アンモニア

アンモニア、液体アンモニア、アンモニア水の生産活動をい

3111-20 硫

硫酸の生産活動をいう。

3111-30 カーバイト

カルシウムカーバイトの生産活動をいう。

3111-40 ソーダ工業薬品

苛性ソーダ、ソーダ灰、塩素、塩酸、高度さらし粉、普通さ らし粉、その他のソーダ薬品の生産活動をいい、日本標準産 (1) 生動で調査している品目については、つぎの算式によっ 業分類 2621ソーダ工業のうち、塩化アンモニウムを除いた ものに該当する。

3112-10 タール製品

純ベンゾール、90%ベンゾール、純トリオール、クレオソート油、ピッチ、分溜石炭酸、精製ナフタリンのほか、その他のタール製品の生産活動をいい、日本標準産業分類2635コールタール製品製造に該当する。

3112-20 環式中間物

合成石炭酸, アニリン, 無水フタル酸, その他の環式中間物の生産活動をいう。

3112-30 メタノール系誘導品

精製メタノール, ホルマリン, その他のメタノール系誘導品 (ぎ酸, しゆう酸, ウロトロピン, 塩化メチル, 塩化メチレン ン, パンタエリスリトール等)の生酸活動をいう。

3112-40 アセチレン系誘導品

合成酢酸、その他のアセチレン系誘導品(無水酢酸、合成アセトン、合成ブタノール、アセトアルデヒド、酢酸エステル、モノクロル酢酸、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、オクタノール、アクリルニトリル、その他のアセチレン誘導品の生産活動をいう。

ただし、アセチレンからつくられる合成酢酸、合成アセトン 合成ブタノール、アセトアルデヒド、酢酸エステル、オクタノ ール、アクリルニトルの生産はなかった。

3112-50 可塑剤

フタル酸系可塑剤, りん酸系可塑剤, 脂肪系可塑剤, その他の 可塑剤の生産活動をいう。

3112-70 油脂加工製品

精製グリセリン,脂肪酸,精製脂肪酸,工業用硬化油,食用硬化油,粗製グリセリン,高級アルコール,その他の油脂加工製品の生産活動をいい,日本標準産業分類2651脂肪酸,硬化油,グリセリン製造に該当する。

3112-81 石油化学基礎製品

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン、分解ガソリン、トップガスの生産活動をいう。

3112-82 石油化学系芳香族製品

改質生成油および分解ガソリンからつくられるベンゾール, トルオール,キシロール芳香族溶剤の生産活動をいう。

3112-89 その他の石油化学製品

エチレン, プロピレン, ブタン・ブチレン芳香族製品からつくられる石油化学製品(無水フタル酸, テレフタル酸, スチレンモノマー, 酢酸, 合成アセトン, 合成ブタノール, 合成ゴム, その他の石油化学製品)の生産活動をいう。

(注) 石油化学製品は、昭和40年表では列部門として一本であったが、45年表では表の利便を考慮して上記のとおり3部門に分割した。

3113-00 合成染料

直接染料、酸性染料、その他の合成染料の生産活動をいう。

3114-10 火薬類

産業用爆薬(ダイナマイト、硝安油剤爆薬、カーリット等), 火工品(雷管、導火線、導爆線等)煙火の生産活動をいい、 日本標準産業分類 2691産業用火薬類製造、2692武器用火 薬類製造、3987煙火製造に該当する。

3116-10 繊維原料用合成樹脂

さく酸繊維素(アセチルセルロース), さく酸ビニール, ポリビニールアルコール, 塩化ビニリデン樹脂の生産活動をいう。

31117-10 熱硬化性樹脂

フェノール樹脂, ユリア樹脂, メラミン樹脂, 不飽和ポリエステル樹脂の生産活動をいい, エポキシ樹脂は除かれる。

3117-20 塩化ビニール

塩化ビニール樹脂の生産活動をいう。

3117-30 石油系合成樹脂

石油系樹脂であるポリエチレン, ポリスチレン, ポリプロピレン, ポリブデン, エポキシ樹脂, 石油樹脂の生産活動をいる。

3117-90 その他の合成樹脂

メタクリル酸エステル, メタクリル樹脂, ポリアミド系樹脂 ポリカーボネードなどの生産活動をいう。

3118-10 アンモニア系肥料

合成硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウム、尿素、硫りん安、 りん硝安、硫りん安系、りん酸系、塩化アンモニウムの生産 活動をいう。

3118-20 りん酸質肥料

過りん酸石灰, 重過りん酸石灰, 溶性りん肥, 焼成りん肥, 化成肥料(硫りん安系, りん酸液系を除く。) N K 化成の生産活動をいう。

3118-30 石灰窒素

石灰窒素の生産活動をいい、日本標準産業分類 2 61 2石灰窒素製造に該当する。

3118-90 その他の化学肥料

配合肥料、硫酸カリ、その他の化学肥料の生産活動をいう。

3119-10 無機薬品

二酸化炭素亜鉛華,酸化チタン,カーボンブラック,その他の無機薬品(硫酸塩,亜硫酸塩,硫化物。明ばん,ふっ化物,りんおよび化合物。りん酸ナトリウム、りん酸カリウム,カリウム塩,バリウム塩、亜鉛化合物、鉛化合物、クロム酸

塩, 水銀化合物, 鉄化合物, 顔料, 活性炭, 硝酸, 硝酸ナトリウム, 亜硝酸ナトリウム, その他の無機薬品)の生産活動をいう。

3119-20 高圧ガス

酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、フロンガス、液化炭酸ガス、固体炭酸ガス、その他の圧縮液化ガスの生産活動をいい、日本標準産業分類2624圧縮ガス、液化ガス製造に該当する。

3119-30 硝化綿, セルロイド生地 硝化綿 (ニトロセルローズ), セルロイド生地の生産活動を いろ。

3119-90その他の基礎薬品

鎖式有機酸(乳酸, 酒石酸, 吐酒石, くえん酸, こはく酸) エーテル, ゴム加硫促進剤, ゴム老化防止剤, フルフラール 天然樹脂製品, 木材化学製品の生産活動をいう。なお, ガソ リン添加剤は除かれる。

3130-00 塗 料

油性塗料, ラッカー, 電気絶縁塗料, 合成樹脂塗料, シンナー, その他の塗料, 同関連製品の生産活動をいい, 日本標準産業分類 2654塗料製造に該当する。

3191-00 医薬品

医薬および公衆衛生用薬(防腐剤,防疫用殺菌,消毒剤,防虫剤,殺虫剤,殺モ剤,その他の公衆衛生用薬)の生産活動をいい、日本標準産業分類 266 医薬品製造に該当する。

3192-10 せっけん, 界面活性剤

せっけん, 家庭用合成洗剤, 界面活性剤, その他の洗剤, 活性剤の生産活動をいい, 日本標準産業分類2652石けん, 合成洗剤製造, 2653界面活性剤製造に該当する。

3192-20 化粧品・はみがき

化粧品・はみがきおよびシャンプーの生産活動をいい、日本標準産業分類 2695化粧品・はみがき、その他の化粧用調製品製造に該当する。

3192-30 印刷インキ

一般インキ,新聞インキ,き釈用ワニスの生産活動をいい, 日本標準産業分類 2655印刷インキ製造に該当する。

3192-40 農 薬

農薬用のBHC製剤,天然殺虫剤,その他の殺虫剤,水銀化合製剤,その他の殺菌剤,その他の農薬の生産活動をいい,日本標準産業分類2963農薬製造に該当する。

なお, 農薬用以外の殺虫剤, 殺菌剤, 殺そ剤は3191-00 医薬に含まれる。

3192-90 その他の最終化学製品

人口甘味剤、接着剤、ゼラチン、にかわ、香料、写真用化学

薬品、くつクリーム、洗浄剤、みがき用剤、ガソリン添加剤 その他の有機化学工業製品、デキストリン、試薬、触媒など の生産活動をいう。なお、合成樹脂接着剤、筆記用インキ(スタンプ用)は除く。

2110-40 エチルアルコール

エチルアルコール (無水99%)およびエチルアルコール (含水95%)の生産活動がこの部門に属する。

3920-30 写真感光材料

写真用フィルム(X線用フィルム,ロールフィルム,映画用フィルム,特殊フィルム),写真用乾板,印画紙,青写真感光紙,復写感光紙の生産活動をいい,日本標準産業分類2697写真感光材料のうち,写真用化学薬品を除いたものに該当する。

資料出所

2. 推計資料

(i) 各部門共通資料

松夕

質 竹 石	資 和 田 川
化学統計年報	通産省調査統計部
工業統計表 産業編	"
〃 品目編	"
〃 用地用水編	"
化学工業原単位	
4 0年產業連関表部門別報告書	"
商業マージン調査	"
鉱工業投入調査	"
法人企業間接費調査集計結果	経済企画庁経済研究所
日本貿易月表	大蔵省税関部
主要企業経営分折	日本銀行統計局
化学工業プロセスフローシート	化学工業社
化学工業年鑑	化学工業日報社
上場会社総覧	東京証券取引所
日本の広告費	(株) 電 通

(ii) 部門別資料

—	- 0部門番号	部門	<i>A</i>		ut si		Т.	Mer	alest.		
<u> </u>	- 一	即 门	名	資	料	名		資 	料 ———	出	所
;	3 1 1 1 - 1 0	アンモニア		ア系製品年鑑				アンモ	ニア	系製品	協会
;	3111-20	硫酸		硫酸手帳				硫	酸	協	会
;	3111-30	カーバイト		カーバイト需給	実績			カー	バイ	トエ	業会
				石灰窒素需給年	報					窒素工	
1	3111-40	ソーダ工業薬品		ソーダ工業統計	表					ダエ	
;	3112-10	タール製品		芳香族およびタ	ール製品	統計		独)日 2	本芳	香族工	業会
Ι.	3112-20	環式中間物		化成品工業会資	料		ļ				
ı	3112-30	メタノール系誘導品		メタノール, ホ	ルマリン	協会資料					
!	3112-50	可 塑 剤		可塑剤工業会資	料						
1	3112-70	油肪加工製品		日本油脂工業会	資料		7				
	3112-81	石油化学基礎製品									
Ι.	3112-82	石油化学系芳香族製品		石油化学工業協	会資料					•	
l	3112-89	その他の石油化学製品		J.,							
ł	3114-10	火 薬 類		日本産業火薬会	資料						
3	3.11610	繊維原料用合成樹脂		繊維統計年報				通産	省 調	査 統	計部
				酢ビポパールエ	業会資料						
3	3117-10	熱硬化性樹脂		合 板 統 計			,	農 林	省 農	林経	済 局
				合成樹脂工業会							
1		塩化ビニール		塩化ビニール工							
	117-30	石油系合成樹脂		石油化学工業協							
	118-10	アンモニア系肥料		[農林省肥料機械	課資料						
3	118-20	りん酸質肥料					1			計協	
			+1 +					巴料	協	会新!	聞 部
3	118-30	石灰窒素		農林省肥料機械							
				カーバイト需給				カ ー .	ベイ	トエ	業 会
				石灰窒素需給実	續			日本石	⋾灰 9	登素 工	集会
_		7- 0- 44 0- 11- 25 Hm wi		肥料要覧			1	ひまり しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅう	統	計協	会
3	118-90	その他の化学肥料		農林省肥料機械	課資料						
		Ann. Hik the ci		肥料要覧			1			計協	
3	119-10	無機薬品		無機薬品の実績				3 本 统	無機	薬品	協会
				日本硫曹協会資					7-1-	1 1 2 3 14	
	1404		*	日本硫炭協会資							
				カリ塩懇話会資			1				
				カーボンブラッ	ク協会質	타					
ā	119-20	喜圧ガス		無機薬品要覧				本	烘機	薬品:	協 会
		同丘ルへ 硝化綿,セルロイド生地		酸素協会資料	44 *** ^ >	øe vkoi			g to t		
		塗料		セルロイド硝化		貝科					
	191-00			日本塗料工業会		10		 ≅' /i	ΛIΛ	स्रोतः	- -
		せっけん、界面活性剤		薬事工業生産動 日本油脂工業会		≒Q .		产生	自	楽》	# 同
. <u> </u>		on in the second of the seco		日本 他	•				4 50		
					and the second second	81 .		· 10			
3	192-20	化粧品,はみがき			上未云質 7	"		F /	L 164 →	[] s	4 ₩ ∧
		印刷インキ		印刷インキ工業			J 5	R JN 1	L AZI	品工	釆 会
	192-40			農薬要覧				F ++	N	曲元	
	A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	その他の最終化学製品		日本合成香料工			1 25	≈ 11 ¹	13	農政	间
		- 1 1-11	1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1	化成品工業会資							
2	110-40	エチルアルコール		アルコール事業			72	在在小	7 11 -	コール事	r\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
				, 一一 ル 事 木	叫风竹	Jacqueti, Princip	, At	年 1	, ,,, ,	- 一ル事	**************************************

3. 生產額推計

(i) 推計資料

各部門別の生産額推計にあたっては、主として生産動態統 計調査(以下「生動」という。)および工業統計調査(以下 「センサス」という。) 結果を用いた。なお、生動の指定調 査品目でないもの、指定調査品目であるが調査の範囲を限定 しているものおよびセンサスで特掲品目となっていないもの については関係団体の調査資料を用いた。

(ii) 推計方法

部門別の生産額推計は。下記要領により品目別生産額を算 出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を 推計した。

(1) 生動で調査している品目(ただし、調査の範囲を限定し ているものを除く。) については原則として生動の調査結 果を用い、下記算式により推計した。

生産額-生産数量×(出荷金額÷出荷数量)

(2) 生動で調査していない品目および生動の指定調査品目で あるが調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額 (下記算式による。)を採用した。

生産額=45年製造品出荷額+(45年末製造品在庫額 一44年末製造品在庫額)

- (3) 上記(1), (2)以外の品目については、他省庁および関係諸 団体の調査による生産額を用いた。
- (4) なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス(日 本標準産業分類細分類別)から下記算式により推計した。 半製品・仕掛品の増減額-45年末半製品・仕掛品額-4 4年末半製品・仕掛品額
- (||) 部門別生産額推計
 - (1) 主として生動を資料とした部門
 - (イ) 化学工業統計年報
 - 3111-10 アンモニア

生産量は、生動による数量を採用した。なお、アンモニアは その大部分が生産工場でアンモニア系肥料、繊維原料用合成 樹脂用として自家消費され、他の工業用向けは主として液体 アンモニア、アンモニア水として出荷されるため、生産者価 格は製造業者数社の関取り調査による平均単価を用いた。

3111-20 硫酸

生産量は生動による数量を採用した。なお、硫酸はそ の大部分が化学肥料用として自家消費されるため, 自 家消費分の価格については製造業者数社の聞取り調査 および硫酸協会資料より4.080円/tを採用した。

また、出荷分については生動による出荷単価6800円/1 を採用した。硫酸の平均価格は両者の単価による加重 3192-10 せっけん,界面活性剤

平均価格である。

- 3111-30 カーバイト
- 3111-40 ソーダ工業薬品
- 3112-20 環式中間物

ただし、 3112290900 その他の環式中間物は (センサス 263629 その他の環式中間物一生動の環式中間物品目群(Ⅰ-〇特掲品目)の合計〕によって推計した。

- 3112-30 メタノール系誘導品
- 3112-40 アセチレン系誘導品
- 3112-50 可 塑 剤
- 3112-70 油脂加工製品
- 3112-81 石油化学基礎製品

ただし、3112819300 その他のトップガスは石油化学工 業協会資料から、アンモニア用、都市ガス用、燃料用に使用 した消費量に生産者価格を乗じて推計した。

- 3112-82 石油化学系芳香族製品
- 3112-89 その他の石油化学製品
- 3113-00 合成染料
- 3114-10 火 薬 類

ただし、3114190300 煙火はセンサス398711 煙火を 採用した。

- 3116-10 繊維原料用合成樹脂
- 3117-10 熱硬化性樹脂
- 3117-20 塩化ビニール
- 3117-30 石油系合成樹脂
- 3117-90 その他の合成樹脂
- 3118-10 アンモニア系肥料
- 3118-20 りん 酸質肥料
- 3118-30 石灰窒素
- 3119-10 無機薬品

ただし、3119190300 その他の無機薬品は(センサス 262939 その他の無機化学工業製品一生動の無機薬品品目 群(I-O特掲品目)の合計)によって推計した。

3119-20 高圧ガス

ただし、311920900 その他の圧縮ガスは(センサス2624 19その他の圧縮ガス、液化ガス一生動の高圧ガス品目群(I-○特掲品目)の合計)によって推計した。

- 3119-30 硝化綿, セルロイド生地
- 3119-90 その他の基礎薬品

ただし、3119900110 天然樹脂製品、3119900120 木材化学製品はそれぞれセンサス269811 天然樹脂製品. 269812 木材化学製品を採用した。

3192-30 印刷インキ

2110-40 エチルアルコール

3920-30 写真感光材料

ただし、3920300400 青写真感光紙、3920300500 複写感光紙は生動の指定調査品目となっていないため、それぞれセンサスの269713 青写真感光紙、269714 複 写感光紙を採用した。

(2) 主としてセンサスを資料とした部門

部門内の全部または大半の品目が生動の指定調査品目でないものおよび生動の調査範囲が規模限定されているため規模以下の事業所分の生産額が脱洩するもの

3130-00 塗 料

3192-20 化粧品・はみがき

3192-40農薬

3192-90 その他の最終化学製品

ただし、319290094触媒は生動を採用した。

(3) 主として関係業界およびその他の資料による部門

3112-10 タール製品

3112120 90%ベンゾール, 3112190010 90%トリオール, 3112190020 60%トリオール, 3112190040 ヘビーナフタ, 3112190065 高沸点タール酸, 3112190080 粗製アントラセン,3112190190 その他のタール製品は「芳香族およびタール製品統計(社:日本芳香族工業会)」の生産を用いた。なお, 上記以外の品目についてはセンサスを採用した。

3118-90 その他の化学肥料

A 3118900100 配合肥料

- ① 化成肥料の生産量(農林省…肥料要覧)4,455,143 t 一高度化成肥料・低度化成肥料の生産量(生動) 3,546,778t=生動で調査していない化成肥料の生産 量908,365t(a)
- ② 908,365t(a)×25+m(生動の複合肥料合計の平 均価格)=22,709百万円(b)
- ③ 配合肥料の生産量(農林省…肥料要覧)650,401t ×19,08行(農家購入価格から運賃・マージンを控除 [農林省・・肥料要覧])=7,032百万十(配合肥料の生産額)

B 3118900910 硫酸カリ

- ① 硫酸カリの生産量(農林省…肥料要覧)165,137t×23.2 キャ(生産者価格)=38,131百万円(a)
- ② 塩化カリの生産量(農林省…肥料要覧) 25,748 t× 18.4fm(生産者価格) = 474百万円 (b)
- ③ 38,131百元円(a)+474百元円(b)=4,304百元円 ←(硫酸カリの生産額)

C 3118900920 その他の化学肥料

センサス 261919 その他の化学肥料の生産額

134,131百万円 一(生動3118150100高度化成肥)料の生産額63,407百万円+生動3118290300低度化成肥料の生産額27,666百万円+上記Bによる3118900910硫酸カリの生産額4,304百万円)=9,013百万円←(その他の化学肥料)

3191~00 医 薬 品

全品目とも薬事工業生産動態統計年報(厚生省薬務局企業課)の生産額を採用した。

4. 投入額推計

各部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、委託生産額、付加価値額、現金給与総額、減価償却額、内国消費税額などそれぞれの大枠については握し、第2段階として生産技術的資料および別途 I - O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行ない、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

(i) 原材料、燃料および動力

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費 量を調査しているのでそれぞれ生産者価格によって投入額推 計を行ない、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない 副資材的なものは化学工業原 単位、化学工業プロセスフローシートなどによって投入内訳 比率および関係業界資料を参考にして細分推計した。

(ii) 電力, ガス

公益事業局より配分された投入額と生動の電力使用量とを 勘案しつつ決定した。

(iii) 間接経費

当初は、鉱工業投入調査、法人企業間接費調査集計結果報告により各部門別に投入したが、最終的には産出側(経済企画庁)の総額を各部門別に配分した。

(1) 上水道、工業用水

経済企画庁から産出のあった総額を40年I-O表の各部門別投入パターンにより配分した。

(2) 広告

① 3191-00 医薬品, 3192-20 化粧品・はみがき については「日本の広告費(株:電通)のうち業種別広 告費により投入し(||)経済企画庁より産出のあった総額か ら前記2部門の投入額を控除,(|||)その他の部門について は基礎製品部門グループ, 最終製品部門グループに大別 し、最終製品部門グループに配分比率を大きくし、(||)の 控除後の総額を両グループに配分(V)各グループごとに部 門別生産額比率により細配分投入した。

(3) 金融

経済企画庁から各部門別に産出のあった計数をそのまま 採用した。

- (4) 機械修繕費,不動産賃借料,電算機賃借料 経済企画庁から産出のあった総額を各部門別に投入した 減価償却額比率で配分投入した。
- (5) 交通費, 通信費, 事務用品 経済企画庁から産出のあった総額を各部門別に投入した 雇用者所得額比率で配分投入した。
- (6) 事業所サービス 経済企画庁から産出のあった総額を各部門別生産額比率 により配分投入した。

(v) 付加価値

(1) 旅費, 交際費, 福利厚生費 経済企画庁から産出のあった総額を各部門別に投入した 雇用者所得額比率で配分投入した。

(2) 雇用者所得

主として生動の労務統計、センサスの資料を基礎に各部門別に投入したが、労働省から提示の「部門別就業者数、 雇用者数および現金給与総額」とを勘案し調整投入した。

(3) 資本減耗引当金

センサスの減価償却額によって各部門に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整投入した。

(4) 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入したが、経済企画庁の各部門別産出額をそのまま採用した。

(5) 営業余剰

鉱工業投入調査および上場会社総覧の損益計算などを基 礎資料として推計投入した。

5. 産出額推計

部別別産出額推計は投入推計作業とほぼ平行して行なわれたが、概していえば、投入推計にあたっては、生動、センサス、鉱工業投入調査、法人企業間接調査集計結果、化学工業原単位 および関係業界資料など比較的安定した資料があるため、ある程度精度のある推計ができた。しかし、産出推計は投入推計ほど安定した産出比率を求め得る資料がなかった。

なお、各部門別の産出推計にあたっては、原則として①生動 のうち原材料統計から業種別原材料品目別消費量を原材料品目別に 業種別組替え生産者価格で評価、②化学工業年鑑のうちの業種別 需要動向による用途別需要実績,③化学工業プロセスフローシート化学工業年鑑のうち品目別用途内訳比率を参考に品目別生 産額に乗じそれぞれ積上げ推計した。

また、在庫部門の産出額はつぎのように推計した。

(i) 生産者製品在庫増減額

下記(1), (2)により算出した品目別生産者製品在庫額増減額を部門別に組替え積上げ推計した。

(1) 生動で調査している品目については、つぎの算式によった。

製品在庫增減額=(45年末製品在庫量-44年末製品在庫量)×(45年出荷額÷45年出荷量)

(2) 生動で調査していない品目は、センサスを採用し、つぎ の算式によった。

製品在庫增減額=45年製品在庫額-44年末製品在庫額

(ii) 半製品, 仕掛品在庫増減額

センサスの日本標準産業分類 4 桁別の半製品・仕掛品在庫 増減額をつぎの算出により計算し、I - O 分類に組替えた。 半製品・仕掛品在庫増減額=45年末半製品・仕掛品在庫 額-44年末半製品・仕掛品在庫額

(iii) 流通在庫増減額

商業統計調査の商品分類別流通在庫増減額をI-O分類別 (部門別)生産額比率により配分した。

- (V) 原材料在庫增減額
 - (1) 部門内の品目が全部生動で調査されている部門については、つぎの算式により推計し積上げ計算した。

原材料在庫増減額=(45年末原材料在庫額-44年末 原材料在庫額)×(当該原材料品目に対応する45年出 荷額÷45年出荷量)

(2) 上記(1)以外の部門については、センサスの日本標準産業 分類 4 桁別の原材料在庫増減額をつぎの算式により計算し、 I - O 分類に組替えた。

原材料在庫增減額=45年末原材料在庫額-44年末原材料在庫額

Ⅻ 窯業・土石製品部門

- 1. 概念, 定義及び範囲
- (i) 昭和45年表における窯業・土石製品部門の定義範囲はつぎ のとおりである。
 - 3310-10 耐火れんが

耐火れんが、その他の耐火れんが(不定型耐火物、その他の耐火物、耐火モルタル)の生産活動をいい、日本標準産業分類305耐火物製造に該当する。

3310-90 その他の建設用土石製品

普通れんが,石工製品,粘土瓦,陶管,その他の建設用粘土製品の生産活動をいい,日本標準産業分類303建設用粘土製品製造,3096石こう製品製造に該当する。

3320-10 板ガラス

板ガラス, みがき板ガラス, 合せガラス, 強化ガラス, 曲板ガラス, その他の板ガラスの生産活動をいい日本標準産業分類, 3011板ガラス製造, 3012板ガラス加工のうち鏡を除いたものに該当する。

3320-20 ガラス製品

日本標準産業分類の小分類ガラス繊維同製品製造, ガラス製加工素材製造, ガラス容器製造, 理化学用・医療用ガラス器具製造, 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造, その他のガラス同製品製造業の活動とし、魔法びん製造を含む。

3330-00 陶磁器

日本標準産業分類の陶磁器同関連製品製造業の生産活動とする。この範囲には陶磁器絵付業および陶磁器用坏土製造業が含まれているが、これは陶磁器の生産工程における中間的作業とみて、生産額に計上しないことにする。

3340-00 セメント

ポルトランドセメント、シリカセメント、高炉セメント、雑用セメントの生産活動をいい、日本標準分類3021セメント製造に該当する。

3390-10 炭素製品

電極, 電刷子, 炭素棒, 特殊炭素製品, 黒鉛るつぼ, 不しん透性炭素, ピッチコークスの生産活動をいい, 日本標準産業分類306炭素, 黒鉛製品製造に該当する。

3390-20 研磨材

研磨材,研削と石,研磨布紙,その他の研磨材・同製品の 生産活動をいい,日本標準産業分類307研磨材・同製品 製造に該当する。

3390-30 石綿製品

石綿糸,石綿布,ジョイントシート,石綿板,石綿紙,ブレーキライニング,石綿保温材,その他の石綿製品の生産活動をいい,日本標準産業分類3095石綿製品製造に該当する。

3390-41 生コンクリート

生コンクリートの生産活動をいう。

3390-42 その他のセメント製品

コンクリートパネル, 遠心力鉄筋コンクリート製品, 空洞 法人企業間接費調査集計結果 経済企画庁経済研究所 コンクリートブロック, 護岸用コンクリートブロック, 道 日本貿易月報 大 蔵 省 税 関 部 路用コンクリートブロック, プレストレスコンクリート製 主要企業経営分折 日 本 銀 行 統 計 局 品, 石綿スレート, 石綿円筒, 石綿高圧管, 厚形スレート 上場会社総覧 東 京 証 券 取 引 所 木毛セメント板, パルプセメント板, テラゾー製品, 気泡

コンクリート製品、普通コンクリート管、土木用コンクリートブロック、セメントかわら、その他のセメント製品の生産活動をいい、日本標準産業分類3022セメント製品製造のうち生コンクリートを除いたものに該当する。

3390-90 その他の土石製品

石灰、その他の石灰製品、岩綿、鉱さい綿・同製品、人工 骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉砕等処理品、雲母板、うわ薬、マグネシアクリンカ、その他の窯業土石製品の生産活動をいい、日本標準産業分類3083石工品製造、3085鉱物・土石粉砕製造、3094岩綿・鉱さい綿・同製品製造、3097石灰製造、3099他に分類されない窯業・土石製品製造に該当する。

(||) 40年表との相違点

昭和45年表における窯業・土石製品部門は住宅産業等の表の利用を考慮して下記の部門を細分した。

2. 推計資料

(1) 共通資料

資 料 名	資料 出所
建材統計年報	通産省調査統計部
窯業統計年報	"
雜貨統計年報(日用品) 陶磁器)	"
工業統計表 産業編	The state of the s
" 品目編	
〃 用地用水編	"
化学工業原単位	
4 0 年産業連関表部門別報告書	
商業マージン調査	
鉱工業投入調査	
法人企業間接費調查集計結果	经济企画庁経済研究所
日本貿易月報	大蔵省税関部
主要企業経営分折	日本銀行統計局
上場会社総覧	東京証券取引所

(ii) 部門別資料

	I-〇部門番号	部門名	資 料 名	資料出所
	3310-90	その他の建設用土石製品	石膏ボード工業会資料	
İ	3320-20	ガラス製品	自動製びん協会資料	
	3390-30	石綿製品	石綿製品工業会資料	
	3390-41	生コンクリート	関東生コンクリート協会資料	
			建設経済月報	建設省
	3 3 9 0 - 4 2	その他のセメント製品	ヒューム管協会資料	, - ,-, ,-
			コンクリート,ポール,パイル協会資料	

3. 生產額推計

(i) 推計資料

各部門別の生産額推計にあた。ては、主として生産動態統計調査(以下「生動」という)および工業統計調査(以下「センサス」という)結果を用いた。なお、生動の指定調査品目でないもの、指定調査品目であるが調査の範囲を限定しているものおよび、センサスで特掲品目となっていないものについては関係団体の調査資料を用いた。

(ii) 推計方法

部門別の生産額推計は、下記要領により品目別生産額を推計し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を 推計した。

(1) 生動で調査している品目(ただし、調査の範囲を限定しているものを除く。)については、原則として生動の調査結果を用い、下記算式により推計した。

生産額=生産数量×(出荷金額÷出荷数量)

(2) 生動で調査していない品目および生動の指定調査品目であるが調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額(下記算式による。)を採用した。

生産額=45年製造品出荷額+(45年末製造品在庫額-44年末製造品在庫額)

- (3) 上記(1), (2)以外の品目については他省庁および関係諸団体の調査による生産額を用いた。
- (4) なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス(日本標準産業分類細分類別)から下記算式により推計した。 半製品・仕掛品の増減額=45年末半製品・仕掛品額-44年末半製品・仕掛品額

(iii) 部門別生産額推計

(1) 主として生動を資料とした部門

窯業、建材および雑貨統計年報

3310-10 耐火れんが

ただし、3310190210 粘土るつぼ、3310190220 その他の耐火物は生動の指定調査品目となっていないためそれぞれのセンサスの305211 粘土質るつぼ、305919その他の耐火物を採用した。

3320-10 板ガラス

ただし、332010090 その他の板ガラスはセンサス301219 その他の板ガラスを採用した。

3340-00 セメント

3390-10 炭素製品

ただし、① 3390100700 ピッチコークスは、ピッチコークス協会資料による。② 3390100800その他の炭素、 黒鉛製品は〔センサス 306919その他の炭素・黒鉛製品ー(生動3390100500 黒鉛るつぼ+ 3390100600 不しん透性炭素)〕によって推計した。

3390-20 研磨材

ただし、3390200100 研磨材(天然, 人造), 3390200300 研磨布紙, 3390200400その他の研磨材・同製品は、それぞれセンサス307111 天然研磨材, 人造研削材, 307311 研磨布紙, 307919 その他の研磨材・同製品を採用した。

(2) 主としてセンサスを資料とした部門

部門内の全部または大半の品目が生動の指定調査品目でないものおよび生動の調査範囲が規模限定されているため規模以下の事業所分の生産額が脱洩するもの。

3310-90 その他の建設用土石製品

ただし、3310900220 石こうボードは生動を採用した。 3320-20 ガラス製品

ただし、ガラス繊維製品は生動を採用した。

3330-00 陶磁器

3390-41 生コンクリート

3390-42 その他のセメント製品

ただし、3390421コンクリートパネルは生動を採用した。 3390-90 その他の土石製品

4. 投入額推計

各部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額,燃料使用額,購入電力使用額,委託生産額,付加価値額,現金給与総額,減価償却額,内国消費税額などそれぞれの大枠については握し、第2段階として生産技術的資料および別途 I — O 表作成のための特別調査によって得

られた投入内訳比率すなわち,原単位を使用し各投入部門別に 細分した推計を行ない,最終段階で産出側と調整のろえ決定した。なお,各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎの とおりである。

(i) 原材料, 燃料および動力

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費 量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額 推計を行ない、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは化学工業原単位、化学工業プロセスフローシートなどによって投入内訳 比率および関係業界資料を参考にして細分推計した。

(||) 電力, ガス

公益事業局より配分された投入額と生動の電力使用量とを 勘案しつつ決定した。

(||) 間接経費

当初は、鉱工業投入調査、法人企業間接費調査集計結果報告により各部門別に投入したが最終的には産出側(経済企画庁)の総額を各部門別に配分した。

(1) 上水道、工業用水

経済企画庁から産出のあった総額を, 40年1-0表の 各部門別投入パターンにより配分した。

(口) 広 告

経済企画庁より産出のあった総額から3191-00医薬品,3192-20 化粧品・はみがき(「日本の広告費(株:電通)」のうち業種別広告費による。)の投入額を控除し他の部門について基礎製品部門グループ、最終製品部門グループに大別し最終部門別に配分比率を大きくし、各グループごとに部門別生産額比率により細配分投入した。

(ハ) 金融

経済企画庁から各部門別に産出のあった計数をそのまま採用した。

(二) 機械修繕費 不動産賃貸料, 電算機賃貸料

経済企画庁から産出のあった総額を各部門別に投入した 減価償却額比率で配分投入した。

(本) 交通費, 通信費, 事務用品

経済企画庁から産出のあった総額を各部門別に投入した 雇用者所得額比率で配分投入した。

(へ) 事業所サービス

経済企画庁から産出のあった総額を各部門別生産額比率 により配分投入した。

(v) 付加価値

(1) 旅費, 交際費, 福利厚生費

経済企画庁から産出のあった総額を各部門別に投入した 雇用者所得額比率で配分投入した。

(2) 雇用者所得

主として生動の労務統計,センサスの資料を基礎に各部 門別に投入したが,労働省から提示の「部門別就業者数, 雇用者数および現金給与総額」とを勘案し調整投入した。

(3) 資本減耗引当金

センサスの減価償却額によって各部門に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整投入した。

(4) 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入したが経済企画庁の各部門別産出額をそのまま採用した。

(5) 営業余剰

鉱工業投入調査および上場会社総覧の損益計算などを基 遊資料として推計投入した。

5. 産出額推計

部門別産出額推計は投入推計作業とほぼ平行して行なわれたが、概していえば投入推計にあたっては、生動、センサス、鉱工業投入調査、法人企業間接費調査集計結果、化学工業原単位および関係業界資料など比較的安定した資料があるため、ある程度精度のある推計ができた。しかし、産出推計は投入推計ほど安定した産出比率を求め得る資料がなかった。

なお,各部門別の産出推計にあたっては,原則として生動のうち原材料統計から業種別原材料,品目別消費量を原材料品目別業種別に組替え,生産者価格で評価した。また,在庫部門の産出額はつぎのように推計した。

(i) 生産者製品在庫增減額

下記(1), (2)により算出した品目別生産者製品在庫額増減額 を部門別に組替え、積上げ推計した。

- (1) 生動で調査している品目については、つぎの算式によった。 製品在庫増減額=(45年末製品在庫量-44年末製品在 庫量)×(45年出荷額÷45年出荷量)
- (2) 生動で調査していない品目は、センサスを採用しつぎの算式によった。

製品在庫增減額 = 45年末製品在庫額 - 44年末製品在庫額

(ii) 半製品·仕掛品在庫增減額

センサスの日本標準産業分類 4 桁別の半製品・仕掛品在庫 増減額をつぎの算出により計算 し I — O 分類に組替えた。

半製品·仕掛品在庫增減額 = 4 5 年末半製品·仕掛品在庫額 = 4 4 年末半製品·仕掛品在庫額

(||) 流通在庫增減額

商業統計調査の商品分類別流通在庫増減額をI-O分類別 (部門別)生産額比率により配分した。

- (V) 原材料在庫增減額
 - (1) 部門内の品目が全部生動で調査されている部門については、つぎの算式により推計し積上げ計算した。

原材料在庫増減額=(45年末原材料在庫額-44年末原材料在庫額)×(当該原材料品目に対応する45年出荷額÷45年出荷量)

(2) 上記1)以外の部門についてはセンサスの日本標準産業分類4桁別の原材料在庫増減額をつぎの算式により計算しI-0分類の組替えた。原材料在庫増減額-45年末原材料在庫額-44年末原材料在庫額

XII 鉄鋼部門

1. 概念・定義および範囲

(j) 昭和45年表における部門分類は下記の通りである。

部門(品目)	I -0 = - F	摘 要
鉄 鉄	341100	投入,產出,原鉄,
at the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of		ベースメタル
		純鉄を含む。
フエロアロイ	341300	投入、産出、シリコクロ
		ム、酸化モリブデンプリケ
		ット、タングステン酸カルシ
		ウムクリンカーを含む。
粗 鍋	341400	投入, 産出
熱間圧延鋼 材	341500	投入は普通鋼, 特殊鋼
普通鋼熱間圧延綱材	3415010	産出
特殊鍋″	3415020	産出
鋼管	341600	投入は普通鋼, 特殊鋼
普通鋼鋼 管	3416010	産出
特殊鋼 "	3416020	産出
冷間仕上鋼材、めつ	341700	投入は冷間、めっき鋼
き鋼材		材
冷間仕上鋼材	3417010	産出
めつき 鋼材	3417020	産出
鍛鋼	3418100	投入, 産出
鋳 鋼	3418200	投入, 産出
鋳 鉄 管	3418300	投入, 産出
その他の鉄鋼製品	3418900	投入, 産出

品目の定義範囲は生産動態統計調査の品目分類を採用しており、鉄鋼統計年報に掲載されているものを採用している。

副産物(鉱滓,鉱滓バラスト,高炉ガス灰,けい酸石灰,電炉ガス,高炉ガス)については、製鉄業参考資料の品目分類を参考にした。なお、生産工程で発生した鉄くずについては鉄鋼統計年報の原材料統計よりそれぞれ発生源別に区別し各部門に発生させたが生産額には含まれていない。

(ii) 35年表, 40年表との相違点

その他の鉄鋼製品(J-〇コード3418900)の範囲は工業センサスの「その他の鉄鋼業」に格付けされている鉄鋼切断品(シャースリット業)等であるが昭和40年表では推計もれとなっていたが、45年表の推計作業にあたっては、鉄鋼統計年報、鉄鋼用途別受注統計表およびシャースリット業鋼板類流通量調査表を使用し投入、産出の推計を行なった。

2. 推 計 資 料

昭和45年表作成に当り推計資料として使用した主なるものは下記の通りである。

資 料 名 年 次 出 所 昭和45年 鉄鋼統計年報 通産省 昭和 451月~12月 鉄鋼用途別受注統計 鉄鋼連盟 昭和45年 製鉄参考資料 間 Ŀ 卸売物価指数年報 銀 昭和451月~12月 鉄鋼情報 全国鉄鋼問屋組合 日刊金属特報 産業新聞社 昭和45年 工業統計表 涌産省 シヤースリット業鋼板類流涌量調査

3. 推 計 方 法

(1) 生産額推計

生産額の設定はその他の鉄鋼製品部門については工業統計 表によったが、その他の各部門は品目別生産数量に年間平均 生産者価格を乗じて算出した。

生産数量

生産動態統計調査の指定品目の生産数量をそのまま採用している。副産物については業界資料による発生数量を,鉄くずの発生数量は鉄鋼部門内のものは鉄鋼統計年報より,それ以外のものは各投入側の推計,業界等への問合わせにより全国消費量と調整バランスさせた数量である。

生産者価格については生産動態統計調査では調査していないので、次の方法(資料および照会)により決定した。

日銀卸売物価指数及び関係団体に照

会 フエロアロイ 関係団体に照会 日銀卸売物価指数及び関係団体に照 粗 熱間圧延鋼材 日銀卸売物価指数及び関係団体、メ カーに照会 司. 上 冷間仕上鋼材、めつき鋼材 同 上 鍛 関係団体に照会 同 上 鋳 関係団体及びメーカーに照会

(ii) 投入推計

くず

鉄

昭和45年表の投入額表作成のため、昭和40年に引き続き承認統計により「鉱工業投入調査」を実施したが、結果としてはフエロアロイ関係以外は資料として充分に利用出来な

関係団体に照会

かった。すなわち同調査の目的とした銑鉄以下I-Oの品目 分類による調査を企画したものであるが、一貫体制メーカー (銑鉄から最終鋼材まで生産しているメーカー)の占める生 産額のウエイトが非常に高くこれらメーカーの実状が付加価 値部門をI-Oの品目区別に分けることが困難であったこと また経理上の定義や項目がメーカーで異なっており、投入調 査項目に適合できなかったことなどがあげられる。

したがって付加価値部門については推計がやや機械的に処理 せざるを得なかった。

(1) 原材料・間接経費および付加価値部門

主要原材料である鉄鉱石、燃料類については、その大部分が鉄鋼統計年報により把握されているので、この消費実績によって投入を行なった。電力については産出側より算出された数値を鉄鋼統計年報による電力消費実績の各部門構成比によって投入している。

重油類についても産出側より鉄鋼業へ大枠として配分されたものを、鉄鋼統計年報による消費実績により算出し、 産出側と調整を行なった。間接経費をJ-〇分類に区別することはもつとも困難な問題である。大部分のメーカーが 鉄鋼業として一括計上されており、銑鉄、粗鋼部門の間接 経費や利潤等が最終鋼材段階にかぶせているのが実態である。

しかし I - Oの理念としてのアクテビティベースによる 各品目段階毎にもどさなければならないが、この作業がは かばかしくなく結局は企画庁の間接費調査等により鉄鋼業と として産出された数値を適当な基準によって各部門に配分 し投入した。

雇用者所得については、産出側で推計したものを鉄鋼統 計年報の部門別従業者数及び給与支払総額によって配分し 投入した。

(2) 鉄 く ず

鉄くずの供給源についての資料は皆無であり、またこれをI-O分類にまとめることは非常に困難な作業である。 45年表作成にあたりこれらの作業方法について述べると、まず鉄くずの全消費量を鉄鋼統計年報原材料により算出し、これをコントロールトータル(CT)と考え、これに合致する発生量を各産業から発生させることとした。なお鉄鋼部門の発生再投入部分も含むものとした。鉄くずの鉄鋼部門の投入については、鉄鋼統計年報によってその大部分が把握されており問題はなかった。

次に鉄くずの発生については鉄鋼統計年報の鉄鋼部門に よって算出している。ただ鉄鋼部門毎に発生の区分が必要 なものについては生産動態統計の数値からの歩留りによっ て区分算出した旧設備の破壊等による鉄くずの発生は資本 形成からの発生として取扱っている。しかし資本形成で発生させた鉄くずの内大部分を占めるのは回収くずで老朽機 被設備,構築物等の廃棄分である。量的には直接推計する ことは不可能であるが,消費統計の回収数量から内生部門 における生産工程中の発生くず分の計を差引いたバランス 差として推計した。評価額は関係団体に実情を聴取のうえ 等級別需要家への納入価格を単純平均し,その平均価格に より推計その他の各産業部門での発生額については鋼材の 投入額から見て,それぞれの産業において歩留,ロス発生 率などによって推計算出した。

(iii) 産出額の推計

鉄鋼業に関しては投入面に対する統計資料は相当に豊富であり、その精度も高い、しかし産出面に関しては統計資料も乏しく、特に各資料間の定義範囲の相違、精度の問題もあって産出額の推計はかなり困難であった。

銑鉄、フエロアロイ、粗鋼については投入側の消費統計が 完備し、また需要部門も限定されており比較的問題はなかっ たが、熱間圧延鋼材以下の諸部門については産業部門別の大 枠を決定する資料として調整段階において産出側の補助資料 として利用した。

現在鉄鋼に関する産出額推計資料として利用出来る資料について述べると次の通りである。

(1) 普通鋼鋼材需給統計調查

承認統計として毎月調査しており普通鋼鋼材生産業者及び主要販売業者を対象として産業部門別払出状況を調査している。

本調査は全鋼材取引量の約70%をカバーしており信頼 度は最大のものと考えられるが、払出先が「日本標準産業 分類」の主要業種になっているので I - O での考え方であ るアクテビティーベスの消費との間には相当の開きがある と考えられる。

日本標準産業分類と用途分類との相違点は兼業関係だけであるが、例えば鋼材の場合、建設補修用の鋼材が実際に建設補修を行なう建設業者だけでなく建設補修工事発注者たる各産業部門によって購入されている場合もあり、標準産業分類によるときは直接各産業に配分されることになっているので両者の開きは大きくなる可能性がある。

(2) 鉄鋼用途別受注統計

普通鋼鋼材需給調査における上記の様な欠かんを除去するための業界の自主統計として日本鉄鋼連盟及び鋼材俱楽部が事務局となり鉄鋼用途別受注統計委員会が主要メーカーを対象として用途別に受注量を調査しているものである。

しかし品種により著しくカバーレージが異なる(小棒等中小企業で造られているもの)こと、また熱間鋼材、冷間仕上鋼材の区別がなく最終鋼材ベース等である。しかしアクティビティーベースであることなど I - 0 表作成のための資料としては前記の欠かんを補なっている。

昭和45年度の作成には両資料を利用して産出額の推計を行なったのであるが投入側において消費実績調査のあるものについては投入側の数値が採用されている。

(3) 部門別産出額の推計

銑鉄, フエロアロイ, 粗鋼については, 需要部門がほぼ 鉄鋼に限られており投入側からの消費実績調査資料もある ので特に問題はなかった。

鉄鉄では鉄鋼以外(「その他の建設用金属製品」,鉄管 継手,ガス器具のバーナー類,放熱器,風呂釜等)(「家 庭用金属製品」日用品銑鉄鋳物,日用品可鍛鋳鉄鋳物等) の小口需要部門に留意した。

普通鋼熱間圧延鋼材,普通鋼鋼管については,前述の鉄鋼用途別受注統計から産業別の大枠を鋼種別に算出しながら調整した。

軌条,鋼矢板,電気鋼板等需要先が比較的はつきりしているものは、問題はないが,販売業者向けの多い鋼種については、これらの鋼種の小口販売の仕向け先の実態等を考慮するなど(厚板の販売業者向けの数量から鋼船向けに再配分しなおす等)需給バランス差を機械的一律再配分することをさけた。

普通鋼冷間仕上鋼材,めつき鋼材については,普通鋼鋼材需給統計調査のおこなわれている品目については前述と同様に推計をし、需給調査のおこなわれていないもの(鉄線,針金等線類)については、業界への問合わせなどにより推計した。

鍛鋼及び鋳鋼は主として機械部品としては注文生産される。推計に利用した資料は鍛鋼及び鋳鋼需要部門別生産内 訳調査であるが、同調査は鍛鋼、鋳鋼を利用して生産される完成機械の需要産業区分となっているのでI-O表における部門分類と必ずしも一致しないが適当な調整を施してこれを合致せしめる様努力したが、調整の結果原則的に投入側の数値を採用した。

鋳鉄管はその全量が土木建設用資材であるので、土木建設及び補修部門に一括して産出し部門内の配分は投入側担当において推計した。その他の鉄鋼製品については、業界資料のシャースリット業鋼板類流通量調査等によって産業別の大枠の数値を算出し、投入側と検討調整してのうえ産出した。

XW 金属製品

I 概念, 定義および範囲

(i) 45年表における定義。範囲

金属製品は、軽量鉄骨系パネル、その他の鉄構物、金属製ドアシャッター、その他の建設用金属製品、家庭用金属製品 道具類、銃砲類、電気照明器具、その他の金属製品の各部門 からなっている。

これらの部門の定義範囲は、原則として日本標準産業分類中分類、金属製品製造業の産業活動に一致するが、細分類項目では金庫製造業、金属製スプリング製造業は対象外とし、他の中分類のうちから、銃砲類、電気照明器具製造業・針、ピン、ホック、スナップ、同関連製品製造業、銑鉄鋳物製造業非鉄金属鋳物製造業、ほうろう鉄器製造業、の活動を対象とした。

以下部門毎に記述する。

(1) 軽量鉄骨系パネル部門

日本標準産業分類の細分類「建設用金属製品製造業」の うち、軽量鉄骨系パネル製造の活動を範囲とした。

(2) その他の鉄構物部門

日本標準産業分類の細分類「建設用金属製品製造業」の活動のうち、軽量鉄骨系パネルを除いたものを範囲とした。 ただし船体ブロックの活動は範囲から除き船舶製造業の活動とした。主な製品には鉄骨、橋りよう、鉄塔、水門、貯蔵槽、などがある。

(3) 金属製ドア・シャッター部門

日本標準産業分類の細分類「建築用金属製品製造業」のうち、金属製ドア・シヤッター製造の活動を範囲とした。

(4) その他の建設用金属製品部門

日本標準産業分類の細分類「その他の金物類製造業」,小分類「暖房装置・配管工事用付属品製造業」の全部,細分類「建築用金属製品製造業」のうち、金属製ドア・シャッター製造を除いたもの,「製かん板金業」のうち、高圧容器,ドラムかん,タンク製造を除いたもの,「他に分類されない金属製品製造業」および「ボルト・ナット・リベット・小ねじ等製造業」のうち、小ねじ・木ねじ等製造を除いたものの活動範囲とした。

主な製品には、錠かぎ、建築用金物、架線用金物、魔法 びんケース、鉄管継手、フランジ、金属製衛生器具、ガス コンロ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯器、ガススト ーブ、ガス風呂用バーナー、石油ストーブ、暖房用器具、 メタルラス、ふろ釜、板金製タンク、くぎ、ボルトナット 鋼索などがある。

(5) 家庭用金属製品部門

日本標準産業分類の中分類「その他の製造業」の細分類「針・ピン・ホック・スナップ・同関連製品製造業」と中分類「鉄鋼業」の細分類「銑鉄鋳物製造業」のうちの日用品用銑鉄鋳物製造と「可鍛鋳鉄製造業」および中分類「非鉄金属製造業」の活動と、中分類「金属製品製造業」の細分類「洋食器製造業」と「ブリキかん・その他のメッキ板等製品製造業」のうちのバケツ製造と「利器工匠具・手道具製造業」のうちの理髪用刃物、ほう丁、ナイフ類、はさみ製造の活動を範囲とした。さらに製造小売の活動も範囲とした。

主な製品には、バケツ、洋食器、理髪用刃物、ほう丁、ナイフ類、はさみ、アルミニウム製台所・食卓用品、針・ピン・ホック・スナップ製品、日用品銑鉄 鋳物、 日用品可鍛鋳鉄鋳物、非鉄金属鋳物などがある。

(6) 道具類部門

日本標準産業分類の細分類「機械刃物製造業」「やすり製造業」「手引のこぎり・のこ刃製造業」「農器具製造業」「作業用具製造業」および「利器工匠具、手道具製造業」のうちの、工匠具、つるはし、ハンマー、ショベル、その他の利器工匠具製造の活動を範囲とした。

主な製品には、機械刃物、手引きのこぎり、のこ刃、やすり、つるはし、ハンマー、スコップ、農業用機械を除く 農器具、工匠具などがある。

(7) 銃砲類部門

日本標準産業分類の中分類「武器製造業」のうち、細分類の弾薬類関連部門を除いたものの活動を範囲とした。

主な製品には、銃、砲、戦闘車両、爆発物投射機、これ らの部品、付属品などがある。

(8) 電気照明器具部門

日本標準産業分類中分類「電気機械器具製造業」の細分類「電気照明器具製造業」の活動を範囲とした。

主な製品には、白熱電灯照明器具、けい光灯照明器具、水銀灯照明器具、発電ランプ、携帯電灯、これらの部品、付属品などがある。

(9) その他の金属製品部門

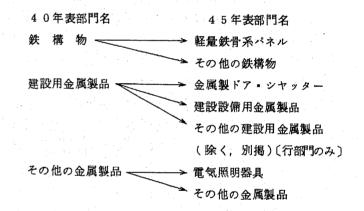
日本標準産業分類中分類「窯業・土石製品製造業」の細分類「ほうろう鉄器製造業」の活動を範囲に含み、中分類「金属製品製造業」の細分類「ブリキかん・その他のめつき板等製品製造業」「打抜プレス加工製品製造業」「粉末治金製造業」「他に分類されない金属製品製造業」のうちの、フレキシブルチューブ製造、金属押出チューブ製造および打はく製造業」「製かん板金製造業のうちの、高圧

容器, ドラムかん, その他の製かん製造業」「小ねじ, 木ねじ等製造業」および「他に分類されない金属線製品製造業」の活動を範囲とした。

主な製品には、ほうろう鉄器、ブリキかん、その他のメッキ板製品、高圧ボンベ、ドラムかん、打抜プレス加工金属製品、粉末治金製品、金属熱処理品、小ねじ、木ねじ、フレキシブルチューブ、金属製押出チューブ、打はく、金属製ネームプレート、金属彫刻品、溶接捧、貨弊などがある。

(ii) 40年表との相違点

概念定義には、基本的には相違はないが、この金属製品部門全般に亘って、住宅関連製品が多いこともあって45年表では、社会的にも住宅産業関連情報の充実が求められていることを受けて、40年表の部門分類をさらに、分割細分した。以下に分割細分したものを記すが、時系列的には、合計すれば、一致するものである。



Ⅱ 推計資料

金属製品部門の推計に使用した資料は、以下のものであった。 この部門の性質上、すべての品目についての資料を収集することが困難であったので、主として工業統計表を利用した。

資料名	年 次	出所
工業統計表	昭和45年	通商産業省調査統計部
商業統計表	w was and	
鉄鋼統計年報		
機械統計年報		
鉱工業投入調査結果	表 "	
鉄鋼用途別受注統計		鉄 鋼 連 盟
大蔵省決算報告書	"	大 藏 省
鉄鋼情報		全国鉄鋼問屋組合
有価証券報告書	7	大 蔵 省
日本貿易月表	昭和45年 12月	大蔵省関税局
中小企業原価指標	昭和45年	中小企業庁

Ⅲ 推計方法

(i) 生產額推計

(1) 工業統計表を利用して、下記の式により算出した。

生產額-製造品出荷額+製造品年末在庫額-製造品年初 在庫額+半製品仕掛品年末在庫額-半製品仕掛品年初在庫

この方法を採用した部門は、軽量鉄骨系パネル、その他 の鉄構物、金属製ドア・シャッター、その他の建設用金属 製品、家庭用金属製品、道具類、電気照明器具、その他の 金属製品の各部門である。

- (2) 生産動態統計を利用して、下記の式により算出した。 生産額=生産数量×平均出荷単価 この方法を採用した部門は銃砲類部門である。
- (3) 商業統計表を利用したものは、製造小売業の販売金額を 生産額とした。この方法を採用した部門は、家庭用金属製 品の製造小売品である。

(ii) 投入推計

(1) 工業統計表より、原材料投入額を採用し内生部門の大枠 とした。

- (2) 電力消費額は、工業センサス組替リストの額を採用し、 公益事業局より産出された電力消費額と調整を行なった。
- (3) 間接経費は経済企画庁より産出された間接経費を下記の 要領により各部門の投入額として配分した。
 - (イ) 勤労所得の比率で配分した項目……福利厚生費,交際 費, 旅費, 通信費
 - (中) 減価償却費の比率で配分した項目……修繕費,動産不 動産賃貸料. 保険料
 - (イ) C.T の比率で配分した項目……広告宣伝費,調査およ びデータ処理サービス業への支払、情報提供業への支払 い等

(ii) 産出推計

銃砲類、家庭用品、台所用品などのように、産出先がだい たい予想されるものについては、政府、家計などに大部分を 産出した。

上記部門のように明らかでないものについては関係関連業 界等への照会や、他部門の投入結果から産出額を調整した。 輸出入については、大蔵省の通関統計を使用した。

XV 機械部門

- 1. 概念. 定義及び範囲
- (1) 45年表における定義, 範囲

通産省で担当した機械部門の範囲は下表のとおりである。

Ⅰ-○表で機械部門に含まれる船舶、鉄道車両および同修理

ならびに自動車、二、三輪車、自転車の各修理は運輸省、時計 修理部門は経企庁が担当した。

列 符 号	列 部 門 名	範
3601 10	原 動 機 ・ ボ イ ラ ー	ボイラー, 蒸気タービン, 水力タービン, はん用内燃機関, 舶用機関, 他に分類 されない原動機・自動車用内燃機関
3,601 90	原動機・ボイラー修理	360110の修理
3602 10	工 作 機 械	旋・ボール・中グリ・フライス・平削・研削盤,歯切,同仕上機械 複合専用機
3602 20	金属加工機械	その他の金属工作機械 圧延・製管機械,精整仕上装置,ベンデングマシン,液圧・機械プレス,せん断
		機,鍛造機械,ワイヤーホーミングマシン,溶接機械等
3602 90	工作•金属加工機械修理	2 1 0 ~2 2 0までの修理
3603 10	農 業 機 械	動力耕うん機,歩行用トラクター,その他の整地用機器,噴霧・散粉・脱穀・籾
		すり・農業用乾燥・飼料さい断機等
3603 20	鉱山·土木建設機械	建設・鉱山機械、トラクター。
3603 30	化 学 機 械	圧搾機械、ろ過・分離機器、熱交換、混合かくはん・ねつ和・よう解・造粒・乳
		化・粉砕・反応機、発生・乾りゆう炉、電解そう、蒸発・蒸留・蒸煮・昌出・乾
		燥機器、焙焼機、焼結機・焼成機器、集じん機器、化学装置用タンク等
3603 40	繊維機 械	紡績機械,織機,編組・染色整理・毛糸手編機械等

ĺ	列 符 号	列 部 門 名	題
	3603 51	食料品加工機械	The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s
		But to	造機械、びん詰機械等。
	3603 52		製材・木工・合板機械
	3603 53	27 27 27 27 27 27	パルプ製造・抄紙機械、他の製紙機械
	3603 54	24	
	3603 55	冷凍機・温湿調整装置	冷凍機,冷凍・冷蔵ショーケース,エアコンディショナー, その他の冷凍機応用製品 冷却塔,冷凍装置
	3603 56	娯 楽 用 機 器 その他	娯楽機器,鋳造装置,鋳型定盤,プラスチック加工・ゴム工業用・ガラス工業・
			タバコ製造機械,その他の特殊産業機械, サービス用機械
	3603 60		構内運搬車,フオークリフトトラック,ショベルトラック,産業用トレーラー
	3603 70		工業窯炉,消化装置,消火器
1	3603 90	100	3 1 0~3 7 0 までの修理。
	3604 11		ポンプ,油圧機器,空気圧縮機
	3604 12	運搬機械	エレベーター,エスカレーター,荷役運搬機械。
	3604 13		
	3604 19		The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s
		一般産業機械および装置修理	
	3605 10	事務用機械	計算機、金銭登録機、他の事務用機械器具。
	3605 90	事務用機械修理	同上の修理
	3606 10	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	家庭用ミシン,工業用ミシン
ı	3606 20	冷藏庫・洗濯機	電気令蔵庫,電気洗濯機
	3606 90	民生用機械修理	6 1 0 ~ 6 2 0 までの修理
	3607 00	機械汎用部品	金型, 鋼製スプリング,機械工具,弁,軸受、ピストンリング,金属製パ
	3701 10	57¢ 655 141¢ n.m.	ッキン,ガスケット,パイプの加工品,他に分類されない機械部品。
	3701 10	発 電 機 器 送 配 電 機 器	直流発電機、水車、タービン、エンジン発電機
1	3701 20		変圧器類、開閉装置,配電盤,電力制御装置
1	3701 40	電 動 機 その他の産業用重電機器	直流•交流電動機 電影及電機 性对异体亦匠機 网络拉拉克
1	3701 90	重 電 機 器 修 理	電動発電機,特殊目的変圧機,電気熔接機,その他の産業用電気機械 110~140までの修理
1.	3702 10	電球類	
	J.w. 10	规	一般照明用・豆・クリスマスツリー用電球,他の電球,けい光ランプ,他の放電灯電球の部分品付属品
	3702 21	電気音響機器	電気蓄音機,ステレオ,テープレコーダ,ビデオテープレコーダ,拡声装置,ハイ
		11 He man 104 1017	电双電目域, ヘノレオ, リーノレコータ, ヒナオブーフレコータ, 拡声装置, ハイ ファイ増幅器, 他の電気音響機器等
	3702 22	ラジオ・テレビ受信機	2.7 1 増粗鉛, 他の电 XI目替機器寺 真空管式ラジオ, トランジスタ式ラジオ, 白黒用テレビジョン, カラーテレビジョン
1 -		その他の民生用電気機器	電気アイロン、コタツ、電気がま、扇風機、換気扇、ウインド型エアコンディショ
			ナー、電気掃除機、ジューサー、理容用電気器具、他の民生用電気器具
	3702 90	民生用電気機器修理	210~229までの修理
			配線器具、内燃機関の電装品、蓄電池、一次電池、その他の軽電機器
	3703 21		アナログ,デジタル形計算機本体,外部記憶装置,入出力装置,他の付属装置
	3703 22	その他の電子応用装置	X線装置,他の電子応用装置
	3703 23	電子管その他の電子機器部分品	電子管, 半導体素子
	3703 30	電気通信機および関連機器	有線通信機惠,無線通信機器,通信機器部分品,集積回路,交通信号保安装置,
			他の通信機器同関連機械
	3703 40		電気計測器,工業計器
	3703 90		3 1 0 ~ 3 4 0 までの修理
	3820 20	産 業 用 車 輛	産業用機関車, 産業用貨車
1	3830 00		乗用車、バス、トラック、自動車用内燃機関部品
	3850 10	三輪車	三輪自動車,部品

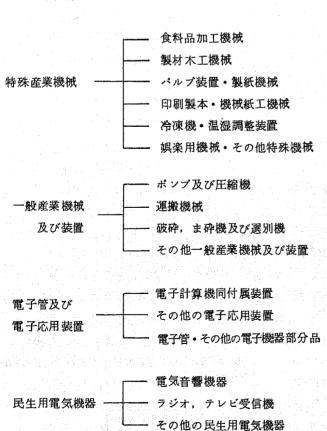
TOL 697 E.	元11 - 47 - BB - 47	節 囲
列符号	列部門名	題 囲
3850 20	自 動 二 輪 車	二輪自動車,部品
3850 30	自 転 車	完成自転車,リヤカー,部品
3860 00	航空 機	飛行機, ヘリコプター, グライダー, 発動機, プロペラ及び回転翼, 航空機機
		体部品,付属装置,航空機修理
3890 10	その他の輸送機械	産業用運搬車両,他に分類にされない輸送機械
3890 90	その他の輸送機械修理	389010の修理
3910 10	理化学機器	理化学機械
3910 20	度 量 衡 • 計 量器	一般長さ計,はかり,温度計,圧力計,流量計,液面計,精密測定器,試験器,
and the second		他の計量器,測定器,分析機器,試験機,測量機械器具
3910 30	医療機 械	医科用機械器具,歯科用機械器具,動物用医科機械器具,医療・歯科材料
3910 90	精密機械修理	10~30までの修理
3920 10	カメラ	3 5 ждカメラ,他のカメラ,カメラ用交換レンズ,カメラの部分品,写真用品
3920 20	その他の光学機械	顕微鏡,望遠鏡,映画用機械,光学機械用レンズブリズム,他の光学機械,
		機器部分品,眼鏡,写真関連機器及び装置
3920 90	光学器具修理	10~20までの修理
3930 10	時計	腕時計,懷中時計,置時計,目覚時計,掛時計,電気時計,他の時計,時計側
		部品

(ji) 35年,40年表との相違点

昭和40年表における機械部門は51部門に分けていたが、 今回45年表は投入表63部門、産出表65部門に分割細分 した。細分した部門は次のとおりである。

4 0年表部門

45年表部門



2. 推計資料

2. JEN A11		
資 料 名	年次	出 所
工業統計表	45年	通商産業省大臣官房調 査統計部工業統計課
機械器具生產動態統計調查		″ 機械統計調査室
機械器具投入調査	"	// //
機械受注実續調査報告	4 5年度	経済企画庁調査局統計課
産業用電子機器長期需要予測	"	電子機械工業会
通信機器需要予測	45年	通信機械工業会
情報処理実態調査	"	電子機械課
産業機械受注状況表	"	日本産業機械工業会
重電機械受注調査	"	日本電気工業会
産業車両統計表	4 5年度	日本産業車両協会
自動車販売実態調査	"	日本自動車工業会
中小企業技術実態調査報告書(はかり、工業用計重機製造業)	45年	中小企業振興事業団
サービス業投入実態調査 集計報告	47年	経済企画庁経済研究所
鉄道車両等生產動態統計年報	45年	運輸省大臣官房情報管理部
主要企業経営分析	"	日本銀行統計局
機械工業経営分析	"	日本機械工業連合会
中小企業経営分析	"	日本銀行統計局
機械工業設備調査報告 (第二次金属加工機械,包装機) 械及び荷造り機械、油圧機械)	44年	機械統計調査室
機械工業設備調査報告 (化学機械及び土木建設機械	45年	
冷凍,冷蔵機械需要構造調査	47年	日本冷凍機空調工業会
自動車統計月報	45年	日本自動車工業会

3. 推計方法

- (1) 生産額の推計について
 - 4 0年表と同様に原則として工業センサスの数値を採用し 一部品目については生産動態統計の数値によって生産額を算 定した。
 - (1) センサスの数値を採用したものについては工業センサスの品目(6桁)をI-O部門の(9桁)に対応するように組替え各品目ごとにつぎの算式によって生産額を算出した。 生産額=出荷額+(年末在庫額-年初在庫額)+(半製品仕掛品年末額-半製品仕掛品年初額)
- ただし半製品,仕掛品については工業センサスの産業別(4桁)で算出しI-O表の2以上の部門にまたがって対応する場合は上記算式によって算定された部門別生産金額比率によって各々の部門に分割した。
- (中) 生産動態統計の数値を採用したものはおおむね①悉階的調査と考えられるもの②センサスとの対応が困難なもの③生動とセンサスの数値を比較検討の結果,生動生産額の方が妥当と思われる品目である。
 - 生産動態統計の金額を採用したものは下記のとおりである。

I-O部門番号 (6桁)	部門名	I-O品目番号 (9桁)	部門名	備考(推計方法)
360110	原動機ポイラー	360110300	はん用内燃機関	悉階的に調査されているので、生動金額を採用
360355	冷凍機. 温湿調整装置	360355100	冷凍機	"
		360355300	エアコンティショナー	"
360360	産業車両			悉階的にほぼ調査されているので生動金額を採 用
3 7 0 3 1 0	その他の軽電機器	370310430	湿電池	工業センサスには、対応品目として特掲されて いないので、生動金額を採用
3 8 2 0 2 0	産業用車両	382020100	産業用機関車	悉階的にほぼ調査されているので、生産金額
		382020200	産業用貨車	を採用
383000	自 動 車	383000010	乗用車	"
		383000020	乗用車ボデー	to provide the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the sta
		383000030	バスシャシー	v sa sa sa sa sa sa sa sa sa sa sa sa sa
		383000050	バスボデー	
		383000060	小型トラックシャンー	<i>"</i>
		383000070	小型トラックボデー	in the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of
		383000080	普通 トラックシャシー	
		383000090	普通トラックボデー	
		383000100	特殊自動車	"
		383000110	トレーラー	The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s
		383000120	小型特殊ボデー	
		383000130	普通特殊ボデー	
3 8 5 0 1 0	三輪車	385010100	三輪自動車	The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s
3 8 5 0 2 0	自動二輪車	385070100	自動二輪車	
3 8 5 0 3 0	自転車, リヤカー	385030110	完 成 車	生動金額および自振協会資料による金額
		385030120	自動車部品	生動および自動車工業会資料により算出
		385030210	リヤカー完成品	業界に生産額の推計を依頼し算出
		385030220	リヤカー部品	No. of Treath of Intil 5 May 0 34 m
386000	航空機	386000110	飛行機	発動機部品以外は悉階調査であるので、生動調査
		386000190	航空機修理	金額を採用
3 9 2 0 1 0	カメラ	392010100	カメラ	生動とセンサスの数値を検討の結果生動の方が大
		392010200	カメラ用交換レンズ	きいので生動生産金額を採用

I-O部門番号 (6桁)	部 門 名	I -O 品名番号 (9 桁)		備 考 (推計方法)
3 9 2 0 2 0	映画用機械	392020210	映画撮影機	生動とセンサスの数値を検討の結果 生動の方が大きいので生動生産金額を採用
		392020220	映画映写機	主動の力が大きなので主動工程並供を採加
393010	時 計	393010110	腕•懷中時計	,,
		393010120	置・目覚時計	
		393010130	掛時計	"
		393010140	電気時計	"

(ii) 投入額の推計

(1) 主要原材料

機械器具部門への主要資材の投入額の推計については、 「機械器具投入調査」の特別調査を行ないその集計結果を 基礎データとして用いこのほか

- (イ) 部門別品目別原単位
- (中) 主要資材所要量の見通し
- (4) 44年表工業統計表(原材料,燃料編)
- (二) 機械統計調査(生動)の原材料統計
- (ボ) その他業界の資料、情報 などを綜合的に参考として勘案しつつ各部門のインプット 金額を推計した。

(2) 間接費, その他

(イ) 建設補修

これについては40年表の係数,法人企業間接費調査 (企画庁)業界資料等によって推計し総枠については建 設省と協議調整を行ない投入額を決定した。

(ロ) 電力, ガス

電力、ガスについては

- ① 44年工業統計表(原材料,燃料編)産業編,購入 電力の使用額
- ② 機械器具投入調査

の各資料に基づき推定したが最終的には公益事業局(電力, ガス担当)と種々調整しながら決定した。

(+) 水道、商業、金融、保険、運輸、通信等

これらの諸部門については企画庁資料「法人企業間接費調査」の係数を活用し70部門に C, Tの大きさなどによって比例配分したが種々検討の結果各部門の産出側の推計値を全面的に採用することになった。しかし40年表の投入比率からみて著しく差異のあるものについては若干調整した。

(二) 家計外消費支出

産出側の推計した機械部門への総枠の投入額を旅費, 交際費,福利厚生費などに「間接費調査」(企画庁)の 係数によって分割した。

(出) 勤務所得

45年工業統計表の現金給与総額によって推計したが この現金給与総額には退職金,本社関係従業員の給与額 が含まれていないこともあって最終的には労働省側の情 報,資料に基づいて投入額を決定した。

(~) 資本減耗引当

45年工業統計表(産業編)の減価償却額を産業連関 表部門に対応するように組替えた資料によって算出した が最終的には企画庁の産出側と数度にわたって調整を行 ない決定した。

その際償却額のCT比率を重点的にチエックした。

(ト) 営業余剰

有価証券報告書,上場会社,財務経営指標,日銀の企業経営分析などの資料によって推計したがJ-〇表部門別に分割することが極めて困難な面もあって40年表の投入比率なども参考に決定した。

(チ) 間接税

産出側資料企画庁「間接税および補助金」によって推計した。この産出側の資料はI-O表部門に分割されていないので機械関係担当部門ごとにCT額の大きさによって配分し算出した。

(3) 特別調査「機械器具投入調査」について

機械器具部門は他部門と比較してその種類は多様多岐に わたっている。機械の最終製品(完成品)については膨大 な数の部品,付属品の組合わせによって成り立っており, たとえばカメラは数百,自動車,航空機については数万を かぞえる部品,付属品によって組立てられている。そのう え近年とみに新機種の開発が旺盛でその製品の種類も多様 性,複雑性はますます増大する一方である。従って完成品 とその部品との組合わせ関係,部品加工製造の下請関係な ど他産業に類をみない極めて複雑な生産構造を有しその実 態の解明はまことに困難な現状にある。このような特性, 特質を有する機械工業の投入原材料も他産業に類例がない ほどの多種多様な原材料を必要としているため多種多岐に わたった原材料,資材の投入状況を把握することは頗る困 難で不可能に近いものがある。このため今回の「機械器具 投入調査」は極めて汎用的な中間生産財,すなわち部品の 投入状況を中心に別紙,機械器具投入調査要綱,調査様式 により300対象事業所に対し特別調査を行なった。

この特別調査表を当室の各部門担当者によって審査,整理 の上各部門の業種区分に従って部門別の集計を行ない投入 推計の有力な参考資料とした。

(ii) 産出額の推計

産出作業についてはその主な点について列挙すれば下記の とおりである。

(イ) 組込み部品、付属品と修理用の部品付属品の配分について

部品, 付属品名がCT表に掲載されている品目については各部品, 付属品ごとにこの両者への配分比率を定め配分した。

配分比率については各投入部門の機械装置,設備の修理額と部品,付属品の生産額との比率によって修理部門への産出額を定めその残額を組込み部品,付属品として内生部門への産出として配分するという基本的原則に従って決定した。

また軸受,ばね,などのような汎用的な中間生産財としての部品については内生部門へ配分しなければならないがその指針となる基礎的な資料がないので、関係業界の意見情報により配分比率を定めてその比率によって内生諸部門へ配分した。

なお電動機については近年電動機内蔵形の機器の生産の 比重が極めて高くなってきていることもあって中間生産物 すなわち部品的な要素,性格を有するものが圧倒的に多く なってきている現状にあるのでおおむね内蔵形とみられる 電動機については内生諸部門に配分し、そのほかのものは 資本形成部門へアウトプットした。

(中) 建設部門迂回の品目とその産出推計について

最終需要財として最終的に配分さるべき品目であっても 建設、建造物に組込まれる品目については、いつたん建設 部門にアウトブットし、建設物、その他の構造物という形 で建設部門を迂回して最終需要部門に産出した。

どの品目が建設部門を迂回し資本形成となるか、また、 どの程度建設部門へ迂回するか、直接に最終需要部門に産 出するかは建設省担当者と協議調整してその産出推計を行 なった。

建設部門に迂回させた主要品目は次のとおりである。

ボイラー ポンプ 電動機 はん用内燃機関 空気圧縮機 雷珠類 コンクリート機械 エレベーター スピーカー 混合機,かくはん機等 エスカレーター 扇風機 反応機, 発生炉 クレーン 換気扇 乾りゆう炉、電解そう 卷上機 配線器具 冷凍機 コンベア 蓄電池 冷却塔 索道 交通信号保安 エアコンデショナー バルブコック 火災警報機 娯楽機器 発電機 積算電力計 工業窯炉 変圧器 工業計器 消火装置 開閉装置,配電船 制御装置 精密測定器

(1) 船舶部門迂回の品目とその産出推計について

船舶についても建設部門と同様に構造物とみなして船舶に組込まれる品目については上記と同様に運輸省担当者と協議しその品目と船舶部門迂回する産出額の推計を行なった。船舶部門迂回の主要品目を列挙すれば下記のとおりである。

舶用機関 バルブコック 配線器具 冷凍冷却装置 発電機 超音波電力応用装置 変圧機 肉類水産製品製造 航法用無線応用装置 機械 配電盤分電盤 火災警報機 エアコンデショナー 電動機 測量機械器具 消火器,消火装置

消火器,消火装置 電動発電機 ポンプ 電球類 空気圧縮機 スピーカー クレーン 扇風機

(=) 修理部門について

巻上機

修理についてはそのCT類を推計することは極めて困難であるため各投入側で推計した機械装置、設備の修繕費をもって各投入部門への修理の産出とみなし、それぞれの部門の修理額の積上げの合計金額をもってCT金額とした。

換気扇

なお修理部門では部品, 付属品以外に副資材も使用する が可能な限り推計したものの判明しないものについては一 括分類不明とした。

XVI その他の製造業

[その他の製造業(合成樹脂製品を除く)]

- 1. 概念, 定義および範囲
- (i) 45年表における定義, 範囲
 - (1) 玩具運動用品(ゴム製を除く)部門

日本標準産業分類の小分類がん具運動競技用具製造および製造小売業の活動とし、がん具用モーター、変圧機、空気銃、猟銃製造業の活動を含める。

マネキン人形製造,人体模型製造,人造髪製造業,ゴム製がん具製造業の活動は除く。

主な製品には、玩具、娯楽用品(トランプ、将棋、春、マージャン)、人形、児童乗物、運動競技用具、空気銃、 猟銃、釣竿、釣道具などがある。

(2) 楽器部門

日本標準産業分類の細分類、ピアノ、オルガン、ハーモニカ、ギター製造業および製造小売業の活動とし、レコードおよびレコード原盤製造業の活動を含ませた。

(3) 筆記具部門

日本標準産業分類の小分類ペン,鉛筆,絵画用品,その他の事務用品製造業の活動とし,筆記用インキ製造業の活動を含み,計算用事務用具(計算尺,そろばん)製造業の活動は除いた。

主な製品には、万年筆、シャープペンシル、ペン先、ペン軸、ボールペン、鉛筆、クレヨン、絵具、印章、スタンプ台、製図用具、のり、筆記用インキなどがある。

(4) 身辺細貨品部門

日本標準産業分類の細分類七宝製品製造, 貴金属製品製造, 宝石付属同材料加工, 宝石細工, 装身具装飾品製造, ボタン製造, かつら製造, うちわ, 扇子, ちようちん製造業の活動とし, 造弊局特別会計(勲章)の活動を範囲に含める。

主な製品には、貴金属製品、真珠製品、ライター、装身具、ボタン、かつら、うちわ、ちようちん、勲章などがある。

(5) その他の製造業部門

日本標準産業分類の細分類ほうき、ブラシ製造、看板標識製造、モデル模型製造業の活動とし、人体安全保護具、 教命器具、線香類、パイプ、葬儀用品、オガライト、フイルタープラグ、処理馬毛、処理豚毛、魚りんはく、バールエッセンス、くつ中敷、つえ、タドン、かいろ灰、貝細工品、製造業の活動を含めた。模様形製造(紙製のもの)、モデルシップ製造、ペンキ屋、看板書き業の活動は除いた。

(ii) 4 0年表との相違点

部門分類, 定義, 範囲その他基本的部分は, 相違なかった。

2. 推計資料

 資料名
 年 次
 出 所

 工業統計表
 昭和45年
 通産産業省調査統計部

 商業統計表
 "
 "

 雑貨統計年報
 "
 "

 法人企業間接調査
 "
 経済企画庁

日本貿易月表 昭和 4 5年1 2月 大蔵省関税局 中小企業原価指標 昭和 4 5年 中小企業庁

- 3. 推計方法
- (i) 生産額推計

集計結果表

- (1) 工業統計表を利用して下記の式により算出した。 生産額=製造品出荷額+製造品年末在庫額ー製造品年初 在庫額+半製品仕掛品年初在庫額
- (2) 商業統計表を利用して、製造小売業の販売金額を生産額とした。

(ii) 投入推計

- (1) 工業統計表より、原材料投入額を採用し、内生部門の大 枠とした。
- (2) 電力消費額は、工業センサス組替リストの額を採用し、公益事業局より産出された電力消費額と調整を行なった。
- (3) 間接経費は、経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領により、各部門の投入額として配分した。
 - (イ) 勤労所得の比率で配分 した項目……福利厚生費, 交際 費, 旅費, 通信費
 - (P) 減価償却の比率で配分した項目……修繕費,動産不動 産賃貸料,保険料,
 - (*) CTの比率で配分した項目……広告宣伝費, 調査およびデータ処理サービス築への支払. 情報提供業

(iii) 産出推計

(1) 玩具運動用品部門

玩具については、全部家計に、娯楽用品については、対個人サービスと家計に、人形は、旅館用と家計に、児童乗物については、対個人サービスと家計に、運動競技用具は教育、対個人サービス、家計および資本形成にそれぞれ配分した。

(2) 楽器部門

レコードなどは、遊興飲食店と家計を中心に、ピアノ、 オルガン等は教育、家計、資本形成に、主として配分し、 残ったものを投入側からの要求に応じて調整した。

(3) 筆記用具部門

主として,仮設部門の事務用品と,家計に大部分を産出 したが,残りは,投入側からの要求に応じた。

(4) 身辺細質品部門

中間製品もあるので、自部門と、家計に大半を、また、ボタンは衣服身廻品に、装飾品などは、旅館にもそれぞれ 産出した。

(5) その他の製造業部門

主として家計と資本形成に産出したが,各産業の投入側からの要求にも応じて調整した。

〔合成樹脂製品〕

1 概念, 定義及び範囲

プラスチック製の板、硬質管、継手、ホース、積層品、化粧板、雨どい、同付属品、フイルム、シート、合成皮革、タイル、床材、工業製品、発泡製品、強化製品、その他のプラスチック製品などの生産活動をいい、日本標準産業分類396プラスチック製品製造に該当する。なお、プラスチック製はきもの、歯車、軸受、携帯用電灯器具、抵抗器、ボタンなど別掲されているものは除かれる。

2. 推計資料

資 料 名	資料出所
プラスチック製品統計年報	通産省調査統計部
化学統計年報	"
工業統計表 産業編	" "
"品目編	"
″ 用地用水編	"
40年產業連関表部門別報告	書 "
商業マージン調査	"
鉱工業投入調査	"
法人企業間接費調查集計結果	経済企画庁経済研究所
日本貿易月表	大蔵省税関局
主要企業経営分析	日本銀行統計局
上場会社総覧	東京証券取引所
合成樹脂需給構造報告書	通産省化学工業局
A STATE OF A	

3. 生產額推計

(1) 生産額推計にあたっては、工業統計調査(以下「センサス」という)結果を用いた。

(ii) 推計方法

生産額推計は、下記要領により品目別生産額を下記算式 により算出し、品目別生産額を積上げ生産額を推計した。 生産額-45年製造品出荷額+(45年末製造品在庫額 -44年末製造品在庫額) なお, 部門別の半製品・仕掛品の増減額は, センサス(日本標準産業分類細分類別)から下記算式により推計した。 半製品・仕掛品の増減額=45年末半製品・仕掛品額-44 年末半製品・仕掛品額

4. 投入額推計

投入推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、委託生産額、付加価値額、現金給与総額、減価償却額、内国消費税額などそれぞれの大枠については握し、第2段階として生産技術的資料および別途 I — O 表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行ない、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

(i) 原材料, 燃料および動力

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行ない、これを参考として決定した。

(三) 間接経費および付加価値部門

当初は、鉱工業投入調査、法人企業間接費調査集計結果 報告により各部門別に投入したが、最終的には産出側(経 済企画庁)と調整して投入した。

5. 産出額の推計

合成樹脂製品の生産・出荷統計は、その多くが用途分類で 把握されている。したがつて、J-〇分類に適合しているも のは品目別に輸出入、在庫増減分を考慮して需要部門先へ産 出した。(例:タイル、床材、雨どい、同付属品等は建設部 門へ産出)また、板、硬質管、継手、フイルム、工業製品な どは需要部門分類が細分されていないので、大枠としてそれ ぞれ関係部門に産出した。その他の製品については原局、業 界資料等によって需要別産出比率を調査し投入側と調整のう え産出した。

XVII 電力・都市ガス部門

〔電力〕

1. 部門、品目分類について

電力部門は事業用電力と自家用電力に分けて作成を行なった。

事業用電力は電気事業者が販売する電力をいい、自家用電力は自家発自家消費電力をいう。

2. 生産額の推計

(1) 生産数量と生産金額

電気事業要覧ならびに電力調査統計月報により9電力会社, 卸電気事業者について, その使用電力量と販売電力料の集計を行なった。さらに電気ガス税をこれに加算したうえ, 電灯, 電力に按分, 推計した。

自家用電力について電力調査統計月報の昭和45年1月より12月に至る1カ年間の自家発自家消費電力量を推計した。生産金額については(2)の単価を生産数量に乗じて推計した。

(2) 価格について

事業用電力については電気事業報告書、電気事業要覧より電灯、電力別に単価を算定した。

さらに電気ガス税を求め、それを按分して以上の単価に まとめた。

自家用電力については、40年の単価を基礎にして、これに燃料費の上昇を織り込み補正して推計した。

3. 投入推計

- (1) 電気事業部門の統計は会計年度(4月から翌年3月)となっており、産業連関の歴年(1月~12月)とに期間のずれがあるので、これら統計を分析して、歴年による推計を行なった。
- (2) 部門別推計にあたっては、電気事業者に照会を行なって推計をした。
- (3) 推計方法

事業用電力

事業用電力の投入推計は電気事業報告書および電気事業要覧の費用明細によって部門別推計を行なった。

費用のうち、相当のウエイトを占める燃料費については石炭、石油ごとの項目に消費量と購入金額を求め、それにより生産者価格と運賃マージン額との分離を行なった。 その他の部門については、東京電力㈱の経理内容を基準として、以下に示す項目について配分を行なった。

運炭灰捨費

請負が大部分で8 8.9 %を占め、人夫賃1 1.1 %として推計した。なお、請負費の内容は人件費3 0 %、運賃70 %。

|| 消耗品費

被服 4.7%, 什器 7.1%, 工具 7.8%, 文房具, 用紙 および印刷代 2.8.8%, 図書 4.7%, 営業用消耗品 8.7%, 自動車燃料 3.3%, 光熱水道費(電力, ガス, 水道費) 1.5.2%, 雑消耗品 1.4.5%, その他 0.2%

iii 修繕費

建物補修 1 3.8 % 機械修理 8 6.2 %

iv 需用開発費

広告宣伝費 6 0.4 %

指導費 39.6%

V 養 成 費

材料 8.2%

旅費 12.4%

消耗品費 18.9%(図書印刷を含む)

雜費(人件費)60.5%

Vi 諸 費

電話 14.7%

郵 便 3.8%

運搬 21.1%

旅費 38.6%

寄贈(寄附金)21.8%

以上の基準によって細目部門えの金額配分を行なった。 そのほか「部門別推計方法」(行管資料)によって勤労所 得、営業余剰、資本減耗引当、間接税を費用明細の分析に よって配分した。

取替修繕については国民所得と産業連関分析とにおいて 最終的な統一意見がないので、この分については資本減耗 引当に含めた。

商業, 運賃マージンについては40年表の投入割合で想定した枠をとり, 商業マージン率, 運賃率を掛けることによって, 最終的計数を得た。

また、副産物として火力発電所より産出されるフライアッシュについては窯業部門との交点にマイナス投入を行なっている。さらに卸電気事業者および自家発から9電力会社が購入している他社購入電力料については、9電力の費用構成にもとずいて分析し、配分した。

自家用電力については投入に関する資料が極めて乏しく 産出側資料と40年表作成の構成比とを勘案して配分を行 なった。

価格評価について

価格中, 購入単価のものは40年表による運賃, 商業マージン率の投入割合より想定した運賃, 商業マージン率により, これを除外した生産者価格を求めた。

4. 産出推計

(1) 事業用電力

事業用電力は産出額の総額が把握されているが、業種別 の産出額は不明であるので、会計年度表示の産出額を歴年 に修正した総額に電気ガス税を加えた額を次の方法によって各業種別に配分して業種別の産出額を推計した。

- (イ) 工業統計表対象部門の業種については、工業統計表の 数値を基礎にして産出先担当部門との調整を行なって推 計した。
- (中) 上記以外の部門に属する業種については、産出先担当 部門の数値を基礎にして併記リストの45年試算投入値、 大口電力産業別収入実績および大口電力料金単価等を参 考にして推計した。

(2) 白家発電

自家発電の産出額は使用電力量が電気事業要覧および電力調査統計月報により、概ね日本標準産業分類の中分類部門別程度に把握されているが、細分類部門別には不明であるので、産出先担当部門の数値を基礎にして前回産出額を産業部門別の生産数量(または生産額)の対前年伸び率により補正した額、自家消費電力量の対前回伸び率、事業用電力の産業別単価等を勘案して推計した。

5. 価格評価

電力については、業種別に単価が異なり、統一価格は困難であるため、業種別に単価を求めた。

また、電力はその本質的性格から運賃および商業マージン は生じない。

6. 物量表について

使用電力量の総量は電気事業要覧、電力調査統計月報により把握されており、また、業種別分類も概ね日本標準産業分類の中分類部門別程度に把握されているが、業種別の使用電力量は不明であるため、業種別物量は業種別産出額の構成比の割合によって配分した。

「都市ガス」

1. 生産額の推計

都市ガス部門については、都市ガス供給に関する活動に限 定してあるので、生産額は次のように推計した。

(1) 生産数量の推計

ガス事業統計年報から次のように決定した。 生産数量=ガス供給量(4,446,544千㎡)+ガス门家使用量(487,626千㎡)=4,934,170千㎡

(2) 生産額の推計

i ガス供給量相当額については、ガス事業会計の財務諸 表からガス売上高の218,860百万円 が得られるので、 これに電気ガス税を加えて234,160百万円とした。

従って、単価=ガス売上高(234,160百万円)÷ガス 供給量(4,446,544 千㎡)=52,661円/千㎡ ガス自家使用相当額についても、上記の資料から製造原価が得られるので、これに一部電気ガス税を加えると17,382円√千㎡になるので、単価はこれを採用して次のように決定した。

ガス自家使用額=ガス自家使用量(487.626千㎡)×製 造原価(17.382円/千㎡)=8.476百万円

|| 従って生産額は次のようになった。

生産額=ガス供給量相当額(234,160百万円)+ガス 自家使用相当額(8,476百万円)=242,636百万円

(注)

自家使用とは加熱用、自家用の合計で下記のとおり算出 した。

加熱用

467.991千㎡×17.334円=8112百万円

自家用

19,635千㎡×18,547円=364百万円

合 計

487.626千㎡×17.382円-8,476百万円

2. 投入額の推計

- (1) 原材料の数量については、ガス事業統計年報から採用し、 その購入単価については、ガス事業会計の財務諸表から採 用して、購入額を算出し、これを生産者価格にもどした。
- (2) 間接経費および資本減耗引当については、ガス事業会計の財務諸表のものを採用した。
- (3) 勤労所得については、ガス事業独自のものと労働省と調整して推計した。
- (4) 営業余剰については、ガス事業会計の財務諸表から採用 したが、金融帰属サービス分をこれからおとしたので、そ の分だけ営業余剰が減少した。

3. 産出額の推計

ガス事業統計年報の、ガス供給量の分類のうち、家庭用、および商業用についてはそれぞれの部門に産出し、工業用については、工業用センサスの燃料費の比率により配分し、投入側の数値と調整し産出を行なった。

XIX 商業部門

1. 商業の生産額の推計

産業連関表における商業部門の生産額の概念は他の部門と 異なり、商品の流通にともなって付加された商業マージン額 とする。換言すると、一般的に、商品を仕入れこれを販売す ることを業とする活動を商業とすれば、連関表では(売上高 一仕入額-商業マージン額)の算式における商業マージン額

が生産額にあたる。しかし商業センサスでは仕入額について の調査項目がなく、他の既存資料からも商業内部の業種別に 下りた商業マージン額は得ることが出来ない。

そこで、45年表の推計にあたり、基本公式は(業種別商 業販売額×業種別商業マージン率=商業の生産額)によって いる。これに基づく具体的推計手順は大別して次の4つの段 階に分けられる。(1) 販売額の修正、(2) マージン率の修正 (3) 販売額×マージン率 (4) 付加項目、以下、順を追って その大要をのべる。

(1) 販売額の修正

イ、商業センサス(商業統計調査)の年間販売額(昭和44 年6月~45年5月)を45年歴年に修正する。商業動 態統計調査(商動)の月別販売額指数により下式の計算 を行なう。

- (A) 商動 45年1月から12月までの 期間の月別指数の積上げ (C) 販売額を歴年 に補正するた めの系数
- 商動44年6月から45年5月ま での期間の月別指数の積上げ

45年センサス販売額×(C)=センサス販売額を歴年に補 正した年間販売額(D)

- ロ、歴年に補正した販売額(D)から連関表の概念上. 次の項 目について金額を除去する。
 - (A) 製造業の卸売事業所の販売額

商業センサスは事業所ベースの調査なので、 製造業 の販売支店, 営業所などの自社製品の販売活動のみを 行なっている事業所の販売額が含まれている。一方. 連関表で用いる生産者価格は市場価格であり、本社お よび営業所の経費と利潤相当分を含む生産企業の販売 価格によっている。したがって、商業マージン額の算 出にあたり, 商業統計表の営業形態別集計による「製 **造業の卸売事業所」の販売分担をあらかじめ除去して** 両者の重複をさける。

(B) 同一企業内の移動の販売額

商業センサスでは、本社、支店間や支店相互間の取 引、すなわち内部取引も流通活動とみなし販売額を調 査しているが、この取引からはマージンは発生しない ので、商業統計表の仕入先別割合にもとづく「同一企 業内の移動額」を資料として、これを除去する。

(C) 農協、生協などのうち商業センサスの対象となって いる事業所の販売額

商業センサスでは、農業協同組合について販売事業 (卸売にあたる)および購売事業(小売にあたる)を 単独に行ない、他の事業(例えば信用事業、指導事業

など)を行なっていない事業所のみを調査対象としてい るので、農協の販売、購売事業のすべてをカバーしてい ない、これを後段において生産額に付加する事前の手順 としてセンサスに含まれているこの一部を商業統計表の 経営組織別の集計を資料としてあらかじめ除去する。

漁業協同組合もこれに準ずる。

(2) マージン率の算出

昭和42年実施の商業実態基本調査による粗マージン率 (粗利益率)を使用する。(この調査については後段の股 入額の推計」においてふれている) ただし、業種区分は実 態調査と商業センサスとは異なるので、両者を一致させる ための調整計算を必要とする。

(3) 販売額×マージン率

前記(1)-ロにおける(A)(B)(C)で除去した歴年による業種別 販売額に業種別マージン率を乗じた, この結果が商業セン サスから推計したマージン額の本体となる。なお、 卸売。 小売の合計額は業種の積上げによった。

(4) 付加項目

前に述べたように商業センサスは卸売活動と小売活動の すべてを網羅していないので、これに含まれていない次の 項目を追加する。

イ、卸売部門の追加

① 食糧管理特別会計

米麦の売上げ, 売却など食管事業は, 特別会計の管 理費を卸売の生産額に加算

② 仲立手数料

仲立とは「商品の所有権を有することなく、また直 接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料および その他の報酬を得るために仲立あつせんを行なうもの」 と定義されている。この仲立行為は卸売に含まれるの で、商業センサスの結果数値をそのまま引用して卸売 の生産額に加算

③ 農業協同組合の販売事業の手数料を「昭和45年度 農協統計表および昭和45年度農業協同組合連合会統 計表(いずれも農林省農政局農業協同組合課)から引 用.

ロ、小売部門の追加

① 小売活動のうち商業センサスより除外されている部

購売会, 露店, 行商は調査技術上, 商業センサスの 対象に含まれていないので、総理府統計局の「昭和44 年全国消費実態基本調査」の購入先別統計を引用し、 消費者サイドから次の方法によりマージン額を推計。

全国消費実態調査は機家などを除く全国消費者世帯を対象に消費支出の購入先を①小売店回百貨店②スーパーマーケット ②行商③生協購売会③その他に区分して調査しているので、本作業では①+回+②を商業センサスの対象分と考え②+回+③により行商販売額の率を求め、この率を先に算出した小売マージン額に乗ずることにより行商のマージン額を直接的に算出した。同様に、購売会は①+回+② その他は②・のは②・のでにより、それぞれマージン額を算出した。

② 農業協同組合の購売事業の手数料は、前記の卸売の 場合と同様の資料により購売事業手数料を引用

(5) 調整

産業連関表における商業部門の生産額は上記のように商業統計サイドからの推計とは別個に「商品別商業部門経由額×平均マージン率」によって算出することも可能であり、とくに商業マージンマトリックス作成のためには、このような推計が不可欠である。しかし上記商業統計サイドからの推計と「商品別商業部門経由額×平均マージン率」による推計とは当然のことながら一致しないのが普通であってこの間の相違について調整が行なわれ、最終的に商業部門生産額が決定されることとなる。(3 産出額の推計においても再述)

2 投入額の推計

(1) 投入額推計の基本公式は(A)45年商業部門生産額×(B)粗マージン構成比率=部門別投入額で、6110卸売、6120小売の部門別に算出した。

(A)の商業部門生産額は前項の生産額の推計にのべたとおりであるが、(B)の粗マージン構成比率の算出には基本資料として、第2回商業実態基本調査(昭和42年10月1日実施)と中小企業の原価指標の2つの資料を使用している。

(2) 第2回商業実態基本調査の結果は、第2回商業実態基本調査報告書の名称で13分冊となって刊行されているが、このうちの卸売業編(その2)、小売業編(その2)に収録されている業種別の粗利益率、経費率を引用した。粗利益額は経費および純利益の両者の部分から構成されているが、それぞれについて販売額を分母として割った率が粗利益率、経費率であり、純利益率は粗利益率 - 経費率によって得られる。(ただし、商業センサスの業種分類と、実態調査に用いられた分類とは若干異なるので、商業センサスの45年販売額をウエイトとして、センサス分類に合わせ

た数値を算出し直した。)

- (3) このような率により、投入額推計の第1段階として次の数値を求めた。
 - ① 生産額×経費率=経費に関係した各投入部門の金額合計
 - ② 生産額×(粗利益率-経費率)=営業余剰
- (4) 第2段階として、上式①の経費に関係した各投入部門の 金額合計をさらに細かい経費項目に分割したが、そのため の資料として「中小企業の原価指標の数値」を利用した。 「中小企業の原価指標」は中小企業庁編によるもので毎年 度刊行されている。45年版は卸売業が44業種、小売業 が35業種に分割され、それぞれについて給料手当、減価 償却費、交際接待費、広告宣伝費など10数項目に分けた 総原価構成比が収録されている。

総原価構成比を前記(3)-①の「経費に関係した各投入部門の金額合計」に乗じた。

- (5) なお、前記の手続によって得られる経費諸項目の分類は、 産業連関表の部門分類より粗いので、40年表の投入額構 成比などを適宜引用して、連関表の分類による数値に組み 直す作業も必要であった。
- 3. 産出額の推計
 - (1) 第1回産出の算出手順
 - イ、40年表の5けた分類による部門別のマージン率を次 式により部門別に算出。

当該部門の卸売への投入額 当該部門の生産額 マージン率………… (A

当該部門の小売への投入額 当該部門の生産額 マージン率………… (B)

- ロ、45年表の各部門のC.T 額に当該部門の(A)および(B) の率を乗じ、45年表の部門別卸売マージン額および小売マージン額を算出
- (2) 産出額の調整経緯
 - イ、前項(1)による商業側の算出による数値を暫定的な数字として、商業以外の各部門ではそのまま投入しておき調整作業を行なった。これと併行して他部門は部門別に商業マージンの対象額と非対象額を算出し、これに品目別マージン率を乗じて卸、小売別のマージン額を算出
 - P、商業側の数字と、対象額より算出したマージン額を対応させ、両者の資料の性格から、過大、過小、適正などを判定のうえ、補正を行なった。

第 3 節 運輸省担当部門

- I 輸送機械部門
- Ⅱ 輸送および倉庫部門

T 輸送機械部門

(鋼 船) 381010

概念、定義および範囲

本部門の範囲は日本標準産業分類の「3461 鋼船製造. 修理業」のうち鋼船製造にかかわる部門である。従って 「3643艇製造,修理業」および「3644舶用機関製造 業は含まない。舟艇製造は「木船」に舶用機関製造業は「原 動機,ボイラー」にそれぞれ含まれる。本部門には船体プロックを製造している事業所を含むこととする。しかし船体ブロックを本部分に含めても自部門取引となるので生産額には あげない。

推計資料

海事統計月報(45年12月)(運輸省情報管理部) 通関統計(大蔵省)

推計方法

- 1 生産額推計 国内船については、海事統計月報の建造額を、 輸出船については通関統計の輸出額を採用した。
- 2 投入額推計 船舶局監理課「計画造船原価内訳」により推計した。
- 3 産出額推計 政府消費及び在庫純増については経済企画庁 の投入を使い、輸出入は通関統計によって残りを固定資本形成 とした。

問題点

船舶のジャンボ化等の大改造は船舶修理に格付けされているが、大改造は新造と同様な考え方が一般的であり、且っ建設等との取扱いとも一致するため船舶修理部門からは除外して本部門に含めた方がよいと思われる。しかし、資料の制約から従来どおり修理部門に格付けされている。

〔木 船〕381020

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の「3642木船製造,修理業」 および「3643舟艇製造,修理業」のうち製造にかかる部 門である。(鋼船以外の貨物船および旅客船,漁船,舟艇 ボート等の製造)

推計資料

工業統計表(41~44年)(通産省)

通関統計(大蔵省)

推計方法

- 1 生産額推計 工業統計表(41年~44年)の船種別出荷額を引き伸ばして45年の生産額とした。
- 2 投入額推計 船舶局資料により推計した。
- 3 産出額推計 鋼船と同じ方法によった。

「船舶修理]381090

概念、定義および範囲

- (1) 本部門は日本標準産業分類の「3641鋼船製造,修理業」 「3642木船製造,修理業」および「3643舟艇製造, 修理業」のうち修理にかかわる部門および船舶所有者の行な う自家修理である。
- (2) 問題点:昭和40年産業連関表では修理は原則として他の 修理部門を迂回していた。しかし他の修理部門に迂回すると 業種としての実態がなくなってしまい好ましくない。つまり 船舶修理の場合には補機、甲板機械、航海計器、船体塗装、 等を他の修理部門に迂回させると船体修理のみとなってしま い付加価値の中の人件費が異常に大きくなってしまう。従っ て、外注部分については迂回するが、自社内で行なわれてい るものについては迂回を行なわない。

なお、電気機器等船船修理とは考えられないものについて は軽微な修理を除いては製造メーカー等で修理が行なわれる と考えられる。

推計資料

海事統計月報(45年12月)(運輸省情報管理部) 推計方法

- 1 生産額推計 海事統計月報による修繕高を生産額とした。
- 2 投入額推計 40年表の比率を使った。
- 3 産出額推計 40年表の比率を使った。

問題点

範囲上の問題として自家修理部門を含める必要がある。 〔鉄道車両〕382010

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の「362鉄道車両, 同部分品 製造業」のうち製造にかかわる部分である。(鉄道車両部品 はブレーキ装置,ジャンパ連結器,戸閉装置等である。)さ ちに国鉄及び私鉄の車両工場で行なわれる大改造も本部門に 含める。

なお、「信号保安装置」は「電気通信機器および関連機器」 に含められる。産業用車両は含まない。

推計資料

鉄道車両等生産動態統計月報(運輸省情報管理部)

鉄道車両工業特別調査("

鉄道統計年報(国 鉄)

工業統計表(通 産 省

日本統計月報(")

推計方法

生産額推計 鉄道車両新造,改造は「鉄道車両等生産動態統計月報」の1~12月の生産金額を足しあげた。

国鉄車両工場改造分は「鉄道統計年報の車両改良決算額より 求めた。

部品は新造に同じ。

交付原材料は国鉄は「鉄道統計年報」より貯蔵品需給実績から,民鉄は国鉄を参考に推計した。

投入額推計 「鉄道車両工業特別調査」の結果を用い推計した。 産出額推計 輸出入については「45年産業連関表,輸出・ 輸入関税金額表」より求め、在庫については「鉄道車両等生産 動態統計から、資本形成については、政府固定資本形成と民間 固定資本形成に分割した。

〔鉄道車両修理〕382090

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の「3621鉄道車両製造業」 および「産業用車両」のうち修理にかかる部門である。鉄道 業の自家修繕も本部門に含める。修理部門の迂回については 船舶修理と同様にする。

推計資料

鉄道車両等生産動態統計月報(運輸省)

車両検査及び保修費実績表(")

鉄道車両工業特別調査 (//)

鉄道統計年報(国 鉄)

推計方法

生産額推計 鉄道車両業の修理は「鉄道車両等生産動態統計 月報 | の修理生産額

国鉄自家修理は「鉄道統計年報」の振替車両費

地方鉄道軌道自家修理は「車両検査及び保**修費実績表」の修** 理費用

投入額推計 「鉄道統計年報」の車両工場経費をもとにその 投入比率を用いた。一部「鉄道車両工業特別調査」や, 40年 投入比率も用いて推計した。 産出額推計 鉄道車両メーカー修理分は「私鉄車両現在車両数」より、民鉄及び各産業部門の車両保有数で配分した。 国鉄自家修理は、国鉄(旅客・貨物)国電別に産出した。 地方鉄道軌道自家修理は全額地方鉄道軌道へ産出した。 〔自動車修理〕384000

概念、定義および範囲

本部門は「自動車」「三輪車」「自動二輪車」に対する修理を含める。ただし、ガソリンスタンドで行なう軽微な修理、オーナドライバーが部品を購入して行なう軽微な修理は実体把握が困難であるため含めていない。修理部門の迂回については船舶修理と同様とする。

推計資料

自動車整備事業実熊調査(運輸省自動車局) 自動車数統計表(運輸省情報管理部)

推計方法

生産額推計 専業工場……自動車分解整備事業実態調査から ディラー工場…従業員1人当り整備売上高を算出 し従業員総数を乗じて生産額とし

自家工場……ディラー工場の従業員1人当り整備売上高に自家工場の従業員総数を乗じて生産額とした。

投入額推計……自動車分解整備事業実態調査から大わくを採 り、特別調査結果により推計した。

産出額推計……生産額を車種別に分割し、さらに1台当り整備費を求め、自動車数統計表の産業別車種別自動車保有台数により、産業別産出額を推計した。

Ⅱ 輸送および倉庫部門

〔国有鉄道(除国電区間)]711000

概念、定義および範囲

(1) 日本標準産業分類の小分類「60国有鉄道」から鉄道連絡 船、国電区間の旅客および工場を除いた範囲とする。

国鉄が行なっている業務で日本標準産業分類で除かれている るものについては原則として除かれる。

国鉄が行なっている業務で本部門から除かれる主なもので、 鉄道病院は「公立医療」に、印刷場は「印刷」に、工事局等 は「鉄道・軌道建設」に発・給電所は「自家発電」に、自動車 輸送部門は「道路旅客輸送」または「道路貨物輸送」にそれ ぞれ分類される。詳細は日本標準産業分類による。 (2) 国鉄の車内および駅構内等における広告については「広告」 推計方法 を通じて各部門にトランスファーするものとする。

なお、地方鉄道、軌道(712102)および道路旅客輸 送(714110)等における車内および駅構内等の広告も 同様の扱いとする。

推計資料

鉄道統計年報(国 鉄)

旅客営業成績年報(")

鉄道貨物輸送概況(")

主要品目別貨物統計月報(")

旅客質的調査(")

推計方法

生産額推計 旅客 「旅客営業成績年報」からそれぞれの運賃、 料金の1~12月を足しあげた。

無賃については旅客運賃率をもとに 4 0年生産額から算出し た。通行税は国税庁統計報告書によった。

貨物 「鉄道貨物輸送概況」「旅客営業成績年報」からそれ ぞれ1~12月を足しあげた。

無賃については「鉄道貨物輸送概況」からトンキロを求め、 「主要品目別貨物統計月報」からの有賃の単価を乗じて推計し た。

投入額推計 「鉄道統計年報」(経理編)の鉄道経費を基本に 推計したのち、国電区間の投入額を差引いた。

産出額推計 旅客 「旅客質的調査」の旅客目的別内訳によっ った。

貨物 品目別輸送量により投入側から推計した。

問題点

産出において使用した資料は、44年10月の急行列車の乗客 を対象にしているため、観光旅行のウェィトにかたよりがあると 思われる。

〔国有鉄道(国電旅客)〕712101

概念、定義および範囲

昭和40年産業連関表では国際標準産業分類(ISIC) を考慮して、国鉄の国電区間は都市内輸送であると考え地方 鉄道軌道に含めていたが、わが国の現状から国鉄と私鉄が同 一部門に含まれていると分折上不便であるため昭和45年表 では、40年表との接続を考えて分離独立させることとする。 具体的には国鉄の千葉、東京南、東京西、東京北、大阪およ び天王寺鉄道管理局内の大都市近効電車区間の旅客輸送に伴 なうものである。

推計資料

鉄道統計年報(国 鉄)

旅客営業成績年報(")

牛産額推計「旅客営業成績年報」より該当する鉄道管理局の 1~12月の1キロを求め、1人キロ当りの賃率を乗じて推計

投入額推計 地方鉄道軌道の投入パターンを使い, 国鉄(除 国電区間)との関係で一部修正した。

産出額推計 国鉄「旅客質的調査」の結果を利用した。

資料上から、国鉄の経理やその他の大部分が一本になってお り、国電区間を分割することに無理があると思われる。

「地方鉄道軌道〕712102

概念、定義および範囲

- (1) 日本標準産業分類の小分類「602鉄道業(国有鉄道を除 く) | に属する民公営の地方鉄道、軌道、地下鉄道、モノ レール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道および索道による輸送と する。鉄道業の経営する修理工場等の兼業部門は国有鉄道と 同様にアクティヴィティに従って各部門に格付することとす る。
- (2) 昭和40年産業連関表について本部門に含まれていた国鉄 の国電区間は45年表では分離独立させることとする。

推計資料

地方鉄道・軌道運輸統計月報(運輸省)

私鉄統計年報(")

推計方法

生産額推計 「私鉄統計年報」をもとに推計した。

投入額推計 大枠は「私鉄統計年報」の営業成績表でつかみ、 あと、私鉄大手5社の鉄道営業費明細表をもとに推計した。

産出額推計 旅客は国鉄「旅客質的調査」の結果を利用し

貨物は品目別輸送量により投入側から推計した。

間顯点

旅客産出の資料がないため、国鉄の調査結果によった。

[道路旅客輸送] 7 1 2 2 1 0

概念、定義および範囲

日本標準産業分類の中分類「61道路旅客運送業」に属す る範囲とする。具体的には乗合バス業、ハイヤー業、タク シー業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業および旅客軽車 両運送業である。レンタカーは「その他の対個人サービス (貸自動車業)」に含まれる。

なお、国鉄の旅客自動車輸送も本部門に含まれる。

推計資料

旅客自動車輸送指標(運輸省自動車局)

総合輸送活動指数(" 情報管理部)

自動車経営指標(運輸省自動車局)

推計方法

生産額推計 旅客自動車輸送指標から45年度の業種別運賃収入を採り、輸送活動指数により歴年修正した。

投入額推計 ① 乗合バス,貸切バス及びハイヤー,タクシーについては自動車経営指標から各営業種別に費用構成を把えさらに営業報告書の営業費明細により推計した。

② 特定については、営業報告書の営業費明細により推計した。

産出額推計 ① バス,自動車局資料により推計した。

② ハイヤー・タクシー, 東京乗用旅客自動車協会資料により分割した。

〔道路貨物輸送〕714110

概念、定義および範囲

日本標準産業分類の中分類「62道路貨物運送業」から 「通運業」を除いた範囲とする。具体的には一般路線貨物自 動車運送業,一般小型貨物自動車運送業,一般区域貨物自動 車運送業,特定貨物自動車運送業,貨物軽車両運送業とする。 昭和40年産業連関表では通運業は本部門に含まれていたが 分析上不便であるため45年表では分離独立した。

推計資料

自動車輸送指標(運輸省)

総合輸送活動指数(")

陸運統計年報(月報)(")

自動車運送事業特別調查(")

推計方法

生産額推計 自動車輸送指標により実働1日1車当り運送収入を算出し、陸運統計年報の45年度延実働車両数を乗じ、さらに輸送活動指数を用いて歴年修正した。

投入額推計 特別調査の結果を用いて推計した。

産出額推計 霊柩を除いては、陸運統計月報の品目別輸送量から推計した。

霊柩については、生産額をそのまま産出した。

〔通 運〕714120

概念, 定義および範囲

日本標準産業分類の小分類 6 2 4 「通運業」とする。昭和 4 0年産業連関表では「道路貨物輸送」に含まれていたが、 通運は鉄道輸送に付帯したサービスとする見方があり、分折 上も不便であるので独立させた。

推計資料

通運事業取扱指標(運輸省)

通運事業営業報告書(")

主要品目別貨物統計月報(日本国有鉄道)

推計方法

生産額推計 通運事業取扱指標から営業収入をとり生産額とした。

投入額推計 通運事業営業報告書から推計した。

産出額推計 通運は国鉄貨物に比例すると考えられるので国 鉄の主要品目別貨物統計月報を用いて推計した。

〔道路輸送施設提供〕714200

概念。定義および節囲

- (1) 日本標準産業分類の小分類「666運輸施設提供業」のうち道路輸送に係る部門(「貨物荷扱固定施設業」については資料の制約から推計しない。)および細分類「8221駐車場」とする。具体的には自動車道業,有料道路(日本道路公団,首都高速道路公団および阪神高速道路公団) 添経営業,自動車ターミナル業および有料駐車場業である。なお,有料駐車場については公営のものを含めるものとする。
- (2) レンタカーは「その他の対個人サービス(貸自動車業)」に含まれる。

推計資料

日本道路公団年報(日本道路公団)

道路統計年報(建設省)

有料駐車場特別調査(運輸省)

自家用乗用車利用目的別調查(首都高速道路公団)

自動車数統計表(運輸省情報管理部)

推計方法

生産額推計 ① 自動車道-日本道路公団年報, 道路統計年報による料金収入を生産額とした。

- 一般自動車道については、これら資料から推計した。
- ② 路外駐車場-日本道路公団、首都高速道路公団の駐車料 金収入及び、特別調査による単位面績当り駐車料金に建設省調 査による全国駐車場面績を乗じたものを生産額とした。
- ③ 自動車ターミナルー営業報告書による1バース当りの収入額に全ターミナルのバース数を乗じて生産額とした。

投入額推計 ① 自動車道-日本道路公団損益計算書,首都 及び阪神高速道路公団の営業報告書,一般自動車道事業者営業 報告書から推計した。

- ② 路外駐車場ー特別調査の結果から推計した。
- ③ 自動車ターミナルー駐車場の比率を用いた。

産出額推計 ① 自動車道-貨物車については、産業別自動車保有台数により産出した。

旅客車については、自家用乗用車利用目的別調査により配分 した。

- ② 路外駐車場-産業別自動車保有台数により配分した。
- ③ 自動車ターミナルートラックターミナルとバスターミナルのバス数の比

率でそれぞれ道路貨物及び道路旅客に産出した。

[外洋輸送] 715000

概念、定義および範囲

- (1) 日本標準産業分類の小分類「63海洋運輸業」に属するものとする。具体的には外国航路運輸業(日本籍船舶および外国籍船舶によるもの。)である。
- (2) 昭和40年産業連関表においては外国航路運輸業と船舶貸渡業とを含んでおり、定期用船料は自部門に投入されていた。しかし、定期用船料の大部分は外国航路運輸業相互で行なわれており、外部からの用船も使用者主義によって計上すれば定定期用船料すべて自部門の交点に計上されることになるので、あえて生産額を二重に計上する理由がないので生産額は外国航路運輸業収入のみとする。ただし、外国からの定期用船については国際収支のバランスから自部門に計上することとする。

航海用船料については一般に運賃の受払と考えられており、 産業連関表においても運賃の受払いとして処理した。

(3) 40年表におけるプラスの輸入は輸出に改めた。

推計資料

海上輸送の現況(運輸省海運局外航課)

国際収支表(日本銀行)

外航海運会社経営分折(運輸省海運局海運監査官室)

推計方法

生産額推計 旅客輸送については「海上輸送の現況」,貨物輸送については「国際収支表」から推計した。

投入額推計 「外航海運会社経営分折」により推計した。 産出額推計 貨物については「国際収支表」により輸出、輸 入に産出した。

旅客については航空と同じ比率で産出した。

[沿海内水面輸送] 716010

概念、定義および範囲

日本標準産業分類の小分類「632沿海運輸業」 および 「633内陸水運業」に属する定期および不定期航路 業,木船運航業,通船業,遊覧船業としての活動である。

なお, 国鉄の鉄道連絡船は本部門に含める。

推計資料

鉄道統計年報(国 鉄)

旅客航路事業経営分折(運輸省海運局)

内航船舶輸送統計(運輸省情報管理部)

内航海運主要企業損益計算書(運輸省海運局)

推計方法

生産額推計 旅客-旅客航路事業経営実態調査(海運局)に よる旅客運賃収入及び鉄道統計年報による連絡船旅客運賃収入 を生産額とした。

貨物-大型鋼船輸送実績調査表(内航船舶輸送統計)から単位当り平均運賃を算出し輸送量を乗じて生産額とした。鉄道連絡船については旅客と同じ。

投入額推計 旅客-航路事業経営分折により推計した。

貨物-内航海運主要企業損益計算書により推計した。

産出額推計 旅客-40年表の比率を使った。

貨物-内統船舶輸送統計による品目別輸送量により投入側から推計した。

4 0年表との相違点

4 0年表では、内陸水運業については資料の制約から推計し 得なかったが、45年表では海運局資料「旅客航路事業経営分析」を用いて推計した。

[港灣運送] 716021

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の小分類「661港湾運送業」に属する一般港湾運送業,船内荷役業,はしけ運送業,沿岸荷役業,いかだ運送業としての活動とする。本部門は昭和40年産業連関表では「沿海,内水面輸送施設提供」に含まれている。しかし、港湾運送は施設提供とは性格が異なるため40年表との接続を考えて独立させた。

推計資料

港運統計資料(運輸省港灣局)

原価計算報告書

推計方法

生産額推計 44年近促法実態調査による扱トン数当り収入 額に45年港運統計資料の扱トン数を乗じて生産額とした。

投入額推計 港湾局港政課資料により推計した。

産出額推計 「港湾荷役料率表」により品目別生産額を推計 し、産出額を推計した。

[沿海内水面輸送施設提供]716022

概念、定義および範囲

(1) 港湾運送は独立部門とするので本部門は日本標準産業分類 の細分類「6664さん橋泊きょ業」および「6669その 他運輸に付帯するサービス」のうち水運関係事業(検数業, 検量業,鑑定業,水先案内業,灯台,引船業,サルベージ業) 等である。

さらに政府一般会計のうち港湾管理部門を含めることとする。

(2) 生産額の推計にあたってトン税, 特別トン税および運河通 行税も含めるものとする。これらの税は必ずしも港湾の推持 管理を行なう目的税ではないが, 徴税の性格は入港税であり, 税の支払者である外航海運業でも港湾経費として処理していることから本部門に含めることとする。(灯台,運河に関しては日本においては通行税を徴収していないが、日本船舶が外国で支払う分については輸入として計上される。)

(3) 港湾管理活動(地方)は、政府企業として取扱う。(国の 港湾整備特別会計および地方の港湾整備活動分は一般政府扱 い。)

つまり、料金収入を生産額とし、経費(減価償却分を含めず)との差額には補助金を計上する。〔港湾整備業(管理施設分を含む)の資本形成は、すべて一般政府による社会資本投資とする。〕

推計資料

推推方法

生産額推計 港湾施設提供については港湾局管理課 水運関係事業については港湾局港政課資料をもとに推計した。

水先案内業については,船員局労働基準課資料により推計した。

トン税、特別トン税については海運局監督課資料から税収入 を得た。

投入額推計 港湾管理活動については、40年表では港湾管理の投入構造は資本の制約から港湾運送のそれを用いた。しかし、これはアクティヴィティが異なるので好ましくない。そこで45年表においては企業会計方式を採用している8大港について投入構造を求め、ふくらまし推計を行なった。その他については港湾運送業と同じ率を用いた。

産出額推計 港湾運送業と同じ率を用いた。 問題点

範囲上の問題 検数, 検量, 鑑定, 引船, サルベージを本部 門に含めるべきかどうか問題である。

〔航空輸送〕717001

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の中分類64「航空運輸業」とする。具体的には定期航空運送業不定期航空運送業、航空機使用事業とする。35年および40年表においては航空は1部門であったため航空輸送が急激に増加していることと、これを分割することはアクティヴィティを明確にする上で好ましいと考えられる。

推計資料

航空輸送統計年報(運輸省情報管理部)

航空関係国際収支表(運輸省航空局)

航空旅客動態調査報告書(")

推計方法

生産額推計 ① 定期及び不定期航空運送業--定期航空4社 の「有価証券報告書」による運賃収入を総合輸送活動指数で歴年修正した。

- ② 通行税-国内旅客運賃の10%を生産額とした。
- ③ 航空機使用事業-航空局資料により,飛行目的別の稼働 実績に代表的機種稼働1時間当りの平均単価を生じて生産額と した。

投入額推計 定期航空4社の損益計算書により推計した。 産出額推計 旅客-航空旅客動態調査報告書により推計した。 貨物-日本航空株式会社の品目別輸送量により投入側から推 計した。

航空機使用事業-飛行目的別生産額により産出先を推計した。 〔航空輸送施設提供〕717002

概念、定義および範囲

- (1) 本部門は利用航空運送業, 航空輸送施設提供業(国際および地方空港管理), 航空付帯業(代理手数料, 機内飲食物売上, 運航サービス, その他航空に付帯した役務等)を含む。なお, 空港ビル等は「不動産賃貸料」に, 送迎バス等は「道路旅客輸送」に, 給油は「商業」に, 整備は「航空機」にそれぞれ格付けされる。
- (2) 国および地方公共団体の行なう国際および地方空港の管理活動(空港整備特別会計の管理勘定分のみ)は、政府企業の扱いとする。つまり、料金収入(離着陸料、照明料、停留料等)を生産額とし、経費(減価償却分を除く。)との差額は、補助金または間接税(税外負担)に計上する。
- (3) 空港整備等(管理施設分を含む。)の資本形成は、すべて一般政府による社会資本投資とする。

推計資料

航空輸送統計年報(運輸省情報管理部)

推計方法

生産額推計 ① 利用航空運送-サンブル会社の営業報告書 および取扱実績により推計した。

② 航空輸送施設提供

第1種, 第2種空港-45年度の料金収入を総合輸送活動 指数により歴年修正した。

第3種空港-秋田及び富山空港の収入をサンプルとして離 着陸回数で推計した。

③ 航空付帯事業ー定期 4 社の営業報告書より当該部門を抽 出推計した。

投入額推計 ① 利用航空運送-代表3社の営業報告書より 推計した。

② 航空輸送施設提供-航空局経理補給課資料により推計した。

- ③ 航空付帯事業-利用航空運送業の比率を用いた。 産出額推計 ① 利用航空運送-航空輸送の貨物の比率を用 いた。
- ② 航空輸送施設提供-国際収支表より輸出入を求め、残りをを航空輸送に産出した。
- ③ 航空付帯事業-航空輸送施設提供の比率を用いた。 「その他輸送」719000

概念、定義および範囲

本部門は運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。 具体的には日本標準産業分類の小分類「663運送代理店」 「664運輸あっせん業」(観光案内(ガイド)業はその他 の対個人サービスに含まれる。),および「669その他の運 輸に付帯するサービス業」のうち、観光協会等であるが、

「運送代理店」「観光協会」および「運輸あっせん業」のうち「貨物運送仲立業」および「船舶仲立業」については資料不足のため含めなかったので「旅行あっせん業」のみである。

なお、貨物運送取扱業については各々の業種と込で定義してあるので本部門に含めない。

推計資料

昭和 4 5年旅客取扱実績 - 運輸省観光部

旅行あっ旋業の国内旅客部門の実態について(昭和44年) - 運輸省観光部

推計方法

生産額推計 ① 一般旅行あっ旋業-「昭和 4 5 年旅客取扱 実績」による取扱収入を採用した。

② 邦人旅行あっ旋業-44年「旅行あっ旋業の国内旅客部門の実態について」より1社当り手数料収入を求め、45年の会社数を乗じて生産額とした。

投入額推計 代表会社の営業報告書を中心に推計し、「中小 業者の営業報告書」を参考に、「法人企業間接費調査」を使用 して推計した。

産出額推計 手数料は旅客運賃,旅館業等の業務委託費からなると考えられるので、これらの部門を中心に産出した。

[倉庫]720000

概念、定義および範囲

(1) 本部門の範囲は日本標準産業分類の中分類「倉庫業」に属する普通倉庫,冷蔵倉庫,水面木材倉庫の活動とし自家倉庫は含まないが,協同組合倉庫(農業倉庫等)は含める。

推計資料

倉庫統計月報(運輸省港灣局)

総合農協統計表(農林省)

農業協同組合連合会統計表(")

水産業協同組合統計表(水産庁)

連合会の概況(#)

倉庫業特別調査(運輸省)

推計方法

生産額推計 ① 普通倉庫,冷蔵倉庫-特別調査によるトン 当り収入に倉庫統計月報による入庫トン数を乗じて生産額とした

- ② 水面木材倉庫-倉庫課資料による保管料率に倉庫統計月報から推計した保管料収入対象量を乗じて生産額とした。
- ③ 農業倉庫 総合農協統計表及び農業協同組合連合会統計表により推計した。
- ④ 漁業倉庫-水産業協同組合統計表及び水産業協同組合連合会の現況により推計した。

投入額推計 ① 普通倉庫,冷蔵倉庫-特別調査結果を用いた。

- ② 水面木材倉庫, 農業倉庫-特別調査のうち普通倉庫の比率を用いた。
- ③ 漁業倉庫-特別調査のうち冷蔵倉庫の比率を用いた。 産出額推計 倉庫統計月報の品目別入庫高を用い、投入側か ら推計した。

第 4 節 建 設 省 担 当 部 門

1 定義および範囲

建設部門の部門分類は第1表のとおりである。

産業連関表の基本表の部門分類をさらに細分して、建設省内の作業用部門分類を行なった。これは、第1に産業連関表作成においては、投入構造の安定をはかることが必要であり、そのためには、投入構造の異なるものは、1部門独立して扱わなければならない。第2に、産業連関表を利用する場合、利用目的にあった部門分類が必要である。という点を考慮し、また生産額等の推計資料の制約などにより部門分類を行なった。

第1表 建設部門の部門分類

	統合部門表		基本表	建設部門推	计作業部門 分類
	建 築 (建設補 修を含む)	住宅新建築	住宅新建築 (木 造)	木造住宅	(居住専用およ び居住産業併用)
		1 3 4 4 5 C	住宅新建築 (非木造)	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造	(居住専用および居住産業併用)
				鉄筋コンク リート造	"
		nese julija. Gran		鉄骨造 コンクリート 	// //
	i Sangr _a s			トブロック 造 その他 造	
		非住宅新建築	非住宅新建 築(木造)	木造非住宅	工場,倉庫
					事務所,店舗,学校,病院,その他
		n Ang Silingtone	非住宅新建築(非木造)	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造非住宅	工場,倉庫 事務所,店舗, 学校,病院,そ の他
			in a series de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la co La companya de la co	鉄筋コンク リート造非 住宅	工場,倉庫 学校
				鉄骨造非住 宅	事務所,店舗,病院,その他工場,倉庫,その他工
				コンクリート ブロック造, その他造事住宅	事務所,店舗, 学校,病院
		建設補修	建設補修	住宅建設補修 作住宅 // 土木構築物 補修	
	土木	公共事業	道路関係公共事業	一般道路	道路改良 〃 舗装 〃 橋梁 〃 補修
				一般街路	街路改良 # 舗装 # 橋梁
				有料道路 区画整理	高速自動車国道 都市高速道路 一般有料道路
			河川その他 の公共事業		河川改修維持 河川総合開発 砂 防
L				海 岸	

統合部	8門表	基本表	建設部門推	計作業部門分類
			環公港空災境 湾海 海 復	
		公共事業 (農林関係)	農業土 木道山 大道山 大道山 大道山 大道山 大道山 大道山 大道山 大道山 大道山 大	
	その他の 建 設	鉄 道	鉄 道	国 鉄 公営(地下鉄を 含む) 私 鉄 地下鉄(帝都高 速)
		電 力電信電話 その他の土 木建設	電電工業用 大統領 大統領 大統領 大統領 大統領 大統領 大統領 大統領 大統領 大統領	
	yetay egil deva Maria		その他の土 木 建 設	土地造成民間土 木その他

2 部門の定義

- 1) 住宅新建築(木造)(400110)
 - ① 本部門は、主要構造部(建築基準法第2条第5号定義による。以下同じ)が木造の建築物のうち、居住専用建築物、および居住産業併用建築物のうち居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。
 - ② 40年表までは、居住産業併用建築物(木造)について、 非居住部分も含め、全額この部門として定義しているが、国 民所得統計との斉合上問題である。45年表より非居住部 分を分離し、これを木造非住宅とする。
- ③ 40年表までは、設計管理活動は、建設活動の一部とみななして、建設部門にふくめていた。しかし、設計管理活動はは、発注者自身が行なう場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があり、設計管理業者に委託する場合は、その活動はサービス活動に含まれているので、建設活動から除外し、「土木建築サービス業」から購入する形とする。

なお、発注者自身もしくは、建設業者が行なう場合には、 従来通り、建設活動とする。この問題は他の建築部門についても同様とする。

- 2) 住宅新建築(非木造)(400120)
 - ① 本部門は、主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物、および居住産業併用建築物のうち、居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。
- ② 40年表までは、居住産業併用建築物(非木造)につい

て、非居住部分も含め、全額この部門として定義しているが、国民所得統計との斉合上問題である。45年表より、非居住部分を分離し、これを非木造非住宅とする。

- 3) 非住宅新建築(木造)(400210)
- ① 木造の建築物のうち,前記「住宅新建築(木造)」以外の建築物の新築,増築,改築とする。
- ② 45年表より、居住産業併用建築物(木造)の非居住部 分を含めることとする。
- 4) 非住宅新建築(非木造)(400220)
 - ① 非木造の建築物のうち,前記「住宅新建築(非木造)」 以外の建築物の新築,増築,改築とする。
- ② 45年表より居住産業併用建築物(非木造)の非居住部 分を含めることとする。
- 5) 建設補修(400300)
 - ① 建築物(住宅および非住宅)および, 土木構築物に関する経常的補修工事で, 自家補修をふくむ。
 - ② 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修,公共 事業に関する維持補修工事,災害復旧工事,ならびに鉄道 軌道の線路,電力,信号設備,電力の送配電設備,電信電 話の線路設備の取替補修工事は,ここにふくまず,資本形成とする。
- 6) 道路関係公共事業(400411)

以下の範囲から成る公共工事で新設工事のほか、維持補 修工事を含む。

国および地方公共団体の行なう道路, 街路事業および, 日本道路公団, 首都高速道路公団, 阪神高速道路公団の行 なう有料道路事業。

この部門については、40年表では次の(400419)を含め一部門として推計していたが、45年表では、道路関係事業と、それ以外の事業との二部門に分割した。

7) 河川その他の公共事業(400419) 以下の範囲からなる公共工事で、新設工事のほか、維持

修繕工事を含む。

- ① 河川:国, 地方公共団体の行なう河川, 砂防, 海岸事業 および水資源公団の行う沿水事業。
- ② 都市計画:国,地方公共団体の行なう公園,環境衛生事業
- ③ 港湾漁港:国,地方公共団体の行なう港湾,漁港事業。
- ④ 空 港:国,地方公共団体の行なう空港事業。
 - ⑤ 災害復旧:国,地方公共団体の行なう上記①から⑤まで の各施設に関する災害復旧,災害関連,鉱害復旧事業。
- ⑥ その他:国,地方公共団体の行なう大型漁礁,離島電 気事業。

- 8) 公共事業(農林関係)(400420) 以下の範囲から成る公共事業で、新設工事のほか維持、 補修工事、をふくむ。
 - ① 農業土木:国,地方公共団体,土地改良区,および,その他団体営の土地改良事業,および農地造成事業。
 - ② 林 道:国,地方公共団体の行なう林道事業,および, 森林開発公団の行なう事業。
 - ③ 治 山:国、地方公共団体の行なう治山事業。
- ④ 災害復旧: " L記①から③までの各 施設の災害復旧事業。
- 9) 鉄道軌道建設(400910)

国鉄,公営軌道,私鉄,帝都高速交速交通営団の行なう 権築物の建設事業および施設保全。

線路,電力,信号設備の取替補修については,修繕費より推計,この部門にふくめる。

10) 電力施設建設(400920)

九電力株式会社,電源開発株式会社,地方公営企業の行なう電気事業,その他電気事業者,および,日本原子力発電株式会社の行なう,発、送,配電施設に関する構築物の 建設事業および施設保全で取替補修をふくむ。

11) 電信電話施設建設(400930)

電々公社の行なう電信電話線路施設に関する構築物の建 設事業および施設保全で、取替補修を含む。

(注) 9), 10), 11), 部門における取替補修とは 次のものをいい、それらは建設補修とせず、各部門 に入れることとする。

鉄道軌道……線路, 電力, 信号設備

電信電話……線路設備

電 力……送配電設備

12) その他の建設

上工業用水(地方公営企業の行なう上水道,工業用水道, 簡易水道に関する構築物の建設物の建設事業)。

下水道(地方公営企業の行なう下水道に関する構築物の 建設事業),一般失対(地方公共団体の行なう一般失業対 策事業のうち建設投資的事業),その他の土木建設(土地 造成,ガス,農家土地改良,機械設置,その他上記以外の 土木建築)からなる。

4 0年表においては, 9)~12)部門までを一部門として推計していたが,今回は4部門に分割して推計した。

- 3 推計資料
- イ) 建築着工統計(建設省)
- 口) 建設業務統計(")
- ハ) 建設工事施工統計(建設省)

- ニ) 国の45年度決算書
- ホ) 農家経済調査報告(農林省)
- へ) 地方公営企業年鑑(自治省)
- ト) 鉄道統計年報(国鉄コンピュータ部)
- チ) 私鉄統計年報(運輸省)
- リ) 法人企業投資実績調査(経企庁)
- ヌ) 国富調査報告(経企庁)
- ル) 法人企業間接費調査報告(経企庁)
- オ) ガス統計(通産省)
- ワ) 道路3公団,水資源公団決算書
- カ) 電気事業の決算に関する資料(通産省)
- ョ) 法人企業統計年報(経企庁)
- タ) 家計調査(総理府)
- レ) 農業および農家の社会勘定(農林省)
- ソ) その他

4 生產額推計

1) 建築部門(400110,400120,400210,400220) 全国的な建築工事量を推計する資料として,固定資産の 価格等の概要調書の中の家屋についての報告がある。

また、建設工事施工統計などもあるが、前者については 地方公共団体が調査する関係上、もれが少ないと考えられ るが、明確な建築物の年間の増減や適正な価格が把握でき ないきらいがあり、後者については統計のとらえている時 点で、年間50万円以下の工事は捨象しており、調査上の もれなどが考えられて、ともに充分な推計が行なわれない。 また、他の資料からは、部分的なものしか推計できない。 そこで、全国的な統計として建築物着工統計が発表され ているので、それを主体として推計することにした。

この統計は、建築主が建築物を建築しょうとする場合に、 建築基準法によって、その建築物が合法的なものかどうか を都道府県知事に対して確認のための申請書および工事届 を提出することになっている。その書類が提出された段階 で、統計をとらえて作られている。

ところが、建築物の床面積合計が10㎡以内のものは確認を受ける必要がなく、都市計画区域外では、着工届だけ提出すればよいことになっているため、小建築物(床面積10㎡以内のもの)や、違法建築物などが統計にはのっていないというもれが考えられる。

そこで、建築物着工統計の補正調査などをチェック資料 として、建築物着工統計の数字を、次の点について補正し て、建築部門の生産額とした。

- (i) 統計のカバレッジの補正。
- (ii) 統計が着工ベースであるので施工ベースに補正。

- (III) 統計に表われている工事量予定額は、統計の報告主がそれぞれ建築主であるため、低評価のきらいがあるので、その価額評価の補正。
- (V) 建築着工統計にはのっていない小建築物についての補正。
- 2) 建設補修(400300)

建設補修の生産額推計は資料の関係上,民間企業関係, 住宅,鉄道,電力、電信電話,政府関係別に行なった。

(i) 民間企業の建設補修:法人企業統計年報から修繕費をとり、それには機械修繕費も含まれているので、経済企画庁で行なった法人企業間接費調査の結果を利用して、機械と建物その他構築物とに分割した。また法人企業統計は、民間の法人企業についての統計であるので、個人企業分も含める必要がある。そこで35年国富調査(40年国富調査資料がないため)から、法人資産評価額と個人事業体等資産評価額の比率を求め、それを先の法人分の補修額に乗じて、民間企業全体の補修額とした。

また個人企業分については,農家経済調査から別途推計 し,その分を農林業の建設補修と考えた。

(ii) 国鉄: 私鉄の建設補修

鉄道統計年報, 私鉄統計年報より推計したが, 最終的には運輸省の推計によった。

(iii) 電気業

電気業会計規則による決算報告書の修繕費の構築物部分 をとった。

(IV) ガス葉

通産省(エネルギー庁公益事業部ガス課)調べと法人企業間接 費調査とから推計した。

(V) 電信電話

電信電話公社の決算書から推計した。

(VI) 中央政府

国の決算書によるほか,政府企業については個別に聞取をして推計した。

(11) 地方政府

地方財政統計年報の目的別性質別歳出 内訳から目的別に維持補修費をとった。

(vii) 地方公営企業

前項までに推計されてきた交通。

電気, ガス事業を除いた水道, 病院, 下水道, その他, 市市場, と場, 観光事業について, 地方公営企業年鑑より推計した。

(X) 住 宅

住宅の修繕費は、特家の場合は自己負担、貸家について は家賃の中に含まれているものと貸主が直接自己負担する ものとが考えられるが、これを推計する基礎資料がないため、家計調査における修繕費(農家については農家経済調査報告による)に世帯数を乗じるという方法で1律に推計した。

3) 土木部門

(i) 公共事業(400411,400419)

国および地方公共団体決算書より推計することを基準とした。この部門の基礎資料として建設資料として建設業務統計があるので、それで推計出来るがそれ以外(空港等)は直接決算書より求めた。この統計数値の中には土木投資とならない用地補償費、営繕、宿舎費が入っているのでそれを除いた。またこの値は年度ベースであるので、これを建設総合統合統計による暦年修正率で修正(以下すべてこの方法で暦年修正をしてある。)し、暦年の生産額を求めた。

(ji) 公共事業(400420)

「農業および農家の社会勘定」の公共事業のうち直轄, 補助事業を使って推計した。

(||) 鉄道軌道建設(400910)

イ) 国鉄

鉄道統計年報の経理編から国鉄の建設工事額を推計するには、工事勘定のうち、工事収入内訳から推計する方法と、建設工事経費内訳および改良工事経費内訳から推計する方法とがあるが、後者からの推計では、建設部門の生産額には含まれるべきでない土地および機械費等の控除額の推計が明確にできない欠点がある。そこで工事収入内訳から各施設へ振替えられた金額を、さらに土地、建物、線路設備等の細目におさえ、その中から、土木的なものを抽出した。

口) 私鉄,公営鉄道

私鉄は法人企業投資実績801民営鉄道から推計し、 公営鉄道については総事業費を帝都高速度交通営団の 新線建設費と同じ率で分けて推計した。

ハ) 帝都高速度交通営団

総事業費を新線建設費の費用内訳の比率で分けて、 その中の土木投資を構成するものを推出して推計した。

(V) 電力施設建設(400920)

9電力株式会社,電源開発株式会社,公営企業の電気事業,その他の電気事業については,電源開発の現状より,45年度の工事資金実績額を施設別(発電設備,送電設備,変電設備,配電設備,業務設備,その他設備の別)におさえて,各施設の建設費の内訳を見て,土木的なものを抽出して,生産額とした。

また、日本原子力発電会社については、建設仮勘定の純 増のうち、土木的なものをとり、日本原子力研究所につい ては原子力年報より推計した。

(V) 電信電話施設建設(400930)

電信電話公社の施設別(電信電話社機械施設,電信電話 線路施設等)決算および有形固定資産の純増を使って推計 した。

(Vi) その他の建設(400990)

イ) 水道,上水道,下水道

地方公営企業年鑑より、法適用、非適用および準公 営企業の行なう水道事業について、資本的支出のうち、 建設費をとり、建設業務統計から用地補償費率を求め て建設費から用地補償費を控除して生産額とした。

なお,上水道には,工事用水道,簡易水道を含めた。

ロ) 土地造成・その他土木(構築物)

法人企業投資実績調査報告から、土地改良工事費および構築物の投資額をおさえ、それを全営利法人企業の投資額に補正し、土地改良工事費については日本住宅公団の行なった土地造成工事および地方公営企業の行なった分を加えた。

また,構築物についても中央政府および地方公共団 体分を加えて生産額とした。

ハ) 一般失対

地方財政統計年報より失業対策費をとった。

二) 農家十地改良

「農業および農家の社会勘定」の中の非補助事業をとった。

ホ) その他建設(機械設置工事)

建設工事施工統計から、機械等の設置工事および機 機装置の現場組立工事を行なっていると考えられる設 備工事業者の施工額をおさえた。

へ) その他

業務統計の中の駐車場建設をとった。

5 投入額推計

投入額推計の作業は建築部門, 建設補修, 土木部門の3つに 分けて行なったその方法は以下のとおりである。

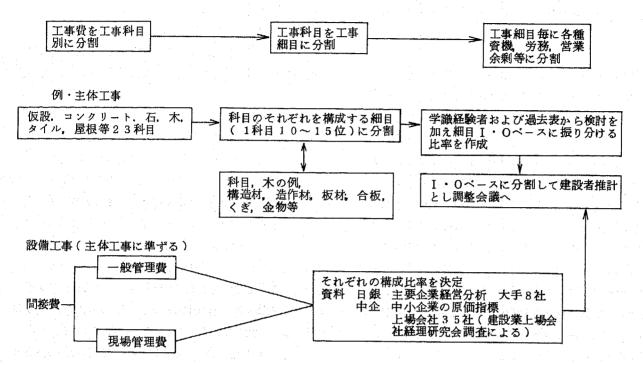
1 建築部門

建築関係部門はイの①~③について特別調査を行いその作 業概要はロのとおりである。

- イ) ① 木造住宅 民間住宅 約100件(殖産住宅の例)
 - ② 公営住宅 約50件(郡道府県発注のもの)
 - ③ 非木造建築物 建設工業経営研究会加盟の業者を対 対象に主体工事,設備工事に分けて行った。

主体工事 666件 設備工事 625件

=) 作業フロー



2 土木部門

土木工事については大きく公共事業関係と民間十木工事に ついて,調査をし,他に I・O分類に直接該当する事業体へは 別途調査をした。その概要は以下のとおりである。

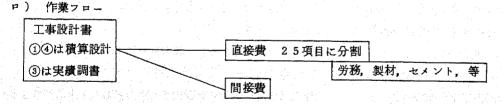
- イ)① 公共事業工事費内訳調査(道路および河川)
 - ◎ 母集団を把握するための予備調査(工事規模別工 事種類別) …… 7 2,9 8 8件(うち約17,000件 は100万円以下の災害復旧工事である。)
 - ◎ 本調査……予備調査の中から 2,0 6 1件の調査を した。
 - ② 農業土木(土地改良,災害復旧等)

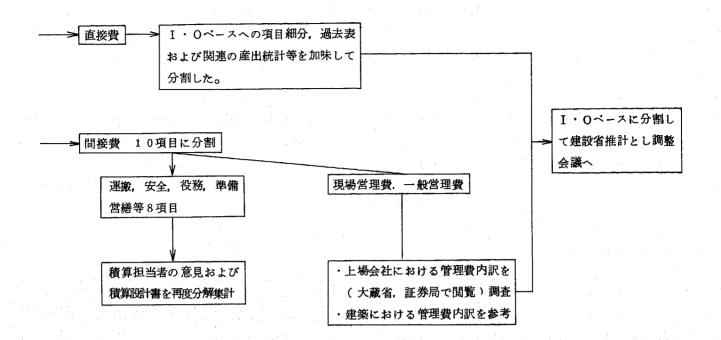
- ◎ 農林省が国営、県営、団体営事業等について調査 した「農業土木事業投入調査」を使用した。
- ③ 土木工事費内訳調査

対象工事を「公共工事着工統計」および「民間土木 工事着工統計」から工事種類毎に選び出し請負業者に対 対しメール調査を実施した。

9 工事種類 220件

- ④ 鉄 道 標準的工事を選んで, 国鉄7件, 帝都高速 2件, 地下鉄2件の調査を実施した。
- ⑤ 電信電話 電々公社に依頼をして資料を収集して推計した。





3 建設補修

建設補修についての基礎資料はなく、また特別調査も行えなかったので40年I・Oの数値および45年I・O全建設の投入構造を参考に推計した。

- 6 作成作業上の問題点
- 1 概念。定義上および範囲上の問題点
 - 1) 道路関係公共事業(400411), 河川その他の公 共事業(400419)について
 - ① 維持.補修工事がすべてふくまれているが、一般道路の管理(清掃,照明等)河川のしゅんせつ等小規模な維持,捕修工事については経済的支出として、建設補修にふくめるべきであると考えられるが(なお国民所得統計においては、公共事業の維持、補修はすべて、資本形成として扱われている)、時系列の問題もあるので45年

表においても、従来通り公共工事の扱いとする。

- ② アクティビディ・ベースではなく事業所ベースに近いたとえば、道路建設というアクティビティはすべて、この部門にふくまれるのではなく、国、地方公共団体、日本、首都、阪神道路公団の行なう事業に限られ、民間企業等が建設するものについては、「その他建設」のうち、その他土木として扱われている。
- 2) その他の建設(400990)について

機械設置工事について、機械本体と建設投資との分離が困難である。概念的には、工事を併なう機械の据付はすべて、建設投資とするが、機械の価格に既に工事価格が組み込まれている場合が多いと思われるが、できる限り分離、推計する。

第 5 節 経済企画庁担当部門

1 上 水 道 (5200-11)

(1) 定義および節囲

使用目的の如何を問わず、家庭および企業に対して飲用に 適する水の供給を行なう活動とし、「水道法」にもとづき地 方公共団体が行なう上水道事業および簡易水道事業の範囲と する。

地方公共団体以外の者が行なう水道活動(工業用水を含む) および「工業用水道事業法」にもとづき地方公共団体が行な う工業用水道事業は「工業用水道」(520012)に分類 (2) 推 計 資 料 される。

(2) 推 計 資 料

番号	資 料 名	年 次	作成者また は 出 所	備考
1	地方公営企業年鑑	昭和45年度	自治省	СТ
2	水 道 統 計	"	日本水道協会	I•O
3	地方公共団体財政 支 出 内 容 調 査	"	経済企画庁	I
4	法人企業間接責調査報 告	,,		o
5	昭和40年産業連関表作成報告	昭和40年度	行政管理庁	I

(3) 推 計 方 法

ア 生産額(C・T)の推計

資料(1)から上水道(簡易水道を含む)の料金収入をとり 生産額とした。

(単位:100万円)

項目	法適用水道事業	法非適用簡易水道事業	計
収 入	259,652	8,477	268,129
給水収入	249,496	7,260	256,756
その他の収入	1 0,1 5 6	1,217	11,373

イ 投入内訳の推計

資料(3)より水道事業の経費内訳の細目をとり産業連関部 門分類に格付けした。

ロ産出配分の推計

資料(2)より家庭用,営業用に配分し、家庭用について は個人消費支出に、残りは一括資料(4)の光熱水費の比率と、 投入側からの需要とによって配分した。

工業用水道 (5200-12)

(1) 定義および範囲

工業に対し工業用水の供給を行なう活動とし、「工業用水 道事業法」にもとづき、地方公共団体が行なう工業用水道事 業の範囲とする。

地方公共団体以外の者が行なう工業用水道(上水道を含む) および「水道法」にもとづき地方公共団体が行なう上水道事 業・簡易水道事業は本部門に含まない。

番号	資料名	年 次	作成者また は 出 所	備考
1	地方公営企業年鑑	昭和45年度	自 治 省	СТ
2	地方公共団体財政 支 出 内容 調 査	"	経済企画庁	I
3	工 業 統 計 表 (用地・用水編)	"	通商產業省	О

(3) 推 計 方 法

ア 生産額 (C・T) の推計

資料(1)から工業用水道の料金収入をとり生産額とした。

(単位:100万円)

項目	工業用水道
収入	
給水収入	19,962
その他の収入	675

イ 投入内訳の推計

資料(2)より工業用水道事業の経費内訳の細目をとり産 業連関表部門分類に格付けした。

ロ 産出配分の推計

資料(3)より事業所数,水源別工業用水量および用途別工 業用水量表を用いて内生部門に配分した。

(4) 問 題 点

定義上地方公共団体の行なう「工業用水道」の範囲として いるので、各産業の自家工業用水についてはこの範囲からも れており、また資料上の制約から正確な自家工業用水の生産 額を把握することは困難な面が多く、今後資料の入手等につ いて検討を加えていきたい。

3 下 水 道 (5200-20)

(1) 定義および範囲

汚水、雨水などの排水、終末処理を行なう施設の経営活動 とし、地方公共団体の行なう公共下水道事業の範囲とする。 したがって, この部門の行なう生産活動は, 汚水, 雨水の流 通目的で設置された排水管,排水路およびその他の附属装置 (浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり, じんかい, 汚物などの処理を行なう地方公共団体の活動は廃 棄物処理(520030)に含まれる。

(2) 推 計 資 料

番号	資 料 名	年 次	作成者また は 出 所	備考
1	地方公営企業年鑑	昭和4.5年度	自治省	СТ
2	地方公共団体財政 支 出 内 容 調 査	"	経済企画庁	I
3	昭和40年産業連 関表作成報告	昭和40年度	行政管理庁	I

(3)推 計 方 法

ア 生産額(C・T)の推計

本部門については政府部門における非企業会計扱いとし 経費総額(ただし受託工業に係る経費を除く)をもって生 産額とする。

資料(1)の損益計算書から受託工事費以外の営業経費 26,898(百万円)を求めてCTとした。

営業費用 30.461.6

受託工事費

3,1 1 6.0

割りかけ塞

0.102

業務費 1271.6×0.102=130

総 係 費 2039.3×0.102=208

その他費用 1065.3×0.102=109

計 447

3 0,4 6 1.6 - 3,1 1 6.0 - 4 4 7 = 2 6,8 9 8.6

イ 投入内訳の推計

資料(2)より公共下水道事業の経費内訳の細目をとり、資 料(3)を参考にしながら産業連関表部門分類に格付けした。

ロ 産出配分の推計

非企業扱いの原則どおり、全額「一般政府消費支出」に 配分する。

(4) 問題点

本部門の取扱いについて

- ① 本部門を企業扱いとするか、非企業扱いとするか
- ② 産出配分をどう取扱うか

の問題点がある。

第①の問題点については公共下水道事業は運営の実態にお いて都市計画などによる生活環境の整備という公共目的のた めに利用者負担に対し、公共負担の割合が高く(補助金が級 額の約60%を占める),企業的な独立性がほとんどない。 以上の理由および新SNAおよび現行国民所得統計の取扱い 基準からみて、生産額は経費総額で把握するのが妥当である。

第②の問題点である産出配分の取扱いについては、40年表 の取扱いのように料金支払額をもって産業各部門および家計 に配分することは、これらの部門が料金支払分だけ汚水処理経 費を投入したことになるが、公共下水道事業の非企業性から みて料金支払額は汚水処理サービスの対価とはいいがたく, また, そのサービスの購入の任意性からみて他の政府企業の サービスとは質的に異っていることは明らかであり、「税外 負担 として取扱うのが妥当である。従って全額「一般政府 消費支出」に産出するのが妥当である。

4 廃棄物処理 (5200-30)

(1) 定義および節囲

し尿, じんかいの収集および処理活動とし, 地方公共団体 の直営清掃事業および民営の清掃業者の範囲とする。

- 建物清掃, ガラス, 床みがき, などは本部門に含まず。 「建物サービス業」に分類される。
- 家庭および産業が行なう自家、廃棄物処理活動は本部門 に含まない
- 保健所の行なう動物の死体の処理(埋却、焼却)活動は 「一般政府消費支出」に分類される。

(2) 推計 資料

番号	資 料 名	年 度	作成者また は 出 所	備 考
1	事業所統計調查	4 4	総理府統計局	С•Т
2	民間給与実態調査	4 5	国 税 庁	$\mathbf{C} \cdot \mathbf{T}$
3	地方公共団体財政 支 出 内 容 調 査	44 • 45	自治省	
4	地方財政統計年報	44 • 45	"	$\mathbf{c} \cdot \mathbf{T}$
5	法人企業統計	4 5	大蔵省	$\mathbf{C} \cdot \mathbf{T}$

(3) 推 計 方 法

① 産出額(CT)の推計

② 地方公共団体の直営清掃事業の生産額は、非企業取扱 いの原則により経費総額(ただし、民営清掃業に委託し た経費は除く)をもって生産額とし、民営への委託、請 負分とともに全額「一般政府消費支出」に配分する。

地方財政統計年報より清掃費の44年度、45年度の消費 的支出は,

4 4年度……159,082百万円,

4 5年度……204.356百万円

したがって, 公営分の産出額

$$\frac{1}{4}$$
 × 1 1 0,8 4 4 + $\frac{3}{4}$ × 1 3 8,8 4 0 = 2 7,7 1 1 + 1 0 4,1 3 0

=131.841

⑤ 民営清掃業の生産額は総収入額とする。

① 事業所統計調査により民営分の従業者数を求める。

	4 1	4 4	4 5
従業者数	25,218	25,365	25,441

※ 41~44年の年伸び率を複利法によって求め、それ を44年の数値に乗じて求める。

- ② 民間給与実態調査よりサービス業年1入当り給与額 70万6,800円
- 法人企業統計よりサービス業の人件費率

21.17% ○ 以上より民営清掃業の生産額は、

① 廃棄物処理全体の生産額は,

131,841(百万円)+84,940(百万円)=216,781

- ② 投入,産出内訳の推計
 - ② 投入……地方公共団体財政支出内容調査を参考にして投 入内訳を推計する。
 - ⑥ 産出……公営分の産出は全額公務に産出し、民営分は昭 和4 0年産業連関表の産出パターンに基づいて 配分した。
- (4) 問題点

民営分の推計資料が全くないので、今後民営分の資料の開拓 が望まれる。

余 (6200-00)

- (1) 定義および範囲
 - ① 金融市場において、金融資産および負債の取引を行なう活 動であり、原則として日本標準産業分類のうち分類「50銀 行・信託業」「51農林水産金融業」「52中小企業, 庶民, 住宅等特定目的金融業」「53補助的金融業,金融付帯業」

「54投資業」および「55証券取引業」の範囲とする。

- ② 金融の生産額は手数料収入と帰属利子の合計額とする。
- ③ 今回の集計に含めた機関は第2表の通り。

(2) 推計資料

番号	資	料	名	年	次	出	所		備	考
1	銀行	局金	融年書	8 BZ #04	6年度	大	蔵	省		
2			券局年	昭和4	,		11	Ħ		
3	特別的	会計: 係機關	および〕 関決算費	女 昭和4	5年度		"			
4	全国纪分	限行則	オ務諸妻	_ ''		全国銀	行協会連	合会		
⑤	1		限行財教 分 材	5 //		全国相	互銀行	岛 会		
6	有価	証券	報告	書 "		大	蔵	省		
7	大蔵	省業	疼務資:	S "			"			
8	法人:	企業統	充計年幸	3 "			,,			
9	経済	統訂	十年幸	艮 //		日本	銀	行		
10	そ	Ø	ft	<u> </u>						

(3)推計方法

① 生産額の推計

金融機関別に損益計算表により、手数量収入と帰属サービ スー帰属利子(受取利子一支払利子)を求めた。なお、以 上の方法で求めた計数はいずれも昭和45年度のものであ るため, その合計額に国民所得統計における金融業の暦年 転換比率を乗じて昭和45年計算に転換した。その結果、金属部 門の45年度の生産額は、帰属利子が2,908,556百万円、手数料 収入が868,897百万円, 合計額が3,777,453百万円となり。こ れを昭和45年に転換して、帰属利子が2,786,397百万円、手数 料収入832,403百万円, 合計額が3,618,800百万円と なった。

② 投入内訳の推計

投入内訳は金融機関の損益計算書から、まず、雇用者所 得,資本減耗引当,間接税,その他の費用に分割し,生産 額とこれら4者の差を営業余剰とした。ただし、損益計算 書から該当項目を求められなかった機関については、類似 機関の投入内訳の構成比等から間接的な推計を行なった。

その他の費用の各投入部門への分割は、上記資料(金)⑦ 特に⑦を利用して算出した。この際、帰属利子に関しては 主として全国銀行の投入構造を、手数料収入については主 として全国銀行と証券会社の投入構造を利用して推計した。 以上の推計だけでわ、部門分割に限度があるので、本表 の要求する細分割は他部門との調整を通じて得られた情報 によるところが大きかった。

③ 産出配分の推計

生産額から別途推計した家計への帰属サービス分(国民 所得統計より)および中央政府への帰属サービス分(日銀 推計)を控除して、残余を全銀ベースの貸出残高(日銀調ベ産業別貸出残高の3.6,9,12月末の平均値)の比率で分割(約80部門に)し、更にこれを生産額の比率で415部門に分割した。ただし、農協金融、農林漁業金融公庫等の産出額については農林部門に配分した。

また、手数料の産出額は適当な配分方法がないので、帰 属利子の配分比率に応じた配分を行なった。

6 生 命 保 険 (6300-10)

(1) 定義および範囲

生命保険業 およびその補助的付帯的サービスを行なう活動をいい,原則として,日本標準産業分類の「5 6 1生命保険業」,「5 7 1保険媒介・代理業」および「5 7 2保険サービス業」の範囲とする。

(2) 推 計 資 料

				the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract of the contract o		
	資 料	年	次	出所	備	考
1	保険年鑑	昭和4	5年度	生命保険協会 日本損害保険協会		
2	銀行局金融年報	// 4	6 "	大 蔵 省		
3	特別会計決算書	" 4	5 //	"		
4	大蔵省業務資料	" 4	5 //	"		
5	郵政省業務資料	" 4	5 //	郵 政 省		
6	有価証券報告書	. // 4	5 "	大 蔵 省		
7	国民所得統 計	" 4	5 "	経済企画庁		

(3) 推 計 方 法

① 産出額の推計

生命保険会社については、資料(1)の損益計算表を使用して、次式から推計した。

生産額一 (正味保険料収入)+(資産運用益) | -

--{(正味保険金支払)+(解約返戾金)

十(支払準備金純増十責任準備金純増)+(社員 配当金+社員配当準備金純増)+(86条準備金 純増)}

簡易保険および郵便年金については, 資料(3)をもとに次 式から推計した。

① 保険勘定

生産額={(保険料収入)+(運用収入)+(雑収入)}
-{(保険金+還付金+諸払戾及補塡金)+
(責任準備金純増)+(分配金+分配準備金純増)}

回 年金勘定

生産額={(掛金収入)+(運用収入)+(雑収入)} -{(年金費)+(年金契約準備金純増)} 保険仲介業および 代理業,保険サービス業については,資料の不足, 兼業関係の複雑さ等により推計が困難であるが, これらの生産額の大半は生命保険会社の支払手数料によっていること, 同部門間の産出は控除されること等から推計を行なわなかった。外国生命保険会社については生産額が小さいこと, 資料の入手が不可能であったので, 前回同様推計を行なわなかった。

暦年への転換は国民所得の転換比率を用いた。

② 投入内訳の推計

本部門についても金融部門同様,特別調査を行なわなかったため,資料については大蔵省および郵政省の業務資料に全面的に依存した。

③ 産出配分の推計

全額を家計消費支出に配分した。

生命保険の生産額

(単位:100万円)

	生産額	人件費	物件費	間接税	滅価 償却	営業 余剰
①4 5年度	926827	447,265	118,956	12828	19940	3 27,838
②4 5暦年 (①×0.958)	887,900	428480	113960	12,289	19,103	314069

(備考)各機関決算報告書より集計した。

7 損害保険 (6300-20)

(1) 定義および範囲

火災,海上,自動車等の事故その他に帰因する保険サービスおよびその補助・付帯的サービスを指し,原則として日本標準産業分類の「526損害保険業」,「571保険媒介・代理業」および「572保険サービス業」の範囲とする。なお本部門には,政府の保険および再保険特別会計,中小企業信用保険公庫が含まれるほか,在日外国損害保険会社を含む。

(2) 推 計 資 料

	資 料 名	年 次	出 所	備考
1	保険年鑑	昭和45年度	生命保険協会 日本損害保険協会	
2	銀行局金融年報	,,	大 蔵 省	
3	特別会計および政 府関係機関決算書			
4	大蔵省業務資料	,,	,,	
5	農林省業務資料	"	農林省	
6	有価証券報告 書	"	大 蔵 省	
7	その他	"		

(3) 推 計 方 法

- ① 生産額の推計
 - ① 企業扱いの部分については次式によった。(45年度 の生産額=384,049百万円)

生産額={(正味保険料収入)+(資産運用収益)}

- -- (正味支払保険金)+(解約・満期返戻金
- 等)+(支払準備金純増)+(責任準備金純増)}
- 回 非企業扱いの部分については,経費総額を生産額とみなした。

(45年度の生産額=33,648百万円)

○ 45年度の本部門生産額合計は417,697百万円,国民所得の転換係数(=0.958)を用いると、45暦年の生産額は40,0,154百万円となる。

🍹 ② 投入内訳の推計

生産額の推計と同じ資料をもとにまず,雇用者所得,物件費,資本減耗引当,間接税,営業余剰に分割した。次いで,大蔵省業務資料,農林省業務資料および各機関の業務資料を参考に投入内訳を細分したのは金融,生保部門の場合と全く同一である。

③ 産出配分の推計

国営の保険については、対応関係が明らかなものについては、その部門に配分し、民営分については、まず家計に対する帰属サービス(国民所得統計期礎資料により推計)を控除し、また、対応関係が明確なものについてはその部門に配分する。両者の残余については、法人企業間接費調査を利用して配分し、細分割は生産額の比率を利用した。

損害保険の生産額

(単位:100万円)

	生産額	人件費	物件費	間接税	減価償却	営業余剰
1.企業扱い部門	384,049	100,671	184,275	1 2,8 0 6	6,755	79,542
2.非企業扱い部門	33,648	21,911	10,986	416	355	
3.4 5年度合計	417,697	1 2 2,5 8 2	195,261	1 3,2 2 2	7,090	7 9,5 4 2
4 5暦年	400,154	117,434	187,060	1 2,6 6 7	6,7 9 2	76,201
(3×0.958)						

(備考)1 各機関の決算報告書より集計した。。

8 不動産仲介業 (640100)

(1) 定義および節囲

不動産の売買、貸借または交換の代理もしくは仲介を行ない、手数料を受ける活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類「594不動産代理、仲介業」および「593建売業、土地売買業」「599その他の不動産業」のうち不動産取引の代理、仲介を行なう活動とする。

(2) 推 計 資料

	資料名	年 度	出所	備 考
(1)	国税庁統計年報	昭和45年度	国 税 庁	
(2)	法人企業統計年報	昭和4 5年度	大 蔵 省	
(3)	事業所統計調 査	昭和41,44年度	総理府統計局	
(4)	有価証券報告書	昭和45年度	大 蔵 省	
(5)	法人企業間接費調査	昭和45年度	経済企画庁	
(6)	工業統計表	昭和45年度	通商産業省	

(3) 推 計 方 法

① 生産額の推計

資料の不足から直接推計が不可能であったので、間接 的な方法によった。まず、法人については資料(1)から不楽 ※動産業1企業当りの所得を求め、次いで、資料(3)から求めた不動産仲介業の企業数を乗じて、不動産仲介業の所得を求める。次いで、資料(2)より、不動産業の所得率を求め、これを用いて、不動産仲介業の生産額を推計した。即ち、次式の通り。

生産額=(1企業当りの所得×企業数)/(所得率) (-235,599百万円)

なお, 建売業・土地売買業については1/2を本部門であると仮定した。

次に個人については、資料(1)から、1個人業者当りの所得を事業所統計から個人企業者数求め、更に、当庁推計の所得率(=70%)を用いて、法人同様の方式で求めた。(=43,202百万円)

以上を合計して45年の生産額は278,801百万円となる。

② 投入内訳の推計

適切な資料がないため、資料(4)から、主要不動産業者の収入に対する経費の比率を求め、これにより投入内訳を推計し、細分割については資料(5)および産出側からの資料を参考にした。

③ 産出配分の推計

資料(5)により、各部門の不動産賃借料支払の比率によって各産業に配分した。なお、細分割は製造業については、工業統計の新規土地取得額の比率に応じて、他部門については生産額の比率に応じて配分した。

9 住宅賃貸料 (6402-00)

(1) 定義および範囲

住宅の使用によって生ずるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅および併用住宅の住居部分の粗賃借料に相当する。即ち、持家、借家の個人住宅のほか、給与住宅および各種の公営住宅も含まれる。なお持家、給与住宅および各種公営住宅については、帰属家賃も含まれる。

(2) 推 計 資料

	資 料 名	年 度	出 所	備考
(1)	国民所得統計資料	昭和45年度	経済企画 庁	
(2)	住宅統計調査	昭和38,43年度	総理府統計局	
(3)	家賃実態調査	昭和30年度	経済企画庁	
(4)	国 富 調 査	昭和30年度	経済企画庁	(* * * *)
(5)	その他			The Marie Ma

(3) 推 計 方 法

① 生産額の推計

資料(1)の個人消費支出における総家賃に設備補修の一部, および資料(2)(38年および43年調査)より定率法で延 長推計した給与住宅と公営住宅の帰属家賃(営業余剰分の み)を加えた額をもって生産額とした。

「国民所得統計による消費

百万円

支出の総家賃

4.268.102

99.249

国民所得統計による消費

42,987→建設省推計

支出の設備補修(一部)

給与住宅差額家賃(余剰分) 135,352 公営住宅家賃

給与住宅差額家賃(余剰分) 公営住宅差額家賃(余剰分)

を費用分とみなし市場価格

(設備専用住 宅の家賃)と

の差を余剰分

以上計=生産額

4,5 4 5,69 0 とみました。

② 投入内訳の推計

最近の資料がないので資料(3), (4)より経費の構成比の大枠を推計し、主要不動産業者の経費構成および産出側の資料を用いて細分割をおこなった。

③ 産出の配分

定義上、全額家計消費支出に配分される。

④ 設備補修中住宅賃貸料に含めるもの

適切な資料および推計方法がないので、建設省の推計を もとに決めた。

補修費-42.987百万円

10 電 報・電 話 (7300-10)

(1) 定義および範囲

電報,電話(有線,無線)によるパーソナル・コミュニケーションの用に供される通信サービスとし,日本電信電話公社 国際電信電話株式会社の範囲とする。

官公庁,電力,鉄道、航空、船舶,などの施設あるいは専用線,データー通信などの通信サービスは本部門に含まず,「その他の通信」(730019)に分類される。

(2) 推 計 資 料

番号	資料 名	年 次	作成者または 出 所	備考
1	政府関係機関決算書	昭和45年度	大 蔵 省	CT · I
2	日本電信電話公社決報 第明細書	"	日本電信電話公社	1
3	国際電信電話年報	"	国際電信電話株式 会 社	CT• I
4	法人企業間接費調查	"	経済企画庁	0
5	家 計 調 査	昭和4 5年	総理府統計 局	0
6	農家生計費調 査	"	農林省	0

(3) 推 計 方 法

ア 生産額(C・T)の推計

この部門は事業を大別して,国内電信・電話部門と国際電信・電話部門との 2 部門に分けられる。

国内電信・電話部門については資料(1)から営業収入を, 国際電信・電話部門については資料(3)から営業収入を産出 額とした。

イ 投入内訳の推計

国内電信・電話については資料(1)により、細部については資料(2)により推計した。

国際電信・電話については資料(3)から推計し、産業連関表部門分類への格付けは日本電信・電話公社の投入内訳を参考に推計した。

ウ 産出配分の推計

最終需要部門のうち、家計消費支出については資料(5)、 (6)から都市、農村別一戸当り電信、電話支払額に各世帯数 を乗じて推計した。 そのほか、一般政府消費支出および輸出(特殊貿易)特需については投入面からの接近を試みた。

内生については、資料(4)により産業別に配分した。

(4) 問 題 点

生産額の推計上の問題点

I・O表はアグデイビティ・ベースであるから、この部門の生産額は電信、電話および専用収入をもって計上している。したがって、企業収入の一部である広告収入は計算されない。しかしこの広告収入は電信・電話活動において電話簿作成を必要活動とみる限りにおいて、この広告収入を計上しないことには問題がある。

11 その他の通信 (7300-19)

(1) 定義および節囲

テレックス,専用線,データー通信などシステマチック・コミュニケーションの用に供される通信サービスとし,日本電信電話公社,国際電信電話株式会社の範囲とする。

日本電信電話公社, 国際電信電話株式会社の回線を利用しないテレックス専用線, データー通信などは本部門に含まない。

(2) 推 計 資 料

番号	資 料 名	年	次	作成者または 出 所 備 オ	5
1	政府関係機関決算書	昭和4	5年度	大 蔵 省 CT・I	ij
2	日本電信電話公社決算 明 細 書		"	日本電信電話公社 I	
3	国際電信電話年報		"	国際電信電話株式 会 社 CT·I	
4	法人企業間接費調查	100	"	経済企画庁 O	

(3) 推 計 方 法

ア 生産額(C・T)の推計

この部門は事業を大別にして、国内と国際との2部門に分けられる。

国内部門については資料(1)より営業収入(専用収入,電信収入よりテレックス収入)を

国際部門については資料(3)より営業収入(専用収入,電信収入よりテレックス,専用線収入)をもって生産額とした。

イ 投入内訳の推計

投入内訳については資料上の制約から本部門独自の投入 構造を把握することは困難であり「電信・電話」(730010) の投入内訳をそのまま用いた。

ウ産出配分の推計

資料(4)により産業別に配分した。

(4) 問 題 点

45年表では表の利用範囲の拡大を考慮して「電信・電話」を「電信・電話」(730010)と「その他の通信」(730019)とに分離特掲したのであるが、投入内訳の推計にあたって資料上の制約から「電信・電話」(730010)の投入内訳を使用せざるをえなかった。

12 郵 便 (7300-20)

(1) 定義および節囲

信書・その他の郵便物の送達を行なう国営事業の活動とし 郵政省所管郵便事業特別会計における郵便事業の範囲とする。

(2) 推 計 資 料

番号	資	料	名	年	次		成者には出		備	考
1.	郵便事 算	漢特	別会計決書	昭和4	5年度	大	蕨	省	ст	• I
2			特別会計明 書		"	郵	政	省	I	
3	法人企	業間	接費調查	昭和4	5年	経	企画	i庁	0	
4	家計	費	調査	"	•	総理	府稅	计局	0	
5	農家生	と計	費調査	昭和4	5年度	農	林	省	О	
6	昭和4 表 作	0年 成	産業連関 報 告	昭和4	5年	行政	管理	一厅	I	

(3) 推 計 方 法

ア 生産額 (C・T) の推計

資料(1)から45年度郵便業務収入219,689(百万円)をもとめ年度暦年転換比率(0.9670,生産所得の年度暦年転換比率)をこれに乗じ、212,439(百万円)を生産額とした。

イ 投入内訳の推計

資料(2)により費目別内訳を求めた。なお、郵政事業としての経費から郵便活動分の経費を推計するため、管理、共通費等一般共通経費の郵政省所管業務(郵便、貯金、保険、通信など)に占める郵便事業の割合を求め、それぞれ郵便分担経費を算出した。

ウ 産出配分の推計

「電信・電話」(730010)と同じ方法による。すなわち最終需要部門のうち、家計消費支出については資料(4)、(5)から都市、農村別に一戸当たり郵便支払額に各世帯数を乗じて推計した。

そのほか一般政府消費支出および特需については投入面からの接近を試みた。

内生については資料(3)により産業別に配分した。

13 公 務 (8100-00)

(1) 定義および範囲

中央政府,地方政府に属する公務員,常,非常勤職員の給 与,諸手当,賃金および帰属賃貸料,家計外消費支出をもっ て把握される一般政府の公務サービスとする。

原則として,中央政府の非企業会計,地方政府の普通会計, 公益事業の非企業会計の範囲とし,一般政府に分類されるが 内生部門に格付されたもの(教育医療など)以外のものであ る。

(2) 推計資料,推計方法については一般政府消費支出に同じCT 2,250,897百万円

投入内訳

旅				費	1 1 5,3 8 6
交		際		費	4,5 0 0
福	利	厚	生	費	3,3 5 1
その)他会	計外の	消費	支出	21,3 07
雇	用	者	所	得	2,037,395
資	本	減	耗弓	当	6 8,9 5 8
付	加	価	值	計	2,25 0,8 9 7

産出内訳

一般政府消費支出へ配分する。

14 教育 (8210-00)

I 学 校

(1) 定義および範囲

"学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園」及び同法第83条に定める各種学校」の活動範囲とし、学校教育法にもとずかないものは、一般政府消費支出および他の産業部門に分類される。また学校に付属する病院と研究所はそれぞれ医療、学校研究機関に格付される。

国鉄,公社等政府関係機関の学校→それぞれの産業部門 学校教育法によらない,国,公立の教育機関→一般政府消費支出

企業の社内教育、付属施設の学校→企業の産業部門

(2) 推 計 資 料

	資 料 名	年	次	作は	成者また 出 所	備	考
1	学校基本調査報告書	昭和4	5年度	文	部省		
2	地方教育費調査の中間 報 告 書	昭和4	5年度		"		

3	私立学校の支出および 収入に関する調査報告	昭和4	4年度	文	部	省	1.2	
4	一般会計特別会計決算書	昭和 4 4	4 5年度	大	蔵	省		
5	地方財政統計年報	昭和4	5年度	自	治	省		
6	地方公共団体財政支出 内 容 調 査		,,	経済	企理	i庁		
7	昭和40年產業連関表	昭和4	0年	行政	管理	旷	1.*	
8	科学技術研究調查報告	昭和4	6年	総理	府統	計局		

(3) 推 計 方 法

生産額 = C • T

国公立(821001)

資本的支出を除く経費総額に建物帰属賃貸料を加えたものをC・Tとした。

なお、年度計数の暦年計数への転換はN・Iの公務の暦年/年度を使った。

国立学校経費 156,133百万円

学校基本調査の国立学校経費(44会計年度)から消費的支出を図書購入費をとり,45年度国立学校特別会計決算書の経費の対前年度伸び率を算出し,これを乗じた。

公立学校経費 1,498,709百万円

大学、短大については、学校基本調査の公立大学等の経費(44会計年度)から消費支出と図書購入費をとり、45年度地方財政統計年報の教育費の大学の人件費、物件費、維持補修費の対前年度伸び率を算出し、これを乗じ、高等専門学校以下については、地方教育費調査の中間報告(45会計年度)の教育費をとった。

建物帰属賃貸料 214,115百万円

(国立学校 15,825 公立学校 198,290)

C·T 1,868,957百万円

私立(821002)

営業収入をもってC・Tとした。

学校基本調査の私立学校財源から学生納付金(44年度)をとりその対前年度伸び率と生徒数の44年か645年への伸び率を乗じた。

営業収入は学生納付金とし、その内訳は、授業料、 入学金、入学検定料、試験料、手数料、実験実習費、 施設設備拡充費、その他の学生納付金である。

C·T 423,021百万円

投入推計

資料(1), (2), (3)から経費の内容を推計し、細目の分割については、資料(6), (7)から推計した。

産出推計

すべて最終需要向けとし, 国公立学校は政府消費支出 に, 私立学校は家計消費支出に配分した。

Ⅱ 学校研究機関

(1) 定義および範囲

国公立学校(821001),私立学校(821002)に 附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験,研究。 人文科学に関する研究を行なう活動である。

(2) 推 計 資 料 学校に同じ。

(3) 推 計 方 法

生産額

科学技術研究調査報告から大学研究機関の内部使用研究費(固定資産購入を除く)と建物帰属賃貸料をもって C・Tとした。

国立学校研究機関

自然科学(821003) 15,365百万円 人文科学(821004) 1,414 //

私立学校研究機関

自然科学(821005) 454 // 人文科学(821006) 1.053 //

投入推計

地方財政支出内容調査から研究機関部門の集計をして 投入を分割した。

産出配分

最終需要のみに配分した。国公立分は政府消費支出へ, 私立分は, 家計消費支出へ配分した。

(4) 問題点

45年表の利用範囲の拡大と活動の細分を図るため本 部門を分割特掲し、教育活動は学校教育法によるものと したが、他の法人が経営する各種学校も教育のアクティ ビティと考えられるので、推計資料の面とも併せて検討 を要する。

仮設部門の自家教育、自家研究については推計不可能 であるので各産業に投入を配分した。

研究機関については、科学技術研究調査報告が唯一の 資料であったが、大学における学部と、研究機関との活動について教育と分離出来ない面があるので概念の整理 を必要とする。

本部門については、比較的資料に恵まれているが、

文部省統計の公表がおくれているので確定値がつかみに くい。

15 医療 (8220-00)

(1) 定義および範囲

国立,公立,および民間の病院,診療所,助産婦,看護業,療術業,歯科技工等の医療活動とし,原則として日本標準産業分類,中分類,「88医療業」の範囲である。ただし,

保健所は → 一般政府消費支出(913000)

獣 医 は → 獣医業(012001)

家蓄診療所→ 農業サービス(012009) に分類される。

(2) 推 計 資 料

		_						-		₽E!	议者:	+ <i>†</i> -	Ι	
	L	資		料		名	年	次		は	出	所	備	考
1	国	民	総	医	療	費	昭和4	5年	度	厚	生	省		
2			営:		年	鑑		"		自	治	省		
3	瘫	記経	営巾	支	雕	年報		"		厚	生	省		
4	医疗	経	斧実	鶶	酫	8告	昭和4	2年		中	医	協		
5	書	万两	完特	別全	計	央算	昭和4	5年	更	大	蔵	省		
6	医	療	施	設	調	査		<i>,,</i>		厚	生	省		
7	社会	会臣	療	調	查報	告		" ,		1	"	i g		
8	围	立	病	院	年	報	昭和4	4年	度		"	٠		
9	国	立	寮	菱月	听 4	三報		"			"			
10	日本	赤	十字	社業	掰	犐	昭和4	5年		日		赤		
11	地力内		地団 容		周		昭和4	5年	更	経	產	画庁		
12	4 0	年	主業	連	関	表	昭和4	0年	1	行具	汝管 3	里庁		

(3) 推 計 方 法

生 産 額

国公立 - 経費総額+建物帰属賃貸料+出産費用 民 間 - 国民総医療費 - 国公立 C・T+出産費用 を原則とした。

国公立(822001)

国立

国立病院特別会計損益計算書から経費総額をとり 固定資産評価差益を控除,一般会計国立らい療養所 経営費から医療機器整備費を控除

公 立

地方公営企業年鑑の病院事業損益計算書から医業

地方財政統計年報の国民健康保険事業才入才出決 算直診勘定から総務費, 医業費

病院事業医業費用 280404534 (千円) 国保 8,617,812 295,075211 総務費 医業費 6052865

出産費用

日赤産院資料から1人当り費用に出生児数を乗じ た。

日赤資料 40年 22,350円→45年47.900円 25,0 0 0---- 5 3,5 8 0 53,580円×1,932,894人=103,562,049千円 国公立、民間の分割は医療施設で配分した。 国公立 70,007,945(千円) 民間 33,554,104

以上の推計に学校の附属病院、建物帰属賃貸料を加 えた。

暦年転換はNI公務の暦年/年度の比率をもって転 換した。

国立病院経費 121.492 国立学校附属病院 47,296

公立病院経費 295.075

公立学校附属病院 17.5.23 481.386

 $481,386\times0.9674=465,693$ ··(1)

帰属賃貸料 17.888……②

出産費用 33,554……③

C · T=①+②+③= 517.135百万円

民間(822002)

国民総医療費から国公立分のC・Tを控除した。

国 民総医療費 2,5 1 6,7 0 0 国公立C・T △ 483,581

出産費用 70.008 計(C·T)2,103,127

強 国民総医療費の範囲は、傷病の治療費に限って いるため, 分娩, 健康診断, 予防接種等の費用, 固 定した身体障害の義眼、義肢などの費用は含まな い。また、 患者負担の買薬は控除した。

投入内訳

昭和42年医療経済実態調査報告の医業費用1病 院当り経費をもとに分割し、細分は地方公共団体財 政支出内容調査の病院事業を使った。

産出配分

最終需要に配分した, 国公立分は一般政府消費支 出に,民間分は,家計消費支出に配分した。

(4) 問題点

- 1. 医療活動を国民総医療費で把握したことは、傷 病の治療サービスに限定され、各種疾病の予防、 健康管理・増進・環境・公衆衛生の向上等の活動 は含まれてない。従って、医療費の増は傷病の増 ともなりかねないので、今後行政面からの予防措 置や国民福祉の面からも医療サービスについて研 究すべきであろう。
- 2. 民間医療機関については資料に乏しく,関係機 関からの十分な協力も得られなかったので投入内 訳については実情を反映しているとは限らない。

16 自然科学研究機関(民間)(8209-01)

(1) 定義および範囲

① 民間非営利団体である学術研究機関が行なう自然科学に 関する実験、研究活動とし、原則として、日本標準産業分 類の「931自然科学研究所」の範囲とする。

(2) 推 計 資 料

	資	料	名	年	度	出	所	備考
(1)	科学技	析研究訓	企 報告	昭和4	5年度	総理府	赋局	
(2)	科 学	技 術	要 覧	昭和47	7年	科学技	術庁	
(3)	事業月	听統計	調査	昭和41	,44年	総理府統	結局	
(4)	サービ	ス業投	入調査	昭和45	年度	経済企	画庁	
(5)	民間非 投 引	営利団体 登 講	等消費 査	昭和45	年度	経済企	画庁	
(6)	法人企	業間接	費調査	昭和45	年度	経済企	画庁	

(3) 推 計 方 法

① 生産額の推計

生産額は資料(1)から経営形態別には,民営と特殊法人を, 学科別には,理学,工学,農学,医学およびその他の自然 科学を対象として内部使用研究費から有形固定資産購入費 を控除したものとして推計した。

② 投入内訳の推計

前記資料(1)による投入内訳の大枠を,資料(4),(5),(6)を 用いて細分した。

③ 産出の配分

資料(6)を用いて分割し、それを投入側の資料を参考に細分割した。

17 人文科学研究機関(民間)(8290-02)

(1) 定義および範囲

① 民間非営利団体である学術研究機関が行なう人文科学に 関する研究活動とし、原則として、日本標準産業分類の 「932人文科学研究所」の範囲とする。

(2) 推計資料

前掲の自然科学研究機関(民間)と同様。

(3) 推計方法

前掲の自然科学研究機関(民間)と同様。

18 自然科学研究機関(政府)(8800-01)

(1) 定義および範囲

政府の非企業会計に属する研究機関で自然科学に関する実験 研究活動をさす。

(2) 推計資料

٠.	\ /	11-11 P-(1)				
		資 料 名	年 次	出 所	備考	
	(1)	科学技術研究調查報告	昭和45年度	総理府統計局		
- 3	(2)	科学技術要 覧	昭和47年度	科学技術庁		
	(3)	地方公共団体財政支出 内 容 調 査	昭和45年度	経済企画庁		

(3) 推計方法

 生産額の推計 民間の研究機関と同様の方法によった。

② 投入内訳の推計 資料(1),(2)により大枠を決め、資料(3)および産出側の資 料により細分割した。

③ 産出配分の推計 定義上、全額「一般政府消費支出」に配分した。

19 人文科学研究機関(政府)(8800-02)

(1) 定義および範囲

政府の非企業会計に属する研究機関で人文科学に関する研究活動をさす。

[2) 推計資料 前掲自然科学研究機関(政府)に同じ。

(3) 推計方法 同上。

20 その他の公共サービス (8290-09)

(1) 定義および範囲

非営利団体である社会福祉団体、宗教団体、政治団体、経済団体、労働団体、文化団体などの行なう公共サービスとして、原則として、日本標準産業分類の「84協同組合」「90宗教団体」「92社会保険社会福祉団体」、「94政治、経済、文化団体」の範囲とする。なお、他産業に格付されたものを除く特殊法人は本部門に格付される。

(2) 推計資料

	番号	資 料 名	年 次	出所	備考	٦
	(1)	民間 営利団体等消費 投資調査	昭和45年	経済企画庁		
	(2)	事業所統計 調 査	昭和41,44年	総理府統計局		
-	(3)	労働省業務資 料	昭和45年	労 働 省		

(3) 推計資料

① 生産額の推計

原則として資料(1)から経費総額をもって生産額としたが、 労働団代については、労働省業務資料により、組合費総額 をもって生産額とした。

② 投入内訳の推計

資料(1)の当該部門の数値を各投入項目毎に集計した。ただし、労働団体については、上記労働省業務資料から推計した生産額を本調査による労働団体の経費構成で分割して

求めた数値を採用した。

③ 産出配分の推計

対家計サービス団体(宗教,労働,文化,政治,社会,福祉等の団体)については、すべて非営利団体消費支出に産出する。対事業所サービス団体(経済,協同組合,その他の対事業所サービス等)を内生部門および政府に配分する。配分額については不明な点が多いので、各部門の生産額および投入側の資料をもとに推計をおこなった。なお年度,曆年転換は国民所得統計の民間非営利団体消費支出の転換率(0.962)によった。

(参考)社会公共サービス (8290-03)

本部門については下記の理由から今回は特掲せずに,第1表のように分割して他部門に含めた。

「社会公共サービス」部門の廃止について

- 1. 昭和45年産業連関表作成基本要綱によると,本部門新 設の主な理由は下記の通り
 - ① 事業団等は政府の代行機関であるので、その活動は 「その他の公共サービス」部門から区別すべきである。
 - ② これらの活動が現行の推計からもれている恐れがある。
- 2. しかし、下記の理由から本部門を廃止した方がよいと考えられる。
 - ① 特別会計,公共,公団等,その活動が事業団よりも政府に近い事業体がその活動に応じて活動部門に格付されているのにここに掲げられた10事業団のみを特別な活動部門として独立させる理由がない。
 - ② これら10事業団の生産額が非常に小さく、特掲すべき活動部門とする利点が少ない。
 - ③ これら事業団の活動はそれぞれ非常に異っており、これに応じて投入構造も異っているため同一活動部門を形成させる事は非常にむずかしい。
 - ④ これらのうち4事業団(第一表参照)については、総理府統計局「科学技術研究調査」および「事業所統計調査」において、研究団体として格付されており、また、他の6団体については経済企画庁「民間非営利団体消費投資調査」において、把握されている。そこで前者については「自然科学研究機関(民間)」部門に、後者については、「その他公共サービス」部門、又は、それぞれの活動部門(「金融」、「公共事業」、「調査計算」および「その他の公共サービス」)に格付した方が、表の利用上および作成技術上からも利点が大きい。

(第1表)社会公共サービス扱いの事業団の産業格付について

新技術開発事業団	自然科学研究機関(民間)
日本原子力船開発事業団	自然科学研究機関(民間)
動力炉核燃料開発事業団	自然科学研究機関(民間)
海外技術協力事業団	その他公共サービス
公営防止事業団	公 共 事 業
八郎潟農林建設事業団	公 共 事 業
石炭産業合理化事業団	その他の公共サービス、金融
石炭地振興事業団	金融,公共事業
金属鉱物探鉱促進事業団	金融, 調査
石炭鉱害事業団	金融
宇宙開発事業団	自然科学研究機関(民間)
	日本原子力船開発事業団動力炉核燃料開発事業団施外技術協力事業団公営防止事業団八郎潟農林建設事業団石炭産業合理化事業団石炭地振興事業団石炭地振興事業団金属鉱物探鉱促進事業団石炭鉱害事業団

(備考)ただし、今回の産業連関表においては、 $4 \sim 10$ を「その他の公共サービス」に格付した。

21 広 告 (8300-11)

(1) 定義および範囲

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌およびチラシ等の各種の媒代によって顧客のためにする広告サービスとし、原則として日本標準作業分類「851広告業」の範囲とする。広告に媒体を提供する他の産業部門(民間放送、新聞、雑誌、鉄道車内広告など)の広告活動および企業の自家広告活動部門も含まれる。

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者また は 出 所	備考
1	日本の広告費	4 5	株式会社電通	$\mathbf{C} \cdot \mathbf{T}$
2	法人企業間接費調查報告	4 5	経済企画庁	I • 0
3	サービス業投入実態調査	4 5	1. TAME 1	I • 0

(3) 推計方法

- ① 生産額(CT)の推計
- ② 資料1により、広告代理事業の取扱い高を営業広告の 生産額(CT)とした。

営業広告の生産額(媒体別広告費の内訳)

新聞	265,000(百万円)
雜誌	4 1,8 0 0
ラジオ	3 4,5 0 0
テレビ	2 4 4,5 0 0
D M	26,800
屋外その他	1 2 1,3 0 0

輸出 広告 21,800

計 756,000 •••• 生産額

⑤ 法人企業間接費調査報告の全産業における広告宣伝費 における自家広告費(企業自らの広告宣伝費)の割合よ り、次式により自家広告費を求める。

756,000×0.01418 - 188,336(百万円)

- © したがって、広告費の生産額(CT)は 756,000+188,336=944,366 (百万円)
- ② 投入,産出内訳の推計
 - ② 投入・・・「サービス業投入実態調査」および「昭和 40年産業連関表 を参考にして推計する。
 - ⑤ 産出・・・「法人企業間接費調査」より、大枠で配分 し細かい分類は各省庁で推計した。

(4) 問題点

- ② 自家広告の概念が明確にされてない。45年度においては、は、自家宣伝費(広告、宣伝費のうち、広告業者えの支払いを除いたもの)とした。
- ⑤ 産出の大枠の配分は、「日本の広告費」の業種別広告費 を利用した方がよい。
- 22 調査データー処理計算サービス (8300-91)

(1) 定義および節囲

①市場調査、世論調査などの調査サービス②電子計算機のプログラミングに関するソフトウェアー開発などのサービス ③電子計算機による計算サービス、その他の計算サービス・ タビュレートサービスなどを料金または契約ペースで提供する活動とし原則として日本標準産業分類の小分類「852調査計算サービス業」の範囲とする。

市場調査、世論調査サービスのうち、広告活動に付随して 行なわれるものは「広告」に、人文科学研究機関に付随して 行なわれるものについては、「人文科学研究機関」に分類さ れる。

(2) 推計資料 等 等 表 2 多 5 2

番号	資料名 年め	作成者または出所	備考
1	事業所統計調 査 44	総理府統計局	C · T
2	法人企業間接費調查報告 45	経済企画庁	1.0
3	サービス業投入実態調査 報告 45		с•т
4	毎月勤労統計調査報告 45	労 働 省	С•Т
5	コンピュター白書 46	日本経営情報 開発協会	I • 0

- ① 産出額(CT)の推計
 - ② 44年の従業員数・・・22.061人

(事業所統計調査より)

41年の従業員数は調査されていないので対事業所サービス全体の伸び率($41\sim44$ 年の年伸び率を複利法によって求めた)を乗じて、45年の「調査データ・処理計算サービス業」の従業員数を求める。

22,061×1.111=24,510()・・・45年の従業員数

- (b) 昭和44年事業所統計調査報告(第5巻, サービス業編)より, 「調査計算サービス業」の1人当り年給与額を求めると・・・・92万4,00円
- © 毎月勤労統計調査報告(昭和45年)より調査産業計の現金給与総額(45/44)比を求めると・・・・・
 117.0%
- ① サービス業投入実態調査より「調査・データ処理計算サービス業」の人件費率を求めると・・・・25.2%
- ⑥ 以上より「CT」を求めると 0.9 24 (百万円)×1.170% ×24,510× 10× 100,252 (百万円)
- ② 投入産出内訳の推計
 - ② 投入・・・「サービス業投入実態調査」を参考にして 推計する。
 - ⑤ 産出・・・「法人企業間接費調査」で大枠の配分をし、 細かい推計は各省庁担当者がした。
- 23 情報提供サービス (8300-92)

(1) 定義および範囲

企業および個人の信用に関する情報を提供するサービスおよび新聞,定期刊行物,放送など報道の媒体にニュースの提供またはニュース報告に関するサービスを提供する活動とし,日本標準産業分類の小分類「853與信所」「854ニュース件給業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者また は 出 所	備考
1	事業所統計調 査	4 4	総理府統計局	$\mathbf{C} \cdot \mathbf{T}$
2	サービス業投入実態調査	4 5	経済企画 庁	I . O
3	法人企業間接費調查報告	4 5	(v) 100	C.T
4	毎月勤労統計調査報告	4 5	労 働 省	СТ
5	事業所統計調査報告(サ ービス業編)	4 4	総理府統計局	C · T
6	興信所業務資 料	4 5	某興信所	I • 0

(3) 推計方法

(3) 推計方法

- ① 産出額(CT)の推計
 - ② 事業所統計調査より853興信所,854ニュース供 給業の従業員数を求めると

44 45 4 1

7,952 10,024 10,826 853與 信 所 854ニュース供給業 10.761 13.041 13.887 計(情報提供サービス) 18,713 23,065 24,713

 $(10,024=7,952(1+r)^3$ r=0.080

 $13,041=10,761(1+r)^3$ r=0.065

10,024×1.080=10,826人 … 45年の興信所の従業員数 13.041×1.065=13.887人 …45年ニュース供給業の従

業員数

(6) 昭和44年事業所統計調査報告(第5巻,サービス業

編)より年1人当り給与額を求めると

興 信 所 ••• 8.4万円

ニュース供給業 ・・・154.8万円

© 興信所業務資料(聞きとり)により人件費率49.30 %. したがって生産額(CT)は $(0.840\times10.826+1.548\times13.887)\times\frac{1}{0.4930}=62.051$ (2) 推計資料

(百万円)

- ② 投入,産出内訳の推計
 - ② 投入・・・「サービス業投入実態調査」「興信所業務 資料 を参考にして推計した。
 - (6) 産出・・・「法人企業間接費調査報告」より、大枠の 配分をし、細かい部分の推計は各省庁の担当者がした。
- 24 電子計算機 同付属装置賃貸業(8300-93)
- (1) 定義および範囲

電子計算機,同付属装置を料金または契約ベースで賃貸お (3) 推計方法 よび保守管理を行なうサービスとする。しかし、電子計算機・ 同付属装置の製造業者が行なら賃貸サービスは本部門に含ま ない。

電子計算機による計算サービスを行なう業者が自己保有の 電子計算機を一時的にユーザーに開放する賃貸サービスは本 部門に含まれず, 「調査データー処理計算サービス」 (830,091)に分類される。

(2) 推計資料

番号	資料名	年 次	作成者または出所	備考
1	コンピューター白書	1971	日本経営情報開発協会	C · T
2	電算機賃貸会社概要	1970	某 会 社	С•Т

- (3) 推計方法
- ① 生産額(C・T)の推計

コンピューター白書より電子計算機・同付属装置の賃貸 および保守管理のみを行なっている会社を調べ電話により 会社の賃貸料収入額(全部で5社)をきき、生産額とした。 生産額(5社計)……83,876百万円

- ② 投入・産出内訳の推計
 - (a) 投入・・・資料がまったくないので、相手方の産出デ ータをもとにして推計した。
 - (b) 産出・・・通産省業務資料により、業種別コンピュー タの レンタル設置台数を参考にして推計した。
- (4) 問題点

①投入資料がまったくないので、これの入手を考えること。 もし、きない場合は、廃止か業務用物品賃貸業と一緒にして はどうか。

(8300-94)25 業務用物品賃貸業

(1) 定義および範囲

事務用機械、貸植木などの業務用物品の賃貸サービスとし、 原則として日本標準産業分類「862業務用部品賃貸業」の範 囲とする。

1	番号	資 料 名	年次	作成者または 出 所	備考
	1	事業所統計 調査報告	4 4	総理府統計局	C·T
	2	法人企業間接費調查報告	4 5	経済企画 庁	C.T, I.O
	3	サービス業投入実態調査	4 5	"	I •O
	4	每月勤労統計調查報 告	4 5	労働 省	C·T
	5	事業所続計調査報告(サ ービス編)	4 4	総理府統計局	C•T

- ① 産出額(C・T)の推計
 - ② 事業所統計調査より862業務用物品賃貸業の45年 の従業員数を次式より求めると.

44 45

8 6 2業務用物品賃貸業 15,627 17,362以

4 1年の調査数値がないため対事業所サービス業の全体 の伸び率

(41~44年の伸び率を腹利法によって求めた。)を 乗じて45年の従業員数とした。

- (b) 事業所統計調査報告・サービス薬編より業務用物品賃 貸業の年1人当り給与額を求めると・・・92万4,000円
- © 法人企業間接費調査およびサービス業投入実態調査に より人件費率を求めると、

法人企業間接費調査 …… 9.2%

サービス業投入実態調査……14.5%

- @ 毎月勤労統計調査報告(昭和45年)より,調査産業 計の現金給与総額の(45/44)を求めると…117.0%
- ② 以上により事務用機械等の業務用物品賃貸業の生産額 (C・T)を求めると

 $\frac{1}{2}$ $\left\{0.924$ (百万円)×1.170%×17,362从× $\frac{1}{0.092}\right\}$

 $+\frac{1}{2}$ $\left\{0.924\times1.170\times17.362\times\frac{1}{0.1450}\right\}$ =164,720

- ② 投入・産出内訳の推計
 - ② 投入……「サービス業投入実態調査」「法人企業間接 費調査」を参考にして推計した。
 - ⑥ 産出……「法人企業間接費調査」により大枠で配分し て細かい推計は各担当者が推計する。

26 建物サービス (8300-95)

(1) 定義および範囲

建物の清掃保守機器の運転、その他の維持管理サービスとし、 日本標準産業分類の小分類「864建物サービス業」の範囲 とする。

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者または 出 所	備 考
1	事業所統計調 査	4 4	総理府統計局	$\mathbf{C} \cdot \mathbf{T}$
2	サービス業投入実態調査	4 5	経済企画庁	I • 0
3	法人企業間接費調查報告	4 5	11.	I • 0

(3) 推計方法

- ① 産出額(C・T)の推計
 - ② 事業所統計調査により864建物サービス業の従業員 数を求めると、

41 44 4 5

864建物サービス業 30.525 85,118 119,846 r=0.4 08 (人) $85,118=30,525(1+r)^3$

85,118×1.408=119,846(人)

……45建物サービス業の従業員数

り サービス業投入実態調査より

建物サービス業年1人当り給与額……51万9,00円 ※ サービス業投入実態調査の原票より従業員数を集 計して、すでに集計されている給与額を除する。 建物サービス業の総売上高に対する人件費率…45.4%

© 以上より産出額(C·T)を求めると 0519×119846×1 =137,005(百万円)···C·T

- ② 投入・産出内訳の推計
 - ② 投入……「サービス業投入実態調査」「法人企業間接費 調査」を参考にして推計した。
 - ⑥ 産出……「法人企業間接費調査」で大枠の配分をして細 かい推計は、各省庁の担当者が推計した。
- (4) 問題点

建物サービスの年1人当りの給与額の資料が全くないので. 「サービス業投入実態調査」の原票より求めたが、新しい資料 が望まれる。

27 法務・財務・会計サービス (8300 - 96)

(1) 定義および範囲

①弁護士・弁理士・公証人・司法書士などの法務に関する専 門的サービス②公認会計士・計理士・税理士などの会計,会計 監査,簿記に関する専門的サービスとし,日本標準産業分類の 「871弁護士·弁理士事務所| 「871公証人役場·司法書 士事務所」「873公認会計士事務所,会計監査簿記業」の範囲 とする。

(2) 推計資料

	番号	資 料 名	年次	作成者または 出 所	備考
	1	事業所統計調査報告	4 4	総理府統計局	$C \cdot T$
	2	法人企業間接費調查報告	4 5	経済企画 庁	I • O
ļ	3	自由業実態調査報告	4 2	"	C · T
į	4	国税 庁 統計 年報 書	4 5	国 税 庁	$\mathbf{C} \cdot \mathbf{T}$

(3) 推計方法

① 産出額(C・T)の推計

国税庁統計年報書より昭和45年度の弁護士・税理士等の 報酬または料金(そのまま歴年に読みかえる)に 1.1倍 (5,000円以下の無税の報酬または料金を1割とみて)して 生産額とする。

185,862×1.1=204,448(百万円)····生產額

- ② 投入・産出内訳の推計
 - ② 投入……投入のデータは全くないので相手方の産出を参 考にして推計する。
 - ⑤ 産出……「法人企業間接費調査報告」で大枠で各産業に 配分して、細かい推計は各担当者が推計する。
- (4) 問題点

投入のデータが全くないので、今後資料の開拓しないかぎ り信頼できる統計は望まれない。

28 土木建築サービス業 (8300-97)

(1) 定義および範囲

設計監督,建築設計,測量などの土木建築に関する民間の 専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類「874土 木建築サービス」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資	*	라	名		年	次	作成者または 出 所	備	考
1	事 業	所;	統計	·調	査	4	4	総理府統計局	C.	• T
2	サービン	々業投	入実態	調査報	设告	4	5	経済企画庁	Ι.	0
3	法人企	業間	接費	調査報	化告	4	5	" "	Ι.	0

- (3) 推計方法
 - ① 産出額(C・T)の推計
 - ② 事業所統計調査により874土木建築サービス業の民間部分の従業員数を下記の要領により求めると。

41 44 45

874土木建築サービス 60,530 100,137 118362 (民間のみ)

 $100,137 = 60,530(1+r)^3$

r = 0.182

100,137×1.182-118,362(八······45年の従業員数

(b) サービス業投入実態調査より

土木建築サービス業の年1人当り給与額76万7,000円 ※ サービス業投入実態調査の原票より従業員数を集 計して、すでに集計されている給与総額を除して求 める。

土木建築サービス業の人件費率……4 2.0 %

- © 以上より産出額(C・T)を求めると, 0.767×118,362×10420=216,152······C・T
- ② 投入・産出内訳の推計
 - ② 投入……「サービス業投入実態調査報告」「法人企業間接費調査報告」を参考にして推計する。
 - ⑤ 産出……「法人企業間接費調査報告」で大枠で配分して、細かい配分は各担当の推計者が推計した。
- (4) 問題点

土木建築サービス業の年1人当り給与額の資料がないので、 「サービス業投入実態調査」の原票より求めたが、新しい資料が望まれる。

- 29 その他の対事業所サービス (8300-99)
- (1) 定義および範囲

他に分類されないで、主として事業経営を対象としてサービスを提供する事業所の活動とし、原則として日本標準産業

分類の小分類「861速記・筆耕・複写業」「865私営職業紹介業」「869他に分類されないその他の事業サービス業」「879他に分類されないその他の専門サービス業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者または 出 所	備	考
1	事業所統計 調査報告	4 4	総理府統計局	С	·T
2	サービス業投入実態調査	4 5	経済企画 庁	I	• 0
3	法人企業間接費調查報告	4:5	<i>"</i>	I	• 0
4	事業所統計調査報告(サービス編)	4 4	総理府統計局	I	• 0
5	産業連盟表(昭和40年)	4 0	経済企画 庁	I	• 0

- (3) 推計方法
 - ① 生産額(C・T)の推計
 - ② 事業所統計調査より「その他の対事業所サービス業」の 45年の従業員数を求めると,

414445861速記・筆耕・複写業27,81630,01530,795865私 営 職 業紹介 業4,4575,8816,451869他に分類されない
その他の事業サービス業124,20997,444879他に分類されない
その他専門サービス業23,30746,448

計 (その他の対事業所サービス) 179,789 179,788 181,138 住1. 「861」「865」については、41~44年 の伸び率を複利法によって求め、それを44年の数 値に乗じて求めた。

- 2. 「869」「879」については、合計値が減少 傾向にあるので44年と同じ数値を計上した。
- ⑤ 事業所統計調査報告(サービス業編)より、年1人当り給与額およびサービス業投入実態調査より人件費率をそれぞれ求めると。

年給与額 人件費率

861速記・筆耕・複写業 56万4千円 20.40% 865私営職業紹介業 43万2千円 29.00 869他に分類されない その他事業サービス業 67万2千円 47.12%

- © 毎月勤労統計調査報告(昭和45年)より,調査産業計の現金給与総額(45/44)比を求めると…117.0%
- ① 以上より $C \cdot T$ を求めると、 $0.5647 \times 1.170 \times 30,795 \times \frac{1}{0.204} + 0.432 \times 1.170 \times 6,451 \times \frac{1}{0.290}$

 $+0.627 \times 1.170 \times 143892 \times \frac{1}{0.4712}$

-99,601+11,243+240,096-350,940……生算額

(1. 「私営職業紹介」の人件費率は昭和40年の産業連関表より「対事業所サービス業」の人件費率(27.7%)を基にして次式で求めた。

0.277×1.111(対サービス業の従業員伸び率) = 0.29 0

- 2. 「他に分類されないその他の事業サービス業」 の人件費率は、「サービス業投入実態調査」の原 票より某会社の人件費率を参考にして求めた。
- ② 投入・産出内訳の推計
 - ② 投入……「サービス業投入実態調査報告」「法人企業間接費調査報告」を参考にして推計した。
 - ⑤ 産出……「法人企業間接費調査報告」で、大枠で配分して細かい配分は各省庁の担当者が推計した。

(4) 問題点

その他の対事業所サービスには、沢山の職種が入っている一方、それに対する資料があまりに少ない。また「サービス業投入実態調査報告」のその他の対事業所サービスの標本数も少く、その原票を調べてみてもその他の他事業所サービスに含まれるものも少い。

したがって, 生産額の推計, 投入・産出の資料がすべて不 足している。

今後、資料の得られない限り、この部門は廃止した方がよい。

30 放 送 (8400-10)

(1) 定義および範囲

日本標準産業中分類「81 放送業」の範囲とする。

ただし,日本放送協会所属の技術研究所,放送文化研究等の付属施設は,このなかに含まれる。これ以外の衙頭放送および有線放送は含まれない。

(2) 推計資料

	番号	資 料 名	年次	作成者または 出 所	備考
ı	1	日本放送協会損益計算書	4 5	日本放送協会	C·T
	2	日本放送協会業務 資 料	4 5	1 m	I
ı	3	有 価 証 券 報 告 書	4 5	大 蔵 省	I
١	4	昭和40年產業連與表作成報告	4 0	行政管理庁	I
l	5	民間放送業務資料	4 5	民間放送連盟	С•Т

(3) 推計方法

ア 生産額の推計

日本放送協会については、資料(1)から受信料に交付金を 加算した金額を生産額とした。

受信料収入 90,511(百万円) 計 90,658(百万円) 交付金 147(百万円) 年度歴年転換比率はNI放送の歴年/年度の比率を用いて 転換した。

90,568(百万円)×0.9756=88,301(百万円) ……① 民間放送については資料(5)の放送収入, 製作収入から広告 業者へのトラスファー分(代理店手数料)を控除した額を 生産額とした。

放送収入 233900(百万円) 製作収入 63900(百万円) 297,800(百万円)—46,500(百万円)=251,300 (代理店手数料) (百万円)

放送C・T=①+②= 339,601(百万円)

イ 投入内訳の推計

日本放送協会について資料(2)から投入内訳を推計した。 民間放送については資料(3)により経費内訳を算出し、細 分類については資料(4)の投入構造を勘案して産出した。

ウ 産出配分の推計

日本放送協会の算出については、最終需要部門のうち政 府消費支出、特需については投入面から接近を試み、残余 の額を一括家計消費支出に配分した。

民間放送については、生産額全額を「広告」(830011) に配分した。

31 映画製作・配給業 (8400-21)

(1) 定義および範囲

映画撮影,映画製作(テレビ・コマシャル・フィルムの製作を含む)および映画の配給サービスならびに映画用諸道具の賃貸,映画出演者の口入れ,映画フイルムの現像,タイトル書きなどの映画サービスとし,原則として日本標準産業分類の小分類「791映画製作・配給業」「793映画サービス業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者または出所	備考
1	日本映画産業統 計	4 5	映画製作者連盟	C.T
2	日本貿易月報	4 5	日本関税協会	C.T
3	有価証券報告書	4 5	大 蔵 省	C.T, I
4	サービス業投入実態調査	4 5	経済企画庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

資料(3)より大手5社(東映・大映・東宝・松竹・日活)の映画製作,配給収入額とテレビ用映画収入額を求め,資料(1)よりその他のプロダクションの配給収入額と洋画(13

(単位:100万円)

社)の配給収入額を求め、外国へのフィルム売却収入については資料(2)により求めた。

映画製作·配給収入

(5社分)14,775(百万円)(その他)1,770(洋画)12,616テレビ用映画収入10,706

輸 出 収 入 1,197

計 41.064

以上の合計額41,064(百万円)をC・Tとした。

イ 投入内訳の推計

資料の(4)のサービス業投入調査を用いて分割した。

ゥ 産出配分の推計

本部門の産出先については投入側からの数値を用いて産出した。

32 映画館 (8400-22)

(1) 定義および範囲

商業的に映画の公開をするサービス活動とし、日本標準産業分類の小分類「792映画館」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資	料	名		年	次	作りは	战者 8 出	た所	備	考
1	国税庁第	6回統	傠年	報書	4	5	国	税	庁	С	·T
2	有価証	券報	告	書	4	5	大	蔵	省		I
3	サービス	業投入	実態	調査	4	5	経	千企區	 		I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

資料(1)における入場料プラス入場税を求め、これより映画 製作、配給収入額(29,160)百万円を控除することに よりC・Tを求めた。

	入場料金	入場稅	計
課税分	8 2,7 0 9	8,271	9 0,9 8 0
非課税分	1,025	_	1,025
免税分	12	_	12
計	8 3,7 4 6	8,2 7 1	9 2,0 1 7

生産額=92,017-29,160=62,857(百万円)

イ 投入内訳の推計

主要した映画館の有価証券報告書と,サービス業投入実 態調査を用いて分割した。

ゥ 産出配分の推計

家計消費支出と家計外消費支出に配分,分割は40年 I・ 〇表によった。

33 劇場興業場 (8400-91)

(1) 定義および範囲

演劇,演芸見世物與業的スポーツなどの娯楽を挺供する場所を経営する活動とし、日本標準産業分類の小分類 [801 劇場、興業場(映画を除く) | の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者また は 出 所	備考
1	国税庁第96回統計年報書	4 5	国 税 庁	$\mathbf{C} \cdot \mathbf{T}$
2	有価証券報告 書	4 5.	大 蔵 省	I
3	サービス業投入実態調査	4 5	経済企画庁	I
4	法人企業間接費調查報告	4 5	"	I

(3) 推計方法

ア 生産額(С・Т)の推計

資料(1)により入場料プラス入場税をC・Tとした。

(単位:100万円)

		課	税	分	非課税分	免 税	合 計
	4	⑦入場料金	①入場税	小 計①	入場料金②	入場料金③	1+2+3
演	劇	1 3,4 5 5	1,3 4 5	14,800		53	1 4,8 5 3
演	芸	1 2,4 1 4	1,241	13,655	. ·	555	1 3,7 1 0
音	楽	1 2,2 2 5	1,2 2 2	13,447	_	510	1 3,9 5 2
スポ	ニーツ	7,228	722	7.950	_	9	7,959
見世	出物	2,961	296	3,257	-	17	3,277
7	†	48,283	4,8 2 6	5 3,1 0 9	_	644	53,753

(2) 推計資料

イ 投入内計の内訳

サービス業投入実態調査と法人企業間接費調査により分割した。

ウ 産出配分の推計家計消費支出と家計外消費支出に配分。

34 遊 場 (8400-92)

(1) 定義および範囲

ボーリング場、パチンコ屋、ビリヤード、ダンスホールなど一般大衆に娯楽を提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類「807遊戯場」の範囲とする。/

番号	資 料 名	年次	作成者また は 出 所	備考
1	事業所統計調査報告	41,44	総理府統計局	$C \cdot T$
2	有価証券報告書	4 5	大 蔵 省	I
3	サービス業投入実態調査	4 5	経済企画 庁	I
4	法人企業間接費調査	4 5	//	I

(3) 推計方法

ア 生産額 (C・T)の推計

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位 数をとり、45年を延長推計したものをC・Tとした。

		4 1年			4 4 年	
	1事業所 当0売上	事業所数	売 上	1 事業所 当り売上	事業所数	売 上
806公園・遊園地		483		162,254	653	1 0 5,9 5 2
807遊 戲 場		1 8,2 8 1		27,115	2 2,4 8 6	609,708
809その他の娯楽業		10,283		6,100	8,605	5 2,4 9 1
	10,951	29,047	3 1 8,0 9 4			768,151

$\frac{768,151-318,094}{3}$ =150,019

7 6 8,1 5 1+1 5 0,0 1 9=9 1 8,1 7 0 ······ CT

遊戲場 C·T=918,170×609,708=728,783百万円

- 41年、44年事業所統計サービス業編から
- ① 売上階層中位数×事業所数 = 売上(10億円以上については15億円をとる)の集計から総売上を出して1事業所当りの売上を推計する。
- ② 1事業所当り売上に、全国編の事業所数を乗じて総売上とし、45年については41年~44年の計数を等差で延長した。

本部門については、41年と44年とでは産業分類が異るため41年の部門分類で45年を推計し、それを44年の 売上の構成比で分割した。

- イ 投入内訳の推計 サービス業投入実態調査を用いて分割した。
- ウ 産出配分の推計家計消費支出と家計外消費支出に配分。
- 35 その他の娯楽施設 (8400-93)
- (1) 定義および範囲

遊園地、競輪、競馬の競争場、競技団などの娯楽施設の提※

※供,経営を行なう活動とし、原則として日本標準産業分類の小分類「803競輪,競馬の競争場」「804競輪,競馬の競争場」「804競輪,競馬の競技団」「805運動場」「806公園・遊園地」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者または 出 所	備考
1	事業所統計 調査報 告	41,44	総理府統計局	C·T
2	地方財政統計年 報	4 5	自治省	С•Т
3	地方公共団体財政支出内容調査	4 5	経 企 庁	I
4	サービス業投入実態調 査	4 5	"	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

① 競輪,競馬,自動車,モーターボート収益事業 資料(2)および中央競馬会業務資料により,中央および地 方収益事業のうち,つぎの金額をもって生産額とした。 すなわち入場料プラス車馬券売上金プラス使用料,手数 料マイナス払いもどし金。

	中 央 収益事業	地 方 収益事業	計	備	考
入場料①	1,470	4,6 4 4		資料	
車馬券売上金 ②	406,788	1,3 67,9 05		中央収益事業…日本	中央競馬広報室
払いもどし金 ③	3 0 5,2 4 1	1,0 25,9 29		地方収益事業…地方	財政の 状況
生産額①+②-③	103,217	3 4 6,6 2 0	449,837		

② 運 動 場

基本的には遊戯場に同じ。事業所統計サービス業編の 売上階層別事業所数から中位数をとり45年を延長推計 した。

				4 1年	4 4 年
1 事	業所当	りう	七上	46,538(千円)	125,680
事	業	所	数	1,9 5 6	1,8 7 7
売	Ŀ		高	9 1,0 28	2 3 5,9 0 1 /

235,901-91,028-48,291 (百万円) 235,901+48,291-284,192......CT

③ 游 園 地

遊戯場に同じ。事業所統計サービス業編の売上階層別 事業所数から中位数をとり、45年延長推計した。

4 1年と44年とでは産業分類が異るため41年の部門で45年を推計し、それを44年の売上の構成比で分割した。

			41年			4 4年	
	Fan Sasaran	1 事業所 当り売上	事業所数	売 上	1 事業所 当り売上	事業所数	売 上
-	806公 園 • 遊園地		483		162,254	653	105,952
	807遊 戲 場		18,281		27,115	22,486	609,708
	809その他の娯楽業		10,283		6,1 0 0	8,605	5 2,4 9 1
	7 -	1 0,9 5 1	2 9,0 4 7	3 1 8,0 9 4			768,151

 $\frac{768,151-318,094}{3} = 150,019$

768,151+150,019=918.170 ······CT

その他の娯楽施設CT=①449,837+②284,192+③126,644 =860,673百万円

イ 投入内訳の推計

資料(2)より収益事業の経費内訳を用い細分,また,その他の運動場、遊園地についてはサービス業投入実態調査を用いて細分した。

ウ 産出配分の推計家計消費支出と家計外消費支出に配分。

36 興業団 (8400-94)

(1) 定義および範囲

契約により出演または自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物および興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動とし、日本標準産業分類の小分類 [802興業団] の範囲とする。※

※(2) 推計資料

番号	資	料	名	年	次	作成者または 出 所	備考
1	事業所統	充計 調査	E報 告	昭和4	1.4 4年	総理府統計局	CT
2	サービス	業投入実	態調査	昭和	45年度	経済企画 庁	Ι

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

遊戯場に同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位 数をとり45年を延長推計した。

 41年
 44年

 一事業当り売上
 19,834
 74,033

 事業所数
 402
 456

 売上高
 7,773
 33,759

 33,759-7,973
 8,595
 33,759+8595-42,354

イ 投入内訳の推計

サービス業投入実態調査により細分

ロ 産出配分の推計

産出側からのデーター不足のため、投入側からの数値に よって配分した。

37 その他の娯楽

(8400 - 99)

(1) 定義および範囲

芸妓、置屋、娯楽用品の賃貸など他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行なう活動および文芸作品、芸術作品の創作などを行なう活動とし、日本標準産業分類の小分類 [809 その他の娯楽業] [875著述家、芸術家業]の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年 次	作成者または 出 所	備考
1	事業所統計調查報告	昭和41,44年	総理府統計局	C·T
2	サービス業投入実態調査	昭和45年度	経済企画 庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(С・T)の推計

遊戯場に同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年を延長推計した。

41年と44年とでは産業分類が異るため、41年の部門では45年を推計し、それを44年の売上の構成比で分割した。

٠.	A CONTRACTOR OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF TH	1 4 1 2 2						
				4 1年				
		一事業所 当り売上	#	業所数		売	上	
	806公園 • 遊園地			483				
	807遊 戲 場		1	8,281				
	809その他の娯楽業		1	0,283	,		. Si	
		1 0,9 5 1	2	9,047	3	1 8,0	94	
		Falls Tallace		4 44	丰			
		一事業 当り売		事業所養	女	売	上	
	806公園·遊園地	162,25	4	653	3	105	,95	2
	807遊 戲 場	27,11	5	2 2,4 8 6	6	609	,708	3
	809その他の娯楽業	6,10	0	8,6 0 5	5	5 2	2,4 9	1
						768	3,15	1

 $\frac{768,151-318,094}{3}$ =150,019

7 68,151+150,019=918,170····CT その他の娯楽 CT=918,170× 52,491 62,743百万円

イ 投入内訳の推計

サービス業投入実態調査により細分

ロ 産出配分の推計

内生の配分については投入側からの数値により, 残余の 額を家計消費支出と家計外消費支出に配分した。

(3) 問題点

4 0年表では娯楽業一本であったのを 4 5年表では表の利用面を考慮して 5 部門に分割特掲したのであるが娯楽業一般について統計資料が少なく正確な推計は困難をきわめる。このことは単に生産額推計だけでなく、投入産出内訳についても同様である。

特にタレントについてタレント自身プロダクションを持っているもの。あるいは他のプロダクションに属して報酬を得ているものなどまちまちであり、直接生産者の側からの生産額の把握は困難であり、間接的推計に頼らざるれえなかった。

38 飲 食 店 (8501-01)

(1) 定義範囲

日本標準産業分類,大分類G卸売業,小売業の中分類「46飲食店」の範囲とし、主として注文により直ちにその場所で飲食させる事業所の販売活動とした。なお45年表は本部門を2部門に分割特掲した。

○ 遊興飲食店(850101)

料理, 飲物と遊興接待サービスを併わせて提供する活動で, 日本標準産業分類小分類「4 6 4料理割ぼう店」,

「465バー,キャバレー,ナイトクラブ」の範囲

○ その他の飲食店(850109)

食堂, レストラン, 喫茶店など, 主として注文により直 ちに消費するため料理, 飲物を提供する活動で, 日本標準 産業分類 中分類「4 6飲食店」のうち遊興飲食店(850101) に格付けた以外の小分類の範囲

(2)推計資料

	資 料 名	年 次	作成者または 出 所	備考
1	商業統計速報	昭和45年	通商産業省	
2	事業所統計 調査報 告	昭和41,44年	総理府統計局	
3	国税 庁業務 資料	昭和45年度	国 税 庁	X
4	中小企業の原価指標	昭和41,44年	中小企業庁	
5	法人企業間接費調查報告	昭和45年度	経済企画庁	
6	サービス業投入実 態調査	"	,,	
7	4 0 年産業連関 表	昭和40年	行政管理庁	
8	3 5年產業連製表(酒類部門)	昭和35年	国的方面税課	

(3) 推計方法, 生産額

商業統計表の年間販売額をとり,事業所統計から45年の 従業者数を推計して,補正した。また,年間販売額の中には 料理飲食等消費税が含まれていないので加えた。

C • T = [商業統計年間販売額×(事業所統計従業者/商業 統計従事者)] +料飲消費稅

商業統計表(産業編)の年間販売額(百万円)

遊興飲食店・

料理,割ぽう 193897 599,712

その他の飲食店

食堂・レストラン 885,783 そば・うどん店 121,130 すし屋 211,641 酒場・ビヤホール 168581 喫茶店 266,023 その他 127,384 合 計 2,380,254

事業所統計飲食店従業者数から45年計数を推計

4 4年 4 1年 1増 減 増減 年率 遊興飲食店 122338 176412 △54,074 △30.7 料理・割ぼう 220350 200041 20410 2007

ボー・キャバレー 359,259 292,841 66,418 22.7 計 481,597 469,253 12,344 2.6 1.009

その他の飲食店 44年 41年 増減 率%年 食堂・レストラン 602304 412022 190,282 46.2 そば・うどん店 80803 90848 △10045△111 すし屋 117,824 93,394 24430 26.2

酒場・ビヤホール 166366 139889 26,477 18.9

その他 51,337 32,980 18,357 55.7

計 1,222,813 9089 56 313,859 345 1.104 合計 1,7044101.378207 326,203 23.7 1.074

204,179 139,821 64,358 46.0

4 5 年従業者=4 4 年従業者×年率

遊興飲食店 481,597×1.009=485,931 その他の飲食店 1,222,813×1.104=1,349,985

商業統計速報(45年)の従業者

遊興飲食店 4 4 2,8 4 9 その他の飲食店 1,2 3 1,7 0 2

補正率-事業所統計

奥茶店

遊興飲食店 485,931 442,849-1.097 その他の飲食店 1,349,985 = 1.096

$C \cdot T$

遊典飲食店 販売高 599,712×1.097=657,884 711,566 料理飲食消費税 53,682 711,566 その他の飲食店 販売高 1,780,542×1.096=1951474

38650

合 計

2,701,690

投入内訳

中小企業の原価指標から費目分割し、細分は、サービス業業投入調査、法人企業間接費調査をもとに分割した。又、直接材料については、産出側の大わくを、ホテル等、飲食店、家計、家計外の飲食費又は材料費割合で分割した。 酒については農林省の産出を35年酒のI・Oから用途別販売額で分割し細分は飲食費の割合で分割した。

産出内訳

家計消費支出と家計外消費支出に配分した。分割は40年 I・Oによる。

(4) 問題点

本部本部門の分類は旧 ISICにより、サービス業に格付されているが、新 ISICでは卸小売業に格付されたため、C・Tを従来のサービス提供活動である粗マージンで把握せず、販売活動としての売上高でとらえた。このことは、直接原材料を投入したことであり、35年表、40年表との時系列に問題が生じたことになるので、35年表、40年表との比較を行なう場合に注意を要する。

39 旅館・下宿・その他の宿泊所 (850901)

(1) 定義および範囲

宿泊または宿泊と食事を提供する事業のサービスとし、原則として日本標準産業分類の「75旅館、下宿、その他宿泊所」の範囲とする。なお国公立の宿泊所・共済組合・企業の保養所等は本部門に含めずそれぞれの部門に分類される。

(2) 推計資料

		資料 名	年 度	出 所	
	(1)	事業所統計調査	昭和4 1.4 4年	総理府給計局	l
1	(2)	サービス業投入調査	昭和45年	経済企画庁	
	(3)	法人企業間接費調査	昭和45年	"	
١	(4)	有価証券報告書	昭和45年	大 蔵 省	
	(5)	運輸省業務資料	昭和45年	運輸省	

(3) 推計方法

① 生産額の推計

資料(1)のサービス業編より、各階層の売上高の中位数を

ただし、売上高10億円以上については、15億として推 計した。

② 投入内訳の推計

資料(2), (3), (4)をもとに推計し、原材料部分の細分割は 産出側の資料を参考にして推計した。

③ 産出配分の推計

定義により、家計消費支出および家計外消費支出に配分

(8509-02)洗たく・洗張染物業 40

(1) 定義および範囲

①衣服、その他繊維製品の洗たく、およびこれを貸与する ことを繰返し行なうサービス。②洗張, 湯のし, 染色簡易な 補修を行なうサービス。および③上記①②の対象となる品物 の集配、取次を行なうサービスとし、日本標準産業分類「771 洗たく業」「772洗張、染物業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年 次	作成者又は 出 所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.44年	総理府統計局	C.T
2	サービス業投入実態調査	昭和45年	経済企画庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位 数をとり45年を延長推計したものをC・Tとした。

		4 1年	
	一事業所当り売上	事業所数	売 上
771洗 たく業	2,5 3 3	4 5,0 4 0	114,086
772洗張,染物業	1,355	1 0,4 2 5	1 4,1 2 6
		4 4年	
	一般業所 当D売上	事業所数	売上
771洗 たく 業		5 5,3 7 1	207,863
772洗張,染色業	2,655	10,663	2 8,5 1 0
207,863	-114,086	2=3 1,2 5 9	
28,310-	-14,126_	-4.728	
		=1)23 9,1 2	2百万円
28,310	+ 4,728	3 3,0 3	8百万円 百万円
「洗たく・洗	提染物 C7	Γ=①23 9,1 2	2 2 1 2 3 3,0 3 8 = 2 7 2,1 6 0

41年44年事業所統計サービス業編から

- ① 売上階層中位数×事業所数=売上(10億円以上に ついては15億円をとる)の集計から総売上を出して 一事業所当りの売上を推計する。
- ② 一事業所当り売上に、全国編の事業所数を乗じて総 売上とし、45年については41年~44年の計数を 等差で延長した。
- イ 投入内訳の推計

サービス業投入実態調査により細分した。

ウ 産出配分の推計 全額家計消費支出に配分

41 理容・美容業 (8509 - 03)

(1) 定義および範囲

主として理髪サービス、美容サービスを提供する事業所 の活動とし、日本標準産業分類の小分類「773理容業| 「774理容業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資	料	名	年	次	作成者又は 出 所	備考
1	事業所	統計調	查報告	昭和4	1.44年	総理府統計局	СТ
2	サービス	業投入実	態調査	昭和4	5年度	経済 企画 庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(С・T)の推計

洗たく業に同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位 数をとり、45年を延長推計したものをC・Tとした。

inger i Helfeste Hall		4 1年	
	一事業所 当 D売上	事業所数	売 上
773理容業	1,121	1 0 4,0 0 6	201,119
774美容業	\(\) 1,121	75,404	201,119
		4 4年	
	一事業所 当り売上	事業所数	売 上
773 理容業	1,583	1 1 2,8 1 0	1 7 8,5 7 8
			1 6 8,8 7 6
3 4 7,4	54-20	$\frac{1,1}{1}\frac{1}{9}$ = 48,7	7.8
	3	The plantage of the	•
3 4 7,4	54+48,	778-396,2	2 3 2······C•T

- イ 投入内訳の推計
 - サービス業投入実態調査により細分
- ウ 産出配分の推計

全額家計消費支出に配分

42 浴 場 業

(8509-04)

(1) 定義および範囲

銭湯業など日常生活の用に供するため、公衆を対象として 入浴させるサービスおよびトルコ風呂・サウナ風呂など薬治、 美容慰安など、特殊な効果を目的として公衆を入浴させるサ ービスとし、日本標準産業分類の「775公衆浴場」「776 特殊浴場業」の範囲とする。

ホテル、旅館など宿泊と入浴をあわせて提供するものは 館、下宿業、その他の宿泊所」(850901)に分類される。

(2) 推計資料

		,							
番号	資	料	名	年	次	作成者 出	又は 所	備	考
1	事業所統	計調査	報告	昭和4	1.44年	総理府	統計局	C	• T
2	サービス業	投入実	態調査	昭和4	5年	経済1	企画庁	C-	Γ,Ι

(3) 推計方法

ア生産額(C・T)の推計

洗たくに同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数 をとり45年を延長推計したものをC・Tとした。

4 1年

- 事業所 当り売上 事業所数 売 上 775公衆浴場業 776特殊浴場業 2,916 1,251 57,486

> 一事業所 当り売上 事業所数 売上

775公衆浴場業 3,712 18,631 69,158

776特殊浴場業 17,338 1,434 24,863

イ 投入内訳の推計 サービス業投入実態調査により細分

ウ 産出配分の推計全額家計消費支出に配分

43 写 真 業 (8509-05)

(1) 定義範囲

主として肖像写真,広告,出版,その他の業務用写真,フィルム現像およびフィルム複写を行なう事業所の活動で,日本標準産業分類小分類「781写真業」の範囲とする。

広告、ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行なわ

れる写真活動は、当該産業部門の活動とみなした。

(2) 推計資料

番号	資	料	名	年	č	ر	作成出	者又は 所	備	考
1	事業所	統計調	查報告	昭和4	1.4	4年	総理用	守統計局		
2	サービス	業投入実	態調査	昭和	4 5	年	経済	企画庁		
3	法人企	業間接	闄調査		"			# * .		
4	40年	産業連	関表	昭和	4 0	年	行政	管理庁		

(3) 推計方法

牛産額

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年を延長推計したものをC・Tとした。

	41年	4 4年
一事業所当り売上	2,685千円	4,7 2 7千円
事業所数	14,205	1 6,2 1 4
売 上 高	38,140百万円	76,644百万円

$$\frac{76,644-38,140}{3} = 12,835$$

7 6.6 4 4+1 2.8 3 5=8 9.4 7 9百万円····C T

41年, 44年事業所統計サービス業編から

- ① 売上階層中位数×事業所数=売上(10億円以上については15億円をとる)の集計から総売上を出して、 一事業所当りの売上を推計する。
- ② 一事業所当り売上に、全国編の事業所数を乗じて総 売上とし、45年については41年~44年の計数を 等差で延長した。

投入内訳

サービス業投入実態調査と法人企業間接費調査で分割した。

産出内訳

家計消費支出へ全額産出した。

44 葬 儀 業 (8509-06)

(1) 定義範囲

主として死体埋葬準備,葬儀執行準備および墓地の管理を 行なう事業所の活動とし,日本標準産業分類小分類「784 葬儀,火葬業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資	料	名	年	次		作成 出	者又は 所	備考	ĺ
1	事業所統	計調査	上報 告	昭和4	11.4	4年	総理	存統計局		l
2	サービス学	統入実	態調査	昭和	4 5	年	経済	企画庁		
3	法人企業	間接領	貴調査		"			// ₂ 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
4	4 0 年	業関	連表	昭和	4 0	年	行政	管理庁		

(3) 推計方法

生産額

写真業に同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位 数をとり、45年延長推計した。

	4 1年	4 4年
一事業所当り売上	4,631刊	7,8 18千円
事 業 所 数	3,034	3,5 1 5
売 上 高	14,050百万円	27,480百万円

$$\frac{27,480-14,050}{3} = 4,477$$

27,480+4,477=31,957百万円······ C • T

投入内訳

サービス業投入実態調査と法人企業間接費調査で分割 した。

産出内訳

家計消費支出へ全額産出した。

45 貸自動車業 (8509-07)

(1) 定義範囲

レンタカー、ドライプクラブ等主として自動車の賃貸を行 なう事業所の活動で、日本標準産業分類・小分類「823貸 自動車業」の範囲とする。

運転者付きの賃貸については運輸部門, 建設部門等に分類 される。

(2) 推計資料

番号	資	料	名	年	次	作成者 出	汉は 所	備	考
1	事業所統	充計調	査 報告	昭和4	1.4 4年	総理府	統計局		
2	サービス	業投入多	逃調查	昭和4	5年度	経済分	≥画庁		11.
3	法人企美	美間接	費 調査				• . • . •		1
4	レンタ	カー	年 鑑	昭和 4	46年	全日本車協会	貸自動 連合会		
5	営業	報	告 書	昭和 4	15年度				

(3) 推計方法

牛產額

基本的には写真業 (850905)に同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中 位数をとり、45年延長推計した。

41年と44年とでは産業分類が異なるため、41年 の部門で45年を推計し、それを44年の売上の構成比 で分割した。

C·T 14,759百万円

_					. 1		
			4 1年			44年	
		一事業所 当り売上	事業所数	売 上	一事業所 当り売上	事業所数	売 上
ſ	823 貸自動車業				17,043	728	1 2,4 0 7
1	862 業務用物品賃貸			Ī	5 1,9 9 7	1,1 6 7	6 0,6 8 0
-	863 商品検査所	A Page 18 A P			29,344	1,048	3 0,7 5 3
	869 その他の対 事業 所サービス				1 9,2 6 3	1 2,6 6 0	243,870
	h	1 2,1 9 1	1 5,8 1 7	1 9 2,8 2 5	2 2,9 7 1	1 5,6 0 3	358,417 (347,710)

 $\frac{358,417-19,2,825}{2}$ =55,197 358,417+55,197=413,614...... C • T

413,614× 12,407 - 14,759百万円 貸自動車業C·T

投入内訳

数社損益計算書をもとに分割し、細分については法人※ (業務用物品賃貸業)を使って分割した。

※企業間接費調査(サービス業),サービス業投入実態調査

産出内訳

全額家計消費支出に配分した。

業界の営業方向は個人を対象にレジャー用が多かったものに加えてトラックの貸出し、企業における自家用車の代替えにも進出して来ているので内生部門へも産出すべきと思うが、データ不足のため家計のみとした。

46 その他の対個人サービス (8509-09)

(1) 定義範囲

他に分類されないその他の対個人サービスを提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の中分類「76家事サービス」、小分類「782衣服裁縫、修理業、はきもの修理業、くつみがき業」、「783物品預り賃貸業」「789他に分類されないその他の対個人サービス業」、「876個人教授所」の範囲とする。

ただし、はきもの修理については(241090)に分類 される。

(2) 推計資料

	資 料 名	年 次	作成者又は 出 所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.44年	総理府統計局	
2	個人企業経済調査	昭和45年度	,,	11
3	毎月勤労統計特別調査報告	昭和 4 5 年	労 働 省	
4	医旁調查速報(1%抽出)	昭和45年	総理府統計局	
5	昭和40年産業連関表	昭和40年	行政管理庁	:

(3) 推計方法

生産額

「衣服裁縫修理業,はきもの修理業,くつみがき業」,「物品預り賃貸業」,「他に分類されないその他の対個人サービス業」については、事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年を延長推計した。

衣服裁縫修理

 41年
 44年

 一事業所当り売上(千円)
 672
 1,117

 事業所数
 31,287
 26,882

 売上高(百万円)
 21,025
 30,027

 $30,027+\frac{30,027-21,025}{3}=33,028$ 百万円 内はきもの修理 CT=11,452百万円

物品預り賃貸

4 1年 4 4年

1,715

一事業所当り売上(千円) 1,375

事 業 所 数

12.757 11.829

売 上 高(百万円) 17,541 20,287 20,287+20,287-17,541=21,202百万円

その他の対個人サービス 4 1年 4 4年 一事業所当り売上(刊) 1,136 2,055 事業所数 30,952 25,383 売上 高(百元円) 36,003 52,162

5 2,1 6 2+ ^{5 2,1 6 2-3 6,0 0 3} = 5 7,5 4 8百万円 家事サービス

毎月勤労統計特別調査報から,サービス業の企業規模 1~4人の通勤,住込者平均月額給与,月間食事評価、 年間特別給与から年額を推計し,45年国勢調査速報の 家事サービス職業の人数を乗じたものを,45年個人企 業経済調査から1~4人規模サービス業人件費率で除し たものをC・Tとした。

毎月特別調査から

平均月間給円) 平均月間食事円)年間特別給円)

通勤者 34,150 985 66,576 住込者 24,509 6,236 36,282 平均 30,357 3,052 54,198

45国調速報 職業(中分類),年齢,男女別,15歳以 上就業者から

家事サービス職業 144,100人

4 5 個人経調 サービス業 1 ~ 4 人規模,人件費率 0.8 0 3 0 8

(30357+3,052)×12+54,198-455,106 ·····平均年額

455,106×144,100=65,581百万円

事業所統計から45年事業所数を推計し、45年個人 企業経済調査からサービス業1~4人規模の平均企業当 り売上を推計し乗じたものをC・Tとした。

事業所統計より

構成比

4 4年事業所数 著述家芸術家業 1,798 0.0400

個人教授所 35,565 0.7919

他の専門サービス 7,549 0.1681

計 44,912 1.0000

4 1 年事業所数 他の専門サービス 35,863

4 5 年事業所数 44,912+44,912-35,863-47,928

個人教授所 47,928×0.7919=37,954 個人経調より 1~2人規模サービス業の企業当り売上 1,246千円 37,954×1,246 ≑47,291百万円······ C・T

$C \cdot T$

衣服裁縫, はきもの修理, くつみがき 33028 物品預り賃貸業 21,202 他に分類されない対個人サービス 57,548 家事サービス 81,662 個人教授所 47,291

はきもの修理C・Tを控除して

240,731-11452=229,279百万円 ····· C•T

投入内訳

40年産業連関表のその他の対個人サービスの投入比率をもって分割した。

産出内訳

全額家計消費支出へ配分した。

(4) 問題点

4 5年表では「その他の対個人サービス」を細分し独立させる方法をとったが、基礎統計の不備のため、間接的推計が多く、その精度には問題が少なくない。投入についても特別調査を行ったが企業の協力を得られない部門が多く、各アクティビティの投入構造を明らかにすることは統計の信頼度からも困難であった。

政府建物の帰属賃貸料について

(1) 定義範囲

中央政府(非企業分),地方公共団体の所有する建物に対する帰属賃貸料である。また政府活動と云う立場上,減価償却分を計上し,利潤相当分を計上しない。

一般政府にかかるものは公務,国公立学校にかかるものは 教育,国公立病院にかかるものは医療に配分する。

(2) 推計資料

	資 料 名	年	次	作品 出	文者 3	は所	備考
1	財政金融結十月報(241号)	昭和4	5年度	大	蔵	省	
2	// (172号)	昭和4	0年度		"		
3	公得施設状況調	昭和4	5年度	自	治	省	
4	資産および施設の状況調	昭和3	9年度		"		
5	学校基本調査報告	昭和4	5年度	文	部	省	
6	地方公営企業年鑑(病院)	昭和4	5年度	自	治	省	May.

ĺ	7	法人企業投資実績統計調查報告	昭和4	5年度	経済	企運	疔	-:
	8	昭和35年国富調査	昭和3	5年	<i>.</i> .	"		
	9	有価証券報告書	昭和4	5年度	大	蔵	省	

(3) 推計方法

公務、学校、病院の延面積を求め、これに中央政府の建物面 積に対する評価を乗じて総評価額を出し、法人企業の建物評価 に対する減価償却の率をもってC・Tとした。

中央政府……「財政金融統計月報 2 4 1 号」の行政財産所管別 組織別,会計別,種類別,区分別年度末現在額か ら面積,評価額

地方公共団体……45年度「公共施設状況調」の本庁舎,支所 の面積を39年度「資産および施設の状況調」 で範囲を調整した面積

学 校……「学校基本調査報告」の用途別建物面積 公 立 病 院……「地方公営企業年鑑」の病院建物延面積 を使用して

① 建物面積

							,		
				1	数	育			
		公	務	学	校	研究所	医	療	計(千㎡)
中	央	24	787	97	70	4 23	529	9	40279
地	方	17	776	1224	1 1	10	575	4	145951
括	-	42	563	1321	81	433	1105	3	186230
構成	밦	0.2	286	0.7 0 9	8	0.0023	0.059	3	1.0 0 0

② 建物評価額 面積×国の<u>評価</u>面積

公務(地方) 17.767×202,201=399.432

学 校(中央) 9770×240.409=234.880

(地方) 122,411×240,409=2,942,871

研究所(中央) 423×240,409=10,169

(地方) 10×240,409-240

医療(中央) 5.299×172,607=91,464

(地方) 5,754×172,607=99,318

(百万円)

		公	務	学	校	研究所	医	療	計
中	央	501	1,195	23	4880	10,169	91,4	64	837,708
地	方	359	,432	2,94	2871	240	9 9,3	18	3,401,861
計	-	860	627	3,17	7,7,751.	10,409	190,7	82	4,239,569

③ 帰属賃貸料

全評価×法人企業の 評価 価

4,239,569×0.07355=311,820

歷年転換 NI公務 歴年 2220.7 ∕年度 229 5.6

3 1 1,8 2 0×0.9 6 7 4=3 0 1 6 5 5 百万円…… C • T

= 0.9674

④ 部門別帰属賃貸料 面積比で分割

公務 301,655×0.2286=68,958

 中央
 4 0,15 3

 地方
 28,8 0 5

学校 301,655×0.7098=214,115 「中央 15,825 | 地方 198,290 研究所 $301,655\times0.0023=$ 694 「中央 678 地方 16 医療 $301,655\times0.0593 = 17,888$ 8,5 7 6 9,312

(4) 問題点

建物評価額は,面積に一定の評価を乗じて推計したが,建 物構造の差異地域的な分布,評価額など一率に決定出来ない 問題がある。

また資料の制約,行政財産の特殊性などのため帰属計算については,消極的な立場をとっているので今後の検討を要する。

第6節 行政管理庁担当部門

I 事務用品(8600-00)

1. 概念・定義および範囲

事務用品は、筆記具などの消耗品のめを対象とするのではなく、各部門が一般的に且つ平均的に投入するようないわゆる事務用備品までも含むものとする。(たぶし、耐用年数1年以上で単価が5万円以上のものであれば国内総固定資本形成とする。また、小額のものであっても一時に大量に投入したような場合も資本形成とする。)

なお、部門によって投入される品目が特定されるようなもの は直接各部門が投入した方が望ましいので、品目別に以下の取 扱い原則によって処理した。

(1) 新聞

事務用品とはせず、産業が直接投入する。

(2) 印刷

特定使用産業(部門)および家計を除き、事務用品を迂回する。

(8) 電球

事務用品とはせず、「建設補修」部門を迂回する。

(4) 作業服・帽子・手袋・事務服(一般的なもの) これらの支給形態は、現物給与、貸与、個人負担、雇主・ 雇用者の折半など種々の形態があるが、すべて企業の経費と して扱うこと」し、これらの投入は事務用品を迂回せず、直 接各部門が投入する。

(5) 雨合羽など

「郵便」部門など特定使用産業(部門)が直接投入する。

(6) 地下足袋・ゴム長靴

「農業」,「建設業」など特定使用産業(部門)が直接投入する。

また、最終需要部門における事務用品は、政府(中央・地方)のみが投入するものとし、家計は直接単品を買う扱いとした。

2. 推 計 方 法

事務用品の生産額,投入額および産出額の推計に関しては,データが皆無の状態であったため,まず事務用品の範囲に含まれる品目(10桁品目)の生産額のうち何割が事務用品として産出されたかの検討が,すなわち投入額の推計であり,一方,各列部門が事務用品として投入した額を事務用品の産出額として捉え,それぞれの積上額の結果から事後的に生産額を決定した。したがって,投入額と産出額の積上値の差を無くすことの検討がすなわち投入額・産出額の推計および調整ということになり

それぞれの積上値が一致した段階をもって生産額を確定した。 当然のことながらこの段階では投入・産出のバランスがとれていいる。

3. 問題点

事務用品の推計に際しては、その範囲に含まれている品目、たとえば、教育部門における試験用紙、医療部門におけるカルテ等の用紙あるいはまた金融機関等で用いるコンピューター用紙などは事務用品として投入すべき紙なのか、あるいはそれぞれの活動に不可欠の原材料として投入すべき紙か、いわゆるボーダーライン上の解釈をめぐって論議された。しかし今回は極力相手部門との意見調整を行なって、アクティビティ本来の活動に直接必要と思われるものは原則として事務用品を迂回しなしないこととした。

これは紙にかぎらず他の品目についても同様のことがいえるのであって今後,事務用品部門を設ける限りこれらのもの b 解 釈の判断規準等を明確にすると同時にデータ面の整備も必要と思われる。

Ⅱ 梱 包(8700-00)

1. 概念・定義および節囲

商品の輸送・保管などにあたって、その価値および状態を保護するために紙・板・金属・容器などを用いて包装あるいは梱包が施される。これは包括的に個装、内装および外装の3つに区分することができる。

個装は、商品の商品価値を高めるため、または商品を保護するために、商品個々に施される包装をいう、内装は商品に対する水・湿気・衡撃などを考慮して外装貨物の内側に施される包装をいう、さらに外装は、商品を紙・板・金属などを用いて結束し、または、それらから作られた容器に入れ、記号・荷印などを付して行なう外装貨物の外部の包装をいう。

産業連関表では、個装はそれぞれの商品の生産と一貫して、 または生産と密接な関係をもって行なわれるものとみられるの で、生産のための直接の原材料に加えて包装資材の投入が行な われたものとして取扱う。

一方,外装および内装は,商品の生産活動とは別に,一般に商品の出荷・運搬を意図して行なわれる独立の活動であると考えられるので、個装とは別個の扱いとする。すなわち、外装および内装(以下,ことでは梱包と呼ぶ。)活動を一つのグループとしてまとめて、仮設部門として梱包部門を設ける。梱包部門

では、その活動に必要な資材を投入し、各産業「梱包」を投入することとする。従って、各産業が一つ一つの梱包資材を投入することはしないことになる。

2. 推計の資料および方法

①「工業統計」を中心に、②「包装材料・容器の需要推計」 (産業材料調査研究所)、③「昭和45年包装資材・包装関係 機械出荷(生産)統計」(包装産業懇話会)、梱包資材関連協会、 連合会等の資料、各種需給統計を参考とし、生産額は梱包資材 の面、すなわち投入額を求めると同時に確定した。産出額は上 記資料②により産業大分類別の需要額をわくとし、 I - 0 部門 ごとに 4 0 年 I - 0表の計数を見安として推計した。

3. 問題点

40年表では、化学および商業部門は、例外的に梱包資材を 直接投入することにしているが、45年表では梱包部門の産出 は例外を認めず統一的に行なった。これは、後での処理(例え ばバラシ作業)に際して便利であると考えたからである。この ような事情から、40年表と比較すると、生産額は化学および 商業部門配分相当額だけ大きくなっている。

(最終需要部門)

第7節 経済企画庁担当部門

家計外消費支出(9110-00)

粗付加価値部門における行部門「家計外消費支出」の説明を 参照されたい。行部門のそれは、各産業が支払った費目別の家 計外消費額を示しているのに対して、列部門では、家計外消費 支出の内容としての財貨サービスの額を示している。

家計消費支出 (9120-10)

(1) 定義および範囲

産業連関表(I・O)でいう家計消費支出とは、家計が支払った財貨サービスに対する経常的な最終支出額から中古品取引及び屑の販売額を控除したものである。ここでいう経常支出とは家計の場合は、土地と建物以外のすべての支出である。

(2) 推 計 資料

番号	資 料 名	年 次	作 成 者 または出所
1	家計調査年報	昭和45年	総理府統計局
2	農家経済調査報告	昭和45年度	農林省
3	全国消費実態調査報告	昭和44年	総理府統計局

(3) 推 計 方 法

ァ 家計消費支出額(С・T)の推計

I・Oにおいては、生産者価格を基準とするのに対し国民所得統計(N・I)では購入者価格を基準としているのでマージン額が購入者価格の中に含まれた形になっている。また I・Oが国内概念に基づくのに比べ、N・Iは国民概念に基づいている。

このように I・Oと N・I では概念上の差異があるが、一

応N・Iの家計消費支出額にI・OとN・Iの概念上の差額を加えた額を家計消費支出額(C・T)とする。

(1) N · I の家計消費支出額の推計

「家計調査年報」「農家経済調査報告」「全国消費実態調査報告」より非農家普通世帯,農家世帯,単身者世帯のそれぞれの年間家計費を求め,これに,世帯数を乗じる。これらの家計調査法による結果から住居費を除き,N・I概念に合わせるために,以下の項目の加算ないしは控除を行なう。加算項目としては,家庭外消費,学校給食費,自衛隊現物給与,地代家賃,設備修繕費,家具じゆう器・水道料,金融機関等の帰属サービス,社会保険による医療現物給付,その他の現物給付があり,り控除項目としては,税外負担,個人から政府へのその他の移転,火災保険料,仕送金・贈与金等がある。

とのN・Iの家計消費支出額は35,358,813百万円である。

② I・OとN・I の概念上の差額

生命保険(簡易保険,郵便年金を含む),不動産仲介業, 住宅賃貸料(建設補修を含む),国内国民概念・推計資料 の違い等の概念上の差額は,1,981,652百万円である。

(単位 百万円)

The second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second secon		ш. дуч
I ·O	N·I	$I \cdot O - N \cdot I$
894620	621,749	272,871
35,009	18471	16538
4545425	4487,311	58064
1,634179	_	1,634,179
7,109,233	5,1 27,5 81	1,981,652
	894620 35009 4545425 1,634179	894620 621,749 35,009 18,471 4545,425 44,87,311

①②より家計消費支出額(C·T)は, 35,358,813百万円+1,981,652百万円=37,340,465 百万円 となった。 (単位:百万円)

					N·I	1 • 0
飲		食		費	1 2,4 4 9,5 7 7	1 3,1 1 4,8 0 0
被		服		費	3,7 0 0,7 3 5	4,1 3 3,0 4 9
光		熱		費	9 6 2,9 8 6	714,035
地 (代 設備修	緩を 繕を		賃	4,5 0 5,8 3 2	4,5 8 6,5 9 7
家	具	そ	Ø	他	3,1 6 2,8 3 9	3,0 5 5,0 2 0
雑				費	1 0,5 7 6,8 4 5	1 1,7 3 1,6 3 0
分	類	不	;	明		5,334
家	計消	費	支	出	3 5,3 5 8,8 1 3	37,340,465

(注) 屑の金額を調整後の数字である。

イ 投入内訳の推計

- (i) 資料1の家計調査年報より、一世帯当たり年間の品目別 支出金額(全国全世帯)を求め、これに非農家普通世帯数 を乗じる。
- (ii) 資料2の農家経済調査報告より、年度別にみた生活物質の消費価格(一世帯平均、全国)を求め、これに農家世帯数を乗じる。
- (III) 資料3の全国消費実態調査報告(第6巻,家計収支・品目単身者世帯編)より、男女・食事形態・品目別一世帯当たり1か月間の支出金額を求め、これに単身者世帯数を乗じる。なお年間の支出金額に換算するためにさらに資料1より昭和44年10、11月の平均消費支出と、昭和44年,年間消費支出の比率を求め、これを乗じる。

(1)(||)(||)より推計した経済主体別,部門別(品目別)の計数を積み上げて、全体の家計消費支出の総額を算出した。このN・Iによる数字はI・Oのそれとは一致しないため調整する必要がある。そのために、部門別の構成比をもってN・Iの家計消費支出総額に乗じ、部門別計数を求めた。

注)1. 全国全世帯の一世帯当たり年間の品目別支出金額

(昭和45年)

…… 900,475円

非農家世帯数

········· 18,556千世帯

非農家年間家計費…… 900,475×18,556千世帯

- 16,709,214百万円

2. 農家の生活物資の一世帯平均消費価格

(昭和44年度)

………1,1 4 1,4 4 4 円

農家世帯数

…… 5,197千世帯

農家年間家計費····· 1.1 14,44 4円×5,19 7千世帯

= 5,932,084百万円

3. 単身者一世帯当たり1か月間の支出金額

(昭和44年10月, 11月の平均)

…… 31,880円

単身者世帯数

…… 7,416千世帯

月平均を年間額に転換するための倍率

昭和44年10月・11月の平均消費支出と昭和44年,年間消費支出の割合(家計調査年報,昭和45年一世帯当たり年平均1か月間の収入と支出,勤労者世帯,人口5万以上の都市による)

 $\frac{1,015,660}{163,678} \times 2 = 12.4$ 倍

单身者世帯年間家計費

3,1 8 8 0円×7,4 1 6千世帯×1 2.4 = 2,9 3 1,6 3 4 百万円

4. 非農家,農家,単身者世帯の年間家計費 ……

…… 25,572,932百万円

各行部門について,内生部門担当の農林,通産,建 設,運輸省等の内生部門より推計された生産者価格と 調整を行なった際、内生部門側は各専門担当分野であ り,また基礎統計が比較的精度の高いものがえられる と思われるので,原則的には,それらの数字を採用し た。ただし,これらの部門別数字を飲食,被服費など の費目別に分類し,さらにマージン等を加味した上で 国民所得統計のそれと見合うように調整を行なった。

(4) 問題点

- 1. 資料制約上, 農家は45年度調査, 単身者世帯は44年調査を使わざるをえなかった。
- 2. 基礎資料は、サンプル調査であるため、いわゆるもれがあり、計数の小さいほど信頼性がない。
- 3. 基礎資料では、はあくできない項目が多い。
- 4. 素材別, 国産輸入別などの統計が不備である。
- 5. 最終的には、飲食、被服費等に分割されるべきとづかい・ つきあい費や冠婚葬祭費等は、分割できないため、分類不明 の項で処理した。

一般政府消費支出(9130-00)

(1) 定義および範囲

この項目は、一般政府による財貨・用役の経常的購入からなっている。一般政府の範囲は、現行の国民所得統計と同様であ

る。すなわち、中央政府の一般会計および非企業特別会計ならびに地方政府の普通会計、および非企業会計(国民所得統計年報参照。)を一般政府とし、その他の企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企業および地方政府企業会計は政府企業としてここには含まれない。一般政府のうち、1)官立・公立学校2)病院、診療所3)建設工事4)空港管理、港湾管理(一般会計に含められているもの)5)水道(普通会計に含められているもの)はそれぞれ該当する産業に、その他は公務に格付けし、それぞれ各産業または公務からこの部門に産出する。この部門における経常的支出は、資本財および資本用役を除く財貨・用役の購入とする。ただし、軍事用のものは、建築物、構築物の建設、その他の資本財の購入も含め、すべての財貨・用役の購入(土地の購入を除く。)をもって経常的支出とする。

また、一般政府消費支出と財貨・用役の輸出入との振替え関係については、一般政府の海外に対する現物移転は一般政府消費支出とせず、財貨・用役の輸出として取り扱う。(たとえば船舶の現物賠償は財貨・用役の輸出とする。)ただし、防衛支出金による現物移転については、一般政府消費支出とする。

なお、国防以外の一般政府用の建物の賃貸料は、政府所有分の帰属賃貸料を含む粗貸料(gross rent)を計上する。ただし、道路その他の公共施設に関するものは含まない。

(2) 推 計 資 料

番号	資 料 名	年 次	作 成 者 または出所	備考
1	一般会計歲入歲出 決 定 計 算 書	昭和45年度	大 蔵 省	C.T. I
2	特 別会計歲入歲出 決 定 計 算 書		"	"
3	地方財政統計年報	<i>"</i>	自治省	"
4	地方公営企業年鑑	"	n	I
5	補助金便覧	"	大 蔵 省	. "
6	都道府県決算状況調	"	自 治 省	"
7	市町村決算状況 調	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	#
8	国民所得統計年 報	#	経済企画庁	C. T
9	予算明細書	"	,	Ι
10	防 衛 年 鑑	"	防衛庁	"
11	産業連関表物量表に関連する資料	194 , 144		11
12	昭和40年産業連関表作成報告	昭和40年	行政管理庁	"
13	地方公共団体財政支出内容調査	昭和45年度	経済企画庁	″

(3) 推 計 方 法

ア 経費総額(C.T)の推計

資料(1)および(2)から財貨サービス経常入額 5,827,065 (百万円)を推計し、これに政府建物帰属賃貸料 310,583 (百万円)を加え6,137,648 (百万円)をもって、一般政府消費支出の総額とした。

イ 投入内訳の推計

中央政府分および地方政府分については資料(1)~(7)により 会計別に仕分けし、それぞれの部門に格付けするとともに残余 は資料(9)~(13) により内訳を推計した。

(4) 問題点

投入内訳について

中央政府分については、必ずしも産業関連表の部門分類とは 合致しないが、資料的に整備されているのであまり問題はない とおもわれる。しかし地方政府分については、この点不十分で ある。(ただし、昭和40年表では、地方財政支出内容調査を 実施している。)また軍需用建物や構築物は固定資本形成とせず、 政府経常購入としているが、兵員の住居の問題ともからんで、 仕訳の限界が判然としない。

特に建物帰属賃貸料については、後述するように問題が多く 擬制的取引であること、資料的な制約から必ずしも十分な推計 とはいえない。

国内総固定資本形成

国内民間総固定資本形成 (9140-10) 国内政府総固定資本形成 (9140-20)

(1) 定義および範囲

(イ) 固定資本形成の範囲

国内固定資本形成は以下の①~⑤の基準に該当するものに 限定される

- ① 耐用年数1年以上で,1品目1件あたりの金額がおおむ ね5万円以上(税法では,39年3月以前1万円以上,39 年4月以降3万円以上,45年4月以降5万円以上を償却 固定資産としている。)の固定資産の取得に対する支払
- (2) 固定資産の取得に要する直接的経費
- ③ 修繕補修のうち、改良改造に対する支出(単なる**修繕**補 修費は除く)
- ④ 土地改良に対する支出および住宅建設に対する個人(民間非営利団体を含む。)の支出

⑤ 建設仕掛工事

なお、⑥船舶および重機械などの内需向け仕掛工事(支 出把握の基準は工事進捗ベース)、⑦取替資産(レール、 電線など)に対する支出のうちの新設改築向け分は、国民 所得税ベースでは固定資本形成の中に含まれるが10ベースでは、⑥が除外され(10ベースの在庫品増加に計上される),また⑦は新設改築向け以外の取替資産分も固定資本形成として計上される。

	T								
		国 連 方 式		日		現行	推計		
ł			基本推計方法(コモ法)		補助	推計方	法()	人的方法)	
	1 7			\cap	法 人	個 人	家 計	非営利	政府
-			$ \mathbf{j} $			\			1 2/15
		居住用建物	┃ │		, O,		. 0	0	1 O
	資	非居住用建物			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
国	産	その他建設用		人					0
	/Œ.	土地改良		的					
内	項	果 樹 園	} ○コモ法(植物コモ)		1)	0			
総		輸送機器		方					
1 - 7 .	目	自動車	◇コモ法(機械コモ)	法	1 > 0				
固	別						+ + <u>1,1</u>	Victor is	٥١
定		機械器具大家畜	→ ○コモ法(動物コモ)				anisi S	haire e i	
1~		農林漁業) O- C/A (901/0 - C)	1	1				
資		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			15				
		林業) _			0
本.		漁業				}0			0
形	産	鉱業				10			0
		電気・ガス・水道業							0
成	業	建 設 業		的		0			
		卸売ホテル旅館業		方	i 0	0			0
	別	運輸通信業		法		0		2.50	0
1	וית	金融保険不動産業			i O	0			0
		(内)不動産業			0	0			
		(内)所有者居住住宅						0	0
		一般政府		<u> </u>					0

(2) 推 計 資 料

「(8)推計方法」で記述した。

(3) 推 計 方 法

国内総固定資本形成は,主として物的推計方法(コモ法)によって推計する。コモ法によると民間および政府の合計額1本の数値しか得られないため民間および政府への分割は,補助推計方法(人的方法)等により行なう。

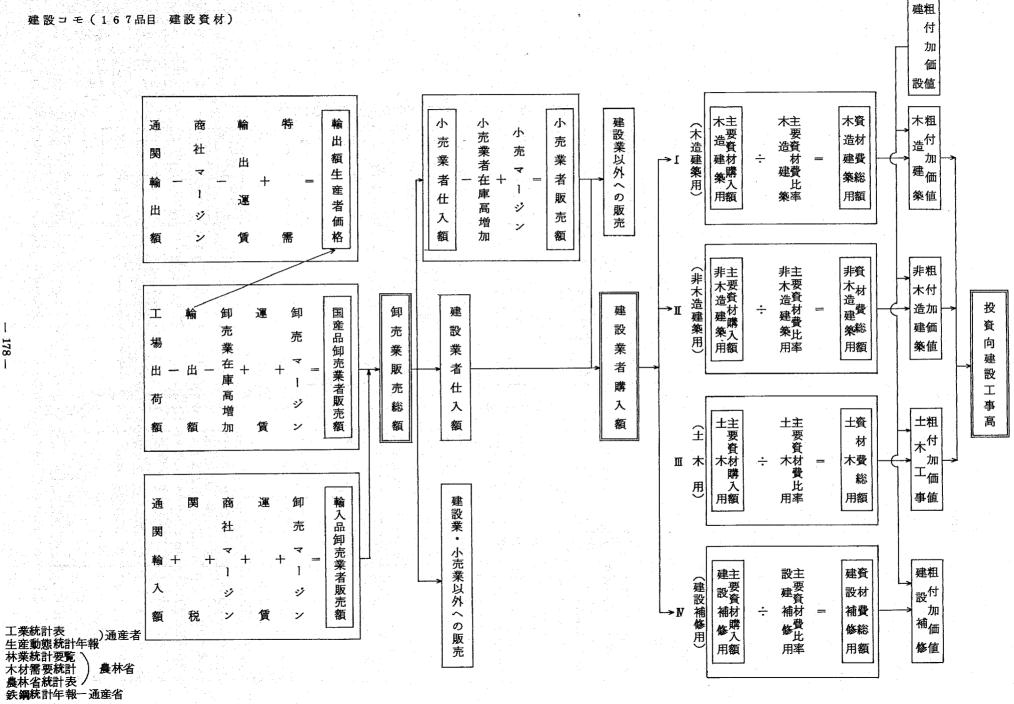
コモ法の推計は、機械器具、建設、大動植物(さらに大動物 および大植物に二分される)の三部門に分けて行なう。

(4) 機械投資

機械器具(機械コモ)

国内総固定資本形成に向けられる機械器具が生産されてから設置されるまでの流通経路を, その機械器具の流通特性に

よって①いわゆる耐久消費財といわれるもので、卸売業者そのうちの一部はさらに小売業者を通じて販売されるもの(第1方式)、②卸売業者を通じて販売され、部品として使用される場合もあるもの(第2方式)、③卸売業者を通じて販売されるもの(第3方式)、主として製造業者を通じて販売されるもの(第4方式)の4つに分類し、それぞれ流通経路を下図のように想定し、その流れにしたがって推計する。採用品目は、機械器具向けの投資財と考えられる298品目(昭和40年産業連関表6桁分類)であり、これをさらに第1方式を適用するもの36品目、第2方式を適用するもの55品目、第3方式を適用するもの111品目、第4方式を適用するもの96品目に分けて推計する。この推計方法を図示すると次のとおり(第1方式のみ掲げる)となる。



178

(参考) NIベースに転換する際の概念調整

① 機械据付費

機械据付費は、産業連関表(およびこれに準拠しているコモ法)においては建設コモ(土木工事)の中に含まれている。しかしながら、機械据付費はNIペースでは機械投資の中に含めるべきである。このためNIペースに転換する際には以下の調整を行なう。

NIベースの機械投資額

- 機械器具投資額+機械据付費比率×機 械出荷額 (機械コモ) (40年IO表)

他方, 建設投資額についても, これに見合う調整を行なう。

NIペースの建設投資額

= 建設投資額 - 機械据付費比率×機械出荷額 (機械コモ) (40年IO表)

(2) 大型機械類の仕掛品増加

上述した機械コモ法は,機械製品が工場出荷される時点で把握することになるためNIベースでの機械投資に含めるべき大型機械の仕掛品在庫分が漏れている。このためNIベースに転換する際には,工業統計表から船舶,重電機の仕掛在庫品増加を推計し,その一部を機械器具投資額の中に加算する必要がある。

目数は、昭和40年産業連関表を基準として採用した163 品目(昭和40年産業連関表6桁分類)であり、それに主要でない建設資材との比率を乗じて、全体の建設資材投入額とする。

上記の「建設資材投入額」は、建設業者の資材購入額であり、この額に建設業の付加価値(雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税)を加算して、建設投資額とする。

(参考) NIベースに転換する際の概念調整

○ 国鉄、私鉄、電力会社、電々公社のレール、電線に対する支出の一部(新設、改良向け)は建設投資となるが、建設コモの推計にはそれ以外取替資産部分も含まれているのでNIベースの建設投資額を推計する際はその分を「鉄道統計年報」、電力会社の営業報告書等から推定して控除する。

〇 機械据付費(控除)

前述したように、建設コモにより推定した投資額の中には 機械据付費が含まれているのでNIペースの建設投資額を 推計する場合にはこの分を建設投資額の中から控除して、 機械投資額の中に加算する必要がある。

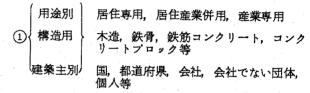
(40年IOでは、大型機械出荷額の 0.1594倍 としている)

- ③ 住宅(建設の内訳,建設省調査)
- (イ) 基礎統計は建築着工統計である。



届出(建築基準法に基づく)集計

建築着工統計

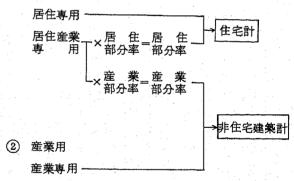


- ② 工事予定額(着工時における全工事見積り額)
- (中) 推計方法(用途,構造,建築主各別ごとに推計)



建築投資額

① 居住用



推計結果をまとめると以下のとおりとなる。

a 建設資材投入額

(100万円)

	木造建物	非木造建物	土木工事	建設補修
主要資材	2,1 0 0,6 6 2	2,9 8 3,2 0 4	2,6 41,328	6 4 5,0 4 6
資材合計	2,4 9 7,8 1 5	3,7 1 0,4 5 3	3,5 5 9,7 4 1	933,496

b 粗付加価值額

○ 建設種類別資材投入の構成

			A Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Company of the Comp	The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s		
				40年	~	4.5 年
資計ア	木		造			百万円 2,4 9 7,8 1 5
材ウム	非	木	造			3,7 1 0,4 5 3
資材投入総式計算が	土		木			3,5 5 9,7 4 1
総ッ額機ト	補		修			9 3 3,4 9 6
HE INC.		計				1 0,7 0 1,5 0 5
資	木		造	2 5.76 %		2 3.3 4 %
材	非	木	造	3 2.65 %		3 4.6 7 %
ウ			木	3 2.5 5 %		3 3.2 6 %
資材費ウエイ	補		修	9.03 %		8.72 %
1		計		100.00 %		100.00 %
資ウ	木	:	造	1 0 0.0 0 %		9 0. 6 1 %
エ	非	木	造	100.00 %		106.19 %
材イ	土		木	1 0 0.0 0 %		102.18 %
指 費数	補		修	100.00 %	The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s	96.57 %
費数	1 477	計				

○ 建設種類別粗付加価値の構成

	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e				1.124	45年	,
		40 年 I·O 価額	(A) 同 左 ウエイト		(1) 資材費 ウ エイト指数	(1) × A	(1)×Aの計 =100 に 転 換
雇	木。造	百万円 292,359	2 0.7 6 6		9 0.6 1	18.82	% 1 8.7 6
用用	非 木 造	3 5 7, 5 6 8	25.398		1 0 6.1 9	26.97	26.88
者	土木	6 3 5,9 6 1	4 5,1 7 2	~	10218	46.16	44.02
所	補修	121,986	8.665		9 6.5 7	8.3.7	8.3 4
得	計	1,407,874	1 0 0.0 0 0			100.32	100.00
営	木 造	217,503	38.365		90.61	3 4.7 6	3 5.3 3
業	非 木 造	167,474	2 9.5 4 0		10619	31.37	3 1.8 9
余	土木	1 27, 5 1 1	2 2.4 9 1	~	1 0 2.1 8	2 2.9 8	2 3.3 6
剰	補 修	5 4,4 4 7	9.604		9 6.5 7	9.2 7	9.4 2
	計	5 6 6,9 3 5	100.000			9 8.3 8	1 0 0.0 0
資	木 造	17,956	1 2.8 0 0		90.61	1 1.6 0	11.44
本減耗	非木造	3 3,2 4 6	23.700		1 0 6.1 9	2 5.1 7	24.82
耗	土	82,485	5 8.8 0 0	~	1 0 2.1 8	6 0.0 8	5 9.2 6
引引	補修	6,5 9 3	4.700		9 6.5 7	4.5 4	4.48
当	計	140,280	1 0 0.0 0 0			101,39=	
ap.	木 造	1 6,5 3 5	3 0.6 4 3		90.61	27.77	2.7.91
間	非木造	17,637	3 2.6 8 5		1 0 6.1 9	3 4.7 1	3 4.8 8
接	土木	15,463	28.656	~	10218	29.28	2 9.4 3
税	補修	4,3 2 6	8.0 1 7		9 6.5 7	7.74	7.78
	計	5 3,9 6 1	1 0 0.0 0 0			9 9.5 0	1 0 0.0 0

(雇用者所得)

項目	「毎月勤労統計」建 30人以上規模 平均現金給与額	設業 (1) 同左指数	(2) 「労働統計調査月報」 (労働者)の常用 労働者雇用指数 (40年=100)	(3) (1) × (2) 全雇用指数	(A) 建 設 業 雇用者所得 IO計数	(A') 雇用者所得	(B) 一般失対費 「地方財政統計年報」	((A') - (B) I-O表では失対費 →資本形成 NIでは→経費
4 0 4 5	(円/月) 39,439 71,722	1 0 0.0 1 8 1.9	100.0 133.8	% 100.0 243.4	百万円 1,459,267	3,5 5 1,8 5 6	51,393 81,976	百万円 1,407,874 3,469,880

(営業余剰)

暦年	「法人統計季報」 建設業営業損益 (1)	「法人統計季報」 建設業推計法人数 (四半期平均) (2)	1 企業あたり 営業損益 (3) = $\frac{(1)}{(2)}$	建設業登録者数 (大臣,知事) 3月末 (4)	修正営業損益 (3) × (4)	(5) 同 左 指 数 (40年=100)	(6) I O 計数	(5) × (6) 営 業 余 剰
40	百万円 202,851 671,619	11,955 30,665	千円 1 6,9 6 8 2 1,9 0 3	97,624 163,139	百万円 1,65 6,4 8 4 3,5 7 3,0 7 0	1 0 0.0 2 1 5.7	5 3 6,9 2 4	1,158,145

(資本減耗引当)

	J	的 推	計			建設業資本	
	法人	個人	政府	計	40年	減稅引当	
	(建設業)	(建設業)	(建設関係)		= 100	(IO計数)	
	百万円	百万円	百万円	百万円			
40	127,939	1 6,5 5 6	5,675	150,170	100.0	170,291	
45	3 4 6,4 7 9	5 9,1 1 3	(18,880)	424,472	282.7		481,413

(間接費)

	間接税計	(1) 同左指数	(2) 建設業間接税 (I O計数)	建設コモ間接費 (1) × (2)
40 45	(10億円) 32,910	100.0	百万円 [5 3,9 6 1]	百万円

C NIベースに転換する際に必要な概念調整(取替資産) NIベースでは、取替資産分が計上(控除項目として)されるが、IOでは計上されない。 参考のためにこの額を示すと以下の通り。

		電 力	围		鉄		<u> </u>	鉄		電	k		取替資産		
		取替資産額 (通産省,公益 事業局,監査監 理課)	施設修繕費	(1) 指数	(2) 4 0年 I O計数	取 替 資 産 額 (1) × (2)	滅 価償 却 費	(3) 指数	(4) 40年 IO計数	取替資産額 (3) × (4)	減価償却費	(5)	(6) 4 0年	取替資産額	合 計
	0	3 8,0 5 1 7 4,6 3 2	27,689	100.0	3 3,1 9 9		2 2,1 8 4 4 1,4 8 0	100.0	1 2,6 2 6		1 3 7,3 6 2 3 6 3,1 7 0	指数 100.0 264.4	I O計数		8 0,2 7 3 1 5 8,1 0 3

〇 総合表

									
	-			45 4E					45年
	- 木		逛	2,4 9 7,8 1 5	der	木		造	5 5,0 7 4
資	非	非 木 造	造	3,7 1 0,4 5 3	資本減耗引当	非	木	造	1 1 9,4 8 7
材投	d:		木	3,5 5 9,7 4 1	減耗	土		木	285,285
人人	補前		修	9 3 3,4 9 6	31	補		修	21,567
		計	:	1 0,7 0 1,5 0 5	当		計		481,413
	木		造	6 5 3,6 2 1		木		造	4 8,4 0 9
届 用	非	木	造	9 3 3,0 1 6	間	非	木	造	6 0,2 6 8
者	土		木	1,5 9 2,1 5 4	接	土		木	5 0,6 9 5
所	補		修	291,088	税	補		修	1 3,5 1 8
得		計		3,4 6 9,8 8 0			計		172,891
	木		造	4 1 0,3 4 2		木		造	3,6 6 5,2 6 1
営	非	木	造	3 6 8,7 7 7	合	非	木	造	5,1 9 2,0 0 1
業	土		木	2 6 9,3 8 5		土		木	5,7 5 7,2 6 0
余剰	補		修	1 0 9,6 4 2	計	補		修	1,369,311
710		計		1,1 5 8,1 4 5	М		計		1 5,9 8 3,8 3 4
					建 (合	設 エ 計のう	. 事 ち除補	高 修)	1 4,6 1 4,5 2 3

(~) 大動植物

① 動 物

乳牛(2才以上),役用牛(2才以上),馬(3才以上),めん羊(1才以上),やぎ(1才以上)で,かつ主として雌を対象として,次の方法で推計する。 (年度末家畜飼養頭数一年度間屠殺頭数)×成畜価格

② 植 物

果樹の成園面積の増分×成園育成価格

資料は①, ②とも「農林省統計表」(畜産の部,果 樹の部),「農畜産業用固定資産評価標準」による。

(二) 民間分割

(イ)~(~)で推計した国内総固定資本形成から別途予算決算書を基礎統計として算出される政府総固定資本形成を差引いて、民間総固定資本形成とする。算式は次のとおりである。

民間総固定資本形成

- 国内総固定資本形成-政府総固定資本形成 民間住宅-住宅(建設省積み上げ調査)-政府住宅 民間企業設備-民間総固定資本形成-民間住宅

(水) 最終結果表(投人)

I 機械投資

機械コモ

10,261,291 百万円

Ⅱ 建設投資

建設コモ(総工事高) 14,614,523百万円

このうち

(4)住宅(建設省計数)5,092,376その他建設9,364,044

Ⅲ 大動植物

動植物コモ	8 6,3 7 5	
合 計	24,962,189	
合計のうち		
,政府	5,7 9 7,5 7 0	
民間	19,164,619	

在庫純増

1	生産者製品在庫純増	(9	1	5	0	_	1	0)
	半製品・仕掛品在庫純増	(9	1	5	0		2	0)
{	流通在庫純増	(9	1	5	0		3	0)
	原材料在庫純増	(9	1	5	0		4	0)
	所在不明在庫純増	(9	1	5	0	4,	5	0).

(1) 定義および範囲

(1) 財貨を生産する産業

農業、林業および伐木業、漁業、鉱業、製造業、電気・ガス・水道業、建設業

1.1 原材料•貯蔵品

商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、かつ建設工事のために取得するすべての原材料、物貨、部品および貯蔵品。消費するために購入した石炭、石油その他の燃料。農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料その他の財貨の在庫。グリースその他の潤滑油、購入した非耐久性コンテイナー、工場包装、事務用およびその他の貯蔵品。

1.2 仕掛品

財貨を生産する事業所によって一部加工され、輸送され 組み立てられた財貨であって、通常さらに加工されること なしには他の事業所に対して販売し、出荷し、引渡される ことのないもの。建設仕掛工事は除外される。

1.3 種畜,乳牛等以外の家畜

屠殺するために飼養された家畜、鶏およびその他の鳥、 国内固定資本として指定された以外の家畜。

1.4 完成品

財貨を生産する事業所における販売または出荷待ちの商品であって、事業所が通常購入したままの形態で販売する品目を含む。

(口) 钼小壳業

卸小売業に分類される事業所によって取得された財貨であって、燃料および貯蔵品のように販売または使用するためのものを含む。

(/) その他の産業

運輸・通信・金融その他産業における石炭、石油その他の 燃料、および修繕・維持のため貯蔵品の在庫。非耐久性コン ティナー、包装、事務用およびその他の貯蔵品。これらの産 業におけるその他のすべての在庫品。

(二) 政府サービスの在庫

政府サービス生産者の保有する戦略物資, 国家にとって特に重要な穀物および他の商品の在庫品。

在庫品増加の推計方法については、産業連関表との関連から 言えば個別品目ごとを積み上げて行なう「コモ法」によるアプローチが望ましいが、現行推計では基礎統計の制約上、一部を 除き企業会計のたな卸資産額から算定される。これは外国においてもほぼ同様である。

(2) 推 計 資 料

「(3)推計方法」に記述した。

(3) 推 計 方 法

(A) "民間在庫品增加"

(イ) 算出の順序

民間企業の在庫品増加は、法人企業と個人企業に分け、 さらに産業別、種類別に区分して、次の順序により、四半期の在庫品増加を算出したのち、これを合算して年度の在 庫品増加とする。

まず,下記イによって名目在庫残高を算出し,これを別途推計する在庫残高デフレーターで除して実質在庫残高を求める。次に実質在庫残高の対前期末増加額として求めた実質在庫品増加に,(二)により算出した期中平均価格指数を乗じて,評価調整後在庫品増加を求める。一方,名目在庫残高の対前期末増加額として評価調整前在庫品増加を求めこれから評価調整後在庫品増加を差し引いたものを在庫品評価調整額とする。

算出の順序は次の式のとおりである。

- (1) Kipt = Kip't/pit
- ② Jpt = Kjpt-Kjpt-1
- $(3) Jp't = Jpt \times pwt$
- ⑤ Apt = Njpt-Jp'tたたし,

Kip't = 第t 四半期末名目在庫残高

Kjpt = 第t四半期末実質在庫残高

Jpt = 第t四半期中実質在庫品增加

Jp't = 第t四半期中評価調整後在庫品増加

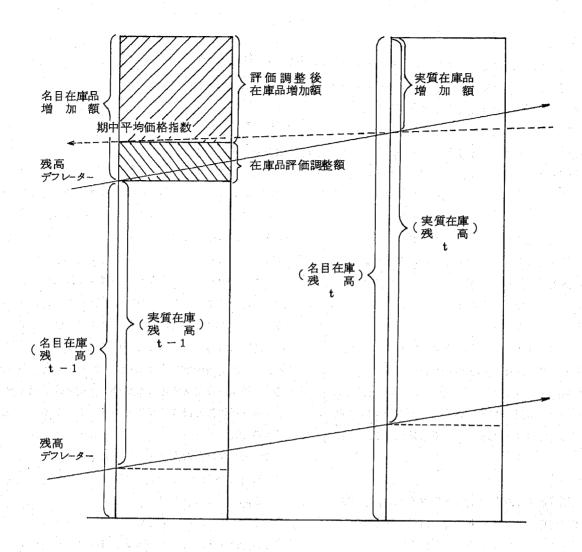
Njpt = 第t四半期中評価調整前在庫品增加

Apt = 第t四半期末在庫品評価調整額

pjt = 第t四半期末在庫残高デフレーター

pwt = 第t四半期中平均価格指数

これを図示すると次の様になる。



(口) 名目在庫残高

〔法人企業〕

「法人企業統計季報」(以下「季報」という。) および 「法人企業統計年報」(以下「年報」という。いずれも大 蔵省)を用いて資本金1,000万円末満法人と資本金 1,000万円以上法人の名目在庫残高を推計する。その際, ①季報は資本金200万円末満法人を除外しているので, その分だけ棚卸資産を拡大する,②季報はサンプル調査に よるものであるため,そのかたよりを補正する,③建設業, 輸送用機器製造業および電気機器製造業の仕掛工事等は一 部資本形成と重複するのでこれを調整する。

○ 「季報」は、資本金 2 0 0 万円末満の法人を調査対象 から除外している。

このため、「年報」による資本金1,000万円末満法人の棚卸資産と資本金200万円以上1,000万円末満法人の棚卸資産の比率(拡大率)を乗じて「季報」の資本金200万円末満法人の棚卸資産相当分を推計する。

1 n = (拡大率) n 年度 =

「年報」の資本金1,000 万円 $\frac{1}{3}$ × $\left\{n+(n+1)+(n+2)\right\}$ 年報末満法人の棚卸資産 $\frac{1}{3}$ × $\left\{n+(n+1)+(n+2)\right\}$ 年報

「年報」の資本金 200 万円 $\frac{1}{3} \times \{n+(n+1)+(n+2)\}$ 年報 $\sim 1,000$ 万円法人の棚卸資産 $\frac{1}{3} \times \{n+(n+1)+(n+2)\}$ 年報

棚卸資産額は年報からとる。最新のn年度拡大率を計算する際に(n+1)(n+2)年度の年報が必要であるが,実際上それらを入手することができないため暫定的な数値を入れる。たとえば,年報が45年度までしか入手できない場合,46年以降の年報の棚卸資産の数値として暫定的に以下を代用する。

(棚卸資産)46年報={2×(棚卸資産)45年報 +1×(棚卸資産)44年報}÷3 (棚卸資産)47年報=(棚卸資産)46年報 (棚卸資産)48年報=(棚卸資産)47年報

これらを拡大率の分母および分子のn, (n+1), (n+2) に入れて整理すると、暫定的な拡大率は以下のとおりとなる。

なお、拡大率の四半期別割りふりは以下のように行なう。

○ 「季報」の標本選定時期と調査対象期間とのズレおよび「季報」の標本法人数の調査対象期間中の固定等によるかたよりを補正する。

o 資本金1,000万円未満法人の推計は次のとおりである。

o 資本金1,000万円以上法人の推定式は次のとおり である。

$$R"n = (修正率)n年度末 = \frac{(n+1)年度4月初棚卸資産}{n年度3月末棚卸資產} - 1$$

棚卸資産額は季報からとるが、n年度の修正率を計算する場合、n年度末および(n+1)年度末の両方の修正率が必要である(下記参照)。しかしながら最新の年度についてはそれが不可能なため暫定的な数値を入れ

る。たとえば、45年度が最新の推計年である場合、 46年1~3月、46年4~6月の季報(との両方で 45年度末の修正率が計算される)しか入手できないた め、46年度末の修正率は暫定的に以下の比率を代用する。

なお、年度末の修正率は▲0.1≤(修正率)≤0.25の 期割りふりは以下のように行なう。 範囲をこえることがないように修正する。修正率の四半

これらのうち,

{1+(修正率)n年度末},は標本選定時と調査対象期間のズレを補正するため(ズレの期間は約1~2年間)

に設けられている。

「季報」によって求めた期末棚卸残高および(1)ならびに (2)で求めた en, R'n, R''n を用いて次の算式により名目在庫残高を求める。

a ・法人企業の名目残高

 $Kjp'nt=K'jp'n \cdot t+K''jp'n \cdot t$

b・資本金1,000万円未満法人の名目残高

K' jp'n • t = (K' jpn • t × {en +
$$\frac{t}{5}$$
(en+1-en)})
× (1+R'n)×(1+ $\frac{t}{4}$ R'n+1)
(t = 1, 2, 3, 4)

c ・資本金 1,000万円以上法人の名目残高 K'' jp'n・t = K'' jpn・t×(1+R''n)×(1+t/4 R''n+1) (t = 1,2,3,4)

ただし,

K'jp'n・t= n年度第 t 四半期末の資本金 1,000万円未満法人の名目在庫残高

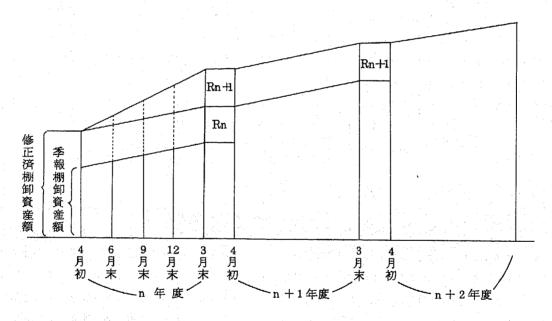
K"jp'n・t=n年度第t四半期末の資本金

1,000万円以上法人の名目在庫残高

K'jpn・t=「季報」n年度第t四半期末の資本金 200万円以上1,000万円未満法人 の棚卸資産

K"jpn・t=「季報」n年度第t四半期末の資本金 1,000万円以上法人の棚卸資産

これを図示すると以下のようになる。



 $\left\{egin{array}{ll} 資本金1,000万円未満法人の場合は,季報棚卸<math>\left\{egin{array}{ll} 資産に<math>\left\{egin{array}{ll} {
m en+1-en} \end{array}
ight\}$ を乗ずる

(ハ) 建設仮勘定等との重複分の調整

以下の産業について建設仮勘定等との重複分として名目 在庫残高から該当分を控除する。

- ① 建設業における製品および仕掛品の在庫品増加は、建 設仮勘定との重複分とみなす。
- ② 電気機器製造業における仕掛品の在庫品増加は,「工業統計表・産業編」(通商産業省)により,次式の比率分を固定資本形成との重複分とみなす。(資本金1,000

万円以上法人のみ。)

発電機仕掛品棚卸資産 電気機器仕掛品棚卸資産

③ 輸送用機器製造業における製品および仕掛品の在庫品 増加は、「機械統計年報」(通商産業省)により次式の 比率分を固定資本形成との重複分とみなす。 a·資本金1,000万円以上法人

「年報」 の船舶製品 (仕掛品) 棚卸資産 「年報」の輸送用機器製品(仕掛品)棚卸資産

国内船舶分(機械統計年報)

船舶建設総トン数(機械統計年報)

b · 資本金1,000万円未満法人

「年報」の船舶製品(仕掛品)棚卸資産 「年報」の輸送用機器製品(仕掛品)棚卸資産

(4) 不動産業における原材料以外の在庫品増加は、その大部分が転売用土地および建物であって、国民所得勘定の概念上除外すべきものと、固定資本形成と重複するものであるから除外する。

[個人企業]

(1)農業,(2)製造業・卸売・小売業および(3)その他の産業に分けて推計する。

① 農 業

o 米および麦(大麦,裸麦,小麦)

「生産者の米穀現在高等調査結果表」(農林省)による米(麦)の現在高に、米(麦)の生産者売渡価格を乗ずる。その際、麦については42年度以降四半期別の残高データーがないので、39~41年度の平均バターンによって四半期別残高を推計する。

o その他の農作物

「農家経済調査」(農林省)の年度末1戸当たり未処分農産物在庫に農家戸数を乗じ、この積から上の米および麦を差し引く。

なお, 四半期分割は4等分する。

o 農業資材

「農家経済調査」(農林省)の一戸当たり未処分農業資材に農家戸数を乗ずる。なお、四半期分割は4等分する。

② 個人製造業および卸売・小売業

「個人経済調査」および「労働力調査」(いずれも総理府統計局)を用いて次式により推計する。

$$\left(\begin{array}{c}
\text{Kjpn} \cdot \mathbf{t} = \text{WS } 30 + \overset{\mathbf{n} \cdot \mathbf{t}}{\Sigma} \text{ jpn} \cdot \mathbf{t} \times \frac{\text{WS } 35 - \text{WS } 30}{35.3} \\
\mathbf{n} \cdot \mathbf{t} = 30.4 & \Sigma \text{ jpn} \cdot \mathbf{t} \\
\mathbf{n} \cdot \mathbf{t} = 30.4
\end{array}\right)$$

 \times Nt \times 1

Kjpn·t=n年度第t四半期名目在庫残高

jpn・t = 「個人企業経済調査」1 業主当たり在庫品増 加

WS 30 = 「国富調査」(経済企画庁) 昭和30年1業 主当たり棚卸資産

> _ 「昭和35年国富調査」個人事業体数 昭和35年個人事業主数

WS35 = 「国富調査」(経済企画庁)昭和35年1業 主当たり棚卸資産

Nt = 「労働力調査」個人業主数(9ヶ月移動平均) (その他の産業]

資本金1,000万円未満法人の名目在庫残高と「労働力調査」(総理府統計局)を用いて次式により推計する。

 $Kjpn \cdot t = (WS_{35} - K\{ (\frac{K'jp}{C}) n \cdot t - (\frac{K'jp}{C})_{35,3} \}) Nt \times 1$

Kjpn・t=n年度第t四半期末名目在庫残高 WS35=昭和35年国富調査1事業体当り、棚卸資産

k = 「国富調査」1事業体当たり棚卸資産増加 (昭和30年~35年) 資本金1,000万円未満法人1社当たり棚卸資産増加 (昭和30年 ~ 35年)

K'jp =資本金1,000万円未満法人名目在庫残高

c 一資本金1,000万円未満法人会社数

Nt -個人業主数

1 = 「昭和35年国富調査」個人事業体数 昭和35年個人業主数

(*) 在庫残高デフレーター

① 在庫品は次期以降の生産または流通過程に直接投入されて経済循環の源泉になる実物資産ストックであり、しかも企業がその経済活動を律するときに考慮するのは在庫残高の水準であるから、在庫品にかかわる物価変動は在庫の残高に関する変動としてとらえられるべきである。このため、在庫のデフレーターは他の項目と異なり残高デフレーターとなる。

他方,在庫投資推計のための基礎統計は,「法人企業 統計」等の企業財務統計であるが,これらの基礎統計に 示されているのは,各期末(期首も示されていることが ある。)における名目在庫残高である。

この名目残高の内容は、当期末と前期末とでは在庫品の取得時期などからみてほとんど異なる物からなっており、在庫残高の評価方法も企業によって会計処理の仕方がかなり異なっているので、企業財務統計に示された当期末残高から前期末残高を引いてえられる名目在庫増加額には、その期間中に数量的に増減した部分だけでなく、前期末と当期末の評価価格が異なるために生じてくる増

減分も含まれている。したがって、以下の方法によりと の影響を除去する必要がある。

(2) 法人企業および個人企業ととの産業別(法人製造業だ

けは産業別および在庫種類別)の在庫残高に対応する推 定評価価格指数を「卸売物価指数」(日本銀行)等から 作成する。

盤鉱建調	ターの項目名 業 水 産 業 設 業(原材料)	卸売物価指数名 農林水産業生産物 鉱 業 生 産 物	2以上の物価指数を合成する際のウエィト 100 100
鉱建	業		
建			1 0 0
	/11 /1 - / /	建 設 材 料	100
	造 業(製 品)	工業製品	100
		工業製品	5 0
製	造 業(原材料)	原 材 料	5 0
,		(総合)	100
想 i	造 業(原材料)		100
			100
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		100
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 0
			4 0
運輸	• 通信 • 公益事業		3 0
			100
			5 0
<del>-1)-</del>	ー ピ ス 業		5 0
			100
		<del> </del>	2 4 4 4 4 4 1 0 0 0 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
	大 麦	//	100
		"	1 0 0
		"	1 0 0
e system er			2 1. 2
			4 2.0
農			1 0.6
7.	その他の農産物		2.4
	CORPE		1
			0. 2
		A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	1.0
			1 0 0.0
2		<u> </u>	2.1
莱		1	7 5. 9
			3.0
	<b>農業資料</b>		5.1
			1 0.9
			3.0
		The second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second secon	1 0 0.0
		<del></del>	6 1
触	告 業		3 9
<i>3</i> ≪			100
ÆN 7	<b>売</b> ・小 売 巻		100
ጉተለ :	九 7, 50 未	The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s	5 0
z ,	の他の産業	1 1/2 P. A. C. B. S. W. H. T. B. G. S. C.	50
		The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s	1000
	卸不運搬を開発を開発している。	卸売・介売業         不動産業(原材料)         連輸・通信・公益事業         大麦         小         大麦麦         小         大の他の機産物         機業         業         機業         株         製造	##

- (備考) 卸売物価指数は「卸売物価,工業製品生産物価指数月報」(日本銀行)「農村物価指数」(農林省) および「食糧統計季報」(食糧庁)による。
- ③ 現在,会計原則からあまり逸脱しない範囲で税法上次の9つの評価方法が認められており,どの評価方法を採用するかは企業にまかされている。

「(ア) 原 価 法 「個 別 法 先入れ先出し法 後入れ先出し法 総平均法 移動平均法 単純平均法 最終仕入れ原価法 売価還元法

(1) 低 価 法

期末の在庫残高が各企業における棚卸資産の評価方法 および回転率に左右されているので、法人企業および個 人企業ごとに、次の表の左側の欄の「評価方法および回 転率」に対応する右側の欄の推定評価価格指数を用いて デフレーターを作成する。

標価方法	在庫回転率	推定評価価格指数
売 価 還 元 法 最終仕入れ原価法 時 価 法	回転率を問わない	当期末月の価格 指 数
	9 以 上	
先入れ先出し法	4から8まで	当期期中 平均価格指数
移動平均法	3 以下	前期および当期の 期中平均価格指数 の平均値
低 価 法	回転率を問わない	当期期中 平均価格指数
単純平均法	回転率を問わない	前期および当期の 期中平均価格指数 の2:1の加重平 均値
総平均法	回転率を問わない	前期および当期の 期中平均価格指数 の 2 : 1 の加重平 均値
個 別 法	回転率を問わない	前期および当期の 期中平均価格指数 の平均値
後入れ先出し 法	回転率を問わない	基準期の価格指数 (100)

なお, 産業別の棚卸資産の評価方法別ウエィトは, 法

人企業投資実績調査」(経済企画庁),回転率は「法人企業統計年報」(大蔵省)等からそれぞれ求める。

o 総合在庫回転率-

年間製品在庫取得額+年間原材料在庫取得額期末製品在庫残高土期末原材料在庫残高

- o 製品在庫回転率 = 年間製品在庫取得額 期末製品在庫残高
- o 仕掛品在庫回転率 -

(年間製品在庫取得額+年間原材料在庫取得額)÷2 期末仕掛品在庫残高

o 原材料在庫回転率 = 年間原材料在庫取得額 期末原材料在庫残高

年間製品(または原材料)取得額=年間売上原価(または年間原材料費)+期末製品(または原材料)在庫 残高-前年期末製品(または原材料)在庫残高

#### (二) 期中平均価格指数

- ① 産業別(法人製造業だけ在庫種類別)に対応する,「卸売物価指数」(日本銀行)の期中単純平均によって算出する。
- ② ただし、個人農業については下記の指数を単純平均して算出する。
  - (j) 米および麦は「生産者売渡価格指数」(農林省)か ら算出
  - (ii) その他の農産物は「農村物価指数」(農林省)の農業生産物
  - (||) 農業資材は「農村物価指数」(農林省)の農業用品

### (B) 政府企業

# (1) 食糧管理特別会計

(1) 算出の順序

まず、(2)により名目在庫残高を求め、名目在庫残高の対前期末増加額として評価調整前在庫品増加を求める。 次に、(3)により在庫品評価調整額を求め、これを評価調整前在庫品増加から差し引いて評価調整後在庫品増加を求める。

(2) 名目在庫残高

年度末については、食糧管理特別会計の貸借対照表から求める。四半期末については「食糧管理統計年報」.

「食糧庁業務月報」(いずれも食糧庁)等から種類別に 物量の在庫残高を求め、これに貸借対照表などから求め られる単価(政府売渡価格または取得価格等決算上の評 価の基準として用いられるもの)を乗じて算出する。

### (3) 在庫品評価調整額

# (i) 国 内 米

国内米については、価格の改訂時期が明らかである ことおよび各価格に対応する物量の増減がは握できる ことなどから、次式によって算出した額を価格改訂の 行なわれた四半期の在庫品評価調整額とする。 在庫品評価調整額  $(Ap) = V \times (P1-P_0)$ 

V = 前年度末の在庫品のうち価格改訂直前に残 存するもの

P0 = 改訂前の価格

P1 = 改訂後の価格

(ji) その他のもの(国内麦, 輸入食糧など)

種類ごとに次式により在庫品評価調整額の年度額を 計算し、各四半期に等分する。

在庫品評価調整前在庫品增加= $V_1P_1 - V_0P_0$ 在庫品評価調整後在庫品増加= $(V_1 - V_0) \times P_1$ 在庫品評価調整額= $V_0 \times (P_1 - P_0)$ 

ただし,

V0 - 前年度末在庫数量

V1-当該年度末在庫数量

P0 = 前年度末価格

P1 = 当該年度末価格

- (ロ) 国有林野事業特別会計および日本専売公社
  - ① 算出の順序
    - (イ) (食糧管理特別会計)と同じである。
  - ② 名目在庫残高

年度末については、国有林野事業特別会計および日本 専売公社の貸借対照表から求める。四半期末については 前年度末との直線補間によって求める。

③ 在庫品評価調整額

(食糧管理特別会計の在庫品のうち国内米以外のもの)と同じである。

(小) 日本国有鉄道および日本電信電話公社

民間企業と同じ方法によって在庫品残高および増加額な らびに在庫品評価調整額をそれぞれ求める。ただし、名目 在庫残高は、年度末については貸借対照表から求め、四半 期末については、前年度末との直線補間により求める。

(二) その他の政府企業

年度末の名目在庫残高を各企業の貸借対照表から求め、 四半期末の名目在庫残高を直線補間により求める。次に名 目在庫残高の対前期末増加額を評価調整後在庫品増加として求める。

(C) 概 念 調 整

以上述べてきた推計方法は $N \cdot I$  ベースであり、これをI  $\cdot O$  ベースに調整するためには、船舶・重電機製造業の在庫品増加分を加算する。

4.5年10間	<b>関係在康品版</b>	曽加(NIベ-	- ス I ი ベ	- z )						(単位 10)	n = 111 \
+ 5 1 1 01	N WELLERINA	306 ( 11 1	73. 10 3			3	Ě			別	1717)
		農業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	不動産業	運輸業	サービス業その他	計
	民 間	2 5,3 3 5	26,260	0	852911	0	0	: 0	41.314	△ 12.681	9 3 3,0 7
نوب ما الطاف	政 府	(林野)617	0	0	(専売)▲14,698	0	0	0	0	0	<b>△</b> 14,08
製品在庫	概念調整	0	0	0	船舶 4,078	0	. 0	0	0	0	4,0 7
	計	25,952	26,260	0	842287	0	0	0	41.314	<b>A</b> 12.681	923,07
		<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>				
	民 間	△ 14,111	14,572	0	615,346	49,565	△1514	0	1 3,6 5 5	△ 5,025	67249
	政 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ا ب
仕掛品在庫	概念調整	0	0	0	(船舶)169809 重電 3507	0	0	0	0	0	173,31
	計	△ 14,111	14570	0	788,662	49565	<b>△</b> 1514	0	1 3,6 5 5	<b>△</b> 5,0 2 5	845,80
					<u> </u>			1			
	民 間	0	0	0	0	8 3 0,6 4 1	163,086	0	0	0	993,72
流 通 在 庫	政 府	0	0	0	0	(食管)430,737	0	0	0	0	▲3 0,7 3
716 /02   11. 7-	概念調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.
	計	0	0	0	0	799,904	163086	0	0	0	96299
					**********						
	民 間	19136	7,310	/公団 3 4,933	530,158	20044	1.436	▲9,297	17,344	38,300	65936
原材料在庫	政 府	0	0	地方 3,295	0	0	0	0	(電水) 1.887 国鉄) 1.887	0	5,1 8
M M H L A	概念調整	0	0	その他/   0	0	0	0	0	0	0	11.0
	計	19136	7,310	3 8,2 2 8	530,158	20044	1436	<b>△</b> 9297	19,231	38,300	664,54
							f				
	民 間	△ 3,416	0	0	▲ 28,430	0	24,052	0	0	96	△7,69
在庫不明	政 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(個人企業在庫)	概念調整	0	0	0	0	0	0	0	. 0	i o	
	計	<b>△</b> 3,416	0	0	△ 28,430	0	24,052	0	0	96	△7,69
			: 1. <del></del>	<u>,</u>							
	民 間	2 6,9 4 3	48,144	34,993	1.971685	900,250	187,060	△9297	72312	20,687	3,267,61
ekasjaa yeur ja saal Talifa <b>ili</b> ee oogal	政府	617	0	3,295	<b>△</b> 14,698	△30,737	0	0	1.887	0	▲39,00
	概念調整	0	0	0	177,394	0	0	0	0	0	177,39
	計	27,560	48,144	38,288	2134,381	869,513	187060	△9,297	74,199	20,687	3,4 0 5,9 5

# 第8節 行政管理厅担当部門

# I 貿易関係一般

産業連関表においては対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財貨と非要素サービスの取引」と規定し、これを普通貿易(輸出・輸入の別)、特需、特殊貿易(輸出・輸入の別)、関税および輸入品商品税の各部門に表示してある。

財貨の取引については「普通貿易」の輸出入として、非要素サービスの取引および普通貿易で扱われない財貨(船(機)用品、観光客の財貨購入等個人消費に係る財貨の取引等)については「特殊貿易」の輸出入として、在日外国駐留軍への財貨および非要素サービスの提供は普通貿易および特殊貿易の双方から切りはなした「特需」として扱っている。

また、普通貿易の輸入財貨に係る関税および輸入品に係る内国 消費税としての物品税は「関税」および「輸入品商品税」とし て扱っている。

なお、産業連関表では国内概念を採用しているので、日本国内にある外国企業あるいは在外日本公館等は国内として扱い、 これらとの取引は居住者間の取引として扱うため貿易とはならない。

# Ⅱ普通貿易

(輸出9210-10,輸入9310-10)

# 1. 概念・定義および範囲

「居住者と非居住者間における財貨の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財貨を範囲とする。ただし、 鋼船の再輸入分は輸出がなかったものとして輸出額から控除してある。その他の品目については、品目が明らかにされていないため再輸出・再輸入とも、輸出および輸入の分類不明として扱ってある。

なお、普通貿易統計の輸出額はFOB価格(船積価格)評価されたものであるから、生産者価格評価表では国内流通マージン(生産者出荷から船積までに掛る商業マージン額と貨物運賃額)を控除した生産者価格で評価した。一方、購入者価格評価表ではFOB価格で、また輸入額は両表ともCIF価格で評価してある。

### 2. 資料

普通貿易統計(昭和45年, 大蔵省関税局)

### 3. 推 計

部門別の輸出入額は、上記資料の細品目(輸出3,879,輸入4,365)をI・O分類(7桁)に対応させ、それをコンバーターとして電算機によって集計した。

なお、輸出額のFOB価格を生産者価格へ転換する方法としては、普通貿易統計の組品目(6桁) ベースに商業マージン・運賃額を求めることは資料的に不可能なため I・O分類(7桁) ベースで平均的な商業マージン率および貨物運賃率を求め、それをF・O・B価格に乗じてマージン額、運賃額を求めたが、調整段階でいろいろな情報を用いて修正しながら、それをFOB価格から控除して生産者価格ベースでの輸出額とした。

# 4. 問題点

小額貨物(1件当り輸出は36,000円, 輸入は72,000円) の輸出額が資料上把握でないため含まれていない。

# Ⅲ 特殊貿易

(輸出9210-20,輸入9310-20)

### 1. 概念・定義および範囲

「居住者と非居住者間における非要素サービスの取引」と規定されるが、財貨の取引のうち普通貿易に計上されないもの、たとえば船(機) 用品について本邦船の外地調達(輸入)や本邦港での外国船への積込み(輸出)あるいは外国旅行者の本邦内での物品購入(輸出)や本邦旅行者の海外での物品購入(輸入)等は特殊貿易の範囲として扱う。

なお、範囲を項目によって示せば次のとおりである。

- 1. 貨物運賃および保険
- 2. その他の運輸
  - 1) 旅客運賃
  - 2) タイムチャータ
  - 3) 港湾経費
    - | 船(機)用油
    - jj 船(機)用品
    - || 港湾·空港等施設利用料
    - iv 船(機)修理改装
    - V 上水道
  - 4) その他
    - | 船(機)郵便運賃
    - || その他

- 3. 旅行者消費
  - 1) 観光旅行者
  - 2) その他の旅行者
  - 4. 政府消費
  - 1) 外交官個人消費
  - 2) 政府機関消費
- 5. その他のサービス
  - 1) マネージメント・フィー
  - 2) 証券引受手数料
  - 3) 代理店手数料
  - 4) 通 信 費
  - 5) 広告宣伝費
  - 6) 出版物予約購読料
  - 7) その他
  - 6. 利用航空運送料

# 2. 推 計 資 料

- 1. 国際収支表 (昭和45年 日本銀行)
- 2. 外客統計年報 ( ク 運輸省大臣官房情報管理部)
- 3. 税務統計 ( / 国税庁)
- 4. 家計調査 ( / 総理府統計局)
- 5. 外国人観光客の日本国内における消費支出調べ (昭和 44年9月 国際観光振興会)
- 6. 石油統計年報 (昭和45年 通商産業省調査統計部)
- 7. その他各種業務資料等 (羽田税関,石油連盟等)

### 3. 推 計

# (1) 総 額

特殊貿易における輸出入の総額は、国際収支表の計数を用い、I・Oの概念に基づいてこれを上記の項目別に求めた。しかし、国際収支表における価格評価は、輸出入(受取・支払)ともにFOB建によっているのに対し、I・Oでは輸出がFOB建、輸入がCIF建によっているので"運賃"および"保険"については次のような調整を行なった。

### 1) 運賃の輸出入

(輸入):普通貿易の輸入はCIF建であるから、財貨の 輸入に伴う運賃(保険は後述)は、すでに財価の価格 に含まれている。もちろん本邦船(機)であろうと外 国船(機)であろうと輸入に伴う運賃はすべて含めて しまっている。したがって、財貨の輸入に伴う運賃は 独立しては輸入として表上には現われない。たぶし、 財貨の輸入に伴う運賃のうち本邦の運輸業者が国内か ら受取った分はその運輸業者の生産額に含まれるので それに相当するサービスの 輸出を行なったものとして扱う。なぜなら、 財貨の輸入は C I F 建で評価されるので海上等における運賃(損害保険も同様)は国内での運輸サービスの取引とはみないからである。

40年表では、この分を運輸(特殊貿易)のマイ ナスの輸入として扱い、収支上のバランスをとっ ている。たぶし、表上の輸入はすべてマイナスの 符号を付けて表示しているため、プラスの輸入と して計上されている。(4. 取扱上の変更点参照)/ なお、本邦旅行者等が外国旅客運輸業者へ支払った運 賃は運輸サービスの輸入として計上される。

(輸出):普通貿易の輸出はFOB建であるので、扱いは 上記輸入の場合と同様、海上等における財貨の輸送に 伴う国内運輸業者の受取り運賃は、その支払者の如 何を問わず運輸サービスの輸出として扱う。一方、外 国運輸業者の本邦からの受取りは計上されない。

したがって、財貨の輸送に係る貨物運賃の輸出(特殊貿易)額は、「本邦運輸業者の海外からの受取運賃(3国間輸送も含む)」+「財貨の輸出および輸入に伴う本邦運輸業者の国内からの受取運賃」=(国内外洋貨物運賃総収入)となる。

また,外国旅行者等からの本邦旅客運輸業者の受取 運賃は旅客運輸サービスの輸出として計上される。

#### 2) 保険の輸出入の扱い

I・O表の保険の輸出入は、国際収支表を基礎として推計するため、保険の輸出入(特殊貿易)としては、「本邦輸入業者と外国保険会社」および「外国輸入業者と本邦保険会社」との取引として扱う。たぶし、国内の保険会社との取引は国内取引であるから保険の輸出入(特殊貿易)の範囲からは除かれる。

ところで、 $I \cdot O$  における損害保険の生産額は「受取保険料ー支払保険金」であるから、「輸入」については下図の $\mathbb{C}$ - $\mathbb{B}$ (または $\mathbb{B}$ !)とし、「輸出」については $\mathbb{A}$ - $\mathbb{D}$ として国際収支表の計数を用いて推計する。たゞし、 $\mathbb{B}$ または $\mathbb{B}$ ! は国際収支表では簡便法によっているため不明であるから、本邦保険会社の扱った分、すなわち  $\mathbb{D}_A = \mathbb{B}_C$ とみなして $\mathbb{B}$ を推計する。

なお, I・Oでは「支払保険料ー受取保険金」という実際に行なわれた保険サービスの活動を計上するのに対し, 国際収支表では「支払保険料+受取保険金」(輸出(受取)の場合は簡便法によるため受取保険料のみ)という金融面での受払いを計上しているため I・Oとは計数が一致しない。

# (付) 保険(貨物保険)の輸出および輸入の扱い

まず、国際収支表における貨物保険の扱いをみると次 のようになっている。

(概念範囲) 物資の国際間輸送上の危険に対する 「保険料」と「保険金」の受払いが計上される。(たいし 再保険や非商品保険は、こっには含まれない。)

本邦内にある外国保険会社の支店や子会社は居住者の 定義(IMF)により居住者とみなすが、外国保険会社の の本邦内代理店は非居住者とみる。したがって、代理店 との取引は外国保険会社の本店との取引として扱われる。 また、貨物保険は物資の輸入業者が、自己の輸入物資の危険に対してのみ行なうものであり、輸出業者が外国のために保険を掛けることはないものとみなしている。なぜなら、貨物保険の海外取引は極めて複雑多岐でありかつ、統計的資料の入手が困難であること」、海外取引全体におけるウエイトが小さいことから統計上このような便法が許されるものとの解釈によっているためである。なお、国際収支表上での貨物保険の輸出入(受取・支払)の扱いは次のようになっている。

### (国際収支表での貨物保険の扱い)

(受取 = A) + B)

# [保険料] (A) 本邦保険会社の受取分

外国輸入業者が本邦からの輸入物資に 対して、あるいは、3国間輸送の物資に 対して本邦の保険会社へ支払った保険料

### 〔保険金〕 B なし(簡便法によるため)

本邦輸入業者が外国保険会社から受取ったときは、輸入商品の代金支払(®')と受取保険金が相殺されたものと見做すためである。何故なら、FOB建であるからすでに輸入財貨として評価されているので、重複計上をさけるためである。

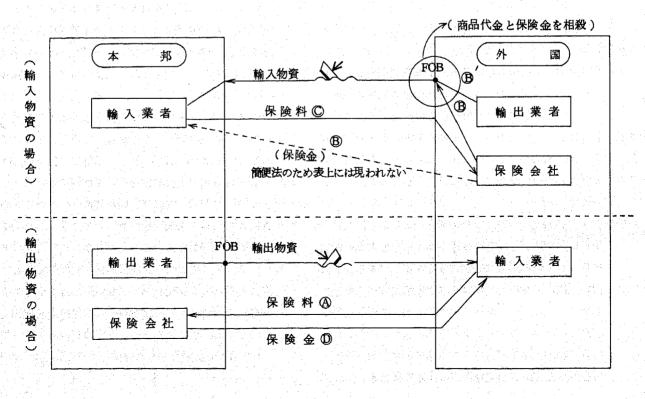
# (支払 = ① + ①)

# ② 外国保険会社への支払分

本邦輸入業者が輸入物資に対して外国の 保険会社へ支払った保険料

# ① 本邦保険会社の支払分

外国輸入業者が、本邦からの輸入物資に 対して掛けた保険の本邦保険会社からの 受取保険金



### (2) 部門別輸出入額

I・O分類(7桁)の部門別輸出入額については,(1)の項目別輸出入額について資料2~7を用いて品目ベースに分割推計し,それをI・O分類にそれぞれ対応させて求めた。

なお、原資料の計数をそのまゝ格付けされるものおよび分類不明に格付けせざるを得なかったものを除いては次のような扱いをした。

### 1) 港湾経費

港湾経費のうち船(機) 用油についてはポンド扱いとなっているため日本船主協会および石油統計年報等の資料を用いて調整を施した。また、船(機) 用品、港湾・空港等施設利用料、船(機) 修理改装および上水道等については日本造船工業会、運輸省各原局の業務資料等を用い運輸省において推計した。

# 2) 本邦人海外消費および外国人本邦内消費

旅行者や外交官等のいわゆる個人消費については, 訪日 あるいは渡行の目的, 滞在期間, 人種等によって各々消費 バターンは異なろうが資料上の制約によって一括同一の消 費バターンとして扱わざるを得なかった。

品目ベースへの分割推計は、資料 2~5を用いてまず費目(物品購入、宿泊、飲食、娯楽、運輸、その他)に分割し、その費目を更に品目ベースに分割しI・0分類に対応させて求めた。

たとえば、外国人の本邦内における物品購入については税 務統計から輸出物販売所(NO TAX店)の品目別パター ンを用いて分割する方法等によった。

#### 4. 取扱い上の変更点

- 1. 飲食店の扱いの変更(第2章参照)に伴って、個人消費支出のうち飲食店における消費については40年表では個々の品目ベースに分割して輸出入額を求めたが、45年表では直接飲食店のサービスを輸出入するという形で扱っている。
- 2. 輸入に関する貨物運賃・保険の扱い

財貨の輸入は、CIF建で評価しているのでそれに含まれているサービス(運賃・保険)の取引は独立してはI・O表に表示(特殊貿易として)されない。

しかし財貨の輸入に伴うサービスのうち、本邦船の自国内からの受取運賃(保険も同様)は、運輸業者(本邦船)の生産額に含まれているからこの分の計数バランスをどうするかが問題となる。そこでこの分を運輸業者の生産額から控除してしまえば計数的バランスは容易となる。しかしこれでは運輸活動の実態に反することになり不合理である。そこで35・40年表においてはその分を特殊貿易(非要素サービスの取

引)のプラス輸入として計上し、計数バランスを採った。

一方,競争輸入型のI・O表における輸入はすべてマイナスの列ベクトルとして表示されているため,35,40年表の扱では,マイナス表示の中にプラス表示の項目が入って,分析利用面,また計数の読取りに際し不都合が生じている。

そとで、45年表においてはその分を特殊貿易の輸出として計上し分析利用面また計数の読取り難易に対処した。

その理由としては、財貨の輸入はCIF建で評価されているので、たとえ居住者間の取引きであっても海上等における 運賃(保険も同様)は、国内のサービス活動とはみなさない ことによって解決できる。このことは、競争輸入型の表を採 るかぎりにおいて、分析利用面ないしは計数の読取り難易等 を考慮すればより有効な扱いとして理解される。

これを整理すれば次のようになっている。

(i) 財貨の輸入に伴う本邦船(機)の自国内からの受取運賃

( ^{35·40}年表での )→ 特殊貿易の 扱 い プラス輸入として計上

### 40年表でのプラス輸入分

船舶 271,232百万円航空機 1,473保険 1,772計 274,477

(45年表での) → 特殊貿易の輸出として計上

40年表でのプラス輸入分に 対応する45年表の計数

	船舶	585,720百万円
	航空機	7,920
1	保険	2,5 2 0
	計	5 9 6,1 6 0

# (ii) 財貨の輸入に伴う外国船 (機)への本邦からの支払運賃

(^{35・40}年表) →普通貿易(財貨)の輸 での扱い 入に含めて計上 (⁴⁵年表での)→ 同上 根 い)→ 同上

#### 5. 問題点

特殊貿易は、とくに資料面において港湾経費のうちの船(機) 用品あるいは個人消費に関する品目ベースへの分割に際して的確なる資料がないため多くの困難が伴った。今後貿易関係におけるサービスの取引のウエィトが増すと思われる折りからこれらの資料整備が望まれる。

# Ⅳ 特 贈

#### 1. 概念・定義および範囲

一般に特需収入は、在日外国駐留軍(米軍)とその軍人・軍属および米国の対外援助機関(国際開発局 AID……Agency for International Development)が、日本国内で物資やサービスの調達を行なうことによるわが国の受取収入をいうが、I・Oではこのうち在日米軍(公認調達機関も含む)とその軍人・軍属による「財貨と非要素サービス」の本邦からの購入をその範囲とする。従って、要素サービス、例えば本邦雇用者の提供するサービスは含まれない。

また、相互防衛援助協定に基づく日本政府の負担分(共同防衛支出金……いわゆる円ベース特需)による現物の支払いは、一般政府の消費支出として計上するためことには含めない。 さらに、米国の対外援助機関(AID)が、わが国から調達した物資は財貨の輸出として普通貿易に含まれているのでことでは扱わない。

## 2. 推 計 資 料

1. 国際収支表 (昭和45年 日本銀行)

2. 特需調查 (昭和44年 通産省貿易振興局)

3. 税務統計 (昭和45年度 国 税 庁)

4. 家計調查 (昭和45年 総理府統計局)

5. 業務資料 ( ク 通産業公益事業局)

## 3. 推 計

(1) 総 額

国際収支表第7表「政府取引」に軍関係取引として示されているもののうち I・〇の概念範囲に該当する項目すなわち「隊員個人支出(軍属の消費支出も含む)」と「外国軍機関とその他居住者とのその他取引(在日米軍の財貨および非要素サービスの購入)」の計数をもって総額とした。

# (2) 部門別支出内訳

軍関係の支出内訳については、資料2に基づく物資および 役務の取引契約内容を中心に推計し、資料3を用いてPX, 軍用途免税額等から品目分割等補完的な推計を行なった。

軍人・軍属の個人支出内訳については、資料4の年間収入 5分位階級の最高位の消費パターンを参考に推計した。

なお, 「特需調査」や「家計調査」は当然購入者価格ベースであるので投入品目ごとに運賃・マージン額を算定して差引き, 各部門との調整を行なった。

### 4、問題点

1) 軍関係の支出内訳推計に用いた「特需調査」資料には次の

ような難点がある。①米軍が本邦業者に発注した物資サービスの契約高のコピーを在日米国大使館を経由して提出されたものを集計したものであり小額のもや機密に属するもの等は含まれていない。②契約時点と取引時点とには、タイム・ラグがある。③品目分類が必らずしも統一されていない。(たとえば農産物等は類別分類しかない。) ④この調査は、45年3月限りで廃止された(たぶし、45年4~12月分については役務と物資の項目でのみ集計)ため、品目ベースへの分割データとしては44年の集計結果を使わざるを得なかった。

2) 軍人・軍属の個人消費支出内訳については、米国の家計 調査等の消費パターンを用いた方がより実態的と思われる。

### V 関 税

### 1. 概念・定義および範囲

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて 関税がかけられる。これは安い輸入品と高い国産品の価格の差 を、縮少させるはたらきをもっている。輸入品を国産品の価格 と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため「輸入」欄 と並列して「関税」欄を設けて記録している。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の 経営補助金として扱っている。

#### 2. 推計の資料および方法

関税は、輸入品に係るものであるから普通貿易の輸入の推計に用いた輸入組品目とI・O分類(7桁)とのコンバーターを用い、関税統計(大蔵省関税局)の45年の結果を電算機によって組替集計して求めた。

なお、再輸入の網船については、普通貿易で輸出の取消しと して扱ったため関税についても同様関税がかからなかったもの として扱っている。

#### 3. 問題点

普通貿易と同様,小額貨物の輸入品(72,000円)に係る関 税額は含まれていない。

### VI 輸入品商品税

#### 1. 概念・定義および範囲

輸入品は,税関通過の際に関税のほか,国産品の場合と同様 に輸入品についても内国消費税としての物品税,酒税,砂糖消 費税、揮発油税またはトランプ類税(以下,単に「輸入品商品 税」と呼ぶ)が課税される。

輸入品を国産品の生産者価格と同一水準で評価し、取引関係 を明らかにするために、間接税としての関税とならんで列部門 として輸入品商品税欄を設けた。

国産品の物品税のうち第1種物品税は小売段階で、第2種または第3種は製造業者の出荷段階で課税されるため、表上では第1種物品税は列部門、小売業の間接税、第2種または第3種は各製造業の間接税として計上するが、輸入品については、小売段階で課税される第1種物品税は国産品の扱いと同様小売業(列部門)の間接税として扱うが、第2種および第3種物品税はは輸入品商品税機で一括扱うこととする。

輸入品商品税の範囲は、以上のほか、酒税、砂糖消費税、排 発油税およびトランプ類税である。

### 2. 推計の資料と方法

国税庁官房総務課では,業務統計作成のため,輸入品に関しては各税関から「物品税課税高集計簿(税務統計一物品税表)」を提出させ,全国分を四半期別にまとめている。これを利用し暦年計を求めた。なお,物品税種とI・O部門との対応は通産省と協議した。

#### 3. 問題点

40年表では推計もれと考えられる。

# 第 9 節 労働省担当部門

基本表における付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇雇用者数×雇用者1人当り賃金を基礎に推計したものであるので、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べることとする。

### 1. 概念・定義および範囲

# (1) 雇 用

### ① 概 念

雇用とは、特定期間の各部門の生産活動への投入量(物量表示)を示すもので、各部門の雇用需要の量をあらわすものである。労働力の需要量と供給量とは事後的には一致するが、統計との関連でいえば、事業所統計調査(総理府統計局)、毎月勤労統計調査(労働省)、工業統計表(通商産業省)などは、需要側からの調査であり、国勢調査(総理府統計局)、労働力調査(総理府統計局)などは、供給側からの調査であるといえる。

#### (2) 定 義

雇用量は年平均の従業者数として計上してある。従業者数は、従業上の地位により、自営業主、家族従業者、有給役員 および雇用者の四つに区分し、雇用者は、さらに常用雇用者 および臨時日雇雇用者の二つに区分して表示してある。

これらの定義は、通常の雇用統計(事業所統計調査,毎月 勤労統計調査など)の場合と同様である。雇用者の中には、 給与支払の対象となる休職者も含まれる。

自 営 業主:個人経営の事業所の経営主で、実際にその事業 所を経営している者。

家族従業者:自営業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事

に従事している者。

有給役員:法人団体の役員で、常勤であると非常勤であるとを問わず、有給の者。重役や理事であっても職員を兼ねて一定の職務につき、一般の職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常用雇用者に区分される。

常用雇用者:常用雇用されている者で、徒弟や見習いも含まれる。臨時または日雇あるいはパートタイマーという名称であっても、1カ月以上の期間を定めて雇用されている者および調査の前2カ月に各月それぞれ18日以上雇用されている者は、常用雇用者に区分される。

臨時・日雇雇用者:1 カ月未満の期間を定めて雇用されている者および日々雇い入れられる者。

### ③ 範 囲

生産・サービス活動が国内の外国公館、駐留軍を除き、日本の在外公館を含む自国領域内におけるものに限定され、外国籍の人が日本国内で行なう生産活動を含む一方、日本の国籍を有する人が外国で行なう生産・サービス活動は含まないことに対応した労働投入量である。

部門別には、各部門の生産・サービスアクティビィティに 見合ってその部門の従業者数を確定することを原則としたが 労働者個々人の労働アクティビィティと各部門の生産・サー ビスアクティビィティとは必ずしも一致しないので、その場 合には、次のような考え方で区分した。すなわち、労働アク ティビィティがいかなる生産・サービスアクティビィティの ために行なわれているのかを目安にして部門の格付けを行な った。これは、いわば事業所ベースに近い考え方である。 たとえば、自動車生産活動を行なっている事業所の電話交換手は、その労働者自身は通信活動に従事しているのであるが、このような場合には、この電話交換手を通信部門に格付けするのではなく、自動車の生産活動に必要な労働者という見地から、自動車部門に計上するわけである。

もっとも,統計上の制約からとくに,産業=職業マトリクスなどでは必ずしも上記のようにわりきれない場合があるが,労働アクティビィティと生産・サービスアクティビィティとの差異のうちまぎらわしいものについては,次のように,できるだけアクティビィティ概念に即した取扱いとしたが,労働アクティビィティについては事業所ベースでとらえる方が推計方法の上でも,利用の面でも適当であるという考えもあり,この点は今後の産業連関表のあり方との関連で,大きな検討課題である。

1 自家用自動車輸送(自家倉庫,自家教育,自家研究,

自家広告)

自家用トラックなどによる輸送活動は、各部門において それぞれがガソリン、タイヤ等のコストを直接に投入して いるが、それぞれが自家用輸送という独立した区分をして コストを計上しているわけではない。すなわち、各部門の 生産・サービス活動から、自家用自動車輸送の活動が分離 できない。したがって雇用においても、企業の自家用自動 車輸送関係労働者は、その企業の生産・サービスアクティ ビィティによる部門に計上される。

たゞし、自動車修理に関しては、部門分類としても独立 した部門が設定されているので、原則として、企業の自動 車修理の分野は、その企業の生産・サービスアクティビィ ティとは分離して、自動車修理部門に組み替えるという考 え方をとった。

# 口建設補修

自家建設補修の従業者の取扱いは、建設補修は建築の部門に含めるという部門分類上の考えもあるので、原則として各企業の生産・サービスアクティビィティとは分離して一括建築部門に含めるという考え方をとった。しかし、統計上の制約から必じしもすべてを建築部門に組み替えるととができなく、結果的には、自家建設補修の約半数(約15万人)が各部門に残らざるをえなかった。

#### ハ 各種修理

イでも触れたように、産業機械修理、民生用機械修理、電気機械修理、自動車修理、精密機械修理、時計修理、楽器修理などの修理関係の従業者は、部門分類の設定に合わせて、原則として、各企業の生産・サービスアクティビィティとは分離して、各修理部門に格付けするという考え方

をとった。

#### - 診療所,売店,食堂

企業の付属診療所の従業者は、その企業の生産・サービスアクティビィティとは分離して、医療(公共サービス) 部門に計上した。

また、企業内の売店、食堂などの従業者については、そのほとんどは委託経営によるものとみなし、それぞれ小売(商業)部門、飲食店(その他のサービス)部門に計上した。

#### ホ たばこ

たばこについては、専売公社のたばこ製造部門の生産活動をすべて含むこととされているので、たばこの製造はもちろん、製品の保管、配達、輸送、輸入たばこの購入、販売、さらには専売公社工場で使用する機械の製造組立の一部までがはいってくる。

すなわち、この部門は、アクティビィティベースではな く、企業ベースの部門となっている。

#### (4) 35, 40年表との相違

雇用の推計は、35,40年表の場合には、国勢調査をベースとしていたが、45年表では、事業所統計調査をベースとした。そのおもな理由は次のとおりである。

# イ 産業の格付け

①でも触れたように、国勢調査は、供給側からアプローチした調査であり、本来、経済活動状態にある人口を調査したものであるので、原則として世帯主記入という調査方法ともあいまって、産業の格付けに十分な精度を期待できない。

### ロ 二重雇用の把握

国勢調査では、1人の人が2つ以上の仕事をしている場合、その主たる仕事に従業上の地位、産業の格付けが行なわれるため、副次的な方の仕事が雇用量として把握されない。このため、たとえば①二重雇用者、②農家などの自営業主の副業的雇用労働、③雇用者として働く一方個人事業を経営する者の活動、④通学や家事のかたわら就業する者の活動はもれることとなる。

ただし、雇用者のない自営業主、家事使用人、船員等については、事業所統計調査の方の把握が十分でないと考えられるので、これらの部分については、国勢調査で補完している。

# ハ 雇用者所得との対応

雇用者所得は推計の基礎となる調査は,事業所をベース とする調査であり,雇用者所得は,各部門の人件費コスト を計上するものであるので,この賃金の調査とベースを合 わせて雇用量を把握するのが妥当である。

### (2) 雇用者所得

# (1) 概 念

雇用者所得は、各生産・サービスアクティビィティへの投 入としての人件費コストである。したがって、企業の支払い ベースであり、雇用者の受取りベースではない。雇用者所得 は、 従業者数が物量表示の労働投入量であるのに対して価 値表示の労働投入量である。

なお、ここで雇用者所得というのは、従業者のうちの有給 役員および雇用者に対応する所得である。

# (2) 定義および範囲

雇用者所得には、雇用者の賃金俸給額のほかに、役員俸給 額,議員歲費,社会保険料雇用主負担分,退職金および退職 年金、現物給与、チップ並びに社宅の費用が含まれる。ただ し, 医療保健, 文化, 教養, 娯楽, 体育など住宅以外の法定 外福利費, 教育訓練費, 募集費等は含まれない。

賃金俸給額;税金、社会保険料雇用者負担分などを控除する 前の企業の支払額。常用雇用者と臨時・日雇雇 用者に対するそれが区分される。

役員俸給額;企業のコストとして役員に支払った額。利益金 を処分して支払った役員賞与は含まれない。

議 員 歳 費;国会議員、地方議員の俸給。国および地方公共 団体の決算書から把握される。

社会保険料雇用主負担分; 労働者災害補償保険, 失業保険, 健康保険, 日雇健康保険, 厚生年金保険に関す る雇用主の保険料負担分。雇用者自身の負担分 は、賃金俸給額に含まれている。

退職金および退職年金;企業の積立て額であって、支払い額や や引当て額ではない。

現物給 与;現物支給の食事,通勤定期券に限る。作業服は 家計外消費支出とし、雇用者所得とはみない。 福利厚生費や旅費の一部に雇用者所得とみられ るものがあるが、これらも家計外消費支出とみな なした。

チップ:企業が管理し、雇用者に配分されるものに限定す する。お客が直接雇用者に手渡したチップは含 めない。また、チップが計上されるのは、遊興飲 飲食店,ホテル,葬儀業など一部の産業に限ら れる。

社宅の費用;いわゆる給与住宅にかかる企業のコストで、社 国の予算書 宅の維持管理費、修繕費、減価償却費など。雇 用者の支払家賃を控除して企業のコストが計上

される。

(注) 映画俳優、内職等への支払いの取扱い

映画俳優、プロ野球選手のように、雇用関係が稀 薄で、自営業主的性格が強く、税法上も交際費、交 通費などの経費が認められる者は、 雇用関係がある とはみず、これらの所得は雇用者所得とはしない。 家庭内職への支払いも雇用者所得には含めない。

# 

この推計に利用した資料は次のとおりであるが, このほか, 直接各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用 した。

# (1) 雇用

事業所統計調査	総理府統計局
国 勢 調 査	11
就業構造基本調査	and the property of the
労働力調査	1
毎月勤労統計調査	労 働 省
農家経済調査	農 林 省
総合農協統計表	11 11 11
国有林野事業労務統計概要	林 野 庁
漁業経済調査	農 林 省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
鉱業統計月報	11
石油統計年報	"
工業統計表	"
商業統計表	//
電気事業要覧	Alet With Late
ガス事業統計年報	" " " " " " " " " " " " " " " " " " "
地方公務員給与実態調査	自 治 省
地方公務員給与実態調査 鉄道要覧	自 治 省 日本コンピュータ部
鉄道要覧	日本コンピュータ部
鉄道要覧 主要企業経営分析	日本コンピュータ部 日 本 銀 行
鉄道要覧 主要企業経営分析 屋外労働者職種別賃金調査	日本コンピュータ部       日本銀行       労働省       郵政省
鉄道要覧 主要企業経営分析 屋外労働者職種別質金調査 郵政統計年報	日本コンピュータ部       日本銀行       労働省       郵政省
鉄道要覧 主要企業経営分析 屋外労働者職種別質金調査 郵政統計年報 一般職国家公務員在職状況統計 特別職在職状況統計表	日本コンピュータ部 日 本 銀 行 労 働 省 郵 政 省 表 総理府人事局
鉄道要覧 主要企業経営分析 屋外労働者職種別質金調査 郵政統計年報 一般職国家公務員在職状況統計 特別職在職状況統計表	日本コンピュータ部 日 本 銀 行 労 働 省 郵 政 省 表 総理府人事局

国の決算書

# (2) 雇用者所得

風 イル 有 /21 19.			
国民所得統計	経済	企 画	庁
每月勤労統計調査	労	働	省
労働費用調査		"	
法人企業統計	大	蔵	省
農家経済調査	農	林	省
農業生産費調査		11	
国有林野事業労務統計概要	林	野	庁
林業労働者職種別賃金調査	労	働	省
船員労働統計	運	輸	省
本邦鉱業の趨勢	通商	産 業	省
ガス事業統計年報	日本:	ガス協	。会
地方財政統計年報	自	治	省
国鉄損益決算書			
私鉄統計年報	運	輸	省
屋外労働者職種別賃金調査	労	働	省
賃金構造基本統計調査	s (1) to	11	
給与支払状況統計報告	総理	府 人 事	局
住宅統計調査	総理	<b>有統</b> 言	十局
科学技術研究調査報告		"	
医療施設調査	厚	生	省
事業所統計調査(サービス業編)	総理	<b>存統</b> 言	十局
工業統計表	通商	産業	省
個人別賃金調査(昭和25年)	労	働	省
国の決算書			

# 3. 推 計 方 法

### (1) 雇 用

雇用の推計は、部門別に従業上の地位別に行なったが、作業に大枠を与える意味で、雇用の全体について、従業上の地位別に Control total (C·T)を設定した。

# (1) 自営業主

原則として、国勢調査(昭和45年)の結果に、就業構造 基本調査(昭和46年)から得られる副業の従業上の地位が 自営業主である者の(二重雇用)の数を加えて各部門の自営 業主数とした。

雇用推計は、原則として、事業所統計調査等の需要側から アプローチした雇用統計に基づいて行なうこととしたが、自 営業主については、次のような点で事業所統計調査のもれが 相当数にのぼると判断した結果、国勢調査をベースとしたも のである。

- イ 雇用者のいない自営業主のかなりの部分がもれている。
- ロ 映画館、駅、会社の構内にある独立経営の食堂、売店な

とは、これを統括する本社、本店が別にある場合は、調査 されるが、そうでない場合は把握されない。

- ハ 個人の家庭で従事する家事サービス業は調査されない。
- 個人経営の農林水産業は調査されない。
- ホ 路上のくつみがき,新聞の立売り,露店など,場所的設備が恒久的でないものは調査されない。

部門別の場合と同様の方法によってC・Tを設定した。すなわち、国勢調査による自営業主数1,015万人を労働力調査によって年平均ベースに修正し(986万人)、就業構造基本調査による二重雇用109万人を加えて、1,095万人を得た。

結果的には、部門別に確定した自営業主数の積上げ値は、 1,056万人で、C・Tより約40万人(3.6%)減少した。

### (2) 家族従業者

自営業主の場合と同様の理由により、国勢調査をベースと し、就業構造基本調査による二重雇用を加味して、部門毎の 家族従業者数を確定することを原則とした。

C・Tは、国勢調査による家族従業者数854万人を労働力調査により年平均ベースに修正し(807万人), これに就業構造基本調査による二重雇用82万人を加えて、889万人となった。結果的には、部門毎に確定した家族従業者数の積上げ値は、869万人で、C・Tより約20万人(23%)減少した。

### ③ 有給役員

事業所統計調査による常用雇用者数に対する有給役員数の 比率を用いるか、41~44年の有給役員数の変化傾向を単 純延長し、それを労働力調査により年平均ベースに転換する か、あるいは毎月勤労統計調査の常用雇用の44~45年の 伸びを用るかによって部門毎の有給役員数を確定した。

C・Tは、事業所統計調査の179万人を毎月勤労統計調査の44~45年の常用雇用の伸び3.3%で延長して、185万人とした。結果的には、部門毎に確定した有給役員数の積上げ値は181万人で、C・Tより約4万人(2.2%)減少した。

# (4) 雇用者(有給役員を含む)

常用雇用者については,原則として,事業所統計調査または工業統計表をベースとし,毎月勤労統計調査の44~45年または事業所統計調査の41~44年の伸びにより単純延長し,これを毎月勤労統計調査または労働力調査により年平均ベースに転換して部門別に確定した。

臨時・日雇雇用者については、事業所統計調査あるいは国 勢調査による常用雇用者数に対する臨時・日雇雇用者数の比 率を上述のようにして定めた常用雇用者数に乗じて求めた。 C・Tは、個々の産業をみると問題はあるが、一応の目安ということで、国勢調査の3,354万人をベースとし、これを労働力調査により年平均ベースに転換し(3,355万人)これに就業構造基本調査による二重雇用112万人を加え、さらに別途推計した農家の日雇雇用22万人を加えて3,490万人とした。しかし、雇用者の推計は、部門毎に最も妥当と思われる方法を用いて確定したため、結果的には、部門毎に確定した雇用者数の積上げ値は、3,577万人で、C・Tより約90万人(2.5%)増加した。

# (2) 雇用者所得

雇用者所得については、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有 給役員の別に平均賃金を推計し、平均賃金×人数によりそれぞ れの所得を算定した。常用雇用者については、さらに、退職金 社会保険料雇用主負担分、現物給与、住宅費等を推計して加え た。

### ① 平均賃金

部門により差異はあるが、原則として次により推計した。 常用雇用賃金:毎月勤労統計調査の年平均の月間現金給与 総額×12か月

臨時・日雇賃金;毎月勤労統計調査により1日当り賃金× 1か月の出勤日数×12か月

1か月の出勤日数は、毎月勤労統計調査による日雇延人員を、同調査による常用雇用者数に事業所統計調査による常用雇用者数に対する臨時・日雇雇用者数の比率を乗じて求めた臨時・日雇雇用者数で除して求めた。

有給役員俸給;法人企業統計により

(有給役員俸給/常用雇用賃金)×

常用雇用賃金

### ② 退職金等

退職金、社会保険料、雇用主負担分、現物給与、住宅費については、原則として、労働費用調査または法人企業統計により、常用賃金に対する比率または従業員給料に対する福利費比率を求めこれを常用雇用賃金に乗じて算出した。また、チップ額については、昭和25年個人別賃金調査により現金給与額に対するチップ額の比率を推定し、これを常用雇用賃金に乗じて求めた。

雇用者所得のC・Tについては、国勢調査をベースとした 推計であり、退職金等についての推計も異なり、さらに二重 雇用にかかる所得が過小と思われるなど問題はあるが、一応 の目安として、国民所得統計における雇用者所得を採り、こ れに二重雇用の取扱い方の差にもとづく賃金評価額の差のみを上積みして求めた。この結果、雇用者所得のC・Tは、31,684,600百万円となり、一方、部門毎に確定した積上げ値は31,563,400百万円であったので、その差121,200百万円は分類不明の部門の雇用者所得とした。

# 4. 問題点

雇用, 雇用者所得に関して, 例示的に具体的な問題点をあげれば, 次のとおりである。

#### (1) 概念・定義および範囲上の問題点

アクティビィティ概念にどこまで徹することができるかというのが常に問題としてつきまとった。雇用および雇用者所得の推計にあたっては、なるべく生産額推計の際の概念、生産サービス活動の範囲に即応する推計を行なうように努力したが、主として資料の制約から必ずしも完全に一致しえない部分が残った。したがって、労働投入係数に多少の歪みがでてくることになろう。

生産・サービスアクティビィティと労働アクティビィティとの対応の問題は、雇用マトリクスの一つとして、雇用者(有給役員を含む)について、産業=職業マトリクスを作成する際とくに鮮明にでてきた。極端にいえば、事務員という職種は、どの生産・サービスアクティビィティにも直接には結びつかない。そこでこれについては間接的には、どの部門のアクティビィティにも結びついていると考えて、すべての部門に配分した。事務員はそれでよいとして、この考え方でどの職種までいけるのかとなるとなかなかむずかしく、結局、それぞれの職種毎に決めざるを得なかった。

建築・土木部門についていえば、生産額推計の方では、いわばアクティピィティに徹しきり、建設会社の通常の建築、土木工事はもとより、窯業や製鉄業における築炉あるいは各企業が行なう自家補修までを含む一方、建設機械の修理などは、自家修理の部分であっても他の部門に出すという考えがとられた。これに対して、雇用および雇用者所得の推計では、産業連関表の土木・建築部門における細分類が、事業所統計調査や国勢調査における産業分類と全く異なっているため、同じ考えでの推計ができなかった。もとより、アクティビィティを考慮して、国の特別会計における建設活動部分、地方公営企業の行なう建設活動、国鉄、地方公共団体の建設活動、さらには畳小売活動などを追加することにはしたが、事業所統計調査、国勢調査における建設業において直接建設活動に結びつかない活動を除くことはできなかった。また、各部門の自家補修部門も、雇用マトリクスの一つである産業一職業マトリクス作成の際に考慮し

て、建築部門に移さかえる努力をしたが、完全にはできず、自 家補修のおよそ半分は各部門に残らざるをえなかった。

国有鉄道部門については、結果的には、国鉄損益計算書の損益勘定のみの定員を従業員としたため、アクティビィティ概念が不明確となり、事業所統計調査による推計値とギャップを生じている。

今回は、部門別の雇用者数を確定して後に、産業=職業マトリクスを作成したため、アクティビィティの概念をめぐってかなり苦労をした。端的にいえば、部門別産業者数は、基本的には事業所ベースであり、産業=職業マトリクスは、相当程度アクティビィティに徹したものをベースとしているからである。

今後の産業連関表の方向が、事業所ベースということになるならば、今回の産業=職業マトリクスをめぐる苦心は無用のものであるが、今後も引続きアクティビィティにできる限り徹するという方向ならば、次回からは、部門別の雇用者数を産業=職業マトリクスによって修正して確定していくのが、生産額推定とのギヤップを埋めるために必要と考えられる。もっとも、そうはいっても、調査統計の公表時期との関係では、生産額推計よりも遅くなる可能性が強いうえ、雇用者所得の推計も、これまでの部門別の推計ではすまなくなり、部門別種別に行なう必要が生じ、十分な賃金資料がない中で作業量が膨大になるなど問題は多い。

### (2) 資料上の問題点

資料上の制約から、十分な推計ができないという事態はしば しば経験した。一般的には、従業員数に比べて賃金面の資料が 十分でない。

農林業についてもある程度同じことがいえるが、とくに漁業については、賃金面の資料が不足している。しかも、これらの部門は、季節性が強く、他部門と兼業している者が多いので、延概念(man-day などの)での推計が必要なように思われる。また倉庫部門も賃金資料がなくて苦労した部門である。

資料がないため、いくつかの部門に同じ計数を用いざるをえない場合もあった。部門別雇用者を職業や学歴に分解する際、 銑鉄・粗鋼と鉄鋼一次製品や建築と土木などは同じ比率を用い その後各省の専門家の意見を参考にして修正するという方法を とらざるをえなかった。

賃金について、財政面からアプローチしたような場合にも十分な推計ができなかったものがある。工業用水道や下水道、廃棄物処理などの部門では、地方財政統計年報の職員給与費をベースとし、これに退職金等を加えて雇用者所得としたが、この職員給与費の中には、退職金、社会保険料雇用負担分を含んでいると解釈されるところからこれら部門の雇用者所得は過大ではないかと恐れる。

### (3) 推計上の問題点

もっとも、工業用水道部門については、民営事業所の工業用 水道や各部門の自家活動については、生産額の推計が行なわれ ていないので、雇用者所得の推計も行なわなかったので、この 部分については過小と思われる。

雇用者所得からのアプローチからすると生産額の推計が過小とみられ、調整の結果雇用者所得も減らしたために推計が過小となったのではないかと考えられる部門としては、倉庫、教育(私立),その他の公共サービスなどの部門がある。これらの部門については、生産額の推計方法についての検討が必要と思われる。

不動産仲介業と不動産賃貸業との仕分けについては,事業所統計調査の分類自身にも問題があり,産業連関表でも弱い部門であるが,生産額の割合で雇用者数を両部門に配分したため,事業所統計調査の小分類を直接適用した場合に比べ雇用者数は不動産仲介業で少なくなり,著しく不動産賃貸業にかたよる結果となった。

# (粗付加価値部門)

# 第10節 経済企画庁担当部門

# 家計外消費支出 (9100-000)

### (1) 定義および範囲

産業連関表でいう家計外消費支出とは企業の消費的経費をいい、税法上ならびに会計上、経費控除が認められているものに相当する。ただし国民経済計算における概念上雇用者所得とし

て処理されている「法定福利費」, 「現物給与見積額」, 「通 勤交通費支給額」, 「退職金支払額」等は含まれない。

- (注) 税法上ならびに会計上の概念は下記のとおりである。
  - 1. 福利厚生費……雇用者所得として処理されているもの 以外の福利厚生費で福利施設負担額(福利厚生のための 施設にかかる費用)飲食費(法人が従業員に食事を支給 する場合の費用で、1人月額700円以下)、保備衛生

医療費(従業員が診療などのために要する費用で、その施設運営に要するいっさいの財貨サービス費用および要素費用), 娯楽, スポーツ費(従業員および家族のレクリエーション施設に関するすべての費用), 社宅, 寮などの費用(以上のそれぞれの費用から分離して一括計上される場合の維持管理費, 修繕費, 減価償却費, 貸借料など), 慶弔費(一定の基準により支給する葬祭料, 香典, 災害見舞金など), およびその他の福利厚生費(従業員専用の学校法人の費用, 従業員の教育費用など)からなっている。

2. 交際費……得意先、仕入れ先、その他事業に関係ある

もの等に対する、接待、供応、慰安、贈答、その他これ らに類する行為のために支出するもので、従業員慰安の 費用は含まれないことはいうまでもない。

ただし例外として,役員,または部課長等の忘年会, および新年会の費用,経理課員等の決算慰労のための費 用,部内の会議後における宴会費用等は交際費とされて いる。

3. 旅 費……役員または従業員が事業の管理, 販売等の ため旅行に要した費用のうち日当, 宿泊料部分とし, ま た転任, 新任等のための仕度金, 赴任手当, 看護手当等 を含む。

#### (2) 推 計 資 料

考

# (3) 推 計 方 法

# ア 経費総額(C·T)の推計

旅費, 福利厚生費, その他の家計外消費支出

まず産業別の売上高を推計し、それに法人企業間接費調査 (旅費、福利厚生費、その他の家計外消費支出)の構成比率 を乗じて推計した。

産業別売上高については法人と個人に分けて推計した。

法人については法人企業統計年報の産業別売上高を用いた。 個人企業については個人企業経済調査の一企業当り売上高 を用い,これに事業所統計調査(全国編)の事業所数を乗 じて売上高を推計した。

交際費については国税庁業務資料を用いた。これによる と 4 5 年度交際費は 1,0 70,000 百万円 を求め生産額とし た。

家計外消費支出額

部門分類	細	B		金	額	比	率	備	考
	宿	泊	費	( 3 5	百万円) 7,932		(%) 63.5		
旅費		(計)	当	19 1	5,7 4 <b>1</b> 3,6 7 3	(1	3 6.5 0 0.0 )	0.1	001
		への支払			2,9 5 0		6 8.5	91.	.001
交 際 費		施設への支払 品 購 入	い 費		8,7 7 0 8,2 8 0		1 1.1 2 0.4		
		(計)			0,000	(1	0 0.0 )	911	002
	福利施飲	設 負 担	額費	77.4	8,849 0,022		1 4.0 1 2.6		
福利厚生費	保健衛	生医療	費	16	3,0 9 3	1.00	2 5.7		
	娯楽スオ   社宅,寮	・一ッ関係 などの諸経	費費	State of	6,614 6,599		1 3.6 3 4.1		
		(計)			5,177	(1	0 0.0 )	911	003
その他の家計外	慶 福利費のう	弔 うちの「その他	費		2,6 4 4 7,8 1 9		2 0.3 7 9.7		
消費支出		(計)	20.0	100 100 100 100	0,463	(1	0 0.0 )	911	009

### イ 投入内訳の推計

4 0年産業連関表および産出側との調整で細分を行なった。

### ウ 産出配分の推計

経費総額を推計するにあたって部門別に推計したのでこの 額を配分した。

### (4) 問題点

家計外消費の総額は「法人企業間接費調査」を基礎とし、推計したが、この部門は本来企業の機密に属する事項であり、また広告宣伝費等その他の経費項目で支出される場合も多く、その実態を正確にとらえることに限界があり、一般的過少推計の傾

向があると考えられる。したがって本部門の経費総額の推計についても、はじめから確定的な計数を固定することは、現存基 礎資料から問題があり、調整過程でかなりの修正を行なわざる をえなかった。

# 資本減耗引当(9420-000)

### (1) 定義および範囲

この項目は減価償却費と資本偶発損からなっている。

### (2) 推 計 資料

番号	資 料 名	年 次	作成者または出所	備考
1	国民所得統計年報	昭和46年版	経済企画庁	
2	昭和40年産業連関表部門別生産額	昭和45年	行政管理庁	
3	法人企業間投資調査	昭和45年度	経済企画庁	
4	法人企業投資実績調査		経済企画庁	
5	工業統計表(品目編)	"	通省産業省	

#### (8) 推 計 方 法

#### ア滅価償却額

### (ア) 生産額(C·T)の推計

減価償却費は当該期間の総生産のために消耗される有形 固定資産の経常的減耗に対する引き当て額であり、原則と して、資料(1)から国民所得統計の減価償却額を用いた。

#### (イ) 資本偶発損

資料(1)の資本偶発損(568,800百万円)を計上した。

	項    目	金額
ļ	① 国民所得総計概念滅価償却費	9,5 7 1,1 0 0
	② 政府建物の /	er Swart Grad
	公 務	68,958
	教 育	2 1 4,1 1 5
	医療	8 4 1,0 4 8
	<b>1</b> +2	9,8 9 5,2 2 1

# イ 産出配分の推計

国民所得統計の産業別滅価償却額を用いて配分した。

製造業部門については工業統計表減価償却費率で分割した。 それ以外の産業部門は法人企業投資実績調査の減価償却比率 で分割した。

# (2) 推 計 資 料

# 間接税 (9430-000)

### (1) 定義および範囲

現行国民所得統計の間接事業税、税外負担と同じである。

ただし、関税と、輸入商品税は含めないで最終需要欄で控除項目として計上する。判定基準としては、税法上所得算定に際し、経費算入が認められる租税、および税外負担で国税では酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税等であり、地方税では、事業税、自動車税、固定資産税、料理飲食等消費税等であり、税外負担では、日本専売公社納付金、アルコール特会納付金、各種手数料分担金等の法人負担分である。

産業別配分については、原則として直接に税を支払った産業 に負担させることにし、例外として、揮発油税、軽油引取税は 生産者が支払ったものとした。

なお、賃借資産にかかる固定資産税については、不動産賃**貸**料部門の取引きを通じて使用産業の直接経費として計上する方法(使用者主義の原則)によったが、不動産賃貸料を通じない企業間の取引については、資料の制約上、アクティビティーとしてとり出せないので所有者主義になっている。

番号	資 料 名	年 次	作成者または出所	備考
1	国税庁統計年報書(96回)	昭和 45 年度	国 稅 庁	
2	地方財政統計年報		自 治 省	
3	租税及び印紙収入・収入額調		大 蔵 省	

番号	資 料 名	年 次	作成者または出所	備	考
4	道府県税徴収実績調	昭和 45 年度	自 治 省		
5	国民所得統計	//	経済企画庁	-	
6	国富調査報告	昭和35・40年度	"		
7	自動車数統計表	昭和 45 年度	運輸省		
8	昭和40年産業連関表	昭和 40 年度	経済企画庁		
9	国税庁業務資料	昭和 45 年度	国 税 庁		

#### (3) 推 計 方 法

国民所得統計基礎資料から推計した総額 4,658,063(百万円) に食糧管理特別会計の黒字分 42,864(百万円)を加えたもの をC・Tとした。

C·T = 4,700,927 百万円

### (4) 産 出 配 分

税の種類により、負担部門が明らかなものは、そのまま配分し、事業税のように全部門に関係するものについては、間接的に配分した。

### (イ) そのまま配分したもの

#### 国 税

酒税, 砂糖消費税, 揮発油税, 石油・ガス税, 物品税, トランプ類税, 取引所税, 有価証券取引税, 通行税, 入湯 税, 地方道路税

### 地方税

タバコ消費税, 娯楽施設利用税, 料理飲食等消費税, 鉱区税, 軽油引取税, 電気・ガス税, 鉱産税, 木材引取税, 入浴税, 水利地益税, 不動産取得税

# 税外負担

日本専売公社納付金,アルコール特会納付金,中央競馬 会納付金,発電水利使用料

### (ロ) 間接配分したもの

事業稅、自動車稅、固定資産稅、自動車取得稅、都市計画稅

(ハ) 配分困難で分類不明としたもの

国税のその他税, 印紙収入, 法定外普通税, 旧税, 共同施設税, 手数料, 寄付金, 分担金, 許可料, 延滞金等

(二) 食管黒字は、主として輸入品から述べたものであるのでその品目でそのまま配分した。

### (5) 間接配分の方法

事 業 税 法人分,個人分とも「国民所得統計」の 「産業別国内総生産額」(総付加価値)の 構成比で分割したものを部門別C・Tで細 分した。 自 動 車 税 自動車取得税 軽 白 動 車 税

運輸省調べによる「自動車数統計表」の 「産業別自動車保有台数」の構成比で分割 し、細分は C・Tの構成比によった。

35年,40年国富調査による「産業・企業部門,資産項目別有形固定資産額」から、法人企業,個人企業の建物純資産額の産業別構成比によって分割し、細分はC・Tの構成比によった。

固定資産税都市計画税

# 経常補助金 (9440-000)

# (1) 定義および範囲

現行国民所得統計における経常補助金は食糧管理特別会計を除いてはほぼ一致する。すなわち政府から企業に交付される経常補助金であって政府から企業への直接支出か,あるいは政府機関による買値と売値の差額支出かの形態をとる。

この補助金分だけ企業の生産費が相殺され、市場価格が低め られることになるので、「負」の間接税とみなすことができる。 なお、食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れば、経常 補助金とみなす。

### (2) 推 計 資 料

昭和45年度国民所得統計基礎資料(経済企画庁経済研究所) を、C・Tおよび産出配分の推計資料とする。

# (3) 推 計 方 法

- 産出額(C・T)の推計
   (2)の資料から推計した。
- (2) 産出配分の推計

各補助金項目を該当する企業に割り当て, さらに各部門の 参考資料によって配分した。

### (4) 問題点

食糧管理特別会計への一般会計からの繰入金を補助金扱いとしているが, NIでは, 卸売部門として扱かっている。ことに概念上の違いがある。

# 第5章 付 帯 表

こゝで説明を行なう付帯表は、計数編(1)で計数が公表される ①商業マージン表、②国内貨物運賃表、③輸入表、④副産物・屑発生および投入表、⑤雇用表および、⑥物量表であり、本年度末に計数編(2)で公表されるものについてはそのなかで説明を行なう予定である。

# 第1節 商業マージン表および国内貨物運賃表

# 1 表 の 構 造

### (1) 商業マージン表の構造

商業マージン表は、後述の国内貨物運賃表とともに、生産 者価格評価表と購入者価格評価表との橋渡しをするものであり、 生産者価格評価表内の各取引にどれだけの商業マージンがつ いて購入者価格評価表の取引額となっているかを示す。生産 者価格評価表では、「特殊な扱いをする部門」の項で詳述す るようにこれら商業マージンを便宜上商業の行で一括計上してあるので、5-1-1 表に示すようにこの表ではこれにマイナス符号を付して示してある。基本分類表では、商業マージンは銀、小売別に表示されている。

5-1-1表 商業マージン表

					中	F	ij	需	要			最	*	<b></b>	需	要		需
				1	2	. 3	4	5	6	小	家	民	én.	国内	在	輪	小	m
35.2			入	農	I	商	運	<del>+ +</del>	公	3,	計外	間	般政府消費支	国内総固定資本形成	庫	3.4	, J.	要
							±Δ.	1			消	消費	府消	定				合
					*		輸	ビス		<u>=,</u>	費	支	費	本	純		∌ı	
	産	出		業	業	業	業	業	務	計	支出	出	出	龙成	増	出	計	計
	1	農	業	0	5	0	0	0	_	5	0	17	0	0	0	0	17	22
中	2	I	業	0	4	1	1	1		7	0	4	. 0	4	0	8	16	23
間	3	商	業	0	-9	-1	-1	-1		-12	0	-21	0	-4	0	-8	-33	-45
	4	運	輸業	-		· _ ·	_	_	_	_		3 <del>1 1</del>		_	_	<del>-</del>	-	-
投	5	#-	ビス業	- 1		-	-		. —	_	_	· ·	-			-	_	-
入	6	公	務	-	-	\ <u>_</u> -		. • • <u> </u>	_	_	_		· <u>-</u>	_	·	-	_	
	1	合	計	.0	0	. 0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (2) 国内貨物運賃表の構造

国内貨物運賃表は、生産者価格評価表の各取引に、国内に おける貨物運賃がどれだけついて購入者価格評価表となって いるかを示している。この表でも運輸業の行の計数にマイナ ス符号を付して示してある。基本分類表では、国内貨物運賃 は国鉄、地方鉄道、道路輸送などの8機関別に示される。

					中	B	]	需	要			最	*	ţ.	需	要		需
			入	1 農	2 工	3 商	4 運	5 + <del>y</del> -	6 公	小	家計外	民間	一 般 政	国内総	在	輸	小	要
				· .			輸	ا ا			消費	消費	般政府消費支	国内総固定資本形成	庫純			合
		産 出	1	業	業	業	業	メ業	務	計	支出	支出	支出	本形成	増	出	計	計
		1	業	0	3	0	0	0	_	3	0	4	0	Ô	.0	0	4	7
	中	2 ]	業	0	4	0	1	0	- ,	5	0	2	. 0	0	0	3	5	10
	間	3 耐	業	-	, <u> </u>			-		_		-	<u></u>		—	·		
		4 選	<b>動業</b>	0	-7	0	-1	0	_	-8	0	-6	0	0	0	-3	-9	-17
	投	5 <del>1</del> 7	ビス業	-	· <u>-</u> .	_	. =	· —	_	-	_	. <del>-</del>	,	_		-		i
١	入	6 2	務	_	****	-				_	_	*****	<u> </u>	_	-	_	_	-
		合	計	Ö	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 2 国内貨物運賃表

#### (1) 表の種類

運賃表は、下記8機関ごとにそれぞれの機関によって輸送された商品に対する貨物運賃について作成した。

- ① 7121-010 国7
  - 国有鉄道(貨物)
- 2 7 1 2 1 0 2 2
  - 地方鉄道・軌道(貨物)
- 3 7141-100
- 道路貨物輸送
- 4 7 1 4 1 2 0 0
- 通 運
- (5) 7 1 6 0 1 2 0
- 沿海・内水面輸送(貨物)
- ⑥ 7160-210
- 港湾輸送
- 7 1 7 0 0 1 0
- 航空輸送(貨物のみ)
- 8 7200-000
- 倉 眉

### なお,

- (1) 7160-120 沿海・内水面輸送施設提供の範囲である,さん橋泊きよ料,水先案内料,引船料等のうち,内 航貨物船に係る分については,すでに,沿海・内水面輸送 の運賃分に含まれていると考えられるので,改めて運賃表 は作成しない。
- (2) 7142-000 道路輸送施設提供の範囲である有料 道路, 駐車場等料金のうち営業用貨物車についての荷主負 担分については, 運賃の性格をもつと考えられるが, 把握 は困難で, かつ少額と考えられるのでネグルこととした。

### (2) 貨物運賃の範囲

貨物運賃の範囲は、次のとおりである。

- (1) 営業輸送活動から生ずる貨物運賃および料金
- (2) 倉庫料金

### (3) 運賃表に計上する運賃

産業連関表(運賃らん)および運賃表に計上する運賃は、ある産業から他の産業、家計、政府等に商品の輸送が行なわれた 場合に生ずる国内貨物運賃である。

#### (4) 運賃表に計上しない運賃

産業連関表(運賃らん)および運賃表に計上する貨物運賃を 上記のように定義した結果,次のような運賃は除かれる。

(1) 国際輸送に係る貨物運賃(国際貨物運賃)

輸出入との関係において成立する価格、関係する経済主体およびその経済活動の種類は、別図に示すとおりである。

産業連関表では、輸出貨物は、FOB価格、輸入貨物は CIF価格によってそれぞれ評価され、「輸出(普通貿易)」 および「輸入(普通貿易)」らんに計上され、貨物運賃も価 格成立の時点を境として国内分を計上する。運賃表でも上記 に見合った貨物運賃を計上することとする。従って、外洋輸 送ならびに国際線の航空輸送に伴なう国際貨物運賃は運賃表 には計上しない。 なお、産業連関表(本表)では、この分のうち、わが国の 航空機および船舶が輸出および3国間輸送に関係する分につ いては、「特殊貿易(輸出)」に計上されている。

### (2) コスト的運賃等

生産者価格が成立する時点以前に発生した貨物運賃は,コスト的運賃とし,運賃表に計上しない。(詳細は後述)

# (3) 流通過程に伴わない運賃

廃土, 廃棄物, ひっこし貨物等は物の流通ではないから, 運賃表には計上しない。自動車輸送の中に大きな比重をしめ る廃土, 廃棄物は, 地下鉄等の公共工事から出る廃土および 清掃作業にともなう廃棄物等で, 屑とは異なり無価値とみな されるため, 産業連関表では, それらを投入する部門は設定 されていない。従って, その輸送に要した運賃は, 運賃表に 計上する運賃のように商品の取引に付随して各桝目にばらされることなく、列部門が運輸をコスト的運賃として投入することになる。

また、ひっこし貨物、駐留軍貨物、建設業の足場、丸太等、 各経済主体が自己の経済活動を円滑に遂行するため、自己の 所有する貨物の移動を行なうために投じた貨物運賃等はコスト的運賃と同様の取扱いとする。

# (4) 郵便物の運賃

郵便物の運賃は、郵便部門の経費として処理され、**運賃表** には計上しない。

別(図

別図	国内貨	物運送(韓	<b>輸出の</b>	場合)	国際	貨物	運 賃 (注1)	国内貨	物運賃	(輸入の	易合)
成立する 価格	生産者価格または工場渡し 価格	FOB価格	各または	船側渡し	CI	F 価	格	,	<b>溝</b> 入	者 価 格	
経済主体	生産		港		¥ <u></u>	~~~	<b>₩</b> ₩		港		消費
経済活動の種類	生 産	陸上輸送等 無	沿岸荷役	はしけ運送		海上 運送 外洋輸送	船内荷役(注2)	はしけ運送(港湾運送)	沿岸 荷役	陸上輸送等 數數 選海 空庫	消 <b>費</b> ・ 投 資

- 注 1. 上図は海上輸送にかかわるものであるが、航空輸送については国際線の貨物運賃がこれに準じて考えることができる。
  - 2. 港湾運送のうちの外航船に対する船内貨物荷役料は運賃表から除かれ、内航船に対するものは含まれて、沿岸荷役、はしけ運送とともに港湾運送に格付ける。

### (5) 運賃表の計算方法

#### 運賃表の計算には

- ① 各産出部門担当者が各輸送機関について産出先ごとに個別に運賃額を求める。
- ② 各産出部門担当者が、各行要素について運賃計算の対象となる取引額をかため、それに当該行部門について計算した平均運賃率を乗じ運賃額を求める等の方法が考えられるが、ここでは、主として農林省担当行部門は①を、農林省以外の省の行部門は②の方法を採用することとする。

ここでは、主として②の推計方法を説明することにする が、①の方法による場合に注意すべき点も含んでいる。

# (1) 運賃表に計上しない取引額の算出

① コスト的運賃(倉庫料を含む)

商品の生産者価格成立以前および購入者価格成立後に商 品の輸送に係る運賃はコスト的運賃と呼び,運賃表には計 上しない。

コスト的運賃は、例えば漁場から生産者価格が形成される水揚地市場までの輸送コストのように、一般の原材料コストと同様に計上される運賃をいう。

なお, タイムチャーターの輸入は, 外洋輸送のコスト的 運賃とする。

コスト的運賃の関係する投入部門担当者が, 行政管理庁 と協議して確定したコスト運賃額は次のとおり。

# コスト運賃一覧

(単位 100万円)

	国 鉄	地方鉄道	道 路	通 運	沿海	港湾	航空	倉 庫
(農 林 省)								
農業サービス			1,520					
薪炭			128					
素材			22867					
遠洋沖合漁業					30			1842
捕鯨					10			
塩	575	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	52	5 2 7	443			
タ バ コ	3,424		868					
(小計)	(3,999)		(32,242)	(527)	(483)			(1,842)
(通 産 省)								
新 聞	811	81	1,316		27			
人 出 版	1,723	172	2,797		56			
(小 計)	(2,534)	(253)	(4,113)		(83)			
(建 設 省)								
建築・土木(廃土砂)			25,286					
(企) 画 庁)				en in de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya				
( 廃棄物処理			4,164	371				
葬儀業			1,166					
√ 郵 便	4,824	95	10,515		155		7,640	
家 計(引越荷物等)	3477	225	3,750 (引越荷物)		140	Ave Alba bil		
(小計)	(8301)	(320)	(19,595)	(371)	(295)		(7,640)	
(行 管)								
√ 特殊:輸出(船内荷役)						59,705		
く 特 需	5,5 2 7		12858	4,946		2,811		2,281
(小計)	(5,527)	3-71	(12858)	(4946)		(62,516)		(2281)
(運輸省)				**************************************				A Village 1
沿海内水面輸送(空コンテナ)						308		
合 計	20,361	573	87,287	5844	861	62824	7,640	4,123

# ② 旅客運賃等

7170-010 航空輸送は、その範囲として、貨物輸送のほか、旅客輸送等の活動が含まれているが、運賃表には、貨物運賃分のみを計上し、旅客運賃等は計上しない。

- (2) 輸送機関別の商品別(541行部門別)貨物運賃対象率の 算出
  - ① 各産出部門担当者は、商品の産出先毎に機関別の運賃対象率 u k を計算する。運賃表採用の機関は、前述の8機関であるので国鉄貨物、地方鉄道等ごとに各商品の産出先別に取引量の何%が運賃の対象となるかを計算する。
  - ② 対象率は
    - ア 自工場消費分の有無とその割合
    - イ 自家輸送分の割合
    - ウ パイプライン輸送の有無
    - エ 輸送距離の長短
    - オ 割引運賃の適用の有無

等を勘案して, きめ細かく求める。

後述の「平均運賃率」を一率に適用することが適切でない列部門、例えば、平均運賃率の1/2の率が適用されるのが適切であるような列部門については、予じめ対象率を50%とするよう処置するものとする。

③ 概念・定義上国内貨物運賃の対象とならない列部門 すなわち対象率0%の列部門は

9210-20 輸出(特殊貿易)

9310-10 輸入(普通 ")

9310-20 輸入(特殊 // )

9200-00 関 税

9330-00 輸入品商品税

# である。

- ④ 商品の流通に郵便を利用する場合は対象率は0%となる。 印刷出版等においては、商品の輸送に郵便を利用する場合が多いが、この時の貨物運賃は郵便部門が支払い、それぞれ投入した列部門の支払いとはしない。従って、これら印刷出版等の産出部門担当者は、その産出額のうちで、郵便を利用して輸送した分を運賃対象から除くこととする。
- ⑤ 輸出品の国内運賃については、前述のとおりFOB価格が成立するまでに要した運賃が計上されるので、国内需要分と同様の方法で対象率を求める。なお、輸入品は、国産品とともに産出配分されているので、それだけを切り離した国内運賃は特に考えない。
- (3) 輸送機関別運賃計算対象取引額の算出

輸送機関別に運賃額計算の対象となる取引額の算出は,生産者価格取引表の各行列要素Xiiに前記(2)の対象率を乗じて求める。

算式は次のとおり。

$$U_{ij}^{k} = X_{ij} \cdot u_{ij}^{k}$$

- (4) 輸送機関別の商品別(541行部門別)貨物運賃額の算出各産出部門担当者は、輸送機関毎に商品別(541行部門別)の運賃計Fkを算出する。この際、下記(5)により運輸省が輸送機関毎に算出した商品群別運賃額Fk/の枠に注意を払うこととする。
- (5) 輸送機関別の商品群別貨物運賃額の算出

運輸省は、輸送機関毎に、既に利用できる商品群別運賃額 EI-O部門とうまく対応できるよう、商品群をさらに細分するよう努力し、 $F_{k}^{k'}$ を算出する。

(6) F^kとF^kとの調整

各産出部門担当者および運輸省は、 $\mathbf{F}_{i}^{\mathbf{k}}$  および $\mathbf{F}_{i}^{\mathbf{k}'}$  の額の調整を行ない $\mathbf{F}_{i}^{\mathbf{k}}$  を確定する。

(7) 輸送機関別の商品別(541行部門別)の平均運賃率  $\mathbf{f}_{i}^{k}$ の算出

平均運賃率は、次式により計算する。

$$f_{i.}^{k} = \frac{F_{i.}^{k}}{U_{i.}^{k}}$$

(8) 輸送機関別運賃表の作成

輸送機関別運賃計算対象取引額マトリックスの各要素U $_{ij}^{k}$ に産出部門別運賃率 $_{i}^{k}$ を乗じて各行列要素F $_{ij}^{k}$ を求める。

$$F_{ij}^{k} = U_{ij}^{k} \cdot f_{i}^{k}$$

(9) 運賃表作成図式

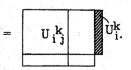
以上を図式すれば次のとおり。

生産者価格取引表 (コスト的運賃を) 別掲したもの) 機関別運賃対象率表

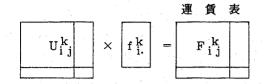
運賃の対象となる生産者価格取引表



× uk



機 関 別 機 関 別 機 関 別 行 別 行別運賃 行別平均 運 賃 額 対象額計 運 賃 率



### 3 商業マージン表

- ① 商業マージン表は、前述の運賃表作成要領に準じて作成するが、以下に扱いを異にする点について説明する。
- ② 商業マージン表の種類商業マージン表は、①6110-000卸売,および②6120-000小売の各流通サービスごとに作成する。
- ③ コスト的商業マージン

輸入商品に直接かからない外国商社からのサービスの提供 (国際収支表では、代理店手数料の支払いとして計上。45 暦年は、119,160百万円)は、商業の輸入として「特殊 貿易の輸入」欄に計上しているが、この額を商業部門(卸売)のコスト的商業として投入することとする。輸出商品に ついての受取代理店手数料(29,520百万円)も同様とする。

また,同一部門間での中古品,具体的には,家計での中古の書籍,衣服,乗用車,道具等,固定資本形成での中古のバス・トラック,機械等の取引は,産業連関表では取引マージンのみが計上されるが,これもコスト的商業として扱うこととする。これら以外には,コスト的商業マージンはないものとみる。

これらを整理すれば、次のとおり。

コスト的商業マージン (100万円)

			•		- // 1	• ,
売		小			売	
代理店	1.	中古	書籍	衣用	と等!	小売
科)				8, 6	3 0	
百万円	7 114					
代理店						
타)						
<b>百分</b> 円						
即売						
等卸売						
ク卸売						
	, .					
				4.5	`	
	代 科 万 开 居 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	大理店 到 到 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	大理店 1. 中古 等) 写万円 大理店 等) 等分円 即売 等卸売	代理店     1. 中古書籍       科)     百万円       代理店     科)       百分円     申売       等卸売	代理店     1. 中古書籍 衣服       科)     8,6       百万円       代理店       科)       百分円       即売       等卸売	代理店     1. 中古書籍 衣服等/ 8,630       百万円       代理店       科)       百分円       即売       等卸売

④ 商品別(541部門別)商業マージン対象率の算出 商業マージンが非対象となる(対象率=0となる)

取引は、自工場消費、自社他工場消費、他社直売、小売直売(卸売について)が考えられる。さらに各商社の産出先ごとに割引マージン率の有無、リベートの有無、流通系統の違い、多段階流通(1次卸,2次卸,3次卸)の有無等を勘案して卸売、小売別にきめ細かく対象率を算出する。

- ⑤ 商業部門が負担した支払貨物運賃の扱い 商業部門が負担した支払運賃を計上する方法には、2通り 考えられる。
  - ① 商業のコストと考え、商業マージン表に含める方法
  - ② 商業マージンの範囲に含めず、運賃は運賃表に、商業マージンは商業マージン表にと並列に計上する方法とである。②の場合は商業の生産額は支払運賃分だけ①の場合より減少する。①は商業事業所における支払いの実態を表わすが、アクティビティ・ベースの原則からはづれることになって不都合なこと、ならびに商品毎(極端には同一商品でも取引先毎)に運賃および商業粗マージン(運賃分を含まない粗マージン)の比率が異なるので、実際推計上困難なこと、一方、運賃については機関別、商品別の統計があることなどを考慮して②の方法をとることとし、商業マージンのうちには支払貨物運賃を含まないものとする。
- ⑥ 運賃と商業マージン

すなわち.

運賃および商業マージンは全ての取引に必ずつくとは限らない。全くつかない自工場消費のような場合もある。一方, 最終需要品のように,これら流通マージンが残らずつくような商品もある。これをタイプ別に示せば次のようになろう。

	MM 0 1			LY 1 2 MICH EIGHOUG JEGO Jo
タイプ	卸売マ	小 l 売 ジ マ ン	運賃	<b>備</b> 考
1 2	00	00	Ox	最終需要向品で、標準的商品取引 // 自家用車のみで運
3	0	×	0	搬されるもの 中間需要向品で、営業車で運搬され るもの
 4	0	×	×	メーカー直売品で、自家用車で運搬 されるもの
5	Х	0	×	,,
6	×	0	0	営業車で運搬さ
7	×	×	00	れるもの 企業内・事業所間取引で、営業車で 運搬されるもの
8	×	×	×	自工場消費品

# 第2節 輸入表

### 1 表の構造

輸入表は、生産者価格評価表の各行の取引額を、国産と輸入 に分割し、そのうちの輸入の部分だけを取りだして1表にまと めたものである。この表において、輸入品は関税および輸入品 商品税込みのCIF価格で評価されている。これによって、い かなる輸入品がいかなる部門で使用されたかが明らかとなり、 さらにこの輸入品の部分を生産者価格評価表の各取引額から控 除すると、国産品の取引表を導きだすことも可能である。

5-2-1表

輸 入 表

			投		中	間		需	要			最	Ŕ	ξ	<b></b>	要		as-
			17.	1	2	3	4	5	6	小	家	民		国	在	輸	小	需
			入	農	I.	商	運	サ	公	ر (۱	計外	間	般政府	総無	庫		, v	要
							輪	l E			消費	消費	府消	国内総固定資本形成				合
							,,,,,	ス		計	支	支	消費支	本形	純		計	計
		産出		業	業	業	業	業	務	н,	出	出	出	成	増	出	"	PI
		1 農	業	0	7	0	0	0	_	7	0	22	0	0	0	0	22	29
	中	2 工	業	0,	15	2	5	1		23	0	21	0, 7	20	0	0	41	64
	間	3 商	業	_	. <del>-</del>	<u></u>	- '	-	· ·	_	: <del>  -</del> ; :			-	: <del>4.</del> )	_	_	<del>-</del>
1		4 運輸	業		. 1 <u>-</u> . 1	<u>. 2</u> 34.4 2		_		-	_	<u>.</u>	-			_		
	投	5 サービ	ス業	0	0	0	0	0	.—	0	0	3			0	0	3	3
-	入	6 公	務	_	<b></b>	<u>-</u> . :	_	_		_	_		· <u>-</u>		- <u></u>		_	-
		合	計	0	22	2	5	1	-	30	0	46	0	20	0	0	66	96

### 2 作成方法

生産者価格評価表の各行の産出額を,推計基礎資料をもとに 輸入分をとり出した。たぶし、基礎資料が全くない行部門につ いては,行部門ごとに求めた輸入率(輸入/供給総額)を用い て機械的に計算したあとで,個別的な情報によって調整した。

# 第3節 副産物・屑発生および投入表

# 1 表の構造

副産物・屑発生および投入表には、生産者価格評価表で特殊な取扱い(マイナス投入方式)をした副産物および屑の発生状況とそれらを投入した状況がわかるよう表示してある。例えば、「石炭ガス」部門に副産物として発生したコークスは、このコークスの競合部門である「コークス」部門の行と発生部門である「石炭ガス」部門の列との交点にマイナスで計上した。さらに、副産物としてのコークス合計額を、それを需要する産業部門の投入額として計上した。

発生額合計らんの計数は、購入者価格評価表の「副産物・屑 発生額」の行の計数と見合っている。

なお, ①副産物・屑のうち輸入分は、別の表に再掲した。また, ②基本表では、部門符号のあとに下記特殊コードを付して, 成品取引と区別してある。

(記)

特殊符号	特殊分類名
2	屑 投 入
3	屑 発 生
4	副産物投入
5	副産物発生

											発:	生 部	門	お	よび	投	入	部	門			合
								中	ı	間	需	要			最	終		需	要			
					· · · ·		1 農	2 I.	3	4 運	5 <del>-1</del>	6 公	小	家計外	民間	一般政	国内総固定資本形成	在庫	輸	輸	小	
										輸	ー ビ ス		×.	消費	消費支	一般政府消費支	定資本	純				
			:				業	業	業	業	業	務	計	支出	出	出	形成	増	出	入	計	計
l	•	1	農		業 {	発生額	-	. –	_				_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
	競	1.	瑟	-1	未し	投入額	-	·	. —		-	_		-	_	-	-	-	<del></del> .	-		
	_	2.	т		業 {	発生額	-1	-6	—	-1	· · · <del>· ·</del>	<del></del> .	-8	-	-1	; <del>-</del>	-2	_	-		-3	-11
	合	7	<b></b>	a	~ι	投入額	-	11.	, ' <b>-</b> ,	· . —	_	-	-	-			· <del>-</del>	, <u>-</u>		4 a 5	-	11
	3217			•			:						14.									
ŀ	部			<b>:</b>	- }				•				14.75							11.		
l	門	6.	公		務{	発生額	-	-	- <del>T</del> :	-	. · -	****	, <del>un</del>	-	4 A —	-, <del>-</del> ,	-	. =	y —	-	; <del>T</del> .	-
l	L.1	0,	-43		30 (	投入額	_	_		_	_	_		_		_ ·		-	<del></del> .	-	_	_
		Δ			⊕1 l	発生額	-1	-6		-1			-8	-	-1	:	-2	-	_	_	-3	-11
		合			計 {	投入額		11	<u> </u>				11	_				_		<u> </u>		11

# 2 作成方法

### (1) 副産物について

品種ごとに産出先が判明しているものについては、それぞれ配分したが、回収硫安については、硫安の生産額より回収の方が多いので各部門の硫安消費額の比率で配分した。また、「その他の石油化学製品」部門で発生したLPGについては、「その他石油製品」部門で生産されたLPGと品種的にはなんら変わるところがないので各部門のその他の石油製品消費額の比率で配分した。

### (2) 屑について

鉄屑および非鉄金属屑については、屑の全消費額を需要額と考え、これに斉合する発生金額を各産業から発生させ、供給額としてバランスをとった。そのほかの屑については、発生額が判明しているので、品種ごとに検討しそれぞれの需要部門に配分した。

# 第4節 雇用表

雇用表は、基本表における租付加価値中の雇用者所得に関連する詳細な情報を提供するものであり、雇用労働の投入に要する 費用すなわち雇用者所得に関する表と従業者数に関する表の二 つから成っている。

# **1** 雇 用 表 1 (雇用者所得)

この表は、ひな型に示すように、雇用労働の投入に必要な 費用を部門別に明らかにしたもので、しかも、賃金以外に、 退職金、社会保険料雇主負担分等の構成項目を明らかにして

5-4-1表 雇用表 1

	, ,		7.				
	1	2	3	4	5	6	
	農	I	商	運	+	公	÷T
				輸	F.		計
	業	業	業	業	ス業	務	
雇用者所得計							
1 常用雇用者賃金	1.						
2 臨時・日雇 労働者賃金							
3 有給役員給与							
4 退 職 金							
5 (雇用主負担分)					. Problem		
6 現物給与評価額							
7 住 宅 費 (雇用主負担分)							

ある。これにより、部門別の労働費用の比較や労働費用の構成の差異などについての分析が可能となる。さらに、雇用者所得以外の付加価値や生産額との関係から、賃金・物価・生産性の関係や価格上昇の波及過程などのいわゆる価格分析を行なうことも可能になる。

なお, この表は, 雇用表 2 との関係でいえば, 有給役員および雇用者の所得に関するものであって, 自営業主および家族従業者の所得は含まれていないので, 注意を要する。

雇用者所得の推計は、その構成項目毎に、1人当りの単価あるいは、常用賃金総額に対する比率等を推計し、それに人数を乗じるという方法で行なったが、その詳細については、第4章に述べたとおりである。

推計の結果では、昭和45年の雇用者所得すなわち、労働 投入に要した費用は、31兆6,846億円で、粗付加価値に占 める割合は、41.7%となっている。雇用者所得の内容をみ ると、常用雇用者賃金が最も多く、25兆5,516億円で雇 用者所得全体の80.6%を占め、次いで、有給役員給与2兆 3,968億円(7.6%)、社会保険料雇用主負担分1兆 4,612億円(4.6%)、退職金1兆858億円(3.4%)、 臨時・日雇雇用者賃金6,347億円(2.0%)という順になっている。

# 2 雇 用 表 2 (従業者数)

この表は、ひな型に示すとおり、生産・サービス活動のために投入された労働の物量を示したものであり、年平均の従業

# 5-4-2表 雇用表 2

	1 1					
1	2	3	4	5	6	
農	I.	商	運	+	公	
			輸	ا ك		計
業	業	業	業	ス業	務	
					<del></del>	
				ng .		
				M. J.		
			A			
	農	農工	農 工 商	農 工 商 運 輸	農工商運サート	農工商運サ公計

者数で表わしている。これと生産額、逆行列係数とにより、労働投入係数、労働誘発係数等が求められる。労働投入係数は、単位生産額当りの必要労働投入量を示すもので、生産性の逆数となることもある。労働誘発係数は、最終需要に対応して、直接・間接に必要となる財貨・サービスの生産に必要となる直接・間接の労働需要の量を明らかにするものである。これにより、最終需要の雇用需要への波及過程と雇用需要の総量が把握でき、労働力流動や就業構造の分析あるいは、経済変動の雇用面への影響に関する分析、さらには、雇用需要の将来予測等が可能となる。

また、この表には、雇用表1との関連で、1人当り有給役員・雇用者所得と1人当り常用雇用者所得とを参考までに掲げ、部門別賃金の比較、分析が可能なようにしてある。

なお、雇用表」が有給役員および雇用者のみに関する表であるのに対して、この雇用表 2 は、それ以外に、自営業主、家族従業者も含んだもので、従業者全体の情報を提供している。 さらに、雇用者については、常用と臨時・日雇とに区分してある。

従業者数の推計は、従業上の地位別に行なったが、そのうち、とくに雇用者数については、産業連関表が需要側からのアプローチであり、また、雇用者所得との関連をもたせる意味で、従来の国勢調査をベースとした推計を改め、事業所統計調査あるいは毎月勤労統計調査等の雇用統計をベースとした推計を行なった。この点を含め、推計方法の詳細については、第4章に述べてある。

推計の結果,昭和45年の従業者数は,5,502万人となった。そのうち、雇用者が3,397万人と最も多く、従業者全体の61.7%を占め、自営業主は、1,056万人で19.2%、家族従業者は869万人で15.8%、有給役員は181万人で3.3%となっている。また、雇用者のうち、91.2%の3,098万人は常用で、残りの8.8%、299万人が臨時・日雇となっている。

# 第5節物量表

### 1 表の構造

物量表は、生産者価格評価表に付帯する主要財の数量表示の 産出表である。すなわち、基本表は原則として実際価格で評価 しているので、同一財貨でも産出先によって取引単価が異なっ ていることや1つの産出部門でもいくつかの細品目があり、こ れらの構成がどのようになっているか不明であることなど物量 分析表としては必ずしも充分ではない。

これらの欠点をできるだけ補正するため、主要物資および産 出先別に著しく単位の相違する物資について数量表示の産出表 を作成するものである。本表を利用することによって基本表の物量分析がより正確になることが期待できる。

5-5-1表

# 物 量 表 (生産者価格)

					中	間	4	需	要	:		最	終		需	要		需	^	生
			-	1 <b>是</b>	2 工	3	4 運輸	5 サービス	6 公	小	家計外消費支	民間消費支	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純	輸	小	要合	控除)輸	産
			3	Ķ	業	業	業	業	務	計	出	出	出	形成	増	出	計	計	入	額
1	農	業							Asha				Alaba Adri v - Alii							
	a ż	₭ {数量 金額	.   .																	
	b 💈	。 【数量 麦	1																	
	ט צ	金額	į																	
2	エ	業														,				
	a 石	炭 数量	- 1														i i			
		金額		i Livis															÷	
										1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							7-1			
1												1821								

# 2 作成方法

各行部門の商品ごとに,産出先別の単価の違いを考慮して取 引数量を求めたが,行部門の品目構成が多様であり,単価の違 いを考慮しきれないものについては、平均単価を用いて数量を 求め、投入側情報にもとづいてできるだけ調整を計ることとし た。

# 第 6 章 産業連関分析の原理

産業連関表を用いたいわゆる産業連関分析は、大きく分けて①経済構造の現状分析、②経済の予測、計画の策定、および特定施 策の経済効果の測定の3つに分けられるが、この報告書では、昭和45年産業連関表の詳細な計数と分析のために便利なように部 門をまとめた統合計数、およびこれらを作成するための方法、各部門の概念、定義の紹介に重点を置き、産業連関分析についての 詳細な分析は、表の利用者にゆだねることとして、本報告書ではわが国経済構造のごく簡単な現状分析のみを行なっている。

以下、簡単に産業連関分析の原理にふれておこう。

# 第1節 投入係数と産業連関分析

産業連関分析は、一言で言えば産業連関表から得られる投入 係数を利用して行なう経済分析の一つの手法であるということ が出来る。したがって、投入係数が産業連関分析にとって決定 的に重要な役割を演ずる。

ある産業の投入係数とは、その産業の各産業からのインプットを、その産業の生産額で割ったものである。(わが国の表は商品×商品の表であって、行は「商品」、列は「商品生産のための生産活動」と呼んでいるが、説明の便宜上以下ではすべて産業とした。)

表1.の仮設例で投入係数を計算すると表2のようになる。

表1. 産業連関表(仮説例1)

		- 1. - 1		産業 1	産業 2	最終需要	生産額	
-	産	業	1	<b>x</b> ₁₁	X 1 2	Yı	$\mathbf{X}_{1}$	
	産	業	2	$\mathbf{x}_{21}$	x 2 2	Y ₂	$X_2$	
-	付	加価	値	V ₁	V ₂			
-	生	産	額	X ₁	X ₂			

表2. 投入係数表

			産業1 j	産業 2
産	業	1	a ₁₁	a _{1 2}
産	業	2	a 21	a 22

$$\sum C_i \cdot \mathbf{a}_{i,j} = \frac{\mathbf{x}_{i,j}}{\mathbf{X}_i} \cdot \nabla \delta \delta_0$$

これは、ある産業の生産物1単位の生産に必要なもろもろの 原材料の額を意味する。

付加価値についても同様な計算が出来る。

$$v_j = \frac{v_j}{X_i}$$

これは、付加価値率といわれ、生産物1単位当り、いくらの付加価値が創出されるかを意味する。

表1に、上で定義した投入係数を代入し、表の横の需給バラ

ンス式を求めると、次のとおりである。

$$a_{11} X_1 + a_{12} X_2 + Y_1 = X_1$$
  
 $a_{21} X_1 + a_{22} X_2 + Y_2 = X_2$  } ....(1)

この2つの式は、未知数が4個の連立方程式を形成しているわけで、たとえば、最終需要 $Y_1$ 、 $Y_2$ に具体的な数値を与えてやれば、連立方程式を解くことによって、産業1と産業2の生産水準を求めることが出来る。

このように、最終需要と生産との間には一定の関係が存在しており、この関係を規定しているのが投入係数である。

なお、上の式は、ある産業部門に対する需要の増加は、それを生産している産業部門の生産増加分のみではなく、原料を各産業から購入するため各産業の生産にも影響を及ぼし、それがまた自部門への反響をもたらす、といった需要増加に対する波及効果の累積結果を計算しうる仕組を示している。

つまり、最初に最終需要が与えられると、各産業はその最終 需要を充足するだけの生産を行なわなければならない。ところ が、この生産を行なうためには技術的にきまっている投入係数 にしたがって原材料を購入する必要が生じ、こゝで第1次の中 間需要が発生する。ところで、この第1次の中間需要を充足す るための生産を行なうには、さらに投入係数にしたがって、原 材料を購入しなければならず、こゝで第2次の中間需要を形成 する。以下同様に中間需要が次々に誘発されこの過程は無限に 続くことになる。この様に繰返して計算して行くことにより、 最初の最終需要が、各産業にどのような波及効果をもたらすか を知ることが出来る。

この考え方が産業連関分析の原理となっており、この考え方 を支えているのが投入係数の安定性という仮定である。

投入係数が常に変動しているならば、 最終需要と生産との間 に一義的な関係を求めることが不可能になるからである。

ところで、投入係数が不変であるということは、その産業が 現実の生産技術に対して代替的な生産技術をもたず、一旦採用 された技術のもとでの投入物の組合わせで、その生産を実行して いることを意味する。

現実にも、企業は種々の生産方法のうち、最適な一つの技術的方法を採用しているはずであり、その技術に対応した設備を備えることになろう。 そして、この設備は最適な技術に対応している限り固定され、したがって、その設備を運転させるために必要な投入物は、その設備が固定されているかぎり不変と考えることが出来る。

もっとも、このことは長期的には技術進歩によって変化する ので、短期的には安定的であると解釈しなければならない。

# 第2節 逆行列係数と産業連関分析

# (1) 逆行列係数

# ① (1-A)-1 Y型

投入係数のところで示したように、最終需要の増加による 各産業への波及効果の追求が、産業連関分析の大きな特質で ある。

表1の仮設例のように、産業部門が2部門だけであれば計算も容易であるが、部門数が増えるほど、その都度繰返し計算を行なうことは困難となり、実際の分析に利用し難くなる。 この要請にこたえるために用意されるのが逆行列係数である。

この係数は、最終需要が与えられた場合における各産業の 生産に対する直接間接の波及効果を示す値である、という経 済的意味をもつ。

いま、投入係数の行列 $\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix}$ を A,最終需要の列ベクトル $\begin{bmatrix} Y_1 \\ Y_2 \end{bmatrix}$  を Y,生産額の列ベクトル $\begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix}$  を X,とすれば、前出の(1)式は,

$$\begin{pmatrix} \mathbf{a}_{11} & \mathbf{a}_{12} \\ \mathbf{a}_{21} & \mathbf{a}_{22} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \mathbf{X}_1 \\ \mathbf{X}_2 \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} \mathbf{Y}_1 \\ \mathbf{Y}_2 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \mathbf{X}_1 \\ \mathbf{X}_2 \end{pmatrix}$$

と表現され、簡単化すれば

$$AX + Y = X$$

これをXについて解くと

$$X - AX = Y$$

$$(I - A)X = Y$$

$$X = (I - A)^{-1} Y$$

となる。ことで」は単位行列であるから、

$$\begin{pmatrix} 1-a_{11}-a_{12} \\ -a_{21} & 1-a_{22} \end{pmatrix}^{-1} = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} \\ b_{21} & b_{22} \end{pmatrix} = B$$

と表現され、これが計算されていれば、(1)式の連立方程式による計算をその都度行なわなくとも直ちに、最終需要に対応

する各部門の生産水準が得られるわけであり、この $B = (I - A)^{-1}$ が逆行列係数である。

# ② (I-A)-1(Y-M)型

前の例では、輸入を含まない単純なモデルの例によったが、 実際の産業連関表には、表3の仮設例2のように、輸入が計 上されている。

表 3 産業連関表(仮設例2)

	産業 1	産業 2	最終需要	輸 入	生産額
産業 1	X 1 1	X 1 2	Y 1	-M ₁	$X_1$
産業 2	X 21	X 2 2	Y ₂	-M ₂	X ₂
付加価値	V ₁	V ₂			
生産額	X ₁	X ₂			

このことは最終需要によってもたらされる波及効果がすべて国内の生産を誘発するものではなく、その一部は海外へ流出する。つまり、輸入に依存しなければならないことを意味する。

ところで、この波及効果の海外への流出分を把握する方法 にもいくつかのタイプがある。以下、それぞれについてその 得失をみてみよう。

最初のタイプの表は、次に示すような需給バランス式を導 く。すなわち、行列形式で表示すると、

この式は競争輸入型の需給バランス式で、国内生産額と輸入額が中間需要と最終需要をまかなっていることを表わしている。別の見方をすれば、国内生産額は、総需要から輸入額を 一括控除した分と見合っていることを意味する。

(2)式から

$$X - AX = Y - M$$

$$(I - A)X = Y - M$$

が得られ, 各産業の国内での生産水準は,

$$X = (I - A)^{-1} (Y - M)$$

と定義される。

このモデルは、最終需要(Y)とともに、輸入額(M)も外生的に 与えられた場合、この最終需要を満たすため必要な国内での 生産額(X)を算出することができることを意味している。

しかし、元来、輸入額は国内での生産活動によって規定される性格のものであるが、このモデルでは、内生的に決定さ

れるべき輸入額を先決的に与えねばならないという不合理性 を有している。

# ③ (I-A+M)-1 Y型

そこで、輸入は国内での各産業の生産水準に応じて誘発される性格のものであって、輸入は内生的に取扱われなければならないという立場に立って、品目別の輸入係数を定義すれば、次のようなモデルが展開される。

品目別輸入係数を,

$$m i = \frac{M_i}{X_i}$$

とし、これをエレメントとする対角行列  $egin{pmatrix} m_1 & 0 \\ 0 & m_2 \end{pmatrix}$  をMとす

れば、輸入の品目別列ベクトルは、

$$M = MX$$

となる。(2)式にこれを代入すれば,

$$X = AX + Y - MX$$

が得られ,変型して,

$$(I - A + M) X = Y$$

となり、各産業の国内での生産水準は、

$$X = (I - A + M)^{-1} Y$$

として示される。

ところで、このモデルでは輸入額を該当する部門の生産額で除した、輸入係数一定の仮定をとっている点に問題がある。つまり、この仮定は輸入品を消費するか、国産品を消費するかは消費部門によって差はなく、すべての消費部門について輸入品消費比率が一定であるという前提に立っており、必ずしも現実の経済を説明していない点が問題である。

仮に分析の便宜上この点を是認したとして, なお, このモ デルにおけるもう一つの問題がある。

それは、①最終需要(Yは国産分のみではなく、輸入分も含んでおり、しかも②最終需要(Yに占める国産分と輸入分の割合は1:m; であると仮定している点である。

①の仮定については、消費支出および投資関係の最終需要項目については満たされているが、輸出の場合には明らかに満たされていない。

すなわち、定義上、輸出は国内生産物の外国への出荷額が 計上され、単なる通過取引は計上しない建前になっているの で、輸出品の中に一定割合で輸入分が含まれるという仮定は 明らかに誤まりである。

このモデルによって輸出による生産誘発額を求めると、それが実際の輸出額より少なく計算される場合も生じ、事実上あり得ないことが計算上生じる。

これは、このモデルが、輸出についても他の諸部門と同一 の輸入品消費率を仮定せざるを得ないという前提に立ってい るからである。

なお、②の仮定については、最終需要項目ごとに国産分と 輸入分の割合にかなり差があり、統一的な輸入係数を適用す ることに問題はあるが、モデルが競争輸入型である以上、や むを得ないことであろう。

# 

上記2つのモデルの欠点をとり除くために、最終需要項目 のうちの輸出については特別の取扱いをして、この問題を解 決することゝしたのが、このモデルである。

このモデルにおける、輸出についての特別な扱いとは、

- (1)最終需要を輸出(E)と輸出以外の項目(Y)に分けて、需給バランス式を設定したこと。
- (2)輸入係数の定義を,輸入額と生産額との比率から,輸入額と輸出を除く総需要との比率に改めたことである。このモデルでは,輸出には全く輸入分がないような扱いにしている。すなわち,需給バランス式は,

$$AX + Y + E - M = X$$
 (3) 輸入係数  $M$  を、

$$\bigwedge_{\mathbf{M}} = \frac{\mathbf{M}}{\mathbf{A}\mathbf{X} + \mathbf{Y}}$$

と定義すれば、

$$\mathbf{M} = \mathbf{M} \left( \mathbf{A} \mathbf{X} + \mathbf{Y} \right)$$

と表わされ、これを(3)式に代入すると次のモデル式が設定される。

$$AX+Y+E=X+M(AX+Y)$$

変型して.

$$AX + Y + E = X + MAX + MY$$

$$Y + E - MY = (I - A + MA)X \dots (4)$$

が得られ, 求める生産水準は,

となる。

この式の、(I-M)Aは、輸入品消費比率に部門差がないと仮定した場合の国産品投入係数を意味し、(I-M)Yは、同じ仮定のもとでの国産品に対する国内最終需要を意味する。

そして, この式の逆行列は, 輸入係数の適用に際して, 輸出を特別に取扱っているという点で, 前のモデルに比して実態的である。

以上、輸入を競争型で扱ったモデルについて、3つの方法を述べてきたが、国産自給率行列を用いることによって一応経済的意味のある分析をすることができることが知らされた。しかし、この分析方法でも、その仮定(国産自給率一定の仮定)、つまり「ある品目の投入について、その国産分と輸入分の投入割合はすべての産業において同一である」が成り立つことを前提としているわけである。これらのことを考えると、各品目ごとに輸入係数が1つずつであるということによる競争輸入型モデルの分析の限界が明らかに理解される。

もちろん, 競争輸入型モデルの分析方法の改善はいくつかの 方法が考えられているが, この報告書では扱っていないので ここでは省略しておこう。

# ⑤ (I-Ad) Yd型

非競争型の産業連関表は、表4の仮設例3のように国産分と輸入分とが分かれている。

		(4 )生 2	<b>产 连 天 </b>	L DE LAZ DIII	J /	
		産業 1	産業 2	最終需要	輸入	生産額
国	産業1	$\mathbf{x}_{11}^{\mathbf{d}}$	x 1d	Υ ^d		X 1
国産分	産業 2	x d	$x_{22}^{d}$	Y d		X 2
輸入分	産業1	x m	x m	Ym	M 1	
分	産業 2	x m	$x_{22}^{m}$	Y ^m	M ₂	
付	加価値	V ₁	V ₂			-
	产 類	x.	X.			

表4 産業連関表(仮設例3)

従って、需給バランス式も2つの式がなり立つことになるが、投入係数をそれぞれ

$$a_{ij}^{d} = \frac{x_{ij}^{d}}{X_{j}}$$

$$\mathbf{a}_{i j}^{m} = \frac{\mathbf{x}_{i j}^{m}}{X_{i}}$$

と定義すれば、国産分についてのバランス式は,

 $A^dX + Y^d = X$  .......(6) となる。ここで、 $A^d$  は国産品投入係数、 $Y^d$  は国産品に対する最終需要であり、添字 d は国産分であることを示している。Xはもともと国産分のみであり、 $X^d$  と書かれるべきものであるが、従来の書き方にしたがって d を省略してある。

輸入分については、

るが、これを競争輸入型のモデルと比較してみるとつぎのよ うな関係になっている。まず投入係数行列の関係において

$$A = A^d + A^m$$

が成り立つことは、投入係数を国産分と輸入分に分けたこと から当然である。まったく同様に、最終需要についても

$$y = yd + ym$$

が成立する。

したがって、非競争型の両式(6)、(7)を加え合わせると、

$$(A^{d} + A^{m}) X + (Y^{d} + Y^{m}) = X + M$$

つまり.

#### AX + Y = X + M

という競争輸入モデルの基本式が得られる。このことは、投入係数(A)および最終需要(Y)を国産・輸入に分解して考えたものが非競争輸入モデルであり、合成して考えたものが競争輸入モデルであることを数式によって明らかに示している。

非競争輸入モデルの分析式は、普通の場合(6)式を用いてなされ、これから

$$X = (I - A^d)^{-1} Y^d$$

が得られるので、 $Y^d$  を与えると( $I-A^d$ ) $^{-1}$ をとおして 生産水準Xを求めることができる。

実際問題として国産分・輸入分の投入割合は各部門によって異なるであろうから、それらが反映するような分析をした、い場合には、非競争モデルを利用すべきであるということができる。

一方, この非競争モデルはつぎのような短所をもっている。 その1つは, 非競争輸入型の表を作成することの困難さで ある。部門別・投入品目別に国産・輸入分を分割して表につ くることはかなり困難な作業であり, 非競争輸入の表が実際 に少ないのもそのためである。

第2にはこの国産・輸入別の投入割合が固定しているという仮定が実際の生産構造をよく反映しているかどうかについての疑問である。生産者はむしろ国産・輸入の区別を明確にして投入することは少なく、品目別投入額にのみ関心があることが普通であろう。この意味では競争輸入モデルのほうが現実的であるということもできる。

### (2) 影響力係数と感応度係数

すでに述べたように、逆行列係数の列は、その列部門の最終 需要が1単位生じた時(増加した時)の各行部門の直接間接の 必要生産量を示し、その合計は産業全体の生産増加量である。

したがって、列和の総和を部門数で除した平均値と各部門の 列和の比率を求めると、どの列部門に対する単位当たりの需要 が、全産業(行部門)に与える影響の度合いが強いかを知ることが出来る。

これが影響力係数であり,次の式で表わせる。

影響力係数 = 
$$\frac{\sum_{i=1}^{b} i j}{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^{b} i j}$$
 (逆行列係数の列和)

(n:部門数, b; ; 逆行列係数)

同様に、逆行列係数の行和は、各列部門の最終需要1単位に対し、その行部門が直接間接に供給すべき量であって、その平均値と、各部門の行和の比率を求めると、各部門に対する最終需要1単位により、どの行部門がどれ位反応を受けるか、その反応の度合を知ることが出来る。

これが感応度係数であり、次の式で示される。

感応度係数 
$$=$$
  $\frac{\sum_{j=1}^{b} i_{j}}{\sum_{\substack{i \in \mathcal{D} \\ n_{i} \in j}} i_{j}}$  ( 逆行列係数の行和の平均値 )

# 第3節 最終需要と生産,輸入および 付加価値との関係の分析

# (1) 最終需要と生産

#### ① 生産誘発額

各産業部門は、中間および最終需要を満たすため生産を行なうが終局的には最終需要によってその生産水準が決定される。

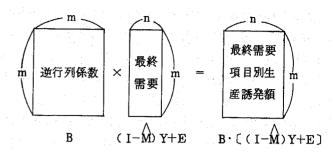
したがって、各産業部門の生産がどの最終需要によって支 えられているかを知れば、最終需要の変動に対する生産水準 への影響が分析できる。

このためには、逆行列係数に最終需要ベクトルを最終需要項目別に示し、それぞれの最終需要によって誘発される生産額を求めれば良い。

この節で述べる諸計数は、60部門統合表で計算した  $\left(\mathbf{I} - (\mathbf{I} - \mathbf{M}) \mathbf{A}\right)^{-1}$ 型の逆行列に基づいて説明する。(説明用の13部門表で計算した  $\left(\mathbf{I} - \mathbf{A} + \mathbf{M}\right)^{-1}$ 型のものによる説明は別途行なう。

逆行列係数 Bは [ I - ( I - M) A] 型であり、最終需要でクトルのうち、国産品に対する国内最終需要を(I-M) Y(内訳は、①家計外消費支出、②民間消費支出、③政府消費支出、④総固定資本形成、⑤在庫純増)、輸出をEとすれば、最終需要項目別生産誘発額はB・[(I-MY_①~⑤]とB・Eの和となる。

これを図式化すれば、



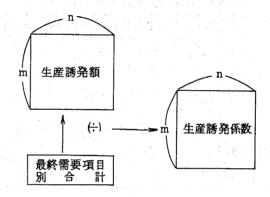
(たゞしmは内生部門数, nは最終需要部門数) 然のことながら、最終需要項目別生産誘発額を合計。

当然のことながら、最終需要項目別生産誘発額を合計する と、総生産額に一致する。

# ② 生産誘発係数

最終需要項目別の生産誘発額をそれぞれ対応する最終需要項目の合計で除けば、最終需要の生産誘発係数が得られ、項目別単位最終需要が各産業の生産をいかほど誘発するか知ることが出来る。

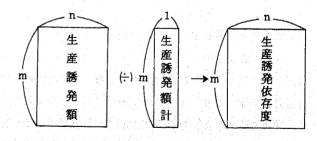
これを図式化すれば,



#### ③ 生産誘発依存度

項目別最終需要によって誘発された産業別の生産誘発額について、最終需要項目別の構成比を求めれば、各産業の生産がいかなる最終需要によって、いかほど支えられているか知ることが出来る。これを生産の最終需要依存度と呼ぶ。

図式化すれば,



なお, これは後述の最終需要項目別付加価値誘発額から計算しても結果は変らない。

# (2) 最終需要と輸入

#### ① 総合輸入係数

各産業部門は、需要をまかなうため生産を行なうが、需要 (中間需要および最終需要)はすべて国産品に依存するわけ ではなく、その一部を輸入品に頼っている。

産業連関分析は、最終需要によって誘発される生産の波及効果の追求をその主体としているが、輸入についても同様に考え、最終需要によって生産が誘発される場合、その生産を行なうために直接間接に必要とする輸入額を求めることが出来る。

すなわち、単位当りの最終需要により誘発される直接間接の生産額を示すのが逆行列係数であるから、逆行列係数を用いて各産業の最終需要単位当りの直接間接の輸入量が計算できるわけで、輸入をすべて内生化して扱う場合には、逆行列係数に、行部門ごとの生産単位当りの輸入額(輸入係数)を乗ずれば、最終需要単位当りに必要な輸入額が得られる。

ところで,60部門統合表で用いた[I-(I-M)A] 型 モデルでは,この総合輸入係数の性格が若干異なる。

60部門統合表では、輸入係数を国内需要に対する輸入額の比率と定義したいめ、総合輸入係数は次のように算出される。

すなわち、輸入額は,

$$M = \bigwedge^{\Lambda} (AX + Y)$$

と定義され, 生産額は

$$X = B \left( \left( I - M \right) Y + E \right)$$

であるから, これを上の式に代入して展開すると,

$$\mathbf{M} = \bigwedge^{\mathbf{M}} \mathbf{A} \mathbf{B} (\mathbf{I} - \bigwedge^{\mathbf{M}}) \mathbf{Y} + \bigwedge^{\mathbf{M}} \mathbf{A} \mathbf{B} \mathbf{E} + \bigwedge^{\mathbf{M}} \mathbf{Y}$$
$$= (\bigwedge^{\mathbf{M}} \mathbf{A} \mathbf{B} (\mathbf{I} - \bigwedge^{\mathbf{M}}) + \bigwedge^{\mathbf{M}} \mathbf{A} \mathbf{B} \mathbf{E}$$

すなわち、輸入量(M)は、輸出を除く最終需要(Y)1単位により誘発されるものと、輸出(E)によって誘発されるものを合計したものとして定義される。

したがって、総合輸入係数も、この2つの最終需要に対応 するものとして2通りで算出されることになる。

すなわち、 [MAB(I-M)+M]とMABである。 なお、MABは、逆行列係数(Bに輸入品投入係数(MA) を乗じたものを意味する。

これを列ごとに加えたものが総合輸入係数である。

#### ② 輸入誘発額

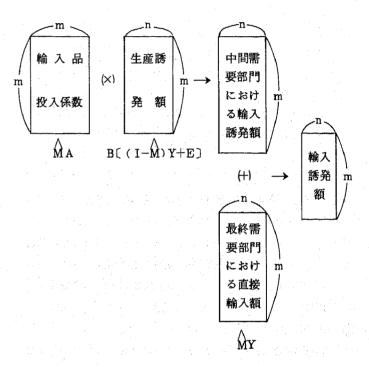
上記, 2通りの係数  $\{MAB(I-M)+M\}$  およびMAB に,それぞれ対応する最終需要項目を与えれば,最終需要項目別輸入誘発額が求められる。

また、これは、上記の式、

# M = MAB (I - M) Y + MABE + MY

からもわかるように、最終需要項目別の生産誘発額B[(Iー人 M)Y+E]に輸入品投入係数MAを乗じ、中間需要部門における輸入誘発額MAB(I-M)Y+MABE を求め、さらに輸出を除く最終需要部門における直接輸入額MYを加算したものである。

これを図式化すれば、



最終需要項目別輸入誘発係数,同依存度はさきに述べた生 産誘発係数,同依存度と同じ定義である。

# (3) 最終需要と付加価値

#### ① 総合付加価値係数

生産額に対する付加価値額の割合は、単位当りの生産の付加価値額を示し、付加価値率と呼ばれる。

すでに述べたとおり、生産水準は最終需要によって決定されるから、結果的には最終需要が付加価値の源泉といえる。

そこで, 最終需要単位当りの付加価値額を求めれば, 最終 需要によって誘発される直接間接の付加価値が得られる。

逆行列係数に付加価値率を乗じ

すなわち

$$\bigvee [I - (I - \bigwedge) A]^{-1}$$

を求め、これを列について集計すれば総合付加価値係数が求 められる。

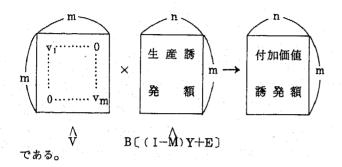
# ② 付加価値誘発額

上記

Bに各最終需要項目を乗ずれば最終需要項目別の付加価値誘発額が得られる。

また、別に求められている最終需要項目別の生産誘発額行列の各行に、それぞれ対応する部門の付加価値率を乗ずることによっても付加価値誘発額が求められる。

これを図示すれば,



# (4) (I−A+M)¹Y型における誘発額等

今までの説明では、60部門統合表での計数の計算が、  $[I-(I-M)A]^{-1}$ 型の逆行列係数を用いているため複雑になっているが、総合解説編での説明のため用意した $(I-A+M)^{-1}$ 型の係数を用いて、今までとは違った別の角度からこれを説明しておく。

# ① 誘発額

逆行列係数 B が(I-A+M) $^{-1}$  の場合の最終需要の生産 誘発額は、

ΒY

で計算できる。

ここでYは最終需要項目別(たとえば、消費、投資、輸出別)であるから、

Y = ( C I E )

これにBを掛けることによって、

$$[X^{C}X^{I}X^{E}] = B[CIE]$$

が計算され、 $X^c$  が消費による生産誘発額、 $X^I$  が投資による生産誘発額、 $X^B$  が輸出による生産誘発額を示していることになる。

これを、2部門モデルで要素表示すると

$$\begin{pmatrix} X_1^{\text{C}} & X_1^{\text{I}} & X_1^{\text{E}} \\ X_2^{\text{C}} & X_2^{\text{I}} & X_2^{\text{E}} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} \\ b_{21} & b_{22} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} C_1 & I_1 & E_1 \\ C_2 & I_2 & E_2 \end{pmatrix}$$

となる。

以上によって生産誘発額が計算できたが、この生産誘発額の左から付加価値係数を掛ければ付加価値誘発額、輸入係数を掛ければ輸入誘発額が計算できる。

付加価値誘発額について、2部門モデルで示せば次式のよ

うになる。

$$\begin{bmatrix} \mathbf{V}_1^{\mathtt{O}} & \mathbf{V}_1^{\mathtt{I}} & \mathbf{V}_1^{\mathtt{E}} \\ \mathbf{V}_2^{\mathtt{O}} & \mathbf{V}_2^{\mathtt{I}} & \mathbf{V}_2^{\mathtt{E}} \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \mathbf{v}_1 & \mathbf{0} \\ \mathbf{0} & \mathbf{v}_2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} \mathbf{X}_1^{\mathtt{O}} & \mathbf{X}_1^{\mathtt{I}} & \mathbf{X}_1^{\mathtt{E}} \\ \mathbf{X}_2^{\mathtt{O}} & \mathbf{X}_2^{\mathtt{I}} & \mathbf{X}_2^{\mathtt{E}} \end{bmatrix}$$

ここで♥は付加価値係数, Vは付加価値誘発額である。これを行列を用いて書けば,

$$(V_0 \ V_1 \ V_E) = \bigvee_{i=1}^{n} (X_0 \ X_1 \ X_E)$$

輸入誘発額についても次式のようにまったく同様な式が得られる。

$$(M^{\circ} M^{I} M^{E}) = \bigwedge^{\bullet} (X^{\circ} X^{I} X^{E})$$

ここで最終需要と付加価値誘発額を直接結ぶと,上の関係 から

$$( N_0 N_1 N_E ) = \bigwedge B ( C I E )$$

となる。

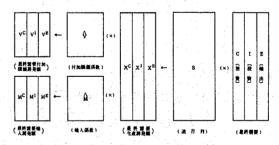
ここで
$$\bigvee B$$
は  $1$  つの行列であるから  $B^{\mathbf{v}} = \bigvee B$ 

とおくことができる。この行列によって最終需要から直接付加 価値誘発額を計算できることになる。輸入誘発額についても まったく同様である。

$$B^{M} = M B$$

このような、 $B^{V}$ 、 $B^{M}$  のことを準逆行列と呼んで、逆行列 が生産誘発額を計算できることに対応したものとして使用さ れている。

以上のことを図示してみると、下図のようになる。



# ② 生産誘発係数など

これらの諸係数は、上記の最終需要項目別誘発額を用いて 計算される。付加価値、輸入についても生産とまったく同様 にして計算できるので、ここでは生産誘発額についてのみ述べる。

まず生産誘発係数とは、項目別の最終需要計の1単位がどれだけ生産を誘発したかを示す係数であり、最終需要項目別 誘発額を最終需要項目別列和で割ることによって得られる。

2部門モデルで表示すれば次式のとおりである。

$$\begin{bmatrix} X_{1}^{\text{C}} & X_{1}^{\text{I}} & X_{1}^{\text{E}} \\ \hline C. & I. & E. \\ \hline X_{2}^{\text{C}} & X_{2}^{\text{I}} & X_{2}^{\text{E}} \\ \hline C. & I. & E. \end{bmatrix}$$

ここで, C., I., E. は列計を表わしている。

# ③ 依存度

つぎに, 依存度とは誘発額全額に占める最終需要項目別の 割合であり, 誘発額全額(部門別)で割り算をすることによって計算される。

2部門モデルの例でいえば、次式のとおりである。

$$\begin{bmatrix} X_{1}^{0} & X_{1}^{I} & X_{1}^{E} \\ \hline X_{1} & X_{1} & X_{1} \\ \hline X_{2}^{0} & X_{2}^{I} & X_{2}^{E} \\ \hline X_{2} & X_{2} & X_{2} \end{bmatrix}$$

簡単にいえば, 誘発係数が縦割であるとすれば, 依存度は 横割である。

#### 4 総合係数

総合係数とは一口でいえば準逆行列の列和をとったもので あるということができる。

総合係数には総合輸入係数、総合付加価値係数などが考えられるが、ここでは総合輸入係数を例にとって述べることにする。

準逆行列とはすでに述べたように,逆行列にたとえば輸入 係数を掛けたものである。

2部門モデルの場合では

$$\begin{pmatrix} m_1 & 0 \\ 0 & m_2 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} \\ b_{21} & b_{22} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} m_1 b_{11} & m_1 b_{12} \\ m_2 b_{21} & m_2 b_{22} \end{pmatrix}$$
がそれである。

これを列ごとに加えたものが総合輸入係数と呼ばれるもの であり、一般的には

$$\sum_{i} m_{i} b_{i,j}$$
 (  $j = 1$ , 2, ...,  $n$ )

と書かれるものであり、 j番目の要素は第 j産業の最終需要 1単位の増加によって全産業の輸入計がどれだけ増加するかを示していることになる。

これらの式を行列を用いて書けば i MB

となる。

ここで、 $i=(1,1,\cdots,1)$ で列和をとるオペレータ である。まったく同様にして総合付加価値係数は $i \bigvee_{i} B$ 

となることは容易に知られる。

# 第4節 経済の予測分析

以上では、産業連関分析の基礎となる投入係数、逆行列係数 の説明と経適構造の現状を分析する手法について説明したが、 以下では、将来の経済構造を予測する手法について説明する。 これは経済施策の評価や経済計画の企画・策定などにも共通する。 なお,この手法は種々の工夫を容れる融通性に富んでいるので,そのすべてを尽くすことはできない。したがって,ここではその基本だけを述べる。

また、この手法は次の事柄が基礎になっている。

- ① 各産業部門の最終需要が与えられた場合に、それを満たす ために必要な各産業部門の生産額をもとめる。
- ② 各産業部門の生産額が与えられた場合に、それらが満たされる各産業部門の最終需要額をもとめる。
- ③ 賃金や運賃など公共料金の上昇額が与えられた場合に、各 産業部門の生産物価格をもとめる。

# (1) 生產額予測

産業連関分析の基礎となる投入係数や逆行列係数について 説明した際に,逆行列係数について輸入の扱いによるいろい ろなモデルについての得失にふれたが、いま分析に用いるモ デルを前掲④型の

X=[I-(I-M)A] [(I-M)Y+E] によることとし、予測年次の最終需要額の見通しを、①輸出ベクトルEと②輸出を除く最終需要ベクトルのうち国内品に対する最終需要額(I-M)Yの別にたてて、上式によって計算を行なえば、予測年次の産業部門別生産額Xが求められる。

ここで、予測年次の最終需要額の見通しの立て方について は、次の2つの立場があり、両者いずれも考えられる。

- (1) たとえば、公共投資の実施、輸出の増加推進など、実行 可能なある意図をもって種々の変化を見通しに織り込み、 予測された将来の経済構造のなかにその効果を確かめる。
- (2) とくにどうという意図を持たずに、自然の成り行きだけ を見通しに織り込み、予測された将来の経済構造のなかに 欠陥の有無を探ぐる。

なお、上のモデルまたは類似のモデル式をもちいる場合に、 民間消費支出額が雇用者所得額と自動連動していないことに 注意する必要がある。

たとえば、公共投資が実施されるとそれは一般に、

□ 公共投資の実施 → 名産業部門の生産額の増加 → 名産業部門の雇用者所得額の増加 → 名産業部門の 民間消費支出額の増加

という経過をたどって、結局最終需要額の増加が誘発されるはずですが、この最後の部分が上のモデルまたは類似のモデル式には織り込まれていない。したがって、この最後の部分の波及効果をもとめるには、改めて上のモデル式をもちいてそこだけもとめていくか、あるいは上のモデル式にこれが自動連動するような装置を、取り付ける工夫をする必要がある。なお、この考慮は営業余剰についても必要である。

### (2) 最終需要額予測

同様にして、予測年次の産業部門別生産額の見通しが与えられれば、この生産額を前掲(4)式から

$$(I - M)Y + E = (I - A + MA)X$$

に代入して、予測年次の産業部門別最終需要額がもとめられ、 やはり予測年次の経済構造が明らかにされる。

ところで、このような将来の経済構造の予測をおこなうに 当たっては、常に投入係数や輸入係数の安定性、与えられた 産業部門別最終需要額あるいは生産額の妥当性、価格体系の 変化などについて注意しておく必要がある。 このような注意は 産業連関表の対象年次と経済構造の予測年次とが離れれば離 れるほど大切になってくる。

なお, これらの問題をどのように取扱ったらよいかについては, 普辺性のある解決方法はまだない。したがって, 利用目的に沿って適宜処理していくことにならざるを得ない。

#### (3) 価格分析

これまでの分析は、産業連関表を行方向にみた物量バランスからの分析であった。これに対してこれから述べる分析は、 産業連関表を縦方向にみた価格分析である。

最初の投入係数表にもどろう。

	産 業 1 (農業品)	産業 2 (工業品)
産 業 1 (農業品)	a ₁₁ P ₁	a ₁₂ P ₁
産 業 2 (工業品)	a ₂₁ P ₂	a ₂₂ P ₂
付加価値 (賃金)	$\mathbf{W}_1$	W ₂
	$P_1$	P ₂

この表を縦にみて価格のバランス式をたてるとつぎのようになる。いま農業品の価格を $P_1$ , 工業品の価格を $P_2$ とする。農業品の価格  $P_1$ はインプットの費用(農業品  $a_{11}$  単位分の費用  $a_{11}$   $P_1$ と工業品  $a_{21}$  単位の費用  $a_{21}$   $P_2$ )および賃金 $W_1$  から構成されていると考えると、

$$a_{11} P_1 + a_{21} P_2 + W_1 = P_1$$

が成り立つ。工業品についても同様に考えると,

 $a_{12}P_1 + a_{22}P_2 + W_2 = P_2$ 

が成り立つことがわかる。

これを行列表示すると

$$\begin{bmatrix} \mathbf{a}_{11} & \mathbf{a}_{21} \\ \mathbf{a}_{12} & \mathbf{a}_{22} \end{bmatrix} \quad \begin{bmatrix} \mathbf{P}_1 \\ \mathbf{P}_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} \mathbf{W}_1 \\ \mathbf{W}_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \mathbf{P}_1 \\ \mathbf{P}_2 \end{bmatrix}$$

となる。こゝで

$$A = \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{pmatrix}$$

と定義してあるので、上式の投入係数  $a_{ij}$  は Aの要素が転置した形をしている。 すなわち、

$$A' = \left(\begin{array}{ccc} a_{11} & a_{21} \\ a_{12} & a_{22} \end{array}\right)$$

となり、行列式で書けば

$$A'P+W=P$$

となる。これから

$$(I - A')P = W$$

したがって、 $P = (I - A')^{-1} W$ 

が得られる。ここで,

$$X = (I - A)^{-1} Y$$

と比較してみるとまったく同一の形をとっていることがわかる。一方は最終需要(Y)を与えることによって、波及構造  $(I-A)^{-1}$ をとおして生産額(X)が求められるのに対して、他方は賃金(W)が与えられると、波及構造 $(I-A')^{-1}$ をとおして価格(P)が定められることになっている。

ここで注意しなければならないのは、一方では投入係数Aが用いられているのに対して他方ではその転置行列A'が用いられていることである。

このように、産業連関分析では生産額予測分析、需要予測分析と価格分析があり、形式的にはまったく対象的(正確には双対)である。価格分析のほうは、シャドウ・プライス的な意味が濃く、現実の価格のニュアンスとかなり異なっているため、相対価格としての使われ方、たとえば賃金上昇にともなう物価上昇の分析や、運賃などの公共料金の値上げにともなう物価上昇の分析などに用いられることが多い。価格分析については、これらのほかに価格が無限に波及するかどうかについての疑問、つまり各部門のクッションがかなり波及をくいとめるのではないかなどの理由によって、その利用頻度は前者の分析にくらべて低い、やはり産業連関分析の主流は、生産または物量分析であるといわざるをえない。

#### (4) 産業連関分析の事例

わが国における産業連関分析の事例を大別すると、①経済 構造の現状分析、②経済の予測・計画のフレーム作成、③特 定施策の経済効果測定の3つに分けることができる。

①は主として産業連関表の作成者によって行なわれており、 従来作成された殆んどすべての産業連関表について実施され ている。これらの分析では、表作成年次の逆行列係数を利用 して当該年次における最終需要と生産との関係、最終需要と 付加価値との関係、および最終需要と輸入との関係等が機能 的に明らかにされている。また2時点以上の表を利用して, 時点間における構造変化の態様および原因を明らかにすることもできる。

②は将来における最終需要を予測してその最終需要水準に 見合う生産水準を求めようとするもので、その代表的事例と しては、関西経済連合会による昭和37年日本経済の予測、 仙台通産局による東北地方の産業別経済構造の予測および経 済企画庁による経済社会発展計画、経済社会基本計画への利 用等がある。この種の利用では、単に特定年次の産業連関表 のみではなく、予測年次にいたる間の投入係数および輸入係 数等の変化に関する情報や最終需要予測のための計量経済モ デルの導入等が必要となる。

③は特定の経済施策が各産業にどのような波及効果をもたらすかを測定しようとするもので、財政支出の波及効果の測定、特定公共事業の経済効果の測定、企業誘致効果の測定等の物量分析と運賃その他特定部門の価格引上げの影響の測定等の価格分析とにわかれる。前者はそれぞれの経済活動に伴なう支出を最終需要として外生的に与えることによって各産業への生産波及効果を測定しようとするものであり、各種の代替的政策手段のもつ経済効果の量的解明に役立っており、後者は特定部門の価格変動(たとえば公共料金値上げ)に伴う各産業の投入係数の変化が究極的に各産業の価格にどのような影響を与えるかを測定しようとするものであって、いずれも②の総合的な経済予測の場合にくらべて適用が比較的簡単であり、かつアップ・トウ・デートな問題に対して明快な回答を与えてくれるという点で広く政府や民間の諸機関で利用されている。

わが国で産業連関表を個別産業の問題に利用した最初の例は、日本鉄鋼連盟による鉄鋼の必要生産額の予測であった。この予測は昭和32年に行なわれ、昭和37年を予測年次とするものであった。また、関西経済連合会では、昭和35年に、昭和37年日本経済の産業別生産額の見通しを、産業連関分析の手法により行なったが、これは、産業間の斉合性のある包括的予測のはじめての適用例であった。同じ年に、関西経済連合会では近畿経済の将来を予測している。東北経済開発センターと機械工業連合会では昭和38年に、昭和45年予想産業連関表を作成し、東北地域の総合開発と機械工業の役割にかんする包括的な評価を試みた。

鋼材俱楽部では、鉄鋼需要の次年度予測にたいして産業連 関分析を適用しており、産業連関分析の手法の適用を試みた。 通商産業省産業構造研究会では昭和40年に、産業連関表を 用いて昭和42年におけるわが国経済の産業別予測を試み、 産業構造高度化にかんする包括的な解明を行なっている。 機械振興協会経済研究所で毎年試みられる機械工業の需要 予測は、計量経済モデルと連動して、各産業別の総需要、雇用、輸出入にかんする包括的予測を行なっている。

農林省では、とくに農業部門を詳細に分類した「農業を中心とした産業連関表」を作成し、この表によって、昭和55年までにいたる農業の年次別推移を他産業、とくに食料品産業との相互一貫性を貫いて包括的に予測している。

阪神都市協議会では昭和37年に、昭和42年阪神都市圏の産業構造、雇用構造、労働生産性ならびに所得構造について、産業連関表を分析の主軸としつつ、産業間に斉合性のある予測値を得るための包括的なシミュレーション分析を行なっており、また、札幌通商産業局、仙台通商産業局、四国通商産業局などでは、それぞれの地方の民間研究団体と協力して、それぞれの地域の産業構造についての予測を試みている。

産業連関の手法による分析結果が、わが国の経済計画の実際的策定にたいして本格的に利用されたのは、経済審議会による中期経済計画以降の経済計画についてであった。そこでは、とくに、投入係数の修正について、いわゆるRAS方式が採用され、さらに、最終需要の予測にかんしてはエコノメトリック・モデル分析が適用され、両モデルの連動により計画数値が算出されている。

そのほか、各都道府県、大都市の多くでは、各地域の産業 構造の予測や、それぞれの公共団体のマスター・プランのチ エックや、そのフレームの作成に、この分析手法を適用して いる。

つぎに,経済政策の効果測定にかんしても,数多くの適用 例をもっている。経済企画庁では昭和33年に,産業連関表 により、財政投資のもたらす生産面、雇用面への経済効果に かんする分析を試み、その後も通商産業省、建設省、労働省、 国鉄などで、同様の分析が行なわれている。また運輸省、国 鉄、経済企画庁では、運賃値上げ政策の諸物価に与える影響 について, 産業連関の価格モデルの適用を試みた。一方, 四 国・本土連絡架橋のもつ経済効果分析が、それに関係をもつ 多くの団体で、産業連関表によって行なわれ、また、通商産 業省、日本リサーチ・センター、大阪市などでは、昭和45 年に開催された万国博覧会のもつ経済効果の分析に、この分 析手法を適用している。愛媛県では、四国本土架橋が県内の いくつかのゾーンにおける各産業へ及ぼす波及効果を予測し ている。日本工業立地センターでは、最近の大規模総合開発 プロジエクトの一環としての周防灘大規模開発にもとづいて, 大分県, 福岡県の周防灘埋立地区に, 鉄鋼, 石油精製, 石油 化学, アルミニウムの大規模工業コンビナート基地が実現し た場合に, 誘致されたこれらの企業の年間の生産活動にとも

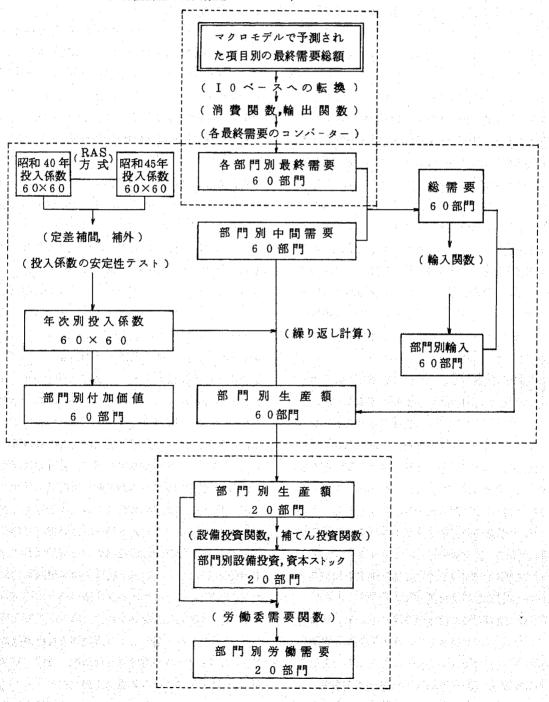
なって、これらの産業と関連した諸産業の活動水準の受ける 影響にかんして、産業連関モデルによる計測を行なっている が、この種の企業誘致の経済効果の分析は、このほか、北海 道通産局、仙台通産局、長崎県などで試みられている。

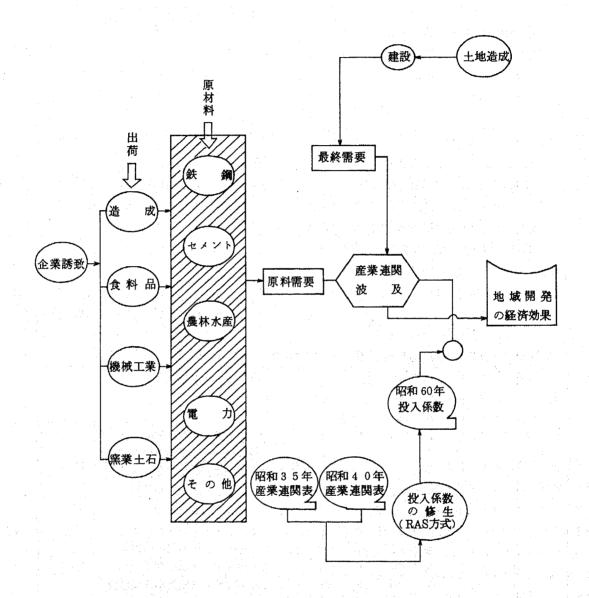
通産省は、公害分析用産業連関表の作成と、その表による 政策的命題への計量的接近を試みている。そこでは、代表的 な公害因子である「硫黄酸化物」を、関東臨海地域について とりあげ、昭和50年における公害因子発生量を予測してい る。 また、環境庁は、今年の公害の状況に関する年次報告で、 わが国経済の投入・産出構造と汚染発生量に関する分析を行 なっている。

このように、わが国における産業連関分析の10数年の歩みのなかで、官庁を中心として数多くの稔り多い適用例を、われわれはもっているのである。

以上に概観した分析のさいにとられた分析手順の概要を, ②および③から一つづつ選んで,そのフロー・チャートを示 しておこう。

経済社会基本計画策定のフローチャート





# 付録 1 産業連関表作業関係者名簿

1 産業連関部局長会議 (昭和48年11月1日現在)

行政管理庁行政管理局統計主幹 夫 淵 亮 经济企画广经济研究所長 内 野 革 郎 農林省大臣官房長 三代善 通商産業省大臣官房調査統計部長 戸 室 成 樹 運輸省大臣官房情報管理部長 斉 藤 英 夫 労働省大臣官房統計情報部長 青 木 勇之助 建設省計画局長 大 塩 洋一郎

2 産業連関主管課長会議 (昭和48年11月1日現在)

行政管理庁行政管理局統計審査官  $\mathbf{H}$ 島 正 経済企画庁経済研究所国民所得部長 H 原 四 農林省大臣官房調査課長 中 村 弘 通商産業省大臣官房調査統計部統計解析課長 寺 田 運輸省大臣官房情報管理部情報解析管理官 藤 清 労働省大臣官房統計情報部情報解析課長 塩 晋 田 建設省計画局調查統計課長 見 髙 康一郎

3 統計審議会 • 国民経済計算部会 (昭和48年11月1日現在)

١.	1176	A 1 18 1970.	4-3.	^	/ 1/1	HI ST	H12 22		1112	* 0 中 1 1 <b>万 1 日 %</b> 在 7
	部	会	長		中	村	隆	英	-	(統計審議会委員)
	委		員		森	田	優	· =		
		"			古	藤	利	久 三		( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	専	門委	員		平	Щ	Œ	隆		(経済企画協会常務理事)
		,,			朝	倉	孝	吉		( 城蹊大学経済学部教授 )
		"		1	宮	沢	健	_		( 一橋大学経済学部教授 )
-		#			倉	林	義	Œ		(一橋大学経済研究所教授)
1		"			鈴	木	忠	和		( 千葉大学園芸部教授)
		, ,,			諸	井	勝	之助		(東京大学経済学部教授)
		",			冮	見	康	_		( 一橋大学経済研究所教授 )
		, ,,			宫	Л	公	男		( 一橋大学商学部教授 )
		"			浜	田	文	雅		( 慶応義塾大学経済学部助教授 )
		" "			鳥	居	泰	彦		( 慶応義塾大学経済学部助教授 )
				1	高	木	新	太郎		(成蹊大学経済学部講師)
		"			守	岡		隆	11,1	( 総理府統計局統計調査官 )
		"		1.5	田	原	昭	四		(経済企画庁経済研究所国民所得部長)
		, ,,			米	里		恕		(大蔵省大臣官房調査企画課長)
		"			遠	藤		肇		( 農林省農林経済局統計情報部経済統計課長 )
١		"			鈴	木	敏	夫	y a na	(通商產業省大臣官房調査統計部統計解析課長)
		"			藤	崹	X1 13	清		(運輸省大臣官房情報管理部情報解析管理官)
		"			塩	H	4.	晋	) 	(労働省大臣官房統計情報部情報解析課長)
		" "			髙	見	康	一郎		(建設省計画局調査統計課長)
		,,			江	П	英	-		(日本銀行統計局統計解析課長)
					穐	本	貞			(日本銀行統計局総務課長)
ા										

# 4 産業連関技術委員会

今 (一橋大学助教授) 市 省  $\equiv$ (日本経済データ開発センター主任研究員) 野 打 木 允 緻 (日本銀行統計局主査) 大 浜  $\Lambda$ 雄 (日本経済データ開発センター主任研究員) 金 子 敝 生 (中央大学教授) 北 山 樹 (日本経済データ開発センター主任研究員) 筑 (成蹊大学教授) 井 甚 吉 中 村 (神奈川大学教授) 忠

(産業連関表の作成に当って生じた個々の技術的問題の解決のため、その時々にお願いした方々である。) 掲載は、五十音順、職名は、技術委員会開催時におけるものである。

# 5 産業連関作業幹事会

(注1) 部門別作業担当者を含む。

(注2) 期間は、昭和45年4月から昭和48年11月までの異動を示す。

	省庁名	局部課名	氏	名	期間および担当部門
	行政管理庁	行政管理局	若宮	祐 朝	昭和47年3月まで 総 括
		統計審查官(室)	吉田	俊 一	〃 45年6月まで 〃 〃
			光 谷	-==	〃 45年8月から 〃 , 梱包,輸入品商品税
			徳 永	伎 秋	事務用品、普通貿易、関税、特殊貿易、特需
			小 畑	薫 穂	昭和47年8月から 梱包
	経済企画庁	経済研究所			
		国民所得部	٠		
	*	国民生産課	課	員	上水道,簡易水道,工業用水,下水道,廃棄物処理,金融(帰属利子),
		:			その他の金融(手数料),生命保険,損害保険,不動産仲介業,住宅賃貸
					料,不動産賃貸料,電報,電話,その他の通信,郵便,公務,教育(国公
					立),教育(私立),国公立学校研究機関(自然科学),国公立学校研究
					機関(人文科学),私立学校研究機関(自然科学),私立学校研究機関(
٠					人文科学),医療(国公立),医療(民間),自然科学研究機関(民間),
					人文科学研究機関(民間),その他の公共サービス,営業広告,調査・デ
Ì					ータ処理・計算サービス,情報提供サービス,電子計算機・同付属装置賃
					貸料業務用物品(除電算機等)賃貸業,建物サービス,法務・財務・会計
					サービス,土木・建築サービス , その他の対事業所サービス,公共放送,
					民間放送, 映画製作・配給業, 映画館, 劇場, 興業場, 遊戯場, その他の
					娯楽施設、興業団、その他の娯楽、遊興飲食店、その他の飲食店、旅館・
					下宿・その他の宿泊所,洗たく,洗張,染物業,埋容・美容業,浴場業,
					写真業,葬儀業,貸自動車業,その他の対個人サービス,自然科学研究機
					関(政府),人文科学研究機関(政府),旅館,交際費,福利厚生費,そ
					の他家計外消費支出,履物修理,家具修理,金物修理,二・三輪車,自転
		and the second second second second second second second second second second second second second second seco			車修理、時計修理、楽器修理

省庁名	局部課名	氏 名	期間および担当部門
	国民支出課	課員	資本減耗引当,家計外消費支出(列),家計消費支出,国內総民間固定資本形成,国內総政府固定資本形成,生産者製品在庫純增,半製品仕掛品在庫純增,流通在庫純增,原材料在庫純增,所在不明在庫純增
	分配所得課	課員	雇用者所得,営業余剰,間接税(関税を除く),(控除)経常補助金,中央政府消費支出,地方政府消費支出
農林省	大臣官房調査課	伴恭	昭和45年10月まで 総 括
		高津順吉	<pre>" 4 7年 3月まで "</pre>
		志村一雄	" 47年 4月から "
		前場圭介	農業,林業
		柏 木 知	昭和46年 2月から //
		角谷宏二	" 46年 3月まで 林業
		尾島起己	// 46年 2月まで 水産業
		諸川勝徳	# 48年 3月まで #
		小野寺 義 幸	48年 4月から   /
		山本公明	/ 48年 3月まで 食品工業
	:	若 林 茂	" 48年 4月から "
通商産業者	大臣官房		
	調査統計部   統計解析課	山田善作	総括
		小野田 勉	The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s
		斉 藤 泰 仙	  昭和47年 4月から "
		矢 島 佳 郎	// 47年 9月から //
		岡野楢且	<b>// 47年 4月から //</b>
			<b>" 48年 4月から"</b>
		野口邦夫	<b>" 46年 7月から "</b>
		若 井 一 己	<b>// 48年 4月から //</b>
6 6 7 3	48 to 1	済 廉 金 三	<b>" 47年 4月まで "</b>
		津田雅敏	# 46年 3月まで #
		藤原信行	<b>// 47年 3月まで //</b>
(Marian)		細矢佑二	// 47年 2月まで //
		大島賢三	<ul><li>47年 2月まで //</li><li>47年 8月まで //</li></ul>
	The first section of the	中井川 敏子	<ul><li>4 7年 3月まで</li><li>4 8年 4月まで</li></ul>
		中村勝亮	
		小川良昭	나는 내 계획을 제 나면 눈물을 살아가면 가면 되는 가장을 살았다. 최근 계획 살다는 것은 모든 다음
	Takusia Lasaki sa II.	安藤正記	원 사람들이 되는 사람들이 가는 작용한 기업을 고객이 없는 의상학교육 사람들 방법이 되었다. 그는 사람들이 되었다.
			" 47年 3月まで 電子計算機による製表,分析
	rina inggalasi kalb	後藤繁吉	# 47年10月から
	The second of the second	佐藤五十六	
		進藤憲司	昭和48年 4月から //
	salan sa kabupatan da da	中野隆一	〃 48年 4月から

省庁名	局部課名	F	£	3	名		期間および担当部門					
		佐	伯	善善	美	昭和4	7年	3月まで	電子計算機による製表,分析			
		五-	十嵐		均	" 4	7年	3月まで	<b>"</b>			
		吉	田	隆	男	" 4	7年	3月まで				
	~~ -8% 6+t ≥1.5HB			_L.					on tr			
	工業統計課	丸		大	典		Fr	0.00	総括			
	بوطور مراب الكليات الماري الرابطية	広	中	秀	夫	昭和 4	7年	3月まで	"			
	鉱山石炭調査室	杉	浦	/17	新				鉄鉱石、非鉄金属鉱石、原油、天然ガス、			
		坂	井	保	之				その他の鉱業、非鉄金属地金、非鉄金属一次製品、			
		_							電線・ケーブル、石油製品、舗装材料			
		宮	原		草	l			石炭,			
	繊維雑貨統計	福	良		満		7年	3月まで	総括			
	調査室	土春	屋原	要	実一	" 4	7年	4月から	· その他の繊維雑品,その他の履物,民生用繊維既勢 品,その他の木製品,防腐加工品,製皮・毛皮,す 製品,革製履物			
		吉	野	Œ	雄	" 4	5年	9月より				
-		古	Л	義	衡	<b>"</b> 4	8年	4月から				
		高	瀬	英	雄				製綿・じゅうたん、衛生材料			
		髙	橋	義	治				絹織物,人絹織物,綿織物,スフ織物,毛織物,屛			
									織物,合成繊維織物			
		窪	田		博	昭和4	7年1	0月から	製紙パルプ、溶解パルプ、洋紙・和紙、板紙、セロフ			
		渡	辺	長	雄			8月から	加工紙, 紙業容器, 紙製品, 新聞, 印刷, 出版			
2		高	主	文	=			3月から	木製履物、木製家具、建具材、その他の木製品、金			
			-			٠.	•		属製家具,マッチ,家庭用金属製品,楽器,筆記具			
									身辺細貨品,その他の製造品			
		ш	崎	美化	子步				染色整理			
		渡	辺	ちま			- 1 - 14		ガラス製品 玩具運動用品			
-		大			作	1873.80 4	8年	1月から	ロープ・漁縄 人絹糸, スフ, ビニロン, ナイロン			
	* * * * *		ч	F-1	11	PHOP X		1,1,1,1	アクリルニトリル, エステル, その他の合成繊維			
		森		-k-	宗	<b>" 4</b>	8 年	7月から				
		<i>ক</i> ক			. AN		o —	1 /3 /4-5				
		-1-		嘉	<del>tstt</del>	, ,	7 年 1	2月まで	繊維既製品			
		太宮		为甘	雄	1.0 A						
A da in an		100	本		進			7月まで				
		in the	Л		栄			7月まで	그런 아이 동안 그리면 경험으로 생기가 한 유행하는 그는 그는 사람들은 사람들은 사람들은 사람들은 사람들이 다			
		藤	川		造							
		豊	島		et i ger							
	ling to the english of the second second second second second second second second second second second second	高	橋	清	文			3月まで				
	11 32 _ 3p 2 = 3	加	藤		夫			9月まで				
	化学工業統計	, .	Л	照		1		. }	総括,その他の基礎薬品,医薬品,化粧品,はス			
	調査室			貞					がき、農薬、その他の最終化学製品			
The Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Co		中	村	久	夫	″ 4	8年	4月まで	アンモニア, 硫酸, カーバイト, アンモニア系肥料			
are en 157 Tiller a Arabas		昼	間	昭	-	″ 4	8年	4月より	りん酸質肥料,石灰窒素,その他の化学肥料			

省庁名	局部課名	Į	ŧ		名			期	間および担当部門
		松	原	愛	子	昭和 4	17年	7月まで	1
		浅	子	光	枝	" 4	48年	7月まで	}ソーダ工業薬品、火薬類
		野	原		実			,,,,,	ノ 石油化学基礎製品,石油化学系芳香族製品 その他
			<i>"•</i> ••					•	の石油化学製品,石油系合成樹脂
		Wr	中		茂	823 <b>%</b> n 4	18年	6月まで	2011年10月30日,11日八日及西川
		高		自出		//	,		エチルアルコール,メタノール系誘導品,アセチレ
			11-0		473				ン系誘導品、可塑剤、写真感光材料
		At.	谷	和	*				繊維原料用合成樹脂,熱硬化性樹脂,塩化ビニール
				11,00	, ^				その他の合成樹脂、硝化綿、セルロイド生地
		石	官	利力	加出	1077 <b>€</b> 01 A	0年	6 Fl F h	タール製品、環式中間物、合成染料
		高		孝		1			
			44.5			1 4	0+	07137	油脂加工製品、石けん、界面活性剤
				あし直			er ka	0 = 1. 70	塗料, 印刷インキ
		1				″ 4	7 平	здку	ゴム製品,ゴム製履物
		藤		334.	•				合成樹脂製品
				栄					耐火れんが、板ガラス、セメント、炭素製品研磨を
		田	曲	喜					繊維板,その他の建設用土石製品,石綿製品,生コ
				Ž.	alian Ta				ンクリート、その他のセメント製品、その他の土石
		Zal.	V.						製品
						l "		7月より	
	鉄鋼統計調査室	勝	Щ		勇	·// 4	8年	10月から	銑鉄 フエロアロイ,粗鋼、熱間圧延鋼材,鋼管,
# 1 A A A A	ewielier beetste	久	保	昇	司				冷間仕上および鑛金鋼材、鍜鋼、鋳鋼、鋳鉄管、そ
		梶	Щ	正	義	4			の他の鉄鋼製品, 軽量鉄骨系パネル, 金属製ドア・
		. /1		17		11			シヤッター,その他の建設用金属製品
		保土	田	角	雄	昭和4	8年	3月まで	鉄屑
		髙	瀬	Œ	子	" 4	8年	1月から	
	機械統計調査室	清	水	幹	夫		1. 7. 4		総 括,その他の金属製品
		渡	辺	万	治	昭和4	7年	3月まで	" (産出)
		宮	崎	陽	٠.,	<b>"</b> 4	8年	7月まで	( " )
		橋	本	昭	=			# _# .	原動機ボイラー,原動機ボイラー修理,工作機械,
							1		金属加工機械, 金属加工機械修理, 鉱山土木建設機
									械、繊維機械、製材木工機械、印刷製本、加工機械
							1		娯楽用機器その他、産業機械修理、ポンプ及び圧縮
									機、運搬機械、破砕機、ま砕機、選別機、その他の
									一般産業機械及び装置,一般産業機械及び装置修理
		小野	田		実				農業機械。化学機械、食料品加工機械、パルブ装置
				er Lide til					製紙機械,冷凍機,温湿調整装置,事務用機械,事
		enia Africa							務用機械修理, ミシン
		⊬r :	#	重	男				電気照明器具、冷蔵庫、洗濯機、民生機械修理、発
	and appropriate and the second			<del>, 100</del> (10)					
									電機器, 送配電機器, 電動機, その他の 産業用重電機器,重電機器修理,電球類,その他の民
				u Ori				the state of the state of the state of	生用電気機器,民生用電気機器修理,その他の軽電機器

	省庁名	局部課名	Ħ		2	7				期間	間および担当部門
			下	Л	宣	夫			42		電気音響機器, ラジオ, テレビ受信機, 電子計算機
											同付属装置、その他の電子応用装置、電子管その他
											の電子機器部品, 電気通信機械及び関連機器, 電気
											計測器、その他の電気機械修理
			磯	Щ	E	人	昭和4	8年	3月ま		弾薬類,銃砲類,理化学機械、度量衛計量器,医療
	·										機械,精密機械修理,カメラ,その他の光学機械,
											光学器具修理,時計
			関	根	清	吉					産業車両, 産業用車両, 自動車, 三輪車, 二輪車,
											自転車, リヤカー,
			細	野	幸	雄	昭和4	8年	9月よ	り	航空機、その他の輸送機械、その他の輸送機械修理・
		*									その他の鉄構物、道具類、その他の機械、機械汎用
			1.	- 4			4.				部品
			成	瀬	Œ	猪					機械用鋳鍜造品(鉄)、機械用鋳鍜造品(非鉄)
		商業統計課	原	田		稔					卸売, 小売
		資源エネルギー庁									
		調査室	金	子		勇	昭和4	8年	4月か	5	事業用電力, 自家発電
1			服	部	嘉	孝	" 4	8年	3月ま	で	<i>"</i>
			波多	野	憲	佑	"		<b>"</b>		<i>"</i>
		ガス課	五十	-嵐	觙	子					都市ガス
	運輸省	大臣官房情報									
		管理部									
		情報解析	浜	田	幸	信	昭和4	6年	4月ま	で	総括
		管理官(室)									
		to the second	村	H	福	男	" 4	6年	5月か	6	",自動車修理,道路旅客,貨物運送,通運,
		and the second section									道路輸送施設提供,自家用自動車輸送(旅客,貨
											物)
			芝		時	丸	昭和4	8年			鋼船,木船,船舶修理,外洋輸送,沿海内水面輸 >
		er Normalis Salvey	関	根	謙	. —	" 4	8年	2月か	5	送(旅客,貨物),港湾運送,沿海内水面輸送施
											設提供
			斉	藤		弘	<b>" 4</b>	7年	7月ま	で)	航空輸送,航空輸送施設提供,その他輸送 
			佐	藤		清	// 4	7年	8月か	5	倉庫
			塩	畑	英	成				1	国有鉄道(国電,旅客,貨物),地方鉄道軌道(旅
			石	本	八	千代	" 4	7年	5 月カ	روا	(客,貨物)鉄道車両, 鉄道車両修理
	労 働 者	労 政 局	•								
		労働経済課	松	原	亘	子	昭和4	5年	10月ま	で	雇用者所得
		大臣官房統計				, Å.					가능과 작곡됐다고 네 안 되게 살려야
		情報部	·			٠.					보험의 본경을 많이 받는 회에 결국
		情報解析課	古	賀	; • .	誠					雇用者所得, 雇用表, 雇用マトリックス
			樫	福	保	雄			9月ま	ĎΥ.	
			高	楯		Œ	" 4	8年	7月ま	で	" "

	省庁名	局部課名	氏 名	期	間および担当部門	
			加藤成子	昭和46年 6月から	雇用者所得,雇用表,雇用マトリックス	
			若 木 文 男	″ 48年 4月まで	" " " "	
			箕 輪 紘 治	″ 47年 7月から	<i>"</i> " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	
	* .	_	上村隆史	″ 48年 4月から	" " " "	
١			椎 谷 正	″ 48年 8月から	" " "	
			笹 島 芳 雄	″ 48年 9月から	" " "	
l	建 設 省	計画局				
		調査統計課	曽 根 圭 介	昭和47年 6月まで	総 括	
			中野弘蔵	″ 47年 7月から	in the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of th	
			相沢光江	″ 48年 8月まで	″ , 公共事業	
			河 崎 広 二	″ 48年10月から		
			細見弘輝		鉄道軌道建設,電信電話施設建設	
			西村明雄	昭和47年 5月から	建築, 建設補修, 電力施設建設, その他建設	<b>设</b>

# 付録2 部 門 分 類

基本部門分類

(上4桁が空欄のものは、上の符号と同じことを示す。)

分類	符号_	July III At	分 類	<del></del> 符 号	部門名
列	行	部門名		1 3	
内。	生部門(	行 5 4 1 ×列 4 0 7 )	-92	-919	非食用工芸作物(除別掲) その他の食用工芸作物
0111-10		*		-921	香辛料作物(輸入)
	0111-110	<del>*</del>		-929	食用工芸作物(除別掲)
	-120	稲 わ ら	0115-10	0115-100	敷物 原料作物
-20		麦類	-20		織物原料作物
	-210	大 麦(国産)		-210	綿 花
	-220	大 麦(輸入)		-220	その他の織物原料作物
	-230	裸	0116-10		酪農
	-240			0116-110	生
	-250	小麦(輸入)		-1 20	乳 子 牛(屠殺向け)
	-291	ビ - ル 麦		-190	その他の酪農生産物
	-299	その他の麦	-20		養鶏
0112-10	0110 110	いも類は		-210	鶏
·	0112-110	1		-291	肉
-21	-120		-91	0116-292	その他の養鶏生産物養
-21	-211		-91	-911	豚
	-219	その他の雑穀		-919	その他の養豚生産物
-22	213	豆 類	-92	313	肉
	-220	大豆(国産)	7.7	-921	
	-230	大 豆(輸入)	**	-929	その他の肉牛生産物
	-290	その他の豆類	-99		その他の畜産
-30	-300	野菜		-991	肉
-91	-910	その他の食用耕重作物		-999	その他の畜産生産物
-92		その他の非食用耕種作物	0117-00		織 維 用 畜 産
	-921	種苗		0117-010	繊維用畜産(羊毛を除く)
	-922	肥料用作物		-020	羊
	-929	非食用耕種作物(除別揭)	0118-00		養
0113-00		果    実		0118-010	・ ない とうしゅ とうしゅ とうしゅ とうしゅ かんしゅう しゅうしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう はい しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はいしゅう しゅうしゅう しゅう
	1	柑		-020	養 蚕 副 産 物
	-020		0120-01	0120-010	獣 医 業
	-090	I to the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second	- 09	-090	↓ The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state o
0114-10			0211-10	0211-100	<b>育</b>
	0114-110		The second second	-200	特殊 林 産 物
	The second second second	♣ The second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second	0212-00	0010 010	新 炭 製 造
-20		砂糖原料作物		0212-010	木 炭
-31 -32	-310	葉 た ば こ   飲 料 用 作 物	100	-020	新一郎   「新一郎」   「「「「「」」   「「」   「」   「」   「」   「」
	201		0220-00	0220-010	
	de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)   そ の 他 の 飲 料 用 作 物		-020	素 材 ( 国 産 )  素 材 ( 輸 入 )
-40		製紙原料作物	0300-00	0300-000	♣ 1. The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state
-50	-500	1	0410-10	0410-100	<b>♪</b>
-91	300	その他の非食用工芸作物	-20	-200	遠洋沖合漁業
	-910		-30	-300	選   一   一   一   一   一   一   一   一   一
eta e a	7.0			1 500	14 14 24 25

F	为 生 部 門(	(つづき)		分 類	符 号	部門名
分 類	符号	部	門名	-21	-210	り ね り 製 品
0420-00	0420 000			-22	-220	水 産 食 品
0420-00		""	鯨 業		-310	1 1 21 21
-20			面漁業	1	-320	HH W
1101-00	* I	1	面養 殖業	l		精 毅
1101 00	1101-010	石	炭		2050-110	7、 日 足 水 打 /
	-020	原 料	炭(国産)		-120	7/1 · 1/10
	-030		炭(輸入)		-190	その他の精毅
	-040	無煙	般炭	2050-20		製
	-050	無煙	炭( 国産 ) 炭( 輸 入 )		2050-210	2
1102-00	1102-000	亜			-290	12
1210-00	1102 000	AH-	炭	2060-00		パン・菓子
0.0	1210-010				2060-010	グックを
	-020	鉄 鉱		0055	-020	<b>英</b>
	-030	砂		2070-00		砂糖
1220-10	1220-100	銅	<b>鉄</b>		2070-010	精 製 糖(国産原料)
-20	-200	鉛	鉱		-020	精 製 糖(輸入原料)
-30	-300	亜	鉱		-030	輪 入 粗 糖 · 副 産 物
-90	-900	その他の	留 鉱 性	2091-10		食用油・加工品
1301-00	300	原			2091-110	食用なたね油
		原	油(国産)		-120	食 用 大 豆 油
	-020	原			-190	その他の食用油・加工品
1302-00	1302-000	l	油(輸入)	-20	-200	調 味 料
1400-10	1400-100	11.7	が ス 灰 石	-30	-300	め 類
-20	-200	砂 利		-40		澱
-30	-300		石材		-410	甘藷・ばれいしょ澱粉
1910-00	300	<ul><li>窯 業 原</li><li>原</li></ul>		40 10 10 10	-420	その他の澱粉・粕
1310 00	1910-020	原	塩	-50	-500	水飴・ぶどう糖
1990-10			塩(輸入)	-60	-600	食鬼用。塩
-20	1 1	<b>硫</b> 硫	黄	-70	-700	製
1990-90	i	71 -	化鉱	-80	-800	<b>茶</b> という。 ロー ロー ー
2011-00	1			-90	-900	その他の食料品
		居 殺 ( 枝		2092-00	2092-000	配合飼料
	1 11 1	mer Control	肉	2110-10	2110-100	清酒
		原星和		-20	-200	合 成 酒
	l	屠 殺 鶏	副 産 物	-30	-300	ビー・ルール
50 (			用 副 萨 柳	-40	-400	エチルアルコール
2012-10	No. 1 Table	肉 鶏 処	理副産物	-50	-500	添加用アルコール
	Land of the second	畜産び肉 加	ん・か ん 詰	-90	-900	その他の酒類
-20 -30		肉加	工品品	2140-00	2140-000	清凉飲料
- 30		ラ 政	ド (精製)	2200-00	2200-000	煙口。是學學學的人們以一草
2020-00		略 40 H	農品	2301-00		*
y i A în i		飲用 網			2301-010	生 糸(以外の製糸を含む)
2020-10	1	乳製	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		-020	<b>稍</b>
2030-10		農産びたの他の下	ん・かん詰	2302-00	2302-000	<b>綿</b> 加入的 <b>粉</b>
-90		of the second of the second of the second	菜果実加工	2303-00	2303-000	毛。
2040-10	2040-100	水 産 び	ん・か ん 詰	2304-00	2304-000	麻紡

		内生部「	門(つづき)		分類	符号	部門	名
	分類	符号	部門	名	-20	- 200	板	紙
r			2		-40	-400	繊 維	板
:	2305-00	2305-000	スフ	紡	2720-10	2720-100	加工	
	2306-00		合 成 徽	維紡	-20	-200	紙製	容 器
		2306-010	ビニロン	紡 績 糸	-30	-300	紙製	
l		-020	ナイロン	紡績糸	2800-10	2800-100	新	聞
		-030	アクリルニト	リル紡績糸	-91	-910	印	刷
		-040	エステル	紡 績 糸	-92	-920	出	版
	٠	- 09.0	その他の合	成繊維糸	2910-00	2910-000	製 革・	毛 皮
:	2311-10	2311-100	絹 繊	物	2930-00	2930-000	革 製 品(革製履物	
	-20	-200	人  絹	織物	3000-10		ゴーム	製品
1	2312-10	2312-100	綿織	物		3000-110	タイヤ・	チューブ
	-20	- 200	細巾	織物		3000-190	その他の	ゴム製品
	-30	-300	スフ	織物	-20	-200	ゴ ム 製	!
:	2313-00	2313-000	合 成 繊	維 織 物	3111-10	3111-100	アンモ	- ア
:	2314-00		毛 織	物	-20	-200	硫	酸
		2314-010	毛 織	物	-30	-300	カーバ	イド
		-020	織ってエ	ルト	-40		ツ ー ダ エ	業 薬 品
:	2315-00	2315-000	麻織	物		-410	ソーダ	_ 灰
	2316-00	2316-000	染色	整理	1.0	-420	苛 性 ソ	<b>—</b> \$
	2320-00	2320-000	メッヤ	ス製品		-430	液体	塩素
1	2330-00	2330-000	ロ ー プ	• 漁 網		-440	塩	酸
	2390-10	2390-100	わら加	工品		-450	高度さ	ら し 紛
	-20	-200	い製	品		-460	普 通 さ	ら し 紛
	-36	-300	製綿・じ	ゅうたん		-490	その他のソー	ダー工業楽品
	- 90	-900	その他の	繊維 雑 品	3:112-10		タール製品(石	i油系を除く)
	2410-10	2410-100	木 製	履物		3112-110	純 ペーン	ゾ ー ル
	-20	-200	革製	履 物	1	-120	90% ~	ンゾール
	-30	-300	その他	の履物		-130	純トル	オー・ル
ŀ	-90	-900	履 物	修理		-140	ク レ オ ソ	- 2 ト 油
	2430-10	2430-100	衣	服		-150	<b>೬</b> ° "	· *** *** *** *** *** *** *** *** **** ****
	-20	-200	身 廻	品		160	分 溜 石	<b>炭 酸</b>
	2440-10	2440-100	民生用繊	維既製品		-170	精製ナッ	タリン
	-90	-900	その他の織	維既製品		-190	その他のタ	- ル製品
	2510-10	2510-100	製	材	-20	n e	環式中間物(石	i油 系を除く)
١	-20	-200	合	板		-210	合 成 石	i 炭酸
	-30	-300	<b>F</b>	·		-220	7 =	- V
	2520-00		その他の	木 製 品		-230	無水フタ	- ル酸
		2520-010	建築用	木 製 品		- 290	その他の母	武中間 物
		-020	木製	品(除別掲)	-30		メタール	系 誘 導 品
	2600-11	2600-110				-310	精製メタ	/ - n
	-19	-190	その他の	木製家具	# 6 Ph	-320	ホール	· リ >
	- 20	-200	金 属 製	家具		-390	その他のメタ	ール系誘導品
ŀ	-90	-900	家具	修理	-40		アセチレン	不 誘 道 品
	2711-10	2711-100	i .	ループ		-410	合成 さ	く 酸
ı	-20	-200	1 ''				その他のアセチ	
ı								A LANGE OF THE PARTY

内生部門 (	っづき)	分類符号	部門名
分 類 符 号	部門名	3118-120	尿
-70	油脂加工製品	-130	塩
-710	Andrew Mark	-140 -150	一
-790		-20	高度化成脂料  りん酸質肥料
-81	石油化学基礎製品	-210	過りん酸石灰
-811	エチレン(石油系)	-220	よう成りん肥
-812	プロピレン(石油系)	-290	その他のりん酸質肥料
-819	その他の石油化学基礎製品	-30 -300	石 灰 窒 素
-82	石油化学系芳香族製品	-90 -900	その他の化学肥料
-821	純ベンゾール(石油系)	3119-10	無 機 薬 品
-822	純トルオール( 〃 )	3119-110	二 硫 化 炭 素
-823	キ シ ロ ー ル (	-120	華(後)
-829	その他の石油系芳香族製品		酸化チタン
-89	その他 石油 化学 製品 (除石油系合成樹脂)	-140	カーボンブラック
	無水フタル酸(石油系)	-190	その他の無機薬品
-891	テレフタル酸(石油系)	-20 -200 -30 -300	高圧ガス
-893	スチレンモノマー ( 〃 )		
-895	酢 酸 ( // )	-40 -400 -90 -900	セ ロ ファ ン イ の 他 の 基 礎 塞 品
-896	合成アセトン( 〃 )	-90 -900 3120-10 3120-100	
-897	合成プタノール ( // )	-20 -200	植 物 原 油  動 物 原 油
-898	合成 ゴーム	-30 -300	魚油魚粕
-899	その他の石油化学製品	3130-00 3130-000	·
3113-00 3113-000	合 成 染 料	3191-00 3191-000	
3114-10	火    薬    類	3192-10 3192-100	' ' '
3114-110	産 業 用 爆 薬	-20 -200	化粧品・はみがき
-190	その他の火薬類	-30	印刷インキ
3114-20 -200	弾 薬 類	-40 -400	農。
	人	-50 -500	7
-20 -200	フ	-90 -900	その他の最終化学製品
3116-10	繊維原料用合成樹脂	3210-00	石 油 製 品
3116-110	さく酸繊維素	3210-010	揮 発 油
-120	さく酸ビニール	-020	ジェット燃料油
-130	ポリビニールアルコール	-030	灯
	その他の繊維原料用合成樹脂 ビーニーローン	-040	軽
-20 -200 -20 -200	ナー・イー・ロー・ン	-050	A 油
-30 -300 -40 -400	アクリルニトリル	-060	a 1
-50 -500	エステル	7070	L T
	その他の合成繊維	3210-000	ナーカーカーナーナー
	熱硬化性樹脂	3210-099	その他の石油製品石 炭 乾 溜 製 品
	塩化ビニール	3291-110	石 炭 乾 溜 製 品 コー・・ク・・ス ト
	石油系合成樹脂	-190	
	その他の合成樹脂	-20 -200	練 炭・豆炭
	アンモニャ系肥料	-30 -300	舗装   材   料
3118-110		3292-00 3292-000	防腐加工品
		3.000	

	内生部「	9(つづき)	分 類	符号	部門名
分 類	符号	部 門 名	-90	-900	その他の非鉄金属地金
			3422-00	3422-000	伸銅品
3310-10	3310-110	耐火れんが	3423-00	3423-000	アルミ圧延
	-190	その他の耐火れんが	3429-10	3429-100	機械用鋳鍛造品(非鉄)
-90	-900	その他の建設用土石製品	-90	-900	その他の非鉄金属一次製品
3320-10	3320-100	板 ガ ラ ス	3501-11	3501-110	軽量鉄骨系パネル
-20	-200	ガ ラ ス 製 品	-19	-190	その他の鉄構物
3330-00		陶 磁 器	3501-21	3501-210	金属製ドア・シャッター
	3330-010	建 築 用 陶 磁 器	-29		その他の建設用金属製品
a No	-020	工業用陶磁器		- 29 1	建設設備用金属製品
	-030	日 用 陶 磁 器		-299	その他の建設用金属製品(除別掲)
3340-00	3340-000	セ :: メ:** **ン . : ** **ト	3502-10	3502-100	家庭用金属製品
3390-10	3390-100	炭 素 製 品	-20	-200	道具類
-20	-200	研磨材	-30	-300	銃 砲 類
-30	-300	石綿製品	-41	-410	電気照明器具
-41	-410	生 コンクリート	-49	-490	その他の金属製品
-42	410	その他のセメント製品	-90	-900	金物 簪 理
42	-421	コンクリート・パネル	3601-10	3601-100	原動機・ボイラー
	-429	その他のセメント製品(除別掲)	-90	-900	原動機・ボイラー修理
00			3602-10	3602-100	工作機械
-90	-900	その他の土石製品	-20		金属加工機械
3411-00	3411-000	<b>鉄</b>		-200 -900	1
3412-00	3412-000	鉄	-90		
3413-00	3413-000		3603-10	3603-100	農業機械
3414-00	3414-000	粗鋼	-20	-200	鉱山・土木建設機械
3415-00		熱 間 圧 延 鋼 材	-30	-300	化 学 機 械
	3415-010	普通鋼熱間圧延鋼材	-40	-400	繊維 機 械
	-020	特殊鋼熱間圧延鋼材	-51	-510	食料品加工機械
3416-00		鋼	-52	-520	製材木工機械
	3416-010	普 通 鋼 鋼 管	-53	-530	
	-020	特殊 鋼 鋼 管	-54	-540	
3417-00	1 2 2	冷間仕上および鍍金鋼材	-55		冷凍機・温湿調整装置
	3417-010	冷間仕上鋼材		-551	冷 凍 機 ・ 同 装 置
	-020	鍍 金 鋼 材		-552	
3418-10	3418-100	鍛	-56		娯楽用機器その他
-20	-200			-561	娯 楽 用 機 器
-30	-300	鋳 鉄		-569	その他の特殊産業機械
-40	-400	機械用鋳鍛造品(鉄)	- 60	-600	産 業 車 輌
-90	-900	その他の鉄鋼製品	-70	-700	その他の機械
3421-10		銅。一點是是是一點	-90	-900	産業機械修理
	3421-110		3604-11	3604-110	ポンプおよび圧縮機
-20	-210	<b>鉛</b> 点 1000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	-12	-120	運搬機械
	-220		-13	1	破砕、ま砕および選別機
-30	-310	亜 鉛		-190	その他の一般産業機械および装置
	-320		1	1	一般産業機械および装置修理
-40	-410	I a control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the co	1		事務用機械
	-420	再生アルミニウム	-90	-900	
-50	-500		3606-10	1	事 407 /TI 10X 11X   F 42   ミ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
-5,0	-300	非 鉄 金 属 屑	3000-10	2000 100	

	内上	邪門(つづき)	分類符号	. 1	部 門 名
<u> </u>			万泉 行 夕		部門名
分 類	符号	部 門 名	-30 -	300	写 真 感 光 材 料
			ľ	900	光 学 器 具 修 理
-20	-200	1 1 M AF 100 THE 1000	3930-10 3930-		<b>時</b>
-90	-900	717 22 717 22 22	1	900	時 計 修 理
3607-00	3607-000	The part of the part	3990-10 3990-		玩具・運動用品(ゴム製を除く)
3701-10	3701-100		i l	200	楽器
-20 -30	-200	送配電機器	· i	300	合 成 樹 脂 製 品
	-300	電動機		400	筆 記 具
-40	-400	その他の産業用重電機器	1	500	身 辺 細 貨 品
-90 3702-10	-900 3702-100	重 電 機 器 修 理   「雷 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		600	その他の製造品
-21		~~ ~~	<b>!</b>	900	<b>※ 器 修 理</b>
-21	-210	電気音響機器	4001-10 4001-	1	住宅新建築(木造)
	-220	ラジオ・テレビ受信機			住宅新建築 (非木造)
-29 -90	-290	その他の民生用電気機器	4002-10 4002-		非住宅新建築(木造)
	-900	民生用電気機器修理	' '		非住宅新建築(非木造)
3703-10	3703-100 -210	その他の軽電機器	4003-00 4003-	1	建設補修
-22	-210	電子計算機同付属装置	4004-11 4004-		道路関係公共事業
-23	-230	その他の電子応用装置	-19 -	- 1	河川その他の公共事業
-30	-300	電子管その他の電子機器部分品	-20 -		公共事業(農業・土木・林道・治山・災害)
-40	-400		4009-10 4009-		鉄 道 軌 道 建 設
-50	-400	電気計測器	,		電力施設建設
	3703-510	電 線 ・ ケ ー ブ ル			電信電話施設建設
	-520	電 線			その他の建設
-90	-900	ケーブル このth の 無 無 thit My THI	5110-10 5110-	[	事業用電力
3810-10	3810-100	その他の電気機械修理	5120-00 5120-0	1	自家発電
-20	-200	鋼	5200-11 5200-		都市がス
-90	-900	船舶修理			上水道·簡易水道
3820-10	3820-100		**		工     業     用     水       下     水     道
-20	-200	産業用車輌	-30 -:		
-90	-900	*************************************	6110-00 6110-0		<b>廃 棄 物 処 理</b> 卸 売
3830-00	3830-000		6120-00 6120-0	4.	- "
3840-00	3840-000	自動車修理	6200-00	4.1	70
3850-10	3850-100		6200-0		
-20	-200	自動□輪車	-(		金 融 (帰属利子) その他の金融(手数料)
-30	-300		6300-10 6300-	- 1	
-90	-900	二・三輪車・自転車修理	-20		生     命     保     険       損     害     保     険
3860-00	3860-000	航空 機	6401-00 6401-0		不動産仲介業
3890-10	3890-100	その他の輸送機械	6402-00 6402-0		住 宅 賃 貸 料
-90	-900	その他の輸送機械修理	6403-00 6403-0	. 1	不動產賃貸料
3910-10	3910-100		7110-00	T. 100 1.	エア リア
-20	-200	度量衡器・計量器	7110-0		国有鉄道(国電区間以外の旅客)
-30	-300	医療機械	- (		国有鉄道(国電区间以外の旅客)
-40	-400		7121-01 7121-0	- 1	国 有 鉄 垣(員 物) 国有鉄道(国電区間の旅客)
-90	-900	精密機械修理	-02		and the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of the control of th
3920-10	3920-100	178 世 188 198 屋 カ カ		- 1	지수는 사람들은 사람들이 되었다. 그런 그런 그런 그런 그런 그런 그런 그런 그런 그런 그런 그런 그런
-20		その他の光学機械			地方鉄道・軌道(旅客)
		ここ シール・シール・子 一〇 一〇		144	地方鉄道・軌道(貨物)

		<u> </u>		
	内生部	門(つづき)	分類符号	部 門 名
分 類	符号	部門名	-93 -930	その他の娯楽施設
			-94 -940	興
7122-10	7122-100	道路旅客輸送	-99 -990	その他の娯楽
7141-10	7141-100	道路貨物輸送	8501-01 8501-010	遊 輿 飲 食 店
- 20	-200	通運	-09 -090	その他の飲食店
7142-00	7142-000	道路輸送施設提供	8509-01 8509-010	旅館、下宿、その他の宿泊所
7150-00	7150-000	外 洋 輸 送	-02 -020	洗たく・洗張・染物業
7160-10		沿海・内水面輸送	-03 -030	理容・美容業
	7160-110	沿海・内水面輸送(旅客)	-04	浴 場 業
	-120	沿海・内水面輸送(貨物)	-05 -050	写 真 薬
-21	-210	港 湾 運 送	-060	葬 儀 業
-22	-220	沿海· 内水面輸送施設提供	-070	貸 自 動 車 業
7170-01	7170-010	航空 輸送	-09 -090	その他の対個人サービス
-02	-020	航空 輸送 施設 提供	8600-00 8600-000	事 務 用 品
7190-00	7190-000	その他の輸送	8700-00 8700-000	梱包
7200-00	7200-000	倉   庫	8800-01 8800-010	自然科学研究機関(政府)
7300-11	7300-110	電報・電話	-02 -020	人文科学研究機関(政府)
- 19	-190	その他の通信	9000-00 9000-000	分類 不明
-20	-200	郵便	9099-00 9099-000	内 生 部 門 計
8100-00	8100-000	公務		
8210-01	8210-010	教 育(国公立)	最 終	需要部門
-02	-020	教育(私立)		
-03	-030	国公立学校研究機関(自然科学)	9110-00	家計外消費支出(列)
- 04	-040	″ (人文科学)	9120-10	家 計 消 費 支 出
-05	-050	私立学校研究機関(自然科学)	9120-20	非営利団体消費支出
-06	-060	″ (人文科学)	9130-10	中央政府消費支出
8220-01	8220-010	医療(国公立)	-20	地方政府消費支出
-02	-020	《 ( 民 間 )	9140-10	国内民間総固定資本形成
8290-01	8290-010	自然科学研究機関(民間)	-20	国内政府総固定資本形成
-02	-020	人文科学研究機関(民間)	9150-10	生産者製品在庫純増
-09	- 09 0	その他の公共サービス	-20	半製品仕掛品在庫純増
8300-11	8300-110	広告	-30	流 通 在 庫 純 増
-91	-910	調査・データ処理・計算サービス	-40	原材料在庫純増
-92	-920	情報提供サービス	-50	所 在 不 明 在 庫 純 増
-93	-930	電子計算機・同付属装置賃貸業	9210-10	輸 出(普通貿易)
-94	-940	業務用物品(除電算機等)賃貸業	-20	輪 出 (特殊貿易 )
-95	-950	建物 サービス	9220-00	特
-96	-960	法務・財務・会計サービス	9310-10	(控除)輸 入(普通貿易)
-97	-970	土木建築サービス	-20	(控除)輪 入(特殊貿易)
-99	-990	その他の対事業所サービス	9320-00	(控除)関 税
8400-10		放送	9330-00	(控除)輪 入 品 商 品 税
	8400-110	公 共 放 送	9400-00	最終需要部門計
	-120	民 間 放 送	9500-00	需要合計
8400-21	8400-210		9700-00	国内生産額
-22	-220		9710-00	副産物・屑(中間需要)
-91	-910	劇場・興業場	9720-00	屑(最終需要)
-92	-920		9730-00	輸出學習出版學學學
	<u> </u>			

•			
1	<b>股終</b> 幣	要 部 門 (つづき)	凡例
分 類	符号	部門名	6 桁あるいは 7 桁のあとの符号は次のとおり。
9740-00		関税	2屑の投入
9750-00		輸入品商品税	3屑の発生
9760-00		商業マージン	4副産物の投入
9770~00		貨 物 運 賃	5副産物の発生
9780-00		供 給 合 計	6商業マージン
	粗付加	口 価 値 部 門	7国内貨物運賃
	9110-010	旅費	
	-020	交 際 費	
	-030	福 利 厚 生 費	
	-090		
	9411-000 9412-000	雇 用 者 所 得	
	9412-000	営業 余剰資本減耗引当	
	9430-000	間接税(関税を除く)	
	9440-000	(控除) 経常補助金	
	9500-000	付加価値部門計	

9600-000 副

9700-000 国

物・屑

発 生

額

額

# 統合部門分類

		T	T T	
1	60×160部門	60×60部門	160×160部門	60×60部門
分類 符号	部門名	分類 部 門 名	分類 部門 名	分類 部門名
	内 生	部門	2302 綿 紡	
0111	米   麦	01 一般作物	2303   毛 紡	
0112	米 麦 その他の耕種作物	01   一般作物	2305 ス フ 紡	1 N 44 41 41 41
0113	果実		2306 合 成 繊 維 紡	19 化学繊維紡績
0114	工 芸 作 物	02 工 芸 作 物	2311 絹 • 人 絹 織 物	20 繊維・その他繊維製品
	(繊維用を除く)		2312 綿・スフ織物	20 解文が注 で 27 旧 解文が注 22 日
0115	繊 維 用 工 芸 作 物		2313 合 成 繊 維 織 物	
0116	畜 産	034 (04へ統合される)	2314 毛 織 物	
	( 繊維用畜産を除く)		2315   麻 織 物	
0117	繊維用音産	03 機 維 畜 産		
0118	養工	04 その他の畜産養蚕	2320   メ リ ヤ ス 製 品   2330   ロ ー プ ・ 漁 網	
0120 0211	農業サービス   育林・特殊林産物	(農業サービスを含む) 05   林業(狩猟業を含む)	2330   ロ ー プ ・ 漁 網   2390   その他の 繊維製品	
0211	新 炭 製 造	00   你未し何無果を占む丿	2410   履物(ゴム製を除く)	
0220	素   材		2430   衣料・身廻品	21 身 廻 品
0300	符 猟 業		2440 繊維製既製品	
0410	海面漁業	06 漁 業	2510 製 材 · 合 板	22 製材 木製品
0420	捕鯨業		2520 その他の木製品	22 製材 * 木製品
0430	内水面養殖		2600 家 具	23 家 具
1101	石炭	07 石 炭・亜 炭	2711 パ ル プ	24 パルプ・紙
1102	亜 炭		2712 紙	
1210	鉄 鉱 石	08   鉄 鉱 石	2720 紙 製 品	
1220	非鉄金属鉱石	09 非 鉄 金 属 鉱 石	2800   印   刷・出 版	25 印 刷 • 出 版
1301	原油	10 原油・天然ガス	2910  製 革・毛 皮	26 皮革・皮革製品
1302	天然ガス		2930 革製品(革製履物身廻	
1400	土石採取業	11 その他の鉱業	品を除く) 3000 ゴ ム 製 品	
1910 1990				27 ゴ ム 製 品
2011	その他の非金属鉱物	12 屠殺・肉・酪農品	3111  無機基礎化学薬品  3112  有機基礎化学薬品	28 基礎化学製品
2012	肉製品	14   但   水   八   阳   既   旧	3113   合 成 染 料	
2020	路 農 品		3114   爆 薬	
2030	野菜・果実・加工	15 (15へ統合される)	3115 化学繊維原料	29 化学繊維原料
2040	水 産 食 品	13 水 産 食 品	3116 合成 繊維原料	
2050	精 穀・製 粉	14 精 穀·製 粉	3117 合 成 樹 脂	28 (28へ統合される)
2060	パン・菓子	15 その他の食料品	3118 化 学 肥 料	
2070	砂糖		3119 その他の基礎薬品	
2091	その他の食料品		3120 動 植 物 油 脂	30 その他の化学薬品
2092	配合飼料		3130   塗   料	
2110	酒類	16 飲 料	3191 医 薬 品	
2140	清 涼 飲 料		3192 その他の化学製品	
2200	煙草	17 煙 草	3210 石 油 製 品	31 石 油 製 品
2301	製糸	18 天然織維紡績	3291 石 炭 製 品	32 石 炭 製 品

	160×160部門		60×60部門		160×160部門	· .	60×60部門
分類 符号	部門名	分類 符号	部門名	分類 符号	部門名	分類 符号	部門名
3292	防腐加工品			4004	公 共 事 業	. 44	土 木
3310	建設用土石製品	33	窯業土石製品	4009	その他の建設		
3320	ガラス製品		711 213 214 215 218	5110	電力	45	電力
3330	陶 磁 器	٠.		5120	都 市 ガ ス	46	都市ガス
3340	セメント			5200	水道(廃棄物処理を含む)	47	水道(廃棄物処理を含む)
3390	その他の土器製品			6110	卸売	48	商業
	鉄鉄	34	鉄 鉄・粗 鋼	6120	小		
	鉄 屑	* 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	6200	金 融	49	金 融・保 険
3413	フェロアロイ			6300	保険		Section with
	粗鍋	-1		6401	不動産業	50	不動產業
3415		35	鉄鋼一次製品	6402	住 宅 賃 貸 料	**	
3416				6403	不動産賃貸料	60	不動産賃貸料
	冷間仕上及ひめっき鋼材			7110	国有鉄道	5 1	運輸
	鋳 鍛 鋼 品			7121	地方鉄道・軌道		
	非鉄金属地金	36	非鉄金属一次製品		(国電区間の旅客を含む)		
,	伸 銅 品			7122	道路旅客輸送		
34 23	アルミ圧延			7141	道路貨物輸送		
34 29	その他の非鉄金属一次製品			7142	道路輸送施設提供		
	建設用金属製品	37	金属製品	7150	外 洋 輸 送		
	その他の金属製品			7160	沿海・内水面輸送		
	原動機・ボイラー	38	一般機械	7170	航 空		
	工作・金属加工機械	4. 7.		7190	その他の輸送		
3603				7200	倉 庫 業		
3604	一般産業機械および装置			7300	通信	52	通信
3605	事務用機械		and the state of the state of	8100	公 務	53	公 務
	民生用機械			8210	教 育・研 究	54	公共サービス
3607				8220	医療		
3701		39	電気機械	8290	民間学術研究機関その		
	民生用電気機器			1	他公共サービス		
	その他の軽電機器			8300	対事業所サービス	55	その他のサービス
	造船·同修理	40	輸送機械	8400	娯楽サービス		
3820				8501	飲食店	7 1.5	
		se egy		8509	その他の対個人サービス		
- 1	自動車修理			8600	事 務 用 品	66	事 務 用 品
	自動二輪車・自転車		新春春 医海绵	8700	梱包包	67	梱 包
3860		1.4	the wide regard	8800	学術研究機関(政府)	56	学術研究機関(政府)
5 00	その他の輸送機械			9000	分類 不明	57	分 類 不 明
3910	精密機械	41	精密機械	9099	内生部門計	68	内生部門計
5 %	( 衛生材料を含む ) 光学機器(フイルム		175 H 186 196	, , , ,	- HF 1 J 01		
5 1 2 5 1 5	印画紙を含む)				最終 需	要	部門
3930							All Market and Comment
t. L	その他の製造業	42	その他の制造業	9110	家計外消費支出(列)	40.00	家計外消費支出(列)
		32 Tel.	その他の製造業	9120	民間消費支出	70	
4001		43	建築(建設補修を含む)	9130	一般政府消費支出	71	一般政府消費支出
	非住宅新建築			9140	国内総固定資本形成	72	国内総固定資本形成
4003	建設補修						

	160×160部門		60×60部門
分類 符号	部門名	分類 符号	部門名
9150	在 庫 純 増	73	在 庫 純 増
9210	輸出(特需を除く)	74	輸出(特需を除く)
9220	特 需	75	特需
9310	(控除)輸入	76	(控除)輸 入
9320	(控除)関税	77	(控除) 関 税
9330	(控除)輸入品商品税	78	(控除)輸入品商品稅
9400	最終需要部門計	79	最終需要部門計
9500	需 要 合 計	80	需 要 合 計
9700	国内生産額	97	国内生産額
9710	副産物屑(中間需要)	81	副産物屑(中間需要)
9720	屑 (最終需要)	82	屑 (最終需要)
9730	輸入	83	輸入
9740	関 税	84	関 税
9750	輸入品の商品税	85	輸入品の商品税
9760	商業マージン	86	商業マージン
9770	貨物運賃	87	貨物運賃
9780	供給 合計	- 88	供給合計
	粗付加個	值	部門
9110	家計外消費支出(行)	69	家計外消費支出(行)
9411	雇用者所得	70	雇用者所得
9412	営 業 余 剰	71	営 業 余 剰
9420	資本減耗引当	72	資本減耗引当
9430	間接税(関税を除く)	73	間接税(関税を除く)
9440	(控除)補助金	74	(控除) 補助 金
9500	付加価値部門計	75	付加価値部門計
9600	副産物・屑発生額	76	副産物・屑発生額
9700	国内 生産額	97	国内生産額
		98	国内純生産(要素費用)
		99	国内総生産

付録3 部門分類の変更点および変更理由

(注(1)農林水産部門については昭和35年表部門分類)

			変		更	<u> </u>	点			:			
野	四和40年	表用部	門分類	注	(1)		昭和45	年表用基	本分類		変更	理由	等
列符号	行府号		部	門	名	列符号	行符号	部	P	名	_		
	0111 - 29	その	他	Ø	麦		0111-291	ピ -	ル	麦	3 5年表 4	0年表と	の接続
					-		0111–299	その	他の	) 麦	を配慮した	:分割	
0112 - 2		雜豪	<b>y</b> •	豆	類	0112-21		雑		穀	同上		
					-	0112-22		豆		類	(		
								, , , , ,		<b>.</b>			
	0112 - 21	雑			製		0112-211	とうもろさ ( 輪	こし・こう	りゃん	同 上		
					- 3		0112-219	その	他の	雑 穀			
								i jai					
0112 - 9		その	他の	作	物			その他の			同上		
					<b></b>	0112-92		その他の	非食用	"			
			61-		.,					- 1941 - 1941			
	0112 -90	その	他の	17F	<b>700</b>			その他の	食用耕物	種 作物	同 上		
							0112-921		e <u>L</u> a Li	苗			
								肥料					
							0112-929	非食用耕種	重作物(除	別掲)			
0114 - 3		netse 167	: sksi	the:	Ma	0114 01		able					
0114 - 3		<b>"智 灯</b>	* 1 ⁴	TF .	<b>*</b> ✓	0114 - 31			゛゛ば		同 上		
						0114 - 32		飲 料	用作	■物			
	0114 - 30	选 位	**!	<b>作</b>	Mn		0114 010						
	0114 - 30	. El X1	<b>4</b> 1	15	10			葉た					
								コーヒー豆・ その他の					
							0114-329	C OJ JEV	ノ臥が出	111 770			
0114 - 9		その出	世の工:	芸作	物>	01 14 – 91		その他の	非合田で	±.V⊆Nm	同上		
ag skiller i de		C 12 10		A 11	**	0114 - 92		その他の		云[F10] "	H)		
						VII <del>I</del> — 24		C AN IRAN	д Д				
	0114 - 91	生	<b>ತ</b> ೆ		A		0114-910	生	<b>ವ</b>	,	同上		
	0114 - 99			芸作:	物、一						   \	在日本級	در ماد کانگ
							0114-921	and the second		1000	Hills water a sixt	からない	ルルは
					1		0114-929			34 T	] ^{''} ' ' '		
							V114-363	及加上本	ir no ( bak)	vo 1451)			
0116 - 1	ų	<b>%</b> L		:	<del>*</del>	0116 — 10		<b>数</b>		446			
		, u				0110-10		略		農	同 上		

		-sft:	****	F*							
:		変	3	ŧ.	点				who was true at the		
	Γ	表用部門分類	<u></u>	The sake later		年表用基本	<del></del>		変更理由特		
列符号	行符号		門 名	列符号	行附号	<del> </del>	門名		o a front de la fronte y - la		
	0116 -10	乳	#			生			35年表,40年表との核		
:									続を配慮した分割		
					0116-190	その他の	酪農生品	主物			
					14			٠.			
	0116 - 29	その他の	養鶏	•	0116-291				同 上		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0116-292	その他の	養鶏生	至物			
0116 - 9		その他の家畜	・家舎	0116-91		養		豚	同上		
				0116 - 92		肉		牛			
				0116-99		その作	也の 畜	産			
	0116 - 90	その他の家畜	舎家・		0116-911	豚			同上		
		Y A			0116-919	その他の	養豚生產	至 物			
				4	0116-921	肉		牛			
			//	4	0116-929	その他の	肉牛生	至 物			
				4	0116-991	肉		畜			
				V	0116-999	その他の	肉畜生	崔物			
0120 - 0	0120 - 00	農業サー	ビス	0120 - 01	0120-010	獣	医	業	ISICの改訂による分割		
				0120 - 09	0120-090	農業サービ	ス ( 除獣医	業)	  …( 造園業を含む )		
	1210 - 04	硫酸	焼 鉱			(削	除	)			
		原塩(口	産)>		4.		//	, )			
2011 ~ 0		屠		2011- 00				TEL )	3 5年および 4 0年表との		
						/# AX C D	M Mar Act	-25 /	接続を配慮した分割		
	2011 - 09	その他の	■ 展 役 <	•	201 1030	屠殺	副産	物			
					2011-040		<b>но ре</b> .	肉			
			nia via en el como de la como de la como de la como de la como de la como de la como de la como de la como de La como de la	2011-030	肉鶏処	理副産	= 1920				
2020 - 0		  牛乳・乳		2022 00					る。)		
0 - 0203			· 35< DC	2022 – 00		酪	茂	μ̈́μ	<b>同</b> 上		
2040 0	0010 00	م <del>مح</del> د مد		0040 01							
2040 - 2	2040 - 20	水産負	品量	2040 — 21			製		同上		
				2040 - 22	2040-220	水産	食	品			
0040							e 11 ve i e. Light de 11				
2040 - 3	2040 - 30	水 産 貯	蔵品	The state of the		冷凍			同上		
				2040 – 32	2040-320	塩蔵・乾	燥・くん	製品			
	2070 - 03	副産	物——		2070-030	輸入粗糊	・副産	物	同上		

The second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second secon		変	更		点			
Ц	四和40年	表用部門分類			昭和45	年表用基本分類		変更理由等
列符号	行符号	部門名		列符号	行符号	部 門 名		
24300 - 0	2070 - 03	衣服·身廻品—	-> 2	2430 - 10	2430-100	衣	服	表の利用を配慮した分割
			<u></u>	2430 – 20	2430-200	身 廻	品	
			·  ·.					
	2520 - 00	その他の木製品	->		25 20-010	建 築 用 木 製	品	住宅産業を配慮した分割
			*	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	2520-020	木製品(除別掲	)	
2600 - 1	2600 - 10	木 製 家 具	-> 2	2600 – 11	2600-110	木製家具・建具	材	住宅産業を配慮した分割
· [			2	2600 — 19	2600-190	その他の木製家	具	
	2712 - 10				2712-100			利用しうる基礎データの
2712 - 3	2712 - 30	和紙	2	2712 – 30	2772-300	(削除	)	現定による統合
2800 - 9	2800 - 90	その他の印刷・出版	<u> </u>		2800-910		1.1	表の利用を配慮した分割
			- 2	2800-92	2800-920	<b>出</b>	版	
						i de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de l		
	3112 - 12	90% ベンゾール ―				(削除	)	
0.110		発酵化学製品(石油				C Mark		
3112 - 6		系を除く)	->			(削除	)	
	- 4	アセトン(発酵)――				(	· \	
	3112 - 62	ブタノール( 〃 ) <del></del> 				<i>"</i>	<b>ر</b>	
3112 - 8		石油化学製品(石油 系合成樹脂を除く)		3112-81	.:	て 油 ル 学 <b>ま 7</b> 株 ##	.EL	表の利用を配慮した分割
3112 - 0		系合成樹脂を除く)	< 1	3112-81		石油化学系芳香族製		及の利用を配施した方部
			1	3112 89		石価化子ポカ骨族級 その他の石油化学製	1. 1	
				7112 - 09		(除石油系合成樹脂		
	3112 - 81	ベンゾール(石油系))			3112-811	エチレン(石油系	``	同 上
	1.0	純トリオール( // )						(部門符号の継続性はな
		無水フ ( " )				その他の石油化学基礎製		
		タール酸、 アセトン ( // )>	<b>→</b>			純ベンゾール(石油)		
		ブタノール( " )				純トリオール( 〃		
		合成ゴム				キシロール ( #		
	the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s	その他の石油化学製品	15.0			その他の石油系芳香族製		[ 사용하다 기계 기계 기계 기계 기계 기계 기계 기계 기계 기계 기계 기계 기계
					100	無水フタール酸(石油系		
						テレフタール酸( 〃	400	
					1.14	ステレンモノマー( #		
					1. 1. 1.	アクリロニトリル( "		
					3112-895			A property of the
						合成 アセトン( 〃		
	<del></del>	L			<u> </u>			

	-	変	更		点					
	昭和 4 0 年	表用部門分類			昭和45	年表用基本	分類		変更理由	等
列符号	行符号	部門	名	列符号	行符号	部	門名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
					3112-897	合成プタノ	ール(石油系	€)		
		and the seeds			3112-898	合 成	* <b>ੜ</b> *	A		
			Ų		3112-899	その他の	石油化学製	品		
							100			F
3113 - 0		合 成 染	料	3113-00	3113-000	合 成	染	料	利用しうる基礎デー	タの制
	3113 - 01	直 接 染	#		3113-010	( 削	除	)	限による統合	
	3113 - 02	酸性染	料 /		3113-020	(	<i>!</i>	)		
	3113 - 09	その他の合成染	料		3113-090	(	<b>#</b>	)		
3119 - 3		硝化綿・セルロイ	下	3119— 30	3119-300	硝化綿・	セルロイ	۲	同 上	
	3119 - 31	硝 化	綿	t place	3119-310	(削	除	)		
	3119 - 32	セルロイド生	地		3119–320	(	<b>/</b>	)		
					Jan 194					
3192 - 1		石けん・界面活性	剂 一	3192-10	3192-100	石けん・	界面活性	: 剤	同上	
	3192 - 11	石 け	No of		3192-110	(削	除	)		
	3192 -12	界面活性	剤	y 4 %	3192-120	(	"	)		
	3210 - 09	その他の石油製	品		3210-091	ナ	7	+	表の利用を考慮した	分割
					3210-099	その他	の石油製	品		
		et de		e de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de l		**				
		(新 割	į) —— <del>-</del>	3291-30	3291-300	舗装	材	*	新 設	
F 43 - 8	etiye e									
•	3330 - 00	陶磁	器		3330-010	建築用	陶磁	福	住宅産業を配慮した	分割
					3330-020	工業用				
		44,191793	ar a start	Jan est	3330-030	日 用	<i>"</i>			
			$r_z^*$							
3390 - 4		セメント製	品	3390-41		生ョン	9 0 V -	ŀ	同上	
		i i i i i i i i i i i i i i i i i i i		3390-42	1.00	その他の	セメント集	品		
	3390 -40	セメント製	品	27 49 4	3390-410	生ョッ	クリー	ŀ	同上	
	VA.	and America			3390-421	コンクリ	リートパネ	ル		
					3390-429	その他の	セメント集			
			at lyaf fly	1.54			(除,別	卷)		
		(新 説	₹)	3418- 90	3418-900	その他	の鉄鋼製	냼	新設(鉄鋼切断品お	よび糾
i parata				er sala jik	segra et le				鉄圧延の活動)	1965 1967 1967
	3421 - 12	再生	銅>			(削	除	)		
				Landing Dr.						
3501 - 1	3501 - 10	鉄 構	物>	3501- 11	3501-110	軽量鉄	骨系パネ	ル	住宅産業を考慮した	分割
land (F			1	Let a let a let	5.0	1 4 3	の鉄構			

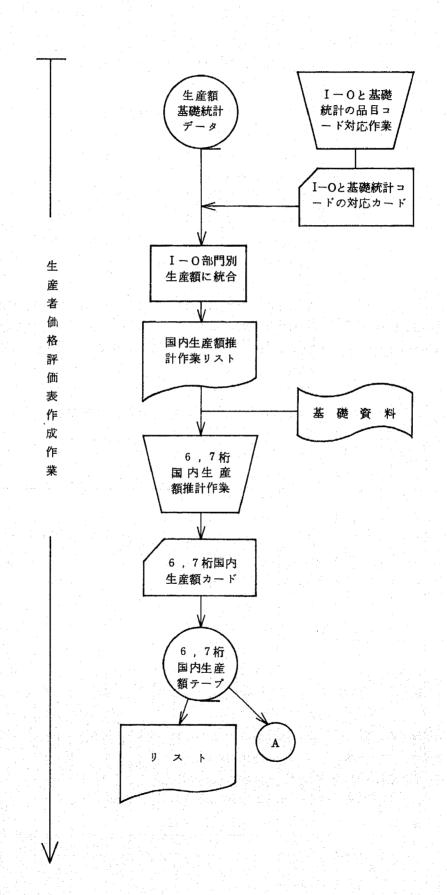
		変	更	点						
B	昭和40年	表用部門分類		昭和45	5年表用基	本分類	*.	変更	理由	等
列符号	行符号	部 門 名	列符号	行符号	部	門	名			
3501 - 2		建設用金属製 品	3501-21		金属製,	ドア・シ	ャッター	同上		
			3501-29		その他の	建設用金属	属・製品			
2 5 7										
	3501 - 20	建設用金属製品 ——		3501-210	金属製,	ドア・シュ	ァッター	同上		
			*	3501-221	建設設	備用金	萬 製 品			
·				3501–229	その他の	建設用金 (除,	≥属製品 別掲)			
3502 - 4	3502 - 40	その他の金属製品	→ 3502-41	3502-410	電 気	照明	器具	同 上		
			3502 - 49	3502-490	その他	の金属	製品			
3603 - 5	3603 - 50	特殊産業機械	3603-51	3603-510	食料品	, <i>t</i> m —	撇	住宅産業	1225	a5c.41€ 6
			<b>~</b>	3603-520				を配慮した	レジャー 分割	<b>生栗</b> 章
			•	3603-530	and the second					
			\	3603-540			· 1			
			3603-55		冷凍機・					
				3603-551						
								( ウイ	じ刑カニ	≒ ±
			3603- 56		娯楽用					含む)
				3603-561		用榜	. '-1			
				3603-569	その他の	特殊産	業 機械			
604 - 1 3		一般産業用機械およ	3604 – 11	3604-110	ポンプ‡	さよび日	縮機	表の利用を	記慮した。	分割
Eliza es		が装置		3604-120			Į.			
			3604-13	3604-130	破砕・まれ	砕および	選別機			- 1 <u>1</u>
			X.1 ·	3604-190						
702 - 2 3	3702 <b>-</b> 20 E	民生用電気機器	→ 3702 - 21	3702-210	電気	音響	機器	レジャー産	能を配慮す	した分
			3702-22	3702-220	ラジオ・	テレビ	. 19	割		/3
			<u> </u>	3702-290						
703 - 2 3	703 - 20 質	『子管および電子応 ──	3703 - 21	3703-210 4	雷子計省出	<b>料</b> ,同 <i>件</i>	富壮層。	[SICod	<i></i>	-ناء معروي
		接置	3703 - 22					L SICの頃 産業を配慮し	メモ」およて レた分割	♪博報
			<. I	3703-230						
004 - 1 4	004 - 10 4	<b>、</b>	<b>→</b> 4004 11			15 A. D		la _ gril re	- - معدد	
		7 7	<b>→</b> 4004 − 11	4004-110 月 4004-190 万				ラの利用を オ	感した気	計

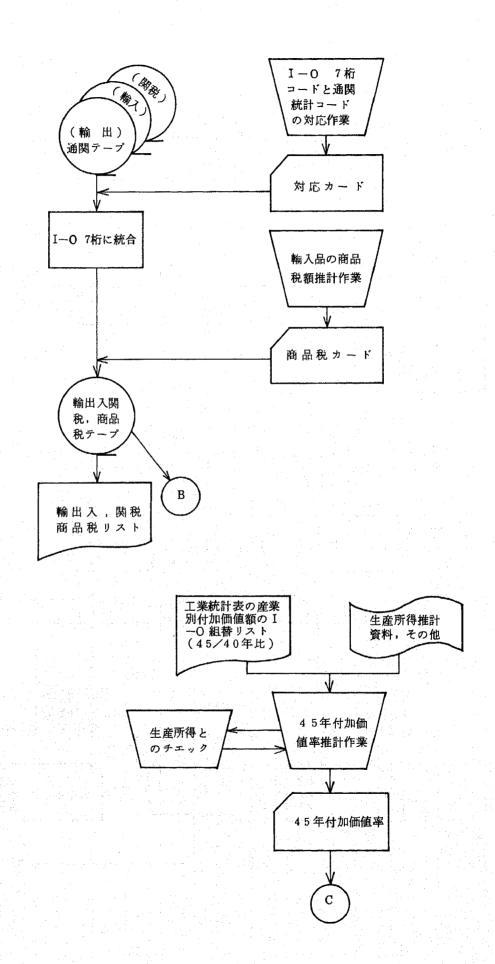
			変		更	[	点										
P	四和 4 0 年	表用部	門分類				昭和 4 5	5年表用基本分類						変更理由等			
列符号	行符号		部	門名	3	列符号	行符号		部	F	f	名			\$ <u></u>		
4009 - 0	4009 - 00	その	他の	建 部	Ł	4009 - 10	4009-100	鉄	道	軌	道	建	設	同上			
						4009 - 20	4009-200	電	カ	施	設		,				
•						4009 - 30	4009-300	電	信電	話加	色設		,				
					, 4	4009 - 90	4009-900	そ	の	他	Ø.	建	設				
5200 - 1	5200 - 10	上	水	ĭ	1	5200 - 11	5200-110	Ŀ	水 道	•	簡易	易水	道	同上			
	·					5200 - 12	5200-120	I		業	F	Ħ	水				
5200 - 3	5200 - 30	清	掃	美	ŧ	5200 - 30	5200-300	廃	棄	4	<b>b</b>	処	理	部門名の	变更		
6200 - 0	6200 - 00	金	: -	Ā	<u> </u>	6200 00		金					融				
							6200-001	金	融 (	帰	属	利子	. )	麦の利用	を考慮	した	分割
							6200-002	そ	の他の	金融	独(	手数术	斗)				
6401 - 11	6401 - 11	不動	産 仲	介第	ŧ>	6401 - 00	6401-000	不	動	産	仲	介	業	部門符号。	の変更	[	
							1										
6401 - 12	6401 - 12	不動	産 賃	貸業	<b>+</b>	6403 - 00	6403-000	不	動	産	賃	貸	料	同上	:		
					) (	7121 – 01	7121-010	国	有鉄道	(国作	区間	引の旅	客)	ISIC	の改訂	に伴	なうを
7121 - 0		地方。	鉄道・	軌道	1	7121 - 02		地	方	鉄	直	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道	割 (部)	門附号	の継	統性は
	7121 - 01	//	()	旅客)	}	1 124 A A	7121-021		, ,,			(旅名	₹)			• • •	ない)
	7121 - 02	, //	( :	貨物)	J , i : [		7121-022		//			(貨物	<b>b</b> )				
7441 - 0	7141 - 00	道路	貨物	輸送	<b>⋚</b>	7141 – 10	7141-100	道	路	貨	物	輸	送	表の利用	を配慮	した	分割
					*		7141-200	l			<b>E</b>		樂	1.			
		(新		設)		7143-00		自	家 用	自	動耳	耳輪	送	自家活動	色握の	ため	の新
						in a constant	4143-010		"			(旅2		設			
							4143-020	1 %	"			(貨物					
	t a la fit																
7160 - 2	7160 - 20	沿海・	内水面	輸送加	ī	7160 – 21	7160-210	港		湾	ĭ	重	送	  表の利用	を配慮	した	分割
		設提供			-	7160 – 22	7160-220							1			
			ning National				l milija et 19. Kriji Tidologija i svo	業					<b>'</b>				
7170 - 0	7170 - 00	航		e'	9→		7170-010	航		李	<u> </u>	兪	送	同上			
		·7-				2.34	7170-020										
			5 T			and the second		,,,,,,,,	tm 7700	<i>"</i>		,,					
7300 - 1	7300 - 10	雷信		電話	£	7300 – 11	7300-110	雷	報			電	壬	表の利用	た配性	<b>.</b>	- 分割
.000 1	1000 - 10	- ID		re. Al			7300-190	2.60			1	通		Later to the second	C 174.15	x U /	_ ル 戸i

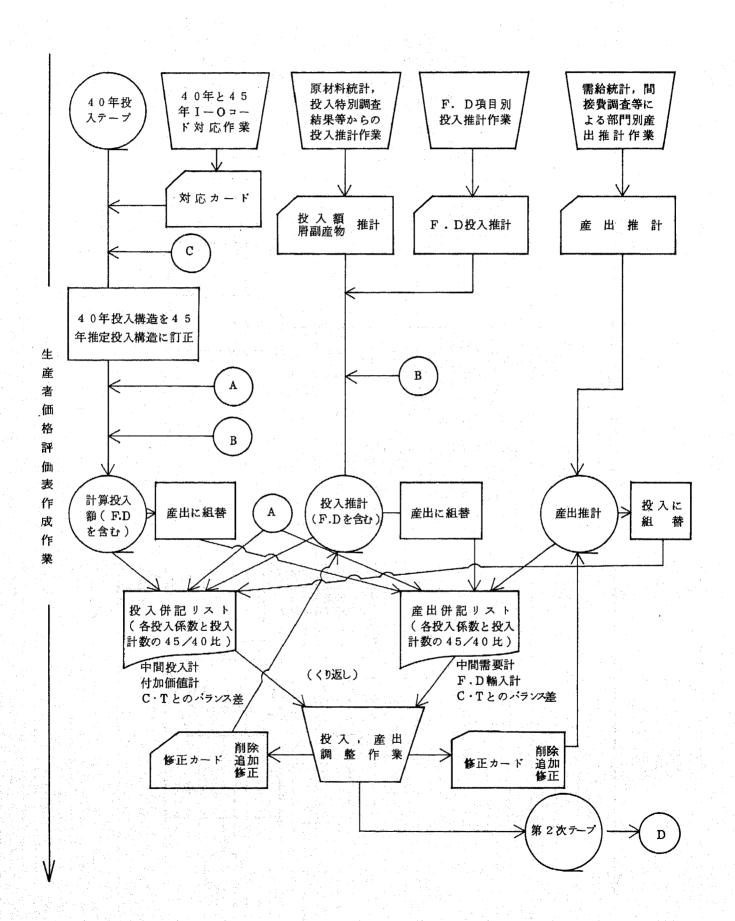
		変		更	[	点	ja Ja			
F	昭和40年	表用部門分類	質			昭和45	年表用基:	本分類		変更理由等
列符号	行符号	部	門:	名	列符号	行符号	部	門	名	
3210 - 0	8210 - 00	教	•	有	8210-01	8210-010	教	育(国	公立)	表の利用を配慮した分割
					8210 - 02	8210-020	<i>"</i>	(私	立)	
							国公立学		OLAK S	
	1.			1/4	8210 – 04	8210-040	,,	機関(貝袋)	群拳 }	
				/4	8210 - 05	8210-050	私立学校	<b>" ( 自然</b>	科学)	
•				4	8210 – 06	8210-060	"	〃(人文	科学)	
	٠.									
220 - 0	8220 - 00	医	#	<b>₹</b> <del></del>	8220 - 01	8220-010	医	療(国	公立)	表の利用を配慮した分割
		14 ·			8220 - 02	8220-020		(私	立)	egis of a dewilson see
						\$ 				
290 - 0	8290 -00	その他の公共	失サー b	<u></u>	8290 - 01	8290-010	自然科学	研究機関( .	民間)	研究活動把握のための分割
		^		1/2	8290-02	8290-020	人文 #	<b>"</b> (	<b>"</b> )	
			4.1		8290 - 09	8290-090	その他の	公共サ -	ビス	
	*									
300 - 1	8300 - 10	広	· <del>1</del>	告>	8300 - 11	8303-110	広	And the second	告	符号の変更
								•		
300 - 9	8300 -90	その他の事	業所サ							表の利用を配慮した分割
		ビス			8300 - 92	8300-920	情報提	供サー	ビス	
					8300 - 93	8300-930	電子計算	機・同付属	<b>装置賃</b>	
14.15					8300 - 94	8300-940	業務用物	<b>品(床,甩</b>	<b>异(皮</b>	
17.				//	8300 - 95	8300-950	建物	サー ヒ	賃貸業	
				///	8300 - 96	8300-960	法務・財	務・会計サ	ーピス	
		1.		//	8300 - 97	8300-970	土木・	建築サー	ビス	
					8300 - 99	8300-990	その他の	対事業所サ	ービス	
	1 7									
400 - 1	8400 - 10	放	ì	<b>送&gt;</b>	8400 - 10		放		送	
The State			Wa			8400-110	公 #	<b>技</b>	送	
					****	8400-120	民	1	<i>"</i>	同上
			4					W. A. Car		
400 - 2	8400- 20	映	[[	<u> </u>	8400 – 21	8400-210	映 画 製	作 • 配	給業	レジャー産業を配慮したタ
						8400-220	100	画	館	
400 - 9	8400 - 90	その他の	り娯き	¥	8400 - 91	8400-910	劇場	・典	集 場	表の利用を配慮した分割
						1 1 1 1 1 1 1 1	遊		場	
							1 1 1 1	の娯楽	施設	
						8400-940		業	团	
	e se in a			1		8400-990	1 20 4 20 4 4			

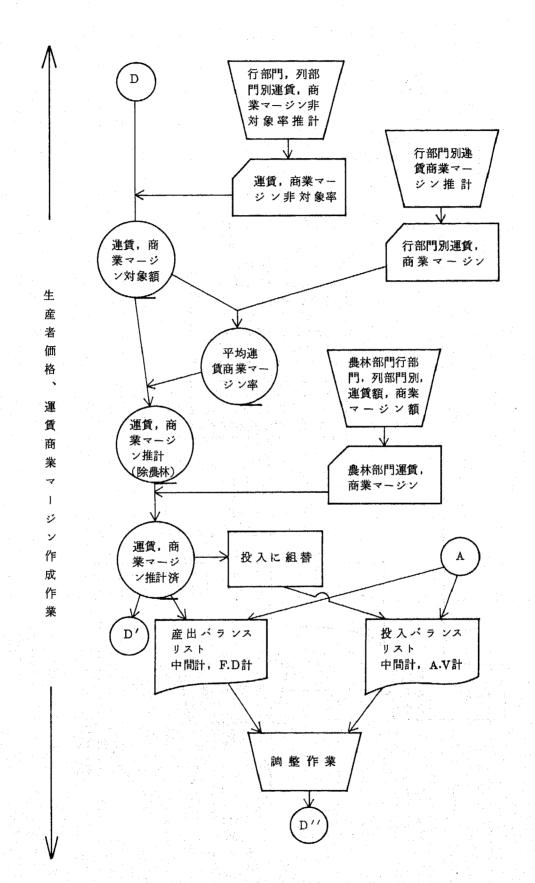
		変		更	[	点		,							
Ħ	召和40年	表用部門分類	Į .		昭和45年表用基本分類						変	更	理	由等	
列符号	行符号	部	門名	含.	列符号	行符号	部	rg	1	3					
8501 - 0	8501 - 00	飲 食	Л	· 一	8501-01	8501-010	遊輿	飲	食	店	同	上			
		1,5		*	8501 - 09	8501-090	その他	Ø	飲食	主店					
						4 4									
8509 - 0	8509 - 00	その他の対化	個人サ		8509 - 01	8559-010	旅館・下宿	・その	の他の	宿泊	同	Ŀ			
4.		ビス			8509 - 02	8509-020	焼たく・	洗 張	・染	物業					
					8509 - 03	8509-030	理容・	美	き 容	業					
		,		/*	8509 - 04	8509-040	浴	婸		業	-				
				11/4	8509 - 05	8509-050	写	真		業					
				//•	8509 – 06	8509-060	葬	儀		業					
				//	8509 - 07	8509-070	貸自	動	車	業					
				1	8509 – 09	8509-090	その他の文	寸個人	\ <b>#</b> -	ピス					
				ſ	8800 - 01	8801-010	自然科学研	究機	関(政	府)	研究活	動把	屋のた	とめの	分害
		( 最終需要	部門	)	8800-02	8801-020	人文 "	"	(	<i>"</i> )	(研究	機関	は内生	部門	へ移
9130 - 0		一般政府消	費支	± —- ∤	9130 - 10		中央政府	牙 消	費支	出	す。)				
					9130 – 20		地方		"						
		(新	設	) ———	933000	A. J. B. L. P	(控除)	輸入	品商	品税					
				en en en en en en en en en en en en en e											
	į.														

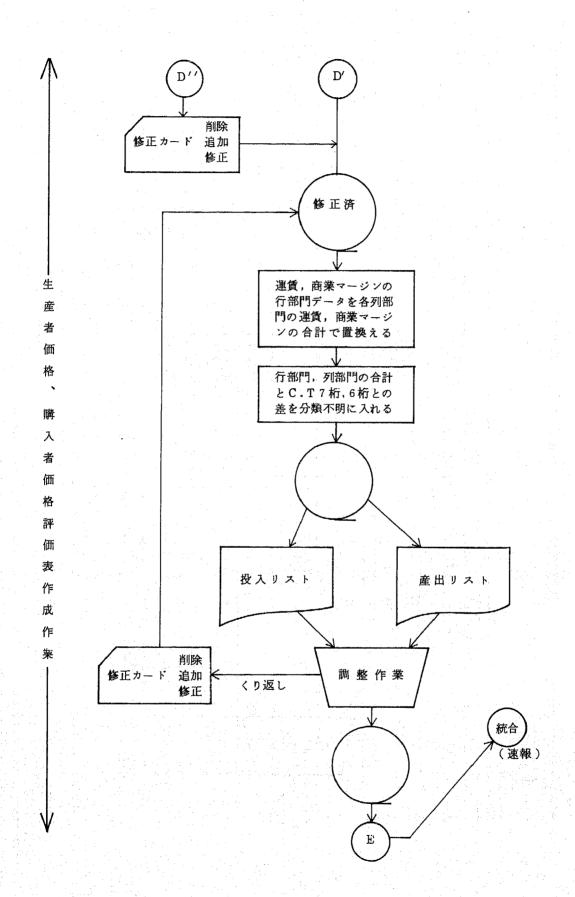
# 付録4 電子計算処理フローチヤート

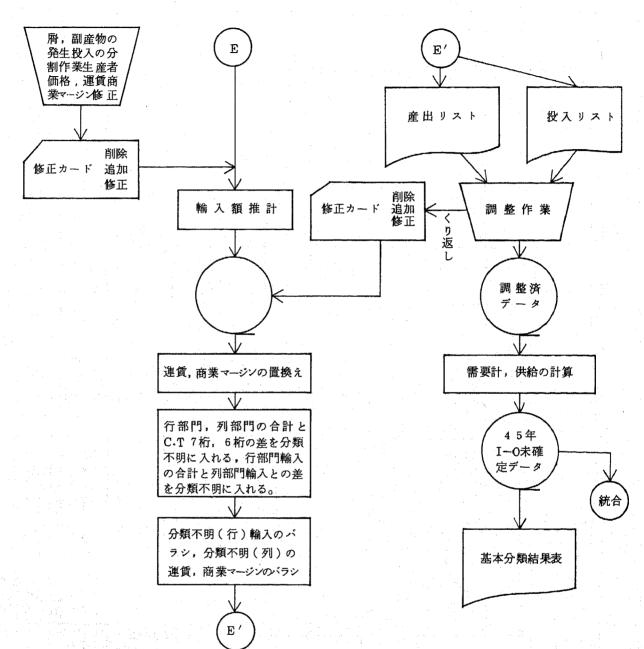


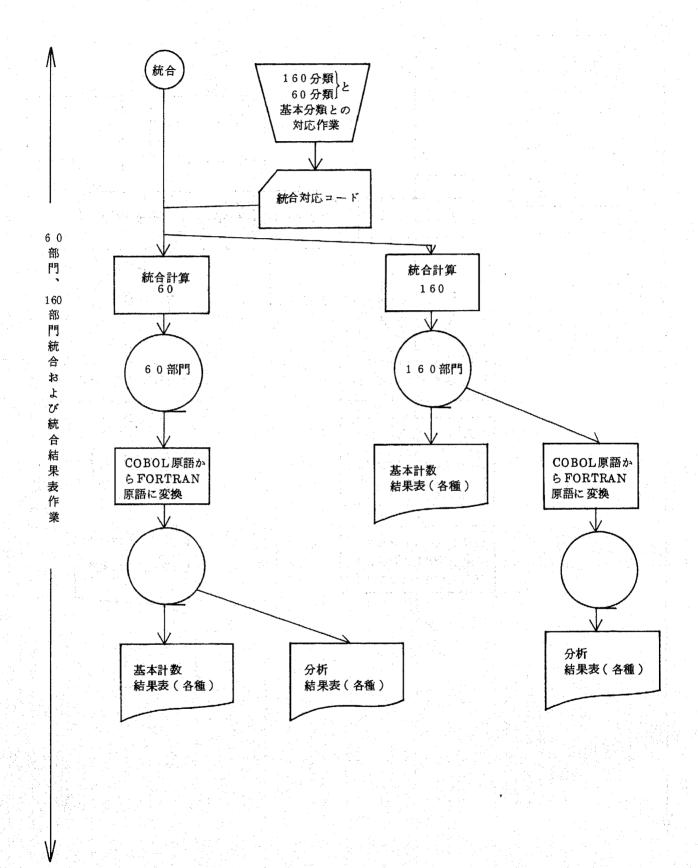












付録5 作成過程でまとめられた資料

資料	名	規規	<b>等</b>	印刷印	時 期
準備作業等における資料					
作成基本方針		B 5 謄写	22頁	4 5.	5
基本要綱作成中間報告	r di Alexandi Seria de La Cale. Geografia	" "	88頁	4 5,	11
作成基本要綱(産業連関作業幹事会第	31次案)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	246頁	4 6.	4
作成基本要綱		" "	281頁	4 6.	7
国連の新SNAにおける産業連関表の	り取扱いについて	<i>j</i> , <i>j</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	53頁	4 5.	5
部門分類		B 4 活版	3頁	4 7.	5
部門別輸出・輸入および関税の品目別	数量・金額表	〃 謄写	515頁	4 7.	3
昭和 4 5年工業統計の組替集計結果		, , , , ,	13頁	4 7.	7
建設迂回の資本形成品目一覧		B 5 "	54頁	4 7.	6
部門品目分類と基礎統計		· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	401頁	4 7.	5
運賃表・商業マージン表作成作業要領	1	В 4 //	12頁	4 8	2
固定資本マトリックス作成要領		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	21頁	4 8.	8
45年部門別付加価値の対40年変化	<b>公本</b>	B 5 "	17頁	4 7.	8
間接税等の範囲について		B 4 "	26頁	4 8.	1 0
推計作業等における資料				1,477	
部門品目別生産額表(第1次)		B 5 謄写		4 7.	7
(第2次)	and the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second of the second o	<i>"</i>		4 7.	1 2
					di.
調整作業等に関する資料					
調整会議について		B 4 謄写	6 頁	4 8.	7
調整作業用併記リストの様式と見方		<i>"</i>	7頁	4 8.	7
調整作業担当幹事名簿		B 5 "	48頁	4 8.	7
	도 등 시간의 기차로 열차 하고 있다. 1 기사는 이번 경기를 보고 있다.				
その他					. Att
産業連関表に関する刊行物一覧		B 5 謄写	32頁	4 6.	3
国および地方公共団体における産業連	<b>車関表の作成・利用状況</b>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	196頁	4 6.	7
産業連関表について		" "	12頁	4 8.	7
昭和45年産業連関表(速報)		ッタイ オフセッ	プ 47頁	4 8.	7
』  ( 』)統計表			ト 22頁	4 8.	7

# 付録 6 政府諸機関の扱い

- 注1. 直営の建設工事(建設に含まれる)を除いては計画、管理活動(一般政府活動)とみた。
  - 2. 直営の建設工事および設計活動等(建設に含まれる)とみた。
  - 3. 当公団が持分を有する船舶の造船活動はすでに造船部門に含まれているので、ここでは当公団の残りの活動からみて沿海、内水面輸送部門に格付けた。
  - 4. 「企業扱い」とは、当該政府または関係機関は政府の範囲に含めるが、その活動は民間企業の生産活動と同一に扱うことを意味し、「非企業扱い」とは、その活動をいったんは産業部門に格付けるが産出先を一般政府のみとする(産業による料金の支払いは、税外負担として間接税らんに記録される)ことを意味する。

	政			府		民		間	備考
	一 般	産業	扱い		7 - 0	の他の	の公		(国民所 <b>得統</b> 計との扱
	政府	(注4)	(注	4)	11	サ <b>-</b> 1		各産業扱い	いの違い,公団等の活動内容,標準産業分類
	扱い	非企業扱い	企業	扱い	政府向	家計向	企業	in wat	での格付等)
中央政府									
一般会計		1							
下記以外	0								
政府直営建設工事			建	設					
政府研究機関		学術研究機関 (政府)							
特別会計									
(1.事業会計)									
造幣局特別会計			その他	製造業					
印刷局 "	7 :		印刷	出版				14.4 P. 14.	
国有林野 " {治山勘定   国有林野事業勘定	(注1)		林	**************************************					} N I では林業
特定土地改良特別会計	〇(注1)	4.18.48.48.48.48.49.49.49.49.49.49.49.49.49.49.49.49.49.					-		
アルコール 専売 #			飲	料				3	
港湾整備	○(注1)								
空港 " {整備勘定 管理 "	Q(注1)		航空施設	提供					(第1~2種空港の管理)
郵政事業 "			郵	便		7-			
郵便貯金 "			金	融					
道路整備 "	〇(注1)								
治 水 "	(注1)								
(2. 保険会計)									andron in the second and a simple discount of the second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second s
厚生保険特別会計	0	An .							
船員 " "	0		en en en en en en en en en en en en en e						

	政		府		民		間	備考	
	— 般	産業	扱い	その	の他の	の公		(国民所得統計との扱	
	政府	(注4)	(注4)	共.	サ <b>ー</b> し	ピス	各産業扱い	1 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	扱い	非企業扱い	企業扱い	政府 向	家計	企業 向		での格付等)	
森林保険特別会計			保険		-				
輸出 "			"						
失業 " "	0								
簡易生命保険及郵便年金 "			保 険						
労働者災害補償保険 "	0								
地震再保険特別会計		保 険					·	NIでは一般政府	
農業共済 ""		"						"	
木 船""		#					V.	<b>"</b>	
自動車損害賠償責任 "		<i>"</i>						<b>"</b>	
漁船再保険及漁業共済保険 //		"						"	
中小漁業融資保証保険 "			保 険						
機械類信用保険 "		保 険						NIでは一般政府	
国民年金 "	0								
( 3. 管理会計)						- The land relations recover			
貴金属特別会計			商業						
外国為替資金 //	0								
国立学校 "		教育(国立)						NIでは一般政府	
国立病院 "		医療(国立)							
あへん "	0								
食糧管理 //			商 業						
自作農創設特別措置特別会計	0								
自動車検査登録 "	0					· Approximation			
(4. 融資会計)									
資金運用部特別会計			金 融						
産業投資 "	1.4.15		## ## ## ## ### ######################					NIでは一般政府	
開拓者資金融通 //			"						
都市開発資金融資 //			"					<b>"</b>	
( 5. 整理会計)									
国債整理基金特別会計	0			7					

	政		府		民		閰	備 考		
	一般	産業	1	.ii	の他の			(国民所得統計との扱いの違い,公団等の活		
	政府	(注4)	(注4)	ļ	<del>+ \</del>	,	各産業扱い	動内容,標準産業分類		
	扱い	非企業扱い	企業扱い	政府向	家計 向	企業 向		での格付等)		
賠償等特殊債務処理特別会計	0									
特定国有財産整備 "	0									
交付税及び譲与税配付金 //	0									
石炭対策 "	0									
特別会計直営建設活動			建 設							
		<del></del>								
公 社										
日本専売公社 {煙草部門			煙 草 その他の食料品							
日本国有鉄道			運輸							
日本電信電話公社			通 信							
公 団						-				
水資源開発公団			建 設(注2)			-				
森 林 " "			# R(L2)			. 4.	*			
石油 ""										
農地開発機械 //					•					
			建 設(注2)沿海,内水面輸							
船舶整備 //			送 (注3)							
日本鉄道建設 //			建 設(注2)							
新東京国際空港 //			航空施設提供	•						
京浜外貿埠頭 "		1.	沿海, 内水面輪 送施設提供							
阪神 " " "			"							
日本住宅 "		r against an an an air	住宅賃貸料							
日本道路 〃			道路輪送施設提供							
首都高速道路 "			,							
阪神 " " "			"							
本州四国連絡橋 //			,,							
<b>公 庫</b>										
国民金融公庫			金 融							

		政			府		J	民		間	備考		
		般	産業	l			t .	か他のナーリ			201 2 121 121-1221-124 124		
	政	府	(注4)		(注4	)				各産業扱い			
	扱	ķ١	非企業扱い	企	業 扱	۷١	政府向	家計 向	企業 向		での格付等)		
医療金融金庫				金		融							
環境衛生 "					"								
農林漁業 "					"								
中小企業 "					"								
住。宅"		-			"								
公営企業 #					"	:							
北海道東北開発 "					// .						5043 (日本標準産業分類 番号以下同じ)開発金融機関		
中小企業信用保険 "				保		険					5316 中小企業信用保険公庫(補助的金融)		
										-			
特殊銀行													
日本開発銀行				金		融					e Element vij ki		
日本輸出入 //					"								
事業団													
新技術開発事業団										学術研究(民間)	技術研究・普及		
日本原子船 "										"	原子力の利用促進 造船海運の発達		
動力炉・核燃料 //						1				"	炉の開発等		
海外技術協力 "			<u>.</u>				0				9199 その他教育		
海外移住 //								0			8699 その他事業 サービス		
年金福祉 "								0			9299 その他社会福祉		
公害防止 "							0			,	公害防止施設等の建設 譲 <b>渡</b>		
畜産振興 ″										商 業	4045 食肉卸壳		
八郎潟新農村建設 "							0				農地等整備, 讓渡		
糖価安定 "										商 業	輸入糖等の売買		
日本蚕糸 //										,	4211 代理・仲立		
石炭鉱業合理化 "							0				設備資金の貸付等		
産炭地域振興 "							0				土地造成, 融資等		
金属鉱物探鉱促進 //				$I^{-}$			0				5251 政府出資金融団		
小規模企業共済	+	-					1	<del>                                     </del>	0		共済制度の運営等		

	政		府		民		間	備考
	一般政府	 と 扱	い (注4)	11 -	の他のサート		夕辛类机、	- (国民所得統計との扱 いの違い,公団等の活
	扱い	企	業扱い	政府向	家計向	企業	各産業扱v	・動内容,標準産業分類 での格付等)
中小企業振興事業団					-	0		融資事業等
石炭鉱害 ″				0				鉱害賠償担保管理資金 貸付
簡易保険郵便年金福祉 #					0			9299 その他社会福祉
労働福祉 "		1			0			"
中小企業退職金共済	-				0			9211 社会保険団体
雇用促進事業団		1			0			8699 その他事業
宇宙開発 "							学術研究 (民間)	人口衛生等の関発
金庫・営団								
農林中央金庫							金 融	
商工組合中央金庫							"	
帝都 高速度 交通営団		運	輸					NIでも政府企業
特殊会社								
東北開発株式会社							セメント製造その他	1000
電源 " "		電	カ					NIでも政府企業
日本硫安輸出 #						1	商 業	硫安等の買取・販売
日本航空機製造 //						i i	輸送 機械製 造	YS-11製造・販売等
電力用炭販売 "							商 業	電力用炭の購入・販売
東京中小企業投資育成株式会社						=	金 融	5411投資育成会社 (H金融保険)
名古屋 """							"	//
大阪 " "							<b>//</b>	<b>n</b> 22-2
日本航空 //						à	運輸	6411 定期航空
日本自動車ターミナル 〃						į.	運輸施 設 供	施設等の賃貸
国際電信電話 //						7.74	<u>底</u> 信	6721 電信電話
		- 4						
その他の特殊法人								
( 研究所 )								
日本原子力研究所		学 徘	近 研 究		1			NIでも政府企業

		政		:	床	f	]	戋		間	備考
	_	般	産業	扱	۷١		41	の他の			( 国民所得統計との扱 いの違い, 公団等の活
	政	府	(注4)		(注	1)		+ — t		各産業扱い	動内容,標準産業分類
	扱	ķ١	非企業扱い	企業扱		V	政府向	家計 向	企業 向		での格付等)
理化学研究所		,			÷	:				学術研究(民間)	93 学術研究機関
社会保障 "										"	11
農業機械化 #		:								"	<i>II</i>
アジア経済〃										"	"
(共済組合,共済基金)			. :								
私立学校教職員共済組合								0			9211 社会保険団体
農林漁業団体職員 "				-		: 1		0			
建設業退職金 "								0			
清酒製造業退職金 "								0			
地方団体関係団体職員 //								0			
消防団員等公務災害補償等共済 基金						,		0			5631 共済事業
(協会)									1		
北方領土問題対策協会								0			その他の非営利団体
こどもの国 //								0			児童のための <b>遊戯</b> 施設  等の設 <b>置,運営</b>
心身障害者福祉 //					•			0			<b>"我就是我</b>
地方競馬全国 #								0			8042 競馬競技場
高圧ガス保安〃									0		調查, 研究, 指道. 検査
日本放送 //					•					公共放 送	
日本労働 //								0			9499 その他非営利団 体
日本勤労者住宅 #										住宅賃貸料	住宅の建設, 譲渡, 名 地の造成, 譲渡
日本消防検定 "							P.		0		8631 商品検査
( 振興会 )											
日本学振興会								0			
社会福祉事業 #								0			
日本てん菜 "									13	学術研究 (民間)	9313 農学研究所
日本自転車 #					. S				0		8041 競馬競技団
日本貿易 #									0		8699 その他事業 サービス
日本小型自動車 "									0		8049 その他競技団
国際観光 "									0		6699 その他運輸付帯 サービス

	i	<b></b>	府		民		間	備考
	- ,	改 産 美	養 扱 い	その	の他の	公公		(国民所得統計との扱
	政府	6 (注4)	(注4)	共,	) <b>–</b> ヒ	・ス	各産業扱い	いの違い,公団等の活動内容,標準産業分類
	扱し	非企業扱い	企業扱い	政府向	家計 向	 企業 向		での格付等)
日本船舶振興会						0		
(基金)								
海外経済協力基金							金 融	5042海外投融資機関
社会保険診療報酬支払 "					0			9211 社会保険事業団体
漁業協同組合整備 "						0		整備組合に対する利子 補給等
林業信用組合 "			***************************************				金 融	COCT TANTILLIAN A BACK
漁業共済 "					0			"
農業者年金 "					0			年金等の給付による福 祉の向上
奄美群島振興信用 "							金 融	5315 信用保証協会
(その他)					1			
南方同胞援護会					0			9499 その他の非営利 団体
国民生活センター						0		
日本科学技術情報センター			The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s			0		8699 その他の対事業 所サービス
日本育英会			-		0			9499 その他の非営利 団体
日本学校振興財団			•			0		資金の貸付,補助金の 交付等
日本学校給食会					0			405 食料,飲料卸売
国立競技場							娯楽サービス	3051 運動場
日本学校安全会				1	0			
国立教育会館			10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		0			9511 集会場
オリンピック記念青少年総合セ ンター					0			<b>"</b>
国立劇場							娯楽サービス	
日本中央競馬会							"	804 競馬等の競技団
日本電気計器検定所						0		8691 商品検査
地方政府								
上水道、簡易水道事業			上 水 道					
工業用水道 ″			工業用水道					
公共下水道 "		下 水 道						NIでは一般政府
清掃 //		廃棄物処理						NIでは政府企業

	政		府		民 ———		間	備考			
	— 般		扱 い	ال	の他のサール		An -++ Miss. Littl	(国民所得統計との扱いの違い,公団等の記			
	政府		(注4)		家計		各産業扱い	動内容,標準産業分類 での格付等)			
	扱い	非企業扱い	企業扱い	向	向	向					
交通事業			運 輪	-		<del></del>					
電気 //			電気	4							
ガス 〃			ガス								
病院 "		医療(公立)						NIでは一般政府			
学校 "		教育( " )						<b>"</b>			
市場 "	1.1		商 業								
住宅 #			住宅賃貸料								
造林 "	7 ( 7 (A)		林業								
港湾整備事業 {整備勘定 管理 "	(注1)		輸送施設提供	j				NIでは建設			
屠畜場事業			屠 彩								
観光施設事業			(各アクティビ) テイに含まれる				i j				
	〇(注1)							NIでは建設			
国民健康保険事業 { 保健給付 直営診療所		医療(公立)	保 )	ļ	<b></b>	ļ		NIでは一般政府			
競馬, 競輪, 競小型自動車, 競艇			娯楽サービス								
宝くじ	0	ta esta c									
農業共済事業	0										
交通災害共済 "	0				15 y x						
公益質量 #			金 融	į				NIでは一般政府			
公立大学付属病院 "		医療(公立)		:		1.34					
住宅供給公社			住宅賃貸料	H							
直営建設工事			建 認	-							
空港管理			航空輸送施設提					(第3種空港の管理)			
地方政府研究機関		学術研究機関(政府)									
上記以外の普通会計	0	( ) ( ) ( )	<u> </u>		37.1						
	<u> </u>		L	11	4	1					

# 付録7 「行列」の意味と内容

## § 1 行列の定義と用語

次のように、数を矩形に並べたものを、行列(マトリックス、matrix)といいます。行列をしめすときは、矩形にならべた数の両側に、次のように括弧〔〕あるいは〔)をつけます。また、この行列をつくっている1つ1つの数は、この行列の要素(element)といいます。

$$\begin{bmatrix} 4 & 2 & 8 & 6 \\ 1 & 5 & 3 & 4 \\ 2 & 9 & 0 & 5 \end{bmatrix}$$

上にしめしたのは要素がすべて常数からなる行列ですが、行 列の要素は常数とはかぎらず、変数であってもよいのです。

たとえば、変数u, v, w, x, y, zからなる行列,

や,また常数 a, b, c, d, e, f と変数 x, y, z からなる行列,

$$\begin{pmatrix}
a & x & d \\
b & y & e \\
c & z & f
\end{pmatrix}$$

などもかんがえられます。

行列の矩形にならんでいる数の, 横のならびを行(row), 縦のならびを列(column)といい, それぞれ上および左から第1行, 第2行あるいは第1列, 第2列というように呼びます。

ある行列の行および列の数がそれぞれmおよび n であるとき、この行列を(m, n)型行列であるといいます。したがって上にしめした行列は(3, 4)型行列です。

行列を1個の文字で表わすことがあります。そのときは普通 A, B, C, Dなどの英語の大文字をもちいます。そして, その要素については, 次のような表現方法をとります。たとえば, 行列 A の第 i 行, 第 j 列の位置にある要素は, A の小文字 a をもちいて,

aii

としめすものです。そして、これを行列Aの(i, j)要素といいます。したがって、いまこの行列Aが(m, n)型行列ならば、

$$\mathbf{A} = \begin{bmatrix} \mathbf{a} & \mathbf{11} & \mathbf{a} & \mathbf{12} & \mathbf{a} & \mathbf{13} & - & - & - & \mathbf{a} & \mathbf{1n} \\ \mathbf{a} & \mathbf{21} & \mathbf{a} & \mathbf{22} & \mathbf{a} & \mathbf{23} & - & - & - & \mathbf{a} & \mathbf{2n} \\ \mathbf{a} & \mathbf{31} & \mathbf{a} & \mathbf{32} & \mathbf{a} & \mathbf{33} & - & - & - & \mathbf{a} & \mathbf{3n} \\ \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \vdots \\ \mathbf{a} & \mathbf{m}_1 & \mathbf{a} & \mathbf{m}_2 & \mathbf{a} & \mathbf{m}_3 & - & - & - & \mathbf{a} & \mathbf{m} \\ \mathbf{n} \end{bmatrix}$$

となります。

また行列Aを、( $a_{ij}$ )と表わすこともあります。 なお、ある行列が別の若千の行列を組合わせてつくられているとみなせる場合があります。たとえば、次にしめす行列A.

$$A = \begin{bmatrix} a & x & d & u \\ b & y & e & v \\ c & z & f & w \\ \alpha & X & \lambda & U \\ \beta & Y & \mu & V \end{bmatrix}$$

は、別の4個の行列A₁, A₂, A₃, A₄,

$$A_{1} = \begin{bmatrix} a & x \\ b & y \\ c & z \end{bmatrix} \qquad A_{2} = \begin{bmatrix} d & u \\ e & v \\ f & w \end{bmatrix}$$

$$A_{3} = \begin{bmatrix} \alpha & X \\ \beta & Y \end{bmatrix} \qquad A_{4} = \begin{bmatrix} \lambda & U \\ \mu & V \end{bmatrix}$$

の組合わせと見ることができるでしょう。

このような場合、行列 Aを、

$$A = \begin{bmatrix} A_1 & A_2 \\ A_3 & A_4 \end{bmatrix}$$

と表わすことがあります。そして行列 $A_1$  ,  $A_2$  ,  $A_3$  ,  $A_4$  をを行列Aの部分行列(sub matrix)と呼びます。

## § 2 特別な形の行列

行列はその形によっているいろの名称がつけられていますが、 次にとくに重要な正方行列およびベクトルなどについて説明し ます。

## 1 正方行列

行および列の数が等しく、したがって要素が正方形に並んでいる行列を、正方行列(square matrix)といいます。

ある正方行列が(m, m)型行列のとき、これをm次の 正方行列という場合もあります。

この正方行列のうちには、その形から、次のような特別 の名称で呼ばれているものがあります。

### (1) 対角行列

次のように、左上より右下にいたる対角線上の要素を残して、他の要素がすべて0のものを、対角行列(diago-nal matrix)といいます。対角線上の要素のうちに0のものがあってもかまいません。

$$\begin{bmatrix}
2 & 0 & 0 & 0 \\
0 & 5 & 0 & 0 \\
0 & 0 & 0 & 0 \\
0 & 0 & 0 & 4
\end{bmatrix}$$

## (2) 単位行列

対角行列で、対角線上の要素がすべて1のものを単位行列(unit matrix) といいます。この行列は通常EまたはIで表わされます。なお、この名称の由来はあとで行列の掛け算のところで明らかにされます。

$$\begin{bmatrix} 1 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 1 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 1 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 1 \end{bmatrix}$$

#### (3) 对称行列

ある行列の(i, j)要素が相等しいとき、いいかえると数が対角線にたいして対称に配置されているとき、この行列を対称行列(symmetric matrix)といいます。

$$\begin{bmatrix} 2 & 4 & 8 & 1 \\ 4 & 7 & 5 & 2 \\ 8 & 5 & 9 & 0 \\ 1 & 2 & 0 & 3 \end{bmatrix}$$

### 2 ベクトル

ただ1行あるいは1列よりなる行列をとくにそれぞれ行 ベクトル(row vector)および列ベクトル(colum -n vector)といいます。次がその例です。

行ベクトル 〔4 2 8 6〕 
$${rac{9}{1}}$$
ベクトル  ${4 \choose 1}$   ${2 \choose 2}$ 

なお、すべての要素が1のベクトルは、単位ベクトル (unit vector) といいます。

#### 3 転置行列

ある行列Aの行と列とを入れ換えたもの,すなわち行列Aの(i, j)要素を(j, i)要素とする行列を,元の行列Aの転置行列(transposed matrix)といい,通常これを t Aあるいは簡単に A とあらわします。したがって, A が(m, n)型であれば, A は(n, m)型行列です。たとえば,次のようになります。

$$A = \begin{bmatrix} 4 & 2 & 8 & 6 \\ 1 & 5 & 3 & 4 \\ 2 & 9 & 0 & 5 \end{bmatrix}$$

$$A' = \begin{bmatrix} 4 & 1 & 2 \\ 2 & 5 & 9 \\ 8 & 3 & 0 \\ 6 & 4 & 5 \end{bmatrix}$$

### 4 零 行 列

構成するすべての要素が 0 の行列を, 零行列(zero matrix) といいます。零行列は, 通常単に 0 と表わします。

$$\left[\begin{array}{ccccc}
0 & 0 & 0 & 0 \\
0 & 0 & 0 & 0 \\
0 & 0 & 0 & 0
\end{array}\right]$$

## § 3 行列の加減乗除(1) — 加減算

行列の加減乗除にはいろいろの約束がありますから,とくに そのような点に注意してください。行列の足し算・引き算は, 型の等しい行列すなわち行および列の数がそれぞれ相等しい行 列のあいだでおこなわれます。

ある行列Aに別の行列Bを足すとは、この2個の行列の(i,j)要素の和、すなわち( $a_{ij}+b_{ij}$ )を(i,j)要素とする行列をつくることをいい、これをA+Bと表わします。同様に、ある行列Aから別の行列Bを引くとは、この2個の行列の(i,j)要素の差、すなわち( $a_{ij}-b_{ij}$ )を(i,j)要素とする行列をつくることをいい、これをA-Bと表わします。たとえば、AおよびBを、

$$A = \begin{bmatrix} 3 & 9 \\ 5 & 4 \\ 7 & 0 \end{bmatrix} \qquad B = \begin{bmatrix} 2 & 5 \\ 1 & 8 \\ 4 & 6 \end{bmatrix}$$

とすれば、A+BおよびA-Bは次のようになります。

とすれば、A+BおよびA-Bは次のようになります。

$$A + B = \begin{bmatrix} 1 & 5 & 1 & 4 \\ 6 & 1 & 2 \\ 1 & 1 & 6 \end{bmatrix} A - B = \begin{bmatrix} 1 & 4 \\ 4 & -4 \\ 3 & -6 \end{bmatrix}$$

# § 4 行列の加減乗除(2) 乗算

行列の掛け算では、掛けられる方の行列の列の数と、掛ける方の行列の行の数とが等しいことが必要です。それゆえ、いまある行列Aに別の行列Bを掛けることとし、A を(1, m)型行列,B を(m, n)型行列とします。

さて, 行列Aに行列Bを掛けるとは, 次の数値

$$\sum_{s=1}^{m} a_{is} \cdot b_{sj}$$

を、その(i, j)要素とする行列をつくることをいい、これを $A \times B$ あるいはABと表わします。この計算は複雑なので、すこし説明を補足します。

まず、行列Aの第i行の要素と、行列Bの第j列の要素とを 取り出します。

$$A = \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} - - - - a_{1m} \\ a_{21} & a_{22} - - - - - a_{2m} \\ \vdots & \vdots & \vdots \\ a_{j1} & a_{j2} - - - - a_{im} \\ \vdots & \vdots & \vdots \\ a_{11} & a_{12} - - - - a_{1m} \end{pmatrix}$$

$$B = \begin{pmatrix} b_{11} & b_{12} - - - b_{1j} - - - b_{1n} \\ b_{21} & b_{22} - - - b_{2j} - - - b_{2n} \\ \vdots & \vdots & \vdots \\ b_{m1} & b_{m2} - - - b_{mj} - - - b_{mn} \end{pmatrix}$$

$$\uparrow$$

$$g$$

この双方からとり出されてくる要素の数は等しいわけですが, これを次のように順次掛けあわせて、かつそれを合計します。

行列A 行列B
$$a_{i^{1}} \times b_{i^{1}j} = a_{i^{1}} \cdot b_{i^{1}j}$$
 $a_{i^{2}} \times b_{2^{1}j} = a_{i^{2}} \cdot b_{2^{1}j}$ 
 $a_{im} \times b_{m^{1}j} = a_{im} \cdot b_{m^{1}j}$ 

$$\frac{\sum_{s=1}^{m} a_{i^{s}} \cdot b_{s^{1}j}}{s=1}$$

そして、ここにえられた数値を(i, j)要素とする行列を

つくれば、 $A \times B$ です。この説明からすぐわかるように、えられるのは(1, n)型行列です。

たとえば、AおよびBを、

$$A = \begin{bmatrix} 4 & 8 \\ 2 & 1 \\ 3 & 6 \end{bmatrix} \qquad B = \begin{bmatrix} 2 & 5 & 7 & 9 \\ 0 & 1 & 4 & 8 \end{bmatrix}$$

とすれば.

$$A \times B = \begin{bmatrix} 8 & 28 & 60 & 100 \\ 4 & 11 & 18 & 26 \\ 6 & 21 & 45 & 75 \end{bmatrix}$$

となります。ここで、たとえば(2,3)要素18の計算は、次のようにおこなわれます。

$$18 = (2 \times 7) + (1 \times 4)$$

この例からわかるように、Aに Bを掛けることはできても、 必ずしもBにAを掛けることができるとはかぎりません。Aと Bとが交互に掛けられるためには、Aの行および列の数が、そ れぞれBの列および行の数と等しいことが必要です。

AおよびBがともに正方行列のとき、 $A \times B$ も $B \times A$ も型の等しい正方行列となりますが、これは必ずしも等しいとはかぎりません。

たとえば, A, Bを,

$$A = \begin{bmatrix} 4 & 8 \\ 2 & 1 \end{bmatrix} \qquad B = \begin{bmatrix} 2 & 5 \\ 0 & 1 \end{bmatrix}$$

としたとき、 $A \times B$ および $B \times A$ はそれぞれ次のようになります。

$$\mathbf{A} \times \mathbf{B} = \begin{bmatrix} 8 & 28 \\ 4 & 11 \end{bmatrix} \quad \mathbf{B} \times \mathbf{A} = \begin{bmatrix} 18 & 21 \\ 2 & 1 \end{bmatrix}$$

通常の数の場合は、たとえば、3に7を掛けることと7に3 を掛けることとは相等しく、

 $3 \times 7 = 7 \times 3$ 

というように, 交換の法則が常に成り立ちますが, 行列の場合は, この法則は必ずしも成立するとはかぎらないのです。 もちろん成立するときもあることはあります。

行列の掛け算が、通常の数の掛け算と一番異なる点は、この 交換の法則が成り立たないことです。したがって、われわれは 掛け算をおこなう場合、掛ける順序に注意する必要があります。 Aを任意の行列とするとき、次の式が常に成り立ちます。

AE=A, EA=A ただし、Eは単位行列とする。

もちろん,この単位行列Eは、掛け算がおこなえるように、 適当にその型すなわち行および列の数をさだめてやる必要があ ります。なお、行列の掛け算では、結合の法則および分配の法 則が成り立ちます。すなわち行列A、B、Cにたいして、次の 式が成り立ちます。 結合法則(AB)C = A(BC)分配法則A(B±C)=AB $^{+}$ AC,

 $(B\pm C)A=A\pm CA$ 

もちろん,このように書いても,この3個の式中の行列A,B,Cが共通であるというわけではありません。A,B,Cは,それぞれの式における演算ができるようなものであればよいのです。これらの式は、上に述べた加,減,乗算における約束から導き出せるのですが、これはすこし煩雑なので省きます。

## § 5 行列の加減乗算除(3)——除算

行列の割り算には、非常に複雑な制約がある上、厳密に理解 するには、行列式への理解が必要です。しかし、行列式の説明 は簡単にできないので、それは省略します。

ある行列Aで別の行列Bを割るとは、次の式,

を満足するような行列XあるいはYをもとめることをいいます。なお,XおよびYをもとめることを,それぞれ左除法および右除法といいます。

掛け算の定義から明らかなように、行列Xをもとめるには、行列AおよびBの行の数が等しい必要があります。同様に、行列Yをもとめるには、行列AおよびBの列の数が等しい必要があります。したがって、行列XとYとをともにもとめるには、行列AとBの型が等しくなければなりません。

割り算のし方の基本の方針を,(1)の第1式について説明すると,まず次の式,

$$PA = E \cdots (2)$$

を満足するような行列Pをもとめます。もとめられたならば、 これを(1)の第1式の左から掛けてやると、

となり、したがって、Xは、

$$X = P B \cdots (3)$$

として、もとめられることになります。同様にして、第2式に ついては、

を満足するような行列 Qをもとめ、もとめられたならば、これを第2式の右から掛けることによって、Yは、

$$Y = B Q \cdots (5)$$

とさだめることができます。この Pおよび Qを, それぞれ行列 Aの左逆行列(left inverse matrix) および右逆 行列(right inverse matrix)といいます。 行列の割り算は、行列 A が正方行列であるか否かによって、 取扱い方が非常に違うので、わけて説明します。

#### 1 行列Aが正方行列である場合

一般に, 左逆行列 P と右逆行列 Q とがともにもとめられ(注1), かつ.

となります。それゆえ,この場合はこれら行列Aの逆行列 (  $inverse\ matrix$  ) といい, $A^{-1}$  とあらわしま す。すなわち,

$$A^{-1} A = E$$
 $A^{-1} = E$ 

たとえば、AおよびBを、

$$A = \begin{bmatrix} 7 & 8 & 1 \\ 2 & 4 & 7 \\ 9 & 8 & 3 \end{bmatrix} \qquad B = \begin{bmatrix} 8 & 5 & 3 & 6 \\ 9 & 4 & 8 & 3 \\ 1 & 7 & 5 & 0 \end{bmatrix}$$

とすれば、Aの逆行列 A⁻¹ は(注2)

$$\mathbf{A}^{-1} = \begin{pmatrix} \frac{\triangle 11}{32} & \frac{\triangle 1}{8} & \frac{13}{32} \\ \frac{57}{128} & \frac{3}{32} & \frac{\triangle 47}{128} \\ \frac{\triangle 5}{32} & \frac{1}{8} & \frac{3}{32} \end{pmatrix}$$

ですから, Xは,

$$X = A^{-1} B = \begin{bmatrix} \triangle \frac{111}{32} & \frac{5}{8} & 0 & \triangle \frac{39}{16} \\ \frac{517}{128} & \frac{1}{32} & \frac{1}{4} & \frac{189}{64} \\ \frac{\triangle 1}{32} & \frac{3}{8} & 1 & \frac{\triangle 9}{16} \end{bmatrix}$$

となります。Yはもとめられません。なお、△はマイナスをしめます。

(注1) 行列 Aからっくった行列式 I A I が、 I A I  $\Rightarrow$  0 である場合にかぎります。

IAI = 0 である場合は,逆行列 $A^{-1}$  はもちろん左逆行列Pあるいは右逆行列Qももとめられません。なお,(注4)参照。

(注2) 付録を参照。

## 2 行列Aが正方行列でない場合

一般に、行列 Aの行の数が列の数より大きければ、左逆

行列 P だけがもとめられます。(注3)逆に、行列 A の行 の数が列の数より小さければ、右逆行列 Qだけがもとめら れます。しかし、ここで奇妙なことに、左逆行列 Pがもと められるときには、一般に行列 Xはもとめられず(注4), その代わりに Yがもとめられ、また逆に右逆行列 Qがもと められるときには、一般に行列 Yはもとめられず、その代 わりにXがもとめられるのです。 たとえば、Aおよび Bを,

$$A = \begin{bmatrix} 5 & 2 & 0 \\ 1 & 9 & 7 \\ 7 & 1 & 6 \\ 2 & 3 & 2 \end{bmatrix} \qquad B = \begin{bmatrix} 7 & 2 & 7 \\ 2 & 1 & 8 \\ 1 & 6 & 4 \\ 3 & 4 & 1 \end{bmatrix}$$

とすれば、Aについては、左逆行列Pだけもとめられて、

$$P \ = \begin{cases} \frac{47}{321} + \frac{\triangle 33}{107} p_{14} & \frac{\triangle 4}{107} + \frac{\triangle 28}{107} p_{14} & \frac{14}{321} + \frac{\triangle 3}{107} p_{14} & p_{14} \\ \\ \frac{43}{321} + \frac{\triangle 33}{107} p_{24} & \frac{10}{107} + \frac{\triangle 28}{107} p_{24} & \frac{\triangle 35}{321} + \frac{\triangle 3}{107} p_{24} & p_{24} \\ \\ \frac{\triangle 62}{321} + \frac{\triangle 33}{107} p_{34} & \frac{3}{107} + \frac{\triangle 28}{107} p_{34} & \frac{43}{321} + \frac{\triangle 3}{107} p_{34} & p_{34} \end{cases}$$

となります。ここで、P14、P24、P34 は任意にとるこ とができます。しかし、このようにPが存在するにもかか わらず、Xはもとめられません。すなわち、PBを計算し てみると,

となり、(1)の第1式に入れてわかるように、これはXでは ありません。ところが、この場合、右逆行列 Qはもとめら れないにもかかわらず、 Yはもとめられて、

$$\mathbf{Y} = \begin{bmatrix} \frac{\lambda_{19}}{321} + \frac{\lambda_{33}}{107} \mathbf{y}_{14} & \frac{13}{107} + \frac{\lambda_{28}}{107} \mathbf{y}_{14} & \frac{329}{321} + \frac{\lambda_{3}}{107} \mathbf{y}_{14} & \mathbf{y}_{14} \\ \frac{\lambda_{35}}{321} + \frac{\lambda_{33}}{107} \mathbf{y}_{24} & \frac{26}{107} + \frac{\lambda_{28}}{107} \mathbf{y}_{24} & \frac{337}{321} + \frac{\lambda_{3}}{107} \mathbf{y}_{24} & \mathbf{y}_{24} \\ \frac{18}{107} + \frac{\lambda_{33}}{107} \mathbf{y}_{34} & \frac{58}{107} + \frac{\lambda_{28}}{107} \mathbf{y}_{34} & \frac{\lambda_{8}}{107} + \frac{\lambda_{3}}{107} \mathbf{y}_{34} & \mathbf{y}_{34} \\ \frac{251}{321} + \frac{\lambda_{33}}{107} \mathbf{y}_{44} & \frac{310}{107} + \frac{\lambda_{28}}{107} \mathbf{y}_{44} & \frac{\lambda_{55}}{321} + \frac{\lambda_{3}}{107} \mathbf{y}_{44} & \mathbf{y}_{44} \end{bmatrix}$$

となります(注5)。式中のy14, y24, y34, y44 は 任意にとることができます。このように、いろいろと制約 があるため行列Aが正方行列でない場合の割り算では、十 分の検討を必要とします。

(注3) 行列Aが(1, m)型(1>m)であるとすれ ば、ランクがmである場合にかぎります。ます。ランクが mより低い場合はもとめられません。なお(注4) 参照。

(注4) 行列Aのランクと、行列Aに行列Bの任意の一 列をつけ加えてつくった行列のランクとが等しい ときだけ, 行列Xはもとめられます。

> 同様に、行列Aのランクと、行列Aに行列Bの 任意の1行をつけ加えてつくった行列のランクが 等しいときだけ、行列Yはもとめられます。(い ずれも必要十分条件)

(注5) 行列AおよびYを、それぞれ次のように2個の 部分行列からなっているとかんがえます。

$$P = \begin{bmatrix} \frac{47}{321} & \frac{\triangle 33}{107} p_{14} & \frac{\triangle 4}{107} & \frac{\triangle 28}{107} p_{14} & \frac{14}{321} & \frac{\triangle 3}{107} p_{14} & p_{14} \\ \frac{43}{321} & \frac{\triangle 33}{107} p_{24} & \frac{10}{107} & \frac{\triangle 28}{107} p_{24} & \frac{\triangle 35}{321} & \frac{\triangle 3}{107} p_{24} & p_{24} \\ \frac{\triangle 62}{321} & \frac{\triangle 33}{107} p_{34} & \frac{3}{107} & \frac{\triangle 28}{107} p_{34} & \frac{43}{321} & \frac{\triangle 3}{107} p_{34} & p_{34} \end{bmatrix} \qquad A = \begin{bmatrix} A_1 \\ A_2 \end{bmatrix} \qquad A_1 = \begin{bmatrix} 5 & 2 & 0 \\ 1 & 9 & 7 \\ 7 & 1 & 6 \end{bmatrix} \quad A_2 = \begin{bmatrix} 2 & 3 & 2 \end{bmatrix}$$

$$Y = \begin{bmatrix} Y_1 & Y_2 \end{bmatrix} \quad Y_1 = \begin{bmatrix} y_{11} & y_{12} & y_{13} \\ y_{21} & y_{22} & y_{23} \\ y_{31} & y_{32} & y_{33} \\ y_{41} & y_{42} & y_{43} \end{bmatrix} Y_2 = \begin{bmatrix} y_{14} \\ y_{24} \\ y_{34} \\ y_{44} \end{bmatrix}$$

これらの関係を(1)の第2式の左辺に入れる

左辺=YA  
= 
$$(Y_1 Y_2) \begin{bmatrix} A_1 \\ A_2 \end{bmatrix}$$
  
=  $Y_1 A_1 + Y_2 A_2$ 

となります。したがって(1)の第2式は

$$Y_1 A_1 + Y_2 Y_2 = B$$

となります。いま両辺に A , の逆行列  $A_i^{-1}$ を右から掛けて 整頓すると(A」は、(注1)の条件を満たすとします。 なお, (注4)参照), Y1 は,

$$Y_1 = (B - Y_2 A_2) A_1^{-1}$$

ともとめられます。したがって、Yは、

$$Y = ((B - Y_2 A_2) A_1^{-1} Y_2)$$

となります。 A. の逆行列A. をもとめると(付録を参照).

$$A_1^{-1} = \begin{bmatrix} \frac{47}{321} & \frac{\triangle 4}{107} & \frac{14}{321} \\ \frac{43}{321} & \frac{10}{107} & \frac{\triangle 35}{321} \\ \frac{\triangle 62}{321} & \frac{3}{107} & \frac{43}{321} \end{bmatrix}$$

ですから、Yは結局前記のようになります。

# § 6 行列と数との乗算

行列と数とのあいだには、掛け算だけがかんがえられていま

す。もっとも、ある行列をある数で割るとは、その逆数を掛けるということですから、これは、割り算ですけれども、おこなうことができます。

さて、ある行列 Aとある数 k との掛け算とは、行列 Aの各要素に数 k を掛けることをいい、これを k A あるいは A k k と表わします。したがって、

 $kA=k(a_{i j})=(ka_{i j})$   $kA=k(a_{i j})=(ka_{i j})$  $kA=k(a_{i j})=(ka_{i j})$ 

$$A = \begin{bmatrix} 4 & 2 & 8 & 6 \\ 1 & 5 & 3 & 4 \\ 2 & 9 & 0 & 5 \end{bmatrix}$$

$$k = 2$$

とすれば.

$$\mathbf{k} \ \mathbf{A} = \begin{bmatrix} 8 & 4 & 16 & 12 \\ 2 & 10 & 6 & 8 \\ 4 & 18 & 0 & 10 \end{bmatrix}$$

 $\geq 2$   $\geq 2$   $\geq 3$   $\geq 4$   $$\mathbf{k} \ \mathbf{A} = \begin{bmatrix} 2 & 1 & 4 & 3 \\ 0.5 & 2.5 & 1.5 & 2 \\ 1 & 4.5 & 0 & 2.5 \end{bmatrix}$$

となります。

## § 7 部分行列による乗算

2個の行列AおよびBを、部分行列の組合わせとして、

$$A = \begin{bmatrix} A_{11} & A_{12} - - - - A_{1 \mu} \\ A_{21} & A_{22} - - - - - A_{2 \mu} \\ \vdots & \vdots & \vdots \\ A_{\lambda 1} & A_{\lambda 2} - - - - - A_{\lambda \mu} \end{bmatrix}$$

$$B = \begin{bmatrix} B_{11} & B_{12} - - - - B_{1 \nu} \\ B_{21} & B_{22} - - - - - B_{2 \nu} \\ \vdots & \vdots & \vdots \\ B_{\mu 1} & B_{\mu 2} - - - - - B_{\mu \nu} \end{bmatrix}$$

とあらわした場合、もしも任意の $j=1,2,\cdots$ ,  $\mu$ にたいして、部分行列  $A_{ij}$  の列の数と部分行列  $B_{jk}$  の行の数が相等しければ、この2個の行列 A および B の部分行列を普通の要素のようにみて、これらに部分行列による掛け算をおこなえることは明らかでしょう。そこで、いまそのような部分行列による掛け算をおこなってえられる行列を C とし、

$$C = \begin{bmatrix} C_{11} & C_{12} - - - - - C_{1 \nu} \\ C_{21} & C_{22} - - - - - C_{2 \nu} \\ \vdots & \vdots & \vdots \\ C_{\lambda 1} & C_{\lambda 2} - - - - - C_{\lambda \nu} \end{bmatrix}$$

としてみます。ここで、

$$C_{ik} = \sum_{s=r}^{\mu} A_{is} \quad B_{sk}$$
  $i = 1, 2; \dots, \lambda$   $k = 1, 2; \dots, \nu$ 

となることは明らかです。

しかるに、このような部分行列による掛け算をおこなってえられた行列 Cは、行列 A および B に本来の掛け算をほどこしてえられる行列と相等しいのです。すなわち、A B = C です。これは行列の有するいちじるしい性質です。たとえば、A および B  $\delta$ 

$$\mathbf{A} = \begin{bmatrix} 9 & 8 & 1 \\ 3 & 7 & 2 \\ 0 & 1 & 3 \end{bmatrix} \quad \mathbf{B} = \begin{bmatrix} 6 & 2 & 7 & 9 \\ 5 & 1 & 0 & 1 \\ 2 & 4 & 3 & 7 \end{bmatrix}$$

とし、またこれを部分行列を用いて、次のように表わしたとしましょう。

$$A = \begin{bmatrix} A_{11} & A_{12} \\ A_{21} & A_{22} \end{bmatrix}$$

$$\begin{cases} A_{11} & \begin{bmatrix} 9 & 8 \\ 3 & 7 \end{bmatrix} & A_{12} = \begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \\ A_{21} = & \begin{bmatrix} 0 & 1 \end{bmatrix} & A_{22} = \begin{bmatrix} 3 \end{bmatrix} \end{cases}$$

$$B = \begin{bmatrix} B_{11} & B_{12} \\ B_{11} & B_{22} \end{bmatrix}$$

$$\begin{cases} B_{11} = \begin{bmatrix} 6 & 2 \\ 5 & 1 \end{bmatrix} & B_{12} = \begin{bmatrix} 7 & 9 \\ 0 & 1 \end{bmatrix} \\ B_{21} = & \begin{bmatrix} 2 & 4 \end{bmatrix} & B_{22} = \begin{bmatrix} 3 & 7 \end{bmatrix}$$

まず、部分行列によって表わした場合について、部分行列による掛け算をおこなってみると、次のようなCがえられます。

$$C = \begin{bmatrix} C_{11} & C_{12} \\ C_{21} & C_{22} \end{bmatrix}$$

$$\begin{cases} C_{11} = \begin{bmatrix} 96 & 30 \\ 57 & 21 \end{bmatrix} & C_{12} = \begin{bmatrix} 96 & 96 \\ 27 & 48 \end{bmatrix} \\ C_{21} = \begin{bmatrix} 11 & 13 \end{bmatrix} & C_{22} = \begin{bmatrix} 9 & 22 \end{bmatrix}$$

たとえば、 $C_{12}$  は、

$$C_{12} = A_{11}B_{12} + A_{12}B_{22}$$

$$= \begin{bmatrix} 9 & 8 \\ 3 & 7 \end{bmatrix} \times \begin{bmatrix} 7 & 9 \\ 0 & 1 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \times \begin{bmatrix} 3 & 7 \end{bmatrix}$$

$$= \begin{bmatrix} 63 & 89 \\ 21 & 34 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} 3 & 7 \\ 6 & 14 \end{bmatrix}$$

$$= \begin{bmatrix} 66 & 96 \\ 27 & 48 \end{bmatrix}$$

と計算されます。次に、AおよびBについて本来の掛け算をほどこしてみると、その結果は、

$$AB = \begin{bmatrix} 96 & 30 & 66 & 96 \\ 57 & 21 & 27 & 48 \\ 11 & 13 & 9 & 22 \end{bmatrix}$$

となります。

したがって、AB=Cとなることは明らかです。

この証明は、さきに述べた加、乗算の約束から導き出されるのですが、すこし煩雑なので省略します。

## § 8 連立1次方程式

行列を用ちいて,連立1次方程式を表わしてみます。連立1次方程式は,この記法を生んだ根源ですから,この項および次項の説明を通じて,行列の使用法を具体的に理解されるのではないかと思います。

連立1次方程式の一般形式をしめすと,次のとおりです。

$$\begin{cases} a_{11} & X_1 + a_{12} & X_2 + \dots + a_1 n & X_n + b_1 = 0 \\ a_{21} & X_1 + a_{22} & X_2 + \dots + a_1 n & X_n + b_2 = 0 \\ a_{m1} & X_1 + a_{m2} & X_2 + \dots + a_{mn} & X_m + b_m = 0 \end{cases}$$

ここでXが未知数をしめします。なお,方程式の数がmで,未知数の数がnであるところに注意して下さい。両者は必ずしも一致しないでよいのです。この連立1次方程式が,行列をもちいて、次のように表わせることは明らかでしょう。

$$AX + B = O \cdots (8)$$

ただし, ここで, A, X, B, Oは次のような行列です。

$$A = \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} & - & - & - & - & a_{1n} \\ a_{21} & a_{22} & - & - & - & - & a_{2n} \\ & & & & & & & \\ a_{m1} & a_{m2} & - & - & - & - & a_{mn} \end{pmatrix}$$

$$X = \begin{pmatrix} x_1 \\ x_2 \\ & & \\ x_n \end{pmatrix} \quad B = \begin{pmatrix} b_1 \\ b_2 \\ & & \\ b_m \end{pmatrix} \quad O = \begin{pmatrix} 0 \\ 0 \\ & & \\ 0 \\ & & \\ 0 \end{pmatrix} \quad \dots \dots (9)$$

たとえば、次の連立1次方程式。

$$\begin{cases} 0.71X_1 + 1.51X_2 + 8.33X_3 - 5.12 = 0 \\ 7.77X_1 + 5.52X_2 - 2.12X_3 - 0.82 = 0 \\ 4.42X_1 + 5.57X_2 + 1.62X_3 + 6.73 = 0 \end{cases}$$
は、行列をもちいて、次のように表わされます。

A X B O
$$\begin{bmatrix}
0.7 & 1 & 1.5 & 1 & 8.3 & 3 \\
7.7 & 7 & 5.5 & 2 & \triangle 2.1 & 2 \\
4.4 & 2 & 5.5 & 7 & 1.6 & 2
\end{bmatrix}
\begin{bmatrix}
X_1 \\
X_2 \\
X_3
\end{bmatrix}
+
\begin{bmatrix}
\triangle 5.1 & 2 \\
\triangle 0.8 & 2 \\
6.7 & 3
\end{bmatrix}
=
\begin{bmatrix}
0 \\
0 \\
0
\end{bmatrix}$$

# § 9 連立1次方程式の解法

カス (未知数の数と方程式の数とが等しい場合)

未知数の数と方程式の数とが等しい場合には、(8)式の行列Aは、当然正方行列となります。そこで、(8)式の両辺に行列Aの逆行列 $A^{-1}$ を左から掛けて、

$$A^{-1}AX + A^{-1}B = A^{-1}O$$

とし、整頓すると、 $X+A^{-1}B=O$ となり、したがって、  $X=-A^{-1}B$ となります。これが未知数の数と方程式の数とが等しい場合の連立 1 次方程式の解法です。

たとえば、前項の例で、Aの逆行例 $A^{-1}$ をもとめますと(注6)、

$$A^{-1} = \begin{bmatrix} 0.14944 & 0.31654 & \triangle 0.35421 \\ \triangle 0.15814 & \triangle 0.25688 & 0.47698 \\ 0.13598 & 0.01959 & 0.05627 \end{bmatrix}$$

となりますから、Xは、

$$X = -A^{-1}B = \begin{bmatrix} 3.40853 \\ \triangle 4.23039 \\ 1.09098 \end{bmatrix}$$

ともとめられます。

$$\begin{cases} X_1 = 3.41 \\ X_2 = \triangle 4.23 \\ X_3 = 1.09 \end{cases}$$

## (注6) 付録を参照。

ここで、正方行列の逆行列の計算方法の1っをしめしたいと おもいます。この計算では、次の正方行列Aの逆行列の計算が おこなわれています。

$$\mathbf{A} = \begin{bmatrix} 0.71 & 1.51 & 8.33 \\ 7.77 & 5.52 & \triangle 2.12 \\ 4.42 & 5.57 & 1.62 \end{bmatrix}$$

この計算例の計算手順は、次のとおりです。

- 1. まず行列Aを計算表の最上部に書き入れます。
- 2. この行列Aの下と右に、1行1列を加え(4,4)型行列 とします。そして、計算表にしめすように(1.4)要素は +1,(4,1)要素は△1とし、その他は全部0とします。
- 3. ここに, 新しくつくられた(4,4)型行列の第1行および第1列をのぞいたものを, そのままその下の各欄に書き入れます。
- 4. さらに、この(4,4)型行列において、(1,1)要素でもって、第1列の他の要素を除し、その結果にマイナスをっけて、すぐ下の*中の欄に記入します。 たとえば、

$$\triangle 10.94366 = \triangle \frac{7.77}{0.71}$$

5. *印の各欄の数値を,上の(4,4)型行列の第1行の第 2列以下の要素に乗じ,えられた結果をその数値の右の欄に 順に記入します。

たとえば,

 $\triangle 16.52493 = \triangle 10.94366 \times 1.51$ 

6. (4,4)型行列の下の各欄に記入された2個の数値を合計して、その結果をさらにその下の欄に記入します。 たとえば、

 $\triangle 11.00493 = 5.52 + \triangle 16.52493$ 

- 7. 以上と同様の手続きを、2から順にくり返します。
- 8. この操作を3回くり返してえられた3行3列の数値が、そ

のままもとめる逆行列  $A^{-1}$ となります。したがって、

$$\mathbf{A}^{-1} = \begin{bmatrix} 0.14944 & 0.31654 & \triangle 0.35421 \\ \triangle 0.15814 & \triangle 0.25688 & 0.47698 \\ 0.13598 & 0.01959 & \triangle 0.05627 \end{bmatrix}$$

なお、n次の逆行列の計算の場合には、このような操作を n回くり返すことになります。

- 9. 逆行列を計算する場合には、計算からくる誤差の累積を避けるため、相当に桁数を多くして計算する必要があります。したがって、次数が高い時は電子計算機の力が必要です。
- 10. 正方行列の(1,1)要素が0の場合にも、すこし技巧を加えれば、上記の方法で計算できますが、説明は省略します。

## [付録] 正方行列の逆行列の計算例

	0.	71	Τ	1	. 51			8.	33				- 1										,
	7.		†-	- 5		-1		2.	12	_			0										
	4.	42	1-	- <u>-</u>	. 57	-		1.	62				0	1									
Δ			† -		0				0				0										
*				5	. 52		Δ	2.	12				0										
_	10.	94366		16	.524	93	Δ	91.	16.0	69	Δ	10.	943	366									
*				5	. 57			1.	62				0										
۵	6.	22535		9	. 400	28	Δ	51.	857	17	Δ	6.	225	3 5									
*					0				0 .				0										
	1.	40845		2	.126	76	-	11.	732	39		1.	408	345									
				11	.004	93	Δ	93.	280	69	Δ	10.	943	366			1						
				3	. 830	28	Δ	50.	237	17	۵	6.	225	3 5			0	_					
				_ 2	.126	76		11.	732	39		<u>1</u> .	408	34.5	<u> </u>		0						
			_	1					0				0.				0						
			*				Δ	50.	237	17	Δ	6.	225	3 3 5			0						
				0.	3480	51		32.	466	44		3.	808	395	Δ,	0.3	480	5					
			*					11.	732	39		1.	408	345			0						
				0.	1932	5 5	Δ	18.	026	96	4	2.	114	192		0.1	932	6					
			**						0				0				0			•			
				0.0	9086	84		8.	476	27	2 32	0.	994	143	Δ	0.0	908	7					
								17.	770	73	Δ	_ 2.	416	340	$\stackrel{\triangle}{-}$	0.3	480	5			1		
								6.	294	57	<u> </u>	_0	706	347		0 . 1	932	6			0		
		1 1		14	1411.			_ 8.	476	27		0 <u>.</u>	994	143	Δ_	0.0	908	37			0		
							Δ	1					0		:		0	_			0		
							*				Δ	0.	706	347		0.1	932	6			0		
							Δ	0.3	542	10		0.	855	91		0.1	232	8 4		0.3	542	21	
							*					0.	994	143	Δ	0.0	908	37			0		
								0.4	769	79	Δ	1.	152	257	Δ	0.1	660	1		0.4	769	98	
							*						0				0	1			0		
							△0	. 05	627	23			135				195			-			
												0.	149	944			165			0.3	5 4 2	21	i
													158				568	- -	- +		769		
												0.	135	598		0.0	195	9 2		0.0	562	27	

# 昭和45年産業連関表 一総合解説編一

昭和49年1月 発行

- 編 集 行政管理庁、経済企画庁経済研究所、農林省 通商産業省、運輸省、労働省、建設省
- 発 行 社団法人 政府資料等普及調査会 東京都港区赤坂1丁目7番3号(長谷川ビル) 〒 107 TEL東京03(586)1058(代表)
- 印刷 有限会社 陣 内 企 画 社 〒 272 市川市市川 3 - 36 - 18